名越時敏史料八

解

解 題

之英著「緊要子弟訓」、木村静隠 (探元) の談話「浦之浪」を合わせ『名越時敏史料八』として刊行する。 今年度は、名越時行(時敏、以下時敏に統一)の「見聴雑事録」、平田可竹の「可竹日記抜書」・「平田可竹之書」、久保

宅するまでの嘉永三年三月四日から安政二年六月二十一日までの粗筋である。この件の詳細については『鹿児島県史料 |見聴雑事録||には安政五年正月付の序文がある。序文の大半は名越が嘉永朋党事件に連座し流罪となり、赦されて帰

れハ是聴雑事録とおかしくも題号し侍りぬ」と題号の理由を記しており、船中の見聞記であるかのようである。(見懸り) 序文の最後に「かゝるなかき船の内の日のなかさに見聞たる事を書付まほしくおもひ出て、とほ ()カ) 名越時敏史料一』の解題に記しているので併読願いたい。

見聴雑事録」の大まかな収録内容は、次の通りである。

之巻

①絵図と船中の見聞、②米国の浦賀来港および米国と琉球の和約に伴う達書など外交関係、 までの「中江氏日記」。 ③元禄三年~七年

家新令と詠歌、⑥楠公石碑の文、⑦よぼくれふし。

②諸侯上書、

③浦賀の情報、

④ロシアよりの書簡、

⑤井伊

二之巻 ①嘉永六年薩州上書および軍船・蒸気船製造願書、

三之巻 ①「新納忠増高麗渡海之日記」、②「九州軍記」、③安政二年江戸地震に関する書状、④天保八年大塩平八郎騒乱

一件の史料、⑤「朝鮮太平記」。

四之巻 ①八田知紀の「経義大意」、②安政三年渋谷屋敷調練場における試合の記述、③清水馬場郷中「二才咄格式定目」、

④ 「咏新納氏軍扇」、⑤ 「阿淡後朝夢」、⑥ 「薩摩風土記」、⑦ 「宇治拾遺物語」中の禅珍内供の話

①質素倹約に関する通達留、②文武御窺いに付き仰せ出し、③供回り規定、 ④佐藤玄明窩翁口述を子の信淵が

筆記した「培養秘録」四、⑤平田篤胤の「古道大意」下巻、⑥熊沢蕃山の「夜会記」、⑦平田篤胤の「俗神道大意」。

手ヨリ琉球下リノ水主ハ亦一段宜キトナリ」と、船頭・水主から直接聞かなければ分からない聴取情報、 り聞いた大船所有者の情報などもあるが、全体としては、船中で見聞した内容はほんのわずかにすぎない。書写された ハ別段ニ水主トモ賃銭コレナキヨシ、訳ハ上納ノ粟ヲ昔ヨリノ仕来リニテ粟壱俵ヨリ壱升宛抜取ルヨシ」・「島下リノ水 良部島の港図など画を得手とする名越ならではの図や、「先キ島下りの船が第一船頭・水手勝手宜キト云」・「先島行 収録内容から分かるように、 西洋船の絵や安政二年三月大島での測量の場所と音速を利用して距離を測る方法、 永徳丸船頭よ 沖永

革・軍法の転換により必要になった近世初頭期における武士意識などの再確認に関する資料、 知識の蓄積、を意図して書写しているようである。 書写されたものから窺えることは、(1) 嘉永六年以降の新たな国際関係および国内情報の収集、 (3)実務家として必要な (2) 弘化四年軍制改

大部分は大島から帰った後のものと考えられる。

- 況把握はできなかったであろう。これから治政に参加する者としては欠かせない知識の収集であった。 一之巻の②、二之巻①~⑤・⑦により明らかであり、 大島流罪中でも外圧は感じていたにしても、 具体的状
- 要があったのであろう。特に、一之巻③にある「此年ハ鑓稽古朝より晩迄といふ事、毎日程見ゆる」などの記事は、後に ためには、 両者が同一の立場であった時代の主従関係、忠の意識、文武の鍛錬の在り方などについて再確認しておく必 一之巻③、三之巻①・②・⑤、四之巻③・④などである。城下士・郷士を一体として捉え軍事力強化をする

る。

も触れるように、名越の注目することであった。

個人的関心からでもあるが、特記したいのは、四之巻③の子弟教育に関する清水馬場郷中の二才咄格式定目(以下、格

式定目と略記)を書写していることである。

文書と筆者はしているが、幕末にはこれが子弟教育に利用されていたとされている。 格式定目は平相中に伝わるそれがよく知られている。この史料は、作成された年次、 制作者など共に疑問があり、 偽

平相中と清水馬場郷中との格式定目を比較すれば、文言上の些細な違いを無視すれば、同一系統のものといえるが、

明らかに違う点がある。

つは条文数である。

清水馬場郷中のそれは八ケ条である。しかし、 過言の禁止のケ条にある「付、慮言ノ事」を一ケ条の内容と考えれば九(雌カ)

二つは条文の欠の部分である。

ケ条になる。平相中の条文は十ケ条である。

無之様可相働事」と九条目「山坂之達者、可心懸事」の二ケ条が清水馬場郷中の格式定目にはなく、最後の条にある「一武 平相中の六条目「咄相中、誰人ニて茂他所ニ差越候節、 礼楽・射術 最モ知其条理事」が平相中の格式定目にはない。 於其場難相分儀到来いたし候節、 幾度茂相中得と致穿儀、 越度

郷中の格式定目には、武士として最も条理を知るべきものは礼楽・射術・書経であると最後のケ条に掲げているのであ 目は、「山坂達者」の言葉を郷中教育に定着させた基になっているケ条である。この行動に関する二ケ条を欠く清水馬場 平相中の六条目は、郷中の者が誤りのない行動を取るためには必要な方法であると評価されてきたケ条であり、 九条

両格式定目に、欠け、また加えられているケ条がどのような理念に基づいているのか今後検討する必要がある。

さらに清水馬場郷中の格式定目には、「箇条留」として、状況の設定とそれへの適切な対処法が記されている。

4

冒頭の一例のみ示そう。

一幼少之士下人類致慮外被相果候節、参掛計様之事

名乗合候、 之子細并何某下人聞届屋敷掛江差越番ノ手相頼ミ、亭主立会ノ上可列帰事、

際に行われる穿議の課題とも類似するケ条もあり、このマニュアル書がいつ頃作られたのか今後の研究課題でもある。 ある場面に遭遇した時、どのような行動を取るべきか事細かな場面設定と対応の仕方が記されている。二才の夜咄の

(3)は、二之巻⑤、三之巻③・④、四之巻②・⑤・⑥、五之巻①~⑤などであり、 いずれも実務に精通した治政家に

なるためには承知しておくべき事柄であるが、ここでは「培養秘録」四と「古道大意」下巻について触れたい。 文武に勝れた名越であるが、農事について触れた文は管見の限りではない。ただ、大島流罪中に、 わずかの時間、

稲

述する「培養秘録」四は名越が治政家として立つためには必要な知識であった。 刈り・莚打を経験したことはある。農業の基本は土地の肥沃化にあり、そのためには肥料は重要である。そのことを詳

「古道大意」下巻からは、次の部分のみが書写されている。

うな物ぢやか、其撰分たる処で見ると、なるほど米粒の形が各々違ふて見紛ふへきよふは無ク、爰で素人とドモト これハ仙台の、是ハ九州米といふやふに、一粒 (〜より分るてござる、しろうとがみてはどふか虚言ラシク思うや 米の商売をする者なとが米を見分るのに、五ケ国十ケ国ノ米をませ合せたるを一握り見せると、是レハ美濃ノ上米、 ント閉口する事デ

名越はこれを筆写しながら一事に通じた者のすごさと、それらに学ぶことの多さを知ったものと思われる。

 \equiv

解

された。

までの日記の抜き書きと、(2)可竹の書状である「平田可竹之書」の二点である。 ここで取り上げる平田可竹 (以下、可竹と略記) に関わるものは、(1) 享保二年六月二十八日から同十三年五月十九日

甫山和尚の弟子となり庵を吉野実方太鼓橋の辺りに結び可竹庵と号した。彼の仕えた藩主は、享保六年六月九日致仕す 四〇歳にして潮音院で発心して自ら出家し、名を可竹と改め、幽谷とも号した。宝永四年八月二十一日隠居した。後に 日置流射術を習い、甲州流兵学を新納久了に学んで共に達人として知られていた。絵画も善くし和歌にも通じていた。 可竹は、寛文五年に生まれ、享保十三年八月一日に六四才で死去した。発心前は民部左衛門宗弘と称した。父宗門に

る四代吉貴、 同日家督が許され五代藩主となる継豊である。

(1) を名越が書写したのは先祖が関係するものであったことが第一の理由であろう。

- 享保五年の記事は次のみである。
- 同廿七日 殿ニ而御茶つけ被下御暇仕候 大いも・琉球いも・ 山いも一折従 於須磨様拝領、 松井殿より手紙相付、 翌廿八日御礼二罷出候、 納

を如実に物語るようである。 可竹の言動に対する興味よりも、 先祖の言動が記されていることが日記を抜き書した理由であること

となり、享保五年十一月より家老に就いた。 ここに出てくる於須磨は吉貴の側室であり、 継豊の母である。於須磨の兄名越右膳恒渡はこの縁により島津家の家臣

知難有奉存」とあり、 日記によれば へも御心安被 召出申事二候得者、 可竹は吉貴・於須磨の身近の存在であることが分かる。享保二年七月十七日条には「可竹事ハ 於須磨などの祈禱に関係し、信心にも関係していた。それだけに、可竹へは細やかな心遣いがな 御祈禱も真節ニ可相勤と被 思召上候間、 息才ニ罷在、 長々御祈禱可相 太貴 守

享保九年、「七月盆十四日・十五日之内、日を失念申候」と断り次の記載があり、わざわざ煮物を遣わしている。

従 於須磨様 思召出候間、則為申可申旨 御意之由ニ而、 松井殿文二而被 御意候間、 遣申之由ニ而、 仰遣候、 只今御膳被 御鍋二入なから拝領仕候、 召上候処二、御煮物白味噌 御食も一重被下候、 誠

松井殿へ御礼頼存返事仕候

晩年には、可竹の持つ知識の伝達がなされている。

以難有御志と感涙をこほしいたゝき申候、

釈は六月朔日・八日にも行われ、十四日にしの字まで終わったが、ゑからすまでの講釈が行われたかは不明である。 申叶候事難成事ニ奉存候得共、乍憚可申上候」と断りながら、ほの字まで供の武士や女房衆へ講釈した。 ている。 享保十一年五月十二日には、磯で地蔵本願経のことをあらまし話し、日新のいろは歌について講釈するとの約束をし 五月廿日、 可竹は、享保十三年五月十九日まで、在俗であった時よりもはるかに藩主の近くにいて、弓法の伝授・兵法 総州(吉貴)が臨席し、 いろは歌は「日新公儒仏之心を御あきらめ御詠し為被遊御事ニ候得者、 いろは歌の講 私共

の伝授・御備図作成などに関係している 以後も、

る。本文後ろに異筆で「此書は文久三年亥十月廿二日、一夜借用ニ而惣而写不終也、名越主税平時成、盛年十七才(花押)」 (2)「平田可竹之書」は、 享保三年、 甲州流兵学の師伊東祐房丈の息伊東五右衛門に与えた書状の形を取る教訓書であ

することを命じたのではないかとも想像される 内容を見ると、若年者の教訓書として適切なものであることから、 時成自身の選択によるのではなく、 父時敏が書写

した物語構成で、 「夫軍法ヲ習フ者ハ、軍法ヲ以テ自性本源ヲ能知テ己ヲ修ム、弓馬一切之兵術モ亦爾也」 から始まる教訓書は、 自らの心に魔王が存在し、容易に心を虜にすることを次のように指摘する。 擬人化

世ノ人芸能ヲ習フヲ見ルニ、其芸才ヲ以テ身ヲ立、人ニシラレテ名ヲ揚、主君ニモ能思ハレントノミ心掛テ、名

解

さらに魔王には貪 聞利用ヲ貪ル心ニ縛セラレテ、更ニ自己ノ心王ヲニ魔王ノ大敵有コトヲ夢ニモ不知シテ、(衍カ) スルヲ至極ノコトトハカリ思フ、如是ノ人只理ニホコツテ実解ナキ故ニ、心中ノ魔王軍ヲ出セハ必トリコトナル ヲ以テ、 無智ナルモノニハ智アルヲ以テ勝ント着シ、鈍気ナル者ニハ鋭ナルヲ以テナリ、夫々ニ対シテ千変万化 (貪欲)・瞋 (瞋恚)・痴(愚痴)の三大将がいるとし、それぞれについて具体的に説明する。 ウワノ空ナル利根分別

也 ある。 也、 物言晴タテ仕ル人」に分けて説明し、この貪欲を退治するには、物の善悪をわきまえる智であるとする。 退治するには仁であり、痴を退治するには勇であるとし、最後に「一切ノ悪事ニ迷ヒ貪瞋痴ニ悩サル、人皆勇ナキノ人 すなわち、貪については、「大身ニテ貪欲ヨリ攻ラレテ亡シ人」「物数寄ニ溺ル、人」「人ニ物ヲクレスコシ気味ニテ人ニ 願クハ此勇ヲ二六時中可得用事一生ノ肝要ナルヘキヤ」と結んでいる。学問により智仁勇を鍛える必要を説くので 血気ノ勇ト云ハ我意ヲ以貪瞋痴ノタメニツカハル、勇ナリ、武士タル人三毒ヲ治メスンハ勇ナキノ人也、 同様に、 可恥ノ甚

時ノ人御奉公ニ隙ナシト云ヒ、 くの状態であり、そうしている内に弓・兵法その外の武芸も何によらず大体形が付いてきたとする。それに比べ「只今 人上手ト申人ノ事ヲ承及申候ニ、其道ニ身命ヲ投打候ヨリ別ニ近道無之ト相見得申候、 無御坐候」と指摘する。伊東祐房丈は、最初は天流の鑓稽古のために垂水へ十年余通い「鑓一辺ニテ昼夜余事無御坐」 経験談が記される。まず、何の道であっても今日を徒に過ごしていては成就しないとし、「於御当国二名 遠路ノ師ナレハ不可叶ト云、或ハ貧ニシテナラスト申候、 無左候テ上手名人ニ成候 皆偽ニテ候」と、 隙のない人

可竹が若輩の時、 父親から度々教訓されたことを次のように記す。

ル、ホト志ヲ一途ニ究メヨト申聞セ候故、弓法ヲ拾一歳ヨリ十七歳ノ春迄心カケ、愚親ニヲクレ、其後四十歳マテ 芸ヲ習人其道ニ思入、 余事ヲ忘却シ、人ヨリタハケモノト呼レサラン人ハ上手ニ成カタシ、一 度タワケトヨハ

冬夜ノ寒キモキラハス弓ヲ枕ニシテ臥、幾夜カ夜ヲ射アカシテ直ニ的ヲモ仕候、心ニ存アタルコト候へハ難止シテ 暁方ニモ火縄ニ火ヲ付テ仕候

名越時敏は自分の文武修練と重ねて強く共感するところがあったに違いない。名越の文武修練については、『鹿児島県史 人に「タハケモノ」と呼ばれるほどの稽古、修練をしなければ一芸に通ずる人物にはなれないのであり、この教訓書に 名越時敏史料六』の解題で紹介しているので参照願いたい。

几

料

ここで取り上げる「緊要子弟訓」は、天明二年、城下士久保之英(以下、之英と略記)による著述である。

死した。以後、行政・之盛・之昌と続くが、家系についての記述がやや詳しくなるのは曾祖父之昭の時からである。 は之昭の弟で久保家を嗣ぎ、 昭は日置流弓術に勝れ、 久保家の初代行久は忠良・貴久・義弘、二代行経は貴久・義久・義弘に忠勤を励み、島津久保に従い朝鮮に出兵し戦 師東郷重尚の高弟五人の一人であり、光久・綱久・綱貴に仕え納戸役を長く勤めた。祖父之春 綱貴・吉貴に仕え納戸役を勤めた。父之真は吉貴・継豊・宗信・重年・重豪に仕え、 郡奉 之

行 ・糺明奉行・物奉行・御使番・大坂留守居などを歴任した。

似するが、之英は治政・風俗・士風・礼儀・節義など幅広く五君時代のそれを是とし、今のそれを非難するのである。そ 継ぎ、彼の生きた享保以降、 りそれを聞き習ったことが「御家兵法純粋」・「御家兵法純粋附録」の著述に繋がったとしている。之英はこの家風を受け 続く家久までの五君に仕えたことから、五君の治政・戦術などについての先祖の言い伝えも多く、 之英の記述するところによれば、右のように、久保家は代々島津家に仕え、特に島津家中興の祖である忠良、それに 治政を高く評価するのであり、 特に重豪期の風俗・人物評価など、 その点では、 同時代に五君時代の兵法を評価し復活させようとあがく徳田邕興と類 r V わゆる薩摩国風が大きく変わる中で、五君時代の国 之英自身幼少の時よ

風

解

のことは彼の著書である「薩州士風伝」を一見すれば明らかであり、他の著書「文武之書」・「見聞秘記」・『関ヶ原御 合戦

進退秘訣』などにもその視角・見解が貫かれている。

薩州士風伝」では、昔と今の変化を記すのみであったが、同時期に之英が「緊要子弟訓」を著述する理由は何であった

それはその序文を見れば明らかである。

のだろうか。

義論弁疑を記して右に置いて才の進むことを試みた。書き連ねた紙数は多くなった。「左置ノ文句ハ著述セシ書藉, 書加ン事多シ、是ハ後世志士ノ助・才力ニ近キモアルベシ、記テ右ニ置、オヲ試シノ文ハ、父子兄弟ニ交仕フルノ言行 ろを記している。 ノ助ト成ヌベキモノ有ヌベシ」とし、これを「緊要子弟訓」と名付けて子孫のための教訓としたい、とその意図するとこ い。そのため、古賢の嘉言・善行・雄略・才弁・識断・礼式・陣備の類を記して左に置き、新しく自分の心より出たる い伝えを聞くといえども、耳目にかかる内容を胸に記すことは、余人は知らず、資質を授かることの薄い自分には難し すなわち、聖賢の経書を伺い、兵書を読み、和漢の歴史を見、詩歌・文章・仏書・老荘の書冊を手にし、古老より言 グー中ニ

教訓の内容は格調の高いものから、日常生活に関する細々としたものまである。

短語の冒頭には次のようにある。

士ハ志ヲ大ニシテ我カ才識ヲ広大ニシ、徳ヲ負テ国家ノ風俗ヲ我ヨリ立直シ、人我レニ恥励ヨウニ可成ト可修行 也、成トナラストハ天也、纔ニ学得テ其ヲ以テ名聞ノ便トシテ官録ヲ求メ、権勢ノ人ニ諂ヒ不才貧士ニ矜ルハ、所

るような人は「聖人ノ罪人」であると糾弾する。 士の修行の本来の目的を明確に示し、纔かに学問をし、 それにより利を得、 権勢に媚び諂い力を得て不才・貧士に矜

このような高邁な教訓・指摘と共に、次のような叱り方についての教訓もある。

人を怒るには夏天に夕立のする如くあるへし、怒気の生する時制之、猶止事を不得ときハ怒るへし、 日学処此あり、善悪の理ハ鏡に物の写るが如し、ひろりとする処に応していやといわれん処より言葉を発すへし、 する時に善悪の中道を考へし、余り敏速に発して、或者過きて後悔し、或ハ彼に理あるに閉口する、見苦し、 其れを制止

江戸中期には薩摩藩でも利に対する意識が大きく変わり、利を得るものが評価されるという風潮が出てくると、それ 此に闡けれは我に理あるも無かごとし、密に言厳ならされハ彼不服、ながたらしきハ男子の勇にあらす、

に適応できない者が没落するという現象が進行する。之英の生きた時代はこれに伴う諸問題が表面化してくる時である 教訓書の中に触れられているのは当然である。すなわち、次の通りである。

時ハ作病をかまへ不勤之、其貞略を用を見るに、親類・朋友の交には音信・贈答・礼義をもかくといへと、内証 にても臨時の物入も出来れは、最早他借に及ぶといへと、風儀を質素に変する事不能して、高役奉公仰付らる、 知行高二三百石より以上取るの士ハ、大形内証の驕より身上衰微いたす也、 納帳に残る計也、誠に武士の心掛なく不忠不幸と云へし(略)、 の費ハ以前に不替して、後々ハ家の武具・馬具、親先祖の秘蔵せし珍器を下に売のけ、昔の高ハ名寄帳の写、 めんと欲シ、上に化するの下なれは、召仕の男女まて一家此風を善とす、一年~~の取勢にて兎角する内に、 将碁・鳴物・遊興を愛し、或ハ釣・狩・勝負・角力を翫ひ、妻妾ハ衣類・帯・櫛・笄より油鼻紙に至まて美を極 自ハ酒食・色欲を専とし、 或ハ碁 取

ましく生活するならば、金五十両、 めには、百石に二十石、二百石に四十石、千石に二百石、一万石に二千石ずつ年々軍用に分け置いて、残りの石高で慎 もう一点、人物評価の仕方について紹介する。 二、三百石取りの武士の衰微は奢侈にあり、その奢侈の生活に馴れると倹約することが難しいことを指摘し、そのた 百両の勤めは二百石以上の士はいと安いことであるとする。

表面的な光で人の器量を見、才識ある人はそれを取り払って生得の器量を測るとするのである。 離し、まるはだかになして器量をミるべし、丸裸にして其才識人にすくれたるを其芸能ある人としるへし」と、凡人は 主将の器ありとおもへり、つてを求て幸を得て役職に居る人を分別あると思へり、何にても其ものを以鳴る人ハ夫を取 四書五経なとを講釈して方々はせまはる人を学者と思へり、器量を計らずして称美之、兵学の伝を致せし人さへあれバ、 能を以て世に鳴り、其器量不大あり」と指摘する。これは剣術・学問・兵学でも同様のことがいえるとした後、「凡人ハ 之英は人の器量をみるには「生得の器量を計るへし」とする。すなわち「芸能なきにも才識大にして正道なるあり、芸

名越時敏がこの「緊要子弟訓」を筆写するのが元治元年であることは注目される。

により軍備強化が図られつつあった。それを理解するのにこの書は合致していたのである。 同年、居地頭制が復活されたことに象徴されるように、近世初期の軍体制を制度・組織・意識の面で復活させること

Ŧi.

るものを底本としている。

ここで取り上げる 「浦之浪」 (上・中・下) は、安政三年名越時敏により書写され、東京大学史料編纂所に所蔵されてい

「浦之浪」の表記は、底本でも、 浦之浪」の成立と取り扱いについては、「浦之浪下」の最後尾に次のようにあることにより明確である。 浦農奈美・浦の浪・浦能浪と区々であるが、ここでは「浦之浪」で統一する。

畢 右三巻ハ木村静隠老之談話、 猥不可許於他出者也、 若御借用之御方者、 而子孫衆書留之為三卷名浦能浪、深雖秘蔵之、木村家之外族山城何某乞之以窃写置之 御覧御済次第早速御返可被下候畢

文化十一竜集甲戌菊月改書之、

何某と有之

家の外族の山城何某が密かに書写した。猥りに他出を許すものではないが、もし、 すなわち、木村静隠 (以下、静隠と略記) の談話を子孫が書き留め三巻にしたものであり、深く秘蔵されていたが木村 借用した人は御覧済み次第速やかに

静隠の名よりも、 鹿児島では、探元の名の方が通りがよいが、彼は外にも種々名乗っている。 「岩瀬之玉四之巻」 (『鹿

児島県史料 名越時敏史料六』)に次のようにある。

返却してください、とあり、借り出しも許されていた。

木村村右衛門時経

堂、斗山玄風、法浄居士 初時員、 大弐法橋、 探元斎、 守広、 静隠、 細篁盧、 村々子、 啜茶翁、三暁庵、 梅下隠叟、 黔嬴、木子膽、 (李膽ヵ) 浄徳

に召され享保十九年法橋に叙せられた。明和三年に八九歳で没した。

静隠は延宝七年薩摩に生まれ、江戸に出て狩野探信に学び、その後薩摩藩の御用絵師として名をはせた。また、

禁裏

例えば、和歌の後に逸話、その後に人物についての記事があるように、脈絡なく個々の記事が記載されており、利用に ことが「浦之浪」の内容を多様にしている理由であろう。ただ、思いつくままに話したことをそのまま書き留めたためか、 よりも博覧強記の人物であり、幅広く古今の人物・事蹟・逸話・詩歌・書状・法令なども暗記していたのであり、 静隠は絵画だけでなく、書を巧みにし、和歌を嗜み、啜茶翁の名があるように茶道にも通ずる文化人であった。 なに

が書き留めたものであり、 |浦之浪||と同様な方法で作成されたものに「三暁庵主談話」がある。これは静隠 (三暁庵)が話したことを橋口善兵衛 内容も「浦之浪」と一部重複する。

は不便であるが知識の宝庫であることには間違いない。

関心を引いた史料、または面白く思った逸話を一つずつ紹介しよう。

まず、関心を引いた史料として、「光久公泰清院様へ御教訓の御書歟」の注記のある「覚」十三ケ条である。年次は寛文

解

三年巳三月二十八日となっているが、寛文三年は卯年であるので年次は明確でない。しかし、「薩藩先公貴翰 覚」と記される、右の史料とは一部異なるがほぼ同内容の十三ケ条の「覚」があることから、寛文三年は五年である可能 島県立図書館刊行『鹿児島県史料集 (20)』) には寛文五年巳三月二十八日の年月日を持ち、「右件者、太守光久公、 坤」(鹿児 仰出之

性が高い。

史料 も収録されているが、寛文三年の教訓書は所収されていない。 光久より綱久への教訓書としては、寛文七年七月二十六日付の「覚」三ケ条および同年月日の「覚」五ケ条 (『鹿児島県 旧記雑録追録一』)が知られており、同文書は「島津家歴代制度巻之二」(『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集一』) に

三ケ条の第一条は次の通りである。

国中仕置可被申付之旨前々ニも申入候、 も大方ニ有之候而者、 以来国家之仕置も如何ニ候間、能々可有其意得事、 弥被入念尤候、 稽古之為二而候間、 万事被聞達無遠慮可被申出候、

禁止、であり、 二条以下は、仕置を申し渡す時には家老中との内談が肝要および心易い者への贔屓禁止と、諸士の内証の驕りなどの 五ケ条は、 五節句・礼日の出座、 学文・算勘の必要性、諸士の武芸奨励と見分、 大酒無用、 振舞への参

十三ケ条の第一条は次の通りである。

加は無用、である。

国中仕置并諸事法度等之儀、 緩之儀被為聞召付候ハ、、 無用捨幾度も家老衆江可被申聞、 次第二者仕置をも可申

付儀候間、 遠慮有間敷事

を申し付ける、としている。寛文七年の教訓書に、国中の仕置の旨は「前々ニも申入候」とあることから、十三ケ条がそ ているのに対し、 共に仕置 への関わりについてであるが、 後者は、 仕置・法度に緩がせがあると聞いたならば、用捨なく家老へ申し聞き、 前者は、 稽古のための仕置申し付けであるので遠慮なく申し出ること、 次第によっては仕置

れに当たるが、稽古のためであるので遠慮無く申し出るようにとあることによって、綱久の仕置は光久には不十分と思

われ、一部重複し簡略にした七年の教訓書が出されたと考えられる。

の注意、⑨遊山などへの注意、 は古来の通りを守る、⑤内証の驕りなどの禁止、⑥部屋栖料高での賄い、⑦陰謀・讒訴への用心、 加は無用、 なお、十三ケ条の二条以下は、②儒学を学ぶ意味と勤学、③詩歌の心得の必要、④一門・家老・物頭・諸士の心掛け ⑬酒宴についての注意、であり、 ⑩堀四郎左エ門を勝手付きに任命、 細事にいたる教訓書になっている。 ⑪奥方向の近習任命、 ⑫慰みの狩りなどへ多人数参 ⑧諂い言を言う者へ

面白く思った逸話として次の逸話がある。

細川幽斎老の妻の局に一木の梅有り、 て書けるに、是を御目に懸る事恥か敷おもひ押揉てのミけれハ、嫉妬の余りに胸を断割見給ひけれハ歌あり、 花の盛りにハ匂ひことに閨に薫しける、或時幽斎局に御出有けるに女歌詠

人ならハ浮名や立む小夜更て

我手枕にかよふ梅か香

この逸話はどちらが先にできたのか気になることである。 れることはよくあることであるが、 これと類似する内容の逸話が、 新納忠元の逸話として「薩藩旧伝集」にある。 細川幽斎、 新納忠元は同時代の共に歌人としても有名な人物である。 人物・場所を変えて同内容の逸話が作ら 和歌に因んだ

藤保

安

例 言

本書は、東京大学史料編纂所所蔵「見聴雑事録」、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「可竹日記抜書」、大阪 大学附属図書館所蔵「平田可竹之書」・「緊要子弟訓」、東京大学史料編纂所所蔵「浦之浪」を底本とし、『鹿児島

県史料 名越時敏史料八』として刊行するものである。

本書の目次は、「見聴雑事録」・「平田可竹之書」・「緊要子弟訓」・「浦之浪」本文の文書題をもとに作成した。

本文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。 校合史料からの補充箇所は∇△で示した。

補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

原本史料)

T

薩藩雑記 二」(鹿児島県立図書館所蔵

「朋党類纂」(鹿児島県立図書館所蔵

「石室秘稿」(国立国会図書館所蔵)

「異国船渡来之際之書状」(桂豊子氏所蔵

嘉永雑録

丑年」(東京大学史料編纂所所蔵)

「島津家国事鞅掌史料」(尚古集成館所蔵

「天保雑記 ·井伊直弼公御法令」(東京大学史料編纂所所蔵) 四」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

- 世情揶揄につきよほくれ武士」 (亀山市歴史博物館所蔵

「朝鮮太平記」(矢口丹波記念文庫所蔵

「経義大意」(鹿児島県立図書館所蔵

·鹿児島藩二才噺格式定目」(鹿児島県立図書館所蔵

「阿淡後朝夢 一二」(広島大学図書館所蔵

薩摩風土記 全」(鹿児島県立図書館所蔵

薩摩風土記 二冊」(京都大学所蔵

培養秘録」(鹿児島県立図書館所蔵

「平田可竹老日記」全」(東京大学史料編纂所所蔵

之英著緊要子弟訓」(鹿児島県立図書館所蔵-50保 ·平田可竹状」 (鹿児島県立図書館所蔵

「浦迺波」(鹿児島県立図書館所蔵

「浦之波」(都城島津邸所蔵

(刊本史料)

旧記雑録前編(『鹿児島県史料 旧記雑録後編 (『鹿児島県史料 旧記雑録前編』二) 旧記雑録後編』二~五)

斉彬公史料(『鹿児島県史料 斉彬公史料』 一~三)

麑藩名勝考 (『鹿児島県史料 麑藩名勝考』)

地誌備考

(『鹿児島県史料

旧記雑録拾遺

地誌備考』一)

常不止集(『鹿児島県史料 名越時敏史料』七) 『朱舜水』

幕末外国関係文書(『大日本古文書』幕末外國關係文書之一~三、八、一三、一 四

島津家文書(『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之二、四)

宇治拾遺物語(国史大系『宇治拾遺物語・古事談・十訓抄』)

古今著聞集(国史大系『古今著聞集・愚管抄』)

十訓抄(国史大系『宇治拾遺物語・古事談・十訓抄』)

「薩藩海軍史」 (『薩藩海軍史』上)

- 豊薩軍記」(『資料 肥薩軍記集』)

「薩摩風土記」(『日本都市生活史料集』三 城下町篇 I)

「培養秘録」(『日本農業全集』第六九巻 学者の農書一)

·古道大意」(『本居宣長集』)

「俗神道大意」(『平田翁講演集』) 「夜會記」(『逍蕃山全集』第五冊)

「薩藩旧伝集」『新薩藩叢書』一)

「孟子」(『新釈漢文大系』第四巻)

山家集」(『新潮日本古典集成』第四九回

·無名秘抄」(『群書類従』第十六輯 「寛延雑秘録」(『未刊随筆百種』十)

『薩摩の郷中教育』

刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

1 平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、底本の体裁に従い、闕字は一字分あけとした。

本書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

工

仮名は、底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

ゥ

オ 原注は、底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、()で囲み原注と区別を行い、文意の通じ

ない箇所や文字は、(ママ)・(○○カ)などとした。

力 ルビは、底本にあるもののみを付したが、本文と重複するものについては適宜これを外した。

朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「 」で囲んだが、「浦之浪」中の朱印「○」・「劒」については(朱書)

丰

表記を省いた。

貼紙は、右肩に(貼紙)と注を付し「 」で囲んだ。

文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲んだ。

また、判読不能な文字については■で示した。

「名越時敏史料八」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津→島津

コ

方言と思われるものは、原本忠実とした。

#

章和解							1 2)名山 三間 1 2 1 2 7 日 2 7 日		一世ニラー	ノ	ヨリノ書		以来琉球属島之内江合衆国船渡来之節取計振之覚 一二 応接掛香山栄左エ門ヨリ聞書抜書	亜米利幹合衆国琉球と和約之箇条書互ニ取替候ニ付 樋田多次郎ヨリ聞書之抜書	斯使節長崎御奉行所江差上候書翰之趣八 飯塚久米三郎より聞書		書付			甲比丹差出候封書和解	月リュリーン 東日名 ジャン・ーン
-----	--	--	--	--	--	--	------------------------------	--	-------	---	------	--	---	--------------------------------------	-------------------------------	--	----	--	--	------------	-------------------

咏新納氏軍扇	二才咄格式定目清水馬場郷中一一五	事一四	安政三丙辰九月廿六日江戸渋谷御屋敷於調練場試合之	経義大意一○七	見聴雑事録四之巻		朝鮮太平記抜書	安政二年乙卯十月二日地震ニ付仰出之写 八四	大塩平八郎人想書八三	候書付	大坂異変ニ付跡部山城守組同心平山助次郎儀ニ付申上	松平遠江守之人数書七八	大塩乱妨之成行田中氏書状之写 七五	天保八年酉二月十九日大塩平八郎徒党之行列 七四	地震二付福島半次郎殿書状之写 七二	甚之丞殿書状之写	安政二年乙卯十月二日江戸大地震ニ付人々書状写亀山	九州軍記抜書	新納忠増高麗渡海之日記 五一	見聴雑事録三之巻
序	緊要子弟訓		愚痴ヨリ攻ラル、三人	瞋恚ヨリ攻ラル、三人	貪欲ヨリ攻ラル、三人ノ事 二一○	平田可竹之書		可竹日記抜書		俗神道大意抜書一六〇	夜会記抜書一四七	古道大意下巻抜書一四六	培養秘録巻四 一三五	於江戸仰出之写一三一	御通達留	見聴雑事録五の巻		宇治拾遺物語抜書一二六	薩摩風土記抜書一二二	阿淡後朝夢抜書一二二一

池水半氷三一六	惟新様より中納言様へ被進候御書之内二八三
坊津八景三一四	光久公泰清院様へ御教訓の御書歟覚二八一
唐湊八景抜書三一四	古今栄雅抄抜書二六九
山川八景 三一三	浦之浪上
惟新公御書三一一	
公方吉宗公御座の間御張紙三〇九	短語九章二六四
一休和尚御若年之時御母公より末期に被給候御文の写 … 三〇八	糺明九ケ条二六二
奉納玉津島大明神御本社和歌三〇四	短語二五四
いろは四十七字真字三〇三	吟古語古歌後説二五二
平田以休と云人の所ニて三〇二	吟古語古歌前説二五〇
久見崎の川にて即興、三〇一	心与気弁十五条二四六
井蛙抄抜書	雑二三七
目洗薬仙伝	可知善悪之本弁二三六
義久公御娘の御方へ御文の写二九〇	知難政道説
御水尾院御製二八九	読御系図説
中馬諸香丈の歌	読軍書説二二九
琉球人池城親方渡唐して北京を帰出る日の和歌 二八七	短語二二七
桜田御屋敷御給之節一夜之内に縄張細め候事 二八四	恥チ怒之心為学主弁二二二六
種子茄子茶入之事二八四	知士之家風弁二二二四
文の中一ケ条	四十五十孝之名定弁二二二
於下様江戸へ証人ニ御詰被成候節義弘公より被遣候御	緊要子弟訓ヲヨムホウ一二一

浦の浪中

無名抄鴨長明作抜書	壺碑千年回之記	日高為春樺山相馬殿を夢に見て覚てよめる	浦の浪下	忍古郷といへる七文字を結句に置て十首歌読侍ける … 二	詠富士	古歌に雪中鷹狩	七猿の和歌	於山崎明智光秀と合戦之時秀吉公自筆の感状 ニ	後水尾院様御発句	家光公	大井川行幸和歌序
… 三九四	… 三八八	…三七四		… 三六〇	… 三五九	… 三五八	… 三五六	三四一	… 三三八	三三五五	三五五

(表紙)

見聴雑事録

見聴雑事録

去りし嘉永の今はむかし、戌のとし三月四 Ħ

名越時行

らる、まては慎しミまかひあるやうにとの事にて、 か事きこしめしとおらる、の趣きありとてなりと仰 親類御用にて関山糺なる人まかひ出たりけれ ハ、予 予か

> それよりしはしハ何の事もなくやかて御役を免され ミ申立、やまかこてふものにのらむとすれハ、駕籠 島といへるに遠島てふもの、おふせをこふむり、歩 承りて親族両人罷出れハ、不届なる仕方につひて大 揃ふて、六ツ時の御用ありて麁忽の働きなき様にと なといへる人ふたりきたり、 そより直に袴ハよるひるとなく着てなにとかの仰を たしたる故に各方も御面働になると挨拶し表門のか いたし候様承り参りたるといふ、こは拙者不調法い の脇へ与力両人つ、と来りて、我らとも両人御同伴 より船に乗るへき筈なれと、長々在宅なれハ足の痛 同しく三月廿七日といへるに宰職の宅江親類ふたり て糺さる、故、憚る筋もなけれハ皆あり筋を申出 のあたりへハ与力・足軽てふ人もきたり居しよしに のおもむきある故に、あり筋を申出しに後にハ横目 まちしに、日々に親類のかた~~をしてきこしめし ハ、其座にて書留られ程なく其人々もかへられぬ、 親類席詰にて使者の間

たる行列ニて、拙者への宰領と見へて船はたまて付 たに廻れハ、表玄喚の庭には物頭衆両人鑓をもたせ

添ひはれぬ、そより大祥丸といへる船に乗り、程な

く山川のやう廻り、彼の湊より四月八日船を出し、

湊に居、このものは類族の家来にて、此者の宿にし 月晦日に大島の名瀬湊に着ぬ、その夜富寿丸船頭此 口ノ永良部島てう所へ四月廿八日まて汐繋りし、 几

に心を委ね、あるとあらゆるもの、形を図し方言に 彼の所の表に年月経て樵畠作の業をしあるハ、読書 月八日といへるに小宿村藤由気なるもの、宿をかり、 たすべきのよし、しひて承りぬれハ参り宿して、五 ハしやすらふへきのよしにて、今宵是非~~上陸

記しなとするを友としをりしか、安政元年八月廿四

宰相君より仰せらる、の趣き御拠なきとて免され(斉興) もあらハあすにてもかへらましと思ひつれと、 村の近き人々をよひて祝ひのミきを酌かはしぬ、 かミありかたさたとふるにものなし、 仰を蒙りしよしの宿許よりの文着ぬ、 日に琉球国への飛船便より、ことし七月廿九日に 年経て馴れ 忽両眼に泪う 船 0

> 僅はかりのことしも中々待遠く、飛立はかり帰らま ほしきハ過にし五とせよりもなかくてむなしく、

近藤ぬしと共に永徳丸といへる船に乗神ぬ、(マオウ) 藤ぬしのもとへ参りやどりて、 政二年の春に新玉りて、四月二日笠利の赤木名邑近 四月五日といへるに 近藤ぬ

しハ住居の邑も近けれハかへられぬ、予ハけふより

を出して日州諏訪の湊にいへるに着てそのよし直に 過て六月十日といへるにやうく〜追手の風ふき、 乗付ける船の帆を開くべき風の吹ねハ、四月五日を

志布志てう郷へつき、その日ふるへまて参りつれ の人船路より来り、 宿元江申こしけれハ、六月十九日の夜も更て宿より 其船に乗りて廿日のあした早く

宿許につき父君・母君と拝し上、ものをも得いわ 嬉しさハいかはかりか限りなけれは、 風つよく此所に泊り、廿一日晩船を出して九ツ前に つたなき筆に

ほく~さまく~書付ぬれハ是聴雑事録とおかしくも(りヵ) (見殿カ) なかさに見聞たる事を書付まほしくおもひ出て、 ハ述へも得すして置ぬ、 かゝるなかき船の内の日 0

題号し侍りぬ

島代官への御達しもなけれハ帰る事もま、ならす、 ミな大和のかたにゆき、何方へも残らす、又表向き

安政五年戊午正月序

見聴雑事録 一之巻

東江行クを見る、
を政二年乙卯三月

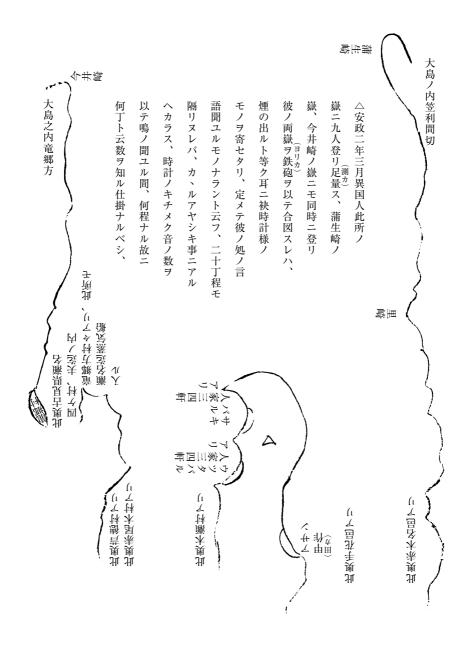
程隔て見る、

十八日伊津部湊江 入ルを小宿邑より八合 三十丁

安政二年乙卯三月

西洋船

帆ナシ、西の方へ帰ルヲ見ル、往来西の方へ帰ルヲ見ル、往来



支配人別府藤太郎

薬師

佐藤牛之助 八艘

中原金助

艘

武 長倉 永良部下数艘

十艘位 中村周左エ門 指宿

濵崎太平次 指宿

此ノ者自分金ノ船

佐々木源助 黒岩藤右エ 汾陽源兵衛 門 四艘 八艘

多名部泰蔵 酒屋名前不覚

九艘

此者自分金 ゴノ 船持

重平兵衛 兼山権十郎

兼山甚兵衛

五艘

重新左工門 高山波見 三艘

右ノ外壱弐宛之船持段々あり、

○八重山島紬上布木綿島類皆白地ナリ、 (細カ) 其外三島出来モノヨリ格別宜ロシ、 木綿島モ 琉 球

宮古島紬上布木綿島皆紺地ナリ、

位八重山

島ニ 一同シ、

> 水主共求ル儀モ出 宮古島ハ御用迦レノ紬上布脇方商売ニ出ツ、 来ル (ナリ、

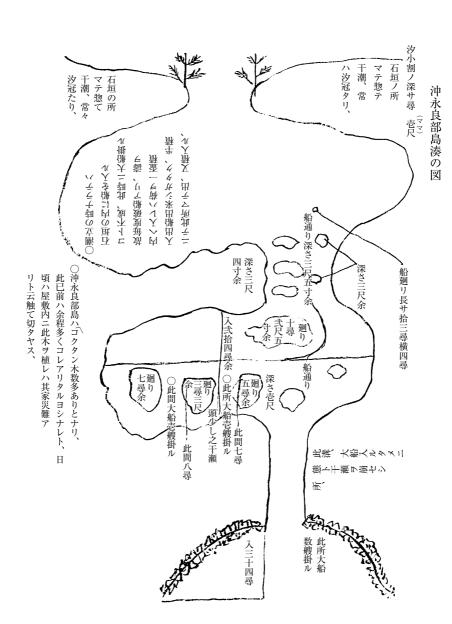
> > 船 頭

ニモ両島噺アリ、

八重山島は御用迦レノ上品脇方商売ナシ、此次ノ紙

八重山島は黒材木過分ナリ、

八重山 ・宮古両島



テ外ノ職ニ迦シ、

能船頭・水主出来サレハ却リテ大

船頭・水主トモ長ク続カスシテ、五六年七八年程ニリシマリノナキソ然ルベシ、余リシマリ厳シケレハ

損トナルコトナルコトアルヘシ、然リトイヘトモ屹

栗ヲ請取琉球ニテ其粟ヲ以テ亦交易スルナリ、端物ニテモ交易御免ノ由、此方ヨリ焼物類諸品々持渡リ、の先キ島下りの船が第一船頭・水手勝手宜キト云、何

類モ先島ヨリ持帰ル、

○先島行ノ船ハ別段ニ水主ハ亦一段宜キトナリ、 、大宝、仍テ水手ノ能きモノ而已揃フト云、島下リノ 水主トモヲ能々撰ヒ水手ノ悪キモノ用意ニ行出サス 水主トモヲ能々撰ヒ水手ノ悪キモノ用意ニ行出サス ・云、仍テ水手ノ能きモノ而已揃フト云、島下リノ 水主トモヲ能々撰ヒ水手ノ悪キモノ用意ニ行出サス ・云、仍テ水手ノ能きモノ而已揃フト云、島下リノ

○島下リ其外ニテモ自分交易品ニテモ少々持タル水主の場下リ其外ニテモ自分交易品ニテモ少々持タル水主の場下リ其外ニテモ自分交易品ニテモ少々持タル水主の場下リ其外ニテモ自分交易品ニテモ少々持タル水主の場下リ其外ニテモ自分交易品ニテモ少々持タル水主の場所である。

彼是障ル節モアルヘケレハ唯当時ノ儘ト意得テ然ルカラスト、表向キ免サ、ル時ハ分ニ過テ限リナシ、殊ニ是非是迄御法度ノ品々、表テ向キ御免ハ然ルへ殊ニ是非是迄御法度ノ品々、表テ向キ御免ハ然ルへス、其外迚モ大目過ルハ亦船品ニ寄リテハ格別足込ス、其外迚モ大目過ルハ亦船品ニ寄リテハ格別足込ス、其外迚モ大目過ルハ亦船品ニ寄リテハ格別足込

御通達之写

旨心得違無之様支配頭より可申聞候、以上、致外出候様被仰付候、左候而、一身以下末々迄も其弁へ、外方江相掛り不被差置、御用之外ハ容易ニ不決之趣も有之折柄候故、当御屋敷詰合之面々其段相此節浦賀表江異国船渡来ニ付、守衛方之儀公辺御沙

橋口今彦

得能彦左衛門

別紙弐通従

丑六月九日

ハ丶、当御屋敷并桜田御屋敷之儀も早半鐘為打、一公義被仰渡候ニ付、諸家様より早半鐘速ニ打来候

二町方限り固人数相揃候様可致候、

差図候、 を以可致相図候間、早速御兵具所駈付、番頭江可請 一右二付高輪御屋敷并田町御屋敷固人数之儀も別段貝

右之通、早々向々江不洩様可申渡候、

之候 候付、 付、 ニ相及候節ハ、 之押へも随分相叶申候、 穏成御取計有之度候、 国相募襲来可申候付、 坐候処、 墨利伽其他欧羅巴の諸国、 御当国之義ハ従古外国通信無之御独立之処、 候国柄ニ候、 何卒信義を結ひ両国之好ミを通し度念願ニ 此節俄羅斯使節長崎御奉行所江差上候書翰之趣 貴国江渡来之砌右之船江別御荒之御取計抔有(若カ) 兎角貴国ニ通商願度儀、専其のミ相募居申 其より貴国之破口と相成、 欧羅巴洲中にては頭立居申候付、 **乍遠国御加勢等差向御味方可仕候ニ** 猶魯西亜国者専平和を本とし 必卒忽之御取計被成ましく候 自然右等之国々襲来御合戦 専戦争を相好候事勝ニ御 右ニ申上 近来亜 外国 一候諸 候

虚妄之儀決而無御座候、必御疑念無之様外ニ願向之魯西亜国ハ信義を専といたし候国風ニ御座候得者、此節態と使節を差向、右次第御注進申上候、一体於

右丑年

所無御座候

亜墨利加合衆国より差出候書翰之儀ニ付、

夫々被致

熟察いたし、 可相厲候上の上意、 毫髪も御国体を不汚様、 御備精々心懸、 有之候而者御国障にも相成候儀ニ付、 及乱妨候儀有之間敷とも難申、 可成丈此方より平穏ニ為取計可申候得共、 之通弥来年致渡来候共、 海を初防禦筋等御全備不相成候付、 ニ帰着いたし候、 御聴候処、 建議候樣各遂熟覧集儀参考之上達 諸説異同ハ有之候得共、 万一彼より兵端を相開候 面々忠憤を思ひ義方を望、 然処面々被致建議候通り、 御聞届之上有無ハ可被申聞 上下挙而心力を尽し忠勤を 其ノ節ニ至り不覚語 詰り和戦之二字 渠申立置候書翰 防禦筋実用之 ハ _ 彼動静を 彼方より 当時近 同奮発、

Ш

洲崎迄之間沿海之要地何れも御固之人数被仰渡

より諸家出張之人数引茂不切、

尤、神名川辺より深

知

右之通 従

公義被仰渡候条、 干 月 向 々 当分江戸詰近江 江 可申渡候、

○炎暑難凌候得共、 儘を先荒増御洩し申上候、 此地無異罷過御降 追々御詳達も被為在候半と乍存、 各樣御揃御每勤珍重之御儀奉 慮可 被下 候、 浦賀表異 承

当月三日刻限しかと不相分候、 異国船四艘浦賀湊江渡 湊江乗入候 ハ七ツ後

但、 着之由、 今日晚方松平大和守様御手之飛船金杉辺江到 新地廻之足軽承出 į 猶又品川 宿 日子合等(聴カ)

= 而四日早朝表向御届相成候

同

四

日内々可及御手当、

九ツ時分竹下・

折田

両

士

江

六日内海江乗入り候ハ、、芝辺より品川最寄 之面々壱万石以上自分固之御触達夜入迄承知 足軽被召付、 聞合旁として被差出候由 承候、 屋 今日 **宝敷有**

> 同七日 候由 高輪 田 町 |両手の固 |人数相 知 高輪 汌

御目付松崎定太郎殿、

使番伊地知七左

衛門殿、

上

龍

衛

田町喜入主水殿、 戦兵三拾人余大砲三挺、 御目付肝付壮右衛門殿、 打役弐拾人余、 足軽 使番 四 远 拾

同八日両手共貝の相図にて御兵具所集候筋、 休次郎、 戦兵等高輪 同

右

面

々

江

同九日一 被仰渡、 昨七日浦賀奉行井戸鉄太郎殿、 石見守と受

領ニ而 彼地 へ之御暇被下、 夕方発足、 今日 |両奉行 陣

左候而、 屋ニ而異国船頭目之者と対談、 浦賀より御当地は片路四日程の 書翰請取相成候賦 姿二扱、 御

此日異船万一内海江乗入、 返答者来ル十八日九日比可被仰渡哉之沙汰有之候、 非常の場合成立 候 ハハハ

夫を相図に夫々請取の場火消装束ニ而(定カ) 八代洲崎河岸定火消江御老中より差図早半鐘為打、 前其通之心得ニ而 屋敷口 相固 候様御触達、 相集、 七 ツ後 諸家 承 同

十日四ツ後足軽浦賀より帰来、 昨七日 両奉行於陣 屋

9

之方江乗向候趣御 九ツ時分大和守様より、 無滞書翰落手相成、 ·届相成候由 彼地 異船台場沖乗過、 ノ 動静何分不穏方申出候由、 加 為見切御馬乗両 段々 内 海

人被差出

.候

書翰ハ 二厳敷 飛脚之足軽相咄候由ニ而 通り橋舟より帰帆、 是非存分之返答爰許にて致承知度相答、 隙取埒明 被仰渡候処、 於長崎 に廻り候故惣陣些色めき立、 中間より引入候賦候処、 方ニハ井伊・ 成段被仰渡候処、 有之候、 頭目を押立陣屋江参候、 何れも剣銃相携、 両匣ニ致し御銘々江差上候由、 阿蘭陀舟より可 兼 されとも無程相静、 如何ニ茂万夫不当共可申云々、 候間 其儀不致承知、 川越の藩兵左右を固、 此節 進退些も動揺之体は何れも感心 被仰渡候間、 11 態と御当地江 此頭目容義衆に擢、威望殊 如何間違ひ候哉、 人伝二承候書翰御受取可 既に珍事かと存候程に 長崎江相付候 両奉行之陣屋に参り謁 列を整へ前陣(両カ) 左様相心得候様 致渡来候付、 尤、 左候而、 又々最前之 御返答 両陣之後 ハ 種 此 Þ ハ 0 上 相

風並不宜候付相発候由、

追而

相

分候

ハ

相見 俄村中沸湯、(騰カ) △然る所又々早打帰来、書状」より補) 日入時分御馬乗早打ニ而罷帰御届申出 申請度、 き体ニ御 数不及繰出引取相成候、 川尻辺迄参候処、 過き帰来、 候趣き申候付、 不相分候得共、 し候処、生麦辺江参候節ハ最早程有間敷との事、 台場迄被参候処、 両島差支於有之者竹島ニ而もよろしくとの巷説 之至ニ候云々、 取直し、 |御便々早速御兵具方出会、 御厩屯ニ而 へ候比合、 且伊豆之属島大島・八丈之間を致借用度、 座候、 弥先住進之通り生麦下より少し此方六郷 (注か) 跡へ乗返し候段慥ニ相分り、 夜入過迄ニ而到着相扱、 (揃カ) 候、 又々為見切両人御差出候処、 既ニ同前珍事到来かと『我人存計也』(『異国船渡来之際之 大砲ニ三声 大砲両三声南方ニ相轟き、 説此節訴状之趣ハ、 異国船壱艘内海へ乗入候付則引返 今夜月清少々風も有之、 如何存候哉、 右壱艘之異船又々跡ニ乗戻 高輪勢は御兵具方、 ハ右異船跡 御定之通両貝吹立 混と船を留め東の方 既ニ繰出 [候由、 将軍家之公主 へ乗返し 今夜一 すさまし 敵味方者 四ツ半 田 神名川 先人 かと 候処 町 依 若

前

今七ツ半御供揃

若殿様渋谷御屋しきに被為入候御模合之処御延引 又々夜四ツ時分西御門御出ニ 而同所江被為入候

但、 十三日朝御帰殿

十一日八ツ前夜前之両騎帰来、本牧先ノ方海手の鼻 今夜九ツ時過猶又為見切両人乗切にて被差出候 参候処、二艘同所の沖江漂居、 二艘 ハ浦賀之方江碇 計迄

を卸し退泊

į,

たし居候段申出候由

達相成候付、 御留主居方野村某江町奉行所ニ而手付之者より咄ニ 御用も無之御暇被下候付、 右御返答ハ来年蘭船江可被仰渡旨左様御心得、 被相聞候ハ、 異国 無程退帆いたすにて可有之段申聞候 [船より差上候書翰茂御落手相成 勝手次第二致帰帆候様 外ニ 由 御

へ不相響、

深謀之御処置有之候半歟、

滞船中井

一戸殿

十二日本牧之両艘も浦賀之様乗帰、 今朝 五ツ過き四

承候

此節渡来之異船は何やら深き様子も可有之相聞得 滞舟中初より空炮打立あたりに舟を不寄付、 艘共無異義致出帆候段申出 候 夜陰は

港近辺乗廻り上陸ニおよび候儀も有之、台場を指

失火の大変難計、 に送り届、 方に求め候振舞、 ても大笑を発し種々乱行之為体、 沿海の市街いつれも資財雑具を収メ、老幼遠 砲丸の 尤、 恐れハ扨置き、 兎角穏便ニハ済ミかね候半と之巷 異船も初メよりの勢ひ来年 すはと申さハ 何分争戦の端を此 眼 蘭 前 里

当候哉ニも申事御座候、 残し置候由、 れと又々八月比返答聞届として可致渡来段は慥ニ申 処、右次第穏に帰帆、 彼国の八月ハ此方ニ而ハ来年四月ニ 先以下の大慶無此上事歟、 此節之一 件は聞合ニ而 外方 相 z

船より之御返答等納得いたすへき儀とハ誰も不存寄

四百被下、 れ者其品ハ皆々焼捨相成候よし、 承伏之体ニ相見得、 ニハ両三度も異船江乗付、 余程御叮嚀船よりも品々献呈仕 退帆之折ハ鶏三千羽、 此人江者和郎共ニも余程 初外冠の住進ニ付 卵四斗 候 由 さ 樽

候処、 成候処、 而者営中も大切ニ御吟味有之、水府老江も御咨詢 御登城も無之、再度之御使節無拠 打払之外別ニ御思慮も無之、 退陰の身天下の大儀可相預訳ニ無之と歟被 積年蔑如之振 御登城 相 相

仰

州是も宜評判ニ御座候、 らんと潔く御申難く御下城相成候間、 こそ御座候半、 平穏之御御取扱ひハ外に無余儀、 此上もなき神武の汚れ無左侯、 細川侯之鎮戍評判ニ御座候、 長々 御奇策も有之儀ニ 然れ共右次第 皇国之瑕瑾な 大森は

路侯も鎮戍、客殿之大庭白旗五六本、衛士二三百位 数挺を備へ中々厳重之体、 御門明きニ付、夕方より見物ニ出候処、 追々開陣、 も其下に並居、 通見物も沢山之由ニ御座候、 片町之上、ま土憤墓ニハ陣幕を打、 御殿山には越前侯是又同 泉岳寺ハ姫 十三日より 大砲

とい 候半歟ニ而此節ハ大に腕組、 堅固二御坐候、 ひ、 浦湊にて川越之藩士渡来之節、 陣門ノ内ニハ出入を不許候得共、 変る時節もあれハあるもの歟と申事ニ御座 当時天皇祭礼之最中、 両奉行之諭を以て漸く 些切歯之儀有之 時といひ場 相伺候体中 所

疾と地獄の経り 候由、 押へ 罷成候得共、 付相成候由、 其余も可笑落書も取々承、 (の下て猿かいひと云狂句をいつ方へ 豊臣の廟ならん 十日前後の都鄙左様之事共被案候体は 彦根ハ何の音も不承候へとも、 今更ハ物笑ひニも 歯

> 第尚 候、 之大幸僅十日、 綴の紙面を前後書乱如斯御坐候、 騒々敷取触し申候半と、 取々の沙汰、 船候ハ、、 無御座候、 前書区々の風評只承候儘書綴、前後不首尾之次 脇 々の評説を以御考量被下度、 五日之間ニ物価莫太ニ蕩揚、 如何成りゆくものにやと被存候計ニ御座 御地も今比は疾ニー左右も相届き、 内外之騒き上下之損亡今数日も及滞 只々長日御慰ミのためと不 宜御用捨可被成下 此地にてさへ 兵具屋而已 膴

十四日より十五日迄ニ

恐々謹言

丑六月十九日 汾陽彦次郎

Þ

○北亜米利幹合衆国琉球と和約之箇条書互ニ取替 候ニ付、 以来琉球属島之内江合衆国船渡来之節

取計振之覚

る所提帰帆之砌琉球江来着、(脅脱カ) 和約之御免許を請、 永之度条書等二而申渡相成、 道之島江唐船・ 嘉永七年寅年合衆国之使節提督日本江 異国船漂着之節取計 互ニ約条書御取替し相成候、 是迄何も其通取計来候 於日本和約御免之条書 振之宝永又 戸江渡来 ハ嘉

家の 長崎 及御 得共、 仰 誠ニ以不容易御訳合事候付、 体之儀共有之候 手抜取計 者急度不 条書迄之儀 之儀も公辺御取扱ニ不被準候而 同案互二約条書取替候趣申越候付、 相談之上、 り夷人方差引川 殊ニ国主幼少ニ而 藩邦ニ而 候様被仰 · 御奉行水野筑後守 (忠德) 滅亡ハ無申迄も、 且. 届候処、 更ニ不致承引候付、 *ا*ر]候様、 相 付 夷人共江馴親ミ蜜ニ西土の邪宗ニ被引入候 国家之大事彼国江不得差図 成、 箇条書総理官等印抑調相渡、 (押カ) ハ 御老中 左 何 日本の 茂琉 而者、 其外彼等に随従い 候 上式部 一一个程 而 球手 ·阿部伊勢守様・松平和泉守様 (正弘) (乗全) 決着難 被対 第一 御約定も其通候 諸 `殿御聞置相 . 限りニ 在番谷川 品物雑人共夷人相対之取 日 無余儀摂政・三司官等よ 致趣 重役初末々迄も其旨を 本の御大禁を乱し、 公義御末代之御瑕 丽 ハ不叶事候ニ付、 たし彼回 世品 成 次郎兵衛其外役 精 候、 江 候 間 々厳格ニ 戸 々 而 然者 理 • 彼方よりも 玉 *ا*ر 右江 長崎 解 難 政令を信 琉 相 相 取 江 成 瑾 基 断 球 玉 無 遣 計 箇 表 被 候

道之島之儀、

先年来代官

并

見聞役等被

遣

置

島之

差引被仰付置候処、

島々之儀基琉球属島にて唐

之内江 厚存、 之樣急度取締可致 如何様之過 格二致取 序ニ何様 猶又手 後年に至り聊緩之儀 b ・堅厳重に不致取締候では、 締 難題申掛 亜船等追々渡来、 仕 候様、 出 候 飲敷も 此節琉 |候半も難計 難計! 役 **共江申** [候付、 薪 共無之、 [候間 水 食料等致 聊不行届之儀 渡置候 勿論此 端島愚昧之者共 是迄より一 間 所 後 於島 *ا*ر 属島 共 涯 厳 其 Þ

等印 差出

抻 可 致

調

候様頻

三申立

一候付、

琉

球

7 \ 前

明已

来

唐 総 理

国

和約旨申掛、

彼方より箇条書認来、

官 0

化二年午 追々島 取計来候得共、 論・永良部島、 十六島の地名相 異国船渡来等之節 勿論、 々 年仏郎 江茂 其外何歟と申遣候儀も可有之、 亜人等渡来、 大島 西 此度琉球亜 記 国 ハ 其内· 代官初事乍 の内. 大総兵琉 大島 由呂 食料 米利幹と致和約候付 球江渡来之節、 ・徳之島 宇検 ·蔭致差図、 薪水等致 佳 ・喜界島 右ニ付 奇呂 所望 其 琉 場 磨 球三 汅 相 候 前 弘 応

右

島 致

.候段琉役共より夷人共江申聞置き候ニ付、

ニ彼島江

致取納!

候様致約定、

当分彼方より

諸事

差 直

合八ケ島

ハ

度佳喇島江借米為償用

右

島

々

0

産物

等致所望候ハ、、 案内も可有之候付、 江日本人罷渡一体之仕置致差図之義候、 随分島役計ニ而可相済候得共、 向後右島々江異国船渡来、 疾ニ夷人共 薪水 重

難計、 深夷人共若哉其人の国所等可相尋儀も可有之、 可致取計候、 卑賤之島役共計迄ニ而ハ自然如此様行違ひ可相成も 立島中興廃ニ相拘程の難題致出来候ハヽ、是迄之通 若哉左様成時ハ代官初詰役々出向、 左候而、 島々ニ而日本人出向候 其場相点 いが好 其節 智 応

島ニ而、 米穀等差続取扱候処、 然ニ琉球ハ勿論、支配之島ニ至り皆々大洋離散之孤 本度佳喇と互ニ商船往来、 ハ前文通大島ニハ琉球属島ニ候処、 風旱之災殃繁々有之、其節之度佳喇島より 其後借米莫太に及ひ、 有無之品を以致取替来、 従往古琉球ハ日 迚も

形無之様分而被 日本属島度佳喇島より役人差渡差渡、(衍カ) 公辺茂夷人取計向之儀精々穏便ニいたし、卒爾之仕 法令を以政事向取扱候趣を以可相答候、 度佳喇島江致取納候様急度約定取極メ、 仰出、 殊二島々之儀ハ地方同様取 何年も日本之 尤、 其后 当時従

涯

々償難相成所より、

三十三島之内八ケ島之産物往

計難相成訳合茂可有之、夫等の所能 々加勘弁、

之応機変折角平穏ニ可取計候

琉球亜米利幹江致和約候付而者、

同盟之船々繁々渡

何樣歟悪様之所業取起候茂難計、 共之儀、 来も可有之候ニ付、 素より国禁も不憚強情ニ構、 第一島中之仕置可為肝 切油断難成者共 或ハ人を懐け 要、 夷人

も卒爾之儀共有之間敷、万一何ぞ之行違ひ有之、 役々ハ勿論、下々ニ至るまで折角行義正敷、 随 聊

分此方道理雖有之、大国之者共と小島之愚民彼是難

付、

此方無越度様島中端々迄も稠敷可致取締候 応訳合も有之候付、 夫等ハ深致織察、少したりとも

夷人共ノ義、 妻子迄も列越し其所より為致滞留、 於何方も宗旨相勤候ためなと、名付、 又ハ島抔江窃ニ

別而不可 夷人共卸置候歟も難計、 然御難題の事候付、 若哉其様之儀共有之候而 能々急を遣兼而島 中急

島々江亜 度取締可被申付置候 所望候ハ、

し金銀銭等之間を以代料可相請取候、 船等致渡来候ハ、丁寧会釈、 間合之品相渡、 何程雖軽品、 水・食料等致 勿論右之通致 其品物ニ応

其節

致徘 夷

徊

様

相

諭

仮令暫時 致上陸

の休息迚も人家江為致出

入

人共用

向ニ面

候

ハ

島役共より手広く不

患無之様相当之代料請取.

候様

可

取

計

之儀急度令禁制候条、

其儀

ハ

何様申立

一候共精

1.々可相

取遣 人相 易等敷儀 対 !おひてハ島役とも急度厳格可致取引、 0 共 取 遣 ハ 堅令禁制 決而 不 **时候条、** 相 成 緩之義無是様稠敷取 且又異国之品物を以 雑 人共夷 交

可

車

付

上取 左候 夜堅 念、 亜 約定相成り居候付、 且又難船費用之償ハ夷人ともより可相渡段、 横目之内慥成る者才領申付琉球へ返遣候様可取計 物之義ハ先年来規定之通り此方船ニ乗 荷物共相 人立会見届、 並船島 経婦帰 加 何程雖為軽品、 一固ニ番人付置、 でマニ面 成程 帆 船之義加修覆、 可 致破船! 車 致救助、 船滓迄も焼捨リニ可申付、 付、 島 夷 丁寧二致介抱、 自然大破ニ而 候 人相対二取集能 最寄の 々ニ而も費用相 ハ 随分用立候 其所の人数を掛、 人家等明除召入置、 帰帆 ハ 、 就中荷物之儀 がせ付い 償 難 々可 尤、 成 夷人相談之 候 7致格護、 候 与人 於琉 ハト 人 荷 夷 昼 後 球 候 入

> 断 共まで為致徘 不近寄、 禁制相成 介抱之程可取計、 儀於有之者、 自然異人不時之病気等差起り、 遠見迚も見物等 候、 左候 徊 最寄之役所又ハ人家明除、 候而 流、 人於日本も人家出入之儀 異人浜辺歩行等之節 ハー 土民共不図出 切不相成候、 途中養生方難 会 其 何様行 勿論異人 ハ 所 *ا*ر 雑 急度御 人共 而

致 成

女を妨、 立様廻り ひ到来も難計候付、 或は品物なと押取、 精 々手筈可致取締候、 夷人共何様差咎目とも役々不 其外不法の所業取行 万一人家猥ニ 一踏入婦 Ė

違

者相捕 夫等の儀能 自然此方越度有之候而 乗 頭 江子細申分厳 々入念卒爾之仕形無之様、 ハ却而殃を求違乱之基候間 重二可引渡候、 兼 流島· 其節ニ至 中 江 n 可

其場可成

致勘弁、

手荒き取扱等不致穏便ニ取計、

其

夫々

時

宜

相当の

取計可

致義も当然の

事候得共

申付置候

夷人共致死失葬方之義申出候

ハ

`,

往来故障無之場

所江 西洋金銀 土葬 銭之儀、 可申付候 島 中 通

之武器類 金 銀銭 銅鉄等夷 融堅停止 人共相渡候儀急度差留 立せしめ 候、 且 日 本

候条、 是又島中禁制 可 申付候

異国船渡来食料等所望申出候ハ 共所望品差出候者へハ、其当人共迷惑不相成様 江格護いたし置 より相渡候金銀銭島中通用差留候ニ付、 其品物ニ応し時々相当之代払可相請取候、 御国許を可差登候、 、所寄物をを以相は 左候而、 都而代官方 勿論夷 夷 Y 人 渡

時 中 少したりとも不行届之儀有之候而者跡難も有之、 夷人共の儀言語・文字不通ニ付、 々御蔵米之内より可相渡候、 尤、 彼是無心元儀 右通於致取計 就 而

已可有之候付、

精々手堅心弛二取扱無之様可取計候

薪水等所望申出

候

ハ

、相応ニ相与、

代銀相渡候

此後 之儀何へ 二而諸事之次第も於日本有筋可申出候付、 ハ 亜米利幹舟等追々可致渡来、 ん前条通ニ而、 是迄よりハ尚又万端入念、 左候 \wedge ハ 取計振等 島々等

尤、 相心得候、 当地 届振等之儀 勿論琉球江も役島共より時々之形行届 ハ 宝永又ハ嘉永度之申渡通 П

滞船

(中之形行間違筋之義共無之様微細ニ可申越候)

替島々之儀、 石之琉球北亜米利幹合衆国と和約之箇条書互ニ取 素琉球属国ニ 候 へ共熟々も琉地之取

越候様

可

取計候

専 計二不被準候而 公義御取扱振ニ基き、 ハ 難相成、 以来之取計尚 右ニ付而ハ琉球表之儀 此節新 規

儀共有之間敷候、 而向後前条之通取計候様被仰付候条、 箇条書を以申渡置候ニ付、 且又阿蘭陀ハ勿論 於島々も琉球之振合ニ 聊趣意違之 魯西亜之

田 箱館等ニおひて可被成下旨御約定も有之、 英 船

Þ

追々日本へも渡来、

闕乏之品ハ長崎・

下

咭利 於御様子も被相伺候付、 ・仏朗西ニも追々相願候ハヽ、 其心得ニテ右船々渡来、 同様可被仰付

之候迚、 ` 可致請用 万一島々ニおひて何敷と馳立、 候、 尤、 日本并琉人夷人共江和約 密々夷 有

相背、 共馴合交易等敷儀共有之候 別而不可然儀二候条、 八而者、 急度取締可申付候 公義御法令ニ

自然違背之族於有之者 安政三年辰正月 可被処厳科者也 伊織

(新納久仰

近江 江平 島津久浮

16

(島津久宝) (島津久徴) (川上久封)

大島 徳之島

·沖之永良部島代 喜界

官江

ニ 差留候心組ニ而、

猶更種々手真似を相尽し制候内

)箱館

異 人乱妨

の書付

断詰家来之者より相届候旨申来候、 付、 此 相添差出 海岸御掛御用番阿部伊勢守様より左之御届書并 手真似を以相別候へ イキリス人五人徘徊いたし門内江入可申様子ニ 不得止事別紙之通り取合候段、 į 箱館表持場陣屋前去月十四日 共 無体ニ門内まて押入候

未

拳を揚け同人之額打、

直ニ胸ニ手を掛仰向ニ

一蹴倒

L

剜 中 刻 紙

南部美濃守

四 月廿三

 \mathbf{H}

别

厳重ニ申付置候、

此段御日

「届仕候、

以上、

依之警衛向尚以

箱館奉行江同

几 箱館陣屋内普請 .日未中刻比イキリス人五人罷越、 中 亡 加 陣 門相開き居候処、 門前 頻 去ル 二致徘徊 月十

血

一を流候上猶畳ミ掛打擲可致勢ニ付、

り傘之柄竹を以専太郎の頭を打、

門内江入申度様子ニ而、 拠右三人共異国人前江立塞、 色々相諭候得共聞入不申、 太郎共都合三人罷出 橋本忠之助 ・米内善六、 門内入申間敷候旨手真似を以 金天与一兵衛組 其節門番坂手内蔵丞組足 理不尽押入候様ニ付、 兼而申付置候通何分穏 足 軽 小 向 車 軽

門外江可追出と相宥め候得共、 乗し門番人并善六の腕を捻揚等いたし、 屯辺迄押入候付、 冠物無之異人之余程酒気も有之様相心得、 専太郎儀棒持立塞り、 異人弥立服之体ニ(腹カ) 尚又相 無体ニ門内 右勢ひニ 諭 而 L

手ニ乱入も難計事破入候間、 候ま、棒を以異人之脚を払ひ、 及打擲乱妨の様子ニ付、 手強不差留候 不相済儀と心得、 直ニ起き上り肩先二 ハ `, 陣 倒居 内 勝

打退候故少引退き候処、 竹を持来専太郎を目掛無体ニ打掛候へ共、 打三打程擲合候処、異人壱人右様子を見請、 右異人又々追懸来、 堅壱寸程の疵を得 最早壱人 傘の柄 後口よ

17

不得止事

門番

人罷出棒を取、異人之後肩を打取候処、

驚き逃去申

専太郎并番人共即刻彼方の者江申出候ニ付、 直ニ引取申候、然る処前文通異国人ニ及打擲、 役々之者差出見迫候得共、最早異人壱人も居合不申 付門内江入兼候、残り両人共一同退散之由、委細 様子ニ而引返し候者有之、番人共門際ニ而押留候 尤、 右異人専太郎を追掛候節、又々壱人加勢之 早速

去翌十五日家来之者呼出候、(元力) 罷出 候次第共申出候趣、 応接掛安間純之進江委細承知之旨申聞候由 不取敢箱館奉行所江彼方之者共 委細書面を以申出候様

候者も有之候而無余義事とハ乍申、

異国人を擲き遣

事済相成候旨以後共何分穏ニ取扱可申、 達有之、以来双方共右様手荒之儀無之様精々被申含 前文之儀早速奉行所より応接掛を以イキリス船長江 達候処、 右取調中又々家来之者呼出有之罷出候処、 万 異変有

早書 詰家来共より申来候、 面不及差出旨安間純之進を以 以上、 依之御届相済候、 被相達候段、 此段書取申 箱館

之節者其場之次第聊無遠慮申出候様可致、

且又右最

出

七月十八日

中江九右衛門

元録三年午より戌年迄中江氏日記抜書(縲カ)

鑓之柄木取ニさんし、谷山之内角山ニ而ニ月三日 黒羽二重二たん、一 端二付四拾八匁位、 八月: 取 中

江

戸

へ差下すはす也

神名川早朝打立、四月十一日 兵衛殿へ直ニさんし候振舞高輪御やしきへ罷居事、 江戸江九ツ過着いたし、 浦川 七郎

芝へ参上仕候、 御老中懸御目

御老中方迄参上仕候由 太守様江梅田杢参上、六月八日 近日御発足被遊候付、 审 置

為御祝

乍恐口上

私儀、 以 彼方へ参候砌 奉公間々参及心稽古仕処二、 得者稽古道行不申、 札ニ而罷越候、 何卒御暇被下様二被仰上 梅田杢之助江鑓為稽古先以より御奉公間 21 時々御暇申上 雖然遠方之儀、 一年詰之儀候得 可被下候、 罷出 願之通御暇於被下ハ、 其上直札弐ツニ而候 候間 以上、 別而精 此等之趣を 入御 々 直

梅田六郎太夫殿梶川弥 郎 へ見舞、 本田弥介殿・

菱

鑓稽古場 (1) 十兵衛殿、 刈八左衛門殿 ママ 右之衆六郎太夫殿弟子ニ而候ひし此方も 大山彦八殿 岡五郎 左 衛門殿 岡 元

も稽古仕度被申上候 広瀬次郎兵衛 中江· 山山、 九右衛門、 佐左衛門殿より承之候 其外着き申候ものと

之前御免被遊候三原佐左衛門殿より

元録四年未正月元日 松平隼人正照 酒井甲斐守殿

御口上年首御祝儀珍重二存候、 為御祝儀以使 吉貴公御方

者申入候

太守様 志村金五郎殿

年首之為御祝儀伺公仕 たし辱存候、 序なから御礼申上候由 候、 旧冬ハ七島鰹節 拝 領 11

吉貴公伊達紀伊守様御家来松井孫太夫古戦咄(宗寶) 上候より いつれ も聴聞 可仰付、 御 陸江罷 出承候事、 被 岩聞

関ケ原合戦噺御客人石野八兵衛殿 ・小笠原三左 衛門

殿御出

略

ス、

此年ハ鑓 稽古朝より晩迄とい . ふ事、 毎 日程見ゆる、

> 杢もうせん六太夫 江鑓壱本、 六月廿七日 端、しやひ二枚遣候事、 上布壱疋よりばせふ壱

芝へ参上仕、直ニ梅田氏参し父子共宿江被居鑓とも

ためしものいたし、 Ŕ 仕候事、 晩五ツ時帰 おふい 一御やしきへさんし候へと

夫殿被参候、 おふく御座候故、 七ツ時より主水江参候 島津主水殿江鑓有之、

口上覚

年鑓稽古仕候、 乍恐口上書を以申上候、 幸今年茂江戸詰被仰付候ニ 私儀、 梅田六郎太夫方江 御番 近

御門出入之札被御免被下度奉存候、 御使者等之間々今少稽古仕度候、 因茲願ニ奉存候 尤、 鑓稽古之外

奉頼 曾以他出 候、 以上、 仕間敷候間、 是等之趣を以成合候様御取成

右口 王 書、 伊集院為右衛門殿江 頼

(表紙)

見聴雑事録

見聴雑事録 二之巻

薩州上書并蒸気船製造願書

被仰付、 今度亜墨利加船より差上候書翰和解之写弐冊拝見 商法可否者不容易之御大事ニ候間

存念

亜墨利加人願之儀者、 此以前和蘭陀より申上、 琉球

之趣不残申上候様被仰付奉畏候、

考二而者無之、於彼茂御制禁之段者承知之上、 渡来候間、 江滞留之異人よりも毎々噂仕候事ニ而、一朝一夕之 御国法之趣被仰渡ニ相成候而も、 押而

妨可仕候、此度之御所置者実ニ以御一事之場合と奉(トトルカ) 島辺江数艘滞舟罷在候様子相聞得候間、時々海運之

払候共、海上自在之異船、殊ニ近来者北唐国并無人

弥必勝之儀者無覚束奉存候、仮令一往追

二而者承知仕間敷、乍併御打払之儀ハ御防禦御手薄

通り

く折柄故、

存候、 且此度願筋御許容ニ相成候ハ、御威光薄形、 (らき候脱カ)

其上和蘭陀国主江被対候而も御義理合茂不相済訳合 二茂相当り、 且又戦争を御厭ニ而御免ニ相成哉と外

併此節御免被仰付候而者、 国二而心得候而者、永年之御為残念千万奉存候、乍 永年之御為残念千万奉存

乍併此節御免被仰付候而者不可然御時節柄敷と

戦争之端を開き候事も難計候得者、成丈ケ年を延し

奉存候、

乍併来年渡来之節、

直二御断二相成候而者

手当十分二被仰付度儀と奉存候、三ケ年程も丈夫ニ 候様無拠御訳合被仰聞候而帰帆被仰付、其内海岸御

延候御所置可有之と奉存候、左候而、三ケ年も相立

20

候得者、 候而も. 壮之儀 委細御志得被為在候者、 れとも此度直ニ御免被仰付候 届申問敷 を知る後之御所置無御 此度之儀者天下之御一大事二御座候間、 と奉存候間、 重畳恐入候得共 内御一人諸指揮被仰出度奉存候、 候 被仰出候得 度打払被仰出候方可然哉と奉存候、 之上委細被仰出度、 之儀者浦賀を第一二被仰 共必勝之計策如何程も可有御座奉存候、 相整候得者、 而 ハ 行届 無礼之振舞仕間 如何様之御所置も可被為在候間、 ハ惶罷在候段及承居候間、 候、 諸 間敷、 ハ 玉 海防之儀御委任被仰出候様奉念願候 勇壮之人気ニ御座候間、 能々御評儀之上被仰出候様奉願候、 頭必定一身二引受致惣裁候者無御(立脱力) 統御手当調候者必定と奉存候、 当時御年輩と申、 殊二人心第一二候間、 兼而異国ニ於ても日本之人気勇 ·座候而者、 敷、 水戸前中納言之外ハ有 岜 軍船御全備之上ハ 而者 其外要地之場所御 御人体之儀迄申 必勝之御良策者行 御手当厳重相成 御 且又海防御手当 人望と申、 国体之処い 打払被仰 其上ニ 御手当 彼を知り己 御連枝方之 通 事情 蕳 而 船 評 場 軍 出 か 何 敷 座 妨 候 所 候 備

但、石炭置処等之儀者猶更御 不被仰付方と奉存御座候得共、不顧恐思慮之趣不残申上候、以上、にも恐入奉存候、前文之儀申上候者実ニ以恐怖之至

丑七月廿七日

候

松平薩摩守

軍船御願書

船之儀者一 束 手段無之、 此度被仰出候二付段々勘考仕候処、 相調奉存候処、 之品ニ御 候得共、 頭上之蠅を追候も同前ニ奉存候間、 候而異船打払調候ハ、、 遊候間、 此節質素節検之儀被仰出、 候様被仰 打捨置候得者彼方取繕又々襲来可仕、 軍船并蒸気船ニ者急速之便利も宜敷事要用 座候間 昨年家来江申付、 関船ニ而無法ニ追払候 海防一 出難有奉承知候、 此度家来被召呼、本望之至難有奉存 筋ニ心を用 何卒御免被仰付候処奉願 遠津 工夫之上可也ニ製造 Ü 口江退去之節、 右ニ付、 於公辺茂厳 弥嚴重之御手当 而茂必勝之儀無覚 御制禁之儀奉存 台場厳重二相 左之通奉 敷 候、 左候得者、 御 追 倹約 蒸気 船 願 芝

丑: 八月廿九日

何卒軍鑑・蒸気船両様共御免之儀偏ニ奉願(艦カ) 琉球迄茂御 威光 相

候間、

左候ハ、、

皇国之御為ハ勿論、

御座候、 皇(得共脱力) 差支有之間敷奉存候間、 日運送船ニ相用申度、 き候様仕度心底ニ御座候、 皇国之軍船製造御免奉願候、 左候得者、 何卒願達仕候様御評儀奉願 琉球大炮船ハ製造最中ニ 異船海防之儀ニも 且亦乗習平

候

以来蘭船江軍事必用之書并大小炮其外奉行江相達し、 争も有之、 御免被仰付度、 儀も蘭書ニ而工夫仕候事ニ御座候間 候事故、 戦場実地を踏候者ハ絶而無御座、 候茂恐入候得共、 利器の分相撰ひ、 相叶候様仕度奉存候、 後ならてハ必勝の計策も難調奉存候間、 注文被仰付候儀相叶候様奉願度、 便利之儀多く可有之奉存候、 実地ニ臨之試 左候得ハ、 二百年来泰平之御代二御座候間 御手当之一助二仕度奉存候、 左候得ハ、 の上追々と利器新法を相 弥厳重ニ手当をも申付 彼を知り己を知る 彼国之者ハ今時戦 乍不及彼国之書法 何卒注文之儀 既ニ蒸気船之 何卒願之通 申上

御

三国恩を報度心底ニ御座候間

此段奉申上

候也、

九月十六日御差出相成 松平薩摩守

右

佐土原侯

分言上仕候様被仰出、 体、右書翰之趣得と熟慮仕、 写披見被仰付、 先般浦賀表江渡来之アメリカ船より差上候書翰和 |程の品も無御座候得共、(僟ヵ) 殊此度之儀者国家之一大事不容易事 謹而奉得其意候、 銘々存寄共聊不残至十 一大事之時節 乍併私式不 解

皇国 之 異人共書面願望之儀、 生産豊饒仕、 御高恩之程筆紙ニ難尽奉存候、 仁徳万民ニ及、 之御儀歟と乍恐奉存候、 不顧恐管見之箇条言上仕 調法者可申上 殊更東照神君御治世以来者、 国二御座候得共、 ハ 神代以来数千年連錦御相続被、政教四海ニ(錦舟) (遊殿力) 衣食住も十分足り、 如今日各自安堵仕候儀、 御免被為在候儀ハ夢々御無用 土地膏油有之、 意趣ハ、乍恐 其上 格別御 人柄茂おのつから 五穀を治万品(始カ) 皇国 **咸勢隆** 誠ニ以難有 ハ東洋中 二御

数端ニ 様二御 以来之 風を助長、 都 謂 又彼方江 彼等か持来候品も必定奇体の異物、 願望之通、 迄之通打払之仰: 計之処、 仁慮ニ而 御深慮被為在、 座候得共、 国ニ秀各別之御国 威徳より 朴実忠直 全貪欲凶根之夷狄、 大之御仁慮異人共難有奉存、 利者間百害無 偂 無用之物、 渉 座 近比追々渡海仕、 発し 'n Ξ 御渡被成候品、 候得共 御遺訓ニも被為背、 近年打払御停止之旨諸 尤、 一御座候、 全欠処無御 回 通商御免許抔被為在候而 候 单 不直事ニ 夷国船 候、 茁 儀 利、 柄ニ 御国 一勿論之御儀と奉存候、 矢張無用之品と可 狎恩不礼之状不埒之至、 $\nabla \widehat{\mathbb{R}}$ 勿論之御儀奉存候得共、 然者大平の化 一端被差許候上「斉彬公史料」より補) 益 何而為之とや可(苦脱カ) 座、 丽 ハ打払被仰付候処、 御 仮令聊之者たりとも ニ不相成のミならす奢靡之 座 尤、 剰 是迄外 御難 候 且又利害と申 御報恩之品をこそ可 漢土 国 其中薬種類有益 題之儀及訴訟 江 国 ハ 車 花 固より人君之御 被 ハ、 通商抔之儀 候半 は、 麗 申 仰 和蘭之二 -候歟、 第 万々一 出 0 各別之御 織物等、 蒼生之膏 候 御先 然 殊ニ 加 世 界万 候 追 扨 惣 茂 ルル是 無 玉 莫 々 扨 0 所 世 奉 者 御 而

> 当り 商との 難症 及ひ か恩ニ 午併御治世久敷人々恩沢ニ俗し候余、 相成忠貞 智之細民等困窮之余奸計ニ陥 宝貨を以て人を誑誘し恩恵を施し申侯 実ニ無余儀と奉存候、 液人命第一 車 々難題之儀共申立候ハ 如何 候 二)ミ申: さす 줆 前 懐候様相成申 武備手当甚薄成行申 を存憤発仕闘 難 様 ハ 必 之△五穀をも 治 Ŀ 御 n 一候得共、 勝 葙 厳重御制禁被為在候 ハ 候儀 成可 民命自然と不足仕、 申 間 ハ無覚束候半歟、 姦 戦ニ 殿ニ 歟、 姦黠之夫人共其虚(夷カ) 御 點の夷狄邪計 無御拠、 候、 及候共、 如 渡不相 而 此国 候而 も無御座哉、 就中外夷追 以而茂、 成候 其時ニ及御 勢衰微之時ニ ハ 不覚、 既二 上下 公私ニ付費用 必定と被察 唯今ハー ハ 而 腹心之病 最早腹 二二乗 *ا*ر 打之儀 其時 統之困 難叶 却て彼等 打払ニ 愚痴 L 心之 節二 円 金 成 通 Ĺ 銀 窮 行

口

色

得止事仕合ニ御座候半か、

然

ハ先達而

西

0

丸御

普請

小身之輩なと左様之手当別而迷惑仕候、

大砲等数多不用

候

而

) \

難

得勝利事之由

二御座候得

是又時

勢

仁慮を以、 尽、武備之手当厳重ニ仕、 役御免可被成下候ハ、、 候筋も奉恐入候得共、 尚亦一両年中諸大名御手伝御馳走等之御 遮而非常之御時節抔ハ外之御 万々一の節一廉御用立 統難有奉存、 涯忠節を 候

様相成可申歟と奉存候

存候、 浦賀表へ之儀、厳重御固被仰出置候得共、 論 様兼而御取計被為在度と奉存候 可然奉存候、一乱入仕候ハ、、唯今之通御城下ハ勿(ティメルカ) 入候儀ハ有御座間敷候、 海辺人家引続候而者防戦之刻ニ不都合之儀と奉 何卒今之内引払之筋ニ被仰付度、 自然乗入候ハ、、 其涯煩無之 早速打払 内海江乗

難参、 御府内只今之通遊民多く、 候而ハ、 も不自由ニ有之、一人ニ而も食を潰し候者少も無之 不覚の儀到来可仕と奉存、 防戦刻第一の糧食等一々在所より付届候訳ニハ 御当地ニ而相弁之無用之人々被買取候而ハ、(帳ニカ) 人命倚頼の根本歇乏仕候而ハ更ニー大事歟 食物以下諸品を費し候而 其上浦賀塞居候 一个一个 2廻米

浦賀表之儀、

当時三四人江御防被仰付、

異国船到来

く異国船渡来不致候共、

治二乱を忘れ、

無敵国外患者者国常亡と申候得ハ、

仮令此度之如 威武之衰か

と奉存候

申候者、 危急之節者間ニ逢兼、 在所ヨリ駈付申候、 又往来滞陣之間雑用入価茂相 其内近国之向も有之、

回顧十分之働出来可申歟、左候而、(と奉存候脱カ) 増 預分ニ居着相固候様被成度、 其外ニ而も高地之内三四人相房総之内ニ国替被仰付 乍恐御不便と奉存候、 第一糧食不自由ニ有之、徒ニ奔命ニ労し候得者 何卒当時御差当二置候向之内、 さすれハ危急之節も

諸国海岸持場御

岸之持場無之内御旗本ニ而受持候様申出申度、 上『早速御暇被下候様有御座度、『斉彬公史料』より補》 左候而、三ケ年或者五年ニー度参勤仕、 座候諸大名不残御暇被成下、 国々を相固候様被仰付 御府内堅之儀 伺御機嫌之 11 か 海

候、 勢州并摂州之儀、 居候向茂御座候、 万々一彼之地江乱入為仕候而者一大事之御儀と奉存 却て友崩抔出来仕候而、 に多勢相集居申候而も、 扨 皇国者四方沿海ニ而、 何時何方江乗付候も難計、 格別御大切之場所柄と奉存 御方の煩歟と奉存候 諸国之集リハ所謂烏集ニ 大名も多分海岸を扣 さすれ 候、 偂

御

!座間敷候、

畢竟する所無拠申掛而、

其実

、虚を覬

其方今清国大乱ニ及候由、 ニ有御座度奉存候 守其所不攻也と御座 被為入御念之由承知仕候得 付候も難計 用候火輪船抔奔走速なる由ニ候得 海之防禦厳重にニ而御座候由、 わる 本ニ及候も難計御座候、 反逆ニ而 ると申者ニ候、 大乱ニ及候時も、 所謂攻而必取者攻其所不守也、 御座候、 然者古昔天下の御時、 既二近比風説伝へ承り候得者、 候得者、 乍恐 築紫大宰府ニ対 左候 ハ 無残所海岸の御備厳 弥以其趣意相 東照君も外患之儀(神脱カ) ヘハ、 殊更当時異国 六 、 何時 何時其余計 唐之安録山(禄カ) 守而必固 刺 命候而 何 方 通 置 而 馳 重 H 相 西 Ш

夷人者天理友道を号、 承知仕候得共、未た信信通之儀(衍カ) 敷、 訓を守らせられ候、 承知不仕、 似候得共、 而世界中好通不仕候 其上御先世ニ而も漢土 左候へハ、 郭之独立 御孝道之大本、是程之天地ハ(理カ) 而 御子孫之御身二而 一仕候儀、 無余儀申立 ハ、 天理二背と申事有御座 和蘭の外数国通商之儀 忝天地自然之形勢ニ ハ朝鮮・ 一候事、 琉球等之外 姑 祖宗之御遺 *ا*ر 道 理 有 間

> 候黌をひらき、 以上 御打払 候而者、 背き被遊、 二而茂御好通被遊候而も、 聖主上ニ被成御座候得ハ、 夷物なから便利之品ニ御座候得 また御和睦不被成様ニ付、 を以御返答被為在候社御当 らん限りハ、 0) 向へも勝手次第製造被仰付置奉存候、 可 神霊の教を守之外無他事と申、 **然候、** 無勿体御儀と奉存候、 天之所覆、 卒ニ併呑の邪謀と察申候、 惣 前 彼 かか 地の所載 用 万々一 彼方ヨリ戦国ニ及候(闘カ) 一然の御筋歟と奉存候、 乍恐征夷之御称号ニも! *)* \ 軍 - 鑑力 ・ 御闕失之御儀 然 凡日 国持大名并万石 火輪船 正道之筋 皇国魄之有 本二生を請 仮令一 乍恐 等之物 21 有 日. 目

所御座候得とも、 防戦仕置、 常々道を厲、 人々義心振起勇気一 如く被思召、 御座間敷候得共、 三家等之内ニ而茂 必勝利の御儀と奉存候、 万々一の節ハ乍恐御親征被遊候 上下の人心一致仕候 風俗、国富強兵物日本国中を一(を正し脱カ) (衍カ) 乍恐中興之御志を被為奮候て正 治乱盛衰ハ気数之変、 涯 為御名代御 盛二相は 成、 乍恐前文申上 出 而 必死之防 馬 御座候 統忠節を尽し 雖賢聖不 歟、 城郭 戦 候 又ハ 通 仕 ŋ 0 免

候、

右依御沙汰不軽先偉跡越之至奉存候得共、

御国威相廃れ、

再復之時節ハ有御座間敷敷と乍恐察

節之御時節柄、

不顧恐言上仕候、

以上、

落仕候時節、士民之道も軽薄風流ニ馴染、其上奢麗而者御教令違背申ニ而者無御座候得共、後日人気墜不申候而ハ、決而防戦十分ニハ調申間敷候、当時ニ不申候而ハ、決而防戦十分ニハ調申間敷候、当時ニ不申候、惣して彼若乱防ニ及候ハ、甚以不届之至、彼存候、惣して彼若乱防ニ及候ハ、甚以不届之至、彼存候、惣して彼若乱防ニ及候ハ、甚以不届之至、彼

長州侯上書

当精練仕候様厳重被仰渡候ハ、、

無残所御筋歟と奉

無事故退帆仕候ハ、、諸国

統三年期し、

防戦之手

得、実ニ不容易儀ニ付、何卒自然不相調節ハ軍艦を差向、宿意を可達所存と相見自然不相調節ハ軍艦を差向、宿意を可達所存と相見儀有之候得共、縮る処は日本江対し和親交易を求め、様御達之旨承知仕候、右書翰熟覧仕候処、廉々願之アメリカ舟より差上候書翰之儀ニ付、気付筋申出候

眼前平穏ニ相済可申候得共、併今度アメリカへ通商得共、格別存寄候所も無之、一先願之通商御免候も御国威を不損様之良策有之間敷や、且種々愚考仕候

候

い 通之御

日本一

統振起り候処無覚束奉存候、

教令二而者難尽、

能々鄭重厳密二不被仰渡

淫逸ニ流レ行候、

誠実勇武之旨を失候得者、

乍恐御

有之、 様相 安其外外夷へ対し武威をし、 患案之及も無御座 可被為在、 ましくやと奉存候、 領相絶候樣被仰付候方、 被仰付、 親交易之儀、 国も通商より事起り戦争ニ及ひ、 本国力通商之為ニ相 被差免候 陋存付候大意申上 聞 旁願之趣夷賊共二心胆相 ハハ、、 防禦之御手当厳重二被仰付、 猶宗朝末年之先蹤も有是事候得共、 当諸家之内格別智勇良策も可有之、 乍恐 其他 一候、 一候へ 尤、 御深慮被為在度、 衰候様可成 の諸夷よりも同様相 以上、 共 是等之儀疾御評儀候之旨も 却而万全之御策共ニハ有之 被仰聞旨難黙止 国勢熾盛ニ相 行候、 人民塗炭ニ苦ミ候 候程ニも賢く御断 後年外夷之顗 且 既二間 願、 得不顧 成 日 終二日 候儀 1本者弘 此 近 私式 度和 ク清 \$

被下候、

肥後候上 書

此度浦賀表江

渡来之アメリ

カ舟より

差出

候

書翰之和

卿之儀等ハ! 願出! 外ハー 申立、 共 彼か願ニ 顗領之念を増々筋ニ而、 本朝之御大法ニて交易ハ勿論、 上候趣御沙汰之趣奉敬守候、 解御渡相成、 態々使節差越候事二候、 [候共、 夷情之無覚束、 切謝絶可仰付候事ニ 専ら和好を詰、 難被応段無余儀事情ヲ以て御諭ニ 相応ノ御返翰ニ相成、 御聞届ニハ相成ましく、 得と遂熟覧存寄候品も御 其上 博く民を愛するの 不例ニ無是余事事情を以 丽 御返翰二者御丁寧を被尽、 右書翰 旁願望被差 通信之儀も被究置 彼か上書ニハ無礼 然ニ遠 ニハ懇意之情 座 何ニ而 候 免候 相 マタの 成、 国 候 ょ 申

翰和解拝見被仰付、 私末家毛利右京亮・ 1 八八月 気付申上候処、 毛利淡路守· 松平大膳太夫慶親 毛利讃岐守も 御達御座

然処有之者共私存付之趣示談仕候処、 銘 意上外ニ存付候品無之段、 々より別紙御答書ハ差出不申候、 私迄申 出 此 [候ニ 段御聞置 付 右 回

11

0

ħ

も内 候

時之御策寛大なる御権道を以、 驕慢之意茂相見得候得共、

急ニ事の

被

気れに不

蛮夷之鄙意と被

捨

置

由 書

n

奉存候

成候様、

御取扱有之、

其内ニー

統防禦相調候様

回

仰 相

前条之通ニ而も自然狼藉ニ及候節者

の理合実正ニハ敵する事相成ましく、 皇国武威ヲ以テ無二念打払被仰付候ハ、、 雖然彼 順逆出直(曲カ) い近世

二浴し候事ニ候得ハ、 戦争ニ相馴れ、 火器の戦備相調、 尋常の御手当ニ而者難相成歟 本朝者数百年昇平

上仕候

国々海岸者不及申、 と奉存候 御付内人戸稠密之地ニ而放火之

上者、 恐も有之間、近海要害の地を築き、台場をも被居置(江著新地殿カ) 二付而者深思慮仕候得共、 無御座候、 風奮発応答之奔命疲不申、 候ハ、、 統警動ニ至り申ましく存候、差寄急務ハ士(鷲カ) 仮令内海江乗入候共、防禦之御手当相整候 御廟算可被為在奉存候、 碇と定めも無御座候、(聢カ) 普道之儀者申上候まても 今度御沙汰之趣 是

細川越中守斎護(済カ)

愚陋を不顧録上仕候、

偏ニ奉指

拝借被仰付度、

亦ハ漂流人御取扱振不宜趣等申立、

揮之程ヲ仰候 非乍恐多奉存候間、

去ル朔日城之節、

先達而アメリカ舟ヨリ差出候書翰

今稀成

御治世之

御国体ニ御座候へハ、

仮令御利

仙台侯上

付候上ハ不申上候も恐入候筋ニ付、存寄之程左ニ言 肖之私固より申上候程之儀も無御座候へ共、 無忌諱存慮之程十分ニ申上候様 写等被相渡、 此節之儀ハ 御国家御一大事之儀二付、 蒙 仰奉畏候、 斯被仰 不

津々浦 本朝ハ往古より支那・阿蘭陀長崎ニ而通商之外、 柄格別、 国ニ交易更ニ無之 々ハ勿論、 此儀ハ異国一統兼而承知仕居候処、 浦賀表へも再三異船渡来、 御国体にて、 朝鮮・琉球之儀品 就夫海 近く 異

柄、 相受度、亦者石炭等被下度、夫ニ者南地ニ而一ケ所 右趣意ハ、昔ハ昔今ハ今と申処を以和親取結交易被 防之儀厳敷被仰出、 当六月アメリカ渡来、 x渡来、かの無思も卒爾書翰差上 ^(加之無恐カ) 備向ハ国々共ニ防禦専一ニ候折

言語道断之書申上候迄も無之御坐候 万一被相免候儀二而候、(者力) 本朝者万

交易之儀、

乍恐

を以大平の基を被為聞召、 国ニ卓絶、 神代之昔より 以来御代々昇平、 皇朝連綿 神君御大徳 和漢古

自然取締も出来可申、

此度質素之命被仰出

71

座候得 敷趣 仮令一 之米穀 二者武備不整之輩、 必勝利を得可 無類ニ難武勇之御国ニ有之得ハ、仮令戦争ニ及とも(育覧カ) を押候儀故、 とも委細ニ被仰諭候様仕度、 之外者、 も不相聞候間、 所置仕候様国々へも被仰出可然と奉存候、 扨亦漂流人御取扱之儀、 之儀も難計、 拝借仕度由 利益ニ有之、 ハイキリス、 願出 島ニ而も彼所江御貸被下候筋有御座また候、『戦力》 [候歟、 銅等被遣候 別段△交易難相成御趣意得と被仰諭 彼ハ元より聖賢之意を得と心得候国 近ハヲロシヤ江右之趣を以御断相成 車 尤、 右之段ハ不扱儀ニ候得ハ前申上 万 且石炭被下度、 御寛宥を以前々より『交易有之異国 又我国之地形を察候哉と考合、 前 被差免候ハ、、 猶此上両三年も相立候 且大小名領知へ扱等末々の(地カ) 々申上候通 此末彼より実情を以薪水乏 彼も国々利益、 乍恐彼国 夫にハ南地ニ而 右を足溜り仕候様 御国体ニ候得 「幕末外国関係文書」より補) の風習猥に招 l候付而 右之通御 我国の不 候通 一ケ所 夫々 其内 柄 面 且. 趣 々

> 猶亦一 元より不法無礼之異人江対し鏖仕候事、 統武備を励可申、 依而 ハ大丈夫ニ相成候上 且. 夫ニ 而

益ニ相成筋にても、

金銀・薬物之外へ献物を以有益

八而者、

浦賀表御備 難叶候ハ、、 大小名疲弊ニ至り申候、 為增奔命二疲候、 彼等軽蔑不法之振舞仕候方より、 所等不相心得儀委細申上兼候得共、 ハ猶亦厳重ニ被仰付候方と奉存 正を守り斃候外無之奉存 右様之儀年々之様ニ有之事ニ而 此所ハ御思慮可被為在儀 警衛之御 当六月中渡来之 人数も 候、 併 地

右之条々得仰無忌諱申 御返翰御 こも相成候間 出来候上者不苦候儀 拝見被仰付置奉存候 上候、 に二候 不敬之儀偏二御仁 ハ、 ` 統之心得 |恕被

奉存候

為在候樣乍恐奉存候、 以上、

松平陸奥守

丑七月

加州 侯防 策

二付、 今般アメリカ書翰之趣ニ付、 解弐冊御渡、 利害得失厚ク思慮仕、 今度之儀ハいつれ 仮令忌諱ニ触候事ニて 御 書付 御 国 家の 通 并書 御 大事 翰 和

両

も不苦、見込之趣十分ニ可申上、

重き御仰渡謹而奉

候間、 当然ニも可有御座候得共、 相成候而者、 海岸等之御手当武備厳重士風御引立、 時之時勢海内一致と相成、 難計候得ハ、只今之処ニ而ハ厳ニ御打払之御所置 座候時ハ、イキリス等之諸異国より追 御代々より之御掟、 可然候、 出候基とも奉存候間、 成筋とも相聞得不申候間、 処如何にも難察候得共、先書翰之面ニ而 アメリカ書翰拝見仕候処、全ク会得も致兼、 去存寄不申上も却て奉恐入候儀、 得其意候、 差当之処者先寛容之御取扱ニ相 支那・ 不勝之私儀得失利害等何分弁兼申 暴成御仕向ニも相当可申哉、 和蘭陀等之外、 此度アメリカ人御取捌き緩々御 重而渡来候ハ、先穏ニ御取扱 此方より無体ニ打払等ニ 久敷大平ニ俗し (浴カ) 打払抔之儀無覚束方奉存 御交易御厳重成事は 聊心底奉申上候 実備相整之上 | 々難 成、 ハ敢 且船を引 題申 其内諸 候人心当 実情之 前 候、 無理 出 乍 \$ 21

> 甲比丹差出候封書和 解

牧志磨守様 恭敬大尊君長崎御奉行 ・大津豊後守様 \wedge 阿蘭陀甲比丹謹而

左

申立候、 咬噹吧都職之者筆記差出方之儀、

甲比丹職私儀命令

を受、 咬唱吧都職より私儀ニ申聞候者ハ右之通御 阿蘭陀国王存付候方便日本御国法二相背不申、 則右書面江府御伺之上御請取ニ相成候、 座 候、 随 而

御安全之計策日本御館府向ニ而御取用ニも相

成候

御当時へ罷出! 御館府向より被蒙仰候御方へ可申立心得可有之候処 可申上様之命を請候者勿論、 候儀漸々増長仕候、 第二、右一件ニ付 当時専外国 [人共

坐候、 大切之儀ニ御座候得者、 成、 阿蘭陀国王趣意ニハ、右方便日本御安全之為至極御 此未右一件之仕掛出来迄ハ余程の時日経候哉も(当春力) 然処右筆記之書面 ハ阿蘭陀国王本意を失ふ候様成行申 可相叶丈急速ニ申立度候御(僟ニカ 持越候事最早三ケ月ニも

ニ 而

彼か模様次第ニも神武之勇気を御示し

可有

御座儀と奉存候、

此

上ハ乍恐上

一の御明断ニ可被為在御儀奉存候、

左候時

右等之趣ハ不顧憚愚意奉申上

第

北亜 然テハ 遂度様子ニ有之、 ニ奉存候、 被成可申 より申立 墨利加州 私儀 右方便と申者御為筋之儀ニ而、 -候間、 候様阿蘭陀国王申付候、 左候ハ (相考カ) 共和政治、 阿蘭陀国王之趣意申立、 `, 此存念相止不申様相見得申候、 節格の存意空しく相成申(折角カ) 近日牧志摩守様御事御発駕等 日本国と交易の志願是非相 右一 件之原因 甲 -比丹職之者 右協 可 申哉 蕳 敷

候 国々之者共必用之儀ニ御座候ニ付、 日本之地ニ而不仕候 兎角可有之、 江 違無之様御趣向至極御良策と奉存候、 格別不相触、 通 |船鯨漁等年々増長『仕候得者洋中之危難の患||(嘉永維録]より補| 右二付船修復并食用之品弁方等之儀 且外国人ともも心得違不仕、 而者不相協様之儀航海専と仕候 左之通趣意申上 将亦大原海 双方意味 辺

為 北亜 右願全御取用不被為成候様無之、 墨利 聊計之事ニ而も御免許御座候方可然奉存候、 加州 共和 (治脱カ) 確執出来不申様之 候儀可有之、

当

御沙汰ニ可相成方可然奉存候 為入用之品 阿蘭陀人之外たりとも食用・ ハ御与へ、 病人養生 薪水并船修復等之儀之 一の御手当被為成候様

第二

日本国ニ往古ヨリ敵対不仕国 長崎に渡海御免被為出 々の者、 左之通、 若通商相願 ケ条御 (定力)

為成可然奉存候

而者、

交易之儀御許容二可相成、

尤、

旧来之御定ニ

第三、 通商御免之国人之住館、 通商御免之国者、 其国之重役同所江 相詰候事、

同所江御手当

相

成

通商之儀者長崎ニ限り

候事、

事、 Δ

付、 此三ケ条相立候得 六 、 日本之内外場所へ 罷 出

第四、 外国人とも交易之儀ハ、 江 戸

.

京

.

大坂

患有之間敷奉存候

・長崎五ケ所商人ニ限り候事

付、

此ケ条之儀ハ日本御国法ニ

唢

外国人と私之

第五、 ニ候得者、 交易御停止之趣阿蘭陀王伝承罷在候、 御法御定交易之趣向御定有長崎湊江御番 御国法とも相背き候儀有之間 依之此趣 敷 所 御 向

立之事、

付、此ケ条、私二出入荷物積荷之御改方ニ付、(船カ) 此

規定相立可申奉存候

リ之手形ニ而相弁候事、 第六、交易引取之儀ハ、双方長崎会或ハ大坂会所ヨ(所覧カ)

付、此ケ条者日本之御法ニ而金銀外国江御渡御停 止之由、且又外国之金銀日本ニ通商不仕由、 依之

右之趣向ニ仕候得者、 御国法背間敷奉存候

諸品物運上之御規定程能御立候事

増候得ハ苦情申立候様ニ可被成、 分荷物抔渡不申様之法ニ可被成、 付、此ケ条者外国人とも運上差出候趣相成、 依之程能申上候 尤、 運上格別相 且過

儀二御座候

第八、交易之儀、外国人取合出来ニ候節ハ、 長崎御

奉行所へ外国重役御取扱ニ相成候事

御国法を犯候外国人ハ、其国之支配にて仕置

第十、 本御官府向ニ而石炭囲場所、(館カ) 外国人江御差

可致事 第九、

図之事

并唐国ヨリ之蒸気船海海、(渡カ) 政治弁利之為、 付、 此ケ条、 北亜墨利加州西方の諸アシキ洲東湊 既候其意相立候場所も有之、就テ(に是迄カ) 就中北亜墨利加州共和

阿蘭陀国王之志意ハ、北アメリカ洲共和政治ヨリ之(司殿カ) 御座候、

ハ右様之振合ニ石炭囲場所相定候儀、必用之事ニ

之御策と奉存候、

願筋前条之振合ニ候御答ニ可被為成候

۱ `,

御安全

右之趣謹而奉申上 候

右之通和解差上候、 以上、 |長崎御役所||| 甲比丹 とんとるまゆるしゆす

子九月

西吉兵衛印

森山栄之助印

寅十月十六日公義より被仰渡書付

二付、 **亜墨利加合衆国下** 免候ニ付而者、 以来航海来往之砌、 阿蘭陀国 亩 ・箱館の両湊江船 「の儀 下田 ハ従来通商御免之国柄 箱館両湊へ船を寄 繋き候儀被差

難釈者別段唱呼打立、

蛮夷の挙動ニ不押移様心掛修

旨在番甲比丹申渡候間此段相心得、向々江可被達候之通り長崎表ニ相限り候間、同所ニ規定弥堅ニ相守之通り長崎表ニ相限り候間、同所ニ規定弥堅ニ相守惣而亜墨利加同様御免許有之、尤、交易之儀ハ是迄

甪

薪水・

食料其外船中闕乏之品を弁し、

并破船修復等

十月伊勢守殿仰渡 高永六年癸丑

二付、 儀ニ付、 も有之、 類も有之哉ニ相聞候、 蛮語之相図を以進退駈引いたし、 ニ至る迄蛮語其儘相用候類不少、 業ニ至てハ未相開敷、 (故脱力 究いたし当時夫々流儀をも相立候得共、 品も有之候ニ付、 大船大砲之類、 元来砲術之儀ハ蛮国伝来之品ニ候処、 追々熟達之者も相増、 此節より蛮語之分都而国 近年西洋諸国ニ而発明い 船砲造製方等西洋法を御 此度西洋砲術習練之儀被仰 筒銘・貫数・玉薬其外之器械 世上広く行はるへき 語ニ釈し 蛮夷之挙動ニ働候(版カ) 打方調練等之節も たし弁利之 西洋新規之 相 崩 追々研 唱 有之事 若 出

> を取、 共 業可致候、 御国威ニも相拘り不容易事候条、 を好ミ猥リニ蛮語を唱へ夷風傲候様成行候 器械蛮製相 是以唱方等心得可有之候、 此方の武備に相用候事ニ候、 且又大船製造之儀ハ猶亦親規の事ニ候得 用 候儀 ハ 聊不苦儀二者候得共、 畢竟彼方の 心得違無之様可 船砲其外要用 利器 万 親規 要術 0

右之趣向々江可被相触候、

長崎奉行手ニ付差出

候

警付

致候、

左二申上1 今度来船之魯亜西軍艦之儀二付、 仕立 西亜 私共儀、 相考候得者、 候、 北亜米加国之軍船浦賀沖へ渡来仕候趣意をつく! 両道者今度ニ有限へき儀謹而可申上 一来船仕候と推考仕候、 然処右使節存念之奥意深く推考仕候得者、 玉 一府二而 魯西亜軍艦之使節御用談相勤 候、 承知仕候より事起り、 右之国より皇国を犯すの謀反、 御推挙之儀二不抱、 抑此儀 は亜米利 私共深く見込之趣 候 今度態々軍 皇国之廃興存亡 罷 在 候儀 加 察ニ魯 玉 当夏 -艦を 御座 = 而

俗 近 年 ·人情等量探為可 国を押領仕る企ニ有之故 仕、 蝦夷地或ハ関海江 か、 皇 渡 国 来、 [之風 又

玉 風 ハ 俗・・ 漂流ニ事寄、 [書を奉捧、 人情等量探仕 其等之儀答振ニ応し、 彼国より捨人間ニ仕立度候(其度々カ 候候儀二候哉、 非を以理に直 弥浦賀表江 皇国 当夏 之

申目 不利なる戦争を仕懸、 数艘之軍艦一時ニ関海ニ押寄、 論見相決候儀と奉存候、 皇国を速に彼国より犯し 然は魯西亜船之儀は 内海ニも自由ニ乗入 미

皇国へ 候末ニ至り、 味方仕、 ひ申度存心ニ 亜 亜米利加之先鋒を取鎮 米利加より攻寄候節御為第一 魯西亜 加 可 有之御: 国 ハ 座 皇 乍併魯西亜江御返答依 |国と倍万歳之信義を結 御 を差含一 国家安穏ニ治 方御 カ

ŋ 候処ニ而者、 玉 防禦として援兵軍艦差越儀ニ可有之儀と奉 全ク 皇国危急之場合を見込、 彼国よ

加

り表裏ニ反し、

夷敵十倍仕候様可成、

只今私共見込

加

存候

魯西亜 申 無法之儀者仕出申間 ・処ニ而極意之心底ハ如何可存御座哉、 玉 より今度差向候使節 皇 国之法則を相守し事専 并軍艦都 而之貌体、 今眼前之趣 定元(元/2)

速ニ

一関海江

推

参御

直

訴

可 可、彼彼

ハ何国迄も罷

出

深く疑心を生し候 意者不一方 皇 玉 「の御為を差含来舶仕候を、 ハ 事皆空敷相 成可 車 是より 亜 墨 利

行 等を相考候得者弥以須臾も難捨置、 計り亜米利加よりハ倍の敵可相報ハ 之情不貫空敷相成候ハ、夫等を遺恨ニ差含、 可より関海江大艦を差向候様相成候節 可申、 依之彼の望ニ被応候 ハハ、、 亦一 顕然仕居候、 不容易場合二成 魯西 ノ計策ニ 其気を 亜 玉 右 帝

之深望ニ被応候迚、 而 時平穏之御為ニも可相成候哉、 別ニ子 細 ハ有御 座間敷哉 且又魯 西亜 只相 玉 帝

ツ

鉄等者潤沢之国柄ニ而、 彼国 の乏敷品 ハ 米穀 片ニ

互ニ信義を通しる而

Ë

外蛮国と違ひ彼国者金

銀

銅

之国柄を量り豊『二者相与へ』凶ハ不与之御仕法ニ(『幕末外国関係文書』より補) 宝を費し候と申程の儀ニも有御座間敷哉、 可有之、 米穀を彼国江被与候迄の儀ニハ、 是以 聊御 豊 X 玉

江戸と格 延かたく候、 是等之儀深々御勘考被為在度奉存候、 彼へ渡方之増減被差究候 别 之隔地ニ而、 窮迫之場合二可有御座哉、 自然御下 ハ、万代之太平可奉祝 知候次第二寄 此儀須臾も差 然処渡場

34

片時も難差置心底之機意御(朏カ) 勘弁も可被為在儀ニ者奉存候得共、 等之趣奉申上候迄も無御座候、 国帝之情を可貫ニ差究罷在候様子ニ相見得候者、 推挙ニ不拘、 乍然於江府も深く御 私共見込ニ 不奉顧 氮此 而 右

段内密奉申上候、

以上、

大井三郎 五郎左衛

馬場 白 石

乗込、 与力壱人上船致シ、 方ナラス、 嘉永六年丑六月三日未刻、 して上船スルコトヲ免サス、 リ戻シ候手際、 付乗出シ、 進舟を二遥に乗越、 二艘ニ而軍船を引来候、 浦賀与力合原総蔵より 千代崎を乗越、 異舟へ近付候処、 浦賀与力中島三郎助・合原伊三郎当番 其神速自在ノ妙、 浦賀 不図入津ニ付、 観音崎近くまで馳付、 其迅る事飛が如く、 ハ異国舟の入津国禁也、 蒸気船(= 聞 稍く通辞一人、 異舟乗込過シ迚船をク 目を驚し候由、 二艘脱カ) 浦賀中 \dot{o} 艘迅速ニ 応接掛 諸方注 蒸気船 騒動 用 決 大

> ナリ、 様度々本国出帆ヨリ日数ワリ詰ニテ罷越候間、 (^{致度カ)} 場 日位ハカ、 成候儀故、 此方答テ、 テ空ク日ヲ費シ候テハ指支申候、 江戸へハ僅カ半日程の往来ト聞、 伺ひ出て江戸ノ命令次第ニテ取扱 方答て、爰ニて裁決イタシ候事不相成、 ひクレ不申候 此方曰、 致し候様国王の命也、 あらハ肥前長崎江参るへく旨申ハ、 ノ義ハ、 義 ヘモ行 ハ元より 此趣江戸江通達イタシ呉候様、 我国王ヨリ日本国王へ呈シ候書翰ヲ持来る 何用アリテ来舶スルヤ、 可申候、 IJ カ様 手数モカ 可申候、 知処なり、 ノ義ハ夫々役方ノ手ヲ経て伺 臣下之身ハ 直ニ江戸へ乗込直 、リ候事ナリ、 其内爰二扣居候様申諭 ヲマリ方モ国命ナレバ 去なから浦 国 命 一 申 早速返答承リ度、 右返答速ニ分リ候 彼レ曰、 ヨリ重きモ 彼れ云ク、 何事急キテモ五 賀江罷越 呈可 若亦爰にて扱 候、 何レ江戸 致候、 此度出 彼レ云、 ピニ相 禁制 候処、 ノ無シ、 L 爰ニ 用 玉 此 弁

何

五日位

ハ待居候ト云、

滞舟中薪水乏シク候ハ

送リ

彼レ云ク、

江戸命令次第ニテ深ク存慮アル

コ

也

遣シ可申

ŀ

申

-候処、

彼云、

万端本国ニテ用意、

位ノ真丸筒筒アリ、十八貫目ノボンベン筒アリ、何(見カ) 相違ハヘル此ノニテ万事通弁致候、右船ニハ二十貫目利加人ニ無此ノニテ万事通弁致候、右船ニハ二十貫目 様、 更ニ取舎不申、 ヲトリ、 江戸近クマデ測量ヲ究メ、 艘位アリ、 寄ラセス、蘭人一人乗組、日本語を遺り候者一人是ハ 居船ニて、総テ掛合向ヲ致ス、外三艘ヘハ人ヲ近ケ 申も又益なし、且又商船ト違ヒ是ハ軍艦なり、 右様の事御承知ニ相成候ても何の益なし、 兵器の員数、 も不足なし、 人ヲ近付候事堅ク無 カルク算定リ居候ト相見ヘル、 レモ勝レタル上品ノ筒ノ由、 ノ事申へき筈なしと云一切云ス、○大蒸気船将官の 是マデ入津ノ異船ト異ナリ、 若制禁不行届候者アラハ、 其上上陸ナサントス、 五日ニハハツテイラニテ所々漕アルキ、 乗組の人数等承候処、彼云、 右様ノ無心ハ不致ト云、○船の大小、 落付ハラツテ居候ヨシ、 用ナリ、 Ш 此 ○四艘共バツテイラ八 越持場観音崎台場ノ図 役人立 此方ニテ直ニ成敗 コト能 ○彼中ニ我船近辺 此方彼是申候事 出稍々サシ押 々 制シクレ候 尽ク死ニア 此方ニて 其方ニテ 右様

タシ候ト云

ノ前後へ指出シ警固ス、

火攻等ヲ制ス為ナルカ、

四ツ時比一発ツ、号砲アリ、六日朝ニハ大砲連発アノハ掛合ナシニ暁一発、四ツ時ニ一発、暮一発、夜是迄之黒船ハ此方へ掛合之上発砲イタシ候処、此度

IJ

伊豆守老ニテ候間(氏栄) (練脱カ) 候、 事ヲ引出シ、 益事ヲ招ク道理兎角穏便専用ニ可致事、 (並脱カ) 江戸ノ兼テ御内意ハ、 数ハ岸ニテ見物スルノミ、 浦賀ヨリ品川 申トノ江戸御了簡 テ、元ヨリ御国御承知相成居申候義也、 二浦賀ニテモ悉ク用心、 却テ気ヲ起シ宜シカラス、 其儘見捨ヲクベシ、番船沢山指出シ、 陸イタシ民家へ立ヨリ候トモ、 ○江戸御内存ハ、浦賀ニテ万一手強キコトアリテ大 此度四艘入津之義ハ兼テ蘭人ヲ以通達アル事ニ 甚不容易義也ト御患被成候事ナリ、 マテノ海上自在ニ漕アル ラ曲、 トコマテモ穏便ニ取計方行届 彼カ気ニ中ル様ノ事アリテハ ○此度ハ番船 腫レ物ニサハル様ニイタシ 夜中ハーハツテテイラ」 陸 ヲ専用ニ守リ可申事、 格別ノ乱妨セサレハ キ、 彼カ船取巻 艘モ不指出 当奉行戸 縦令異人上 四家ノ人 Ħ ハ 叮

異船

跡

付警固

致候、

諸家ニテ疎忽ノ手出

無之様製禁ス 右役船ハ陸上

ル フ

為二指

出

候 押

振

マ

ハ

シ指

揮イ

タシ

候

由

ケ

 \wedge

1

ル

鉄剣炮付

テ

備

見物人ヲ

右当月六日、 同 自然上ト下ト 七分申上、 候トテ、 人問合校正 十分ノ者ナレ アト大事ノ 微行ニテ合良氏 /丁簡 喰 コト 違居候事、 バ 御 心配 ハ不申上姿ニナリ居 コリ ニ相成不申、 聞 此条大ニ ル 処、 嘆息 当分今度 ケ条六 候 間

是迄異船

ノ義ニ付テハ

上.

 \wedge

御心配ヲカケ候テ

ハ

忍卜 出 申 Ш 六日九ツ時、 却テ兵端ヲ開キ候テハ恐レ入候間 ト云ニモ モ穏便ト 只今乗込 ノ一手ニテ指トメ候処、 ハッテーラ」 越 候 テ 申 人数怒二 浦 ハ不相済候 候 留質答テ、 (ニ而脱カ) 無之、 由 ノ義ニ有、 候異船軽侮致候 一堪スス、 四家ニ怒ニ不堪手出シ致シ、 蒸気舟 四 諸家申合不行届疎忽二手出 艘ニテ 間 御 尚又彼 尤ニ候得 浦 又番船ヲ馳セテ問答セ 海 艘ポノ江戸 賀ヨリモ役船二 振舞難忍義也、 剣ヲ抜テヲト Ĵ 浅深ヲ測量シ行 艘斬 共 判須メ候ト! (捨 候 カ) ノ方へ K コマ カシ馳通 一艘ヲ指 斬捨 馳 大事ヲ引 デモ -モ事 シ ス、 *ا*ر ク、 致シ、 ド 候 可 御堪 先 핊 済 单 コ Ш 迄 候 ŀ 越

> 艘江 浦 事、 態々指遣 通取計 人答テ、 賀 イヨリ 戸 異舟ヲ取 候也、 海江乗込ト ハシ 此度持参之書翰御 役 船ヲ 押 候処也、 其時之用意ニ 指 $\overline{\wedge}$ 茁 ル 為ニ非 如 シ上 尤、 何 官ノ居 ノ趣意ニ 晩 江 請 ス 景ニ 取 戸 内 三不 船 海測 候 *)* \ \wedge 参り、 返リ や相 相 量 成 来 イタシ 候 尋

候処、

蒸気船

時

存

意 異

置

申

リト云、

右船

富

岡前

暫くカケ居、

七ツ半

過 ij

元 可

カ ナ

漕

ス

九日、 由、其発炮ノ手キハウマキモノナリ 請取渡之場所仮いハ人教着岸ノ節発炮イタシマ敷定例ノ、請取渡之場所仮以ス、二艘岸ノ方へ向ケテ左右ヨリ空炮十余発放ス、二艘岸ノ方へ向ケテ左右ヨリ空炮十余発放 九尋位ノ場・ 分け 置 ケテ人数ヲネ 左右ヲ彦根 小屋ヲ出 当日 ホラ貝 迅速ニ 九里浜ニテ書翰受取ノ義、 来、 只今参候様申 馳来リ、 笛 リアルキ、 川越之人数ニテ固 小屋ノ脇ヲ浦賀人数ニテ固 一艘ヨ ヲ吹鳴シ、 リバツテラ十五 岸を隔ル事十 通 組 候 彦根 処、 頭 様 早 ル ノ者剣抜テヒ 前 Ш 町計ニシテ止 速蒸気 一艘卸 越 異人上 H 異) 備 シ人数着岸 舟二 ル 人 陸 前ヲカ 一畢テ大 ラ 小 艘 申 リニ 通シ 屋 ツレ是 マ 波 ル を

辞・奉行両人相対シテ坐ヲトリ、下タノ間へハ(シ嘅ク) 驚入候事、○小屋ノ内上段ノ間へ上官・将副将、(宮殿カ) 古 胆ヲ奪 畢竟穏便〈 何レモ玉ヲ込、 方ヲ見張ノ居ル、 取候賦リ之処、右上官等上段ノ間へ通ルト直様六十 辻茂右エ門、応接掛五人連坐、其外一切人ヲ不入受 スリヲ致シ指サシ致シ、 数上陸、 官兵共二十人程ニテ上陸ノ筈ノ処、案ニ相違シ大人 五六人着坐スルノミニテ、 ル、此方ニテハ込筒 直ニ奉行虜ニサレルモ難計其儘ニ致候由、 人程押込、上官ト奉行ノ脇へ立塞リ、上官ト奉行 イマー~シキコ限リナシ、 『メ候、 何レモ剣ヲ佩シ、 浦賀人数小屋脇ヲ固メ候処、異人共耳ニコ 幕ノ内へクリ込ム、 船中ニテモ玉ヲ込置之由、 レ候事残念云ハンカタナシ、 カ主トナル故右様 ドンドロ仕掛ニテ打ハカリニ致扣居 此方何レモ仰天シ彼是制シ候ハ、 ハー 挺モ無之、奉行ノ近キニハ 六挺仕掛ノヒストヲルヲ持 尽ク嘲弄致ス様子ニ相見得、 調練ノヨク整候コト奇妙 如何トモスル事ヲ得ス、 前日掛合ニハ、異人上 ノ振舞ヲサレ、大ニ 右受取渡シノ前 異人上陸 右六十人 組 一ノ節 頭 通

ハ

日朝四ツ時比、

蒸気船二艘ニテ綱二本ニテ繋キ、

烟

与フ、此時モ剣ヲ抜キヒストウルヲ放チ見物人ヲ驚 漕寄セ上陸、 朝大津迄引返シ、 付トノ振浦賀迄返リくレ候様精々掛合候ニ付、 届故滞船ニテ甚タ不穏、 カシ候由、 候節ハ数艘引連レ、 海江乗込候哉卜掛合候処、 牧ノ前へカ、ル、 候処、蒸気舟二艘軍ヲ引、 又浦賀江向ケ入ル軍船ト申合、 何レ出帆ハ致シ可申ト云、右相済人数本船江引取、 ツコノ事ニハ不及、 表ヨリ蘭人ヲ以テ申通ベキ旨申候処、 日右相済候ハ、早々出帆可致、 也、 船掛リ之場宜シカラス、此辺へカケ可申候ト存 へ一艘乗込、 右故此辺側量イタシ度乗組候也、 右滞船中出帆可致旨掛合候処、 水ヲ求ントトス、 十日ニハ野辺へハツテーラ二艘ニテ 猿島近辺金沢迄尽ク測量ス、 如何ナレハ出船モ致サス、却テ内 来年又候渡来返詞承リ可申候 大軍船モ弐艘参候事ナリ、 兎モ角モ引戻候様御達ニニ 彼云、 真シクラニ内海へ乗、本 返簡ノ義者追テ長崎 役人取押へ水ヲ汲テ 此後返簡請取二参 同出帆ノ義と心得 彼云、 同日大師川 測量未行 左様 十日 浦 ス 智 ヲ

原

ル

7 \

ミテ何ニモ成リ不申、

江

戸

内

海

ハ勿論

ナニトカ厳

此上御台場ノ一二ケ所御増ニ相成候位ニテハ失費

炎殊ニ甚シク迅速又倍セリト云、見ル者驚カサルハ筒ヨリ火焇ヲ吹、飛ガ如クニ出帆、三崎沖ヨリハ火(^{焰カ)}

ナシ、

彼レ申ニハ、 番船ノ二三間前海中へ 船少シ異船 此度ハ十四日目ニ当方着ニ相成候 へ近寄候 急ケハ本国 シハトハ 打ヲトシ候 ヨリ八日 剣付鉄炮ニテ真丸ヲ込メ 九 日ニテ此 再 ○諸家番 地 \wedge 着

御シタ モ候ハ、、 ニ候得共、 亦此後 日内ニ往来致候由ナレバ、 月・三月比ニモ可有之歟、 通辞申ニ、 テニ成ルコトーツモナシ、 比ニ当ル、 カリ成ル儀ナレ 廟堂ノ御了簡如何ニ候や、 ハ数艘ニテ参候候処、 仕宜ニ寄御国威ヲ大切ニ被成候御了簡 是迄ノ姿ニテ 彼カ来年正月ハ此方ノ当年十 左スレハ寒中ハ来リ不申、 バ、 *)* \ 是マデ之御手当ニテ沢 トテモ参ラサ 来月ニモ 彼レ此地ヨリ本国へ二十 合原伊三郎云、 是亦何レ数十艘参候 トコ迄モ彼申処ニ 渡来難 ń 月・ 来年 義二候 許 彼申処ア + 候、 且. 月 Ш 儀

> 外二強キモノナリト云リモナク貫キ申候、砲勢ハ異、 手段工風イタシ度候尺二寸角ヲ立並へ、五丁ニテ打候ニ、ニ(失カ) 不申、 重ノ御備被仰付度義ナリ、 栗浜へ上リ候節ハ大振ノハツテーラへハ七八十人乗 六寸ニ見ユル、 モノナレハ、 ヌリ此節ノ炎火ニテハトロケ居候、 ニ引受相放候得ハ、 ヒ不申、 又曰、 又出来候トテー艘ヤニ二艘ニテハ(衍カ) 焼キ打カ宜敷候様ニ被思居候、 蒸気船何程手厚ニテモ三貫目ノ筒矢比 ハッテラ四五十間ヨリ十間位マデ、 必打貫ケ可申候、 ○異船ハ船フチ厚サ大円一 大軍艦製造モ中々間 右ハ火ノ付易キ 又異船 頼 焼打之 チヤン モ成 に二合

着出シ取押候様ニ可致ト云、 異人種々軽侮乱妨ヲ働キ候由、此方持場へ乗込右様 異人種々軽侮乱妨ヲ働キ候由、此方持場へ乗込右様 異人種々軽侮乱妨ヲ働キ候由、此方持場へ乗込右様 (帝カ) (帝カ)

沙汰ニテハ当惑、何レモ間ニ合ヒ不申候、致サセ候儀宜シカラストノ事ニ候処、今更右様ノ御昨十二日、江戸ノ御沙汰ニ、江戸近海迄乗込セ測量

細川家来牧ヲ御備) 時、 隊能整ヒ、 万事行届 候様相

見ルトノ評

)飯塚久米より聞(三郎脱カ)

異船一条大概合原ヨリ 承 リ候処ト符合ニ付、 相違ノ

義ノミ相記ス

上陸 行ク、 ナル 請取ニ参候時ハ爰へ不乗込、(残脱カ) 蒸気船 共滞船中掛合ニ参リ候処、 両人ニテ見居ル、 ニテ高ク五六寸廻リ位ノ儀尺ナリ、 シ大振リナリ、 者ナリ、 へシ、○ハツテーラ大概此方ノラシヲクリ 其上チアンヲ加へ候者也、 無相違、 金工細キ糸ヲ付テ、 脇筆者アリテ浅深ヲ書記、 ・軍艦何レモ鉄ハリニハ無之、 大サ色々ニ申セトモ、 漸々制シ止メ返シ候由、 水主廿人位ニ見ヘル、 測量スル者ハ先ニ立、 糸へ目ヲモリ置キ投込測 異人申スニハ、 只一 恐ラクハ 車輪ハ鉄ニテ造リ候 艘ハ浦賀へ留置 測量ノ則ハ是ヲ(時カ) 川越持亀ケ崎・(場脱カ) ○本牧 トモニ! 何力鉄色二途 文鎮 五六間 此後返簡 船ヨリ少 四艘 一尺位 アナル 如 1] ク

儀

掛合ヲ付可申候、

彼又云、

四海ノ内水ノ上之儀

ニ候処、

直ニ杉田沖へ乗込『滞船ス、蒸気船ハ直ニ(『鳥津家国事鞅掌史科』より補)

ニ引返シ来リ候ナリト云、

上官・ ベシ、 程手間モトレ モ能整ヒ、 サストモ構ハス不致ト云、 此方ノ十月・ ニ合不申候へハ、 何カ色々シヤベリ候ニ付、 其様子ハ何分人ヲワナニカケテ候トテ悦候様子ニ見、 廿人位、一人ニテ剣ヲ抜テ下知ス、 イタシ候処、 海ヲ測量イタストモ、 体ニテ誰カ領分ト申分モナシ、 ハナシ、 ナリ不申、 固メ全ク虚飾ニテ実用ノ義ナシ、 ハ 此方往来十五日カ 船中へ参リ可承、 将官・副将弐人シメテ四人ト云、 ○弥受取相済、 実ニ手足ヲツカフカ如ク、 **,**候由、 + 何事モ手薄ク成行候也、 却テ嘲ヲ招クノミ、 月比ニ当ル、 来年来ルヘシト云、 ○返簡受取ルニハ八月比又来 陸ノ間ヲ打トモ、 ` 無言ニテ請取 〇九里浜上陸ノ時、 レ 異人トモー 通弁ノ者ヨリ断リ申 ○受取済候明朝出帆之筈 į١ 我国抔ハ他ヨリ参リ 此方ノ考ニハ多分直 出来ス、 畢竟穏便ヲ専要ニ 隊伍行列イカニ 彼等へノ警固 彼方ノ来年 同悦喜ニ見ル、 由申 見ル感心セサ 〇ケヘール組 若シ八月 ○受取候節 案内コソ致 断 ル -談候 日 間 ル 余 本

ル

○異船 備 方へハ合薬ナトヲ入置候 ルニハ、艫ノ方一番手薄ク破リ易シ、 ラカコニ致、 三十間位、左右二十一挺、 長サ二十七八間、 右様遅ク御耳ニ入候ハ如何ノ義歟、 義モ将軍様御耳へハ六日ニ申上候由、 説流言有て益人気を動し、 落付不申、 図イタシ立退カセ候間、 決シテ右様騒働ニ及ハス、 立荷物等ヲ送リ出シ、 ハ箱ニ入テ水中ニヒタシ置候由 組ト云フヨシ、 の義モ是迄ノ姿ニテハ迚モ致方ナシ、 日二八百里余ヲ走ル、 逃支度ノミ致シ居、 鉄ニテ作リ候モノナリ、 ○異国舶入津 大砲左右ニテ弐十二挺、 混雑云ンカタナシ、 要心罷在候様精々相達得共(候脱カ) 車輪ハ糸車ノ如ク中ハ 致方なしと嘆息ス、 万一事アレバ 当時 其内ニ者其色々 う節、 〇 単 是嘆息、 ハ大ニ聞テ合薬 船 以前ハトモ ○異船等ノ破 ケ様ノ大事を 浦賀市中騒き 此度異船 此方ヨリ指 二艘、 本行申諭、 蒸気船長 ○軍 の(雑カ カ 御

○樋田多次郎ヨリ聞書之抜書

大師

川原沖

へ乗込△測量シテ直ニ杉田

沖

へ引返ス、

法ニテモヨラヌ様ニ可致ト約束イタシ候由、 役人船ヲ指出シ近寄ル 異人云、 トヲ制シ、 此方ニテモヨク制シテ船ヲ寄セヌ様ニ致スヘシ、 異人曰、 方ニテ成敗スベシ、 と御申付ニ致度、 追々其土人ノ話ニテ承リ候由 然ル処、 鉄砲ニテ制スト云、 番船等アリ 何分突当テモ出来ヌ様ニト用心イタシ候 異人ハツテーラニテ自由ニ漕アルキ、 若制方不行届近寄船あらハ、 此方云フ、 テハ誠ニウルサシ、 船ヲ 制シ、 此方云ク、左様ナレ 九里浜 何ヲ以 又陸上ノ見物人 申 也 グテ制 モ上陸致 其方ニテ屹 スルヤ、 右浦 此ノ ナ

大樹公上意、此度之義二付誰 申 所々ナキ山陰ナド上陸イタシ、(人脱カ) (へ脱カ) 由 牧野備前守 坐ノ節被仰候処、 殿、 私江出 阿部伊勢守殿ヲ初黙シ可 張被仰付候様申上 V カ出張スカト閣老列 候由 居 承 候 ij 由

付、イキリス人ノ先ヲカケントノ謀ノ由、兵ヲ援テ取合最中ノ由、アメリカ其隙ニ日本ヲ手ニ風説ニハ、当時明末ノ兵起テ清ト戦ヲ、イキリス明

等多けれども慥弱之由、士気之振ヒ候ハ会津家随一ノ由、井伊家人数

鉄砲

卜云

○応接掛香山栄右エ門ヨリ聞書抜書 (左カ)

○大蒸気船、長サ三拾五六間位、車指渡シ五間位、 原サ三尺位、総鉄ニシテ木ヲ用ヒス、船ハ鉄張ニア ラス、総体シツタニテ塗ル、水入ハカワラ金ニテ包 ラス、総体シツタニテ塗ル、水入ハカワラ金ニテ包 ラス、総体シツタニテ塗ル、水入ハカワラ金ニテ包 の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン の十門、小車四輪仕掛ナリ、六十八ホントノカノン

小蒸気船、鉄張、火砲・野筒六挺、乗組三百人、○ (+挺脱力) 居ル、別ニ十二ホントノ野戦筒二輪車六挺貯へ置、○

フンカツト軍船、

二艘共長サ三十間位、

大炮廿四挺

八百里位至ル、陸上ヲ走ル火輪船ト云モノアルヨシ、シ、船中万事鳴物ニテ指揮ス、〇蒸気船一昼夜ニハシ、船中万事鳴物ニテ指揮ス、〇蒸気船一昼夜ニハ蒸気ヲ絶スコトナシ、用心厳シク、少シモ惰ル色ナ夜トナク提灯ヲ付ケヒ、ドロ・象ノ角、鉄炮へハ玉ヲ込、ツ、、人数三百人ツ、、野戦筒六挺ツ、、〇船中昼ツ、、人数三百人ツ、、野戦筒六挺ツ、、〇船中昼

百五十三年、自司ノ権共和政治七十六年ト書、年号ヤソコセ千八

モ

頭立チ申候ニ付、

外国ノ押へモ随分相叶申候、

是レハー

日二八百里走ルト云フ、

○応接掛近藤良八郎ヨリ聞書抜書

ニテ、一ト目ニハミキレ不申候、蒸気船車輪等ノ仕位、各野戦筒数挺ヲ用ヒ用意アリ、文里浜へ夷人上位、各野戦筒数挺ヲ用ヒ用意アリ、文里浜へ夷人上をノ節、往来共送迎ヒ致シ蒸気船へ上リ、船中大体

掛是亦広大ニテ、更ニ相分リ不申候

○嘉永六丑年七月十七日渡来之魯西亜ヨリノ書翰

亜国 相成、 御手荒二御取計杯有之候 (採カ) 而已相募居申ニ付、 御坐候、 亜米利加其外欧羅巴諸国、 御当国之儀 御取計被成間敷候、 ハ専ラ平和ヲ本トシ候国柄ニテ、 此節魯西亜使節長崎御奉行江差上候書翰 右二申上候諸国相募襲来可申候二付、 兎角貴国ニ 通商 従古外国通信無之御独立ノ処、 貴国 穏成御取計有之度候、 Ź١ へ渡来ノ砌リ、 ヲ願ヒ度義、 専ラ戦争ヲ好ム候事勝ニ 其ヨリ貴国 欧羅巴中ニテ 頃日専ラ其事 右ノ船へ若 ノ破口ニ 必卒急 近来 趣

存ン 御位進 ヲ通 勢等差向 御疑念無之様、 ス シ 渡志 申上 玉 |風ニ 御味 一度候、 願 御坐 方可 三付、 外ニ 一候得 仕 体魯西亜国ニ於てハ 此 _ 付、 願 |節態々使節ヲ差向、 向之儀 何卒信義ヲ結 無御 決シテ無覚 坐 信義ヲ専 東御 右之次第 両 国 || | | | | 坐

両

然右等ノ

国

襲

来、

御合戦等相及候節

ハ

乍遠

国

御

加

西

ス カンセ 西 亜 ij 統 1 ノ ル名此 西 亜 1 帝 第 読 ヲ 世 ラー ス 名帝 レ イ ク

台

本帝

玉

執

政ニ呈

ス

明セシ 隊船 事 任 1 以テ魯西亜帝ノヘアシータントセネラー ヲ全ク寄詫シ、 H ノ故ヲ思ヒ、 跡 本 ニ雇シ ノ時運ニ 形勢ヲ明白ニ申合シ、 国方今ノ形勢ヲ熟察スルニ、 、水師指督ヨアシ メ、 ム、 一就て、 尚 右使官ヲ通レ 亦 魯西亜 両帝 是ヲ帝国日本ニ送ルヲ決セ 魯 玉 西 帝方今一 亜 、ムホウチヤチン名ヲ挙て此 人民ノ利益ヲ旨トシ、 帝深ク憂慮スル処ノ 且 ル本旨ハ、 日本国 人之使臣 両 個 ト其賢明 日本国方今ノ ラ) 択 帝 ル IJ Ξ, 名官 魯 玉 事 ジ大君 向 相 デヲ説 後 是 存 西 隣 重 亜 ヲ 念 ル

ナ

ル

思モ ナリ、 島二 然ラハ 必正 件也、 'n 臣民ノ安穏ヲ保固センニハ、 境ヲ定ムル ヲ約定センコト、 延スルニコト ij 国 亜 ハ 和 更ニ 限 右ノ策ニ ト日 *)* \ = ニ住ケル 順 安穏 サ 此 其一 魯 ij 両 然レト |本ト ĺ 地ヲ益シ境ヲ広ム 西 国ヨリ会同 切要ノコトヲ始ムへ ハ コ 我国最南 亜 ハ、 ヲ 両帝 就テ、 1 ÷, 帝 Ż ヲ得ス、 洋中ニ起ル処ノ諸事ニ就キ、 固定スル 間ニ争隙怨讐ヲ生セサラシ ヲ 所 又カラフト 得 領 菌 魯西亜之臣民当然ノ 是当今ノ要務 シテ、 魯西 ル ノ ノ極界何 ノ境界ヲ定ム 地 是ヲ以テ魯西亜帝 ノ策ヲ献セシメント 亜 且 *)* \ 八其大ナル(連カ)ト島即薩南に 一両帝和 ル、 貴国 志 両国 キノ時ナリト レ 実ニ 最 デル ノ島ニ限 願トスル処ハ二ノ二 平 北 ル 、二有 、堺境ヲ 阪ニ -ノ関係 世 要領ト ヘシ、 ノ極 利 界 就 ij ルト云コ 界 ハ 万 ノ意ニテ今 確定 -セサル テモ言 帝 国ニ冠 但シ、 トモ 崽 後更ニ ż メ ハ 此 iv 何 ヘリ、 亦 二有 え 是 件 両 レ 両 右 ŀ ル 玉 ヲ 処 夕 遅 国

玉

ト約定シテ魯西亜臣民

ノ往来ヲ解、

我国

産

物 Ŧ

欲スル処ニシテ、 ヲ良法トナセ

即

·日本

国之内何レ之港ナリ

1 心

貴 願

ル也、

其第二

件

ハ

魯西

亜

帝

誠

キ事、 地ノ『領物ヲ求ムヘキコトアルニ当テハ、是又免シ(「石室祕稿」より補) セシム、政其言処ヲキカハ我求ムル処ハ公明正直ノ(所殿が) 督へホウチヤチン名ニ命シ、偏ニ是貴国政府ニ詳明 諸件ヲナサンカ為ニヘアチユタントセネール水師提 ルナルベシ、且魯西亜ハ境ヲ日本ニ接スル ヲ得ン△コトヲ願フナリ、 ニ往来スルノ途中、 又我国ノ軍艦カムシヤツカ或ハ亜米利加中魯西亜 以テ貴国ノ有余ヲ交易セシメンコトヲ請ウニ有リ、 レハ、右等和平ニテ、且両国ノ利スルノ議ヲ容ルヘ ノ為ニ損失スル処アルトキハ、日本ノ政府必明察ア 他ノ諸国ヨリモ当然ノ理更ニ多カルベシ、此 日本ノ港内ニ入リテ食料及ヒ其 但、右之志願中大日本国 ノ縁由 ア 領

コトナルヲ知委スル処アラン、

亜国

統ノ主セシヤ帝即位ノ二十七年第八月二十三

日

二申告シ、次ニ境界ヲ確定スルノ必要ナル縁由告白

高條一統并御旗本布衣以上迄○嘉永六年丑七月二日御達

不残十分ニ可申聞候事、
一浦賀表渡来之亜墨利加母より差出候書翰之和解前弐
一浦賀表渡来之亜墨利加母より差出候書翰之和解前弐

二不泥存寄之趣可被申聞事、此度亜墨利加舟持参之書翰於浦賀表有之候間、右

○同九月十五日御達

を明ケたりたてたりして見て感心したる気色、奉行衆其外之駕籠を見て、惣而真写す、且駕籠の戸

つして全身を見たき由を乞たるか、馬にはねられて率馬をみても又写真す、一人馬ニ近き来りて鞍をは

貝削け、

鬢者刺もあり、刺らる、あり、痘根ある者ハ一人もて鞘へ納めたれとも、剣の身まがりて急ニ納まらす、て鞘へ納めたれとも、剣の身まがりて急ニ納まらす、下官の帯し居剣を見て、抜て見せろと此方より乞た下官の帯し居剣を見て、抜て見せろと此方より乞た下官の帯し居剣を見て、抜て見せろと此方より乞た

マン、一人ハ此方の人々陣そろを見て、是はリハいふに、一人が方を徘徊の時、表ハ込から裏を廻れ和語を知りたるもものハ自慢心にて和語を用ゆ、既なし、

一椿の花の開きたるを手折に、或はかさし、或はゲウ一小倉・松代両殿之警衛の人々のさまをも写真す、

ツダトいふ、

一椿の華を多く折取るに依て制したれハ、三四人すミエール、巣江さして持行歩行したる、

ハムレアリ、聊左に記す、米利翰随従之者又警衛之者共供待中、種々之タ

やかにニゲ行、その歩行さま足のか、と地につかす、

前こゝになりて鷺のあるくにことならす、

一麦の青葉を刈り取ものあり、何にするかと問たれは

船江持行て獣にやるといふ、

一婦女の眉毛のあるを見て、陰門を見せなひかといふ、

又手まねをして自然のさま抔としてみせたり、

年少の男子を見て独楽をするかと、その体をなした

るもあり、

一小倉侯の警衛の台場を見て感心す、

松代侯の警衛の長巻を見て感心する

足のか、とのことし、如何にして斯ノ如と問たれハ、黒坊弐人上陸、彼の手を見るにヒ、ワレテ下人の手

帆綱ニ上下するゆへ如此と手まねにて答ふ、

る人の内、或は一人之持たる品を見るに、長サ三寸一彼か煙管種々之製も有るへけれども、席上二上りた

一席上にて給仕人の懐中したる鼻紙を乞ひたるものあがンクヒ大きく指渡し一寸余、但シ木にて製ス、

又煙草を乞、煙管を借用して呑たる者あり、

銀銭をもらひたる人もあれとも暫く略ス、 要的

要的

、又異人に恋慕われて

嘉永三年辛亥十二月同五年壬子二月写之(マ マ)

井伊家新令并御詠歌

御書付之写

相勤旨蒙 仰難有存候事ニ候、

此度家督無相違、御先手之儀を始、

諸事先格之通可

学之道呈友解試育問效素、 仰出候趣、家中末々在町迄堅相守、職業無油断

公義御法令者勿論、当家の法度非法之儀、

御代々被

忠

一我等今日之位ニ備候事、 天徳院様御高恩冥加至極孝之道昼夜懈怠有間敷候、

存心ニ候得共、素より不肖之我等ニ候得ハ、此上ハ|| 久昌院様御創業、御暦代様も御栄名を不辱候様致度(井伊直孝)

権現様以来之御高恩、次ニ御暦代様之御恩沢奉(家康) 各ヲ初家中一統の多力を借、忠業成就致度候、

報

度

存心ニ

古今国家之盛衰存亡、 は 道理なる事被申候而も押返し無之、権威ニおそれ追(申儀も脱力) 頭不差扣心底可申述候、 意を失ひ候事と存候、 従軽薄いたし、 とし諫争厚意訖無遠慮幾度も可申聞、 之儀多候共、 統 開塞ニ依候得ハ、我等之過失ハ勿論、 可為同前候、 側役ヲ以申出、 諂諛因修の人ニ懐かす、 身を構候様之族ハ不忠之至、 若家来存違申出候歟、 身之終ると終らさるも、 早々前江呼出し直ニ相 向後我等為と家老被申出儀手 万一不心得付之衆も有之候 諸役人初家中 誠意誠忠ヲ旨 譬治 又ハ家老不 士之本 尋候 玉 [有益 語

事ニ候

弘道館之儀、観徳院様御開館之御趣意を守、専国用 候、家格二依武役ヲ茂可申付条、屹と可致厲精候、 儀可為専一候、若抜群之真士たるにおひて者重召仕 様可為専一候、若抜群之真士たるにおひて者重召仕 (不威力)

も可有之候間、

遠慮無憚候事可被申聞

教導取立候儀、家中之為第一我等江一廉可為奉公候之者共懇篤深切之誠意を尽、諸生弟子共我子の如く二可立様勉強可致事勿論ニ而、館中之諸役人并師範

厚掛念可致候

惣而家芸之者共ハ、 当候得者、 心得之至、 ひてハ別段之為可及沙汰 職無相違可申付事候、 厚相伝致様 致鍛錬可申、 次男又ハ他より養子いたし候共、 能 可相心得候、 々教導可致、 家芸も難立、 幼少之時より無油断芸術 尤、 前件之如ハ、 其ま、 家芸ニ達し執心厚きニお 嫡子たり共生質其器ニ不 捨置候者ハ 養子たり共跡 家芸手 親共不 稽古為

限らす早々可申聞候、万端窺事、家中願事急持合可申付筋之儀も、昼夜ニ

各者勿論、諸物頭・諸奉行与下之仕置入念正路廉潔 二申付、上下一致してしかも礼義ヲ不失心掛可為第

目付役之儀ハ、我等目代ニ申付置候役筋ニ有之候得 候、抽精不精之者ハ頭ニ其心得可有之事ニ候

入念正道ヲ以可相勤候、 ハ、申迄も無之候得共、毛頭頭依怙贔屓之沙汰なく(紹力) 善悪之儀ハ聊も不誤様面 々

了簡一盃ニ可申聞候、

列座可申渡者也、 右之趣申出候条被存、 其旨家中一統用番宅江召呼

十二月二日

直船り

木俣土佐殿 西郷伊予殿 小野田一郎殿(小脱カ)

木俣半弥殿 長野伊豆殿 松平倉之助殿

御書付之写

御逝去、 天徳院様御存生之内、 御多用二付御取紛被遊、 無御残念可思召儀ハ、

奉存候事候、 依て御遺志を相継、 一統江御仁憐之思召相伺仕候 未被仰出茂無之内被遊 我等ニおひても残念 家中知行取之面

を始切米取并ニ郷町ニ至迄、

別紙割合之通り為取之

別座家中之面々并ニ役人共取計、入念早々不洩様ニ 兼而御憐愍之思召難有頂戴為致可申候、右之段、各 入多々之時節ニ而、 候、尤、近来御備場之御用、且類焼等ニ而不一通物 何分不任心底甚少合之事候得共、

可 申渡者也

十二月二日

御名乗

家老衆連名

御遺金之覚

百両ツ、

四拾両ツ、

「一弐拾五両ツ、「井伊直弼公御法令」より補) 三拾両ツ、

拾両ツ、

三百石以下百石迄

拾五両ツ、 弐拾両ツ、

∇= 一五両宛「井伊直弼公御法令」より補) 七両ツ、

五拾両ツ、 家老并新野右馬之助 万石より八千石迄

五千石以下二千石迄 八千石以下弐千石迄

五百石以下三百石迄 千石以下二千石迄 弐千石以下千石迄

百石以下同等迄

知行跡扶持方△

几 両 ツ、

三両

ツ、

弐両ツ、

小姓中并右扶持方共

騎馬与右ニ付扶持方共、

郷士共

両 ツ、

名字揃之分

三歩行・能役者

鳥目壱貫五百文 無苗字之分

以上、

弐拾五両ツ、

岡崎早八郎 小野田誠之助

長崎治助

西郷蔵之助

松平安五郎

野山栄蔵

白石太蔵

三千両

江州領分并佐野

苗各カ)

七両ツ、 彦根町并長浜

候ニ付相達候以拝見之上各銘々印形被成、 右尚又配金有之候様相廻し可申由、 御家老中被申渡

早々御

虎、

尤、 組 順

下支配下有之衆中者御申渡可被成候

達納り候方より京橋御役所江御戻可被成候、

十二月十六日

御目付印

直弼公初而国に入給時、 諸人群聚して出迎けれハ、

恵ますはあるへき物か野山をも

わけつ、したふ民のこ、ろを

嘉永五年壬子二月廿八日写之也

楠公石碑之文

忠孝著乎天下、日月麗乎夫、(天力) 天地無日月、

塞、

人心廃忠孝、

則乱賊相尋、

乾坤反覆、

余聞: 則晦蒙否

隔价公

諱正成、忠勇節烈、 大抵公之用兵、審強弱之勢於幾於先、決成敗之機於 国士無双、 蒐其行事、 不可概見、

呼吸、 知人善任、 体士推誠、 是以謀無不申、 而戦無

故能興復王室、 不克、誓心天地、金石不渝、 還於旧都、 諺云、 不為利回、不為害忧、 前門拒狼、 後門進

臣専断、 垂成而震主、策雖善而弗庸、 廟謨不蔵、元兇接踵、 而大将能立功於外者、卒之以身許国、之死 構殺国儲、 自古未有元師如前、 傾移鐘簾、 庸 功

靡佗、 私、自非精忠貫日、 観其臨終訓子、従容就義、 能如是整而暇乎、父子兄弟、 託孤寄命、言不及 世

惜乎載筆者、 及里巷之士、交口而誦説之不衰、其必有大過人者 篤忠貞、節孝萃於一門、 無所考信、 盛矣哉、 不能発揚其盛美大徳耳 至今王公大人、以

士舜水之瑜字魯璵之所撰、 右故河摂泉三州守贈正三位近衛中将楠公賛、 勒代碑文垂不朽、(以脱カ) 明徴

嘉永七年寅年正月

よほくれ武士

よぼくれふし

定奉行ハ、自分の御勝手諸人の不勝手、少しもかま 御台場手薄く成とは初手から言たに、御為御益と勘 たあめひか、呑れた阿部さん込た戸田さん、浦賀の らひと返事をする故、弥図に乗り蒸気船とは茶にし 此かた唐人さわきて交易く~、其時次第にぬらひく やんれ騒動の出来たよ、抑世上の噂を聞ねへ、先年

玉消た咄しだ、 く哉と思つて一見したとてとふ成物かよ、文武~~ らぼふの大へらほふの、大筒さはきに玉かなひとハ んふんかん文、 ハならぬ、なんのかのとて、むやみに言出しぬらべ た上けくに、御免と出抜のきへんも出ねへの、酒宴 時に書翰ハどふしたわけたよよ、 御評義まちく、 和解くるぜひか

わす上納金をも取のいらぬの、やつさもつさを言ふ

(量か) たりとてもふ成物かよ、地の利ハ人の和するにした (かずカ) もいわれす、かゆひ所へ届た手当も御金ケ第一、やれ のとつ首成浦賀にかます、はなの先成る品川あたり もいくらもあろふに、江川こときの上書を取上け、 居なんぞを引すり出して、手段か有かへ、外には人 と今更さわけと蜂にちんぼふさゝれた同前いたひと へなままこのよふなる入札、御台場一ツや二ツ拵へ (~いせさんどふしたもんたよ、叱りちらした御隠

ひねさがした、こわもて文句しや、今の浮世ハ中々(くり出したカ) てやつたらよかろに、越中ふんどし古切れなんぞを かと孔子のおぢいもいつたてなひかへ、まして甲府(温力)

也、おのれく、がやめにて五常を守りて、其身く そは公儀次第てとふでも成る事、徳は本成、時ハ末 の業を正敷忠を尽してハ、本より尊き日本ハ神国 いかなひ、権ておさへて徳てなつける、銭かねなん

アロシャノの歯にたつ物かよ、きつと吹ぞへ神風く

江戸地震

九州軍記抜書

大塩平八郎乱妨之節人々書状其外御取扱向

新納忠増高麗渡海之日記

見聴雑事録

三之巻

目 録 (表紙)

見聴雑事録

 \equiv

三奉行加藤清正江使を遣ス事

大地震付加藤清正登城事

清正出仕御勘気を赦免事

清正楊鎬会盟破事

日本諸将蔚後詰付黒田入道如水梁山

[城軍

楊鎬奔走并後藤又兵衛尉基次物見事

加藤清正注進日本并感状事

順天諸将軍商議付注進自日本事 吉川改馬印并堤妙法陣羽織同黒田殿被施面

目

大明勢逃帰星州事

茅国器計略付望津落城事

見聴雑事録 三之巻

新納忠増高麗渡海之日記

文録元年壬辰之弥生朔日に御(縁ヵ) 出馬可有之由相定候得

江戸地震之節仰出之写其外右ニ付而之書付写安政ニ

五大老・三中老・五奉行名前其外条々朝鮮太平記抜書

石田治部少輔讒加藤清正并石田立身由来事

51

共、其日ハさしのびて有けるに、其夜の夢想にかく

なんあり、

出ぬまも月のひかりや夕涼ミ

て、こゝろよハからむとをほして此方彼方にかくれ 成候を、 四日『ハ御隙入事候て御とうりう有、御酒宴にて『旧記雑録』より補) 増両人御座にめされ候、 いさき家の有けるに御宿被成候て、其晩ハ任世・忠いさき家の有けるに御宿被成候て、其晩ハ任世・忠 肥後の内久米野と申所へ御つきなされ、 しなんと申侍也、次の五日ニハ大口も御立なされ う見得侍りぬれハ、某親子のよろこひは此上にあら 座にて御会尺あけられ候、つねよりも御機嫌よろし より一里のざい所にてありけるまごしと申処御着被 種々』の御ことの葉共あり、然る所に若殿様ハ大口 程に、同三日と申にハ大口に御着馬なされ候て、明 庵とふたりして夢あわせなとしたまひしなり、さる おもしろき夢のよしにてよろこひの、をそろへ、洞 かやうにをハしけるよしを、愚親為舟ニ相語候へハ 武蔵入道参上以申うけ候て、御両殿様御同(新納忠元) 母うへにあわせられそろて暇乞ひなと候 任世も大口をおなしう立た いかにもち

持合たりけるかけ袋に、干いりごの有けるを取出し やがて母うへにさし奉り、御しやくとりてミつから すかをに打かたらいて、かはらけ取揚三ばひくミて 心もよわくなり侍りぬれハ、其けしきミせてハ打立 ひぬれハ、いつかハわする、よし有とおもふて我か のたまひけるは、さもしハたとり目出度かへるよし り立候て、住馴し庵もすて、立出侍らんとするを見 哀れ也、忠増も其日罷出候、さりなから少御あとよ なきたまひし目を、 りけれハ、い て奉り、いろ~~のことのはをそへて酒をすゝめ侍 なんことなりかたからんとをもひて、何ともおもわ つる面影、旅の哀を思ひ出て、なをくくしう身にそ やう~~にのたまひて、いと哀成体になきおはせし ありとも、老の命は今日をしらすとのことの葉まて 十に余り給へる母のありけるが、涙にむせび声にて て、男女共ミななきぬ、其中に一入哀也けるハ、六 たまへハ、母うへは又暇乞せんとて尋たまうもいと わゐの門出とやをぼしけん、いままて しとり涙を押へてのたまひける

ハ、やかて(〜帰朝し給ひて又々かくめで度酒のみ

彼さい所より皆かへるへきのよし申候ま、、御心と(も脱カ) さ、せたまへハ、つきにとりてかすあまたのみ、母 といへる所へ父武入ハ 御両殿様を門おくりし奉て の山々峰々にも名残多く打なかめつ、行に、むた口 ても又あふへき事かたからんなと、おもひて、四方 て立出侍りなり、其より道を行に、草木のあるを見 て、武士の本意にてはなけれとも、にけぬをつかひ よろこひたまひぬる、其隙ニやかてく~なんといゝ ならめ侍れは、御うれしきけしき、にはかに見得て なき事共者有ましうおはし候へと、まことしやかに 申名津の有けるまでハ、日本国の武士とも集りて、 此度は唐人有間敷のよし候得共、肥前の内なごやと やるかたもなき立ばなりけりとおもひて申侍りしハ もし申へしなといえは、またしきりになきたまへハ をこなたかなたにめくらして後やかて罷帰り、御め せうとにさし奉れハ、のみたまひてより、さかつき わゐたまはんのよし仰せ候て、御しやくくにて盃を かきりに成ともなからへて、左もし待付かやうにい たまへ、我も老命にてはをハし候得共、千世の命を

其人々にも袖をいかれぬれハ、あたりの草もなつか 行けと、はれ方はさらになしなと、おもひて、乗駒 身のうへにをもひしられて、猶かなしき事はまさり 老の少不定とやらんいえる事の葉共は、ミつからが かへり行にあひて、かすくへのことつてなんして、 方親類共を引具して、 御両殿様の御送リニ参候て はるかに行程に、五本松といへる所にて丸田筑後守 其人々にもはやさらば (^となんといい捨て、道を 行あひ侍りて、いそく道の故、馬上よりとりて呑ぬ あま酒を持てミつからくるらんとて待かけぬる所ニ 薩摩の堺なる小川内といへるにつきぬれ者、あるし るましふはおもひしれと、迷ひの雲晴れかかたきハ、 ゑしやちやうりと聞てよりハ、かくまてなけく事あ 諸共に涙にむせひて、兎角のこと葉もかはす事なく らんを見たてんとおほして待たもふ所に行きあひて の足にまかせて行程ニ、山野之里も打過て、肥後と てわかれぬれは、心のくるしさやるかたなけれハ、 目も鼻も赤くなきなりたまひしが、ミつからかとお

しうや有けん、心くるしうて別路をゆくに、肥後の

(久本野カ)
内久木田野々といへる里に、日ハまた山より遠に有ける時分につきぬ、御内よりは夜に入てこやとに帰り侍りて、すゝたれたる家のちいさくてまバらなるにそねをし侍れハ、枕の上に月ほしのかげさはりなくうつるをミて、面白ことハニハ雨のふりぬる夜ハいかにあるし住らんとおもひ、かすく、哀成ル事とも侍れと、筆につくしかたけれハ書す、さりなからも侍れと、筆につくしかたけれハ書す、さりなからも侍れと、筆につくしかたけれハ書す、さりなからも侍れと、筆につくしかたけれハ書す、さりなからも侍れと、筆につくしかたけれハ書す、さりなからなんよめり、

古里と名におほふ里に身を置て

田弥蔵殿より御宿被申付候、

其晩ハ御亭主御振

散てたに春を忘ぬさくら川の

岩瀬にか、るはなのしからミ

には又七殿御参陣なされ候也、されハ又某宿所江も(解院力) 路中迄一人上られ候、某申次候、然ニ御返事なされ とらせ罷立候、其夜ハひなごへ御陣被成候、是も安 て料足弐百疋もたせ参候、 相持せ候、其後又馬草・薪等送給候、某も返礼とし 安弥殿自身御出候、樽三荷にさかなかす~~御取合 ハ雨風はけしけれハ、御と、まり被成候、 礼鵞目壱万疋、 物也、いつかたにても任世被成取成候、 進上物ハ鳥目千疋・樽二拾、 使御かへし候、やかて其晩御陣宿へ自身参上被申候 蔵殿といへるより、御着馬のよし目出度なといゝて 卅ちやうといへる坂をくたり、ゆのうらと申所のか となむ口すさミて、谷峰野山のかすを越えて行ハ、 へるミなとの町へ御着馬有、然者此所の役人安田弥 ハちの長々敷道のわろきを過行は、其夜は佐敷とい 御両殿共に御同前ニ被成候、 明十八日には亭主に百疋 御両殿様江同前之進 次日 此夕かた 0) 此日 御返

きて、 里を見るに、おもかわりて見へたる所も似も似たりしらす、其夜ハ宮之原迄御着なされ候、さる程二此 さりけれハ、我年や百千にもなり侍らんとおもひ驚 を落し、はる~~跡をしたひ来りぬ、其人々の数は 其町を御通り被成候へハ、男女手を合おかミ候て涙 て川を渡は、むきの島とい、て八代の城の有ける、 ありけれハ、かふ田といへる所をも跡にみて、やか 御供申、此浦をも立出てとも、道のわろきを遠行て なんもしてかへし侍りぬ、さる程に日の出かたには ひて涙にむせひぬるを、いろく~とすかしことつて 解由左エ門・五六左衛門此二人、某にわかれをした されハ同九日の朝は、此浦迄送りきたりける者、 せ振舞われ候、其むかしの事共かすく〜被思出たり、 右衛門と申人の所へ一宿申候、酒さかなをとりあは 候、さる程ニ、某はいにしへのしる人にて有ける彦 は五百疋ツ、被下候、 いつかたにてももめん五ツ亭主江ハつかわし候也、 月日の巡りをかぞへ侍れハ、よその国となし 何事も 御両殿御同前二被成 勘

たりけるも、今六七年の間成に、かくまて有しことたりけるも、今六七年の間成に、かくまて有しことたりけるも、今の毛もよたつ計をそろししうおもひしか、今い、身の毛もよたつ計をそろししうおもひしか、今い、身の毛もよたつ計をそろししうおもひしか、今い、身の毛もよたつ計をそろししうおもひしか、今い、身の毛もとないなく切尽し、門を双て作り居し寺も皆百木もとなになく切尽し、門を双て作り居し寺も皆百木もとなになく切尽し、門を双て作り居し寺も皆百木もとなになく切尽し、門を双て作り居した。

申上候、

佐敷にても如此、いつかたにても御亭主に

あとすさましき宮のはらかな

いへる所まて無残見渡侍りて、しつのをたまきと心御宿陣被成候、同十三日には山川と申所の町に被成御着馬候、某は此里に着ぬれは、やかて高き山のありけるにのほりて国中をミるに、田畠まん (〜としりけるにのほりて国中をミるに、田畠まん (〜として人家居にきは、しう、たみのかまとの煙隙なく立て人家居にきは、しう、たみのかまとの煙隙なく立て有ける所、くまのしやうのあたりよりミふねなとて有ける所、くまのしやうのあたりよりに被成のであれてい、余り天気悪敷で御逗留有、同同十日・十一日にハ、余り天気悪敷で御逗留有、同

をハ、いつくよりかハ出すべし、廿日卅日ニも及ぬ はたられ候事をハはすれハ、身にもたざりしたから 候てしぬる人もあり、此外さま~~手をつくし、責 に入て其中に人をいれなんとして、へびにしめられ し入て、錐をも 者もあり、木にはさみ焼金当る(まる、ク) 持さる百姓は、女房子共を引はなされ、男ハ籠にお はおりかへく、やりて、終にとられ侍るなり、物も には幾度となくこと葉をつくし、しなをかへ、使を 何にてもおわし候へかし、一種々も物を持たらん人 もひて、こまく〜たつねぬるに、亭主又いへるは といゝしを聞て、いかゝありてかくはいふらんとお にしへハ極楽の世にありて今は地獄に落され侍る也 りて住よかるらんなと、いへは、亭主侍りしは、い の中のこと共を尋聞んとて、今の世はさそな昔に替 けたる有様をミれハ、不思儀なる事におもひて、世 住家にも似す、いかにもせはしう住居て、人皆かし にかへり侍りて亭主なとを見れハ、よそながら見し のうちにくりかへしく~念して心くるしうなん、宿 人もあり、湯水のせめにあうもあり、夏はへびを桶

へもさすか岩木にもあらされハ、こらへもあへす涙 をおとし侍れハ、亭主の女房ともにてや有けん、四 夜のひまさへ目もあわす、又は日も入かたきに成ぬ り、如是ありし事をミるからハ、今日や我か身を上 はりつけにける人もあり、あうらるゝものもあり、 けバとて、かく有ぬへきこと、もハ我心をも我と不 あいて、宿をかりしよとおもひて我袖をミるに、 れて、ミつからをつくくくとみて、むかし恋しやな 四拾計の大男ほろく~となきて袖もいみしう打しほ れし地獄をも、た、めのまへの事也とい、もあらす、 獄とも申侍らん、むかしあいミし極楽も、いま落さ はてはいか、也なんかし、如是ありし事ともおや地 れハ、今日ハ命の内ニなん暮し侍たるとおもふ心の ならん、明日や我身にか、るへしとおもひぬれハ、 たふぬれ侍りけれハ、いにしへにも見さりし人のな 五人計女の声を揚て物こしになきぬ、哀成住家に行 んといひて、涙にむせひぬるありさまをミれハ、我 いらる、者もあり、口をさかれ串にさ、る、人もあ

れハ、籠よりもはや引出され、首を切る、者もあり、

審におもひ侍りぬれハ、笑草にかく、

見も馴れぬ人にあいつ、わか袖

ほれぬるこそ心しられね

こ、にし立とまりたまひしハ、名にお里の故にてや 明朝、 侍る也、其よりやかて御供に参ハ、夜もはやすこし 指あひたりし脇刀をつかわし、委敷礼をい、て帰し に、四十四五の男来りて申侍りしハ、武州 大津山 侍らんとおもひ、又めい歌、 見るに、関守ハなけれハとゝむる人もなきに、かく かわんとて、こなたかなたに宿をとりいたりけるを てすこし御立とまり、人馬を御休め候、皆人兵粮つ 明かたに被成御立候、此日は南の関といへる関やに 者成と名乗出けれハ、憑敷人におもひて心さし計に 二先年御心遣之儀共有之時、高瀬より舟に乗せ申候 此里をも夜のまだふかき内より立なんとする

行袖のしハしハ爰に立とまり

つかふわりこや関をもるらん

其夜ハ筑後の内瀬高の町に御陣宿被成、 とよめるハ、末の世のためになりぬへし、一笑く~、 明十五日ニ

> 有、広丈ハ一里なりけるに、ちんと舟のいかにもち(さカ) やさんとすれハ、雨に濡れてもへさりけれハ、煙ふ 哀成ことの片腹いたき事ハ、ミつからかうらに両日 候得者、十六日七日ハ此町に御泊り被成候、され 其夜は肥前之内寺井に被成御陣宿候、余り雨風降敷 と、わんのことの葉、忍ハしくおもひ出られたり、 るに、袖もぬれてせんかたなかりし処に、はやむか かふして、小屋の内は夜の入たるこゝちなんし侍り く火は薪なくて、ハらといへる物のミたれぬるをも るにゐたりけれハ、心よからすおもひ侍るに、又た きに宿を借ぬれハ、内はむさ~~としてすゝたれた の間あり、夫をいかにと申には、いかに家のちいさ 居たりけるを見侍りて、我も旅行身の哀に、いさこ いちかくなりて、しほひの跡の砂の上にミやこ鳥の いさきに乗りて渡に、水ハにこりて白浪あらく立ぬ 井と申所近くなりて、ゑの木つといゝししほ入の川 ハ夜の明さる内より被成御立候、然処に肥前之内寺 ハ

すれハ、雨に風烈敷て笠をさす事もならすして、煙

て、身のやるかたなくて、余りの事に外に出なんと

一首よみ侍りて末世のためニかき付たり、 の中にうつもりて居たりけるか、身のかなしさをお もひめくらすにたとへなんことこ、にあり、狸女殿 と申奉る御方、山に深々敷入めを忍ひて住たまひし と申奉る御方、山に深々敷入めを忍ひて住たまひし を山人見付ぬれハ、彼御住家なりける穴の口に火を 焼て煙をふかくたてふすめ侍れハ、身のかなしさの 焼りに外ニ出ぬとすれハ犬ありてならす、さる程ニ、 余りに外ニ出ぬとすれハ犬ありてならす、さる程ニ、 令こそおもひしられたり、余りの御事に名歌 しも、今こそおもひしられたり、余りの御事に名歌

かく死はかりふすめられぬる我すかたもしや狸に似たるらん

同十八日ニは空も晴、風もおさまりぬれは、

月の光

は、親にて候武蔵江見せ申よしあらハ、さそなうれ只々おもひ出たりけるハ、かく被成御出立候御姿を敷てうつくしき事はいふにこと葉すくなけれハ書す、

間ハ日々に石かけ小屋普請なとに日を送り侍候、彼

同廿一日より四月六日迄ハ名護屋に御陣被成候、

其

奉行ハ桂殿・敷根殿・任世・某四人也、然ハ間十七

被成御立候て、名護屋へ申の刻程ニ御着陣なされ候

しく奉見べし、さる間此里を夜のほの~~明かたに

に一人哀成りけるハ、宇土飛彈守どの様と満行喜太めに来りける人とも、夜にげに帰り侍りし也、其中めに来りける人とも、をにげに帰り侍りし也、其中日ありて普請首尾申候、去程に、大口より普請のた

其上大口にも万人なみに某もすみしものなるに、一か命を又つゝくよし有てあふへきことも有がたく、

郎とのさまにと、めたり、夫をいかにと申には、某

りに其姿うせさせたまふらんと、心ひとつにおもひらに其姿うせさせたまふらんと、心ひとつにおもひ待りしハ、しハしと、のへてやおきなん、舟にも乗言のいとまなくてかへり給ひしと、つく/\おもひ言のいとまなくてかへり給ひしと、つく/\おもひ言のいとまなくてかへり給ひしと、つく/\おもひ言のいとまなくてかへり給ひしと、心ひとつにおもひ

し也、又々猶も有にけり、松木殿に内田殿、此両所

58

様いと哀也、 と存候得ハ、命かな、今一ツ国ニ帰りて彼人達ニあ やかなしと読侍りつらん、かく今日日本を出て又立 くへだて来て、心のうちにおもひしは、 風よきに帆を揚て、行々跡をかへり見て、ほとゝを の陣を出、舟に乗りてはや壱岐の島江と心さし、追 どに日数も積りぬれハ、四月七日と申に候、名護屋 ならてしるましうおほへたり、とにかくにいゝしほ 舟之体を見て、涙ニむせひてたゝ壱人汀に立たる有 ける者は、舟本に荷物を幾度となくはこひて、某出 いく~て心の内をきかまほし、又は橋口彦九郎と申 もし舟にものするよしや有と、をぢる心や深からん 事は夢にもしらさる御事也、 は侍の本儀たるべしや、中々我々つれに暇乞あらん 迄さへ無参にて、御出舟の事をもしらすかへられ されハまた其夜の明かたに御出舟候つれ共、 は御国本御用之由候て御とゝめ被成候一日の事なり、 へる浪かなのことの葉も、かくのことく身のあハれ いそかせたまいしは、女房衆に心やいそき侍らん、 御出船舟の事を大口よりの人迚ハ此者(行力) 我名をくたし帰る事を 浦山敷とか 御舟本

> しあらハ知らす書付侍りたり 帰らん事も定めなけれハ、かたみにもとおもひ、

ょ

けふよりはうきよの外に立出

かく申侍り候得ハ、十王の御気に合ましき身ならさ うゐのミやこに帰り行かな

もりぬれハ、国より舟も更に来らす、軍兵共も渡る され共敷根藤右衛門尉殿乗船(左カ、頼元) 初め奉り、皆々夜入かたに御着船有、 十七日と申には久保様対馬にとて御渡海候、 へる、我もくくと尋ぬれと、一艘たにも無りけり、 おわせんとありけれハ、せんちん於舟を尋んとおも なし、さる間 の刻と申には壱岐の島江御着船有、 のミ候得者、筆も及ひがたくて書す候、さる程に たり、舟の仕立様々に侍りしがど、うつくしきこと し舟は広き池水にちりし木の葉の打ミたれたるに似 かしくおもひなから四方の海つらを見るに、うかひ れは、又此世に立帰るよしもや有なんと、心の内を 御両殿様上意には、いつまでこゝに 一艘こゝにめくり来て、 然者日数もつ 久保様御舟を 其御船

日二

同廿

行帰来る時迄も舟一そふも来さりけり、

ŋ 侍りぬ、 やりけれハ、二艘の舟か廻来て、 衛門といへる人と川上四郎兵の供衆の内二人使ひに (衛殿が) しも我乗船や来るらん、 と談合して、りう船一艘借請て平戸迄遣し候て、 して日の数を送りて、 の余りには、礒辺に出て貝なとひろひ、又は釣なと 事はなかりけり、本意を背き跡に居てむねくるしさ く成行者、あきれ果たる有様ハいつの世にかは忘 さきにはなち出し、我はこゝよりいたつらに過暮す 計には御出船被成候、舟も持さる身也せは、主人を やと心ほそき筆にも難尽候間書す候、さる程ニ夜半 もなくして御供申さす候間、今をかきりの別れの道 りて居たりけるに御立宿なされ候、 り浪風あらくしてむかひぬれハ、某小屋を礒につく ハ し、何に付ても大口の人の心のつらさをはうらみ無 へき無念さとなけてとも更にかひもなし、御舟は遠 同十六日と申ニは我住島に来りたる、十七日ニ 義弘様ニも御渡海有、さる程ニ前の廿日ニは余 此をいつそと申には、五月十三日に人をや 余の御事に川上四郎兵衛尉殿(恵兄) 乗て来よと申付、 今生れたる心地し 然ハ我々事は舟 坂元伝右

> 入ぬれハ、舟をミな津口のかたへ押出し候得共、 す、されハ又楫のおれたるなと、い、てさわく船も むかひぬれハ少さけ、順風に帆を揚、 あり、壱岐のことく乗もとる舟も有けれと、 に嵐のにハかにむかひぬれバ、舟子とも声々に動揺 ハ舟さうなくをさせ、十八日ニハ荷をつませて夜に 浪路を遠く行 薩摩舟 風

は皆乗渡候、されハ又人々よひふして煩けるを見て、

船に乗て高しほ酒やのミつらん

よひミたれふす人のあわれさ 明十九日の申の刻計にに対(統カ) 千家の町有てよろつう

夜半より舟出して、大戸湊と申所へ着ぬ、記雑録」より補) 居候、 きしうつ浪と松風ハひとつニひ、きあひ、 住吉の瀬戸と申を通り候、 かひぬれハ、 にたのミ舟に乗せ、 て様々いゝし程に、六十計の人を釜山浦迄の案内者 馬の府中と申湊に着船申候、 となん申侍りて行程に、 つくしき所から也、 廿一日ニハしたかと申津へ参候て、一夜止 日中に相かゝり候、 明廿二日ニハ西泊と申湊に風む 同廿日ハ順風あしくて此浦に罷 左右方松山さしおほひて、 同二十三日ニはで間 舟の櫓 その日者人 n

と申所へ着船候、

同廿四日五日両日は、

天気あしく

鳥の声のさわかしきやま 宿りをやもよほしきつる旅の

かにもちいさくして上屋計ふきたり、其晩は大と泊

形見とはなり侍らんかし、 まかせ人まねして申侍りぬ、人々の見て笑候はんも しろき事ともに引かれて、しらさりしかとばを口に き事可有ものになんとおもひて過ぬるか、余りおも はさまに立り、一入おうとく面白所也、 木間より見得かくれして、明神の社は高き所の岩の き事数を尽せり、又ハ空をミれハ、有明月の光りハ (〜よしあらむ人にミせ侍り候ハ、、言葉つ、くへ あ われ

爰にありし御神はさそなすミよしの

せとの岩なミあさきよめして

る~~参候得ハ、妙見の瀬戸と申て、いかにも浅く とおもひ出て、我と身をうち笑ひて過ぬ、夫よりは といゝて、明神もさそなかたハらいたくおわすらん 候て舟のかわらハ石にすりて難儀の瀬にて有けるに、

申候間、 案内者申けるハ、妙見に神楽を上候而罷通るのよし 其口にまかせ神事をして通りぬ、宮作は

> 殿・某参合、つれ〳〵の余りに四拾四句つゝけ侍り て心細き所也、 順風なけれハ此津に罷居候、人里もあたりになくし さる程に廿五日ニハ桂殿・白坂蔵人

左右の岩岸にさわりての音、よろつおもしろ

へども、其日(~の有る事を書付候まゝ、 舟つなくほともみしか夜湊風 新太

忠実

如斯二候

候、されは又いつ~~よりもひかこと多くおはし候

雨はる、砂路を遠ミハしゐして 月も汀の夏ふかきころ

白

初かりの声ほのかなる朝ほらけ 増

まきのこしたる露のたまたれ

実

出しその光りほのかにうつろいて 実 雲なかくしそ秋のやまのは

真

うすらひとけし水の行末 増

真

古宮のあたり不楽打かすみ 松ひともとの春ふかきかけ 啼かわし蛙かたよる岩かねに 増

実

実 真

幕

難波の寺のかねの遠方

増

かり枕ね覚かなしき秋はうし	月は出てもくらき雨の夜	身にしめておくりし文の門たかへ	たのむつかひやまいとけなし	別つる後もくるしき名や立ぬ	しのふもあやし衣のうつり香	すかたさへまきれすミゆる都人	詩を嘯はまた大和歌	めくりきてとる盃もゑひの内	かすむなかれの岩たかきかけ	鶯の声ほころふる谷の戸に	世を捨しもなくさめるはる	友とせん華を幾重もかき籠て	誰かい、なしそへた、りし中	ものおもひなかむるかたの空遠ミ	いろとり~~のむれつ、そゆく	守わふる田面月の明はて、	秋は更ての水のうすきり	吹下す高根のあらし寒増り
増	真	実	真	実	増	同	真	同	真美	同	増	真	真	増	真	同	実	真
かきりよとおもひ、心細く風にまかせで行程ニ、	を出して有けれハ、日より能成て、日本の	共、いつまて此島江ハ有るへきといゝて、	ニハ舟衆とも順風なく候之間、出舟難成之由	海竜王法楽として興行申候、亭主忠増也、	篤真十五	忠増十四	忠実十五	ましハるとちのこ、ろのとけし	をしめともはる弥生の移来で	かへるはかりのなく声もかな	ゑならんや月はをほろの花の本	誰とも見へすたてる小くるま	暮ぬれハ鶯あまたのかけミへて	ミたれてなひく竹の下道	かき曇りきのふも今日も降雪に	人めかれたるみよしのゝおく	草ふきのかけをまはらに住なして	吹たゆむまもあらぬまつかせ
行程ニ、酉	の地は今を	、無利に舟	之由申候得	、同廿六日				真	実	実	増	真	同	増	同	実	真	増

船

心のうちにおもひ侍りしを、

後にはをかしき心出来

共

渡すましきよしい、けるを聞て口惜き事とおも

0 渡口に着舟候、 :刻と申ニハ高麗の湊に釜山海と申て、 扨もくくとおもひ、 心をほえすにか 日本よりの

日 本はこまもろこしとい ふ国に

たひ、 のよし候て、 て、 ぬれハ、 か舟には上京なくしてハとおもひ、八木但馬守を乗 八日ニ者、 すかたよりもあさましかりけれハ、旅の哀いやまし て渡さ、りけれハ、すそをからくひあけて小者共の れ侍りぬ、 せ置候、 被成候、 同廿七日には、 頭、つ、き心のつよかりしは大口の人々よと、 口惜さのつもりに涙をこほし、 なきかなしミ侍れと、 馬に乗詰うちつれて行たまふに、 其故は、 されはまた但馬・船頭・水主某に名残をし ねにのりても我は来ぬ也 夫より陸を参候程に、 荷物余舟に乗せうつし申候也、 如是被仰付候間、 我々か舟を森兵橘殿と申 日本の軍兵ともを送り渡に可 いろく~すかして立別 不及是非候而、 皆人々は馬も渡り 余りの事ニうる 人御とゝめ 馬舟なく 去程に私 被成 同 #

> 0 候、

尽しかたけれハ書す候、

同七日ニハはや此舟本も

御船本に五六日罷居候、 四五百人の人々の欽ふ事ハかきりなし、 殿被仰候間、 たりける所に、 くのことし、 たりぬれと、 い口と申大川の水上に 万内に▽ さる程ニ、六月六日に御詫申かなへ候、 諸舟を名護屋へつかわされへきのよし、 「乗馬渡来りぬれ「旧記雑録」より補) 其日より足にまかせて行程ニ、 其日(一の事を書付申候日記なれ 御詫びを申し候而見可申之由にて罷 やうく 其故は ハ、うれしき心の内ハ筆に 同 御両殿様御座舟のつなかれ 御両殿様御坐舟を 然れ こも 其逗留 森兵橘 ハこの ハか

始、

立参候程に、ミらいきとやらんいへる城のふもとを かり有けるに、せんちんにてわたるへき由を申候得 て渡もなし、然る所に、其川に五六たんの舟拾艘は とをりぬれは、やかて大川有けるか、水かさまさり こと申城江着候、 ハせんぐだうと申城へ参着陣取候、 里はかりとおり、 同十日ニハにんだうといへる城を 川のほとり陣取申候、 同 九日ニハたい 同八日ニ

おもひ立ぬる心なれハ心のまゝに渡りたり、此川のし、馬は皆をよかせたり、底を見へさる川なれど、あつめ、たゝ一時ニくミ立て荷物ひとつも不残乗渡め、さらは筏を組といゝふれて、いろ〳〵の具を取

をとおり、三里程行て川の辺に野陣を仕たり、宗心山と申城をとおり候テ陣取申候、同十三日には古都る十二日ハ夜も未あけさる内より打立て、其夜は清辺に同十一日、一日ハ逗留して兵粮とりをさせ、明辺に同十一日、一日ハ逗留して兵粮とりをさせ、明

はやふるきミやこなど、いへる所にもきたりけれハ、かやうにめくり来るへき事はおもひの外なりつるに、ま・くたらなといへるよしは聞つたへ侍りしかと、の道を過ぬるにおもひ出たり、此国を和歌の道にこの御立日なれハ、念仏を心にふかくしめて、はる〈^

音にきく手さへまれの国に来て

なみたの雨の古都かな

いと心うるそふして、何しらすまた申侍りぬ

蜂須賀殿本陣に着候、同十六日は蜂須賀殿手の衆番同十四日ニハ長曾我部殿陣城ニ着候、明十五日ニハ

同十七日ニハわろき山を越て左の方へふ

る身の故にや、

一夜のとまりの宿に行着ぬれハ、

殿陣城に着ぬ、明る廿四日と申には京にもやう〈同廿二日ニハ中川殿陣城江着候、同廿三日ニハ脇坂陣城ニ参着候、同廿一日ニハ福島殿陣城ニ着ニ候、八爱に逗留をして兵粮取をさせ、明廿日ニは脇川殿、天、川のほとりに陣取て、同十八日・十九日両日

丈計と見得たり、其うちほかの家居、大名は小名又其まハりはミな切石にて石かきにしたり、高さは三

着にけり、せをりのまハりひろき事は、三日にめく

るよし人々申候、見渡候も左有へき事に見得申候、

も叶かたくてこま~~の事は書すも、然処ニミやこ事のうつくしくしき事は心言葉及かたけれは、筆にハ町にいたるまで作りつ、けたること、おほきなる

とも知らさる道の行ゑを心ほふそくたつねこへ、足きをつかせ、同廿六日にハ都を遠く立出て、いつち

にても追付不奉候へハ、力なくて中一日ハ馬人にい

め、明れは捨て立出ぬれと、長々の道に行つかれたもひ、一夜~~のかりねの宿をこなたかなたにさたにまかせ行程に、一樹ののやとりも他生のゑんとお

64

候間、 こ道御とおりのよし被仰候間、 まりうれしうして国の宿に旅婦して有ける心地にて (帰カ) 候よし有けるを見付、人々よろこふ事かきりなくし の有けるを見侍りぬれハ、 せて参候程に、ふしきにや、やぐと申城の口にふた なんして皆人迷惑の体に候て、道のま、ゑんニまか とゞかすして、たゝ手なれぬ犬と道つれしたる心地 人の心にゆかす、又かの者の申事も我々か分別に に唐人を案内者被下候得共、こなたより申事も彼(三帳カ)) にても参あハさりけれハ御跡をたつね打立候、 候へバ、五日路跡の城より片桐殿・藤堂殿・又七 出相渡申候、其より ぶと申城江参着候、某は都にて 十二日と申ニは、毛利壱州抔の御陣なされ候さむて あかつき侍る也、其所々の名はしれさりけれハ書す ・伊東殿御同心以別国御おさめされへきため、よ とにかく候て急き道を行く程に、やうく~七月 同廿一日には此城も立て、 明る十三日ニ壱岐小谷又右衛門殿取成を以罷(守殿へ脱力) 御両殿様の御座所をたづね申 薩摩衆ハ此道筋御とおり いかにもほそき道の 明日十四日ニハ又爰 御朱印請取候而持 然処

在所なりけるに、折しも水かさまさりぬれハ、渡も くらくして、しるもしらすも皆人行着ク処ニひさを 敷雨に暮て夜も一しほはやう入ぬれは、にわかの事 はてしなきやま路なれハ人住里に出る事もなし、 く候わんとさきをたのミ、とまりをもさためす行に 身にあたるもいたき程ふりぬれハ、いかさま里ち うち成山道の石場さげしきかたに来て、石坂などの 絶へてなかりけるまゝ、行て宿かるよしもなし、 に出ぬ、家ハ近くに見へぬれと、大川をへたてたる にやう (夜も明ぬれハ、明日廿二日と申ニハ人里 よろこひて火をとりたきて候事はかぎりなし、去程 ろく、して焼立ぬれハ、其あたりに居たりける人々 くミ、哀れなる体にぬれ明したる有さま、 におもいてねやもとめんとすれ共、灯なけれはいと 有けるハ、馬をかゝへてあけなんとするに、 有けるにふみいりて、さきをしらすに行程に、 へすくなき事也ける所に、某不思儀に火を打付、 中々たと 雨は又 一騎 其

夜も雨ニぬれくくて、袖も身も打しほれ、ねもせて

夜をあかしたりけるを、我か姿をしらさる人にみせ

ん 侍らハ、恋せし身とやおもひなんと、片腹いたき内 かすく、鳴ぬるを聞て、 にもかなしき事はまさり、草のかけにいろく~の虫 あわれなるよすかにかくな

袖も身もぬれてかなしき雨の夜に

なみたなそへそ草村のむし

いゝなからかなしき事ハ、うきよの旅のあわれとハ いゝなから、かなしき事は に某かたり出しけるは、うき世の旅のあわれとは たゝかれて居たりける、いろく~の物かたりける内 此日のゝかたにまた雨もおやミもせす皆々しも雨に と余りの事に心を我となくさめんとてつらね侍なり、

本冊杉原紙横切格重三拾五枚有之而、 此末廃紙之

故快不成文続也

也 従義弘公忠元へ被下候歌ハ左之非、 本冊久盤誌置

ヲ為舟江被下、 文録三年六月八日、 たくへやる君かあたりの言葉(を脱カ) 其御文の末に御詠歌有之、 高麗ヨリ 義弘公御自筆之御文

> 武蔵入道為舟斉、 あひミるはかりなかめこそすれ 慶長十五庚戌年十二月三日、八十

五歳ニテ死去、法名良英嗜翁庵主

男新納弥太右工門忠增、高麗国渡海之時自作於行二男數 二男數 出表 一門忠增、高麗国渡海之時自作於行期是一冊者、新納武蔵守忠元入道為舟捌名号之息 程海陸之記而誌之置畢、 此本今忠増之家孫新納悠

而直写置者也

右エ門久通之在于家蔵、

因兹今春借于此冊於久通

Ш Ë 縫殿久映朱印

享保二年丁酉三月廿三日

○九州軍記抜書

明れハ天正十五年正月中旬より上方の諸軍所々に出 秀吉公九州御進発并海路風景の事

勢す、諸勢に出さる、掟之条々

事

兵粮并馬飼料、

九州之地に着岸の日より可被下行之

出勢之日次、二月十日より無相違出立、 様に宿奉行次第に可守其旨之事、 泊々不差合 とい 芥田

へとも寄手大軍といひ、 |悪六兵衛と云者を籠置ける、

殊二秀吉公九州手始之 要害勝れて堅固

彻

追立夫押質諸事狼籍有問 喧 嘩 $\dot{\Box}$ [論ハ双方共罪 遁 間敷事、 敷事

戦場先陣 城責之事、 奉公人先主に暇を不乞、 間 其者を逃し候ハヽ、 当主人へ相達シ、 理不尽ニ誅戮仕候ハ、 ||敷事 後陣へ軍奉行之下知を任せ、 相定る攻手の外不可可出合之事、 其上二而『可申付、又』 当主人可為越度之事 、越度たるべし、(還而脱カ) 別に主取候者を先主見付、 ▽見付次第△(「豊薩軍記」より補) 私之働き有 届有之後

右軍法を背き、 自 [由之駈引於有之者、 可被処厳科科

者也、 下略して不写 仍而如件

石城攻之事

生飛驒守氏郷・前田肥前守利長ニ北陸道之勢を相 を占られ、 左て、秀吉公豊前之地ニ御渡り有之、 司 国 巌石為攻せらる、 同月廿九日、 丹波少将を大将として、(豊臣秀勝) 是は秋月種長か端城ニ而 馬か嶽に 御座 蒲 添

> けれ ŋ 居長になつて感悦し玉ひ、 けれハ、秀吉公御覧有て、 より武者一騎真先ニ進ミ、 将監宗茂より御着陣の祝使として立花三河守を指 軍なれハ、 そこに在而見物せよと宣ふ処ニ、 ハ 未た東国武者之城を攻る働きを見たる事あるま 御前近く召れ、 諸勢只一 揉にと攻寄ける、 汝ハ西国ニ而武勇の者と聞 使番を以て『問せられけ』(「豊薩軍記」より補 あれを見よ三河と宣ひ、 何の障もなく城屛に着き 蒲生氏郷 此節立花左近 其後 か陣

りたり、 強く攻けれハ、 ニハ蒲生源左衛門とそ号しける、 氏郷へ小伴か働き頗る御賞詞をそ被下ける、 命を助け城を落て秋月さして引退く、 城兵防くに術なく、 即時ニ外郭を乗破り、 首を延へて降を乞けれ 彼に押続き諸勢手 詰 0 頓而大依 丸に 小伴後 押懸

るに蒲生か内関小伴と申者にて候と△言上す、

外豊筑肥の国士集りて、二万五千余の勢に而籠 も縁を求めて降参し故郷に遁れ、 たりしが、 に御陣移さる、 大軍の威勢に兼而 秋月の古所山之城ニは秋月 の企や違ひけ 或は山林に隠れて か一 Ĺ 族其 ŋ 何 n

散々にこそ成にける、

秋月父子降参の事

きそ、島津殿を大将として九国の二島の者とも心を 去程に秀吉公の軍勢豊前の筑前に充満して山野に陣 の旨を願ひ申しけれハ秀吉公聞召、 剃髪染衣の姿となり、 たりとも、 かりける、 は妻子を奪ハれて是非なく降人となり、 勢を立る武士も一戦に追散され、方々に逃陰れ、或 する事、深淵に臨て薄氷を踏に異ならす、邂逅に義 か栖を失へり、此故ニ兼ての思案大に相違して恐怖 春に至て海潮の満来るが如く次第く〜に集り、 合せ戦ハ、、京勢やはり怺るへきやと嘲哢しける処 下向せられバ、上方軍勢の化粧軍、 の国士共打寄て語りけるハ、何々関白秀吉とやらん 柵をふり、幾千万騎といふ数を知らす、 小屋を打続け、 ハ早三十万に余つて入込けれハ、 旧冬より四国・中国ノ人数豊前国ニ渡海し、当 墓々敷事余もあらしと思惟して、 (新力) (種 長 カ秋月も雄鋭拊、此体ニては島津を頼ミ居 家々の旗・馬印を建並へ帷幕をはり、 父の種実入道宗金諸共に降参 山野に駈る獣も己 何程の事が有べ 秋月か事は九州 漸く命を助 日来ハ鎮西 種々長力 備今

渡しけり、

秀吉公御仁政并紹宅・宗方連歌之事

(とカ) 二て薩州江鹿児島にそ引入ける、(どカ) (衍カ) 而 すへしと石田三成安国寺に仰下されける、 堵せさすへき間、 を見せん事本意にあらす、命を助、懸命を取せ、安(の地販力) 御動座ありし夜仰出されけるは、 有へし、是全く秀吉が武勇にあらす、天の与る所な 処に一人も手に立者なし、島津とても打果すにては し為方もなく、いまは本国に帰て兎も角もなるべし りけるが、頼ミ切たる秋月以下処々の城一々に没落 島津修理太夫義久、此間ハ肥後の八代に出張してあ 去れハ、科なき者を誅戮し領地を奪ひ取、憂目 御下知を背きし者ハ皆追散され、 早々罷出て御礼申上よと触レ聞 秀吉公宇土の城に 我此比敵国に向ふ 九州二島の内 安国寺奉 か

得者、 交りける、 時の宗匠紹巴、甚此句を感心して、其より睦ましく らるべきに極まりし、此者連歌の道に長し、 紹宅「人しれす肌に結ふいわた帯と」付たりけれハ るしき月をこそまて」と云句に人々付あくミしに、 京しける折節、 て一揆の大将をして狼藉を振舞し科により、 人木山左近入道紹宅と云者あり、 んは一処懸命の地を得さすへしと仰けれハ、何れも 等唯今某に見ゆる事大慶にあらすや、 せし者なれハ、剃髪黒衣の身となり、 礼申上候国士七十六人に及へり、 りける、未三日も立さるに、宇土の御陣に馳参り御 らハ高札を立よと仰付られ、 同に頓首平伏して有難き由をぞ、其中に肥後の住(申ける脱力) 道筋ハ立に及はす、 降人の体にて出にける、秀吉公御覧して、 上意之趣如何して触聞すべしと申けれ 此故に其比は、 北野笠器連歌の席にて、「こゝろく 在々所々の末々まてぞ建た いわた帯の紹宅とて都鄙 両人俄ニ高札数百本拵 是は此程当国に於 此等ハ此間皆敵 向後異心なく 太刀の柄をは 先年上 已に斬 然

> す、其時紹巴も御供にてありけれは、 の徳こそ有かたけれ、 き者ならハ助け置けとて御赦しを蒙むりけ に名を顕ハしける由を秀吉公聞召れ、 木山辱さの余りに百韻を興行 左様ニやさし 紹宅発句を望 和歌

人も住所には跡を留す、

山林幽谷に逃れかくれ候

ミけれハ紹巴、

花ミよと杣木にのこす樗かな

御目見の序に発句仕れと仰られしかハ、宗方は落縁 を披露ありけれハ、 に伺候して敬んて承り、 遠国にも風雅なる者ともの有けるよと御感あつて、 主なりしが、是も連歌の達人のよし聞召れ、 又同国相良が一族に深水宗方といへるこの水俣の城 暫く案んする所に御前に笋 かゝる

[、]と仕りけれは Δ 殿下も御賞美あつて、「^{豊薩軍記」より補)} 若竹もげに直き世のはしめかな 時服をそ下さ

れける、

○安政二年乙卯十月二日、 **状写、** 亀山甚之丞殿書状之写 今日不時被差立候訳 江戸大地震ニ付人々書

11

つれも無替筈目出度存候、

方火元とも不相分、 成ル大地震、 其元はいろ (有之候哉、 其央ニ板木を打、方々火打ちらし、 就中、 当分ハ **爰元去ル二日夜四ツ過稀** 何

目覚、 御殿江致出勤迄之間ハいか様支度等いたし候もしか 上様御番中故、 なと蹴はなし外江出候故、 も無是至極之大変事、 行灯火もゆりきやし、 則より寄せ打どら・大鼓・鈴所ニ而 拙者も寝いりはなニ而地震ニ 物も取あへす やふく~手さくりて戸

廻り、 たし、 花園有之、 機嫌御危障も不被為在候段伺上候而、 御帳留等は勿論 へ共、其時は実以残念なから大きに周章、 御殿廻別而之大破損ニ而、 御内証より御機嫌御伺も申上候、 其所江芝ふせ之所江御 当坐御用之品々大方取揃 大一之 布屋を御取建ニ而 御側役なと尋 御庭之方御 上様方御 然れども へ格護

皆御堀江落、

表御式台よほどよかミ、

柱

・板壁なと

瓦又 内

り陣屛残所もなく崩れ、

外廻り御長屋も瓦ふせの所

居出来候家は毛頭無之候、

此御殿は勿論

御屋敷廻

と不覚、

御座を明ケ、

兼而非常之心得ハいたし居候

と申、

其外御旗本衆或ハ町々家一軒も本の儘にて住

けふまでも昼夜火起り、

火事ニ残りの分ハ御大名様

はく、ひといものにて、近方迄ニ而火は止り、

今日 夫レ

共

火事ハいよく〜手広く焼立、

江

戸 中

柱も折れ、 所 横に打出し、 も難申大御破損 も天上落崩れ、 は板戸など都 か所も無之、 或はそげ、 中御門・本御門者立居り候得共、 而はなれ、 表御書院其外御座向、 二而候、 表御式台押廻し、 御屋敷中内江土蔵二十七八も 戸障子も不立、 御内は玄関内差廻り落、 御客間之辺大き 夫ハく何と 壁なと不落

夫故御出 御玄喚御 備組之場所 御迦被遊候、

口出来候丈ニ而無之、

御供之面々は御後之

に痛ミ、

其前江詰講之朱御門有之、

夫も倒レ

江 御供揃

甚左衛門も罷出

候 唢

然る処奥

御出馬も可被遊との事ニ

兼

而掛札

兼而: 御 出 三馬難被遊節者、 御親ミ被置候通 御家来を可被差出との趣き被仰 若も

故

上樣御出馬不被遊段御達有之、 既二此節其通石見殿御出張被仰付候、 御供方の分は引取候 夫

御庭口江相廻り候様、

追々一

御長屋も其其儘住居不出来様相成候得共、中々以御も直様之御蔵有之、一ツも直様之御蔵は無之、諸人可有之、是も都而土蔵仕廻倒れたる蔵も有之、一ツ

長屋より所ニ而無之、然る処

ニ付而 殿 中是迄之御家老御長屋も今少し之事ニ例そふに而 此節御取添相成候 極危く相成候而、 下との 御沙汰被為在、 廻り被遊、 上様御事、 ・伯耆殿御丁所ニ御住居相成候、 御事、 御合壁の御屋敷二か所御取添相成、 段 三日之早天ニ火事御将東ニ而御屋敷中 御下知等被遊候而、 誠二以難有とも何とも難申次第二候 折角被召置候御長屋問遣無之様被成 石見殿も早束御立退き相成候 大久保家の本 人々 座敷之内 取替 大地震并二火事 ハ無之と之 御普請 江 石 而 見 最 御

御殿 上様方御住居所大御痛ニ而、 方ハ先少は痛ミ薄く、 而渋谷江 上様御勘事手数有之候而、 71 御 电 無難二而併御家廻立居候計、 御やしきへ 桜田御屋敷ハ火茂掛り候へ共 翌三日晩方より御 色々手を付候 即より御住ひ不出 是以大御破捐 迦、 彼御 来候

> 出候而 候而も一眼斎、何之役ニも不相立、大迫氏と弐人罷 之病気今以快気無之、老骨之拙者腰ハよろめき罷出 別而之雨込央ニ着候而 肝を冷し、大迫氏道中より目の煩有之候、 も間を置候而いまた不相止、 の強歟と存候、 候事も容易ニ六ケ敷、 震と申事ニ而候、 の、数とも不知と申事ニ而候、 月之地震より十倍強く、 得共承候へハ、 ましてや他御やしきの事は猶分りかね候、 二而候、 いまた御門より外ニ不出候付、 (といたし、 命計を助り候迄ニ而、 b Ĭ 上御屋しきの事さへよく分りかね候ニ付、 ハ一人前にて大心配ニ而 辺も認物もおもひ通り不出 中々目も不被当様有之由、 やはりけふりけつまても半 我々御長屋を走出、 襖障子も都而はりさけ、 大難儀、 此度二くらへ候得者、 何分神仏様の御蔭を以運 目ハ舞、 尤、 外々の事は不相分 有川氏ハ先達而 江戸初而此 からたハう 戸障子を明け 山来、 翌日 時 去年十一 拙者抔も により やう より 只 時計 様 々 か な 候

公方様より上使御使番二木二郎八郎殿を以御懇之上此節大地震ニ而去三日

又桜田または田町なとへ御立寄り御見分被遊候而、り御出御礼被仰上、御廻勤迄被為在候、御帰殿掛、意を被為蒙候ニ付、翌四日 御登城、勿論、渋谷よ

元はもふは心遣ひ被致間敷候、 不入御帰殿被遊候、大取込候得共恐入次第、夫故巨を入御帰殿被遊候、大取込候得共恐入次第、夫故巨な人御帰殿被遊候、大取込候得共恐入次第、夫故巨

右之段、たんたとふ亀山氏之宿之状、

失、御死害御知不被成候由、誠ニ以筆紙難尽次第ニ酒井雅楽守様御夫婦様、地震出火ニ而御居宅も御焼

候

十月三日、於大森村百五拾封度打試被仰付、二日八地震ニ付福島半次郎殿書状之写

大体四ツ時分ニ而も候半、大地震仕来、暫時ハ皆々宿や江罷帰御膳共給、緩々と相咄、休候人も有之、大砲昨夜船より致廻方、町場江居付等相済、夜入過ツ後より田中仁右衛門始、成田彦十郎等拾人差越、

座中に罷在候へ共、

襖障子飛散、

敷居・鴨居落候故、

爰江可罷在旨御沙汰故、

玄喚江板之間江押巻といた

宿屋ハ半倒候而梁なと二本計落候位ニ而相止候、良宿早堪忍、皆々馬場江飛出候、近所隣之家大形倒、

来候、然処、無間御屋敷之方角ニ相当出火有之、暫馬場江罷居、夫より内ニ入候処、少々之震ハ度々

追々大火ニ成立、火元拾壱ケ所計相見得候間

もふハ爰元江相居候儀ニ而者無之と、皆一

統 右 ニ

仕廻帰りに打立候時、九ツ之拍子木を打候、中途弐

付、

里半位は丈夫ニ有之候、道中ノ遠さ中々気毒ニ而候

火勢も強く相成、

益夥敷事ニ而候、

中途者呉々方角

難定と申位ニ而候、御丸ノ内桜田辺ニ而可有之、ハ何方に相当候哉尋候得者、江戸中べたニ而何方と

追々申触候、途中家々倒居候、中々難尽筆紙候、往

来之人は多く瓦の落居候、

仰

Ш

ノ事ニ而候、

七ツ前

喚ニ馬相見得候ニ付伺候処、杢之助殿と御両人被成帰着、直ニ相仕廻、石見様御長屋前罷通候処、御玄

罷出候而も御家老座も罷在候体ニ而者無之候ニ付、今一左右ニ而御乗出候賦ニ而被成御扣、其方御殿江

御座候付、

只今罷帰候形行申上候処、

御両人様には

72

諸

郷

0

ハ

早川

五郎兵衛持候 衆拾人計被相済処、

而

盃 纏

の致下

知、

諸

郷

人数必死

ハ市兵衛直ニ

持

高

張

御 軍

賦

役

衆

相

働

終二

取鎮申

候

由

近所之御大名は

都

流焼、

此

し罷 御 出 在候処、 張有之候、 無間 此 る又々寄せを打候付、 上 は 直ニ増上寺

御^(衍力) り鎮 二引 御出 人ニ而 付、 御 たし置候、 御番方被仰付置 居ニ引合、 承 火ニ 知ニ 取 致御暇候様致承知、 ハ全無之、 馬之筈候処、 相 宗兵衛殿江霄より諸郷 而候、 御 有川 病気之体も承置候、 成 候 相談御聞 宗兵衛病気ニ付而ハ何分此方大切ニ 病気ニ 私ニも弥兵衛同様、 御出 今晚者御足痛ミニ而伯耆様御名代 一成行候 被下候 張二而皆々差越、 弥兵衛 而可有之候、 而者申越 人数為参居由候得共 ニハ先刻より罷帰 御出会有之候と直 今晚御 候筋二談合 弥兵衛殿 未明ニ至 軍役方御 ŋ 13

纏 御 而 我人ハ十人計有之候、 候 出馬迄は至らす候、 而 高 西 張計ニ而 御長屋倒候、 飛者一 人もなしにて、 小林 桜田 上半分ハ焼候、 ハ大痛ミ、 高崎なと相応怪我人ニ 即死四· 種子田 人ハ無之候 人 市 兵衛 怪

> 居候而、 候通、 鍋島様御 増上寺御番ハ大事ニ而 此二ツ焼原に残り やしき半分位相 残り候而、 り居候由、 候、 人者頓と無御 此二ツ焼原に残 何分昔より 座 申

御休息之辺も相痛ミ候而、 倒も有之、 御やしき中 何様二申蔵 通之御修甫二而相済候蔵 一軒も 今ちん 無難 ハ 無御 震候 ハ 無御座 座 全之 候

火事御用心可 に被成御 上様御花園江御布屋ニ而夫ニ引続苫葺大粧出 座 候、 御前様 八渋谷江御逃被成候、 来、 是は 爰

有之候、

地震・大火之成行ハ表向

問

市中之蔵は大形土ハ落申候付、 合相成候付、 御聞届 可 有之候、 出 珍敷次第 火ニ逢候分は頭ニ 第ノ御 座 候

而土を破、 平常之火事とハ大ニ違、 跡より火を返し候ニ付、 誠二 無理 成 軒も不残焼 体二御座 申

候、

町びん被差立候ニ付、

右形行申上候、

追

々相分

次第、 十月 应 式日便より \mathbf{H} 可 申上 一候、 以上、

福島半次

御屋敷怪我人ハ 無之候得共、 桜 田の方ハ七八人致

怪我、 来金之進・足軽日高仲兵衛、 其内六人計即死、 中小姓二木仲二・狂 高輪ニも少々有之、 言師 市

右之妻二十五六ニ而候哉、二男を抱なから打つめ候 も不致候得共、やう~~其身嫡子を引つれ 付役か外、小野半右衛門と申人、当分桜田 おやしきハいまた不相分候、 夫中小姓ニ而御留主居 三而 相 逃候歟 怪 我

上焼死、誠ニ以不運とも不便とも不被申、

外ニ

怪

我

桜田 晚参候、 方ニ而参候諸郷の内も多人数怪我いたし候、 ものも有之候由、 人何万人とも不相知、其内ニハ十八人家内二人生残 君まします所へ一 より上御やしきへ引移候高原之医師、 実以御そろしき場所、 委事ハ追々可相分と存申候、 向御奉公と計思ひあきらめ候 しかし仕官の身なれ 是も 守衛 昨 昨 Ħ

○天保八年酉二月十九 旗 H 大塩平八郎徒党之行 莂

救民 幟

一ツ引桐紋付 車台木筒 壱挺 旗

天照太神宮

同鉄砲

先手大将

大塩格之助

庄司儀左衛門

同

玉造与助 大井正 次郎

中備惣大将 今川とも名乗候よし 大塩平八郎

木筒

壱挺

向井幸左衛門 渡辺良左衛 橋本忠兵衛 盤若寺村の)

近藤

凝起五

鎗

家来 安田図書

阿部長助天満宮町同心之者、平八郎

茨田邦六 三番村

上田幸太郎

高橋九右衛門

菛

須尾次兵衛

柏岡源左衛門 堀井儀三 同伝七 郎 郎

志村周次和州辺ノよし

怨意ノよし

曽我岩蔵和州のよし、平成

西井利三 死去、岡本太三

郎郎

但、

中備人数之内より立越、

後陣江も

が 7 ŋ 候よ 陣太皷杉山三蔵

Ļ

鉄砲役金助

後陣大将 瀬 田

一済之助

74

車台付大筒 壱挺

も罷成候故、

夜前より申遣置、

今朝致対談細々成行

忠五

郎

七助

廿人外名前不知、 凡百三拾人計

鉄砲 拾匁筒 五挺

合薬

六拾貫目

六箱

大塩乱妨之成行、 田 中氏書状之写

不申、 去ル十九日、 夫形追々為申上置事事ニ御座候、右ニ付(術力) 上越候通りニ而、 世上風評等而已、 当地異変之形行追々仕立、 混雑中何茂取占候子 虚実弁別茂出来兼候得共 細慥ニ相分り ?而者、 飛脚を以申 御出

尚又慥成行申上越度、 こ存知居候こ付、 何分市中受持之役柄ニ候得共、(者カ) 相違有御座間敷候付、 先日より折角相心得罷在候得 昼夜東西御奉行 右へ承候 而

入惣年寄薩摩屋仁兵衛父子儀之発起より之巨細

具

所詰通しニ而致対談候儀不相、乍然追(調脱カ)

々静謐之姿ニ

申上越候 上越候向ニ相違之訳も無御座候、 承申候処、 大体之儀者何も格別是迄テ風評等ニ 今朝承候趣、 左条 而

今般西町奉行堀伊賀守殿着坂二付、 東町御奉行御同伴天満巡見ニ而、 夫より未然与力朝 去ル十九日先例

兼而大塩逆心之企有之、右助之丞居宅大塩屋敷向ニ 岡助之丞宅江立寄、休息之筈ニ向々申渡相成候処、

九郎右衛門より、 前晩十八日之夜九ツ時頃、 夫より市中乱妨之手配いたし居候様子ニ御座候処、 加 候故、 其節炮術を以焼立、 当年拾五六歳比の部屋栖悴を以、 右徒党之内東組同心吉見 両御奉行共殺害いたし、

江申出候付、 筈と付、 御用心可有之旨訴状を以西御奉行伊賀守殿 右之段即東御奉行江も其通、(被相力) 翌日巡見

大塩等逆臣の企有之候、

明日天満御巡見之折発起之

見合之筋相成御届由

右通事は露顕ニ相及、

当晚徒党之内東組与力小泉渕

十九 次郎・ 日 暁、 瀬田済之助東御奉行所泊番いたし居候を、 山城守殿は渕次郎呼出(跡部良弼) 而被討果、 済之 羽

75

焼失、 放し、 江松火矢打込、夫より高麗橋筋三井呉服店、 放火、夫より難波橋を渡り、今橋筋鴻池善右衛門所 よりはしめ、諸方江火矢打掛、 自宅ニ火相掛、 日朝五時、 助ニハ其砌直ニ塀を越候而逃去候由、 其砌より大塩始徒党之面々駈付出 夫より所々江火相掛、 大塩直ニ宅より火矢を様之物段々打出し(紹力) 直二向屋敷朝岡助之丞宅江松火矢打 与力町・同心町一円ニ 一ノ川辺に段々と致 然る所、十九 į 平野町 天満宮

取、 即首を揚候由、 り逆党退散いたし、 り勢之内究竟成働者之由、 御城付与力坂元鉉之助逆徒方之内一人鉄炮ニ而打留 朋勢ニも後之方より押来り、 たし候処、 捨置逃去候由、 其砌弐拾挺計之鉄炮無透間打放相成候所よ 淡路町筋ニ而西奉行朋勢出向 右之者姓名ハ不相知候得共、 夫限り二而放火乱妨相止、 松火矢又は鉄炮其外武器 外二雑兵一人其場二而. 其節西御奉行人数之内 東御奉行 其後は 類近辺 浪人集

篇取掛相成候

ニ而東北の方一円之焼失、

追々南の方江逆徒散乱

筋炭屋彦五郎近所江同断ニ而火相掛候処、

折節

洒風

後ハ大形火事装束、又ハ松火矢台車引等ハはつひ根(様か 逆徒同勢弥何程と申儀相分兼候得共、 旗数本、 与力・同心六人々相書を以申渡ニ相成、 位も有之候哉、 文字相認有之、紋所者五三の桐又ハ丸ニニ引之紋相 候而、右をおひやかし召仕候様子ニ相聞得候 旅行之廻達相触候而、 者抔寄り集、其外ハ枚方辺又ハ河内在々江前以より の者も相見得居候由、尤、徒党人数は先便差上ニ候 ○御救○天照皇大神○南無妙法蓮花経抔 尤、 甲冑之者ハ拾人位も可有之、 前晩より当朝ニ相掛ケ相集置 大抵七八拾人 外浪人体之 0

様之訳ニ候や不相分候

付有之候由、

大塩定紋ハ丸ニ揚羽の蝶ニ而候処、

何

訴状差出、其身ハ直ニ切服と評判いたし居候処、五前晩致内通候吉見九郎右衛門大儀ハ、前文通悴を以塩格之助差料之由御座候、 (衛力) 塩格之助差料之由御座候、

通 且徒党之内東組 悴ニ者西御奉 百羅漢妙法寺江罷在、 V たし 候 而 行 直ニ行 同 所 心平 江 罷 去ル 衛 山 出 |不相 助二郎ニも前 候 砌 廿 知候 より 日 直 召捕 由 二 晚吉見同 格 相成候処、 護相成 居 .様 尤、 内 候

取扱 余り、 意趣 而 着坂迄之間、 打抔何共心底難計、 財等迄売払、 相見得、 大塩逆謀相企候趣意一 朝一 候故、 外ニ何も訳合有之事とハ相見得不申 相含候樣評儀 夕之企とハ相見得不申、 且. 同第 高名之欲心より事を起候様子に 自 1然と 4. 当時 市 当時之仕向不得心ニ而 中又ハ 諸 13 たし 御 右之趣意相含候形ニ成行 人困苦之▽ 近在村 .奉行江意趣と申にも 向訳合不相 候得共、 | 々等江 が柄山城で 前以てより書籍 夫の 分、 施行等差出 :城守殿壱人之ょり補) ミ之訳とも 専東御奉行 我儘憤激之 西御奉 相見得、 候儀 候 仕 家 江

り候

相付兼、 抵相静 n 御 昨 奉行より 廿二日申上越候以後、 ŋ 是のミ残多次第御座候得共、 Ĺ 相達、 乍然未逆党人数之内一人も生死之落 尚又追々静謐之方罷 昨廿三日別紙写弐通之通 大坂中は申迄 成、 諸 人大

被下候、

もなく近国辺まても厳敷御手も相廻り、

出

入致方等

も至 只今之評判ニ而 前 何分大坂近辺江 行 届き候由 御座 b ハ 和州 最早 候得者、 相 城州 隠居候巣穴茂 不遠事落着ニ 辺山 中ニ 而 有 到 b 御 隠 座 ŋ 居 間 可

敷、

候事ニも

可有

御座

一哉と申事

二 御

座

申

たし 姫路 尼か崎 候得共、 ニ者守口 候得共 • 明 • 岸和 最早 石 辺、 紀州 岸 当 田 地 昨 和 より追々出 屋敷迄ニ 日比迄ニ大形引 田 よりも _ ハ 一 物 而 頭等手 心寺辺江出 一勢六百人程 段 々引返 勢召 取相成 し相 張為 列 ッ 候 追 成 由 申 々 出 尼 候 由 其外 由 坂 か 座 临 承

上申 様 F. 静 焼跡絵図壱枚、 越 可 ŋ 仕 候、 单 候、 候 候 以上、 間、 間 尚此已後相替儀も有之候 右之通ニ 今日又々 御家老衆江 今日 而 昨 より売出 兀 Ħ 被 日 申 仰 Ė 届 任立、 候以 Ŀ 相成候付、 候儀 後、 ハ ` 者、 町 早 便を以成行 尚又人気も 宜 為御見合差 Þ 御 申 取 Ŀ 計 越 候 申 回

彼 但、 地 ょ 御 一月廿 ŋ 国 旭 元 应 日 \mathbf{H} 者 届次第飛脚を以申上 昨 # 日 小 倉迄船 越 中 飛 脚 差

 \mathbb{H} 中喜左衛門

新納四郎右衛門殿

高崎金之進殿

松平遠江守之人数書

番手

家老壱人 用人壱人

使番五人

目付壱人

武具奉行一人

普請奉行壱人

馬廻三人 物頭壱人

医師壱人 徒目付弐人

徒士拾六人 大小姓弐人 足軽五拾五人 中間弐百五拾人 小頭三人

二番

馬廻弐人 家老一人

目付壱人

物頭弐人

使番壱人

徒目付弐人 徒士四人

大小姓弐人

外ニ大筒之者

小頭弐人

足軽三拾五人

中間弐百拾七人

馬廻七人 大小姓七人

徒士六人

足軽拾人

メ人数七百七人余中間五拾人

去十九日、大坂表出火并騒立二付、 差出候人数右之

届申上候、以上、

通リ御座候段、在所家来之者ヨリ申越ニ付、

二月廿九日

松平遠江守

代土井大炊頭より彼地ニ差置候家来之者江達有之候 此度於大坂徒党之奸賊放火及乱妨候次第二付、 御城

捕候由ニ候得共、大塩平八郎・同格之助・瀬田済之

付、早速居合之人数差出候処、徒党之賊者追々被召

助・渡辺良左衛門・近藤梶五郎・庄司儀右衛門逃去(左カ)

ニ候、町奉行より人相書相添、彼地船着場所等厳敷(渡カ)

可致一味、且仮令人違ひても不苦候間、 達有之候、尤、人数書彼より早速在所江申達候由、 (キホゥ) 召捕可申旨

此段申述候、 捕押へ候様申渡候段、 其旨浦々江厳敷吟味申付、怪敷船等見請候者、 御同役中へ茂宜御通達頼入候、 御用番伯耆守殿江御届申達候 以上、 早速

三月朔日

酒井雅楽頭

当地乱妨一件之騒動も最早相鎮り、 町御奉行方定式

御取扱ひの御用等も、

去ル廿五日より相始り申候、

78

此段御

申 御

候、

込り 帳本大塩平八郎儀、 近辺 日迄ハ何某と申儀相分り不申、 評に候旨をも申越候、 文孝右衛門白状之趣ニ 追々薩摩屋仁兵衛よりしらせ越申候、 右衛門と申者召捕相 相違無之候方に相聞得申候、 居申候由、 為在之哉、 然共名前不相知 同心渡辺良左衛門ニハ b たし致自殺居、 相分り可申との趣、 また名面等も相知不申候得共、 統静 扂 の 逆徒之者共追々自殺亦ハ召捕等ニ相 Щ 可申哉、 鑑ニ相成り申 林ニすね当をいたしながら自縊 右外国分越と申所江三人之死骸有之由 其外之一人旅人体之者殺害二逢二逢相 何分相分り次第ニハ可 且又右之近方江弐人致自殺居候由 如何成徒党之内浪人体之者二而 未形行碇と相分り不申、 成 左候而、 一而者自 候、 同所山際田 且其外召捕之者も有之由 御糺有之、 此段今日迄承得候形行申 将亦、 滅相違有之間敷との 右之内ニ大塩父子茂 右国分越之死骸、 何分逆徒之内ニハ 畑之中に腹巻を 是にて大概之儀 余党之内白井孝 乍然、 申上 11 1成、 一越候、 たし居、 第一之 然共前 外方 右 内 果

江

越候間、 御家老衆江申上 一給候儀共、 宜御取計

计被

下 候、 以 逆徒本之内与力瀬田

「済之助ニ者河内之内八尾

<u>F.</u>

新納四 酉二月廿 郎 右 衛 \mathbf{H} 菛 殿

高崎金之進殿

田

一中喜右

申者人数召連罷出申候処、 当筋二差遣置候儀共無御 候様と之儀ニ付、 達御座候、 右之者共行衛不相知、 於大坂先月廿日、 人数差出候様、 渡ニ 召置候家来江、 相 同 御鉄砲御借用仕度旨申達候処、 # 成、 然ルに、 日 依御差図、 尤、 暁ニ者御奉行所江罷出 早速同所詰家来南部 与力衆等を以奸賊 跡部山城守様より美濃守同所屋敷 同 右者土井大炊頭様御差 所江 御奉行所無人ニ而無用 座 天満南詰を同日終 於御奉行所鉄砲 一候ニ 召置候家来者、 付、 飛道具等無御 の者共 先鑓 相詰 七郎右衛門と 夜相固 持参罷 國之 非常之手 及 候 玉薬等 心ニ付 候 処 8 出

候間、

·申旨被仰

在を襲候歟之様ニ相聞得候条、

急

々引返可

依御差図人数引払申候、

途中又々以御使者逆賊

洪近

上候、以上、 役々同様、甲冑帯則刻罷出、(即カ) 越候、七郎右衛門始、 詰役人共より申越、 之儀可被仰達由ニ付、 夜以来相詰候事故、先引取候様模様ニ而者又々出張 美濃守承知仕候、 いつれも人数引留候段、 先屋敷へ引取、 昼過迄相詰居候処、 此段御届申上 御奉行所 同所 昨

三月六日

得共、 切伊賀守組与力内山彦次郎江家来より申遣候処、 難計、 去月十九日、 通路至而狭く、 右五郎兵衛店前後より召捕手筈仕候処、 組同心四人程同道相越、 江通達いたし速ニ仕候ハ、、手延ニ相成逃去可申茂 可有之哉、 五郎兵衛と申者裏隠居所ニ、大塩平八郎父子ニ而 蜜々市中迄近在為相探候処、 且見知人も無御座、差急き候儀故、不取敢堀 ^{(堀} 何れ生捕ニ可仕と入口しまり打破押詰候処、 かくれ居候趣家来共内蜜承之候処、其筋 徒党之内行衛不相知者、 隠居所双方入口手丈夫ニ而難踏込候 家来廿九人一同申合、 昨日当表油掛町美喜屋 家来共申付 大小名之方 今暁 同

> 之者自殺仕、 之趣申達、 父子ニ相違無御座候趣申聞候ニ付、家来共より前文 両人共焼死仕候、 如何仕候哉、 差図請引取候段申聞候二付、 火中ニ入煙強ク一時焼立寄付兼候内 俄二火気相発甚敷燃立、平八之由剃髪 両町奉行出火ニ付相詰見分仕、右 此段御届申

三月

上候、以上、

土井大炊頭

大坂異変ニ付、 申上候書付 跡部山城守組同心平山 助次郎儀

二付、

矢部駿河守

昨廿九日六ツ時過、跡部山城守組同心平山助次郎儀 候ニ付、 奉行組与力・同心共勤方并市中風聞其外奉行手元隠 願書等之節町目付と唱候役々申渡有之、右者都 大塩平八郎、 致持参候間一覧仕候処、山城守組与力大塩格之助父 大坂表異変ニ付、 体同人ハ去ルヒ年以来平八郎学問之弟子ニ相成、 即刻御当地江差上候様申越、 重立不容易企致候由、 山城守差図之趣を以、 右助次郎蜜申聞 則面会仕候処 私へ之書状 后 町

不覚、 致候所、 六月中 不致出 聞 届故之儀ニ付、 昨年已来米穀払底ニ付諸民及窮迫、 候二付罷越申候処、 可討果勢ひニ付任其意致書判之処、 め 可致旨申 書紙ニ認メ候書付持参、 辺良左衛門并同組同心近藤梶五郎清 之心付ニも有之哉と存罷在候内、 覚悟も宜敷哉之旨、 節 然異変等有之節 八郎ニハ平常軍論又は政談専ニ剛気之者故、 候趣ニ而、 ハ覚悟も致し候趣及答候処、 不審之儀とハ存候得共、 夜中窃ニ平八郎面談いたし度儀有之候旨申越 同 来ニ付、 治ニ乱を不忘事ニ段々進退掛引等之儀を認 聞候得共、 人門方山 外ニ怪敷儀も無之、殊ニ不同意ニも忽 御城代 其後 ハ忠孝之為ニハ身命を抛候や .城守組同心渡辺良左衛門罷 外門人共代りく 漢文ニ而更ニ読兼候ニ付読 火矢を削 ハ 平八 町奉行江対し存分有之候間 覧之上承知ニ候 郎宅へ茂不罷 素より人道故、 其後も追々何となく 其外門人共集り居 当正月六日前書渡 当月初旬 畢竟御政道不行 服ニ而 中参、 越候処、 ハハ 罷 全練 右体之 シ旨 越、 越、 書判 体平 施為 日 自 奉 武 申 同

同

蜜御

用向為取計

候役筋二而、

近親其外同役等出会も

申聞、 無之、 早速山城守へ申聞置、 平八郎ハ 公義之御為第一と致覚語、 共 道具を以右両人共討留、 辺良左衛門相越、 城守へ可申聞と心懸罷在候内、 已成行心外ニ候付、 種々批判いたし候、 候而已ニハ 若存立候節者 人并山; 味之者故、 外組与力等背近々相詰居、 其場ニ於て容易ニ異見等申聞候 即座ニ仇と可成勢ひニ有之、 其節初而大切之企致し候ニ無紛次第致承 城守同道、 平常口 無之候得共、 忽相洩候必定と存、 味可致旨平八郎申 癖之様二御政事向其外御 堀伊賀守着坂二付、 猥二不 留 与力・ 得と淵底相探、 左候得共、 御城内江 全ク犬死いたし候より 同心組屋敷巡見之節、 其場ハ程能く及挨拶、 留儀等申出、 何れも平八郎門人ニ 同十七日夜、 聞 同 乱入致し候積之旨 夜中窃ニ面 素より命を惜 実否を見 人手元江罷 共可相用様子も 来ル十 如何と存候 役人等を 舌論ニ而 前出 九 顕 談之 出 知 尤 候 飛 渡 Ш

儀

可申込と心懸罷在候処、

翌十六日夜、

猶又渡辺良

節

而

二而、 有之、 挨拶、 右之通り大事を内通いたし候者有之間敷とも難申 守・伊賀守巡見延引ニも相成、 たし候ニ付無相違相聞、 増相咄、 趣取沙汰有之、不得止事右小者共江同人存立之趣荒 海之砌、 之候趣申成し、 多助・弥助と申両人召連、 書之始末委細私江可申聞旨及差図可相成と存、 巡見者延引可致由ニ而助次郎儀御当地江罷下り、 徒党企之次第板行摺り致し候を一枚ツ、相渡し候時 共江平八郎於宅施行差出候趣触れ、 飛道具・玉薬等も見せ、 前書企之通、 ハ御当地江罷下り候段咄聞せ走り集り候内、 二、騒立候謀計等をも噺聞候ニ付驚き入候、 昨夜致着府候由申聞候、 其翌日十七日夜、 助次郎心底ニおひて懸念之筋ハ無之候得共 前書平八郎宅より及出火、 猶路程差急き候得共、 弥一味可致旨申勧メ、 同夜及深更大坂出立、途中ニ於て実 窃二山城守江申聞候処、 且米穀掛り払底ニ付、 既二助次郎内通二寄、 俄二京地江内々御用向 右謀計ニも不落入趣 全御為を心掛苦心 大井川出水ニ而川留 大坂表及騒働候 右集り候者共江 其節兼而用意之 程能及 今切渡 百姓 小者 山城 前 有

右之預け之内、御差図有之候様仕度奉存候、以上、三人共大名之内江御預け有之可有御座哉ニ付、早々右体大切之儀を弁候者之儀、旁揚屋入等難申付、右手掛りを失ひ候様成り行候而者、助次郎并小者共も身分気遣敷を揚屋等江差遣候ハ、相煩不容易、吟味

三月朔日

矢部駿河守

候処、 時比、 子も無之、全取計候儀ニも可有之哉、 在候付、 置申候、 之御預被仰付家来并番士之者共急度手当申付、 家来之者共心付方不参届、 治致し方無之相果申候、 士之者直様立寄、 拙者家来江御預被仰付罷在候所、 大坂町奉行跡部山城守組同心平山助次郎并小者両人、 何時取直し隠置候や、 臥居候部屋之内ニ而息合荒く相聞得候間、 以上、 手当可致と医師診察為致候処、 声掛候得共答も無之ニ付、 右此間中平常ニ相当り候様 恐入候次第二御座候、 脇差を以咽を突通し罷 右助次郎今暁七 右及始末候段 即死二而療 驚相改 番 依 ッ

六月廿日

酒井大和守

摂州甲

Щ

江可楯籠と申合、

右企露顕之期ニ至り、

逆

脊格好常体

右御届 書 松平和泉守殿江差出候由

助江 之折を窺ひ、 籍其余、 力・同心之気合を量り、 愚昧の門弟等を威伏為致、 浅はかなる儀なれ共、 及奸通ニ、 状を飾り、 大塩平八郎・大塩格之助儀、 可嫁約束にて養置候摂州盤若寺忠兵衛娘ミねと 夫々一味連判ニ引入、 摂州兵庫西出町長太夫等申掠メ出金為致 殊ニ諸人之信用ニ随ひ慢心ヲ生し、 文武忠孝之道を講なから、 仁慈を行ふ存立に託し、又ハ同組 不容易謀計を念、 品々奸舌を以不平之志ヲ募 追而米価高直、 猶又気為靡、 平八郎 ハ表に謹厳之行 内実養子格之 師命を称 所持之書 諸民難渋 其上

買調候書籍をも売払、 一己の慈善ニ申成し、 右代金

乱可為致ため無思慮大言を綴、 不軽文言をも認載る 難渋人に施せし、或は反賊之名聞を厭ひ、

諸民を惑

并市中をも焼払、 義と偽計策を以奉行を討取、 檄文村々江為捨置、 毫家の金銀窮民江分け与へ、一 剰名家之末孫抔申触し、 大坂御城を始、 諸役所 救民計 日.

> もの共 平八郎倶々反賊之所業ニおよひ、 銘々逃ケ去後、 矢等打払、 旗押立、 意ニ不随門弟宇都木矩之允を為及殺害、 いたし、格之助儀も右体之企申合、 百姓共申威し多人数徒党を結ひ、 同兵具を帯、 所々放火乱妨ニおよひ、 大坂油掛町五郎兵衛申威し、 鎗・長刀等携、 捕方人数二被打立 捕方役人江敵 愚民を誑惑致し 恐多文書記 味荷! 火筒・ 同人方 担 火 ス 0

之上、 公義仕方重々不届至極付、 於大坂磔申付候間其旨可存 両人とも塩詰之死体引 硘

江忍ひ罷在ル妹末、

不恐

備前守・紀伊守・ 於評定所三奉行出座、 遠江守申 渡也 御目付鳥居輝蔵出(耀カ)

席

大塩平八郎

人想書

年頃四拾五六才 目張強き方

眉毛細く濃キ方 顏細長色白方

額開き月代薄き方 鼻常体

耳常体

其節之着用

鍬方付兜着

黒陣羽織着

其余着用不分、

外人相書略す、

御刀美濃国兼定

土井大炊頭

右者、於大坂徒党之者共及乱妨之節、 御城内外警

衛其外万端差図行届骨折候付、御手自被下之、

松平甲斐守

去酉年、 大坂町奉行跡部山城守組子力大塩格之助養

之節、亡父甲斐守早速人数差出候儀一段之事ニ候 父大塩平八郎頭取、徒党之者とも大坂市放火及乱妨

右於御白書院縁頬老中列座、

越前守申渡候

右於檜之間、

同人申渡候、

青山因幡守

同文書

遠藤但馬守

御鞍鎧

稲垣若狭守

働候段、一時之計而已ニ無之、平常之心掛も宜儀と 働方見届等之儀申含候ニ付、組之者其身命を不顧相 加勢として組之者共さし遣、家来畑佐秋之助差添、 同断之節、 御城代警衛厳重ニ行届、殊ニ町奉行江(内カ)

被思召候付被下候

右於芙蓉間列座同前、 同人申渡候、

銀弐拾枚

時服弐

(藤力) 造矢但馬家来 大坂御定番

まし掛引致し候妹末、 守組与力坂元鉉之助等賊徒近く相遣之、諸勢を励 同断之節、主人但馬守申付、 抜郡之働ニ候、依之被下之、 (^{群カ)} 請山城守先乗、 但馬

○地震ニ付仰出之写安政ニ年乙卯十月二日

増上寺火之御番之儀、渋谷御屋敷ノ御逗留中 ハ不被

出馬諸事取計候樣被仰付候条、 遊御出馬候付、 御足痛之御届取計、 此旨可承向江可申添 応時宜御家老致

候、

石見

思召候間、

勝手次第御暇可被下候、

伊勢守

紀伊守

当分住宅候、尤、 此度地震二而、 紀伊守者居屋敷焼失候付永田馬場屋敷、 伊勢守者居屋敷潰二付本郷丸山下屋 見廻等之義者断り候 何 n b

右之通、 寄々可被達候

十月

大目付江

此度地震二付、 御 城 内御破損所も数ケ所有之、 世

上一統材木其外差支も可有之と被

思召候付、

締

其心得を以、 場所之外其儘被指置候旨被 全ク入用之所而已、 仰出! [候間、 格別手軽ク普請 銘々屋 屋敷も

たし候様可被心得候

大目付

諸大名上屋敷地震并火災共有之候向、 格別可為難儀

奥表之御畳

都

而

御格護致し置候様被仰付候

大目付

当年中月次御礼不被為請、 此度地震并火災ニ付諸向難儀之儀も被 玄猪御祝義も不被 思召候付、

仰出

候間、 統不及出仕候事

右 十月九日被仰渡候事、

御用部屋 御家老座之儀、 初御座々之儀ハ、 三田通 御物見下江被相直 支配頭御長屋居役所

加

御用取扱いたし候様被仰付候、

奥表御広敷御草履取部屋等ニい 罷出候付、 渋谷御屋敷へ勤場有之向 、たり、 . ハ 繰廻 御殿江 掛勤 被仰 一不及

付候、

屋江入付、慥二占いたし置候様被仰付候留か

大奥之残居候御道具等も有之候候ハ、、

新敷女中部

奥表 瓦も取除キ御格護いたし置候様被仰付候 御殿内ノ占者取除キ、 都而御作事方江引渡

85

御庭之儀ハ、品々御植木等も有之、就而者職人等数 多入込之事候付、 御庭方より気を付候様被仰付候、

御殿廻釘隠之義ハ都而取除、 御殿廻之塀ハ取除キ、 木屋掛等二召置候様被仰付候、 御格護いたし候様被仰

付候、

右者、 付 大破損 十月十三日 御沙汰被為在候条、 昨日芝 別而 御殿廻等被遊御見分候処、 御懸念被 此旨向々江可致通達候 思召、 石見 右之通被仰付候 余程及

達置事 相用、 諸向より差出候書付類、 意而已相分候様認差出候而も聊不苦段、 置候へ共、 且又字体并文言等之儀も如何様共相略シ、 此節柄之儀二付、 麁紙相用候様前々より相 猶又在合之何紙ニ而 向々江可相 趣 達

右、 十月十五日公義仰渡

江戸長屋向、

近年ハ自然と広大ニ『相成、各ヲ初に斉藤公史料』より補)

X

大目付江

此度地震并類焼等致し候万石以上之面々、 居や敷普

> り共家作之儀精々手軽ニ普請可被致候、 ケ成雨露を凌き候迄ニ可成丈手軽ニ普請可被致候 末ニ候とも聊不苦候、 こも不及、当分之内ハ板屋根等ニ而差置、 長屋門等之場所ハ冠木門ニ致し、 請等銘々之家格ニ不拘、 万石以下之面々も右ニ準シ、 御曲輪外ハ勿論、 長屋向其外腰瓦葺 門抔も是迄 御曲内た 如何樣麁

十月十七日被仰渡候 向々江可被触候

右之通り、

度稀成地震ニ而、芝屋敷を初、 弥節倹を相守、 修復其外莫太之入価差見得当惑之至ニ候、右ニ付 近年異国船手当ハ勿論、万端及入価候折柄、 而者出銀等不申付候而者難相成時節ニ候へ共、 同及困窮候折柄故、 士道厳重ニ心得候様分而可相達候、 出銀等之儀一切不申付候間 諸屋敷大凡及大破 又候今 近年

事格外之省略可致候、

就

而者

間、 様ニハ難相成儀可有之候得共、 是又大概之定

相立 候様吟味第一ニ候

得共、 家老・用人以上交代之節ハ為西向屋敷江長屋有之候(フゥン 以来上屋敷内二取建、 西向屋敷へハ家老 用

人長屋不拵候様可取計候

近年ハ殊之外物入打続候上、 届候様吟味第一ニ存候、 万端心付之儀者其向々より可申出 到来難計候間、 分とも難申訳茂有之哉ニ存候間、 ても格外之倹約相守候事なから、 弥無用之費無之様可心掛候、 右ニ付、 此上如何樣之臨時之儀 存寄有之者ハ無遠 他家二競候得ハ十 候 膳所向入用を始、 呵 節倹之道 当時と

右之通、 無手抜可取計 候、 猶追 々可申達候事

慮存寄書差出候様、

能々可申

渡候

大目 付

今度諸事簡易之御製度二被為復候 容易二旧復も難相成候ニ付、 二此度地震二付 1而者諸 向 同難渋ニ及ひ、 銘々衣食住を始め、 御旨も有之、 武備其外 殊 諸

殿中を初着服之儀、当分左之通可相心得候、

熨斗目 ハ正月御規式十五日迄、 Ħ.

明ニテモ勝手次第可 御宮御霊屋江御参詣之節計相用、 ·致着用候、 其外 尤、 ハ 無地ニても腰 都 而 服 紗

· 給可致着用候 (服紗脱カ)

是迄熨斗目・ 長袴之廉も、 0) しめ不相

用

Ë

ハ

勅使参向等之節ハ是迄之通、 長上下も着用ニ不及候、 其外重き御祝義事等

格別之儀ニ付、 其時々可相達候、

万石以上以下家督初 之儀ハ是迄之通り可相心得候、 而 御目見其外御礼之節 尤、 披露并進物持

着服

之役人等ハ、当日之服相用可申 七夕ハ染帷子、 ·候

八朔御礼ハ是迄之通、

重陽も万石

以

上二而も花色不限、 常々服紗小袖着用不苦候

七夕・重陽共、 長上下着用ニ不及候

殿中麻上下之節も、木綿紋付之儀ハ服紗同様相心得 着用可致候、 肩衣袴之儀も時節ニ不拘、 麻上下 -并 二

単を用候儀可為勝手次第候、 銘々心次第たるべく候、 勿論、 此外麁抹之品相用 家来又者等弥以麁服 候儀、

相用可申候、 惣而無益之入費相省き、 実用之武備相

整候様専務二可心懸候

右之通被仰付候間、 向 Þ 江 不洩樣可被相触候

申候、 且又目立候踏込之類相 ツ、長サ弐尺程ニ限り、 是迄之品相用候而も不苦候、 火事装束之儀、 但、 当分相合之品相用. 股引相用 以来花美之品相用 候向ハ是迄之通り可相心得候 止 縫模様等一 候儀ハ不苦候 11 か袴・ 頭巾 市間 ハ 錣一 小袴之内相用 切無用可致候、 脱候、 枚、 紋所弐 羽織 可 21

右之通り、 向々江不洩樣可被相触候 松平陸奥守

十月

仰付候、 達 今度稀成地震等二而 御 聴、 此節御救助筋御用途二可被召加候 奇特之事ニ被思召候、 不取敢上納米仕度旨、 依之一万俵上 内 .願之通 一納被

朝鮮太平記抜書

五大老・三中老・五奉行

浮田 大納言源家康卿 加賀宰相利家前田 備前宰相秀家

生駒雅楽頭・中村式部少輔一氏・堀尾帯刀先生吉晴(瀬正) ・毛利輝元 ・小早川隆景、 以上五大老

門尉長盛・石田治部少輔『三成・長束大蔵大輔浅野弾正少弼長政・前田徳善院玄以法印・増田 以上三人中老

右

Δ 衛

秀吉公ノ妾淀殿ト申セシハ、 故浅野備が 前守長政之息

以上五奉行、

カ、 去ル冬ノ比ヨリ心地例ナラス坐シケル 艶色類ヒナカリケレハ日ニ増テ浅カラサリケル カ、 御胎

験之貴僧ヲ召レ大法・秘法ヲ行ハセラレケル、 懐アリケレバ、諸社ノ立願、 諸寺ノ御祈禱、 其上有 斯 テ

本ト呼ハレタル臨江斉紹巴法橋発句ヲソシタリケル

産

ノ祈禱ノタメトテ連歌之会ヲ催サレケル、

其比花

明ル文録二年八月二十日、

大坂ノ城中ニ於テ猶モ安

大般若ハラミ女ノ祈禱カナ

二ハ過テ産ノ紐トク

脇 里村昌叱斯ゾ付タリケル、 百韻未夕満タサルニ、

ヲ捨君ト号ス、是右大臣豊臣秀頼卿之御事也、(治カ)

名

セル 小西ト ナル 以テ、 云ヘル 砲ノ者共ヲ卒シ、 安産シテ、 妻懐妊セシニ同 ノ子ナリケル、 三成ニ云含メ種々讒言ヲゾサセタリケ 寵臣石田治部少輔三成トハ清正日比中 与フル処ナリト独笑シテ居タリケル、 ヲ世ニナキ者ニセント フヲ追撃シテ剝取ナトシケリ、 大明之冊 セント ユヘ、 ヲ 、以テ土民等村邑ノ長トナリ 加 ハ 田 江州石田村ノ地士佐五右左衛門の「左吾右衛門カ、正継) 治 断金ノ友ニシテ水魚ノ交リヲナシケレ 思フ時ニアリ、 藤清正 使李宗誠、 小西ガ調ル 童名ヲ佐吉トゾ号シケル、 部少輔讒加藤 国長命寺ノ観音ニ祈リ恙ナク男子 然ルニ佐五左衛門ハ数代石 ノ家来三宅角左衛門 宗誠釜山ヲ逐電シテ従者共 金銀 グ処ノ 思フ時節ナレバ、 小西ハ又如何ニモシテ清 清正并石 ・美玉ラ珍宝ヲ多ク持 和好ヲ何ト 是ハ小西ト加 ト敬ヒケ 田立身来由之事 ·鵤平次足軽 漸十 ĺ 悪カリケルニ、 此時秀吉公ノ ゾシテ破ラン 卜云 是コソ天之 歳ニ 田ニ 此三 ル 藤不快 ーモ余 逃迷 居 成 バ、 渠 ル ル 者 ヲ カ 住 鉄 ヲ 1

ヌ、 テ数度功名ヲ顕スト云へトモ、 吉公ノ御前ニ参リ、 直ニシテ己ニ媚諂サルヲ悪ンデ小西ト心ヲ合置、 ルヲ讒ス、 ノゴトシ、況ヤ其余ノ大名ヲヤ、 二関白秀次公、三成等ガ舌頭ニ掛テ御身ヲ失ヒ玉 身ヲ滅シ家ヲ失フ者何十人ト云数ヲ知ラス、 己レヨリ上ヲ妬ミ、 其性極メテ佞奸ナリケルガ、 山之城主トナリ、 次第ニ立身シテ、 夜枕閨ニ比 具シテ帰ラセ玉ヒ**、** 吉ガ容貌美シキヲ御覧ゼラレ、 ゾナシニケル、 家貧カリケレ リシカバ、 秀吉公トハ正シク父子ノ御中ナリト云ヘド 左レハ加藤清正ノ数度ノ大功ヲ妬ミ、 器量 ヘサセ玉 バ、 或時秀吉公此寺ニ参詣アツテ、 類ヒナク智計世ニ超シカト 二十万石ノ大名トハナリニケ 傍リ近キ真言寺ニ 今治部少輔三成ト号シテ江州 扨モ主計 己ヨリ下ヲ謾ル、 と 昼 ハ終日御座近ク召レ、 御 **暗電愛浅** 秀吉公ノ寵遇ヲ媚 頭清正、 己レガ武勇ニ 即 住持 威アルヲ妬ミ功 カラサリ 遣 此 渠力讒ヲ受テ ノ僧ニ請受召 ハシテ扈従 度 朝 ケ ÷, 去年已 誇 夜ハ終 鮮 ル 彼佐 父ガ 国 Ė 阿 佐 ij ル ガ 廉 秀 T 斯 ヒ ij 和

1本堺

浦

方ノ大将ヲモ承リタル小西行長ヲ日

正ト己レカ姓名ヲ書シテ勅答ヲ相渡セリ、 人也ト云ヒ、己レハ御許シモナイシテ明帝へ豊臣清 郵大明

大明ヨリ日本ヘノ遣使ヲ渡サル、、其正使李宗誠 朝鮮・日本三国和平ノ議、 小西計略ヲ以テ相調 ヲ

之及フ処ニアラズ、 未聞之儀ニ候ト、 清正軽共ニ申付追剝ヲ仕ル、 秀吉公ニワカニ御気色変ラセ玉ヒ、 様々ト詞ヲ巧ミニシテ讒シケレバ 日本ノ悪名ヲ外国ニ遺ス事、 狼籍之甚シキ事、 主計カ所存言語 前代 是

シ、 カレシカバ、 少シモ悔恨ル心モナク、城普請等昼夜ヲ分タス取急 ベシト仰下サレケレバ、 ガ和議ヲ調ル上ハ清正帰朝スヘシ、科ノ軽重ヲ糺ス 秀吉ヲ蔑如ニスルニアリトテ大ニ怒ラセ玉ヒ、 明ノ使臣ト相倶ニ丙申ノ六月、 程ナク成就ユヘ鍋島加賀守直茂ニ相 清正大ニ鷲ル、ト云へトモ 釜山浦ヲ発船 小西 渡

寺ノ兌長老来テ談話半ナリケレバ、 ^(国脱カ) 奏者罷出 モ逐ケンタメ、 テ城州伏見ニ来着セラレシガ、 ハ朋友之交リ深カリシカバ、秀吉公へ訟訴ノ ル 清正彼者ニ対シ、 直ニ増田ガ宿所ニ到ラル 増田 某朝鮮ヨリ帰朝セシ 谷市介ト云ヘル 右 工 門尉長盛 内談 折 節 相 ヲ 1

> 旨申入ラレヨトアレハ、市介其旨ヲ主人長盛ニ達ス、 長盛聞テ、 先是へ御通り候へトアル、 其赴ヲ市介清

正ニ申シケレハ、其時奥ニ通リ坐ニ着テ申サレケル

兼テ御存之如ク石田ト某トハ不快ナル故、 某朝鮮ヨリ直ニ爰許へ参ル事余ノ儀ニアラス、 小西ト意

ヲ一ニシテ様々ト讒言ヲシ、某ヲ支へ申ニ付君御憤

朝仕レリ、清正ト治部ト中悪キ事ハ君ニモ兼 大方ナラス、 切腹仕ルベシトノ急使ニヨツテ早速帰 《々御存

ナリ、

其上此度数年朝鮮ニ在陣シ、

数度之忠戦粉骨

清正ニ切腹セヨナド、仰セ付ラル事、(私ナ+脱カ) ナクシテ、 ヲ竭シヌレハ、莫大之恩賞ニコソ預ルベキニ、 却テ讒者ノ実否ヲモ糺サレス、忠アツテ 是非二及ハザ 左

天下ニ隠レナク誰レカ肩ヲ双フル者アラン、 然レ ル仕合也ト申サレケレバ、

増

田聞テ、

数年ノ御

忠義

トモ君ヘノ御

断 ノ義

ハ 石田

ト中ヲ御直リナクテハ

ン者、 中々事済マシク候、 誰人カ今ノ世ニ治部ガナト、云 (目版カ)

日ニモ三成ニ申シ相済シ申スベシ、 吾朝ニハ覚ズ候ニ、三成ト和睦ナサレナバ 左ナキニ於テハ 明

御訴訟ノ談合ハ如何程トナサル、共、

事ユクヘシト

サル 直ニ是 二逢 正 シ 出 拶 申 労、 IJ 事 テナリト ク存シニ久々ニテ之対面 成目卜和 ヲ失ント巧ム佞人目ト中 コソナクトモ次ノ間マテナリトモ出ラレ、 秀吉公思召 ゖ 咄シ玉ヘト云レト ハ満足ニモ存候ハズ、 ハ候マシ、 (マママ) 人卜 様々ノ 其故 其 ルベキニ、 、儀ニテハナシ、 ス、 へ参リタル 睦 五奉行トモニ中悪シカリケルニ、 坐席ヲ立帰ラル 申談シモ益ナシ、 危難ヲ免レ、 諸 直サレズ此 ハ仕ラシ、 某朝鮮在陣之間数度ノ血 [将ヲノミ誹シリ 其故ハ、 坐ニ居ナガラ首計捻リ廻ハシ 上 モ 聞 加 又増田殿モ少シ恨ミニ存ルナ 朝鮮数箇度之合戦二一 マ 増田 不思儀ニー命全フシテ唯 サル体ニテ帰ラレケリ、 藤殿モ近頃短 満足ニ存ンズルナド、 日比ノヨシミニハ玄関マデ ` 直リテ何カハセン、 切 向 後 腹仰 廻り、 長盛驚口 殿 ハ申通ズマシ、 ノ様ナル 付ラル 讒言ヲ以 慮ナリ、 キ続ヒテ送リ 戦、 礼儀ヲ トモ、 此 扨 昼 度モ敵 々愛勢 テ忠臣 増 テ 夜 今少 是 コ 七 田 ノ苦 挨 計 知

1

老タル親ヲ扶ケ、

幼キ子ヲ懐ニイタヒテ、

東西

居タリシガ、

次第ニ烈シク震出

セ

漸

々

ナレバ、 リコソ入魂ニ申合サレシヲ、 切腹ニテゾ有ラントテ家中 大閣へ ノ御 断リモ 中 -マ 立 今又斯 ノ者共 カタカラン、 ノゴトキノ次第 悲ミケリ 定メ

大地

付

正

登

城

E

存シ候

レ

ハ

清正

聞モ 成

敢ス、

八

幡

大 ル

七

照覧アレ、 ハスト申サ

我 ĺ

生ノ中ニ三

目

1

和

睦

仕

落果テ、 ク モ 七月十二日之夜、 此年年号改元アツテ慶長元年ト号セラル 大明之万暦二十四 (唯ノ心地シテ、 知ラス寝入タル 最中 年ハ 目ト目ヲ見合セ物ヲモ言ハス、 大地俄ニ震動シ出セリ、 ナレ 和朝ノ文禄五 何卜 年ニ 弁ヘタル方モナ 相当レ 諸人先後 然ルニ ij

悲ム、 大和 尽ク将基仆ニ 北二逃ルト云ヘトモ二足共歩ミ得ス、 間 ニアル 河内 洛中洛外ハ云ニ及バ 処ノ神社仏閣 和泉・ 打仆サレ、 摂津 圧死ル者数ヲ知ラス、其外 大廈 丹波 ス、 伏見・大坂ヲ始メ、 巨宅・ 若狭 打仆サレテ泣 伊 民屋等、 賀 近江

サマ目モ当テラレス、 裂ケテ水涌 出 ッ 此世 大山ハ崩レテ平地ニナ 界 同 二金輪際へ沈ミヤ ij 大

路

或

手足ヲ打折ラレ、

首

ヲ

打破ラレテ喚キ叫スアリ

装束ニテ、 代ニ有難カントゾ沙汰シケル、 清正幸蔵主ニ近ツキ、 ナサレシユへ、 キ者ナリト仰出サレケル、 其声ヲ秀吉聞召レ、 持セ参リ候、 震夥シク仕リ候ユヘ、 ソト答レバ、 出ナサレシト悦ビ、 房ノ中ニ雑ラセ玉ヒ、其中ニ入ラセラレヌ、然ル処 ヲ持セ、 ヨリ早ク加藤清正起キアガリ、 シナント夥シ、 レント存シ取逃サン、 へ清正ツト参レケルガ、 敷物ヲ敷、 秀吉公モ早御寝所ヲ御出アツテ大庭へ出サセ玉ヒ、 扈従ノ士引具シテ伏見之御城へ馳参ラル、 幕・ 政所・松丸殿・尼幸蔵主ヲ始メ其外ノ女 此旨御前宜キヤウニ申上玉ハレトアル 加藤主計頭清正是マテ参リタリ、 様々ト親シキ御挨拶トモヲ仰 屛風等ニテ囲マセ、秀吉公ハ女ノ御 係ル大地震ハ前代ニモ未ダ聞ス、末 幸蔵主幸蔵主ト喚カケラル、 扨々早ク参リタル者カナ、 其タメニ足軽二百人ニ鉄梃ヲ 其議此五六箇年朝鮮ニ渡海仕(某儀カ) 君ヲ始メ皆厭ニ打レ御坐ナサ 太閣御声ヲ聞シリ、 政所ハ常々清正ヲ御懇ニ 二百人ノ足軽ニ鉄梃 ヤレ大地震ヨト云フ 早ク御 ラル 心早 大地 誰

IJ

数箇度之合戦ニ大利ヲ得、

都ヘノ一番乗ヲ仕

蔵主其由ヲ御前へ申上ラル、、

秀吉公ハ兎角モ宣

震ヒ、 膚ニ受、 聞召レ、 偽ハ知レ申スベシト高声ニ申サレシヲ、秀吉公具ニ 心ノ時節也、 メサセ玉フ、 公御覧ナサレ、 ンガタメ存命仕リ候ヌ、能々聞召分ラレナハ頓テ真 ナリ、然リト云ヘトモ身ニ誤リナキニヨツテ申開 カ讒ニヨツテ切腹ニ及ントスル事、今ニ至テ三箇度 身ニ誤リナケレハ天道ノ照覧ニ任セ罷リ在候、 スヘキ旨上意ニテ、朝鮮ヨリ帰朝仕ルト云ヘトモ、 某儀不快ナルユへ様々讒言仕リ、 テ、和好ノ儀ヲ執シ申ヲ努々御存ナク、殊ニ石 敗北シ己レガ恥辱ヲ押隠シ、 ノ少シモ思召出サレズ、小西行長数年ノ在陣ニ度 晋州ノ城ノ先登シ、安康へ働キ、 両王子・官人等悉ク擒ニシ、 橘州表ニテ手ヲ砕キ、 昼夜辛苦ヲシ、 近年朝鮮ニ在陣シ、 若者共ヲ中門ニ付申サントアレバ、 時ニ主計頭幸蔵主へ向ヒ、 不便ナリトヤ思召レケン、 黒ミ瘦セ衰ヘタル姿ヲ秀吉 秀吉公ヲ欺キ許ヲ申立 炎天二照サレ、 女直マテ押詰メ勇威ヲ 臨津へ敵ヲ押シハメ、 誠ソト思召レ切腹 粉骨竭シタル忠義 夜中ニテ用 御泪ヲ浮 霜雪ヲ 三成 亩 幸 力 1

カバ、 答フ、 通ス事 ナド、 シ候 通サ、 モ我 付置、 ラジト登城シケレバ、 サ モ余サス数千人入込ケレバ、秀吉公・政所・松丸殿 カノ勢ノ小キ佞人目ナルカ通シ候へトゲチセラレシ 三成ナラハ通セヨトアリケレバ、 ル 田 云ヒ付ケリ、 蔵・大木土佐 者ノ 岩エ ル門番ハ何者ソヤ、 何ユヘニ斯ハ挙動ゾト云ヲ、秀吉公聞コシ召 ヘト云ケレバ、 モト登城セリ、 門ヲ開キ通シケリ、 有ルベキヤ、 云ル、人ガ今マデ遅ク登城セスシテ有ヘキヤ 門尉・大谷刑部少輔・長束大蔵大輔以下、 某ニ断ラサル内 レバ石田ミテ、 ハ叶ハジト云フニ三成聞テ、 成聞テ、 然ル 和 清正ハ御前ヲ未ダ許サレマシキ者 処ニ石 田 サ 主計頭手ノ者共、 備 何者ナルソト云、 大庭広シト云へトモ尺寸ノ地 誰レカ天下ニ此三成ヲシラサ 石 レトモ中門ヲ閉固 单 *ا*ر 誰ニモセヨ通ス事ナカレ 田三成也、 田治部少輔三成ヲ始 斯テ在伏見ノ諸大名我劣 小代下総 清正聞キモ敢へス 苦シカラス、 此三成ヲ見知ラ 加藤清 出 何々治部少 メテー人モ 田 宮内等 正也ト メ 我 通 増 1 ヺ

ス打領セ玉ヒケリ、

主計

頭

ハ加藤与左衛門

同

でク伝

レ 1)

毛利橋ヨリシテ私宅江ソカヘラレケル、 ベキ由仰出サレケレ ノビ仰下サレケリ、 遣セラレマシキ旨、 思召サレ、 ニ遣ハサレ、 頻リニ御落涙ナサレケル、 ハズ木ノ下ニ立居ラレケル ヲ始メ、 ハー人モアゲ侯ナト仰出サレケリ、 アリ、 サレトモ、 雁木ヨリ上へ サル者ガ余カ前取持、 道モ通リ得サリケレ 御門 櫓モ悉ク倒 秀吉公仰ラレケル 皆各石垣ノ後築地犬走へ挑灯ヲ灯サセ 度々御涙ヲナガサセ玉フノ間、 挑灯ヲ上サセテ清正ヲ度々御覧ナサレ 御前ハ大方相済候、 ハ 無用ナリ、 ハ 夜モ漸ク明ケレバ何レ 人ノ後ヲツタヒ大閤 清正モ御城ヨリ帰ラレ 我前ヲ押テ通リ 彼方御門番 政所・ ヲ、 彼方此方ト道ヲ廻 其余ノ者モ召 未ダ余ガ前ヲモ 何トモ御詞 コト 松丸殿上﨟 清正 ラ横 ノ外御不便ニ が候間、 浜 ハ其ニ ノ御目ヲシ いモ厭ニ モ下 少シモ気 ハ 候 力 衆 */* \ ケル デヲ窃 ケ玉 モ構 ヌ者 御上 ij ·城 石 免 打 ス 垣

奉行清正へ使ヲ遣 一ス事

ガ、

V

翌ル十三日、 ij 御勘気ノギハモハヤ相済候 政所同ク松丸殿ヨリ へバ 加藤 清 有難ク存ゼラ 正 江 御 使 ٢

7

召レ、 ナリ、 早々出仕アルベシトノ上意ニテ候トナリ、 清正儀ハ忠ヲ以テ第一トシ、尤、 使来テ申ケルハ、夜前早速ノ登城神妙ニ思召処ナリ ハ治部少輔・右エ門尉・徳善院ヨリ申遣ハルベシトハ治部少輔・右エ門尉・徳善院ヨリ申遣ハルベシト 御取合セ申上候ヘハ、夜前早速登城仕ル段神妙ニ思 公ヒロマへ御出ナサレ、 源家康卿ヨリ榊原式部大輔康政ヲ以テ、唯今 ヲ差上ラルベシトノ御使ナリ、 ナド何ニテモ上ラレン者ヲ書立、御台所へ家来ノ者 ヲ以テ召直サルベシトノギニテ、唯今大広間 カ、ナレハ、表向ニテ 伝ヘナドニテ御赦免ヲ仰出サレシ事、 ルベシ、 へトモ其身之不調法ユヘト思召、 ノ使者ナリケリ、 定テ追付召出サルベキ間其旨相心得、 御勘気御赦免ナサルヘキトノキニテ候、委ク 去ナガラ、清正程ノ大名ノ御勘当ヲ奥方裏 案之如ク前田 家康公卿・利家ナドノ取成 加藤殿キ仰出サレ候ニヨリ カ、ル処へ 増田・ 御勘気御許シ候条 疎略ノ心ナシト云 世ノ批判モイ 石田ヨリ三 次ニ三使 大納 献上物 『へ御出 秀吉

然ルベシ、 **候ハズ、何ニテモ御不審ノギハイカヤウノトモ申分** (㎡カ) 少シモ御返答無用ノ旨申越ル、其通リニテ御坐候哉 トテ 答申サル、事不遠慮テ候、 ト尋ラル、其返答ニハ、吾々ハサヤウノコトハ承リ レ間、御前ニ於テイカヤウノキヲ仰出サレ候トモ、(絛旣ヵ) 今三奉行ノ人々ヨリ三使ヲ差越レ、御前ヲハ召直サ ラシ、定メテ上ヨリノ御内意ヲ受ケテソ云フナラン 心得ガタシ、 還サレケリ、 ルベキヤ、 ルヘカラスト演説ス、清正聞玉ヒ、何ノ申分御坐ア イカヤウノキヲ仰出サレ候トモ、謹テ承畏ナサレ然 ヒ、太閣マデ昇進坐セバ、古ノ如クニ存セラレス、 家康卿 其儀ニテ又御勘気ニテ候ハ、吾々何分ニ 何事モ其意ヲ得ス存候トテ三人ノ使者ヲ 石田治部・増田等ガ自分ニテハヨモア 跡ニテ清正宣ヒケルハ、唯今ノ口上 ・利家ノ方へ使ヲ以テ申サル、ハ、唯 只今天下ノ主トナラセ玉

斯テ加藤清正ハ出仕之進物トシテ、虎之波五枚清正出仕御勘気赦免事

左思ヒツル事ヨトテ出仕ヲゾセラレケル、

モ申開キ、

御前ハ取直シ申ベシトアリシカ

清正虎之助トテ御膝本ニテ召遣レシ時ノ如ク、

内証ニテ申ケルハ、上様未ダ筑前守ニテ渡ラセ玉ヒ

94

ナリ、 猩 候処ニ、 書ヲ調へ候次第ハ、某安辺ト申ス処ニ在陣シ罷アリ 家之方へ向ヒ、 シタルハイカニトアル、 秋・大和秀俊・浮田 ル カ免許モ蒙ラス、 日本ニハ人モナキヤウニ異国ニハ存スベシ、 ハ、一方ノ大将トモナシタル行長ヲ商人ナト、申段、 遣ス条、 傍輩迫合ヲシ、 大将トナシヌルニモ、 チニ米五石遣シ置シ時モ、 サ、セ玉ヒ、 朝鮮ニテノ乱妨者ニテゾアルラン、清正近ク参レト 部少輔三成取次トシテ披露アリ、 ノ上意ニテ傍近ク召レ、 ハ何ソヤ、 々皮三間、 誰レカ免シ置テ斯 秀吉ガ悪名ヲ外国ニ伝ルニアラズヤ、 明帝ノ勅使トシテ馮沖忁ト云ル臣清正カ陣(爨カ) 余ガ唯豊臣ヲ免シヲキタルハ、 柄ニ御手ヲ掛ラレ、己レ虎トテ三人ブ 御広間之掾マデヂサンセラル、 能ク御聞ナサレ下サルベシ、 小西程ノ者ヲ堺浦 明帝ノ勅答ニ豊臣朝臣清正ト書 秀家・前田利家、 若輩ナル心入少シモカハラズ 清正謹テ承リ、 御刀懸ニアリケル刀ヲ取 ノゴトク書記シ、 今又大国ヲ与ヘテ五万ノ 秀吉御覧ナサレ、 ノ町人ナリト云ヒ 是等ノ人々計 家康卿 大明へ遣 石田 又タ予 勅答之 金吾秀 其故 利 治

> 営ニ来着シテ、 スベシ、左ナキニ於テハ四十万騎之勢ヲ指遣ハシ、 ノ両王子清正擒トセル由、 ニ達ス、 分之者ヲ殺サス民ヲ愍ミ、 モ汝ハ能ク仁義ヲ守リ、 ハ清正計ナレハ、 処ノ軍勢悉ク追散シ、 ヲ始メ一人モ残サス追散シ、 大門ニ於テ去ル正月二十日散々ニ相戦ヒ、 及ハス小西行長奔走スルヲ朝鮮ノ王城マテ追詰、 十万騎遼東堺江指遣ス処ニ、 大明ニ攻入ントス、是レニヨツテ援兵トシテ明兵四 剰へ今関白秀吉軍勢ヲ渡海セシメ、 船ヲ来シ収ム、 然ラハ数千艘ノ船ヲ出シ、 是ヲ以テ一命免カル、処ナリ、 日本ハ往古ヨリ大唐ノ属国トシテ貢 然ルニ近代ハ久シクソノギモ断 汝ハ是瓶ノ中 今朝鮮国ノ内ニ日本人ト云者 智仁勇ヲ兼備タルユヘニ 急ソキ王城へ送リ還スベ 安堵之ナラシムル由 釜山浦マテ伝々ニ居 其勢ニ畏レ驚キ一戦 清正ヲ日本ニ送リ還 う鼠、 朝鮮ヲ侵シ掠 ノ如シ、 就テハ朝 浮田秀家 叡 聞 ル 南 七

1)

乗ヲモ致サスリシ、今ヨリ豊臣ト名乗ルベシトノ諚 近キ親類ソカシ、家康郷・利家聞給へ、渠ハ幼少之(鄭カ) テ李宗誠カ従者共ヲ追剝シ事、 意ニテ、 時ヨリ荒者ニテ人ニ所ヲモ置サル者ナレハ、親類名 能ク見習ヒ其マ、ニ似セタルヨナ、秀吉ガタメニハ 渠後紐ノ時ヨリ吾膝之上ニテ養育セシカハ、吾謀ヲ 日本ニ渡スベシト勅答申候ヒト一々申開カレケレハ、 攻入、殿閣ヲ放火シ、明帝ヲモ両王子ノ如ク擒ニシ、 江指遣サレヨ、一人モ残ラス切尽シ直チニ大明国ニ 将ヲ承テ向ヒタルハ此清正也、四十万ノ軍勢ヲ此地 ス候ユへ、豊臣ト書申タルニ候、且日本秀吉ガ臣大 ト書遣シ候候事、某幼ナフシテ孤トナリ氏ヲモ存セ 北タル儀モ候ベシト日本ヲ飾リ書送リ候ヌ、又豊臣 ス、宗義智縁者タルニヨツテ案内者トシテ向タレバ 秀吉公泪ヲ流サセ玉ヒ、扨々余ニ能ク似タル者カナ、 人罪ヲ負、 ント内々相談アリケルニ、三宅角右衛門・鵤平次両 御機嫌宜ク御前ヲ退出セラレケル、 清正ニハ曾而存セサル旨、陣シ申答ナリ(陳カ) 御前ニテ何ト申開 朝鮮ニ 力

> 御用ニ罷立ベシト頻リニ訴訟シタリケルガ、 ケレハ、彼両人ヲ召出サセ玉ヒニ、吾々快ク切服シ テハ何ノ御沙汰モナカリケリ、 御前ニ

清正楊鎬会盟破事

イヘルハ日本堺ト申処ノ町人ニシテ大将ニテハアラ

粮ハ尽ヌ、水ノ手ハ取切レヌ、諸卒苦シム事甚シク、 去ル程ニ、 蔚山ノ城中ニハ七重八畳ニ取囲マレ、兵

今城中ノ諸卒罪ナフシテ死スル事

サシ、必ス当ニ生ナガラ擒ニシテ、以テ闕下ニ献ス 鎬ガ陣ニ遣ハシ、日本ノ大将加藤清正、大明ノ将ト 第一塩ヲ喰サル故、軍勢殊ノ外弱リケリ、是ニ於テ コトナシ、 ベシト疏ヲ上テ勇ミケレハ、聞者ゴトニ悦ハスト云 ヲ憐レム、是ヲ以テ楊鎬ニ会談シ、日本ノ意趣ヲ述 相戦フ事日アリ、 兎角謀ヲ以テ敵ノ心ヲ緩フセント思慮シ、使ヒヲ楊 加藤清正釜山ノ味方ノ後詰ヲ今ヤ今ヤト待レケルカ、 ンデ、倭将清正勢既ニ尽降セン事ヲ乞フ、臣是ヲ許 ヘテ兵ヲ罷ント云送レリ、経理楊鎬是レヲ聞大ニ喜 此時副将兵呉惟忠ハ武功ニシテ名ヲ顕

キハ必ス一方ヲ欠ト云ヘリ、然ルニ此蔚山ノ城ハ日

シタル者ナレハ、

経理楊鎬ニ近ツキ、我聞、

囲ムト

手二取ヤウニ思ヒ詰居タタル事ナレバ、 軍敗北シテ笑ヒヲ末代ニ残シケルコソ怯ナケレ、 ク清正ヲ擒ニスルコトハ思ヒモヨラス、サシモノ大 計アラントツブヤキシカ、 シテ退出セリ、 非二及ハズト思ヒケル故、 是ヲ用ント大ニ怒リ声ヲ奮ツテ云ケレハ、 汝誤ツテ清正ヲ還サント思ヘルカ言フ処、 是天清正ヲ我ニ与フルナリ、 適吾勇威ヲ以テ攻ル事甚シ、 将清正 ヲ挙テ呉惟忠ニ向 降ヲ乞ヘバ心易ク敵将清正ヲ偽リ出シ、 シト云フ、 以テ取囲ミナハ、 四方ノ勢ヲ打寄一方ヲ欠、 ン事ヲ乞、 ハ、城兵怺ル事能ワス狼狽シテ逸出ン、 ハ我明人畏ル、事鬼ノコトク神ノコトシ、 是ゾ上策ナルベキヲ、 是ヲ以テ清正ヲ擒ニセン事近キニアリ、 サルニテモ楊鎬慮リ足ラス、必ス失 ヒ 決シテ清正ヲ生捕ニセン事イト安 老汝軍 伏勢ヲ兼テ設ケ待チ居 果シテ呉惟忠カ云シコト 再ヒ諫ムル事ナク詞ナフ 然ルヲ其謀ヲモ知ラス、 清正食尽汲究ツテ降 何ヲカ云フ、 城中ヨリ和ヲ議 其時伏兵ヲ 眼ヲ張、 擒ニセント 此上 我決シテ 日本之勇 是 丰 斯

本之勇将多ク楯籠リ、

固ク守ルヲ以テ未ダ破レス、

ラン、 其身ハ床机ニ腰ヲ掛、 之鞍ヲ置キ、 筈ノ中白ロノ矢ヲ森ノ如クニ負ナシ、 約セル日ニモナリシカバ、 以テ捕ヘシメハ、 計リカタシ、 ルベシ、 テ清正ニ対面シ、 ル処ニ、本丸ニ居ラレタル浅野左京太夫幸長馳来 握リ太ナルヲ横タへ、駿月毛ト云ヘル名馬ニ金幅 胴ヲ黒キ滑革ニテ包ミ、 清正モ約束ノ期ヲ違ヘズ出テ会盟スベシトテ、 楊鎬会盟ノ場へ出テ清正遅シト待居タリ、 擒ニセント大力ノ壮士共ヲ選ミ出シテ組手ニ調 鎧二、 城主清正出テ会盟セラルベシト城中へ使者ヲ立 能クート思慮シ玉フベシトアレハ、 銀ノ梨打烏帽子ノ兜鍪ヲ猪首ニ著ナシ、 其故ハ如何ニ申 敵偽リ欺キテ城中ヲ出シ多クノ力士ヲ 紅 ノ萌立 諸事仮令健勇ナリトモ何ノ益カア(暉カ) 今日ノ会盟ハ固ク是ヲ止ラレテ然 惟今打出ンズル気色ナリ、 |計リナル厚総カケテ引立 前後ニ金ニテ蛇ノ目 候トテモ、 偽テ清正ヲ城外ニ出 異国ノ者ノ心 村重藤 大将加 幸長ノ諫 ラ付 グラノ 仏 サ Ĺ 銀 置 ij 夕

ル

言理ニ当リタル処アツテ覚候ヌ、

然レトモ某楊鎬

兼日

ヨリ

ケリ、 遣シケレトモ、後ニハシカ~~ノ返事ニモ及バザリ シヌレハ、 処一々理ニ当タツテ覚へ候、 情ナリ、 且へ此約ヲ変ズル事モ叶フマシク候ト思ヒ切タル風 シヤ、其時某一命ヲ果ストモ、尸ノ上ノ恥辱ナラン、 ヲ擒トセバ、某何ノ面目アツテ生テ人ニ面ヲ合スベ 聞給ヒテ感涙ヲ流シ、 ト名乗、 知ル事ナケン、 シ玉ハテ叶ハザル事ナラハ、楊鎬定メテ公ノ形状 ト申サルレバ、幸長重ネテ諫メ玉ヒケルハ、 ヒ留ラレケレハ、今日ハ出ル事叶フマシト楊鎬ガ方 ト押シテ遮リ諫メケレハ、清正モ理ニ伏シ、今ハ思 エ門ヲ始メ、毛利家ノ兵共ニ至ルマテ、幸長ノ宣ウ レトモ貴公ヲ名代ニ出シ、若シ敵剛強ノ者ヲシテ公 へ云遣サレケル、 ・並河金右エ門・森元儀太夫・庄林隼人・堤権左 楊鎬ハ相図相違シヌレバ安カラス思ヒ、 然レトモ清正ノ家臣加藤清兵衛・同与左 楊鎬ト会盟ヲ修スヘシト宣ヒケレハ、清正 大二怒ツテ猶モ偽引出サント色々ニ云ヒ 此幸長公二代ツテ城外ニ加藤清正 経理楊鎬ハ兼テ巧ミシ謀悉ク相違 御心指ノ程身ニ余リ忝シ、然 是非共思召留ラセ玉 声 ゙ヺ 工 ヲ ヲ

モ定シク暮ナントス、楊鎬モ力ナク牙ヲ咀ンデソ居働キ難ケレハ、軍勢等モ楊経理ガ命ニ従ハス、其年下知シケレドモ、寒気甚シク氷雪膚ニ裂、手亀ンテ奮フテ怒リ罵リ、士卒ヲ駆集メ急ニ城ニ攻落サント

 タリケル、

計頭清正ガ蔚山ノ城ヲ十重二十重ニ取囲ンデ攻動 味方ノ諸城ヲ攻動サバ、 リケリ、 由聞へシカバ、釜山ヲ始メ城々ノ諸将安キ心モナカ 鮮ノ勢二十万騎ヲ加へ、凡テ百万騎ノ軍勢ヲ以テ主 経理楊鎬・提督麻貴、 ント評議セラレシカトモ、 ノ諸将ニ後詰ヲ頼ムノ由云送ラレヌレハ、後詰ヲセ 其上加藤清正西生浦ヨリ発船 大明ノ勢七十万騎ヲ師ヒ、 却テ難儀ナルベシト様々ノ 大明勢軍士ヲ分テ指違ヒ ジーが、 釜山等 朝 ス

タス攻ムル由聞へシカバ、

コハ如何ニセン、

打捨置

殺崩 些トモ騒カズ、 ル 如水ハ日本ニテモ数度誉レヲ顕ハセル良将ナレ ケルヲ、 ト向ハレケリ、 ハ 須賀阿波守家政ハ昌原ヨリ討テ出、 守高虎・子息宮内少輔高吉士卒ヲ師ヒテ討 長政ヲ始メ、 人々ニハ金吾中納言季秋卿・毛利宰相秀元・(秀カ) 諸将ト会合シテ蔚山 メ、数千人ニテ梁山ニ押シ寄取囲ム、 ヨリカヲ合セント押向フ、其外処々ノ日本勢我モ 先キニ打破レリ、 リシカハ、 小 敵其無勢ナルヲ察シ、 ,西行長カ軍勢三千余騎、 数度セラレケレバ、 軍勢三万余騎ニテ押向 蜂須賀・藤堂ヲ始メ弐万余騎蔚 味方ハ小勢ナレバ敵 黒田入道如水ハ梁山ノ留主ニ残ラレ 纔カナル残兵ニテ突テ出 「ヘゾ向 ハレケル、 敵勢終二戦負、 朝鮮ノ人民等ヲ駆集 兵船ニ取乗テ海 ブ陣 其外四国勢馳 ハル、 サレトモ入道 蔚山 ラ取静 藤堂佐渡 デ出、 後 四 甲斐守 Ш 急ニ |角八 ジメサ 詰 向 Ŀ 加 蜂

> 方二逃散ケリ、 凡テ此人父子ノ忠功尤モスグレテ多カリケリ 其所々ニ還住サセ、人民ヲシテ安穏ナラシメラル 議ヲ謀ヲ運ラシ、慈愛ヲ以テ朝鮮ノ民百姓ヲ懐ケ、 事今ニ至ツテ三度、 孝高入道如水ハ凡朝鮮ニ渡海シ玉フ 智勇ヲ以テ敵ヲ退ケ、 諸将卜商

留主ニ残コシ置キ、

長政軍勢ヲ引率シ西生浦

到 城

ij

ル

ヲ馳セテ後詰ヲ相催シ、 キ後巻ヲスヘシトテ、 ナバ近日落城疑ヒナシ、

釜山ヲ始メ方々ノ諸将ニ 清正討セテハ叶フマシ、

飛織力

父ノ入道如水ヲ梁山

来ル、 楊経理・麻貴提督ハ、若シ釜山等ノ日本勢後詰スス 告ケニケル、 シ来テ其数ヲ知ラス、 ケルニ、 重ネテ攻落スヘシトテ、 取巻レナハ、 軍勢ヲ指遣ハシテ是ヲ防セントモセス、 本勢ニ戦ヒ負、 事モヤト、 其翌三日、 楊鎬奔走并後藤又兵衛尉基次物見之事 楊鎬色ヲ変シ大ニ畏レ騒キ成ン処ヲ知ラズ、 彼者共ガ方ヨリ釜山 其押 然ル処ニ同シキ二日後援押ヘノ勢共日 悔ルトモ益アルマシ、 後詰ノ日本勢近ツキヌト見へテ紅白 敗北二及ヒヌルヲヨシ其報 ヘノタメニ兼テ勢ヲ分ケテ守ラセ 水陸人ナラズト云処ナシト 四日ニ引払フベキゾ究メケ ノ日本勢雲霞ノ如ク押 先此度ハ引払ヒ、 前後 頻リニ告 ノ敵ニ

騒キテ諸軍ニモ触知セス、

旌旗ヲ前山 コトク驚ク、

ノ風ニ飄ス、

楊鎬大ニ周章シ面色草葉

ルヲ基次聞ヒテ、 士也、是レヨリ先ニモ此朝鮮ニテ、長政ノ先手山 ニ始メザルナガラ、心早キ物見ヲ仕リケル者カナト ^(事脱カ) 来ツテ、味方ノ大将達ノ中、既ニ川ヲ越玉フ人アリ 行ニ及バズトテ其ヨリ直ニ引返シ、長政ノ前ニ帰リ リ日本ノ馬ノ沓流レ下ルヲ見テ、敵陣ノ方へ物見ニ 次川ヲ渡リ敵陣ノ近所マデ行カントセシガ、川上ヨ 進マレケルガ、払暁ニ家臣後藤又兵衛尉基次ヲ物見 ヲ襲ント未明ヨリ押出ス、中ニモ甲斐守長政ハ、人 ナリニケリ、 ハナヲ廻リ隔リケルガ、 テ大ニ感シ玉ヒケリ、 スト存シ立帰リ申シ侯、急キ打立セ玉フベシトゾ進 ト存シ候、此故ニ敵陣近ク参リテ物見仕ルニモ及 トシテ遣サル、 二先ヲセラレシト風寒氷雪ヲモイトハス夜ヲコメテ メケル、長政聞玉ヒ、又兵衛ガ武道ニ功者ナル事今 斯テ日本ノ諸将翌ル四日、敵陣ノ後 基次馳向フヲ処ニ其道ニ川アリ、基 味方討負候ヒヌト申ス、 サレバ此基次ハ武功第一ノ勇 敵ト相戦ヒ鬨ヲ頻リニアグ 長政聞給

ケリ、

去程ニ長政味方川ヲ渡ヌルニコソ、

人ニ先ヲ

ル、 名ヲヲ顕ハセリ、 国ノ後、 ノ巧ミナル事皆斯ノゴトシ、サレバ数度苦戦シテ高 其詞ノ少シモタガワス敵兵敗北ニ及ビケリ、其機転 キハ色ノ濃ク候ユヘ黒ク見ユルカト存候ト云ヒケル テ白ク候、遠キハ色ノ薄ク見へ候ニヨリテ白ク、 方へ懸リテ黒ク、引敵ノ武功ホコリハ向フヘカ ナレバ馬煙白ミテ見へ候、 者ボコリ立テ見ユ、長政後藤ヲ近ツケ、向フニ馬煙 後朝鮮ニテ敵陣見ヘサル所ナリシニ、遥ノ向フニ武 次ガ詞ニ少シモ違ハズ味方ノ勢崩レシトナリ、 バ、一定負テ引ト覚へ候ト云ケルガ、案ノゴトク基 次承リ、サン候、 ヒテ、汝何ゾ以テカ是レヲ知ルヤト宣ヒケレバ、基 ヘハ又兵衛畏テ、敵ハ引トコソ見エテ候、イカニト ノ夥シク見ユルハ如何ト、 其ヨリ数度ノ戦功ヲ究メシカバ、黒田殿筑前入 加藤清正是ヲ見玉ヒテ基次カ武者フリヲ感セラ 嘉摩郡大隈ノ城ニ於テ一万石ノ采地ヲ賜リ (六千殿カ) 中ニモ晋州ノ城ノ先登シテ勇ヲ震 味方ノ鯨ノ声次第ニ近ク聞ヱ候 進ム敵ノ武者ホコリハ此 軍ハ何トカアルラント宣 又其 近 1)

弁へズ、其夜顚沛シテ逃行ハ、是ニ鷲キ軍勢共我モ

人ト北ケ行キテ、今ハ蔚山ノ寄手モ残リスクナク

其文ニ日 喜浅からす、 敗北仕候、

今度蔚山西ニ大明人取出候処、

駈入城中相抱堅固

セラル、ナ、 進メヤ者共トテ打立レケリ、

加藤清

正注進日本并感状事

上る、 かば、 ル元日後巻の勢着陣し、 れとも、 鮮に渡海すへしとて、既に御陣触あるへきに極りけ 上る、秀吉公、扨ハ心安しと、吾自ら後詰のため朝 手廻り計りにて小船に打乗、 清正其節ハ西生浦に在城仕候へども其様子を承り、 主計頭ハ何方に在陣せるやと尋ね給ふ、 ども、 去る冬より、 し此旨を注進せらる、 村田八右衛門を城中より窃に出し、 秀吉公八右衛門を御前へ被召出 城中兵粮乏しくして持抱ゆべくもなかりけれ 加藤清正西生浦の城より蔚山の城に入れ 其翌日清正の使者阿波伊兵衛帰朝して、 大明勢蔚山の城を十重二十重に取巻し 村田日本に帰朝し其次第を申 同き四日大明勢百万騎悉く 蔚山之城江籠り候と申 直ニ聞し召れ 村田承ハり、 日本へ指 ij 去 n

> 罷戻リ様子被聞召候 之由被仰出候間、 聞召候、 可請取候、 被遣候、 数千人討捨付而、 兵粮五千石最前被遣候 則毛利壱岐守同一手之者共可在城西生浦 都合一万石被下候間、 就其レニ蔚山 成其意可相渡候、 一流、 敵令敗北之由神妙之働候、 重 ・西生蒲両(浦カ) 而可被仰 ヘトモ、 自寺沢志摩守手前 両城難抱之由被 茁 猶帰朝之者共 重而 [候也 五千石

正月二十二日

御朱印

加藤主計

頭殿

江

堅固候段神妙被思召候、 今度蔚山江敵取詰候処、 然者、 其方駈入候故、 兵粮之儀先書如被 相 抱 城 中

手前可請取候、 仰遣候、 於朝鮮二一万石被下候間、 帰朝之已後一廉可被加御褒美候、 自寺沢志摩守

正月二十五日

運を開き候旨言上しけれハ、秀吉公御悦

猶も御感悦の余り感状弐通賜りけり、

御朱印

西生浦之儀毛利壱岐守可令在番之由被仰出候也

加藤主計 :頭江(殿脱カ)

清正御感状を給りて悦ひ玉ふ事かきりなし、 弥忠 戦

を励まさんとそ勇まれける

吉川改于旄并堤妙法陣表服ハラリ 同 ?黒田殿被施

目 101

面

去ぬる由四日大明勢敗北の時、毛利秀元の備へより(紹力) を四角八方に追散し、 進め倡ひ、 陣羽織を賜はりけ 鑓の賞として、 褒美等其々遣はされけり、 正ハ、今般の籠城に苦労をし戦功ありし輩に感状 家の馬印は朱きはれんに成りにけり、 候はすとて、ばれん串を出されけり、 につき于旄小く候故、遠きよりハ見得兼候、 後清正広家に参会之節、比類なき御働感入候ぬ、 清正遥に見玉ひて其武勇を感し、中国の中に彼于旄 を震ひ、敵兵を駈立、千変万化して働きしを、 蜻蛉の様なる于旄にて真先ニ進ミ、敵の陣ニ乗込勇 て望まれけれハ、清正の所存ニ叶ひ、 ハ誰ならんと尋られしに、吉川広家なりといふ、 へく、願はくハ清正のはれん串を拝受ありたき旨強 つて然るべしとあれハ広家のいわく、 後詰のために蔚山に押行、 南無妙法蓮花経の七字を大字に書し 'n 城中囲ミを出、 黒田甲斐守長政ハ此度諸将を 中にも堤権右衛門 然らハ改め申 清正虎口 其よりして広 先駈して明兵 去ル程に、 大悦是にすき 御改あ [の難 其 番 其

を用ゆべし、然るに今三の大将悉く北人也、又清正(協殿が) (チォク) (チォク) (チォード) (ヂド) (ドド) (ドドド) (ドド) (ドドド) (ドド さす事なくして引退き事、 に、糞したる跡一所なく、百万に及へる軍勢の尺寸 感せられしと也、 あらさる楊鎬を用ひ、且日本勢を攻むるには先南 とて、諸大将に至るまて舌を巻てそ感せられける、 る跡なれハ旁以狼藉なるべきに、その跡を少しも穢 なき程汗穢ものなるに、百万に余れる軍勢の陣取 かりけり、日本人の十日共陣取たる跡は足の踏所も 雑人とも色々尋見けれ共、 度も糞せぬ事ハ有まし、穴を堀て埋てや置ぬらんと の地も余まさす昼夜取巻て守り居たる跡なれハ、一 ぬハなかりけり、 小袖十領・御羽織五送り遣はされけれハ、皆人羨ま 柄共ニ候、 処ニ、数万人被討取敵退散之由其聞得候、 二御書を被下さるゝ、去ル極月、 を遁れて大勝利を得られけれハ、 猶様子承度候、令啓達候旨仰遣され、 同き二十五日 扨大明勢共の陣取居たる跡を見る 一所も見出したるものな 不思儀なりける事とも也 従大明相働き申候 清正此事を後まで 江府嗣君より長政 誠二御手 御

ŋ

大明勢今般は順天へ押寄るよし頻りに風聞せし

けり、 n 明船手の兵すくなし、 を忍ひさるや、 朝鮮の役是に至つて既に六年、 縦素より 倭熟し、 らすへき事なるに、 山を攻む、 さる所也、 べき事なるに清 才能行長に勝れたる事十倍せり、 バ後詰をするに便あり、 今両月を待なば則劉綎・陳璘が兵至るべし、 殊に日本勢閑山島を奪ひて今海上自由 日本は素より舟軍につたなし、 是皆思慮足らんさる所也 正が蔚山を攻、 陳璘も又戦ひに馴て共に皆勇将也 是等の慮りなくして敗北に及ひ 陳璘等が来るをまたず急に蔚 然れは士卒を遣はして守 これ大きに智の足ら 胡為そ強く暫く 先弱き方より攻む 然るに大

0 如何となれハ、 しけれハ加藤清正ニ相渡さんとせし処に、 去ル正月より普請を始メられけるが、三月には 玆に蔚 城を開、 順天諸将軍商議 Ш 堀・役所残らす丈夫に築立たり、 :の城は毛利甲斐宰相秀元ニ築紫衆加 (^{魚カ)} 釜山の近辺へつぼまんと評議せり、 順天ハ蔚山ハ南、 付、 注進日 其間百里に余りた 諸 普請成就 将 わりて、 其故 頄 屛 天

> かは、 当城を開退ん事日本の恥辱、 ける、諸将も左馬助を捨殺さん事難儀 むとも、 におひてハ皆悉く討死して、 てハ一人なり共此城に残り止まり、 何百万あるにもせよ何程 各ハよし~~兎も角もあれ、 大明勢何番騎向ふにもせよ敵 ハすへきと評議区々なり、 一筋を持堅むへしとい 大敵に取囲れてハ悪しなん、 名は大明の天に揚べしと詞を放つて申され ؠڿ の事か候はん、 此旨蔚山へ告来れ 此時加藤左馬助嘉明一人、 体は朝鮮順天の苔に(骸カ) 臆病至極の毛唐人目等 武名の瑕瑾なるべし、 の旗先の黒白をも見す、 唯中路を南方と 戦ひ難儀ならん なれ 嘉明におひ ハ甲斐 如

日本に指遣ハし、 るれハ、行長・嘉明以下、 右之趣秀吉公へ言上す、 此儀尤なりと同し使者を 秀吉公聞

ŋ

御下

知次第になさるべくや候はんと委細ニ演ら

ひあらん事如何か存せられ候、

順天を捨られんハ推して御計

此義ハ太閣へ注進あ

西行長・加藤嘉明以下の諸将に対面し、

其許諸将

0

宰相秀元主計頭清正と相談

Ļ

安国寺恵瓊を使者と

何

して順天に指遣はん、

安国寺ハ其より順天赴き、(三脱カ)

米藤四郎秀包・黒田甲斐守長政・築紫上野助広門・(第カ)(介カ) 何ぞ憂ふるにたらんや、是我先に屢汝等に数度云詞(聞か 守家政・藤堂高虎以下四国勢は残らす先帰朝すべ 毛利壱岐守勝信等六万余騎ニ而囲むべし、金吾中納 頭義弘・鍋島信濃守直茂・浅野左京太夫幸長・久留 べし、彼地の城々ハ加藤清正・小西行長・島津兵庫 議をなし、暫く休息させて来ル九月より又渡海さす も至らし、然れバ皆々一先帰朝すべし、直ニ軍の商 ありとも聞へされハ、敵寄せ来るとも冬ならてはよ 事言語に及ざる次第也、敵順天より五日路六日路に 広々と城を取こと近比沙汰の限り、其智の足らさる せし処也、汝等何ぞ忘れたるや、先百里を隔て、 害を固め堅固ニ守らハ、大明勢何百万騎出たりとも 城を開けて逃退く事やあるへき、能城地を見定め要 らんのミ、何ぞ畏るゝにたらん、敵大勢なれハとて し召され大にいからせ給ひ、大明の大軍寄来らバ来 言秀秋 同き五月、 ・甲斐宰相秀元・浮田黄門秀家・蜂須賀阿波 使節を朝鮮に遣ハされたり

茅国器計略

付、

望津落城事

勇威盛んに当りかたきを見て、敢へて進んと云者な

と工ミたり、望津より新塞に到るまで其間四十余り、 川・宜寧・咸陽霊等の郡邑を掠め動かせり、 盛んなり、さるに依て、義弘日毎に人般を出し、陝 三面ハ海にて一方計陸に通す、 塞の前に峠テリ、新塞を本城として、島津義弘楯籠(峙カ) 構へて楯籠れり、望津の城は尤天険の地なり、 弘・子息又八郎家久、壱万余騎ニて六七箇所に城を 大明の軍勢共兼而島津家の武勇を畏れ居しに、 八箇所の城を築く、軍勢を籠め置きたれハ勢ひ甚た を泗川の旧城に屯させ、急あらハ搦手より蒐合せん に東陽の倉を造り兵粮を積事数万石、其上剛強の兵 つて用心堅固に守り給ふ、此新塞の城といへるは、 たり、三城鼎の如くに立て牛角の勢ヒをなし、 方ハ晋 江世に倚、東は永春に築き、西ハ昆陽 二築 尚州ニ陣を取、倭軍の中路の太将ハ島津兵庫 去程に、中路の太将董一元は諸将を卒して同き八月 ニ繋き置り、 ハ柵を重ミに振、海を引て堀とし、大船数千艘城下 又金海・固城の城を左右の翼とし、 石壁高く聳へ、外に 朝鮮 皆新 今此 北 頭義 中 0

将ヲ会集シ敗軍ノ士ヲ集メ、

此望津ヲ守ラント云

然ラハ前功悉ク棄レテ後悔ストモ叶フマシ、

爰二諸

かりけり、 云々、

勢逃帰星州

遊撃茅国 器ガ中軍ニ備 ヘタル徐世卿ハ大剛ノ者ナリ

ト喚テ、険シキ坂ノ道セハキ処ニテ馬引返シテ防(術カ) 爰ゾ切所ニシテ一防防クベキ場ナリ、 ケレハ、 数度返シ合ヒテ戦ヒケルガ士卒ヲ下知シテ、 返セヤくへト

タリ、

敵ハ勇ミ進ンデ矢ヲ射懸ル事雨ノ如シ、

騒テ漂フ処ヲ得タリ、

賢シト日本勢抜ツレテ打

死シケルコソ哀レナレ、 擒トソナリニケル、 マス、勇ヲ奮ヒ戦ヒケルガ、 カ、ルハ士卒等怺へズ北走ル、 左レトモ勇気ヲ弱ラサス斬レテ 島津勢ハ逃ルヲ追フテ敵 大勢ニ取籠ラレ、 徐世卿ハ少シモヒル ヲ

ニ下知シ玉ウニヨツテ望津ヨリ引返シ、 討事数ヲシラス、大将義弘長追ヲスベカラスト頻リ 大明ノ諸将望津ニ留マツテ爰所ニテ商 城中へゾ打

セリ、 ル事易カラシ、 入リケル、 茅国器進ンテ、 今若シ捨テ去ラハ又敵ニ取レナン、 望津ハ天倹之地ナリ、 是ヲ得

> 董 先暫ク星州ヲ帰リ、二度大軍ヲ起シ此恥辱ヲ雪カン [城・新塞勢ヲ并セテ攻来リナバ防 一元敵ヲ畏レ、 此城素ヨリ外ニ援 クトモ叶フマシ、 ノ城ナシ、

ト云へバ、諸将是ニ同シテ我先ニト星州ヲ志シテ奔

多ク討死シテ勢微ナレバ長追ハセサリケリ、 カリケルヲ、 此時城兵追討ナバ一人モ生テ帰ル者ハアルマシ 城兵モ所々ノ兵粮ヲ多焼レテ、 士卒モ 大明勢

ナレバ、我一二ト然ル程ニ弱キ者ヲバ踏倒シ蒐倒ス ハ誰追敵モナカリシカトモ、 大軍ノ崩レ立タル

或ハ己レガ剣ニ貫カレ、 或ハ谷ニ落テ泥沢ニ逃入即 塞ヨヨリ星州マデ其間一二(衍カ)

死スル者数ヲ知ラス、新 百里死体ニテ埋ミケレバ、 ハ屠所ノ肉ニ似タリ、 又味方ニ駆倒サレ、 血ハ洪河 ノ流 ル、 カ如ク、

瘡ヲ被ムリシ者共逃ル事叶ハズシテ喚キ叫ンテ、 ル首数三万余級、 、山野ニ震フテ哀レナリシ事共ナ也、 島津家へ討取 其

声

尸

ム事甚シ、 是レヲ悉ク劓リ、 扨モ董一元日本勢ノ兵粮ヲ焚、 義弘朝臣父子ヲ始メ諸軍勢悦ヒ勇 大樽十二入レ日本ニゾ 望津

渡サレケル、 泗川ヲ落セル後、 暫ク泗川ニ駐ツテ三路ニ約シ、 力

思慮足ラサルガ故ニ大ナル敗レヲ仕出セリ、ヲ共ニシテ攻寄ナハ加程ニ見苦シキ負ハスマシキニ、

(表紙)

見聴雑事録 四

見聴雑事録 経義大意 四之卷

○およそ学問の要とする処、経義を明らむるにあるこ

と論なきを、其経義におひて倭と漢と顚倒するもの 上に位し地は下に位して万古動かさるもの、 あるは何ぞや、それ弁へずハあるべからす、 抑天は 是天地

> の大経也、 我

窺知、 (「経義大意」より補) れし時、清原国賢朝臣の表文に、 其自非和魂漢才、 思慮也、また、凡国学所要雖欲、 ひより其道天地と共にとこしなへなり、漢土聖人の(心脈カ) 皇祖神君臣上下の等を立テ給ひ、 儒仏『二教。皆是神道之末葉也。頃学儒仏』者夥而 より慶長四年に当りて日本書紀の出版をおゝせ付ら 家の御遺誡にも、 是和と漢と経義の顚倒隔絶する所なり、さる故に菅 の等を以て定位とせす、しばく、改易するに及べり 道も天に継て極を立と云筋にハあれとも、 雖学漢土三代周孔之聖経、 不能闞其閩奥矣とは宣ひし也、夫 凡神国一世無窮之玄妙者不可敢 其を以定位とし給 神道者万法之根抵 論涉古今究天人、 革命之国風深可 君臣上下 加 前

云々、陛下寬恵叡知之余後世惜其流布之不広、遂命 鳩工於是寿諸梓矣と記し給へり、こは畏くも時 知神書者鮮矣、物有本末事有終始、 何棄本取末焉

皇祖神の道を祖述し述し給ふもの也、 天皇後ノ水ノ尾の叡慮ニいで、、 即 其後東照神君

あまねく天下に令せて、古書のかくれたるを召問

ども、駿府政事録ニ委しく記しおかれし也、かくて史・律令・格式其外の古書ども大かた世に顕れし事せられ、 皇国の古道を順考し給ひしにより、国

弘化年間

りは、 之人与共成天下之事云々見へ、こは下にあるの大人 ト (と殿カ) なかるべしものなり、 を以て学範とし給ひ、其神語をば大相国政道公御手(欧通力、鷹司政通の) の乾の爻辞に、 聖人変に処するの△権道なるよしなれども、 国の道々も我羽翼となりて、国家の有益ならむ事論 ものせむこそ本意なるべけれ、さてハおのつから外 つれの書といへども取べきはとり、捨べきハすて、 されは国々の学校は素より、すべて学問をなすかき よみ給うよしなるハ、めでたくもいと貴き御事也 縉紳家殊更に思励つゝ、六国史を本として漢籍をも 帝都に御学校めし立られたるに、即和魂漢才の神語 つから書し給ひ、御学校の掛軸ニものし給ひしより、 進位乎天位也、 右の神語にもとつき内外本末の義を弁へ、い 九五飛竜在天、利見大人と有て、伝 聖人既得天位、 扨かの『禅譲放伐の如きは。 (「経義大意」より補) 則利見在下大徳 彼の易

して、一時変に処スル道とも云ひがたし、又春秋に

○定公十三年韓弑其君比トあり、これらは至たるも月莒人弑其君密州○昭公二十七年夏四月呉弑其君拵○成公十八年庚申晋弑其君州蒲○襄公三十一年十一いかにとなれハ、文公十六年十一月宋人弑其君杵臼、て見ゆる所の国弑の法も全ク 皇国の経義ニ悖れり、

の其君を弑せしなるを、其君不道なれハとて其臣た○定公十三年薛弑其君比トあり、これらは臣たるも

見ゆ、然ると共こ式せしるの、呂をあけず、国人其られ、杵臼ハ其夫人王姫に弑せられたるよし左伝に君某を弑すと也、右の中密州ハ其子展興が為に弑せる者の罪をせめす、其名をあらハさすして、国人其

士たるものいかで其罪を遁るべき、婦人の夫におけぎか。 者あらば、君父いかはかり無道なりといふとも、臣君を弑せしよし書したり、 皇国にて君父を弑せし見ゆ、然るを共に弑せしもの、名をあけす、国人其

108

問て立かへりたるが、くち惜しとて趙盾、もし竟を聞か 法受悪、惜也、越毫乃免とあり、こは趙盾出奔して なれバさもあるべきなれとも、 か人物を惜ミたる語なり、漢土にては国を去ル事常 討せすとも其罪なかるへきをといへるにて、実は盾 越へたらんには、はや君臣の義絶たるなれバ彼賊を いまだ其国の竟を越へさるうちに公の弑せられしを 董狐古之良史也、書法不隠、趙盾古之良大夫也、為 こは最然あるべき事なり、然るに左伝に、孔子曰、 す、其罪遁れかたきによりて趙盾弑其君と書したり しなるを、盾晋の正卿として其賊を討スル事あたわ 盾が従父昆弟の子趙穿といへるもの其君霊公を弑せ 君夷皐とあるハ、実は趙遁其君を弑せしにあらす、 あるましき事なり、 皇国にしては更に

るも亦然り、さて又宣公二年秋九月乙丑晋趙盾弑其

ことくハあるましきことにて、 此ハはやく宋の欧陽脩が論に、 左氏か謬ならむと 越竟乃免と云へる

去れバ熊沢が集義和書に、釈迦・孔子日本に生れな 云へるハ然る事なるべし、

> 乎か云々といへるは、両舌に似たりといへども、こ 立るの語にして、それ漢土に生れし人なるが故也、 くなるべし、其ハ論語ニ伯夷・叔斎等をいたく称美 ば神道に従うべし云々といへるハ実にさること也、 は仲尼周の末にありてやむ事を得す、其先王の法を に足れるもの也、然るに中庸に、武王周公其達孝矣 してあるにてしるべし、これ実に仲尼の真情を見る く、仲尼もし日本の人ならバ究めて熊沢氏が言の如 ふべし云々といへるハ実にさる事也、釈氏ハ姑くお 釈氏は姑くおく、仲尼もし日本ニ生れなば神道に従

也といへるハさる事なり、 垂加文集に付録ニ、聖人漢土に生れ給ひしハ不幸

さるもの也、そは書ノ仲虺之誥に、成湯放桀於南巣 命して云々といふ事、儒者の常談にして甚其意を得 扨又湯武か放伐は桀紂が暴虐甚しき故に、天湯武ニ

湯誓に、爾尚輔予一人致天之罰、予其大賚汝、『爾 ・ 「新美質系レー・アセー・アートで会」(「経境 こと、さすが心中に恥る事ありけぬ事うべなり、又 桀か暴虐ハさる事なれとも、湯臣として君を弑せし

惟有慙徳、日予恐来世以台為口実とあるを見るべし、

無不信。大意」より補 攸赦とあり、万民実ニ湯ニ帰し、天それを容さば、 | 朕不食言。爾本道誓言。 | 予則孥戮汝罔有 | ルコト

り出てゝ、 るに似たり、又周のおこれるハ其もと大王が叛心よ 何ゾ此誓言をなすにおよばん、とかく天理を強ひた

也云へりという。こ、をもつて仲尼も至徳と称美したるりてなり、こ、をもつて仲尼も至徳と称美したる 泰伯が刑蛮に遁れ去りしハ、大王か叛心あるをし(瀬ガ)

りと、そは史記斎ノ太公世家に云、 略周伯昌之脱羑 西伯政平、及断虞芮之訟、而詩人称西伯受命曰、文 計、故後世之言兵及周之陰権、皆宗太公為本謀、 里帰、与呂尚陰謀、修徳以傾商政、其事多兵権与奇 三分二を有つに至れり、さて武王終ニ其業をなした 文王其志を継きて徳布き民をなつけて、私に天下の(を脱力) 周

せしを仲尼至徳と称したるも、本意にはあらさるべ 公之謀計居多云々トあるを見るへし、文王殷ニ服事 王伐崇密須犬夷、大作豊邑、天下三分其二帰周者太

○前件にいたる如く、 (<ヵ)</p> 和漢経義大に顚倒する事灼然け

他邦則曰、

其大孝也と、徳為聖人、尊為天子、富有四海内、宗 き者なれ、是によりて猶一とわたひ経典をしらべ試 心をつけて取捨せすはあるべからす、さてこそ仲尼 れは、 名、必得其寿、また云、武王纘大王王季文王之緒、壱 廟之、子孫保之、故大徳得其位、必得其禄、必得其(靈熙力) 中庸にはこれかれ除くべき語とも見ゆめり、そハ舜 むるに、大学の書には国害となるべき語ある事なし、 の真意にもかなひ、所謂中庸を得て学業をすゝむべ 皇国の人たるもの経典をよむにはよくく

王を伐して位を得るも、天命として大吉事とする学 者也、これ等の語共漢土にては第一の規則となるべ 公、其達孝『矣乎。夫孝』者善継人之志善述人之事^(経義大意]より補) きなり、そは臣下たる者大徳ありて君位をふみ、悪 戎衣而有天下、身不失天下之顕名云々、また武王周

云、贴崔子弑斎君、陳文子馬有十乗、 先王の道にそむきて逆賊となる事いちしるけれハ、 風なれバ也、 右等の語ども必す忌ミ遠さくべきもの也、 猶吾大夫崔子云々如何、子曰、清矣云々、 皇国にしては全く 棄而違之、 又論語に

110

海隅而戮之、

滅国者五十、

無伊

也、○周公相武王誅紂伐奄、三年討其君、

駆飛廉於

べきものなり、

11

○莫若師文王、師文王、大国五年小国七年、必為政於

天下矣、○無敵於天下者天吏也、然而不王者未之有

又曰、 如有王者必世而後仁、これまた

たり、 視臣如犬馬、 世舎我其誰也、吾何為不予哉、 其間必有名者、由周而来七百有余歳矣云々、当今之 有りしもさる事也かし、又曰、 光が疑孟等にも、かゝる語どもをあげて甚しく難し ハ信ざりしなるべし、 臣視君如寇讐云々、この語共ハ斎宣王とてもうまく 之人謂之一夫、聞誅一夫之紂、 桀武王伐紂、有諸、孟子曰、於伝有之、曰、 語とも多し、 皇国に於てハ大不経の言なり、また孟子には甚しき 斎宣王曰、君之視臣如手足、 可乎、曰、賊仁者謂之賊、 彼国にてすらか、る語どもハ聞咎むることの いさ、かあるべし、斎宣王問日、 則臣視君如国人、君之視臣如土芥、 後漢の王充が刺孟、宗の司馬 則臣視君如腹心、君之 略五百年必有王者興、上 未聞弑君也、また告 賊義者謂之残、 臣 **| 弑其** 湯放 則

家の為を為をおもひてこそはいひけめとも、 為而天子、得乎天子而為諸候、『得乎諸侯』而為大又曰、民為貴、社稷次之、君為軽、是故得乎丘民而又曰、民為貴、社稷次之、君為軽、是故得乎丘民而 不忠の至りといふべし、又曰、叱尭崩三年之喪畢 皇国ニては、ましてか、る理屈共を云ひ耽からむは(経方) 尹志則簒也、これまた 皇国にしてハ大不経の事也、 (之麗カ) さましく君臣の大義をも知らす、民情黒白なりしを き理りなかるべし、されども漢土の風俗にて、 なりとも、恩顧の士民背きはて、下民の舜に帰すべ 国之人情モテおし考うれバ、尭の子いかばかり不肖 而之舜云々、かく云ひて舜之徳ヲ称美したれと 皇 舜避尭之子於南河之南、 て君威を軽め国体を弱むるの媒とハなりけんかし、 理屈は感をなすこと薄きか故に其実功はなく、 か故ニ、かく君を責るの語とも多きぞかし、 夫云々、例之定主なき国からにて君位軽ク臣位重き かゝハせむ、 かゝる処ニよく〳〵心をとめて見る 天下諸侯朝覲者不之尭之子 そは国 かゝる 然あ 却つ

宋の蔡沈が、 尭舜者父子の衰也、 湯武者君臣の欠

也といへるハ卓見也ト云うべし、

す、 さて又書経には湯誓・秦誓等によからぬ語どもあれ とも、大かた皆おなしすちのことなれハさておきぬ、 がかが とは全くこなたに預らぬ事なれハさておきぬ、 さて又書経には湯誓・秦誓等によからぬ語どもあれ

○佐久間氏か和漢明弁に云、孟子曰、湯於伊尹学而臣 之、又曰、天不召師、況諸候乎、是孟子欲立師法、自 尊大而妄言也云々、尚書之中、未見君師之法者、妄 造言而驕於人主、其罪不可勝言也卜云々へり、彼土 造言而驕於人主、其罪不可勝言也卜云々へり、彼土 あの信し居らんハさることなり、

を奉揚するものおほかり、皇国ニても、浪人の儒者なとハ孟軻に荷担して其説

り、おのれ詩仙堂の高きに居て隠逸を事としたるもかしこき 天皇のめし給へるに歌をもて辞し奉かれが志操かうばしきに似たりといへども、掛巻もかして世に尊信するもあり、漢意もてみれバ、

は不敬のふるまひとやいふべし、

されハ白尾氏の著ハされし楠公伝の弁議に、後世或なれハ白尾氏の著ハされし楠公伝の弁議に、後世或にお高孔明論正成、或謂、自孔明見之則正成恐非其以諸葛孔明論正成、或謂、自孔明見之則正成恐非其以諸葛孔明論正成、もと履など販し人にて、さて荊州の新野城をたもてる折、孔明も味方せしにこそあれたがまで訪ひしかバ、其義に感んし、且ハ其ノ劉三たびまで訪ひしかバ、其義に感んし、且ハ其ノ劉三たびまで訪ひしかバ、其義に感んし、且ハ其ノ劉三たびまで訪ひしかバ、其義に感んし、且ハ其ノ劉三たびまで訪ひしかバ、其義に感んし、且ハ其ノ劉三たびまで訪ひしかバ、其義に感んし、三人かとの新野城をおいる。

れたるにて、実に確論といふべし、 を開展天皇ハ正しくあまつ日嗣を受給ひて、一旦乱後醍醐天皇の宝位を失ひ給はす、其 皇統を輔け奉れる楠天皇の宝位を失ひ給はす、其 皇統を輔け奉れる楠天皇の宝位を失ひ給はす、其 皇統を輔け奉れる楠田の談ニハあらすと云はれたり、こは彼ノ唐酔の宮直清が陋説などに雷同せる輩のひが心得を弁せられたるにて、実に確論といふべし、

○先つ年 皇都御学校ニおひて坐田維貞といふ人孟子 宋儒権の字を釈して権ハ経也といへるは、かの禅譲(経八権也脱力) 心法など心をくだきてものしなから、此大経大義を 謂学問の道真盛の時節にして、名たゝる程朱等性理 地の大経を窺ひ得たりといふへし、宋の世などハ所 りとやいふへからん、流石に蔡沈ハ其門人なから天 語類に見ゆ、こは中心ニ天真を存しなから自ら欺け に問へるに、 紂を討て後、微子の賢なるを立ざるハ如何と朱晦菴 解説をなし、即そを粧飾せるなるへし、蔡沈か武王 放伐をしも聖人天命とするによりて、枉けてこれが は漢土の経ともいふものは権を兼たるものなれハ也、 余の経典といふとも全クハ義に当らさるか如し、そ れにつきておもふに、経の字常経不易の義とすれバ し、同人の物語り也、こはさもさるへき事にや、そ はしめに申ことはり置て、さて本文をハ講しけるよ 皇国において経書と崇め給ふべき書には侍らすと、 を講しける時、孟子の書不経の語ども多く侍れハ、 しも然か粗糊塗にせしは、いといぶかしき事なり、 晦菴答ふる事あたはす眉をひそめし事

全国にてさるこちたき言挙もせされと、おのつから はで、返ス (も 虚 を 観察せ バ、おのつから 豪霧を 地の正理に体して是を観察せ バ、おのつから豪霧を 地の正理に体して是を観察せ バ、おのつから豪霧を 地の正理に体して是を観察せ バ、おのつから で は お か として 天日の如し、誰かこれを仰かざる は お か として 天日の如し、誰かこれを仰かざる は で お として 大日の如し、 さいつから

君子ねもころにこれと喩し玉へ、 君子ねもころにこれと喩し玉へ、 君子ねもころにこれと喩し玉へ、 君子ねもころにこれと喩し玉へ、 君子ねもころにこれと喩し玉へ、 君子ねもころにこれと喩し玉へ、 神(むカ) 君子ねもころにこれと喩し玉へ、

八田知紀誌

見不合者、僕嘗著弘道館記述義、四十余年所研究頗見識卓絶、議論正確、敬眼〈〉、但、有一二与僕鄙

尽於此書、 他 1日写一通以乞斧正、 則所謂 一二不合者

自分明矣

癸丑十一月望常陸後学藤田彪僭評

安政三丙辰九月廿六日江 戸渋谷御屋敷於調練場

試合之事

当日 田壮右衛門被参、 半時分渋谷御屋敷稽古所江相集居候処、七ツ時分山 西向御屋敷稽古所ニ昼九ツ半揃一統列立、 只今 上樣調練場江被為入候付 八ツ

順 早々人数さし出候様致承知、 々繰出相待居候処、 御用之儀被為在候由二而御 源平之人数壱組ツ、

帰殿 七ツ半渦

出御、 暫く勝負有之、 直ニ源平之人数切紙以下弐拾五人ツ、 時宜見合源氏ハ太鼓を鳴し、 差出 同二

ニ打立候付、 平氏に鐘を鳴らし候処ニ、 切詰居候面々右之砲声を聞、 相図之鉄砲拾挺ツ、 東西江 時 引

取候、 四番目源平惣人数打込、 是以前文同断、 二番目切紙前より 三番目児衆拾人ツ、罷出、 源氏之太将ハ鎌田十太郎 切紙以上弐拾五 人ツ、 是以同断 罷出

> 平氏ハ上田宗二、 五郎・立花直記、 源氏之検見ハ前田龍五郎・野村彦 平氏は白坂郷左衛門・拙者并堀

二付、 面々備を立、 太左衛門・鈴木喜之助、 平は赤キ鞠を同断、 源氏ハ山と問候節は山と答へ、 源氏之太将は白き鞠を真向 戦兵の平氏は赤き切れを 平氏は

面々ハ右之手旗を持ち進退之指揮いたし、双方白服 谷と答へ、味方打無之様ニ前以相言葉定め、

検見之

互ニ打ツ打レツ組ツ組レツ、 食威風涼々相掛り、 小組合候処間もなく乱軍ニ相成 爰を先途と相戦候処、

印を旁兵土岐安之進打落シ付、 其日之運の尽る歟、 源氏之大将鬼を欺く英雄鎌田 拙者不透鐘を鳴らさ 士

せ候処、右を相図と前文拾挺之鉄砲をタン〈~ト一

時ニ打立候付、

源平東西ニ引分れ候、

直ニ平氏ハ人

数を真丸ニ相円め、 ヱイ < 王と勝吐気を揚申候

御沙汰被為在、 然る所源平の人数ニ而先立いたし候様 児衆より切紙目録免状迄順

右江大なる篝火を為御焼

不到して夜入相成候処

御前之左 々勝負有

之候処

御前は朱の十文字御挑灯三ツ四ツ為御焼、 御側御小

平

姓衆・ 「富士の頼朝公御本陣ニ曾我兄弟か戦ひも角哉とお 御小納戸衆左右江伺公なから、 白昼に不異古

御前間近く被為居候付勝負合至而六ケ敷、 勿論検見

もふ計也、

益而剛傑之面々もすこく、と引取被申候 両度之勝負両度なから利を失ひ候付、 五ツ前漸く相済、 之面々も慥成ル打を見定め、左右へ引分ケ申事故 是以平家方勝利ニ而、 皆々閉口ニ而 哀なるかな、

右之通ニ而其日の勝負は相済ミ安心いたし候、 御都合も宜敷、 今一 度は 御前

二而難有次第御座候、 御覧可被遊旨 御沙汰被為在、 勿論長佐五郎殿も御内々依 当月中 旬一 統罷出賦 願

拝見ニ被罷出候事也

○二才咄格式定目 清水馬場郷中

第一武道可嗜事

兼 而 士の格式無油断 可致事

万一用事ニ付、 罷帰リ、 長座致間敷事 咄シ外之人致参会候者用事相済次第

> 傍輩中無沙汰之過言互不申掛、 (作法力) 咄相中不依何色、 入魂申合儀可為肝要事、 専可古風守事、

「慮言ノ事、

忠孝之道大形無之様可相心懸候、 候節ハ、其場後不取様可相働事武士の本意也 雖然不遁儀致 到

来

二才と申者落鬢剃刀取候事ニ而無之、 諸事心掛

人第

の二歳と申者ニ而候事、

武門、 礼楽・射術 書(経力) 最モ知其条理

才外と可謂事、

右条々堅固ニ可相

守、

若此旨相背族有之候ハ、二

枕語ニ日、 昼爾于茅、 宵爾索綯、 嗚呼惜哉、 昼夜之

有分、

箇条留

幼少之士下人類致慮外被相果候節、 名乗合候、之子細并何某下人聞届屋敷掛江差越番 参掛計様之事、

ノ手相頼ミ、亭主立会ノ上可列帰事

留主に大小指之乱心者参合時、 近家江行チヤウチン江火を付貰、能々入念家ニ入 罷帰計様之事

一人離れに士致諠嘩、双方深手を負ひ臥し居候時分、

行掛り計様之事、付、最中之時計様之事

其村の庄屋江行委細之訳申入、番ノ儀可可相談事、

尤、証拠茂無之事候ニ付、為念自分刀をみておく

一下人何にても荷候者士ニ相障可打果被申時、参り掛へし、最中ノ時ハ忠孝ノ道を以て可列帰事第一也、

り計様之事、

者断可申呉、其上主人江可列届候、下人名前ハ并主人聞届ケ、外不届無之経我ニ付而

双方相計候上、家来之段相知れ候ハ、御打果有之家中侍に向、切合ル所ニ参掛計様之事、

何人が屛垣を越へ候処ニ参り掛計様之事、(ニテモカ)度旨進ムべし、

寄合以上の所ハ留主居其外役人等江可知候事、インカ月はで東、

於途中抜身持居る者江行合心持之事

はころ前間のよういあって丁女又及耳、言葉を掛候而もサヤニヲサメス候者取るべき事、

侍と家来類口論之場江参り掛承候処ニ、侍より非義其上名前聞つくろい筋々江可致取扱事、

之事不申時計様之事

これが、 家来主人承り届候上断可言ス事、打果候筋ニテモ

宜く候、

我等江致慮外候、可打果間可被下由被申掛候節計様自分下人召列居候節、他人より、其元下人何ぞや、

ノ 事、

不遁儀ニ而打果さす候而不叶儀ニ付而ハ、自分ニより御返答可申候間、其内ハ御待被下度申述置き、途中之事故帰、帰り候上委敷下人へも承届、此方

打果断可申入事、

夜はチヤウチンを灯し、能々入念可行事、

隣家江騒働之様子相聞得致様之事、

侍衆用事被達場江参掛可致拶挨之事、

ル事ならハ可分事、ムナナレトモ暫くも不分候、シ有之と可言事、然れとも少事ニ而早く理非相分

互名乗候上用事御達シニ付而ハ、宅江差越シ御達

宅行キいつれも道を以可分、

門前江罷出不審成人有之候ハ、、カシラ致挨拶、せつ挨拶之事ニ付、右次第之訳被尋候せつ返答之事家内ニ居候時、礫門前江罷出候得者不審成人被居候

差サハイ無之様可糺

右体の 人江行合候せつ名乗合候上可

右次第の義を被為候せつハ無手抜様ニ可致返答、

禁足致し居候節、 於門前又ハ近家ニテ諠嘩可有之見得候者可行、 於門前諠譁有之節計様之事

其

可致挨拶、 上互に名乗合と自分ハ御勘気被仰付候得共参候段 忠孝之道を以相分、 近家ノ人江 相 賴 可

何方ニ而も通候節、 列帰筋可取計事披露成を以て可申上、 侍より士二法外之過言被申掛候

得共、 方不構被通候節計様之事、

方より可知、 不構被通候儀ハ無之候得共、 其上不構於被通者、 不知被通筈候間、 親類迄右之段可 此

届

喧嘩之場江参意趣承候所二、 双方共ニ不遁訳候節計

様之事

忠孝之二ツを以て可分、二ツ道ニ而不分義は無之 者と可存、 相分リ候上ハ 上列届事肝要也

右同承り候所ニ相手別而法外之儀被申候間 被申候節計様之事 難止由

非義之方を可成長ケ忠孝ヲ以て断り言ハスベシ、

然れとも不言候 ハ言上の筋と相究可列帰

り掛り計様之事

無拠用事有之町中罷通

一候節、

町人侍と致口論所ニ参

町内中ニ而候者外江列出、

主人名前等聞届候上

ハ

打果シ候筋 可言事、

右同節家来類町人と致諠嘩節計様之事 町門外ニ而 取扱第一 也、 夫々主人聞 届

理非不相

分主人方江可列届

同節自分二致慮外候節計樣 ジ事

城下酒狂人刀抜居節計様之事、

門外ニ而其節ニより可打果、

其上列届親類ノ者江引渡し披露致抔可入念 言葉を掛サヤニ始めさすべし、 若不納候ハ、 可取、

御打果可給旨可呼懸候節計様之事

於中途侍衆下人を追掛ケ、

其者我等江致慮外候間

搦取不届者別条無之切らせ候ても不苦候者可

相 渡

候

於御城内下人・ 足軽種類致慮外候計様之事、

具所江行き肝煎江問合取扱可致也、御城内外ニ而可致取扱足軽種類致慮外候者、御兵

雨尺之寺予馬乗り人皮通馬尼を就卧、宜し

雨天之時分馬乗の人被通馬泥を蹴掛、宜しく不可申

時計様之事、

忠孝ノ内ニ而義を以て可詰事第一也、

夜屋敷内江不審成儀有之、改廻候心持之事、

熾灯を灯し能々嗜ミ可廻、万一不意之儀有候ては

手抜にて候事、

侍衆見廻にて其方下人我等江致慮外候間、御出し可

給旨被申候節計様之事、

り何分御返答可給旨可言述事、尤、一通リハ則坐則答には差上候儀相成り不申候ハ、、後則此方よ

二而断も可言事、

其節之成行を以挨拶可致事、右通被申所へ参掛計様之事、

向より自分召列候を存居候被切掛候ハ、、中々可於途中自分召列候下人ニ侍衆被切懸候節計様之事、

由にて、達而断と被申入候者被切掛たる事候ニ付、無事にては無之候、然れ共自分召列候儀ハ不知候

相応の致挨拶可致事、

自分ニ被仕候者少々ノ事迄は不構罷通へき事、拾歳計之士児法外之事被仕候節ハ計様ノ事、れんの到抜技可到事

自分抔兼々相交る児他江右通の事被致候不叶節ハ親兄弟へ可届出事、

ハハ自ら

若

引受可取計事、折角無手抜事専ら也、

達児御同道可給、存分相達し可申抔被言処江参り掛右次第之訳にて相手其人の親兄弟呼出し、右訳可申

り計様之事、

可被致筋申入、其場を可被引様道理を以可言事、断可被言旨可進事、断被言候而も不被止候者追而各名前并子細等聞届候上、児法外ニ付而ハ親兄弟

私方可知事、 人居屋敷より矢出当り候節参掛計様之事、

左候而相手列帰親類迄可届事

右次第にて自分ニ当り候節計様之事、

御一門方御家来と侍抜合候所へ参り掛り計様之事、矢当り候而も可成長け不当筋ニて可糺、

且又役々見廻之節挨拶之事、

理非ニ不構士方江助太刀にても可打事士道也、

役々見廻之節ハ有筋ニ可申聞、

下度頼ミニ来候所、早速主人見舞ニて下人重罪之者自家之下人参、対主人不届有之、難逃候、御助ケ被

二而候、我等を助と思召出可給候段、強而被申節計

様之事、

渡すべし、主人可参候せつ委細ニ聞届、重罪別条無之候者相

も敵打と別条見給候節ハ自名乗可致加勢、不致候何れ敵打ニ参掛候ハ互ひニ名乗事本意也、然れと一士親兄弟ノ敵を被打候場へ参り掛計様之事、

一家来・町人類右次第之事、

而

:者不逐也、跡之取扱は有筋と可考事

一組頭抔宅ニ而番所之者其身近き共の儀悪致沙汰候節是又敵打ならハ其ま、可打、

一条斤工庁石を産ニ、生み勿及ノニをことつ)房斤ママ)計様之事、一番頭材宅ニー番所之者其身近き井の俤悪郅汐汰修筑一級頭材宅ニー番の之老其身近き井の俤悪郅汐汰修筑

聞届候上届置罷帰、右之分相糺無別条候者家来方身近き者咄有之候、誰か咄にて候や、弥相咄候段番所江行名乗候上、唯今物越シに承たまわり候所

糺付無手抜様第一也、

ヘハ相当之返答尤也、

若一切無之事ニ付而

ハ根元

郷中を悪ク致沙汰被通候時挨拶之事系作無手拐椽第一也

候者、一挨拶可請、無手抜不取計候而者二歳道不礼儀を以麁抹ニ無之様ニ可守、若風説之事共被言

立故能々入念問べし、

寄合格以上之居屋敷より礫出て侍ニ当り候節、列立

玄関へ参糺方之事、

可成丈不当筋申合可行、

一士江下人別而難差置慮外仕打果可申被申時分、侍

通り遁何様之訳にても切せ之儀不成旨、

達而被打

止

候節参掛候ハ、、可切道理筋を言含ム計様之事、

組ニ可参射見請候節計様之事、付、右次第之事を頼 (体力) 審合以上之居やしきより礫出、通り候家来類ニ当り、

ミ候節計様之事、

自分壱人差越相糺候上列可帰、右次第被頼候而も可参見請候ハ、自分にも差越可糺、且矢疵重候者

同断之事、

侍を打果候家来類を侍衆被列届所ニ行逢計様之事、

相手之親類江立会可有之段申越行へし、其内ハ留 名元聞届候上、相手・自分親類共にて無之候者、

置くべし、士衆可列帰被言ても不返、道理を以可

申置、自親類にて候節ハ則座にて可打果候得共

他人之事ニ付而者親類江申越可然旨、且其儘家来

馬乗之侍士の子を踏殺し、親兄弟被出合候節行懸計 相返シ候ハ切腹可致、左候ヘハ手抜也

親兄弟相手抔被望候而も可成丈ケ其場を断置、 列

江可知事 帰り候上切腹ニ而断可言事第一也、依て早速親類

人込之場所にて自難差置過言被申掛候節心得之事、 脇江立退キ其儀届置存分事を可極

脇ニて聞届置以後事を可極

稽古場ニて多人数出合候所引掛言被言候時挨拶之事

拾弐三の児と門ニ立居候節、 少々過言可申時計様之事 二才衆被通童へより

自ら引受可差障様第一也、成丈断ハ無用也

自ら召仕候下人家来類より被打果候節、 所、下人別而過言申候付、右之通仕候由申候節計様 次第聞届

之事、

て不届ニ付、家来可打果、

主人之貰も不致打果候ニ付而ハ、

家来之身分とし

志付之条目

刀ハ作ヲ不好ヲ以て善と可定事、

作にかゝわらす二ツ三ツの明ニても打通すを専可

心掛

人を討果候節、 溝落の下を心掛可差事、 留を差事肝要之事、

異心有者を追時は少し脇江離れ可追事、

左脇と心得べし、

朝門を開キ余二早開間敷、 於開に用心有事、 古人の

言置也、

不意を打レ候も不知候間、

左様心得左脇ニ立より

文武之稽古無他念可有修行事、

候

朝夕無懈怠事第一也、

一武具之吟味可有之、中にも刀ハ朝夕腰を不離者則魂

霊成之条、随分切レを可致吟味事、

町家風呂漫行間敷事、雖行下人可列事、

無之候得共、万一無拠訳ニ而可行時は下人召列無

一才風呂ニ行事ハ無之事ニ而候条可有之事ニてハ

手抜事也、

私考二日

於御殿刀被差替又ハ盗ミ被取候節ハ、拵書認御目付

江可差出事、

変死等之披露書ハ組方并廻方横目見分として被参候見聞役者身近き者とても介借ハ不相成御法之事、

節同案を以差出ス事、

之本也と云事あり、能々可致修行事、一文武之二ツ者二才道第一也、文ハ武之本也、武ハ文

右四行、朝夕之心懸第一也、

於御城内抜身を持候人江行掛り致様之事、

第一なれとも、御城内之事なれハ人に聞及も可有言ハを掛搦取り名元聞届、可成丈内分ニ而可済事

之筈候二付、御目付衆江可得差図、

即月皮叩けだけ後へ耳、親之敵をねらひ候節、君より急成マン飛脚御立られ

御用被仰付候計様之事、

飛脚参候時敵人江行合せ敵人を討候へ

ハ御用不可

成事、

二才咄格式之終

1

○夫文武二道、譬之鳥翼車輪不可偏廃也、今ヵ

今公賢明仁慈、

修治此道而励士気、

所以養徳育才、

而風化大行也、仁義之勇亦由是而生、士民大化、則

可使制梃以擊秦楚之堅甲利兵矣、安政三年十二月廿而風化大行也。仁義之勇亦由是而生,士民大化,則

日

部長奉

公之徳意、而臨春日下郷里試士人文武之業、

於是相

議以坂本義直第宅充

来者之不知、今乎勉旃勉旃、敢告郷党偖君、寡聞、未窺孔孟之門牆也、最堪深慙、後生可畏焉、知

公館焉、是日老少咸集、各以其所学、踰古稀而孤陋

友古書

○咏新納氏軍扇

此物雖小器、 相見置酒尺堂嶺、 頗与蜀相巾幗同、 渠果遠道糧不継、 巍然不靡拙斎翁、(新納忠元) 維昔在豊公掌握 永世感所叢、 溜腔疑怛意初融、 欲報戲弄胆已落、 徒張虚勢自救窮、 々時拠嶮有奇策、 披払曾倒幾英雄、 長帰新納氏珍蔵玉匣中、 戯弄為贈一芭米 至今宛然見当日 議和還軍事匆々、 坐待老猿離我量 一揮晚及我疆界

観扇更欽翁英風 爾来星霜二百歲 渠鬼長餓覇業空、 嗟哉扇也得所奇 推髭一歌有余工、

臨別手贈以此扇、

一時晴義真由衷、

召也、林建部は在国なれハ稲田はさきたつて湯治養

右篠崎氏作

○阿淡後朝夢抜書 林建部井筒や江戸江行事

付り、

たてベ申ひらきの事

そびくるひし事、 林建部・いなた九郎兵衛ハ阿波守殿とともく~にあ

して国元家老へ御たつね下されとの事、これハ返答 此たひ阿波守殿へ御尋ねありつれども、 江戸御老中も御聞に達しけれ 返答もなく

> よびよすべしとあつて、早速国元江御使者を以て御 さきたつてより、公儀表より御ふしん有、右両人を らさることばなり、しかしなから家老皆々よびよせ を家老とも理不尽にいたすへきや、これハとるにた 家老いかやうの事をすゝむるとも、 なさに家老へたつねくたされ候の事ならん、たとへ るにおよばす、先々はやし建部・いなだ九郎兵衛は われこのまぬ事

参るへしと申つけ、使者は江戸おもてへ帰りける、 けるは、しからは林建部一人罷登るへし、且又稲 生のよし申立罷出候と申あけけれハ、御使者仰られ ハ国元江よひよすべしとの事にて、まつく~林建部 \mathbf{H}

られ主人の御身持を尋らる、にてあらんとおもひ、 井筒やを召つれ江戸表へさしていそきける故、ほど 扨夫より建部おもふよふ、 何ぶんわれ (を呼よせ

度松平阿波守遊楽殿となつけ花麗なる普請をいたし、 なく江戸着いたし、 つて、水野壱岐守殿御尋ありけるハ、 御老中御前にて林建部を御召あ V かに建部

終日酒色に長し、国のこんきうをかへりミす候事、

る、、 相さわ

「阿淡後朝夢」より補

なく候を申ひら

。きけれは、 御老中御聞に達し、然らハ追々のさたゝるべし、 座候へども不作成故と奉存候、去により百姓・ 相糺し申候、 又国の政道ハ我職に御座候へども、此儀ハまつく 御身持之儀悪敷とて御公儀江申出候義ハ大不忠とぞ 主人悪なれハ悪を以ていさめんと奉存候、且又主人 我也しりそきては国の政事おこたるへきをなけきて、 ことく、或はおしこめ・遠慮なと、あつて退けら に用ひ給はす、つよく御諫め申候ては外々の家来の ども、主人阿波守殿儀是まて数度いさめ候 の方をむき申やう、御尤なる御ふしんには御座候 恐なからと少し座をにしり下り、 かうへをさげて申やう、此義申ひらき一条御座 みならす、等閑にいたす事不届也ありけれ (と覧力) んし奉り、ぜひなく主人はかくなりゆかせ給ふ、 拙者身不肖なれとも五家の職にくわへらる、 去により国元きうとの御とかめにて御 朝比奈杢左衛門殿 へども更 町人 且. 併

也、

家来の身として主人の取計もいたすへき事をしるの

殿かくまていたさすとも汝かはからふきはつとあ 早々御あとめをつかすべき事をと、 御一家大名衆中へも御疑ひ申、 戸表へいまた聞へさるさきにはやく国家老中より 御法也、 た家来ハかくのことき御公義同前夫はおそるゝハ をひげして御尋ノ御老中を恐るゝの理也、 申上候ハ、我は阿波守家来なれハまたもの也と身 後申ひらく時の身を一二尺も横へすさり、 時、 評ニ日、 つき役朝比奈杢左衛門殿の方江むかひ頭をさけて 林建部初は壱岐守殿の正面にむかひ居しが 且又惣して大名かくおこらる、時は、江 右之如く御老中水野壱岐守殿御尋ありし 国隠居を願ひ、 右水野壱岐守 御とり 惣てま

見聴雑事録五之巻

此風土記何ぞ証すへき事はあらねと、薩摩風土記抜書

らねしものなる故、爰にまる写せしなり、

阿波守かやうにて致さすとも汝ら計らへき筈との事

他国人の

0

日本の端ニてかた~~よれる国故か、へんくつの処飲食大酒を好ミ、女はねたミのつよひ国なり、これひしく江戸に違ふ事無御座候、人の生質律義也とも公義様御法度の札は琉球屋敷之前ニあり、御制法き

壱人立にてよふく、通り候、旅人ハ多く東より入る日本一の要害の地にして入口の番所ミな難所なり、ハ鉄砲このむ所なり、琉人は大和の殿様ともいふ、武士方ハ江戸に少しもかはらす鎌倉の風あり、武士

なり、

御たるつミの旅人は国堺迄送り出し、其所にて此辺(sān) (まカ) (sān) (まカ) (sān) (

也、往来手形を番所ニ而あらため送り状を付也、右

れせいじのいきと、かぬところなり、あらためとめらハおくり出程の事にて、無慈悲の事ともなり、こ部・物もらひけんぶつは一夜とまりおくる事、これの二才共を多せひよりためしものにする也、六拾六の二才共を多せひよりためしものにする也、六拾六

め

也

をたけミしかく、ゆきもみしかくひしをはり、かしざつま風にて今にも武家にのこり、ひんをつめ衣類(

の杖ニ金の輪をはめ通行する也、此よふになるあら

外国の人は流球人といなしする事去度也、しき風体国御法度也、

御法度也、又ぬけ積物天下様厳敷御法度也、あり、琉球人町にて芸子遊ひ御法度也、唐物・琉物琉球人ハかんないに居る也、外島の唐人は町とんや外国の人は琉球人とハなしする事法度也、

能わかる也、大和言葉にてかの国にて習といふ也、日本人にはなすは日本のこと葉、薩摩ことはよりハ玩人のもの云ひは、唐人に逢へハもろこしの言葉、

琉人薩摩の人をさして大和といふ、京坂江戸おく大室て人物ハやはらかなり、 (トルカ)

和といふ、

のかうゑきなり、にてはしろもの、取かへなり、さとふ五斤に米壱升にては日本の金銀とり遣りあれども、外のしま

んき松杉よろし、米も又よし、人物さつまと替り中種子島様御国は鹿児島より海上六七拾里なり、国た

玉 「の風俗、 人の物いひも備前の国のものこしに似た

ŋ 凡四五 万石程あり、

御家門方いつれも御紋くつわ・さゝりんどふ・きり

也

殿・種子島殿・日あふきどの(日 置 ヵ) 加治木殿・今泉殿・たる水殿・しげ留殿・宮こ城

此外御一 門方あまたあり、 余は御家老方江戸おふた

出 ŋ 歓の祭り、 ル、 此外に上町・下町より子供躍り、 吉原にわかの如し引道具也、 右の太皷はしゆん廻りニ村々へあたるな 芝居付祭りニ

朝鮮の戦ひに打勝帰

国のせつ、近郷廿四ケ村の百姓

11

の人々なり、

秀吉と合戦の時、 島津心岳寺社は、 むかししま津義久殿・金吾殿大坂(島津歳久) 金吾殿兄殿をかんげんしいろく

くし、其時合せんに打まけ大坂にしたかひしかバ、 人々、金吾殿はわきはら、ことに二男の事と下けす すゝめ、秀吉と合戦をする事をとめしかは、 家中の

金吾殿の進めをもちいす合戦になり、降参せし事を きとおり此所へ引こし腹かき切り、 此方一人大坂

> この金吾殿といふ人なりといふ、 へ随はず、此御方の霊魂をまつれる霊験あらたに、(なりカ) 秀吉公へ鉄砲をうちかけ火花をちらし合戦をせしハ

御家門方

高式万五千三十二

百九石

年中国御詰、 折々鹿子島江交替也上ル、東内番所御国役 島津鉄熊殿

段々あり、 外ニ弐拾壱家惣而あり、 此衆は御大名上方と申候とあ 略ス、 寄合以上の名前 b

外高取御家人武士 壱万九千余、 凡国

[々村

郷士惣人数 五万七千人余

以上高三万三千弐百四拾七石弐斗七升六合(希三版カ)

外城衆

高拾壱万千四百五拾五石壱斗壱升三合 左之島

合薩隅日 八拾七万千八百拾五石壱斗三合四勺 琉球合

外城衆中高拾壱万千四百五拾壱石三合八勺

神社仏閣高壱万五千弐百拾石

[海川島々合凡三百万程也、 いられす何程と其ほとハ 知れ知れす、 尤、 島共宜敷処は 尤、 商

は

Щ

125

船の利益は外ニ候、唐物知れす、

御宝物御請け道具等有之、

宇治拾遺物語抜書

もなり、大唐のこともあり、 き事もあり、少々はそら物語りもあり、 たがひておほきなる双紙にかゝれけり、天ちくの事 し物をせさせて我はうちにそひふして、かたるにし(離脱力) 往来の者たかきいやしきをいはすよびあつめ、むか たまへりて、大なるうちわもてあうかせなとして、 かしけなる姿にて、むしろをいたにしゐてもてすみ 治大納言とハきこへけり、もとゞりをゆひわけてお ぎはに南泉坊といふ所にこもりゐられけり、さて字 を申て、五月より八月まては平等院一切経を南の山 二の男也、年たかくなりてはあづさをわびていとま といふ人なり、 世に宇治大納言物語といふ物あり、 おそろしき事もあり△あはれなる事もあり、 かうちにたうときこともあり、 西宮殿高明の孫、俊賢大納 日本の事もあり、それ 「おかしき事もあり (「宇治拾遺物語」より補) 此大納言 利口なる事 型言の弟也 (第カ) 発国 きたな

おぼつかなし、

もあり、さま(人様々なり、世の人これをけうしみる、十五帖なり、その正本ハつたはりて侍従俊貞といひし人のもとにそありける、いかになりけるにか、後にさかしき人々かきいれたるあひだ物語おほくなれり、大納言よりのちの事かき入たる本もあるにこそ、さるほどにいまの世に又もの物語かきいれたるそ、さるほどにいまの世に又もの物語かきいれたるで、さるほどにいまの世に又もの物語かきいれたるで、さるほどにいまの世に又もの物語かきいれたるでし、名を宇治拾遺の物語といふ、宇治にのこれるをひろふとつけたるにや、差別なし、しりかたし、治拾遺物語といへるにや、差別なし、しりかたし、治拾遺物語といへるにや、差別なし、しりかたし、

市池の尾に禅珍内供といふ僧すみける、真言なとよれのよけり、湯屋ニハ▽ゆわかさぬ日なくあみの、して堂も僧坊もすこしもあれたる所なし、仏供・御にて堂も僧坊もすこしもあれたる所なし、仏供・御灯などもたえす、おりふしの僧膳、寺の講演しけく灯などもたえす、おりふしの僧膳、寺の講演しけく灯などもたえす、おりふしの僧膳、寺の講演しけくだかせけれハ、寺中の僧坊にひまなく僧もするに禅珍内供といふ僧すみける、真言なとよもなける、湯屋ニハ▽ゆわかさぬ日なくあみの、しわひけり、湯屋ニハ▽ゆわかさぬ日なくあみの、し

りてた、人のはなのやうなりぬ、また二三日になれ あなたにあきてミゆ、それをまたおなし湯に入てさ 事かぎりなし、提にゆをかへらかして、のやうにつぶだちてふくれたり」とあり) みににける、 るときハ弟子の法しに平なりしいたの一尺計りなる しつゝはれたるひかずハおほくありけれハ、物食け ハさきのことくにはれて大きに成ぬ、かくのことく らめかしわかすにゆづれバ、鼻ちいさくしぼミあが 四分ばかりなる白き虫を穴ことにとりいたす、その は白き虫の穴ことにさし出るを毛ぬきにてぬけは、 ことにけふりのよふなる物いつ、それをいたくふめ したに物をあて、人にふませれハ、つぶたちたる穴 れバ、色はこきむらさき色也、それをそはさぬに臥、 さし出して、提のゆにさし入てよくゆで、引あげた にあたらぬやうにして、そのおしきの穴よりはなを さし入れはかりゑりをとおして、 里もにきわひけり、 五六寸はかりなりけれハ、おとがひよりさがりてぞ 色ありぬたちてふくれたり、かゆかる(「宇治拾遺物語」には「色はあかむらさきにて大柑子のはだ さてこの内供 火のほ ハはな長かりけり、 のほ おしきを鼻 0) かほ

りけり。

又そのあたりには

小家共おほくいてきて

にむかひてはなをひるほどに、手ふるひてはなもた みめもきたなけなくありけれハ、うへにめしあけて 更にその御なにはよもおとらしといふを、 るおりに、朝かゆくはんにするに、はなをもてあく かゆをすゝるほとに、 上手にてありけり、例のほふしにはきさりたりとて、 すもたけてかゆをすゝらすれハ、此内供、 はしくむかひゐて、よきほとにたかゝらすひきから 有けるに、この童はなももてあけの木をとひてうる き、て、この童のかくは申といへは、中大童子にて つかひける童の、 る人なかりけれハ、いかにせんなんといふほとに、 あげさす、それに心ちあしくてこの法師いでさりけ されハ此法し一人をさためて物くふたびことにもて あらくもてあけゝれハ、はらをたてゝ物もくわす、 まてはありけり、こと人してもてあけさするおりは むかひゐてかみさまへもてあげさせて物くひはつる か、ひろさ一すん計りなるをはなの下にさし入て、 われハよくもてあけまいらせてん 此童はなをひんとてそはさま いミしき 弟子法師

げの木ゆるぎて、鼻はづれてかゆのゆへふたりとう

りたるかゆをかミにてのごひつ、、をのれハまかくしかりける心もちたる物かな、心なしのかたひくしかりける心もちたる物をいぶかしのやつつなき人らぬやごっなき人の側はなにも取さいれ、それとありったてなりける心なしの『しれものかな。をのれたてたてとて追たてければ。」たつまに、世の人のか、るはなもちたるがおわしまさはこそ、はなもたけにもまいらめ、おこの事の給へる御房かなといひけにもまいらめ、おこの事の給へる御房かなといひけれハ、弟子共物のうしろに逃のきてそ笑らひける、

ちいれつ、

内供かほにも童のかほにもかゆとばしり

てひと物か、りぬ、内供大二腹立て、

頭かほにかゝ

(表紙)

見聴雑事録

止

Ŧī.

見聴雑事録 五の巻

御通達留

質素節倹者勿論、 着出立付土産餞別、親子兄弟之外

通ニ候処、 可為無用旨、 至此比亦々以前之振合二成立、畢竟餞別 先年来毎度被為及御沙汰、追々申渡置

ニ預リ送物等致受用候ニ付、

土産茂不相止候而有之、

不依誰人、 如何至極ニ候、 仮令為餞別相招候而も堅相断、 依之以来左之通被仰付候 送物之都

而可返却候

出立之節預送物居候而も、 最早此節より土産等

切

差遣間敷候

御当地并江戸着出立之節同役中待付餞別且送物、

此

道中之儀随分致作略罷通、 節より堅令禁止候、 親子兄弟迚も決而可為麁品 折角失費無之様可心掛候

弐匁を限、 其外一 切可為無用、 右以下減少者勝手次 持高五百石以上之諸士冠婚葬祭二付、

取かはしハ銀

第

持高五百石以上九百石迄之面 々、 右同断之節者銀壱

両限、 其以下減少ハ勝手次第、

江戸詰等被仰付候得者、 持高千石以上者、 訟申出、 畢竟以前より之仰渡不守故、 右振合ニ応し減少者勝手次第、 近来御役場毎二御取替之訴 一統驕奢之風

面々者右体之処より猶以無故及失費、 ニハ致困窮、 儀押移、 自然と入費ハ勿論、 重而江戸詰等不相調成立、繁々往来之 所帯方宜敷者ニ而も終 且他所勤等無

129

帯方令衰微候哉、 之向迄も色々内意訴訟ケ間敷、 彼是不勘弁至極之事共二候、当時 如何様内証之驕ニ所

海岸御手当向且ハ江戸地震旁ニ付莫大之御入価、乍(費カ) 御改革中無御拠御新借ニも被為及、別而御用多之砌

前条之通相守候へ者江戸詰等も御賄料ニ而可相済事 ニ候間、 於諸向も右次第奉汲受、平日質素節倹を加、

度相止、 ニ候、 同役又ハ朋輩類中互ニ申合、 向後御取替一切被仰付間敷候条得其意、兼而 御軍役者勿論、 学問・武芸第一ニ可心掛候 音信贈答無益の条会急

向 候 貴聞申渡候間、 々江不洩様可致通達候 可及迷惑之条、 堅固二可相守候、 御役場毎二致壁書可置旨、 乍此上違背之向も

右之趣達

下総

駿河 筑後

伊織

衣服沙汰之儀、

先達而於江戸被仰渡候付、

御当

地之儀も以来左之通

目着用、 年頭付諸御役人以上并家格付、 日·十五日·廿八日熨斗目致着用来候得共、 四日より七日迄不洗麻、 朔日より三日迄熨斗 八日より平服、 以来 十

不及熨斗目

御式二相拘候面々者是迄之通熨斗目致着用候

様被仰付候、

御包丁人頭之儀、年頭三ケ日熨斗目致着用来候得共 御式向ニ不相拘面々ハ熨斗目不及着用

御広敷医師并表いし、 八朔白帷子致着用来候得共、 年頭又ハ上巳熨斗目、 都而不及着用 七夕・

御神事并御法事且諸御礼事并初而之

御目見被仰付候当人ハ熨斗目不及着用 御一門方御礼事之節計右江立障り候者者熨斗

御太刀目録披露之奏者番も熨斗目・長袴着用不及、 目等可致着用事

当日之着服ニ而可相勤候

上巳之儀不及熨斗目·服紗物、 格白帷子着用之事候へハ、 却而染帷子、 七夕付御役格并依家

130

八朔ハ是迄之通

次第、 重陽青物之儀ハ依御役場致着用来候得共、 以来勝手

以来服紗物

節分付與向之面 々、 是迄之通熨斗目致着用来候得共

右之通被仰付候、 出置 候通、 御制禁之品ニ紛敷古物迚も一 左候 而 服制 衍 而 ハ 去ル子年 切不相 被

絹袴等之儀ハ時節ニ不拘麻木綿単物等相用、 用 候様、 御供等之節ハ木綿類相用候而も不苦、 衣服 肩

ニ付而も右ニ準、

且平日出勤時節二不拘単物等勝

手次第相用、 朔望・ 廿八日其外御祝儀事等之節 ハ

御 時服相用候樣被仰付候条被仰出 趣意屹と相守、 乍 此 上成丈麁服 候 可 相 用

此旨

節々可相達

下総

六月

向

々江可致通達候

駿河

筑後

伊織

於江戸仰出之写

先達而被仰出 置候通、 諸向武術近々差懸り御覗

可被

遊、 右次第

前夕又ハ当朝名差を以何某罷出 御沙汰可被遊候間 御用人御目付江相 I候様、 達、 御側 早々, 沒 江 向

々

江 可相達

文武之儀二付而者仮令

者ハ被召出、 御目見以下之者ニ而も修行之次第、 相手被仰付儀も可有之候間、 且又業合之宜

兼而其

段支配頭より可申聞置候

刻限ハ昼飯後罷出 可申 候、 若又刻限相違之節 ハ 其

勤向差支候由二而不罷出儀不相成候、 共御国之儀者同役江次渡二而: 是非罷 出 譬勤場差支候 可 电 表方御

病気御届申上置引入居候者ハ其段可申 谷御屋敷迄ハ罷出其段御届可申上候、 快又ハ病所等有之、 使者等之儀も同様同役江繰替候而 押々なから致日勤居候 可罷出 尤、 出 候、

行内 .ハ相: 詰罷在候

仰

御暇不被

仮令不

渋

武術被仰付候節学問・手跡試業も可被仰付、尤、 詩

歌・文章等心懸候者ハ是又被仰付儀も可有之候

出候、 但、学問試業之節ハ御記録奉行并重野厚之丞可罷 其外堀仲左衛門・上原源之丞内一人ツ、可

罷出候

罷在候, 之候、 御流儀之調練又ハ武器組合を調練被仰付候儀も可有 其節ハ流儀之無差別打込相勤候様兼而心得可

弓馬小筒之儀、是又諸流打込被仰付候、 外渋川・海老原・堤三家之儀茂同様可相心得候、尤、 流之儀師範逼々ニ候得共、都而打込ニ可被仰付候共 且又直心影

業合之義ハ罷出候人数ニ応し、其節々可被仰出候、

但、 儀も可有之候 他所師範之者モ依時宜被召呼、 相手被仰付候

馬術之節者御厩より御立馬之内三疋、 稽古馬十疋、

人ツ、付添可罷出 御軍馬方より五疋も可差出、 御召馬乗御馬乗の内

但、 当朝歟又ハ前日御小納戸より御馬預江可申越

候

名持ニ而罷出候上ハ、文武之内不得手之儀有之、

断申上候共諸事相済迄ハ可相詰候

着服之儀ハ平日之服ニ而罷出、稽古之節ハ銘々流儀 之上、服勝手次第可相用候、夕刻ニおよひ候者かろ き御賄又ハそば切等可被下候、 御酒 ハ一切被下間敷

候、

罷出候節者御目付江届可申出候、 御覗場所之儀ハ御側役江得差図、 差引等之義ハ御側

居可申候、 目付・御目付・奥医師・奥御茶道一人ツ、前以相詰 其外ハ御供ニ而可差越候、

右之通被仰付候旨被仰出候条、 一統御沙汰書之通

五月 豊後 リ堅固ニ可相勤候、

此旨向々江不洩樣可致通達候

肝付左門

年頭ニ付御一門方以下諸役人供廻り、 御一門方を初其外供廻之儀以来左之通 別冊之通り減

少等被仰付候

五節句・八朔付御一 門方并独礼供廻、 朔望・廿八日

近江	筑後	六月 下総	等以来右之通り被仰付条、此旨向々江可致通達候、	今般於江戸供列等減少被仰渡候付、於御当地も行列	右者御一門方初供廻之儀、天保八酉年相定置候得共、	候節ハ都而是迄之通、	御前元服之御礼、且諸御役人・御使者并検使等相勤	御直元服	一小番家督之内	年頭通り夫々家格相当の供廻可被召列候、	御直元服又ハ隠居家督等之御礼被仰付候節ハ、以来	一御一門方初其外	付入用之節計、	供廻平日通狭箱之儀ハ 御代参又ハ諸御礼事等被仰	一右同断付大番頭以下諸大身分・御側役以上寄合並迄、	儀勝手次第、	一右同断付大目付以上供廻、平日通ニ而片狭箱相望候	登城之節之通、
一先供三人	但、御名代勤符	右、御一門方	一合羽籠五荷	一茶弁当	但、引取	一蓑箱	但、先箱御免姑	一対狭箱	一長柄	一手鑓	内、弐人減少	一駕籠廻八人	内、壱人減少	一先供五人	一先払壱人	年頭		
	御名代勤等之節も年頭供廻さ		一押弐人	一乗馬			先箱御免被仰付置候人ハ箱付											駿河

一手鑓		一先供弐人	右、御家老	一押弐人	一乗馬	一手鑓	右、御城代	一押弐人	一乗馬	一手鑓	内、壱人減少	一先供三人	右、独礼	一乗馬	但、先箱御免	一対狭箱	一駕籠廻六人	内、壱人減少
一長柄	内、壱人減少	一駕籠廻五人			一沓籠	一長柄			一沓籠	一長柄		一駕籠廻六人		一沓籠三荷	先箱御免被仰付置候人ハ箱付壱人		一手鑓	
一片狭箱	少				一合羽籠三荷	一対狭箱			一合羽籠三荷	一対狭箱				一押弐人	行壱人		一長柄	
一手鑓	手次第、	但、以来壱人、	一若党壱両人之間	右、御用人并ニ御側役		一片狭箱	但、以来弐人	一若党両三人之間	右、大番頭より一所持	但、天気合付五	一合羽籠		一片狭箱	但、以来三人	一若党三四人之間	右、御側詰若な	一押壱人	一乗馬
一合羽籠				ニ御側役・寄合並迄	但、天気合	一合羽籠		一手鑓	り一所持・一所持格	天気合付而者勝手次第、		但、勝手次第、	一乗馬		一手鑓	御側詰若年寄・大目付		一沓籠
		五節句・八朔并平日召列候義ハ勝		芝	天気合付而者勝手次第、		但、引取	一長柄	格・寄合迄			、第、		但、引取	一長柄			一合羽籠弐荷

二水藻是なり、

能く其土地の剛柔と気候の温冷を察

但、 方屹と立候節ハ有来通、 天気合付而者勝手次第、物頭之儀ハ何も依勤 其外御役々大体之節ハ惣

右、 御留主 |居より御右筆頭迄

而

有来通

勝手次第

但、 御作事奉存以下御小姓頭取迄 年頭迄召列六人賦以下御役人草履取迄可召

列候、 五人賦以下御役人平日草履取召列候儀

御 門方を初其外月次并平日供廻之儀是迄之通

○培養秘録巻四共ニ五本アリ (信脱カ)

玄明窩翁口

授 男

佐

肥・第五草木腐肥・第六厩肥・第草木の灰・第八稃(七厩カ) 翁曰、 肥・第九鯨肥・ 穀肥・第二苗肥・第三芝草肥・第四草木の埋 草木類の培養に用るべきもの都て十弐種あり、 第十油糟・第十一造醸物の糟 : 第十

> し作物を適悦ハしめ、 十分に豊熟せしむるを良農家

米・糯米を始として、大豆・小豆・豌豆・緑豆・蚕 翁曰、 の手段とする也 穀肥とハ穀類を肥養ニ用るを云ふへく、

豆・鵲豆・大麦・小麦・蕎麦・黍稷等皆此を用ふマメ サンケ 其滋潤温煖の性と生気発達の勢ひとに因て、其作物 Ļ の精神を専ら茎葉と穂とに上湊しむ、故ニよく其茎 禁と為れり、凡穀類の実を生にて糞培に用るときハ 然れ共粳米・糯米を糞培しにする事は近来御制

物の需る所に因てハ彼れを奪ひて此にあたへさるべ 其葉を盛ニ繁茂するに臨んて、 ハ其葉の繁茂るをも疎潤にする事あり、是を以て作 る者ハ晩て傍に生する根の側の蘖芽を除き去り、 ら精気を葉のミに湊しむる事あり、又其実を需て作 肥を用るハ無益也と知へし、故に葉を需て作る者 其天性に従ふ法也、然れハ根を需て作る者には、 葉を肥太らせ、殊更ニ其種子を十分ニ実せしむ、 或ハ其穂を截告て専 榖

からさるの手術ある事、

万種の作法皆然り、

へきの多きに至る、此を用ひさる田に比校ときハ、て頗る成長し、二番草を耘の時分に即チ此を用ふ、て頗る成長し、二番草を耘の時分に即チ此を用ふ、て頗る成長し、二番草を耘の時分に即チ此を用ふ、で消化し、極良なる肥培と為り、米の豊熟する事驚の意を生にて萌散し置時ハ、三伏の炎暑ニ泥土沸き騰りを生にて萌散し置時ハ、三伏の炎暑ニ泥土沸き騰りを生にて萌散し置いた。

豆・大豆・黍稷等を代用す、大豆の性功には如すとものあり、○近来大豆の高値なるを以て豌豆・蚕故二絶たる老農ハ常に此法を用ひて、皆其家を富す

段の田にて七八斗より一石余も米を多く豊熟す、

し、且又大豆の外は種肥を必す能く煮て此を用へし、却て害をなす事あり、故に旱り年にハ宜く煮て用へき時ハ、動もすれハ芽を生して肥養にハ為る事なく、

○大旱の年には穀肥を生用すへからす、田に水のな

大略其用を達す、

故ニ往々皆此を用ふ、

練の人にて年々水田ニ稲を作り、一段の田に大豆を足立郡鹿手袋村村永堀藤五郎なる者あり、農事に老す者也、熟察せすんばあるへからす、予親戚に武州

豌豆等の如きハ生にて用る時ハ腐朽せすして芽を出

段の田にて米を得る事一石二三斗も多く、良農夫と種肥に用る事六斗に至る、故ニ他の百姓より恒ニー

定肥の製法 を記の製法

ものなり、此を作物ニ澆きるきは、此汁一斗ニ水二(三カ)中に納れ置て腐らしめて用ふ、此の肥汁ハ頗る強き

大豆二斗・水五斗にて煎し一斗を減し、此を大桶

斗を和し一夜休、主能温暖滋潤の性厚く、且ツ発達ものなり、此を作物ニ澆きるきは、此汁一斗ニ水ニ

草木をして欣々として栄に向はしめ、是をもつて此ニ肥太温養の脂油を含むか故ニ、此を灌漑する時ハ上衝の勢ひ有て、能く茎と穂に精気を湊る者也、殊

納豆肥の製法

す、

中に納れ、上より熱沸一石を灌き入るを醸し置きて、気鼻を衝き、糸引納豆と為る者なり、此納豆を大桶上より藁莚等を厚く被置事七日以上に及ふ時は、醜大豆五斗を能く煮熟し、此を藺席に包ミ温処ニ盒し、

補益するの術也、

是故ニ生々の元気を強壮ニする事

多くして性功の最も盛なるハ豌豆を第一とし、

何れも皆苗肥ニ用ふへしといへども、此に勝れる者ある事なしと知るへし、

別して油気に

緑豆

に新鮮なる青草の精等を含畜しむるを以て、

腐熟せしむるに至るへし、

最も大也、極上品の茶を作る、殊二妙功あり、人糞と同効を物たり、故二諸種の作物培養し、其功主能性温熱にして揮発の塩気強く磠硝焰消の気有り、

翁曰、 する頃ニ鍬を以て耙倒し、スキカへ 生々の気を再び大地ニ復帰して、大地資生の精力を 悉く耕倒して此を田畑に耕錯へ、其含有たる所の も既に輸り、 地資養の精気を得て滋潤の油も既に湊り、 は其蒔たる種物の芽を生して、 の水田及ひ畑等を入レて悉く其苗を耕混へ、 苗肥とハ百穀の種子の田畑ニ蒔着く芽を発生 以て其田畑の肥倍とするをい 其苗既に長し、或ハ花を開き実を結はんと 第二十二章穀肥の用法を論す 漸々繁栄をすへき勢ひ、 或ハ此を畠に作り採て他 苗既ニ湊り成長し大 既に成ものを چ 抑こ 揮発の塩 此を腐 の法

> 等の類ハ又其次也、 るに及てハ、性功大に劣れり、 田に精細ク耕錯へし、若シ其耕錯の時ニ後れ実熟す 殊ニ宜し、春其花の開きたるを抜採て根も葉も採て、 又萊菔を苗肥するも古来称す、 春の末に至りて田畑に耕錯クを最も良とする者なり 春夏ニ萌へしといへども、専ら八九月より後に萌て、「雨り と葉を需るに闕へからさるの肥養とす、凡そ苗肥 上品の烟草を作るに妙効あり、 を論せす此を用ゆれ 稷・玉蜀黍等又此ニ次き、 諸草既に実の熟する時ハ精気悉く脱す、 ハ、 豌豆・ 皆豊熟の良功を賞し、 緑豆の苗肥は水田 南瓜 萊菔ハ水田の肥養に 諸種の苗肥総て皆然 故二我か家に於て実 西瓜 糸瓜 不可不 黍 田

り被て腐らせるをいふ、斯の如くする時ハ田畑の土糸田二入れ、或ハ麦を植たる畑の溝に納れ、土を耕糸田二入れ、或ハ麦を植たる畑の溝に納れ、土を耕祭田、芝草肥とは首夏野山の青芝草を刈採て、或ハ祭也、

大地滋

での支葉を里べし、其里去よ、先つ四尺も突き里吧埋肥するには諸木小枝・櫟・孛落木・松等の松等ま青草枯草を厭はす、塵芥・腐席・菰菓、其他大なる・世、土を堀り上て底の平かなる事乾湟の如くにして、金川、埋肥は畑二穴を堀る事閥サト深さハ意ニまか翁曰、埋肥は畑二穴を堀る事閥サト深さハ意ニまか翁曰、東西は畑二穴を堀る事間サト深さハ意ニまかっち、第二十四章芝肥之用法を論す、

を錯用ふべし、

尽るに至る也、大抵の埋肥は深さ五尺ニすくる事なならい底ニ高サー尺許も草藁等を敷て、其上に細土上ケたる土を細ニ砕き、小石塊土を除そきたる五六寸置て、其上に又草類を五六寸敷き、又其上に細土上ケたる土を細ニ砕き、小石塊土を除そきたる五六寸と、其上に以草類を五六寸敷き、又其上に細土での枝葉を埋べし、其埋法は、先つ四尺も深き埋肥での枝葉を埋べし、其埋法は、先つ四尺も深き埋肥

凝立し、自然感応欝蒸して終ニ大熱を発し漸々腐朽

元気補益する事頗る強し、上に説たる芝草肥の及ふに至る、其半ハ腐たるを以て田畑ニ培養時ハ生々の

根を肥太しめん事を需るに用ゆ、甘薯を作るハ二尺余も埋肥すれハ宜し、凡此埋肥はし、牛蒡・萊菔及ひ蒟蒻等を作る此を用ゆ、凡芋類

右、第二十五章ハ埋肥の法を論す、 (2.00元) (2. せ、

且ツ能く種を充実しむ、

且又此物を深く土中に

く用ふべし、一手があるよりハ、尚其勢力一等弱し、宜しく多を皆豊穣ならしむる所以也、然りといへども干鰯・へき所にあらす、作物の成熟を助けて六部の需る所

在、第二十六章腐肥ノ性功を論ス、 右、第二十六章腐肥ノ性功を論ス、 (雇力) たる等数多刈り採り来て、此を厩底敷き馬に踏藉し め糞溺に汚穢し、其能く汚穢の浸漬たるを伺ひて此 がまたるを敷で馬に踏藉せ、汚穢ときハ又取出 して糞苴小屋ニ貯へ、斯の如くして数多積ミ置くと きハ、此亦上の腐肥の条説たる如く、欝蒸て大熱を 発する者即チ是なり、

右、

第二十七章厩肥の性功を論す、

に上り走るものなるか故ニ、別して果実を多く結らて、六部を皆能く成就せしむ、殊ニ其精気筌と穂とヲ肥沃、作物を雄壮ニ生長せしむる事極く盛んにして、其性馬糞に近く、此を田畑ニ培養する時ハ土地主能ハ上の腐肥に馬糞と馬溺を加へたる者なるを以主能ハ上の腐肥に馬糞と馬溺を加へたる者なるを以

厩肥は同様なるへき物なれハ、馬の厩肥よりは頗る 劣れる者にて、其性功の力ら二等と弱しと知るへし、 ミたる焰硝・磠砂等の気の脱失せるか故也、 遇しむる時 然れども此レ厩肥ハ田畠に耕錯さる以前度々雨露 高価なる上糞肥に伯仲す、よろしく多分に用 にあらす、 の作物を肥太しむる事、 尺五六寸も耕錯る時ハ、土地ヲ軟膨して根を需る 諸作物の豊熟するの功ハ、 功能薄くなるもの也、 他の肥養の絶て及ふ 実に活物類 何となれ 又牛 ゆべ へき 含 0 所

翁云、 煦温に頼りて成就する者なる事は説に及はす、 栗・稗・黍稷等の稈を始として、茅・葦・柴・ る如く、 の知る所也、 煖気を得れハ生し、寒気を得れハ枯る、故に日輪 神道あり、今われこれを汝に語らん、今夫れ草木(踵が) に培養する時ハ、大に作物豊熟の良効ある事ハ深き 諸竹木を焼きたる灰を云ふ、抑草木の灰を用て田 草木の灰とは、 夏至より以後ハ大地の運動漸々北に移り行 然れとも其天理を詳にせん、上に説た 先つ第一二藁及麦稈 • 糲ァ ァッヌカ 皆人 荊 0 畑

磠砂. 葉を生し、芽を長する者なり 新条を発する者ニあるに至も霜の下る事大抵然して草木皆新条を発する者ニあるに至も霜の下る事大抵然して草木皆和人内ニ近つく時ハ、何れの国土徐々芽を生し、四月上旬には凡日輪の正下より五十度以 草木の葉を黄燥スル者也草木衰へ凋んて、冬至二及ふ時ハハ、皆必ス霜下りて忽ち草木衰へ凋んて、冬至二及ふり八八、皆必ス霜下りて忽ち立大良工人の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次 弱し、 きて、 る る 為て成就したる物なるに論なし、 分賦する所の細微なる火球これか精神ニ為り、 輪の遍照を以て大地を煦温するの大徳に頼る事を知 運動漸々復て南に転し来るに因て、立春頃より草木 豊啻ニ繁栄する事能はさるのミならんや、焜黄とし 気侯の寒きか故ニ草木の葉も繁栄する事あたわす、 なすに至りてハ、 大抵零落する者也、冬至既ニ過るより以後ハ大地 是故ニ青草及ひ木葉う繁栄ニする所以 夏至に及ふ時ハ万青皆繁茂する者ハ、 日輪ニ遠くなるに従ひ遍照焰気を受る事漸 焰消等揮発透竄の塩気なるもの、 の腹膏等ハ焼化せらる、(酯カ) 其細球なる天火ハ日輪に帰り、 の間ニ蒸散して薫 故二此を焼て灰と 此 総て是日 ハ か佐使と 日輪 所謂 用 0 Þ

中に入るといへとも、

所謂其揮発透竄の塩気なるも

分此灰三斗とて鰯粗末五斗ヲ調合したるを突て、(ピトロタ) (キ゚タ)

ŋ 培用て再び大地ニ帰時ハ、化育の元気を充張 0 六七寸の棒を以て深さ五寸余の穴を突て、 其生たる中に苗の傷むをも厭はす、 て上を軽く踏着へし、 に調和したるを用ひ蒔着、 事を欲セハ、 意外なる奇効多し、 を上納す、 合半領の百姓等此法を行ひて、 に豊熟を得る事二十日計モ早し、 根を少焉の間浸して植る時ハ、 する事極て霊妙有て、 といふ古き諺さあり、 及ふ所ニあらす、故ニ灰のなき時は種子を蒔事勿れ に芽を生し、 作物を十分に豊穣せしむる事、 ハ尚灰中二遺り存する事必せり、 直二此物を肌糞にして諸作物の種子を萌も速か 且又此物ハ種 其種子の肌肥ニ此灰と人糞とを各等分 其苗の雄健に成長する事、 木綿を作て早く其綿を吹しめん 此を人糞汁に和合し、 既ニ生揃ひたるニ臨んで速に 又此物ハ諸作物の成熟を早く 々他の肥培ニ合せ用て、 其上に細土を三四分覆ひ 其植た稲より 信ニ玄妙不可思儀 毎年土用 故ニ武州葛西郡二 四 故二此を田畠 五寸 他の糞肥 0 其穴八九 間二 末御年賀 稲苗 *)* \ 囲 速 n 0 0 な 諸

葉ハ霜下りて、既ニ枯燥するに及ひハ精神脱し、 を製すべし、 等も夏至・土用中より秋彼岸までに刈採たるにて灰 妙効ある事少し、故ニ藁も早稲藁のミを焼き、 発の塩気も減少して、 に甚た緊要なる心得あり、 且ツ早く成就するを察すべし、又此草木灰を製する 此れ等を以て此物を肥養用る時は作出物を豊熟し、 前より花を発き盆前より上品なる綿を吹き出す者也 ニ細土を覆ひ置ときは、 て雄壮に生長す、 水一石を練り合せてたるを根辺ニ澆時ハ、 是我か家伝来の秘事なり、 其後時々此灰三斗、 此を焼て灰となすといへとも 絶て寒雨風冷をも畏れすし 其子細と云ふハ凡草木枝 菘子の 油 土用 草茅 糟 Ŧī.

て此を用ゆべし、 動もすれい熱の燥りすとの過て害を作す事有、心得 多霧の地にハ無上の肥養なり、高隆乾燥の畑にハ、 主能性温熱上行して華と実とに走る、故ニ陰湿及ひ

ふ、諸穀の糲稃皆其性温煖にして能く諸作物を擁護翁曰、稃肥とハ米の檜及ひ麦・粟・黍稷等の稃を云右、第二十八章草木灰の用法を論ス、

又韮の を冬籠するに、 蒟蒻・甘薯及ひ牛蒡・萊菔 て能腐朽たるハ、粘樟土を解釈して根を需る作物、 て用るへからさる事あり、 米の糲ハ多年を経されハ朽さるか故に、 地ニ耕錯ときハ能く土性を軟膨して作物を豊熟せし 又麦の稃ハ甘露児を作るに極て宜し、且硬堤たる土 糲を上ニ紫菌ヲ生する者也、 (ノ タ メ タ ササケシシメチ の根辺ニ糲を敷時ハ大ニ蕃衍て花を生する事夥し、 少しも寒ニ傷む事なく、 ニ傷む樹木の根辺を米の糲ニて冬中囲繞し置て時 されハ悉く腐壌し、或ハ種を絶するに至る、 蔗・甘薯・蒟蒻及ひ莪朮・欝金等寒気ニ傷むの作! し易き作物を保全して能く其腐敗を防上せしむ、 ノカ) 総て参稃ハ早ク腐朽を以て地を軟膨に妙なり、(麦力) (する脱力) 寒気を畏るゝの品をして霜に傷む事なく、 根ニ厚く糲を培ときハ其葉盛んに繁り、 其根と根との際に米の糲を混間で 勢ひ雄壮に成長す、 米の糲も多年欝棲に落置 ・大蔓・大芋魁 紫菌味美し食ふべ 或ハ処ニ因 又蘘荷ガ 仏掌藷 又寒気 且其 腐壌 Ļ

右、第二十九章稃肥の用法を論す、

等を肥太にハ最上無類の培養

る事極而強く、宜く水肥に製して此を用ゆべし、 (批力) 版二此を土地二培養する時ハ能く草木を滋潤温養す 放二此を土地二培養する時ハ能く草木を滋潤温養す が二比を土地二培養する時ハ能く草木を滋潤温養す が二代を対して、 が一般を大きり麺粉を 新日、粉糠肥とハ米を精搗たる糠と小麦より麺粉を

粉糠水肥ノ製法

粉糠三斗火に熬て黒色を発しめ、此を火桶の中に納 を力油糟の功能に異なる事なし、故ニ此の水肥を稲 全ク油糟の功能に異なる事なし、故ニ此の水肥を稲 全ク油糟の功能に異なる事なし、故ニ此の水肥を稲 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に澆て皆良効を奏す、蒲桃 田・麦畑を始め種々作物に違て皆良効を奏す、 本でれた。

子・芸台子・蘊麻子・芥子・麻子・綿子等、惣而草(萋萋カ) エコマノミ アサノミ スサイミ 強悪肥とは胡麻油糟を始めとして、其他菘

此節油糟の直段高く、

菘種の糟ハ金一両十二三枚な

第三十章粉糠肥の用法を論す、

すれ **荏種々・芥子等の油糟は二斗の種を一搾にするを、** 子の油糟ハ性功最も俊秀也と知るべし、○凡菘種 りたる糟粕なりといへども、其ノ中には当油気も天 の天火を混清したる油の能く燃て、暗夜を照すを見る大火を混清したる油の能く燃て、暗夜を照すを見 木ノ種子『ヨリ油ヲ搾採タル糟ヲ云フ。凡ソ草木ノ(『培養秘録』より補) 枚以上も用るニあらされは十分ノ効能ある事なし、 養して皆奇妙の効を奏す、其中に於ても菘菜と芸台 或ハ長流水に煉醸せて澆肥と為し、種々の作物ニ培 ハ粗末となして灰を和し作物の根擦て萌肥と為し、 の根辺を少しく堀り此を軽く埋めて脇肥と為し、 く此に草木灰を加味して捧肥の法を行ひ、或ハ作物 潤養の良効あり、其此を用るに、或ハ上に説たる如 火の気も遺れる事必せり、故ニ其性温熱にして且 て日輪の分火なる事を察せよ、然れは其油を搾り採 たる暖素にして其細理の論する時は、 種子△に含蓄たる油脂ハ、皆日輪中より大地に照射 枚ハ大約四貫目より少し軽き者にて、一枚を粉に ハー斗五升程あり、 総て油糟も一反の地ニハ六 微細なる小球 ッ

強し、

同く三番水肥ハ上の本肥二荷を大桶の中に汲ミ入れ

損なる者也、 用されハ損なる者、蒟蒻の如きハ一段の畑ニ五十枚(あり脱カ) 長する事なく、 0 頗ル宜しからさる者也、 ならすと知るべし、 ハ三十二三枚もする也、 油糟を用ゆべし、 綿の実の油糟ハ一枚三貫目玉ニて、 且ツ下品にて肥を十分ニ用るより大 干鰯鯡の類といへども皆然り、 肥養を倹約する時ハ其玉速に成 然れとも作物ニ因て効能 ○作物ニ依て夥しく肥養を 金 両ニ

ŋ

肥養も一段ニ金弐部の肥養を用されハ作物十分

油糟水肥を製する法

菘種 を待て用ゆ、 総て水肥ハ其葉を汚す事なきを法とす、 て攪回混合せしめ、 同く二番水肥ハ、本肥三日荷に長流水十二荷を加(智力) 桶の中に攪回す事数度、 但し、 或ハ芸台子の油糟五十枚、 作物の根ニ澆へし、葉と茎に澆く事勿レ、 此を一番本肥といふ、 一夜休め置て此を一段の畑に澆 三四日休メ置きて泡の 長流水二十右を大大 (荷脱カ) (衍カ 甚強き肥也 此も亦頗 沸 ル 3

物也、 翌日 翁曰、 にし、 主能、 も灌く時ハ稲虫を忽ち鏖にす、 といへとも、 蘊麻以下の油糟ハ菘子ヨリ劣れり、 意に従ひ水を加て適宜水肥を製するに甚便用 実を結ふ事極て多し、且ツこの本肥を製し置く時 宜く柑類の果樹の根近辺ニ寒中此を埋むへし、 麦・小麦其他蔬菜等に是を用 に培養する温潤滋養の水肥也、 へし、又芥子の油糟ハ肥養に用たるには頗る劣れ 番ハ温養ふ事極強く、 日輪の届さる陽気を補佐して作物を精 長流水十三荷を加へ攪回混合して一夜休めおき、 此を用 芥子の油辛辣苦烈、 胡麻も効能良也といへとも多く得る事難し、 十分二成熟の功を遂しむ、 油糟は其性温熟滋潤ニして此を田畑ニ培ふ時 W, 別に殺虫の妙効ありて此も亦一箇の奇 此を一段の畑に澆け 性弱き作物には用る事難し、 段の水田に此を二合許 WD 木綿及ひ稷・粟・ 信ニ珍重すべし、 又此三種の水肥第 然れとも皆用 普通 神を雄健 0 作物 n Š

芥子の油糟二升、新ニ焼たる石灰に升、草木ノ灰三

芥子の油糟殺虫の方

143

するか如く掺へし、 升、右三品細末調合し、 虫の付たる草の根根に蒔肥(箭カ)

愈速かに用ゆれハ愈速かに消減ス、実に奇方也、 方ニ而皆悉く消滅す、宜しく速に此方を用ふへし、 る蚊虫及ひ鵲豆・萊菔等に生したる諸虫、此ノ殺虫 主能、大麦・小麦等ニ付たる癥蛀、 其他木綿に生た

第三十一章油糟肥之用法ヲ論す

翁曰、 事を知るへし、 即チ欣々然として栄るに面を此を以て其天意に出る(向ふヵ) れども、 木の意誠ニ疎も酒を少しく根の側らに澆きときハ、 あらん哉、豈啻ニ血気あるの活物のミならんや、草 とも、 るに必す酒を供へさるハなし、世界広大なりとい 給ひたる事と見へて、太古の世より上下の神抵ヲ祭 天の神意にて活物ヲ楽しめん事を欲して成就せしめ し、此ニ水を和して醞醸成たる者なれとも、 る糟粕をいふ、 造醸物糟とハ酒・醬油・豆腐・麩等を製した 凡血気あるの類に酒を飲む事を楽とせさる者 酵気尚遺シ存を以て此を田畑ニ培ときハ、 所謂る酒糟ハ酒酵を搾採たる糟粕な 其中ニ於て酒ハ人工を以て麴蘗を製 元来上

> 其作物きして欣然繁栄しむるの妙効あり、 故に一箇

の上糞肥に算る者也

其気の鋭烈に在り、故酒の鋭烈なる気波のミを得ん(Ξဣウ) (液ガ) 翁云、 とも、其酔て憂を忘れ意を快くして楽ミを極る所以 んの功能ハ、畢竟其味ひの甘甜に在らすして、全ク 酒の味ひ甘きて以て人々此を飲者多しといへ

事を欲するときは、升露缶を用ひて酒を升餾して此

を採る、此れを焼酒と名く、焼酒ハ酒中の精粋なる

事を顧ル事也、 らしめ、或ハ身体を妄動し、 て鬱閉を聞達し、血脈を刺動し心魄を飛揚快楽くな 者也、故ニ焼酒の主能温熱揮発、 終リハ昏酔し睡ニ至る、 甚き者ハ狂乱を発し人 これを飲む者をし 然れハ多く

欽すへき者は非る也 (ニカ)

翁曰、凡草木の果実・根・茎の甘味ある者には必す

林梧・桃子・橘子・桑椹・楊苺子ノ類、(梅服力) るもの也、皆以テ酒を醸へし、然レハ酒糟ヲ肥養に 玉蜀黍、 粘糖の気有り、 即チ粳米・糯米・大麦・小麦・粟・稗・黍稷 其他甘薯・甘蔗・蒲桃・梨子・李子・杏子・ 粘糖の気ある者は皆悉く酒を醸しへ 粘糖の気あ

此ニ次ク、 用る事に至りては、 其他果物 粳米の酒糟を第一とし、 0 酒 糟 ハ性功大ニ劣れ n 麦酒

糟 肥用 法

には、 付べし、 米酒 ŋ 地の陽地に変する事あり、 発する藤蔓の大なる者あり、 なる趣向を生し、 れり、其外種々の妙用あり、 麦を蒔と雖、 等を用ゆべし、 上り花に湊る、 主能性温揮発上行し、 ものなるをもつて其理合を勘弁して用 田にも畑にも用ゆべし、 く工夫すへし、 る以前十日許も早く此を耕錯て種子を萌 然るに不昧斬翁晩年の工夫にて、 糟 五斗、 先ツ最初ニ此物を用ひ、 作物を豊熟するのみならす、其成功を急く 唯根を肥大する作物には人糞よりハ乏 草木の灰三斗、 此肥倍 水田ニ培ひて稲を植 故ニ藍葉・ 用方の機に当る事を得る時は、 速かに茎葉を繁茂せ直ニ ハ人に酒を飲せたる如く意外 此肥ヲ用るにハ作物を植 我家に先祖以来絶而花を 烟草・紅花・木綿を作る 焼酒の主能に就て宜 此二品 人皆佐藤の痴藤と呼 其後徐々干鰯 ラ能 パゆべし、 寒中其根側を 陸 にく調 + 田に 或 和 崩 油 陰 植 7

> たる容態なり、 養とす、これ世上の農事を勤る者の一等軽薄に成 二乾し細末に為し、 の焼酒を升餾て悉く此を飲ミ尽し、 て此に米糲を合せ、 工夫するを専要とす、 る事を発しかとも、 異せり、其後二三年ハ埋肥しけるか、 花を生し、殊ニ甚た梗長く美麗なりしを以て郷 冬に夥しく埋肥せられけるニ、三年目ニハ百余朶 年に朶の花を発けり、 堀りて右之糟肥を余多に埋肥せられしけるに、 に用るを観るに、 此等の事あるを以て農業に従事するには懇誠ニ 歎息すへし、 最初先ツ酒糟を造酒やより買ひ来 木綿等作物の根辺ニ摻て此 今二而 升露缶を用て糟の口に遺 (中カ) ○近来諸国 翁大に歓ひ給て、 */*\ ○翁日ク、 近隣無双の名花となれ の百姓 其後彼の糟を日 後にハ 其翌年(衍力) 醬 酒 油 糟を肥 埋 0 n 其翌 肥す -復初 糟 を る 肥 所 0

は、

糟粕也、

る者也、

此を以て田畑に肥培する時ハ種 故ニ油気尚存て油を搾るといへとも

々作物を皆

油

0 出 大豆と小麦に塩を和合し、

醸成して醬を搾り採たる

莎草忽ニ消滅す、

く、麩の粕者根を肥大するに効あり、勤めて人世に諸作物を豊熟す、且ツ又豆腐糟ハ実の需る者者に宜れり、故ニ此を地に培ふときハ能く土地を肥沃し、(紹力) 、豆腐糟も豆の油遺り、麩の糟にも小麦の気存

右、第三十二章諸糟粕の用法を論す、

功あらしめよ

川薀等の諸草をいふ、右種々の水藻を数多苅採で此草・水松・竜鬚菜、其他陟釐・蓴菜・荇菜・河藻・藻、黒藻・滸苔・薀・海帯・裙帯菜・鹿角菜・神馬藻、黒藻・治苔・薀・海帯・裙帯菜・鹿角菜・神馬翁曰、水藻肥とは総て海河の水底に繁栄へる所の海

も劣らす、能く繁栄して驚くへき程の豊熟を得る者耕錯て、作物を植る時ハ高価なる糞苴を用ひたるにて少しく腐敗を催ふし、色の白く変りたる時も田畑で少しく腐敗を催ふし、色の白く変りたる時も田畑

也、

啻に海河のミに限らす沼池或ハ谷間溜り水に生

久しく積ミ置きて、色の白くなりたる時ニ此を用ゆしたる水藻といへとも皆苅採り、上に説くたる如く

培養するに利益頗る多く、大麦・小麦を豊熟せしめ上地を潤す事殊更ニ強し、故ニ乾燥を畏れる作物を上地を潤す事殊更ニ強し、故ニ乾燥を畏れる作物を上地を潤す事殊更ニ強し、○水藻の主能ハ其性微温に格別其効能の強き者也、○水藻の主能ハ其性微温にへし、野山より青芝草苅り採来て埋肥等するよりハへし、野山より青芝草苅り採来て埋肥等するよりハ

右、第三十三章水藻の性功を論す、

ん事を需るには、

他ぶつの及はさる良効なり、

培養秘録巻四終

古道大意下巻抜書輯録ニアリ平田篤胤講談 人尋筆記弐

冊あり

デ、

夜会記抜書録ニ写し置

八冊アリ

度に及へり、強盗おもひけるハ、我かく跡につきて とおもひ、近くあゆみより太刀のつかに手をかくれ かかりてとらんとむねさハき手足ふるひけり、心を(するに脱カ) とる、里離れ人遠き方に笛の声のきこへけれハ、し うとからす、むかし源の頼光、夕の空のおもしろき す、むかしの武将は文学ニも達者にして、礼学にも(マタウ) ハ、身ふるいて太刀ぬけす、かくのことくする事数 てかなはす、扨は此男をた、一太刀に切りてとらん 静めて跡につき二三度くまんとすれとも、心おくれ のかたにいぬる也けり、此強盗うれしくおもひ、飛 から、あゆむともなきしつかなるあしもとにて、里 たひ来て見るに、よき太刀はきたる人の笛をふきな 人の太刀をうはひとり、あたへさるものハころして に独野遊して笛をふき給へり、其比大力の強盗あり、 いろく~にはかるをしらさることあらし、然るに一 いまの名将・勇士とても昔しの武士にハ及ふへから

> 歌ハよみ給へと、武の道にはうとく見へ侍るハい とも、武もむかしの人には及はす、文なき武なれ れありて、名を後世にもあけたる也、かくのことく あつまゑひすのあらき武士と人はおもふらめと、 しかハ、西国まてもよろいの櫝にはありしときく、 くて、常陸の国にて寺のありけるに、文をかきそへ そろしく成てミへかくれにしたひきて、屋形に入給 くしに異ならす、た、人におはせしとおもへハ、お 度もかへりミず足もとたかわす、笛の音色も遠く聞 さもあるへき事ならんかし、武士云、さの給ふ人も 人ハなかりし也、今の武士ハ武をのミ肝要にの給 いにしへの武士は文武二道をかね備へて、無下なる かゝるやさしき人なれハこそならひなき武勇のほま てあつけおかれしとなん、嗣信ハ笙をもてあそはれ 琵琶をたつさへもたれしか、遠路のいそきたへかた ふをミれハ音に聞へし源之頼光なり、又奥州の忠信 ハ義経の御供に軍立して、いそかはしきまきれにも

そあやまりつれとも、今ハ又其あやまち常と成て、

か、、歌人云、我は長袖の家に生れ侍る、むかしこ

この故に武事にはたつさハり侍らす、た、心を生死 也、よく風しよく比していふ者罪なく、きく者いま ひハ君子の士を安し、仁に厚き道をして民を親む意 楽ひ命を知るの気象あり、ゑんにやさしき言葉つか よき歌を以てひちりとして身の似よはん事を願ひ侍(カトffク) 侍らし、夫歌人の業ハ居なから天下の山川を知り、 は、それを枕として死をいたさん事ハ誰にもおとり なみ、またハ主親の難にあたりて兵をたまはらんに 士とハちかひぬへし、しかれともおそれなき心を養 た、うちたる人狂人の名をとらんのみなり、其行武 顔色そこなわす侍りなん、扨こそ我きすに成侍らし とも、すこしも心をうこかさす、かたち身しろかす、 を養ひ侍りなハ、狂人あり、かうふりうちおとしぬ を一見て生をむさほらす、死を畏れすうこきなき心 公家の武士たてするハ、かたはらいたきものに侍り、 人跡をたつね、月ニ花に神を造化の中にあそハしめ ふ所はかはりあらし、もし盗賊あらんに一刀をたし 歌のゆふにたけたかきハ俗習をぬけ出て、天を

理にくらからす、たゝいさゝかいひここして、人を らかににて、下の心は人輪を明かにし、天地鬼神の(織力) す、うはべは月花をのミもてあそひたるやうになた 心の直を見、或ハ造化の物ニ感してハ時々情をのふ らす、花に露にたはふれ過したるも歌の本意にあら とてかとく~しくよみなしたるはかへりて雅歌にあ 糸竹の遊ひハ歌人なを手をたつましきもの也、道歌 手にてもあれ、識者の心にはいやしまる、処あり、 す、近来の歌よミハ多ハ歌作りといふ者也、歌ハ上 し、天地同根の理を明かにし迷ひとけ、欲すくから(で脱カ)(な脱力) るの興とし、或ハいにしへの道をしたひ、後の世に 女の情による事は奥議あり、中人以上のしるへき所 らてハいかてか歌人とハいひ侍らん、恋の歌とて男 して経典にもとめ道徳によらしむ、学問なく道をし すものハ歌也、故ニ心術明かならされハ歌人といは てハ歌のさまいやし、まことに其人からを絵かき出 のこし、神明の徳をすゝむるハ、歌の道にしくハな しむるにたれる者は六義の徳也、或ハ実事をのへて

にあらす、其実ハ真の歌人は色をこのます、又幽深

公家ハ武にハたつさわらぬ者に成来れり、今にして

(玄カ) おかいしめしとす、いやしき心よりいかりも甚しく、かいしめしとす、いやしき心よりいかりも甚しく、 かいしめしとす、いやしき心よりいかりも甚しく、 かいしめしとす、いやしき心よりいかりも甚しく、 なこそよけれ、ミつから財宝の権をとる、あやしき 事也、牡鶏のあしたする過もこれよりなれり、やむ ことなくして財を守るとも、心ともていてたるふる まいあらいならんいびんなかるへきわさになん、女 は三にしたかふとこそ、三なき時ハ老臣にしたかふ べし、他のほまれいありとも事のあやまちはなかる べし、人のいゑをやふるもおこすも女子の徳の吉凶 による者也、歌道の教の根本こゝにあり、此座中女 子もち給へる人多し、しろしめさぬハほいなきこと

きかことし、軍者云、其方は京の生れなれハ武士の士大将を殿と申せハ、其臣をも殿と申は貴賤の分なめ侍り、御家の倍臣ハ直臣とさのミのちかひ侍らす、の時の云ふ、おもふ事を申てうたかひをはらさんに医師の云ふ、おもふ事を申てうたかひをはらさんに

なり、

意力) はしり給ハし、他国にちかひたれハ不審ハ尤 ミ君知はしり給ハし、他国にちかひたれハ不審ハ尤 も、氏筋生れ付かはらぬ士なれとも、しハらく世の す、氏筋生れ付かはらぬ士なれとも、しハらく世の す、氏筋生れ付かはらぬ士なれとも、しハらく世の すへき道理なき事也、又者とていやしめはつかしむ る事ハ、小者のことくする時ハ恥ある士は其国の倍 臣と成てハ居侍らす、主人も筋ある士をか、ゑてからめかしこまれと、いやしき下知はなりかたし、誰か者は無礼也なと、いへは、死を共にして主君の御用にも立へき者をハ無是悲いと名付て思ま、に下知 あかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 あかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなとをさむいと名付て思ま、に下知 まっかり・刀さしなど まっかり には は まっかり に まっかり に いっぱい という は まっかり に まっかり に かり に は ない と は は は まっかり に まっかり に まっかり に まっかり に まっかり に まっかり に は ないり に まっかり に まっかり

多来て倍臣となり侍り、同身代の家頼にも殿を付てける、伯父の臣となりて居侍り、他国よりもよき者余の末子同し家中の倍臣となり、或は兄の家頼をつとの末子同し家中の倍臣となり、或は兄の家頼をつとめ、伯父の臣となり传旨となり、或は兄の家頼をつとめ、伯父の臣となり侍り、同身代の家頼にも殿を付てめ、名言をはいる。

し、心易さしつかふなり、これによりて主人のたし

と申は主人に改易せらる、故ありて暇こひ他国志た ひ当りき、薩摩殿と御当とにハ牢人と『申者侍らず、『夜会記より補》 は、 かやうの小身者にもはいつくはい、雨降にも木履さ 御国風にて小知の末子なり、彼国にてハ又者とてい り侍り、 と牢人と名乗りて京・鎌倉に出て他をかせき侍る事 る者をこそ申侍るに、主君持禄ある者の子共、 侍る事は倍臣の礼式あしきよりおこり侍り、夫牢人 他国には牢人△多く出来て、京・鎌倉にもみちく~ の弓矢のつよき事語り伝へ侍るはこの仕置故とおも 馬にのりたる士の下馬し、殿をつけて申侍るをきけ 残り候、在鎌倉の時見聞侍りしに、辻番の弓の者に 勢は三万にもむかふへし、扨は薩摩守殿の家に古風 はしるへき者少し、敵一万味方一万ならは御家の軍 者・中間をもなさけ有て指使侍れハ、戦場にてにけ 倍臣の礼いやしくて其国に居られるぬよりおこ 皆知行とりの末子也といへり、むかしより薩摩 下野人まいり候時、 武士云、下拙か弟御意を得て伯父の養子と 若党二人つけ遣し侍り、

に若党いやしき者ともゆへ、平生の作法あしきのミ (愛輩脱力) 老と士との礼義を聞侍れハ、親の代まては家老も正 国式なけけれハ、重き者はぜん~~に礼をなミし、 貴賤のわかち、易簡にして事すくなく物質素なり、 (をカ) 礼式ありてハ行を無礼とする也、 侍り、ゆかぬは無礼とや申侍らん、儒士云、礼式定 者の堪忍なりかたし、弟も笑止にてめしつかふへき かろき者は年をかさねて礼しけく煩し、今他国の家 らさる以前にて人の行に不行は無礼ならん、すでに 医師曰、家老の士に音物すれハ他国ニては皆礼に行 りかたく存候也 なる事と申こし侍り、 石取候者も同し事になるへし、治世軍国ともに難儀 虎口まて供すへきやうの者ハ侍らす、かちの者も千 れハ、万事気のどくなる事多し、其上何事そあらハ やうなしとて返し侍り、無是非所の若党をつかひ侍 ならす、はくちさへはやく侍りぬれは、彼是人筋 へぬき、はたしになりてかしこまるやうなり、其上 余所を聞て御国のる礼式をあ 夫礼は上下を定め 0

月の礼に一度ハ士の家に行侍りき、大勢なれは大方

申侍るはこの故也、家風よく家事と、のほり、小

もあり、 ŋ り、 ひとしくなれり、一年中諸士の来るに報礼なくれハ、 とも、 思はぬ乱をも起し者也、かやうの凶を未発にふせく 霜をふミ堅氷いたることく位つめに臣の威つよくな しせまるなり、必すしも反逆せんと思ハされとも、 馬もせぬあり、 れハ其親まては諸士に下馬もせしか、子の代より下 継合といひて諸士の礼にむくゐさるはきこえぬ事な せめて正月はかりなりとも門礼ニ行へき義理なるに れ礼式なき故に重々者は日々に無礼になりて、君と し、元日より家中礼に来れとも後の挨拶もなし、こ 返礼につかひもつかはさす、後には鑓合の言葉もな 継合といへり、しかれとも元日は其意にもまかすれ 者使はかりを遣し、夫もむつかしきにや、 へきための礼式なり、 時ありて其儘とらる、やうなれハす、むるもの 後には其言さへ亡ひたるは君臣に同し、 次の日よりハおもひく~に行て年始をいへり 凡情の習ひにて欲に目見へされハ、初より せんく、に君とひとしくなるハおか 軍者云、 しかり、 軍法は礼中 正月の礼 如是な

其筋に立て使を分ち、門礼をハいはせ侍りき、其後

玉

かろし、主人は鎌倉の留守ハ出陣の跡に跡にハしま(在カ)(かカ)(衍カ)(衍カ)(でカカ)の表をは威 三拾万石壱万石、五拾万石にてよからん、夫にても の一品也、治世に礼なくては軍陣に法礼行はれす、 をさげず、礼式ありて長久なり、礼定まれハ人のう 儒者云、のほりやすき者をあげず、くたりやすき者 にて代々其職ニ置給はさるハ初よりよく備給へり、 にまはりて家老職ニ置給ハ、、古への職国になそら かたし、其上に小身なれハいよく~かろし、 万石以下は主君直の下知近けれハ、家老に威うつり 中二大身あれハ次々夫をまねて奢になりやすし、 大名は直の下知遠き故ニ家老に威付易し、其うへ家 石の家老五万石にてはいよく〜君威をうはふへし、 勢にはあひかたし、三拾万石の家老三万石、 しにて上卿ハ君の十分一と侍れとも、 りかたからん、是不及を以て乱をふくめり、 へ職知行もよからん、鎌倉の評定執権職拾万石以下 [持の家老は威過て君をなみするに近し、 (弐万石脱カ) 日本のいまの 天下凶あ もろこ 五拾万

らみもなし、

難儀なるへし、他国ハ損益いつれにて侍らん、武士(民の殿カ) れは、 を上へ申て諸士の殺生をふせき鷹場ひろくなり侍ひ、 医師云、 しハ御鷹のえばにかこけつ小鳥ハとらて、鴈鴨の多 までもひろくふせきて鷹場と成やうに申なり、えさ ろくへのりんきあり、 女はかりりんきは申侍らす、男も法界りんきとてい の殺生をハいろく、讒して害ある様ニ申せは、 になるへき所なと、いひてとめ場をひろくし、 の所へゆきて、こ、もとめ度候、かしこも御とめ場 師・えさし・犬ひき・鳥見ましりに其頭并に鷹すき 君ハひろくハありき給ハね共、家老身高に鷹すきあ 云、他国の鷹場ひろき事は大方主人鷹すき故也、主 くらハれて民の迷惑なり、 切々つかはされ候、他国は一度御鷹場へ御出もなき よりも御鷹場せはく候、其上御人指にて御鷹場へも く侍れとも、殺生人多在々に入こミ侍れハ、これも いらぬ所まてもひろくふせき侍り、しゝ鳥に五穀を 我自身の鷹場のとなりまてもふせき侍り、鷹 御国ハ大国にておわしますに、他の中の国 鷹すきの者ハ我用にいらぬ所 御国はし、鳥の害すくな

第一の難儀也、 鳥、上へとり給ふよりは下へぬすミとる物多し、 りもあき人ゆきてうけ来りぬ、鷹方の者ハミな同類 がりし、一日もきちの百弐百ハとりてうり、 と、いひてとめ山にゆき、これも狐狸はとらせて雉 とりうり侍り、御国へまてもうりに来て鴈鴨諸鳥 病に弓達者ニ国の武つよく君の干城となるへき者を なひありとも、鷹方の十分一も侍らし、武士の身無 るハなし、鷹すきの大名の民間ニ住侍る者ハ、これ るゝ、民間の迷惑も鷹師・えさし・鳥見ノ者ニ過た 人ハ鴈鴨一羽とりても下々ハきられ、士は改易せら なり、百姓ハ鷹方の者をハ殊の外におそる、事なれ るやうにいひて出し侍り、犬ひきハ犬のしはれな つの代にて小鳥いくつもかいそろ、数日ほねをりた 大方右の鷹方の者のぬすめる也、 くつく所に滞留し、夜る~~あみかけて大にぬすみ ハ申者もなし、せつかく制止してとめらる、鷹場 鳥のためにおさへて出さねハ、弓ハせんくへに 武士の心得あしきものたまく~そこ 鷹のえは鴈鴨ひと 御国よ 0

無達者に也、

足よはく身病気になれり、さて其鳥は

ŋ はとめ場江つかはされて、弓矢手足ともに達者ニな き所まてとめ給ひて、諸士の弓矢おこたる事は何 弓の殺生日々ニ侍れとも、 益もなきことならすや、御家にては御近習の人々を て多所も来秋より制止なけれはおらす、御用にもな はしめよりとむれハ沢山に付ものなり、ことしとめ は一年物也、今年多とりて鳥すくなき所も明年の秋 武士にハ鷹方の者おそれ侍れハ民の煩ひもなし、鳥 らず、鷹方のものはおのつから武士の目付のことく、 方の者もすくなし、武士多民間ニ出れはぬすみもな 御鷹場に御事かけられす、其故ハ御鷹数すくなく鷹 て身堅固也、御国ハ御鷹場とめばすくなく、 ども、弓矢を持てねらいありけは雪霜雨露ヲしのき 武士の武道を心掛る第一なり、 し・犬ひきの一日一夜の得物ほとも侍らし、殺生ハ 弓のねらいは一国ニて射手二三百人出るとも、えさ (〜とハありきもならす、必すしもし、鳥は得いね 外さまの者ハいつもいとま多けれは、とめ場の 他国よりハ鳥多く侍り、 何之手持もなくうか 諸士の 0

十五十にて死すけか、なからへても病者に成て用に

の家を見聞に用人・出頭人なといへる者は、大方四 くるやうなれは、毎日も詰させたき事なれとも、 も心に叶てつかひよき者ハすくなし、見へねハ事か

人

子の奉公といふものにはあらす、我れ多き人の中に 世間の武士の奉公は侍妾なとのつとめのことし、男 給ハく、今の世間の習を以ていへるハことわりなり 身の望もうすく、奉公の勢なき様にや侍らん、君 医師云、 外に出てかりいたし侍り、 し侍り、しかるに御家には非番に出べからすと御座 かちに登城し、平つめに奉公するを以てよしといた ゆるかせなる御事ながら人々すくれてつとめ立 他国ニハ当番ハいふに及はす、非番にも我

鷹のいやしき者ともにとらせて何の用ニもた、ず、(5歳ヵ)

てかんよき馬口つよき馬たしなミ、主人の助となる

まし け

芸なり、弓馬達者さかりなる三十四十の者も、

無病上根なる者の六十までおるも、文武共に無能 やうにつかひころしにする也、間ニ生れ付すくれて た、ぬか、ことわさにいへる大津馬のおいからしの

こすへきいとまなけれハ平馬たに自由ならす、

も通りなん、何事その時ハ笑止なる者也、大将はお(ならんカ) にてこそ身ハはりにもなるへけれ、外さまの『者は『夜会記』 さんとす、弓をならハん月日もなく文学すへき気な(元版力) 馬打物達者に身すくやかなりき、この故に十死の地 の名将をきくに、なにも近習の武士は諸士に越て弓 子の代に世間を見習わんことを恐れてなり、むかし おきたる故也、此事は式には記すに及はねとも、我 なり、むかしより事をかきてゆるやかにいとま多し しり見くるしからす、四拾五十ハさかりにすくやか 女のことくにつかひなすは将の不覚ならすや、我用 もわぬ討死もすへし、無事の世をたのミにて諸士を 調法、しかも身よはく無達者也、平生ハそれなりに 却で心がけ次第文学武芸を△たしなミ身ちかき者無 きまへありてこそ君主を出し入て事の筋道もよろし けれハ、一生無知文盲也、主人の身近き者は物のわ へき覚語なし、少もひまあれハ気をのべ草臥をなを(智力) 人近習の者ハ弓馬共に達者なり、野山にてもかけは く、人も恥おそれて下知もまはるへけれ、弓馬達者

文盲にて武運第一のやうにいへとも、武道の心かけ

医師云、他国にては人数の大損は侍れとも、毎年侍(積ヵ)

ともにおろかならすや、

也、医者のいらぬ事なから御家に御奉公仕候からハ の御目にかくる事は侍らす、御家のハくわしき御事 一人、小者一人のましへりまても改めて記し、主君

百姓をかり出して幾人つれん、公儀のかし人ありな 人をもたぬ者にて侍り、今時ハ何事そならハ知行の(あカ) ハ油断し勝手つくともいふものに成て、身上相応ニ 承度候、軍者云、人馬を記す事なけれハ、無事の時

と、いひて人を持侍す、扶持切米遣し召置たる者さ へ虎口にてははつしかちなり、いわんやかし人ハま

ハあわぬ事也、人馬をしるされ君の御目ニか、るお(と脱カ) ことのやとひもの也、情もなき地頭にかりつかは る、百姓ハ何の用にか立侍るへき、其うへ急の間に

もヘハ、身代相応ニ人を持侍るなり 医師云、世間をありきて見聞侍るに、下よりなりの

ほりたるものは我かつミておもひしりあり、人つか(身に脱力) ひよからんとおもへは、かへりて生れなからの上ら

ニも一生を得て功を立、名をあけし也、今の武士は

り侍ぬ

ぬよりも用捨なくあしき者なり、さのミかまひある あしくなる者にて侍れハ、名は根なき事にてさたな。 年よからぬうわさあり、儒者云、しからん、器量も 子のためあしき事のミ也、畢竟は軍役不足する者な 成あかつては驕一入にて家材をやふり、夫のみため、「鼠力」 にうやまわするも不快なり、あいやけとて同座せん れありといへとも、年長するにしたかひ次第に人品 あり利発なる人にて学問なし、左様の人は一旦ほま り、軍者云、越中殿ハ人のよくいひし人なるか、近 いやしきものハ艱難をへて質素ならむとおもへハ、 軍者云、しかり、治国に害ある事は軍勢の損あり、 妾を以て妻とすへからすの御式目御尤なる御事なり、 れは縁者も次第にあしく成ぬ、家のおとろへなれは も口おしといひて、心ある人はゆるし侍らす、しか りてよめ取にも聞及いやしき者をしうとめとし、娘 風あしくなりて男女ともによき者は居かたし、子あ ましきおもてむきの侍・小者まても腹立事多し、家

ひてしつまり、本性のよき所あらいるゝハなり、医(れカ) (前脱力) くなり、よくいはる、あり、生付慈愛深き人の世間 けれハ、次第にあしく成侍りぬ、人一品の人あり、 使ころしにするも慈愛なきにてや侍らん、儒士ハ云、 云、しからハさきにうけたまはる人を使たをしにし、 わかき時となへあしきか、年長するにしたかひてよ まよひて我ま、になり、実は名利のためにして善な とし、日々に我か身の非をかへりミれハ、よき生付 学問してもあしくすれハ、後日ハ学問せぬ前よりも 不仁にては候得ども、世間に慈悲なる人といはるゝ 孟子にも人を殺すに杖と刃とのたとへ侍れは、畢竟 の習によりて一旦作法なとみたるれと、年にしたか のよからぬ人をのミ見て我身に自満し、己か知才に の人はいよく~よく成り侍りぬ、道を学ひぬ人は今 あしくなるもの侍り、よく学ふ者ハ古人のよきを師 て大方はしめの分にて通るものなり、かしこき者ハ 儒士云、しからす、才智人にすくれぬ人ハ善悪ニ付 なるとのたまへハ、平人ハいよく~さやうならんか、

人にも此過はあり、心のつかぬにて侍るへし、慈悲

故に勇なき知は真の知にあらす、しれハすみやかに改めて善にうつるは勇なり、この心のつかぬ過もなし、今まてハしらざりし過あり、知仁勇の三はなれぬ教にて候なり、知よくてらせはと云も姑息の愛にて徳性の仁にあらす、聖賢の仁は

夜会記礼式

正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事 正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事 正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事 正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事 正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事 正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事 正月の礼儀一万石以上太刀折紙金馬代之事

△弓大将・はた大将弓一張之事△士大将・一門・より合のれき╭√太刀銀馬代之事

△歩兵士五人組より弓絃一筋之事△諸士知行高ニ応し、根矢拾本・五本・二本之事

△あしかる同前の事

かけつひきつはあしかるのわさ矢をもいずにくるを恥とおもふなよ

丁つゝ、其村と名と柄に書付へし、三年目ニハハめ△庄や高ニ応し、すき・鍬・なた・かま何れにても一

此歌にていにしへのあしがるのよき事をしるへし、

△町中処に応し、まさかり・かなつき・のミ・のこき(くりて本の主に返し可遣事、

△礼日出仕の往来、大身共に下馬すべからす、たかひり・つちの類一丁ツ、、右同断の事、

にいとまあらす、其上君臣の礼儀を明かにする日なに見目合せす乗過へし、大勢の往来なれ者下馬礼式

れハ、傍輩の貴賤これをゆるかせすへき事、

上には下馬すへし、左には文道を正しくし、右にハ

武道の心懸たり、馬の乗下数度に及ふ時は早わさの

△一門大臣のれき~~といふとも傍輩の礼儀中小姓以

稽古となる事、

△年六十以上、或ハ病者ならハ先より歩行の人来時、

ましき使を遣すべし、其意にまかりよけ、馬上に伏かき者、小身の者には老人・大身より互に下馬ある過へし、両方馬上ならハたかひに下馬へからす、わ使を以下馬御免をいひのりよけ、くらつほに伏して

して過へき事

△太刀もたせ、くつはかすしてのりたるハ、せめ馬川

士大将の陪臣下馬すとも、△士大将は下馬に及ふへ△家老の倍臣下馬すとも『家老は下馬に及べからず。

の事なれハ下馬すへからすとなくて、及へからす国持の倍臣に国持も下馬し給ふあり、人によりてからす、但し、人によるへき事、

とかけるハおもしろし、

ハ下に居て拝して過へき事、外にハ有へからす、礼容して過へし、直参下馬の時外にハ有へからす、礼容して過へし、直参下馬の時

△直臣馬上陪臣かちならハ、陪臣の方よりわきへより

見ぬ体にて過へし、馬上もそれにしたかひてしらぬ

体にて乗過へし、直臣かち陪臣馬上ならハ下馬すへ

き事、

諸士といふとも下馬に及ふへからす、さりなから人△さむらいつれさる陪臣并ニかちさむらい・足軽には

まして、かちはい臣にはよき者あり、平士ハ下馬此時の足軽ハ知行取の子なとよき筋のものあり、によるへき事、

せて不叶者ある故に如此

(fig.) 合のひとしきハ言葉をかわすとも、 ○雨ふりにハ貴賤陪臣ともに下馬すへからす、互に左

ふれて礼容ミたる、か故也、戦陣におひて馬上の礼(ぬカ) ひとしかからぬハ無言にして過へし、衣服損しくら

なき理にたくひすへき事、

命なり、一朝の富貴に奢て士をあなとるへからす、高下なし、君臣となり組親組子となるハ一旦のの運(ff/z) へ諸士の礼義ゆるかせにすへからすへからす、本士に

へからさる事、

諸士また天命を恐れ礼義を重して上たる者をおかす

△正月の礼に諸士来らハ、五節句にハ士太将・物頭の家△正月の礼に諸士来らハ、一門・家老といふとも其門

あるへからす事、 礼、筋目ある家、組親の外ハ継合たるべし、朔望に かりたるべし、一門・家老といふとも礼返しに来る 士大将・物頭にハ使者遣ハすへし、諸士ハ五節句は ハ又其礼には行へからす、尤、礼返しの使者の返礼

にのミいたるへし、諸士にハ使者遣すべし、

朝望の

△家老・組親・一門といふとも、主君の外ハたま物の 可なり、 礼に行へからす、宿に居てこれを請ハ使者を拝して 他行の留守に音信来らハ其家に行て拝領へ「物脱力」(すカ)

△礼節公用ノ外ニハ一門・家老・用人等の家に行へか 文武の芸遊ふへき事 とも遊ひたハむれに無用の日をつひやすへからず、 組親組子となりてハ切て往来して相親むべし、然れ 相叶たる者、彼よりもまねき此よりもゆく、各別也 らす、或は筋目有之者、或は文武之友、或は情義の

事 なり、 病をとひ死をとむらい冠婚を賀する事はたかひの事 其返礼とゆくへからす、使礼も遺すへからす

> △陪臣の礼同座の中下に付へきのミ、いにしへの礼法 かひたるハ、間をへたつるもあるへし、文徳あり、 陪臣にはよはひせすといへる是なり、身代位大にち

武功あり、年長したるなと、客ニしては上に付こと

きへかたより過べし、知人ならハ少しか、めて通る も有、路次にて直臣・倍臣双方かちならハ倍臣少わ て倍臣下馬せは直臣も下馬すへし、直臣よりたかひ べし、直臣尤礼辞あるへし、直臣・倍臣双方馬上に

△ぼくひハ雨ふりのざうりなれハ、主人といふとも木

に伏して過へき事

に下馬すべからさるの使あらハのりよけ、くらつぼ

△当番よく勤メ、非番にハ用事の外は出へからす、文 節のことくなるへき事、 履ながらかしこまるべし、其外ハざうりはぎこの礼

△朝暮出仕、故ありて登城せさる者、病人等、(朔望カ) 相断、 △当番ニ病気或は故ありて不出者は、其頭并ニ相番 上事、 年中懈怠なき者と不参の品日数頭に依り可書 江

当番の

学・武芸達者わさを心懸へき事

△知行物成米百三拾石の得米有し者は、

馬扶持なくと

奉行に達し可書出

△しゝかり山野の大かりには目見せさる子とも十六以 当番の奉行のふれ次第登城いたし、供可仕人々こし みあらすへからさる事 弁当たるへし、供の人馬民家に入へからす、田畠ふ るものハせこに可出、 上ハ出へし、弓いる者は本陣の前ニ可仕、弓ならさ 常の小かりたか野には、

△城下鷹野場の外、弓の殺生これをゆるす、山中し、・(命か) △たか場といふとも、農の害あらハ当時人指を以て可 野のさまたけ、百姓の難儀なきやうたしなむへき事 帰候旦又頭に行て滞留中の有様をものかたりすへし きぢのねらいとまりにも可行、頭々にあいことわり、

△国に忠功ある輩は国記に書すへし、文武に精を出し く風俗を乱るものあらハ板に記すべし、すくれて改 り改易すへき事 心かけつよき者は板に記すべし、すぐれて作法あし めて善にうつらハけつるへし、改さるものハ品によ

> あるべし、急の時は、 し、かい飯米弐拾石可遣、陣の時者馬のためかし人 も馬所持すへし、夫より以下ハ望次第段々馬扶持 切米取一二僕の者たりとも望におひては馬を遣 かし人なくとものり出へき覚 可

△家中人馬毎年の損益、城代武者奉行春二月中ニ改め 悟あらハ右之通たるへき事、 記すべし、一二三の丸惣廻輪のさまくハり、

要害の

手当ならびに出陣の人数つもり、小荷駄等覚悟可仕

△縁辺のとりむすび実をいひて虚なかるへし、 媒の心入裁判肝要之事 身代をふらす、軍役かけさるやうに取持へきなり、 勝手よくても小身の者は小身の方に付て△たかひの **儀則知行高にて勝手ならさるものは小身の方に付て、** 祝言

△旅人往来の大路はいふに及はす、在々所々の小路に △妾を以て妻とすへからす、もし筋よく心さまよく、 は各別也、私になさハ跡目全かるへからさる事 いたるまて人馬の通あやうからぬ様ニ、道奉行常に 一旦おちふれて奉公に来りたる者ならハ、頭の上に

○俗神道大意抜書四学談弊ともあり、平田篤胤講説
下服矣とこれあり、神道といふ事始て此文に見え 疾と記してありますか、すべていはゆる儒者といふ (歴と記してありますか、すべていはゆる儒者といふ を記してありますか、すべていはゆる儒者といふ を記してありますか、すべていはゆる儒者といふ (歴と記してありますか、すべていはゆる儒者といふ (歴力) のはいとも拙きものて、その中にもこの太宰弥左 (歴力) のでが、る憶説をいつた者で、これしやによ つて古へ学をする人はよくその差別をわきもうへき になづんでか、る憶説をいつた者で、これしやによ つて古へ学をする人はよくその差別をわきもうへき で、この国に神道といふ道ないと太宰がいつたハ 章で、この国に神道といふ道ないと太宰がいつたハ ないたした (は脱力)

> ふ、実はとるに足らぬものて鉢坊主も同じ事でござ 「破か) 三種抜とかいふをよみたて高天か原を云てあるき、 三種抜とかいふをよみたて高天か原を云てあるき、 では、かれが評は俗神道の論弁のときにいひませ へるが、かれが評は俗神道の論弁のときにいひませ

る

覚也、非為庸人而言之云々、庶幾世人之崇我神而排 (**) (**

不亦可乎、これハ序に記されたる趣てござる、また

彼仏也、

然則国家復上古之淳直、

民俗致内外之清浄

巳説、盗人窃主人之財、主人之子孫不知為我財、 默胡而夷狄之法也、変神国為黠胡之国、譬如下喬木 (醫力)二 我古記之言、飾仏剝神、世人不察也、遂也遂至令神 我遣神明化彼日本、時王公大人信伏不悟、夫仏者一 などハ絶てなき事てござる、已下略ス、 されたる書等を見まするに、一人として仏を尊はぬ 古への名高きかた~~学文に長たる人々も其書き遺 く人の心に染つきて、学文のなき人は更にもいわす、 来道春の時代まで年数千有余年、貴賤上下のあまね なる説ともでござる、そも (〜仏説世に弘まつて以 就其盗乞其憐、是譬也ト記し置れましたか、凡て尤 書殆乎絶、我見吉田家説、 而入幽谷、君子之所不取也、我見両部習合者彼潜窃 国而人多帰敬、 本文の中に、伝教・弘法・慈覚・智証、 人なく、何れも此を兼学んて其道をいひ破つたる人 而揚言、伊勢者大日、 亦剽掠彼両部習合者以為 日吉者釈迦 見我国之神 而

く、ハひらかれたる人でござる、然れともなをいまく、ハひらかれたる人でござる、然れともなをいまくってその論が漢くさく、仏意は破りつ、も漢意によつてその論が漢くさく、仏意は破りつ、も漢意によつてその論が漢くさく、仏意は破りつ、も漢意によってその論が漢くさく、仏意は破りつ、も漢意によってその論が漢くさく、仏意は破りつ、も漢意によってその論が漢くさく、仏意は破りつ、も漢意にたして仏法を破りそめたるハ、まつこの人を以てかたして仏法を破りそめたるハ、まつこの人を以てかたして仏法を破りそめたるハ、まつこの人を以てから大して仏法を破りそめたるハ、また法師どもの奸曲いたしたる事どもかつ

右に中絶て続く、

る事ハ始まつたでござる、

○三部の密経、五部の秘経など真言家にいはゆる経に いかやうに後の法師どもか、次々その上ハでに加上 いかやうに後の法師どもか、次々その上ハでに加上 いかやうに後の法師どもか、次々その上ハでに加上 して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を して経々を作たなれとも、何れとてもその説く所を

道春先生ハ初めて仏法のわが古代の事実をかきくら道春の師たる惺窩先生なとも仏くさいでござる所を、

前後略、右ニ中切て続く、

りハ釈迦といわず毘盧舎那か説しやといふか、この
といふ意ニ讃称でいふ天竺ことばで、それハすべ
まの通別三身といふ篇によつて考へまするに、毘盧
集の通別三身といふ篇によつて考へまするに、毘盧
集の通別三身といふ篇によつて考へまするに、毘盧
まの通別三身といふ篇によつで考へまするに、毘盧
まの通別三身といふ篇によつで考へまするに、毘盧
なといふ意ニ讃称でいふ天竺ことばで、それハすべるといふ意ニ讃称でいふ天竺ことばで、それハすべるといふ意ニ讃称でいふ天竺ことばで、それハすべるといふ意ニ讃称でいふ天竺ことばで、それの人にいふ事じやによつて、名義集に通別三身の
ての仏にいふ事じやによつて、名義集に通別三身の
ての仏にいふ事じやによつて、名義集に通別三身の

○四国のほとりや中国すちを、或はすた (/ 坊主と形をやつし、また挽臼の目きりなんと、さまをかへ、 をやつし、また挽臼の目きりなんと、さまをかへ、 御国の神国にして天の下の諸人ミな神祇をあがまへ、 仏を信する心の薄きを見て、さては吾が道の久しく 仏を信する心の薄きを見て、さては吾が道の久しく 行ハれかたき事を悟り、神仏合習して神と仏とを混 行いて人をまとわし、己かよる仏道を普く人に信し

させんとの心で、深く工ミたる事でござる、已下略

で取るにたらす、これハ尾張人吉見氏か事によく弁門也、故以西方号鳥居者などいへるをハしめ、後の門也、故以西方号鳥居者などいへるをハしめ、後の門也、故以西方号鳥居者などいへるをハしめ、後のって鳥居の事をこの宝基本記二、四方中以西方為智ス、

して置れましたがとの説によつて申さバ、儀式帳ニ

Rocanobeでござっ、とこむこので申召しこ鳥に、この後でござら、とこむで見といふは上に明居丸桁・土居桁とあつて、その鴨居の丸桁といふは居丸桁・土居桁とあつて、その鴨居の丸桁といふ(需機の上のがつことで、これを鴨居の丸桁といる(需なり)のでござる、延喜式大神に高欄を上のの場の上のででは、近にいるのでは、

右之続き、中切れて、

篇二この言を出し、已下略ス、

居とかいひてあれとも、同しく内匠式ニハ御輿鳥居居るといふの義でござる、また尤この大神宮式に鴨

高欄ともあり、

また類聚雑要抄ニ装束をかくる衣架

居といふは、上にある横木を云ふと見ゆるでござる、の図ありて、その笠木を鳥居木とあれバ、すべて鳥

有此名トいふてよくきこへるてござる、かくの如くいふでござる、和名抄に、門鶏鳥居也、以其形似塒

また下にある横木を古くハ土居と云ふ、

今ハ敷居と

Ф, 白張を鳥比し、白張着たるものゝ居る所故門を鳥居 も、神社の鳥居、昔ハ門・第二ノ門と云て鳥居とハ すへく上にある笠木を鳥居といふより事起て、不葺 はけのかぎりでござる、 らぬ説どもなるに、まして秘事口伝をいふなどハた 故以西方号鳥居なといへる類ひはすへて論するに足 といふなといひ、また宝基本記ニ、以西方為智門、 たる下部ハ主人の供を勤て漸く門外に侍ふ故に、其 或ハ異国の華表を以てこれにあて、またハ白張を着 意にひとしきにやともいはれましたてござる、外に 内外の鳥居などあれバ、門とのミもいはさりしと見 門・第二の門と有り、但し、宝亀二年の太政官符ニ、 ましたが、これが正義でござる、また天野氏の説に の門を鳥居といふ事にハなつたものじやといはれて いわす、伊勢の宮の一二等の鳥居も古書に第一の 酉陽雑俎に東門鶏棲といふ事あり、これ鳥居の(木脱力)

神前のかざり、祭りかたなども仏さまを混するやう <<を大かたハ両部習合にして、宮造りのさまより○さて空海・伝教らが巧めるごとく、とふく<神社

を守本尊として見給ひながらきよろいとして居給ひ、 この余かそへも尽されんほときたなき事ともハ多く 死・貧苦・損難の不幸ひのかぎりなくある、これら 殊に大日・不動・観音・普賢なといへるすくれたる 給ふよし也、是ほどたしかなる守護ハあるへからす、 に、おかしきなことを云てある、夫は、人間におし る、もの故おくものなるを、神社にすゑ、また二王 賊蜜夫などいふ大儘それたる事を仕出し、多病・早 かなれハ悪逆不道をなし、家を焼き、人を殺し、盗 なべて一代の守本尊といふがありて、其身を守護し 近子といふ者の著わしたる児戯笑談といふ滑稽ぶみ あるでござる、この守本尊の事につひて中村平吾三 はゆる一代の守本尊なといふものを造て信しさせ、 などいふをおかしなものを立て、また人にはかのい にくわれん事を恐れて、獅子ハ猛きもので諸獣の恐 でハ人の死からだを埋めた所ニ、その死骸を獣の為 に相なり、神前におく獅子といふものは、元来天竺 一枚看板の仏菩薩たちが乗うつりて付添給ふに、い

今はこふよとみへし場も救はす、空しく見のかしに

せまりて心中とて二ツともなき命をたかひにつきつをなす、まして守本尊ハしかあるべし、男女の色に難にとりしづめ、武士たるものハ時宜により助太刀難にとりのでが、武士たるものハ時宜により助太刀にまふこと、何を守り給ふことぞ不審はれがたし、

らぬきかれて死するほとの場所に、守本尊ハ何とも

分も、おさんハ勢至菩薩、茂兵衛ハ普賢菩薩か守本して居給ふ事ぞ、大経師おさん・茂兵衛が密夫の時

屈ばかりで詰しるといふにてもなけれと、学問の道生なる事もある内に、まおとこせましきものにもあらねと、其後なかき牢舎のうち、さて御仕置の時分らねと、其後なかき牢舎のうち、さて御仕置の時分に、やはりその通りに見捨給ふも守本尊の役義かた、ぬ事ぞ、かくいへバとてわる口にてもなく、理がかりで詰しるといふにてもなけれと、学問の道

人間一代の守本尊者仏菩薩より飯と汁との二ツ也、世話やき給ふこそ本意なるへしといへる、辻放下か、す、悪人にこそ守りに油断なく不道をさせぬやうにす、悪人にこそ守りに油断なく不道をさせぬやうに

、あた言もよめはよむかひあざものを 大きにおもしろき説てござる、鈴やの翁の歌に、 この世の暇乞そといひしは名言也といひましたか、 (るカ)

いつれの書をかよまですむへき

○今の世の人、神の御社はさひしく、物さひたるをむの一の世の人、神の御社はさひしく、物さひたるをた

も暇あるハ随分よみ見るべき事てごさる、已下略ス、と詠れましたか、いかにもさる事故、かやうのふみ

ひかごとなり、 ふかく神社ハもとよりかくある物と心得たるからのふかく神社ハもとよりかくある物と心得たるからのき神社ともハいみしく衰へてあれたるをみなれて、

○仏法の世に弘まれる沿革をつら (^考へまするに、)

道なり、僧にとヘバ、貧者ハ守本尊も退き玉ふとい(悪人脱カ)

ハ究理といひて疑はしき事ハいつくまでも繹究むる

ふ道理也、善人ハさして悪き事もせぬ故守護に及ばへり、近比水くさき心かな、夫ては仏も襟につき給

終ニ今の如くにハおつたものてござる、但し、今之 そハさんとする時ニ、神も人モうくましき事を思召 然後応政事ト申たる程のこと、さてこの後また九十 (議院力) に、いかにしては民をよろこはする御政トならんと して、いろ~~に民を御遵きなされたなれとも、其 り来ても、やう~~馬子がたぐひ一人二人ならて信(成別) 世ハ仏法さかんノやうなれとも、中ツ世の盛なるに の法師どもか千慮万謀・悪智慧のかぎりを振つて、 ハ立かたき事を考へて、行基か奸計ニならひ、 後に伝教・弘法らの妖法師とも、己か道のミひとり て、大御神伺ひまし~~、また行基らも仏のミにて 五六年後、聖武天皇の御代ニ奈良の大師を御建立あ 御問ひあそハしたる時、ミな申には、先以祭鎮神祇 後九十五六年あつて孝徳天皇の御代に百八十の臣等 の極宗也なと、きひしく信しさせんとあそバし、或 おしかすめ、篤く敬三宝、三宝者四生の終帰、万国 するものなく、それハ上にハ聖徳太子の権威を以て ハ人の信すましき事をはかつて、かの奸計を工ミて、 ハ片岡の飢人のたくひのまはしものをなされなとも 世々

> きかな、時すてに至つたよつて篤胤が導くにしたか 事まで、古学の眼を以てハよく見へわかるすちでご く、どういふ所のほころびより終ニほろふるといふ 正道のひろまるハ元にかへるのじやによつて、これ れハ外国より渡り来し仏法のをふ説、よこさまごと ざる、か、る世に生れ合せたるこそ幸ひとも幸ひの 但し、これもから人孔子が十世知ぬべしと申たる如 くらべてはいたくおとろへ、これハ先師いひおかれ ハなほすみやかなことてござる、アラく~こゝろよ におしかくしてひろまるやうになつたるを、まして てすら年を経る間にハ、かく生れつきの正道をさへ ハなとかこの正道のひろまらんでおりませうぞ、そ よこさの道々をわきまへ糺しいひ破らんに、つひに こと故、古学を委く其正実の動くましき説をもて、 まする通り、仏法の亡びくちハや、立ておる、これ ハけたし直日神の御霊のはやしるしある所てござる

を堅めらる、やうに致されてこの機会をうしなわす

はる、人々ハ昼夜をすてすはげミつとめて、まつ本

末世に至つても文化の頃の何の何某と、普くの世人

くおいても鈴ノ屋翁が (本居宣長) ござる、但し、その名を遺し功を立るなとハしはらござる、但し、その名を遺し功を立るなとハしはらにしらる、はかり功を立らる、やうに致候いもので

、仏等ハ玉のうてなにいつかへて

神は雨もるおやのしきやに

また

。ほふしらハ雲に飛ふ世をふせいほに

ことてハありません、とよみたることく、いかに口おしくいきとほろしきとよみたることく、いかに口おしくいきとほろしきか、ミてふるか神のミや人

○前略ス、

高田家を神祇道の統領長上とこ、ろ得ておるといふき四巻著したてござる、其自序の趣を見れは、正田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふく田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふく田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふく田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふく田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふく田殿の先祖より代々奸曲なる巧を致して、とふくいある事ともハ尾張の東照宮の神主吉見左京太夫源幸和る事ともハ尾張の東照宮の神主吉見左京太夫源幸和る事ともハ尾張の東照宮の神主は、正

親町従一位公通卿と申すがその頃神学有職の事に名高かつたる故、吉見氏がこの正親町殿を師として学高かつたる故、吉見氏がこの正親町殿を師として学には、神道ハ天下の大道にして外国の道々の及ふ所には、神道ハ天下の大道にして外国の道々の及ふ所には、神道ハ天下の大道にして外国の道々の及ふ所とし、天ノ児屋の命の末裔也と称し、神道管領職をくし、天ノ児屋の命の末裔也と称し、神道管領職をくし、天ノ児屋の命の末裔也と称し、神道管領職をくし、天ノ児屋の命の末裔也と称し、神道管領職をくし、天ノ児屋の命の末裔也と称し、神道管領職をない、たが、とからす、田舎ノ輩は堂上の事に闇か故に偽も数ふへからす、田舎ノ輩は堂上の事に闇か故に偽も数ふへからす、田舎ノ輩は堂上の事に闇か故に偽も数ふへからす、田舎ノ輩は堂上の事に闇か故に偽もしいで、

しらす、吉田下部ハ実に神道の家也とおもひ、彼が為に欺かる、ハこれ古書に聞き故てあるか、吉田の偽ひ一つ二つにあらされバー朝一夕に語り尽しかたけれと、古き実験を以て糺すときハ正偽おのつから明なることじやとざれたといふ事てござる、吉見氏かその仰せを承て、度会神主延経か著ハしたる弁とかその仰せを承として作つたるといふ趣て、それハク物の見ことによふ弁じ明したるでござる、今そへ物の見ことによふ弁じ明したることハ篤胤の概略をつまみ、なをそのいひ洩したることハ篤胤の概略をつまみ、なをそのいひ洩したることハ篤胤の概略をつまみ、なをそのいひ洩したることハ篤胤の概略をつまみ、なをそのいひ洩したることハ篤胤

下部の姓を賜はツたとあるも。 (「俗神道大意」より補) 上を誣ひたる妄説でござる、それハこの偽りの帳本(張力) ひ、 系図をぬすミ、天児屋命より系を引て大織官鎌足公(智力) られたといふが、中にも大きなる偽りの神祇を欺き たからもちまへの卜部でござる、また神祇伯に補 部姓者賜ハるまてもなく、 子か五人あれども平麿といふ名者なく、また平 ニ伝わる正しき系図ニよつてこれを見るに、 なる偽てござる、それハまつ中臣本系帳とて中臣 衡三年亀卜の兆に達するに依て大中臣を卜部姓を賜 (ಹುಸಟಿಸಿ) より五代目の智治麿といふ人の子なるよし記し、 然ルに吉田家の系図といふものを見るに、 たなれども、 麿と申者右申たる如く、 人の種々といふ事もしれぬほどのいやしき人であ 人でその出所詳ならす、 神礼伯の職になつたるなと記しありますか、 従五位下丹波介まては経上た物でござる 亀卜の事をよくいたしたるによつて立 またその祖も御国人が外国 伊豆国より出 伊豆国の卜部のその一人 真赤な偽りで。 たる卜部の 藤原家の 智麿 <u>۸</u> - 麿ニ 大

か説をも加へて申さは、

まつ第一に吉田家の先祖

平

文をかきかへ入筆する事をからりとわすれて、 ら梗合して見ると、真にその化の皮がはげ、またも(核カ) らしめたなれとも、 きかへ、他人の名を平麿とかきかへなとして板に彫 録に、貞観三年十一月十六日壬辰正四位下行神祇 以てその出所の詳ならす、いやしき人なる事を知る 国人也とばかり記して、その父祖の名を記さぬ所を ハその父祖の名を記すが法なるに、た、平麿 ク神の御憎しミてかなありませふ、すべて国史の 屁一ツとその化かあらハれてあるてござる、これ全 国人也云々とそのまゝあるから、こゝて百日の説法 のまゝ、従五位下丹波介卜部宿祢平麿卒、 か卒したる所にその伝の惣括か記してあるが、 れとも、 おかしき事ハ、外ハ右の如くかきかへもいたしたな 名にかきかへ、なほ外ニも平麿といふ名を他人に 橘朝臣永名とあるを、 にせんとして、かしこくも朝廷の御正史たる三代 陽成天皇の御巻元慶五年十二月五日、 なをいまだ世に古写本もあるか ト部宿祢平麿ととわが先祖(統カ) 平麿 ハ 伊豆 伊 豈 0

かよいでござる、

なほ吉田系図の中に神祇伯ニ任

六代目『兼親。七代目』兼政などをも神祇伯と任し六代目『兼親。七代目』兼政などをも神祇伯と任しにカ) (旧神道大意より補) (にカ) たると記しせるハ平麿ばかりてなく、五代目兼忠・(行カ)

の六人が下に侍従と記したるもすへて偽でござる、俊・十代目兼貞・十一代目兼茂・十二代目兼直、こたると記しあれともミな偽りなる事、これに准へてたると記しあれともミな偽りなる事、これに准へて

事でござる、夫ハ右に申如く、吉田家は亀卜の長上れとも、その先代はミな亀卜の長上たる事い古書にの外吉田系図の下に記せること共、ミな正史実録にるから、弁卜抄を見るかよろしいでござる、次に吉るから、弁卜抄を見るかよろしいでござる、次に吉田家におひて神祇管領長上しやの、或は神祇統領じやの、或は勾当じやのと称する事、甚以て相すまぬやの、或は勾当じやのと称する事、甚以て相すまぬから、

惣司の如く心得て尊信する故、夫に乗して偽りの綸る事あたわぬから、彼か為メに欺かれて実に神道のか、世人官職の事を不案内じやによつて其偽を弁ふなる所を神祇の長上と申かすめて世の人を欺くのた

り舜蔵司ハ髪をはやして山崎嘉右衛門と称し、

てはないといひ進めて還俗させたりでござる、

此よ

の器量を持て居りなから、僧となつて朽果べきこと

に志す人は、彼に欺かれぬやうに其弁へをハつけてことて、まつはいふに足らぬ事でござる、よつて道彼は利欲の為にするのだから、僧とも奸術とおなし欺き、己か配下に属んとする奸術でござる、ことに欺き、己か配下に属んとする奸術でござる、ことに

○前文略す、

おくべき事でござる、以下略す、

十七代兼煕より始て侍従に任する事ハ古記に見えた

会津左中将正之朝臣に仕へたる所が、(保料正と) 朱子学の旨、 これハ尤なる事でござる、 子服部春安と云者、 段々申す如くけしからぬ事なるに、況や垂加が此ニ て、破門した者も多かつたと云ことでござる、実に 入て以来ハ、其神道の説の牽強付会多き事を菲とし 藤直方・浅見安正なといふ人を始め、 る、この人の朱子学の弟子が多くあつたる中に、 よりして神道の方のよび名を垂加翁と名乗たでござ 京都上御霊の内に建て、 田家へ入門候て、其流義を委くまなび、 る、 わらぬと云て、山崎と大ひさかひをしたが、とう 大極の説をいひ破り、 流の神道をさかりに唱ふる時分ちやに依て、 学を学ひ明らめ、 を敬義と名のり、 さて外宮の延佳か門人ともなり、 山崎ハいひ伏せられて惟足か弟子と成たでござ 性理・大極・陰陽五行の説をまじへて 大きに其世に鳴り、 号を闇斎と付け、二程子・朱子の 山崎か唱ふる朱子学に立る所 とかく国常立尊でなくてはす 垂加霊社といふ額を懸、 吉田家の神道といふ趣の 山崎か神道ニ 此後にまた吉 彼惟足が吉田 則其学を以 自分霊詞を その弟 是

> とおもえとも、 気の見えてさる故に、人ミな其病を知らす実に唯 替りには皆儒意を習合して造り立らる故に、 て建立したる学風なるに其を習合したる物ゆへに、 たるより余程弁へがたく、この輩仏意を混ふる事を れましたが、実に陰症の病てかの顕に仏意をましへ かハりある流々あれと、 て難治の病也、 に悩まさるゝ事あらはに見ゆるを、 も両部にて、 此者鈴屋翁か人の問に答へて、 ともかとも云へきやうも無き六かしきこと、成れ 垂加流といふ一流をひらき、 ハ謗りつゝも、 一と称する流は陰症の傷寒の如く、 仏をハ嫌ひて習合せぬさまに致したなれとも、 譬へは両部神道は陽症の傷寒の如 其本といたす朱子学か元来仏意を以 其外垂加流の外にも此かれ少々ツ、 裏は悉く儒意・漢意の大熱に犯され 皆陰症の同病を免れずと云 其牽強付会なる事、 垂加流の神道とい 表ハ 垂加 唯一にて 流 の如き 実は此 Ż 何 其

闇の夜の如く古の道は見えかたくなつた

立ミちて、

実にはこの垂加に至つて弥々増々漢意の雲霧ふかく

湯でさらりとやつて直すか、俗に謂ゆる陰症といふ 地方には其陰証を見立る目的があるから、白虎湯で 此方には其陰証を見立る目的があるから、白虎湯で がくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をべりく、と遂下してやる、文実の ためくその漢意をでりく、とびに謂ゆる陰症といふ おかぬ、これが此方の流義でござる、

きたない心でござる、

はむ方なく、知てすれは屹としたる両部ぢやが扨

ある、若これを仏語としらんで付たならハ文盲い加・正直、我願守之、終身勿忒と、この宝基本紀が、正直、我願守之、終身勿忒と、この宝基本紀で付るとハコリヤどした事じや、此意て名を付たで付るとハコリヤどした事じや、此意て名を付た

○前文略ス、山崎垂加号闇斎といつた者の作つたる神道がはやるでござる、其内吉田家の神道ハ、天児屋 道がはやるでござる、其内吉田家の神道ハ、天児屋 たが直にしれる、又出口延佳か作たる神道ハ、馬易 とが直にしれる、又出口延佳か作たる神道ハ、周易 とが直にしれる、又出口延佳か作たる神道ハ、周易 を付会して何もかも神代の事ハミな易の道理で説た 物でござる、山崎垂加の流ハ右の説ともをも用るか 上に、宋儒の理学を付会した物で、何れも陰陽五行 上に、宋儒の理学を付会した物で、何れも陰陽五行 を本として説く中にも、垂加の流は殊に甚しいてご でる、此等を今論しよふとするに、どの流はかうて 何流はどふでと云やうに弁じてハ大ぶ事が入組ニ、 神道者流の説と申て其非言を弁じますか、其つもり

可竹日記抜書

(表紙)

可竹日記抜書

行共

ハ相扣 仰出

可然と被

思召上候、

御祈禱者段

々被

被 前

候、

可竹事頃日年罷寄候間、

勤申

候義強キ

:候故相詰申候相良清兵衛殿参上、 (長英)

貴島瑞碩老を以

権右衛門 (盛央) 御坐候、力

右首尾申上ニ皷川へ

参上仕候得者、

伊集院

殿

江

戸

へ罷上り被申

-候ニ付、

御夜食進上ニ

安置ニ而

候、

奥大番衆御使

三而

御籠飯

乗院

拝

智恵光院へ参一乗院

八申達、

則地蔵菩提右御厨子ニ

同七月十七日

智恵光院地蔵菩提へ御厨子御寄進被(産ガ)

遊候間、

為持可参旨

於須磨様ヨリ

被

仰付候二付

安被 奉承知難有奉存、 仰付置候寺も多候得共、 思召上候間、 召出申事ニ候得者、 息才ニ罷在、 則御礼申上 可竹事 御祈禱も真節ニ可 長 々 御 太守様へも御心(計算) 祈禱

可相勤旨

'相勤と

同七月廿七日 由 拙僧も御 少之間被成御坐候而皷川 付御供仕 申来候故 座 候、 被 書院へ 其段申上御暇申 於須磨様智恵光院地蔵尊 召出候、 被遊 是枝存中坊大切ニ 御帰、 御立寄候、 上候所ニ御絵重 永寿院殿 乗院 江 御参詣 相 御 御菓 煩申 御入、 目 見

內儀被為参候

島瑞碩老より申来、

則参上仕相詰申候

名 可 藣 越 右膳 出旨

殿 貴

御

享保二年丁 於須磨様皷川

·西六月廿八日 御屋敷

^ 被 遊 御 入候 間

口

竹日

記

173

子一重・泡盛 徳利、 養生物ニ持参可 住 由 御

意ニ

而 拝領仕候故 則加治木江罷越候

付仕 + 殿 候ニ付 • 月三 可 遊万あミ参上、 相詰申 日 拙僧事ハ御火焼之間ニ 候、 礒稲荷御祭ニ参上仕候、 周防様・島津備前(島津久藤) 拙僧事癩痛申侯 於須磨様御出 殿・ 覚阿法印 付 名 越 可 遊老 音御参 右 被 膳 遊

頼申候而湯治御暇申上

一候事

燈院師 師 Щ 和 尚 月香院

Щ 和尚 ト大鼻和尚法文ニ而 終ル、

付、 四月五日 右膳殿 兵庫様(島津久季) 清山 田之浦御屋敷 拙僧相詰 申 候、 九ツ半礒より 太守様御光儀 御

船

三而

御

入

雨 降ル、

夜入

御屋形

へ御帰館

八月十八日 名越右膳殿へ御見舞申候、 此内是心へ

彦九郎より飯米遣候様ニと先年被

仰付置候、

彦九

郎江戸江 銀拝領仕為申事共ニ御坐候、 御供仕候節 ハ 是心養料として彦九郎 然処ニ平六事喜界島(平田貞房) 御

御断ニ奉存候、 為御心付渡海被仰付候間、 此内御蔭を以渡世仕、 右彦九郎より加勢仕候義 難有義ニ奉存

其砌野菜之類指上可然旨 可仕候、 候、 依之昨日被達 御礼之義者九月始御日待礒 貴聞候所ニ、 御意之旨奉承知候、 三而 拙僧申上候通 被 遊 候間 且又

三月十日 聞、 間 付属之御直筆御書付有、 炉立松、三代守邦和尚之御袈裟 供仕候、 遊万あミ・ 御袈裟 御入、 渓月之間より小方丈之様ニ御通被遊参学之 拙僧参待上申候、 福昌寺へ へ御礼被遊候、 御座上ニ唐絵観音之像かゝ

二而

御膳被

召上候、

拙

僧

清 Щ

御相伴被

仰付候

拙僧義先年禁酒之義申上候所ニ、

向禁酒仕候

而

大鼻和尚読被申

候

而

聴

御拝見、

四代二御

申 候、

る高机ニ香

右之御礼ニ者何そ一

種進上仕度儀二存申旨頼存

左候而渓月之間之内之座

享保三年戊戌

御入ニ付、

御先へ右膳殿

•

先御

開

Ш

御参詣故

御 回

左候而法文御聴聞僧二十人計大鼻和尚先フシン

花舜軒替ル〈不審、

知仕 左候 二御 身の 共 = 養生被下 通 心次第可 頼 而 ハト 其身より 候 存置候、 坐 0 か 者、 候 仕旨 間 奥ニも其旨右僧 n 、きと被 にも 為養生之御 頭申 今朝 御意ニ 御 可 上 此事も 前 罷 思召上候条其通 ル Ξ 成 事ニ 《候間、 前 前 而 より 達 被下候義ヲも 御坐候得共、 候間、 而者 可 於 貴聞被下 車 可 上旨 心次第ニ '被下と 御前 仕 禁酒 -候所 御断ニ 被 被 被 其外之義 Ť -候砌 仰 可 仕度存念 奉存 候 仕 仰 由 者 候 候 御 得 意 候 為 承

尾筋 五ツ 御 様 出 + 機 旨 月十 嵵 此 嫌 島 清 節 津 好 山 御 備 *ا*ر 兀 二而 立之筈故御門 日 ツ 前 殿御 打 礒 御 承 通 候 より 知 話 而 仕 而 被 候故参上 御 外 御発駕ニ付早朝より 候 成 候、 立 被 罷出居候 遊 何 仕 候 角 候 所 蒲 御 生 咄 二、 御 御 共 御 前 奥 罷 宿 华 出 周 候 可 而 候 紫 防 罷 而

蒲生御宿ニ而紫御咄共御坐候而 而可然と存、御咄申上候、御咄共御坐候而 蔵経内とも御側衆も皆々念誦被、 御前へ周防 蔵経内とも御側衆も皆々念誦被

者、 閨 + 御 月 # 前 八 被 日 沼出 松井 一殿迄か 御 食被下 Š 拝 候 領 御 仕 意御 候御 坐 礼 候 罷 者 出 候 地 得

> 其通可 有奉存! 上候、 供養ニ 此 仰 彫 御 寄進物被 火災ニも焼失御坐候間、 打敷等者 蔵菩薩之真言を此 付候、 念誦被 節 付御寄進被遊候者、 者 山之口 候故、 無相之御善根故、 被 如 遊候ニ 遊問 何様 遊候、 前 段々御寄進被遊置、 々より御 『紙形仕· [地蔵尊江 其ことわりともあら 成事ニ可 付 来夏者百 内より一 拙 文字等書 信心ニ被成御坐候 被成 僧 永 永 々相 尽未来際朽不申筈と存、 御 Þ 石之塔婆ニ 微哉之由 使ニ 可有御坐と申 日 一村、 一被申 堂内ニ 残儀ヲ被遊度被 御 二 丽 成 四千十八 候故、 も度 就被遊答二 候 叮 一御納被 懸 御 三付、 申 々 而 成就之旨趣 遍 相 御外 Ļ 諸 御 Ė 一候得者、 承被 仏社 成候物 ツ、 納 延命 申 帳 思召 被 毎 申 候 候 難 御 御 御 Ĥ 地

+ 御 被 目 召出 可申旨申 月十六日 備 上 御覧 候、 御 候 供 於 養石 御前 御 形 心持参仕 好 も御 御 食被下御暇 怪候: 候 得 故 者 仕 調 直 御 前

十一月廿一 其間ニ合不申由申上候得者、 事故廿二日之御使ニ可申遣旨 文等相調、文字石之裏表ニ彫申筈故、 日 御供養石大坂調ニ申上せ候ニ付、 廿五日二御使被召延之 御意二而御坐候得共 何角二隙取申 調

旨

御意ニ而候通松井殿より承候

+ 門一所へ参被申候故、 候、 備 置候吹田屋与一右衛門へ申達ル趣書付を以段々申含 御留主居衆へ申遣趣、 所ニ而汾陽茂右衛門殿と相合、 明日御使二被 月廿四日 此節之御使者歳暮之御使故、 御覧之所ニ 召立候加治木源右衛門へ納殿通、 納殿へ罷出、 御意入、此通可申遣旨被仰出候、 又大坂いたち堀御屋敷へ被召 源右衛門へ申含候、 御供養石形松井殿二而 右御供養石之義大坂 谷山林斎も源右衛 以後被罷 番

> 脇々二而被下候義者弥拙僧存之通無用二可仕候旨、 御前へ罷出候節ハ少ツ、御酒被下可然被 御覧被成候者、 御前二而御酒被下義御断申上候二付、 御意ニ而御坐候所ニ、 別而草臥為申体二御坐候間、 此節御下向被 思召上候 遊 其通 為養生 候 而 可

仕旨 先年

右通被 承知仕候故、 仰聞候、 御前ニ而被下候義者御請申上候、 難有義二候間、 御請可申上旨段 罷 Þ

御意之趣奉承知候、

拙僧春以来別而草臥罷在候故、

帰候、

享保五年庚子 同廿七日 大いも 琉球 かも

Щ

かも

折従

於須

出 磨様拝領、 候、 納 殿ニ而御茶つけ被下御暇仕候 松井殿より手紙相付、 翌廿八日御礼

享保四年己亥

出

[候故委細申含候事

十二月初 名越右膳殿より御用之由ニ付罷出候得者、

享保九年甲辰

七月九日より於田之浦不働法修行被仕候、「動力」 同十 日

奉存! 持申上 権右 磨様 候得 僧則 時 申 能 二之丸御茶屋 Щ ゐ之儀 沢十 家老島 まり 機 -候得 分参上 同 候 付 嫌 道 玄蕃様 大夫・ 御 被 何様ニ 門 者、 由 候 二 14 御坐 太維中 今 津 仕 生 遊 た 而 御気分御 召 相良仁右 内分 身霊 候旨 日 候 出 Ш 候 膳矣 間 被 罷 左近允可 沢 様 候 者 御 於嚴樣御 御 得 御 盃ニ 間 殿 御 成御坐 御 十盛香 出 御入、 冒 中宣被脱 祝 平 V 奥 . 御意之通 御うけ 名 生之通ニ わ 御 衛 = 見 夫殿請取 御 遊 誠 休 菛 越 相 付 一候哉と十 近習役 る 酒 仕 相伴、 相詰 被 H 話 可 右 御 左様 被 被 遊 入時 御 御 承 御 膳 可 中旨被 本丸 知仕 御 候 遊 殿 進とて御 ッツ 被 近習役米良 沂 小笠原彦 習御 被 御前 太夫より 二 所 候 分御本丸奥御書院 申 成 時 於須 候、 而 候 御 被 夜も御 番 側 御 Ŧī. 召 被指 今日 酒 华 御 ッ 上度と私 磨 御 御 仰 八 所 常ニ 御 0 付 様 藤 仰 郎 候 時 膳 用 尋被 参罷在 入候 右 袙 酒 鐘 江 相 人 者 心 Ŀ. 殿 一者不被 御 話 目 聞 御 衛 V 能 候 済 菛 审 機 出 御 + 御 申 相 13 嫌 度 申 取 わ 本 能 須 拙 院 候 渡

申

候

日

而 Ш

御前 て御 ま 召 拙僧ニも て島津内 以得共、 沢 頂 Ŀ. í) 卞 一候得 従 十太夫御 近 牛、 被 ク 屋]膳殿名: 首 相 敷 御 其 共 太守様拝 和 分心入ニ 詰 召 上 取 申 ッ 中 御 'n 次 代右 於嚴 候 御 盃 此 領 機 而 仕 而 膳 私 嫌 目 被 様 ッ 殿 8 御うけ 候、 能 出 地蔵菩薩之法二夜三 13 召上 此 例 御 度 0 則 中 座 御 暇 御 n 帰館、 が納に 様御 候、 + 御 仕 被 遊 太夫殿迄御 祈 而 候 禱 候、 所 7 下 左近 御 於須磨 二 白 二 戸 納 世 地 立 其 允 御 細 可 而 話 殿 中玄蕃 $\overline{\mathsf{H}}$ 礼 仕 Ŀ 役 可 被 様 被 修 申 候 布 人 休 遊 成 Ŀ 座 行 由 候 御 御 私 لح 盃 华 様

願

故

御

札

守

前

之浦

小

僧

湛水

房

=

而

被

指

Ŀ.

候

故

拙

御

候

七月 只今御 須磨 候 重 遣申之由 故可竹事 一被下 松井 盆十 様 -候、 膳 殿 被 被 御 应 **聞意之由** 誠 日 加 御 以 思召 召上 礼 難 御 + 着 出 頼 鍋 一候処ニ、 Ŧī. 存返事 御 二人 候 顽 間 之内、 志と感涙をこ 松井 なから拝 仕 則 御 為自 **党煮物白** 一殿文ニ 日を失念申 可力 領 ほ 仕 申 味 而 候 旨 噌 被 候、 V た 御 仰 御 而 従 食 意 味 遣 き申 Ł 候 能 候 間 候

御銀被下候間、何ニ而も相調可申旨 御意御坐候、出家七人ニ袈裟御調被下候、私をも其内ニ被 召加様御手渡ニ御銀弐枚拝領仕候、 太守様御厄年ニ付一八月 御下屋敷へ御機嫌伺罷出候所ニ、従 於須磨

幅は 十一月廿二日 村右衛門へも書調遣可申旨此御意被遊、「程殿力」 衛門隙も御坐候故参頼可申由ニ而、 都ニ約束も仕置候得者、 景気を書申候、 板やの初時雨心のそこにまつとをるらむ、 のはるは夢なれやあしのかれ葉に風わたる也、 して月を見るかな、 又一幅ハ、雲ハミなはらひはてたる秋風を松にのこ 横物二幅頼候而、 なく調兼候故、 へて花のさかりになりにけり山端ことにかゝる白雲、 日新公の初時雨の題にて、(島津忠良) 右之絵書調申度候、 此内 去歳以来たのミ置候得とも、 木村村右衛門殿参、絵絹立物二(釋元) 書調候立物ハ西行法師之、 横物ハ西行法師、 於須磨様申上、 指上せ度旨達 右絵之内讃をも仕度存京 いかなれはもらぬ 村右衛門 つの国の難波 日 今日者村右 貴聞候得者 此三首 村右衛門 をしな 勤の隙 又 幅 0

> を以望相達申候、 於須磨様御酒・御肴なと拝領被

御覧候、 同廿三日 目由承知仕候故、 則右絵則松井殿被懸 御意を以早々望相達、 昨日村右衛門へも拝領物とも被 御下屋敷へ右之絵持参仕、 納殿二而書付松井殿へ相渡御暇仕 御目候、 難有奉存候旨 右之歌書付 御礼申上 松井殿頼存備 仰付、 可 候、 御

候、

らちやむく・ 十二月廿 右衛門迄御礼ニ可参旨 太守様被下候、 太守様御祈禱仕申候ニ付、 候故参上仕候、 日参上可仕旨おちんニ 折・手しやうゆ進上候、 仰進候由ニ而、 远 日 わた入拝領仕候、 於須磨様へ歳暮之御祝儀、 御前へ被 於須磨様より 御手つから拝領仕候、 御意ニ而、 御意御坐候由 兼而歳暮ニ罷出候ハ、、 少ニ而御坐候得とも、 召出、 御内 且又御銀三枚、 難有頂載仕 琉つむき・黄 々ニ而可被下旨 おちん 伊集院権 Щ W 中越 b 従 今 21 か

御蔭

仰付候二付、

六罷

帰

候

者

則

相渡

可

单

候、

私より先御礼申

Ŀ

候旨

申候

一同廿五日 い十院権右衛門殿へ見舞申候而、昨日

銀拝領之御礼頼存罷帰候、

領仕 被 同 候 心を被添難有事のミニ 磨様より 故 廿 - 子目 仰上 = 候半と奉存 而 候、 可被下旨頼 十院権右 名 越右膳 御礼之事 候、 存 私 殿 衛門を以 義二 候 御坐候間 *7* \ 、右之拝 御 \wedge 审 ハ 而 Ŀ. 者 御 領物仕 可 太守様へ 祈禱 此跡より 被下旨被 御序を以宜 旁信切 候 被 義 段 仰 仰 相 進拝 [候 於須 勤 礼 御

旨内 十二月 由 録 綱貴公へ 御近習 所 加 Þ 御 願 番 # 射術聞書指上申 射 座 崩 应 申候二付 候旨承及申 術 日 罷 聞書壱 出 Щ E候得者、 一沢十太夫殿より可罷出旨承 刑 候、 太守様達貴聞拝 射議 候所ニ、 何卒拝 (平田宗門) 此程私民部左衛門より (親脱カ) 聞書壱冊 領仕 御 度義 頂 逝去以後御 領 戴 被 往 御 候故、 候 仰 付之 坐 平 候 記

> 出旨承御 頼存候、 外所ニ 目見 仕 申 町 候 田 「八俊 上 左 於 御 衛門殿ニ 前御 酒 而 被 下 御 御 前 頭 巾 拝 可 罷 領

仕候、

御

表あいミるちやちりめん

裏もこ

候故、 仕候、 念誦 七月廿六日 御 場所見合塔婆之かつかうも宜様可 名越右膳殿 旨 須磨様御安置被遊置 可 膳 昨日手紙参候故参上 申旨承候故御次二 下御料理被下御暇仕 御 則松井 御内証より被下候間、 成就被遊候間 殿へ御礼義頼存 美代五郎兵衛殿より御下 之屋敷観音堂之脇二愛染明 候、 一罷居申! 御 一仕候者、 候所ニ、 養生石御建立被遊 愛染明王之呪一 表ニ -候得 候 則奥 松井殿より 申付旨被 而 者、 沙 -屋敷 汰 御銀 百 被 仕 間敷旨 弐枚 度候間 万 相ひ 可 仰 王 召 遍 拝 候 茁 藣 か 出

同 合二参候、 廿 七日 名越右 原 田 Ŧī. 一納右 膳 殿野 衛門 屋敷 殿右塔婆出 へ塔婆御 来ニ 建立之場 付、 検者 所

を召列被参候ニ而 被 良護院ニ而御重之内つくね食、 仰付候、 奥大御番被相勤候石切頭 場所見合、 塔場之寸尺相. 御 酒拝 **| | | | | | 镇** 仕 極申 候 武左衛門 Ŧi. 候 納

右衛門殿ニ而御礼申上

候間 被 仰 同 殿より承知仕 晦 仰付候、 可 Ĭ 、然旨美代五郎兵衛ニ而窺申上候得者、 拙 下 僧も参候 ·屋敷 候、 塔婆開眼 へ罷り 而 納殿二而御食 픥 可 御供養も黙瑞和尚 相勤旨被 塔婆銘書之義黙瑞和· 御酒 仰出 被下 候旨五郎兵衛 被 御暇仕候 其 |尚江: 仰付 通 미 被

御下屋敷より弁当・御酒被下候、主取肱岡武左衛門と参候而、塔婆之場所見合申候、主取肱岡武左衛門と参候而、塔婆之場所見合申候、八月二日 右膳殿下屋敷へ原田五納右衛門殿并石切

弥勒院を以相窺置申候而

右

通

被

仰

出

御酒 并石 同 銘書相 八月 細 Ϊ 認被申候 候 仕候次郎 右膳殿下屋敷 右 原 衛門参候 田 Ŧī. $^{\sim}$ 納右 黙瑞和尚同道 衛門 御 殿 下屋敷より弁当 肱 申候而、 岡 武左 塔婆 衛 門

> 罷出旨 存候、 和尚初而 出 同十五 より拙僧へしらせ可有御坐候間、 弥勒院より承候者、 此節右御銀拝領被 銀三貫目 進上仕候、 被 鎌田休之進殿ニ而 仰 日 御目見之筈二候、 御意之由承知仕候、 渡、 拝 ,借被 平六事先年御目付役被 礒へ参上仕、 難有仕合奉存候、 仰付候、 恵燈院 仰付之旨、 名越左源太殿を山(恒素) (ママ) いりこ餅・ 拙僧心安御坐候付、 御役首尾能相勤申候二付 御仏詣之時分、 只今之恵燈院住持実仙 御礼ニ罷出 昨日平六礒 其時分恵燈院 仰付候 御菓子拝領仕 芋 申候旨 時 $^{\sim}$ 恵燈院 被 分、 茄 江 御 茄 叮 頼 召 子

八月十七日 僧 領仕申候 御料理良護院ニ而被下、 兵衛殿御代参、 右膳殿下屋敷被参候ニ付、 ニも此内より苦労仕候 於須磨様御 楞厳呪 黙瑞 由 大悲呪読誦: 供 三而、 拙 養之塔婆開 和尚 僧も参申候、 金子百疋御目 御 仕 Ï 候 眼 録 美代五 黙瑞 拝 汁三 領 録 和 菜 拝 拙 郎 尚 享保十 年 -丙午

金子拝 八月廿三 仕候所二御食被 領 日 往 候御礼 御下屋敷 下 におたせ 御目見仕、 、罷出、 殿二 而 夜入五 此内塔婆御 申 上 候、 ツ前御暇 栗 供養二付 折 仕 進

玄蕃様夜入時分御

参被

遊

候

御 殿

罷出 雪 読 枚 御 十二月十二日 回 罷 降今日迄消 次 誦之節仏前へ 衣裳相 申 出旨昨日美代五郎兵衛殿より手紙参候故、 候、 加 御料理 調 御看経所ニ 不申 可 上ケ可 申 今日 被 候 由 下 而 = 右 中旨 而 |膳殿忌日 而 御 拝領: 别 霊膳御手向 前 而 寒シ申 仕 御 罷出 意ニ而 申 ニ 而御茶立 候、 候 御 得 経読 被 短 者、 香 下 干 誦 被 候 御 护 仕 遊 銀 早 昨 御 候 候 Ħ 経 弐 朝 間

候 同 礒 廿 於源 七 罷 日 出 殿へふたなり一袋進上申候 候 歳暮之御祝 Щ Vi b 儀 籠名越左源太殿ニ 太守様御着城之御 丽 進上 祝 仕 儀

> 正月九日 御意二而 候、 越左源太殿 酒 定而 三被下、 御守札并 候 奥 御祈禱御守札并 武尾殿 二 昆布 参可申候間、 左 而 指 候 上申 三而 而 折進上 納殿 候 頭 所ニ、 市 求肥飴 仕 参上仕、 彼御方ニ 候、 ツ於源殿 則 納殿二而 丽 箱 御 ぶより 於弘様 目見 礒 御酒可 $^{\sim}$ 罷 被 御 被下旨 下 雑 出 於源 煮 候 仰 付 名

肥飴一 御 同 夜入四ツ前迄相詰申候、 计 中途為御祈禱之不動法一 Ŧī. 箱三匁御目録 日 此 節 於須磨 進上 山 仕 様伊勢大神宮江 七日修行仕、 候 \square 五. 則 太夫殿袋 御 前 御守札 御参詣 佐多平左 被 召 并 出 付

衛門殿内儀参上ニ

而

候

仕候得 此内より 御 御 同 気御坐候様子ニ 取次之旨富満伊太夫殿より手紙参候ニ付、 用 廿 御 四 座 日之夜四 候間 段 人々御祈 平右衛門殿より 早 . ツ前 而 々礒へ参上可仕旨、 濤被 候 間 於弘様御機嫌悪敷御坐候 見 仰付候所ニ、 承候者、 Ĺ 申 候 い而御 鎌 於弘様御病ニ 林田平右等 祈 御煩之様 禱 可 衛門 单 則 参上 子 候 付 付

申候、 ツ過御暇仕、 申候而鳴弦二立仕候、 故存之ま、弓蟇目あて上ケ候事不罷成候故、 弓蟇目御坐候ニ付、 得被遊候、 旨承知仕候、 私事俗之内鳴弦之法功も御坐候間 出家之御祈禱ハ此内より被仰付、 兵道野村兵部左衛門鳴弦御祈禱相勤 別二加持之義存不申候故、兵道者之鳴弦 富満彦九郎所へ一 御奥へ罷出申候得者御様子おもく御見 弓呪一通申上候得とも、 次第二御機嫌御能候二付、 宿仕申 勝軍院隱居被相勤 御加持仕 被申 畳を立 御幼 可指上 -候 九 稚

とも、

御急病故日取にかもひ不申候事、

成候、 二月廿五日早天 間、 具取あつかい申義終ニ不仕候得共 右衛門殿を以 次第を以二立仕候、 申御様子ニ候、弓呪一通申上候而又畳を立、 加籠かき入申候、 私実方之庵二而鳴弦御祈禱可申 急成御事二候由二而加籠参候故、 依之御霊病たしかに相見得申候ニ付、 御意之儀共御坐候、 急キ参見上申候得者、 於弘様御大切之由ニて早々可罷 次第二御能候而御平生之様二罷 -上旨申上候得者 私事出家仕、 御意之義ニ候 御奥御玄喚汔 御つり出 大明見 鎌田 兵 平 山 出

> 事相調不申急成義故、 禱不仕候而者御相応有御坐間敷と存候得共、急ニ諸 其通可仕旨 より御祈禱相勤申候、 御意故弓矢等御坐候ハ、、七張弓御祈 常之鳴弦道場をかまへ、 今日者惣まくり日取悪敷候得 今晚

鳴弦 二月廿六日 気を究被申候得者、 上慥ニ究リ又々可申越旨承候、右ニ少も心あて不申 伊太夫殿より申来候、 一辺ニ仕候事 於弘様御機嫌能御平生二御成被遊候旨、 女之生霊と狐之由申候故、 兵道方御祈禱寄々ニ而、 様々 乍其 霊

候、 同廿七日 申遣旨鎌田平右衛門殿被仰之由申来候 霊気者女之生霊類之狐二相極申候、 伊 地知杢右衛門殿より於弘様弥御機嫌 此段私江 能

二月廿八日 郎毎日指上申候、 総吉貴) 様より被遣置候故、 今朝御祈禱成就仕候、 私癩病指起罷在申候を押 御祈禱内御機嫌伺彦九 御祈 禱内彦九郎 前 相 勤 申

事

候故 を以 指 礒 上 申 参上 候 许 御 坐候 いこ付、 御 守 并御符彦九郎

三月 弥勒 夫殿御 殿御 見可 禱精 御 御 御 切と御快気被遊、 能御見え被遊候、 Ш 銀三百 意ニ 酒 V 取次ニ 被下 を出 機嫌 院 住 b 应 即取次ニ 前 候、 日 夜入参候而御霊気之義共申承 目 候 能 御 相勤御快気ニ 折進上仕候、 拝領仕 坐 而 御 目 礒 於源 而 奥 酒とも 候、 出度奉存 参上 へ罷 此内 相良 候 御大慶之由 殿よりも此内御 御 奥 仕 出 可 則 .別而苦労仕 (源太夫殿詰居被) 於弘様見上 '被下旨御意ニ 而 候、 則 、未御 候、 源太夫殿ニ 被 Щ 此 \square 承御 雛御 苦労仕候旨段 召出 内之御礼 Ŧī. 太夫殿 祈禱 いかさり 候 盃共被下 申 御 而 間 候、 而 目 候事 申上 御 被下之由 仕 成 莧 頼 礼 伊 御 别 存、 申 仕 集院 申 候 坐 候 御 而 々 候、 候、 難 於弘様 ŀ. 所 吸 御 候 有 二而 物 機 候 源 藤 間 御 且 = 4 太 嫌 内 拝 又

> 敷御 宿元へ病 逢申候、 夜入打立 申 単候ニ 一置候 龍出 人御 間 只今迄相待申 付 得と承 坐 .候 所ニ、 拙僧存寄之義も御坐候 候 而御 知可 暇 潮音院門前 候得とも参上遅 被成 仕 候、 候様子 於弘様 ハ伊地 而 义 ク御 権左 ハ 々 御 御 知 华 衛 門殿 候ニ 機 祈 禱 七 嫌 相 悪 付

候趣御 御存知之筈ニ候旨申入相尋申 |殿子息へ 坐 一候ニ 縁中之内霊病故、 付、 与左衛門 .殿者権左衛 -候得者、 縁相届不申旨: 門殿 与左 衛 縁 門殿 者故、 而 承 咄 置

勤

可申

由

Ξ

候と承

外候、

乍途中於源殿前

方鎌

田

与左

習番所 ニ為承儀共候とて、 罷 出 伊 地知三七 咄にて落着仕 一殿より 候、 御 左 意之趣奉 候 而 礒 承 御 沂 知

逢申 而 候、 御 奥 候 奥 而 参上仕 於弘様御様子得と承相談旨承知仕 鎌 田 平右 御様子見上申 衛門 相良源太夫相 -候得 ハ 御 話被 つ ŋ 居 候 出 候 間 可 左 申 候

禱被仰 様子ニ御 御 坐 候所 坐 付、 候 怪候、 其外御 V 又々右 0 平右衛門 n 御寿命を祈り 祈 禱御 通 二一被 殿 坐 候ニ 成 申入候者此内 御 坐 中外無御 付寸切と御 候、 别 坐 こ存寄 快 .嗚 然ニ 弦 霊 申 気 義 而

御

三月 礒 子 御 屋 敷 日 可 島 罷 津権左衛門殿より 出旨 Ħ 入時分書付を以申 御 崩 之儀 来 御 候故 座 候 間

之義者兵道之御祈

禱御

坐

候

間

霊気退キ可

申旨

申

候、 意ニ而御坐候、 此旨達 貴聞、 御大切之故夜明シニ相詰居申 弥其通御祈禱可仕旨御 直 候 弥 御

門相勤被居候、 可申旨申達候へハ、 殿へ申入、兵道御祈禱ニ是枝長右衛門・月野十左衛 落着之旨申達候、 勒院へも先比咄申入置候趣、 拙僧参候而申度事御座 此節ハ私御祈禱千手観音之法相勤 弥其通可然と承候、 今晩権右衛門殿へ承合 候、 相良源太夫 此節御祈

禱寄白状申候義、

口外仕間布旨被

仰付たる由候間

門事家之義ニ候間被

仰付候者、

V

かにも相勤

可申

候、 其元も正シ 無心元義共多御坐候、 於源殿へ古キ霊御坐候、 り寄之女白状之旨承達候得共、 仰遣可被下旨申入、其通引合之上参候而得と両人よ 源太夫殿より、 能 々究可被成旨申入候得ハ、 が付可申旨うけ合被申候故 可竹参候間、 私咄承落着申候間 此起り合と存候旨段々咄申 何事も不残可申達旨被 私落着不申候、 此内より寄申候趣 拙僧存寄委曲 随分慥 是 21

灯明油二盃・ 同 十二日 今日より千手観音之法修シ申候ニ付、 米三斗富満伊太夫殿へ申入受取申候、 御

落着不仕候間、

御免被下度候、

打続御祈禱二草臥罷

り申 同十四日 より於弘様御煩ニ付段々御祈禱御坐候得共、 候、 依之大明見御祈禱被 富満彦九郎御使二而 被 仰付度候間 仰下候者、 相 跡 此内 もと 勤 미

仰付可然候哉可申上旨被 申旨奉承知候、 ハ大明見被 此内御祈禱相勤申候得共、 仰付可然奉存候由言上ニ付、 彦九郎申候者、 仰渡候得者、 跡もとり申候、 兵道者より 東郷長左衛 何某二被 被申出 此 上. 候

別二被 候得共、 仰付方無御坐候間、 我共存寄者可竹二被 何卒相勤可申旨被 仰付可然旨申出 候故 仰

恩之私故、 具を取あつかひ候事不成合義ニ御座候得とも、 付御事之由候、 無是非此内相勤申候、 依之彦九郎二而申上候者、 此節又々大明見相 出家仕 御厚

兵

得者、 勤申候事、 仕候故、 存候得共、 総州様別而御気を被遣候得者、 手いたミ旁以難叶御坐候、 仕覚候証拠も無御坐候ニ、 年罷寄其上癩指又終ニ不仕、 愚親一伝を受置申たる迄ニ而近年終に不 押而も相勤可申義奉 然共御急病之義、 御請申上候事も 弓ヲ引申候

成候故結願仕候、

大悲呪一

千巻之読誦可仕旨観世音

在候得 ハ 何共御請難申旨申上

同 故御断申 召上候、 前 十五 此節之義ニ御坐候、 日 上候事も尤ニ候、 又親より相伝為申迄ニ而自分ニ落着無之義 富満伊太夫・ 彦九郎参候 此内草臥罷在候 然共別 而 談義尤被 仰 付 御意之旨 思召 思

も有之筈ニ候と之 寄無御坐候間左右勤候、 左候へハ七張之弓ニ封入申候、 御意二而候故、 伝受仕置候上者、 (授カ) 又者封矢等急二 無是非御受申上 其しるし

出来仕かたく候、

此内弦打鳴弦毎朝被

仰付候か、

申

候

御祈 達者二御 三七なと其外相伝可仕旨被 禱二罷成候旨申上 坐候間、 相伝仕候而黒札かゝ 一候、 其時分木村林庵 仰付置 候、 せ 林 可 -庵事 单 候間 伊 地知 *ا*ر 筆

仕候、 可被遣旨申上 上候ニ付、 則 林庵此方へ被参候ニ付相

同 十六日 右御祈禱札等出来かね候ニ付、 千手観音之法一 七日修行仕筈二御坐 今日 五 日ニ罷 候 得

> 祈誓申 Ŀ.

同 日 伊 地 知三七殿此方ニ而

弦打鳴弦相

伝

申

候

申候、 故 同 能御坐候 様御寝所御直シ被遊 御書院ニ大明見被 十七日 御祈禱取付二者 於弘様御機嫌あまり御すくれ不被成候由 か、 御祈禱之御守札指上候、 御能候あたり合不申候者悪敷御坐候旨 左様被成御坐 候、 仰付候故、 林庵 ・三七間 射場構矢先ニ 候而 今日 も次第ニ 々鳴弦相 より 御 御心 承候 勤被 於弘 奥之

同 十八日 於弘様御機 嫌昨 ・日御同前御すくれ不

遊

候

思上候所ニ、 良源太夫殿拙僧相仕舞候を待居ニ 同十九日 ひきはなし、 源殿只今夢ニ於乳之人於弘様をいたき上、 暁之明見相仕舞道場より罷出候所ニ、 於市と申女房衆参、 いたき上て脇へ被参候を御見送り被成 御乳被 而 候、 承 思上 乳を被 候 者、 一候を 於 相

候に、 候、 成候て、 弓矢本のことく立申候而、 郎をよひ申候而灯明油机にこほれ候をのこひとり、 三七殿・林庵も右之音におとろき目さめ申侯、 番目より前四張右之方江たをれ音高く、 てにて、 かふ右之灯明打消候、 明打消シ候半と存はせ寄候所ニ、四番目之弓さしむ 机之上ニ立候六張之弓一度ニ机之前ニ飛落候故、 脇ニすこしもさわりなく候故、心地能と存候所ニ、 めくるの歌の矢之時、 御申可被成旨申達、 夢違ニ仕候間、 ま、、夢ちかへ申上候へとの御事故、 させられ候、 とも御気ニかゝり候、 はたして御消被成候と御覧被成、夢之内御なけき被 御灯明きゆる事悪事ニ而候ニ、其上何ともさハ 於弘様殊之外ちいさく御なりあそハし候か、 もとのことく上は水引に立候而有之候、 御夢さめてもかなしく御なミたこほれ、 只今の御 少も御心に御かけなされましく候と 則鳴弦一座仕候所ニ三立め之吹 矢道之布之上ニ真直ニ蟇目落 五六番之弓ハ机之前ニ落候ま 昨夜も御心持悪敷御夢とも見 :ゆめは一入御心にかゝ 残る二立仕候得者夜明申 則鳴弦一立御 次ニ罷居候 彦九 り候 灯 四 何

も、夜明候故矢はしめおそく罷成候故、昼一立仕直にかゝり、則此夢ちかへ今一立仕直し度と存候得とり不申候ニ、六張共弓落、又はたをれ候事何とも心

し申候事

同廿日 得共、 置候、 候、 庵老薬用申候味噌・ 昨日すへ風呂ぬるく候ニ入、 りかね申候 二被遊度旨申達候、 ニ候得者御能候と申候而も、 衛門殿御聞置、 悪事御坐候事をおしかくし候事如何と存候間、 様と存候、 にもか、り可申候、随分精をいたし右之悪事転シ候 田平右衛門殿へ委曲申達候、 且又後むかし也御濃茶拝領、 禁酒仕筈之義ニ御坐候、 御祈禱内為養生之御酒可被下旨此内 昨暁之夢違鳴弦之事、 後日此沙汰一向不仕罷在候得者、 ハ、、私より願可申上と申上置候所ニ、 時節を以被仰上可被下候、 酒、 弥勒院 養生二可被下由二而拝領仕 へも右之段為後日之申入 被達 頭痛仕難義仕 御祈禱旁御油断なき様 後日之ためと存、 若草臥共御 相良源太夫殿御取 貴聞候事ハ御心 候故、 坐候 右通之儀 御意候 是程定 平右 流勤 鎌 林

姓所へ格護いたし候旨承候事、

今日七ツ過弥勒院よ

在候ニ付、二疋とも持来伊太夫近所之八兵衛と申

百

次ニ而被下候

申 同 勾当ニアンマ・ ル 打之唱ニ相替リ無御坐候、 満彦九郎も同前之義故、 弦打鳴弦相伝可仕旨此内承知仕候、 御正シ被成度事ニ存候旨申達候事、 らぬものとも空言を申ものにて候間、 乍去ケ様之砌者鳴弦御坐候ニ付、 姓所御取寄可被成候、 夫迄申候、 ハ弓法に引導之作法御 所ニ 计 狐 日 仕 被申候様二申達被相勤候事、 死候而罷在候由、 是者如何様成事ニ而候半哉と承候故、 相良源太夫殿より承候者、 針被仰付候、 坐候間, 左候ハ、引導いたし可相納候 今晚之鳴弦も常之鳴弦者弦 矢数多ク能候間、 礒百姓見申 味噌・ 伊 狐死候なと、 太夫罷居候辺之百 r V 酒 相良源太夫・ 吉野(**!**拝領仕! 私痛二付浜 ち、杢右 能見届候哉 候と富満伊 マ 候事、 三人替 衛 富 夫 Ш 門 た 太

廿二日之夜中 右狐お 0 れか穴の口 へ二疋死候 而 罷

> 得共、 成候故、 と上り候様ニと御取はやし 申上可被成候、 外方も人のこ、ろうたかわしく、 候へハ、 合二而今晚 見可申とて則奥へ参被申、 禱相勤なから御祝之儀者難申 候様ニ拙僧より可申上旨承候、 仕事ニ候得者、 からす候、 被成御坐 り承候者、 俄ニ又御煩付ニ而于今御祝無之、 只今まても御心にかゝり候に今晩御落着被 御祝ニ御酒御とりはやし候間、 明日明見も成就ニ而、 於弘様御機嫌三日 ハ御機嫌も別 此内も御快気ニ而御祝之御沙汰御坐 御休ミ被成さる事も候半ま、参候 女房衆なとも心持能候間、 而御 の 追付拙僧 能候間、 -上候間、 砌 别 私申候者、 而御能御平生之様ニ 心おもし気よろし 四方からミまても 右之夢合之義申 承候 弥勒 御祝二御 御奥之衆も 拙 僧ニも 院 拙 御祝御坐 より 僧 酒 能 篽 上 仕 而 祈 候

二而 祝可申上由ニ而、 候事、 今晩も浜川勾当アンマ・ 味 噌 酒被下之候、 針被 夜中八ツ時分 仰付候

同 ミに打立、 .廿三日早朝 九ツ過成就、 明見成就仕候、 彦九郎召烈百姓八兵衛所 四 ツ前より 四方から

参候、 死候狐二疋、家之後ニ而引導いたし、 墓之辺

二土にうつめ可申旨申付候

同 候、 差合等も有之義ニ候間、 と存候得とも、 村林庵老・富満彦九郎ニ而候、 九郎次郎殿・伊地知杢右衛門殿・伊地知三七殿・木 日 同御書院二而誓紙被致候、 奥於御書院樺山次郎九郎殿へ弦打鳴弦相伝仕(資玄) 毎朝弦打鳴弦被 相伝可仕旨承申候事、 他人数相伝之事如何 相良源太夫殿・ 仰付事二候得者、 樺山

痛御坐候ニ

付、

浜川勾当へ針養生被

仰付難有仕合

此内私

御料理被下奥へ被召出、 志島隼人殿・義岡右京との・弥勒院詰居被成候(��)(��)) 二而御銀三枚御目録二而. 労仕御快気之由、 難有 拝領 御意二而、 総州様御直二此内別而苦 御前へ 鎌田平殿御取次 於源殿 比

殿より奉承知御礼申上候

三月廿八日 可竹様子見可申上との 領仕申候由被 於源殿より御 酒 私事此内御祈禱二草臥痛共御坐候二付、 仰付候、 樽 • 御事二候 豆 伊地知杢右衛門殿を被遣候 腐 箱 総州 様達貴聞

三月廿九日

従

総州様浜川勾当被

仰付、

針

7

ンマ取可申旨 御意ニ而候とて見舞ニ而候、

卯月朔日 九郎も様子見可申由にて被遣侯 礒へ参上仕、 名越左源太殿頼存、

間 奉存候由御礼申上候、 於源殿へ申上候、 伊地知杢右衛門殿ニ而 御膳下御食被下御酒頂キ御暇 総州様 納殿へ参上可仕旨御意候故、 此内御酒 御意之由にて時分能候 ・豆腐被下候、 可仕旨、 杢右衛門 御礼

五月三日 御機嫌御すくれあそはされす候間、 申受平六宅ニ而拙僧参、 候故則参上仕見上候得ハ、 仕旨伊地知杢右衛門殿より手紙を以申来候、 加次郎十七年忌今日弔申候ニ付、 弔ニ打立申候所ニ、 慢狂風ニ而御つり御 早々礒へ参上 加籠参 於弘様 潮音院 大切 叮

志島隼人殿より直ニ被 至極ニ而 而畳を立、 御座候、 鳴弦一立仕申候、 弓呪可仕旨承候故 仰付候、 則鳴弦御祈禱可仕旨比 遍 呪 申上候

拙僧申上候者、

此

富満彦

旨被 何様ニ 御霊 加持: 加持 ツ半 敷由 禱仕 御 済 仰 両 上候旨承候故、 を以御 候、 得とも以 入之筈ニ候得とも、 田平右衛門殿 讨候、 僧 対 気御 申 江 被 Þ 面 ·時分又々 御 귶 别 候 存 申 相 加 候、 め 被 帰 時 加 加 今日者 候哉相 館ニ 御断申 尋申候得共、 坐候事覚無御 Ŀ 申 遊 持 分、 御大切成御様体二御 来無心元義ニ奉存、 乍 候、 候、 可 此 御 仕 前 不吉之義共御坐候 へ其趣申達置候、 其前善 立ニ而 上存寄之趣御坐候 尋可申 勝軍院隠居も御加持被 候、 御 Ŀ. 鏑矢を以御 太守様御見舞、 坐 太守様 候 夫ニ少もかもひなく御加 候 \sim 聚院・ 御坐 所ニ、 御 上 坐 共 太守様追付於弘様 候間 礒江 霊気御坐候義少も覚不申 候旨平右 一候、 加持申 達 御 坐候、 兼 是枝長右 被 御 病気御 貴聞早 其時分鎌 而此 奇特二御快然被 三付、 勝 衛門 軍院隠 つり少 上 ハ 仰入操御 御祈禱 此義を御 候、 大切に 殿 申 衛 Þ 則 御 其内 可 門 此節之儀 候 御 田 龍 居 申 平右衛 成就 洞院 能 居 坐 柏 祈 達、 善聚院 私二 候故 太守 持 候、 勤旨 時 間 付 禱 仕 审 \equiv 遊 可 江 者 右 候 御 御 様 申 御 門 四 相 被 間 ŀ. 候 鎌

夜

崩

申

被申 らせ 候、 分御息御とまり被遊候、 右衛門殿より 之義故次第二御大事ニ而御きハまり之旨、 存寄無御 人殿被仰 坐候間 御供二 御供仕 浄光明寺ニ而 候ニ 华 候、 候 何様之義ニ而 加 一付、 狂 候 承候故鳴弦道場取納申候、 風ニ而 田 富満伊 御葬礼之筈故、 浄 之浦と礒之間ニ 光明寺 太夫婦夫 别 御遺体様御番 も相勤可被申 而 御入之時東白ミ、 御 大切と被申 御 而 乗物 拙 浄光明寺も 僧三 由 可 申 夜 申 伊 0) 人 Ė 九 達 いせま 御 候旨 ツ半 地 候 追 番 知 右 共 仕 時 杢

節之御

煩

匑

而

御大切と奉見候、

其上此

中大明見

御

祈

御

咄仕候、 五月· 菜之御料理 もにて候 被為聞度旨被仰候二付、 十二日 間 重 被下御 而 可 者 礒 申 御 暇 Ŀ 奥 H 仕 候御約束申 新公伊 罷 候 地蔵本願経之内あら 出 E候得者、 呂波之御詠 Ŀ 候 地 於納 歌難 蔵菩 殿 有 薩 御 事と 汁 御 事

御 Ŧī. 月廿1 礼守礒 H 持参仕指 今月之御 **上**申 祈 濤一 候、 七 御奥 日相 勤 罷 今朝 出 候得 結 仕 候 故

故、 蕃様 得共、 是を可申上候哉と申候得者、 候、 之事と存、 可申と申上候得者、 候とて、 為被遊御事二候得者、 詠歌之御咄可申上と御約束仕候ニ付、 総州様も被成御坐候、 しつかに又御咄とも申上候得とて 下手之長談義者如何二御坐候間、 今日も何そ可申上旨 是御詠歌ハ日新公儒仏之心を御あきらめ御詠 相良源太夫・ 乍憚可申上候、 楼の上之御歌迄色々の引こと仕、 ほの字の御歌迄申上候得と被 鎌田 其さきを可申上旨 又仏法事も次手ニあら可申上 私共申叶候事難成事二奉存候 先日者講釈申上候と被聞召上 平右衛門 御意二而候故、 可然との ·竹之下辰斎其外 御立被遊候、 本を持参仕 是迄ニ而召置 御意候故幸 御意ニ而 得と申 いろは 聞召上、 玄 御

同八日 にて、 得者、 上旨 残申上候而、 御前へ辰斎相詰被申候、 かやうにいろは歌なと御聞可被成とよき事に御心寄 申上候者、 難有奉存候、 仙和尚仏法之事迄得と申上候、 御不審とも御坐候ニ付御咄申上候、 なるほと御心能被 候事あまり難有、 けるとき、 又平の泰時明恵上人へ天下を治ることをたつね給ひ すなと申御うたをも申上度とかねて存候故申上候、 御歌まて申上候、 一汁五菜御料理被下候、 N 御意二而候故、 ろは歌木村林庵へ御うつさせなされ候よし 御奥へ罷出候得者、 於源殿御見せ被成本ハ御返し被下候故、 其治やうをおしへ給ふこと明恵記に見え 不思儀之御縁二而 於納殿玉泉院様御霊前之御下之由 私之大慶今日ニ御坐候、 常ニ存候故此事を得と御咄申上 諸之科ありて人をきるともかろく 聞召御落着之御様子二而 楽も苦も之御歌よりての字之 又奥へ可参旨承候故罷出 今日もいろは歌之御 御参被成御首尾能候 御感心之事共ニ候 総州様被成御坐 兼而存ル旨を不 惟恵和尚 咄 三而 候 何 可 甫 私 候 而 か 申

殿・伊地知杢右衛門殿詰ニ而御さい飯被給候、御咄仕候、御さい飯御奥にて被下候、鎌田平右衛門

候得者、

総州様にも被

聞召上御事二罷成候、

左

六月朔

日

礒御奥ニ而いろは歌への字よりなの字迄

女房衆聴聞ニ而候

言様御讃之絵なと可竹所持申

候得共、

表具等不

罷成

候

而 召置

|候旨辰斎申

上候得者、

右之表具物ニあ

かかん用之御事と うに 被成候得者、 きを御好 候得者、 御心入をも かん用之御事とす、 あしき事も被成候なと、そり上候、 下々もよき人の御参候而、 候得者、 下 御 聞 へしとの 々よりあしき人の御参候 一被遊 又上にもあしき事の御縁に御 ` め 候とほめ申 御詠歌、 上御暇申 御 候、 ケ様 わ もし す 以得 者 よにのこる れ なされ じまたあ 日 新公 か Š ぬ Þ n

被遊 其上 中 御 家久公より拝領仕候御色紙、 能御うつり被遊候と承、 尾不合之様ニ 者見舞ニ 六月九日 断 々よき寺なとむさほり申様成心入にて無御坐候 申 候 Ė 殿様にも能御合点被遊候御様子ニ 候 甫 丽 呵 仙 竹下辰斎老伊地知杢右衛門 被 和 昨 其後丹波永沢寺二相直 尚 Ħ 聞召候、 先年恵燈院住職被 段 々被 一入大悦仕候、 可竹咄 鷹司様御讃之絵 聞召上 被 候 聞 り候事とも首 殿 而 且又 召上 而 仰 仕 合ニ 罷居候 付 御咄とも 候得 候 久我 時 存 近 得 候

> 候 (得と承 知 仕 候

わ

や候而す

表具絹

可

被下

-候之由

御意候間、

明 日

指

出

六月十日 衛門殿迄 |頼存指 右表具物礒 出 より 取 一参候 故 伊 地 知 ~左右

其以 相伴可 中 字まて申 六月十四 承被申 後可 仕旨承 罷 候、 上 日 候 出 知仕 木 磯御奥 加 由候付罷出 村林 御 位候、 暇 -庵老 仕 へ参候得者、 候、 八 ッ 江 伊 時 V 宿申 ろは歌あ 分参上にて相 地知杢右 候 浄光明寺参上 衛門 0 字よりし |殿其 伴 仕 申 候 間

御仮 苗代川 分御 衛門 候 同 庭ニ出申 一十日 屋 伊 集院権右 太守様より へ罷出候得者 候茶ひん弐ツ・ 於須磨様御下向ニ付苗川(代脱 御着、 衛門 御使者二而 来迎院下 御前 美代五郎兵 はち壱ツ 罷出 被 御 酒 看被 召出 衛御吸 **へ**为 参仕 拝 御 領 進 目見: 仕、 物 候、 候 Ш 被 御 野 仕 四 八郎左 日 披 御照 夜入 ッ 入前 時 御 华力

職仕、 来迎院 宿申 -候

を立、 坐候、 候由、 候故、 七月九日 新納久右衛門なと的仕候ニ参候時分、 先出来申候事を申上候、 承申候、 被遊と之 存御機嫌奉伺候旨申上候、 二階堂五郎太夫殿より承候故、直ニ五郎太夫殿へ頼 付出勤無御坐候 頼置申候所ニ、今月十日より内ニ参上仕 候ニ付、 上旨承候故 五郎太夫・河野八郎左衛門・山沢十太夫・町田八左 今日 私弓仕候時分能キあたりなと御坐候事御咄可申 追水喜太夫·上原了雲其外御小姓衆詰居被申 私江望申之由新平申候、 不出来之儀者幾度と申事不限事ニ御坐候得共 今日八ツ前罷出申候、 御床ニ被遊御坐と承申候故御暇可仕 追付 時節を以参上申上度旨木村四郎左衛門 (時央) 者拙僧参上仕候事昨日達 御意二而御待被成御坐候間、 太守様此節御下向以後未御機嫌伺不申 出来申候事計申上候得 御目見被 同役之衆へ得と達置被成候よし、 私十七歳之時 仰付御酒被下候、 御ねふと御出来被成御坐 四郎左衛門殿事病気ニ 外之射手ハ見物申候 貴聞 ハ上手之様ニ御 平 相扣 寸之金之的 田 可然旨申来 新平所 由 可申旨 御覧 申候得 殿 可 上

坐候、 二而 参候節、 め申候、 勝事をならひ可勝と存居候てもかたれ 不仕者は一人もなく候へともあたりかね申候、 稽古仕候時あたるやうをならひ、 学之義をも御咄可申上旨承候故申上候者、 はつれ申候て無面目事ともにて御坐候旨申上候、 舎者とも故是非ともと申ニ付仕候得者、 道具ニ而 ツ居申候、 事存候者生勝罷在候故、若キものとも弓稽古ニ番 仕申候、 ぬかせ申候而是非とも可仕と断仕候得ハ、是も真中 用ニ仕候へと申候而、 兄矢にて真中仕申候、 毎夜参候、 御坐候半と存申候、 合戦者御大将之御心に御坐候、 其時之私心持又可仕様二御坐候故、 も無御坐、 かの所ハ私祖父地頭所ニ而御坐候故、(平田宗直) 又不出来を申上候得 あれを仕候得と若キものとも申候、 ある日川船ニ而罷出候所ニ川鴨三 矢比ものひ候故断申候得共、 余り能あたり候間、 新平兄家村平八其時 私弓矢を取候而仕申なとと ハ、 私倉岡へ御奉公ニ あたるやうにと存 御大将さへ能 ぬものにて御 矢下り候て 弓も人々 ハ未平 弟矢ハ無 兄矢を 一ツ四 私弓 祖父 軍 \mathbb{H} 所 $\dot{\mathbb{H}}$

候得ハ御勝利にて候

泰清院様御事御慈悲ニ被成(綱外)

而

御

暇

仕

候

ツに く 上 聞召、 退被 時江 御 間、 為申迄二御坐候旨申候、 出家仕候故始終蓮束不仕候、 残御伝受申上候得と山沢十太夫被申候、 ニ而白 被為出御機嫌能被 ツに成候 乗物之戸をはた~~と御打なされ候得 (~と申ほとこそあれ一 坐 遊候 一間敷 一御屋敷 究申候旨申 高輪御屋 戸 にて出 地 何ならぬと言事かあるへきと 細上 砌、 候 へ者軍ハ勝利と見得申候、 間 へ御入為被遊と承及申候、 布二端 火之時 敷之様 御先乗より御道先ふさかり 先御暇 Ŀ 候、 拝 分、 聞召上候、 Ξ 仕 領 御 御 芝御屋敷 候得、 仕候、 床より 筋つきとをり、 彦九郎病気ニ付心も静に有 退被遊可然と申 □肝要之事とも少々覚 重而可 私相伝之軍法之分不 町 間は 田 より上 御大将の御心 八左衛門御取次 被 かり御ゑさり 士卒之心只 御意ニ而 私之軍学者 何のことな Ŀ. 通 御 一候を被 無御 聞 屋 ゑひとう 岩由 敷 坐 御 候 御

> 礒御屋敷より御用之由申来候故罷出候得 付候由 人殿御 三而 取次 持参仕 而 朝鮮 候故頂戴 人参四匁三分拙僧 往 候 者、 拝 比 志島 領

仰 隼 御

坐、

常ニ

御

柔和

の御大将にて御座なされ

候、

あ

る

島津将監照 同十日 法不被 より 等御覧被 御本丸へ 古仕候得とも、 之将監殿 太皷迄も御伝受被遊度 拙僧稽古仕罷在候 将監殿御 かに相伝之方無御坐候ニ付、 請 人指寄、 .へ 委細 封状参候、 可申上旨被仰聞候、 可罷出 聞召上候故、 遊候事御数寄二 Ï 殿 申上候者、 [上ニ而 昨 十太夫殿口 御意之趣も御坐候間、 伊 八日山沢十太夫殿・木村四 集院 新納又左衛門殿死去被成候以後こま 由 内 被 二付罷 一伝御 々御用之義御座 (久矩) 拙 上二而 御合点参兼候事とも 仰 而御 聞 僧事俗二而罷 思召之旨段々奉承 山沢十太夫・木村四郎左 稽古被遊度被 出 H候得者、 候 ・平岡内匠間 承候者、 連足仕稽古仕候事不! 坐候得とも、 者、 候間、 可奉承知 御近 太守様御事軍書 殿御 在候内軍 此節大星 習 思召· 今日 [郎左衛門 |烈座 知 由 御坐候間 本方之軍 番 候 Ŀ 所 昼 -学稽 候 前 時 依 押 右 而 分 而

門

御

両

+

御前 匠 旨委細申上候得者、 Ŕ 者、 付 被遊度御事奉存候、 之事者甲州流極意之義天下無隠事ニ御坐候、 埒明候事もしかとたつね承不申候、 州桑名へ一空罷越候義蒙 景憲正伝之人故 取捨申候、 相伝仕申候、 伊東一空へ御相伝被成置、 八蔵より直伝之義ニ御坐候得ハ、一 ・十太夫 拙僧肝煎申候而松平越中守様御内杉山八蔵小幡(公憲) 何様ニも肝要之義計ハ覚罷在候間 然共私事ハ出家仕候得者、 空罷在義ニ御座 召出 四郎左衛門 空事此軍学連足不仕候事歎ケ敷存候ニ 其後拙 御目見仕候、 則右之趣 **∵僧事ハ出家□一向ケ様成義とも** 別二御伝受被遊候方無御坐候砌 総州様御家督之内達 候間、 御前 御免、 右之伝を一空より拙僧事 兼而存不申事共相 将監殿・ 太守様被達 御伝受被遊 御詰二而 於桑名相伝仕罷 空二此伝之義者 殊大星 可申上候得と 蔵 貴聞 人殿 候、 度奉存候 貴聞候 一空事 押太皷 軍之 内 勢 下

> 成候、 候、 申 関ケ原ニ而井伊兵部少輔殿備をかり、 源太義平、 人々存候ニ、 能キ備之虚なる事共細々申上候、 人より先立御坐候牢人にて備をかり候も、 に候、古主信玄公之御家之格之由断被申候故、 並ては二三間も先ニす、ミ出候か、 しかり申候得とも、 すゝみ出被罷居候を、 一候、 平治合戦ニ鎮西八郎為朝之夜討可仕と被仰候事 実之備之至極之義段々申上候、 我寄親と立並、 右ニ付而 清盛公の熊野詣之帰を可討と被仰候事、 御大将御心定之事、 格別成事共驚入たる事と御あいさつ被 ハ小幡景憲牢人ニ而御坐候得とも、 又ハ兄或ハ我より年増之人と立 なミハ能候とて少もさがり不被 備之なミあしく候とて殊之外 将監殿を始平生 保元之合戦ニ 又並能候而 並向能と申も 備先へ七八間 如此筈ニ 始終 行 悪 御 儀 0

候間

咄申上候

唐船

かけ

0

けニ付御咄申上

申

被

咄何そ可申上由ニ付、

実之備・虚之備之事得と申

付主殿入道活道又左衛門殿より御相伝被成置候を、(糸巻)(堂力)

成

肝要之大星·

押太皷其外ニも秘伝之儀共、

肝

上

偂

之思召

三面

候事

承候事 别 者、 而 無心元候処ニ、 前方軍法稽古之時分、 今晚申 上 軍之はしまる時 候趣ニ而落着被成 分の 候旨 事共

則将監 太夫殿 日 出 被 同 太夫殿へ被申上 三日二大星御伝受可被遊候哉と、 被 十二日 廿三 成 仰 茁 殿 ※被聞 候ニ 取合、 日吉日 空 伊 付 苕 東 拙 候、 = 而 空 僧被召出御逢被成候、 蔵 御請ニー 昨 人殿 同 御 Ħ 大星 道ニ 坐 太守様尾畔 候間 空召烈罷出 加 内匠殿御三人 押 御本丸 # 太皷御 右日 へ被 日二 罷 成御 取一 [候通 相 弥来□廿 八梅之間 押 出 伝 大皷、 坐 空より十 申 可 候事 Ŀ 被 Ш 候、 遊 沢 廿 御 +

之間 監殿 付罷 拙 十 青銅 僧 九 蔵 出 日 被仰聞候軍法、 人殿 候得者、 太刀ニ 山 沢十太夫殿より御 内匠 而御見舞可被成旨、 空へ 殿、 拝領物之義承候事、 弟子被為成候一 空所へ十二月朔 崩 御 座 山 候 首尾ニ 沢十 間 自 太夫ニ 且. 可 · 二 日 艾将 付 藣 而 出

同

空申 下ニ而 + 福山 見被 罷出 上. 夫 伊 介打被申候太皷秘事ニ而! 御相伝畢而引下 空打被 集院蔵 権六其次ニ被相詰、 . 日平太夫・(安村) 月廿 町田 上、 候得 御 仰付候、 此太皷被 申 八左衛門 人殿・平岡内匠殿遥末座ニ 座之間之上之間 日 候、 則常 河野八郎左衛門・ 左候而、 拙 ル 八ツ半時分御本丸へ一空老同道 僧 二被成御坐候所ニ ・二階堂八太夫・米良藤右 左候 聞 申 岩上 Ė 空 御 候 而 = 七ツ過御ふくさもの 候 坐候間 者、 太皷御望ニ付、 拙僧 而者 御着座、 時 木村四郎左 如何 田 御 御 而 時 側 合戦之時 へ罷 詰 島津将 可 田 私事 有 合 戦之咄 御 急之太皷 出 Щ I押太: 沢十太 麻 坐 門 監 Ш 本勘 菛 御 Ξ 候 殿 御 哉 皷 尾 上 Ħ 而

番 御 所 料理 而 被下之旨山沢十太夫殿より被申 空 拙 ;僧二汁三菜之御料理被下 聞 候 御 御 沂 側

下 御 申 少被聞召度旨 上、太皷被 と申上候

御意ニ付、

序之太皷、

破之太皷打

ハ、

則

空被召出

時

·田合戦之咄

聞

召

仰付候、

左

候

而

山沢十太夫ニ而

太皷

候、

太皷畢而

信州

中

島二而信玄公御心定能

故

勝

利之御咄

被申上

候、 ĴЩ

御前を罷立候、

今晚

*ا*ر

御 候

御用人衆・御近習衆御取ニ而御坐候、 (持腕カ) 十太夫殿より

御用之由ニ而御陣扇拝見仕候事、 押太夫皷之書付ひらかなに書申候

同日夜入、 僧より可指上旨十太夫ニ而被 仰付候 而 拙

仰上 先年一空ニ被 物二不及事二御坐候、 故御指物も二通指上申候段承候間、 仕申候、 も御持せ之筈罷成候と承候、是ニ付拙僧存ル旨ハ咄 たせ可被成旨御意ニ付、 こも御持せ被遊来候、 指物御持せ被遊候事不入事ニ御坐候、 付御座候を、 後二一空二此段申聞せ候へ者、 此義如何存申候哉、 島津中務殿より、 仰付相調指上申候御具足二御指物相 達 御中途持人足も費申候通被 其旨中務殿 貴聞候得者前々之通御も 此節 大玄院様以来御上下(網費) 後日十太夫迄此 へ申達、 御大将者御指 御参勤二右御 古法有之事 御指 物

伝可申

上旨御請申上

之由、 唐船欠付之儀ニ付、 拙 僧へ御内証 十太夫殿より一 承知仕候事 空ニ可 被 仰付

事も申達置候

]り被仰渡候者、 日 御近習番所二而 従 総州様比志島隼人殿を以被 太守様御意之由ニ而将監 殿

仕候、

相済引下り申候所ニ、

空と御意御坐候

河

自然之事候時用之□へと而御陣扇を御手つから拝領 ^(破損)

御大将御用被成肝要之義御坐候間、 仰進候者、 二御約束被遊候得共、 先年可竹より弓法之伝受之内、 其後御事多御坐候而御相伝御 御相 1会申上 軍中ニ ル 筈 而

仰

委曲被仰渡候二付奉畏候、 太守様別而御満悦被遊候由、 御相伝御坐候様ニと 進候間、 延引被成候、 可竹へ御伝受可被遊候、 此節 太守様御相伝被遊可然旨被 総州様より被 何時にも 将監殿ニも御大慶之旨 ケ様之肝要之義共 仰進候義、 御意次第御相

十一月廿三日 御家老・御 御上下ニ而 ツ時分一 仰付神文被仕衆ニ而御坐候、 加籠被下御屋形へ罷出候、 空・某両人御前近ク罷出 昨日之通御座之間上之間ニ御ふくさもの麻 崩 人 御出座、 四ツ過私病後歩行不被罷成候ニ付、 御近習衆被相詰、 此内之通遥末座ニ将監殿并 一空老も参上ニ而候、 其外者遠慮被 空より大星 皆一空弟子ニ 御相 仰付候 伝被 九 両

其後将 衆坐ニ 左衛 付候、 御 付、 下 盃 又 被 四ツ前 大星之事御尋ニ付委ク申 茶狩貼ニ 取 仕 位候, 左候 持 十 菛 御 御 丽 其 前 監 御 前 二 御 一被下候、 次ニ 前 殿 而 暇申上候時 ケ条之内半分申 取次二而 御 座ニ同 空と拙僧へ二汁五菜之御料 被 御 私 空被 酒 蔵 拙 被下 人殿 僧被 召上、 (候ヵ) (候ヵ) 御前 夜入五ツ前拙僧 銀子三百目 退 分、 召 出 内 召 其時銀十枚之御 핊 || 匠殿 又 被 Ŀ Ŀ 出 御 仕 候 候、 御 盃被下御肴迄頂 此御働奉見感涙 候 空 拝領 召上候、 而 盃被下、 押太皷之事も御尋ニ 御 御 拙 仕 用 座 僧 御 人 候 理被下、 其時 Ï 衆 前 左 御 而 抻 御 録 下 候 御近 [日見仕] 河 拝 ŋ 被 而 二及申 まて被 領被 申 御 野 習 候 沂 召 八 空 出 習 郎 仰 候

々

御 御

去十 坐 相 候 候間 罷 御 伝 在 側 可 Ė 被 御 於御 用 遊 右御伝受之砌 拙僧罷出 人 候将監殿 国 御 元も其通 近習役 [候時 者 両 分、 御 者、 御 御 学家老、 座 大星 側を不離相 江 江 相 戸ニ而も必至と 話御聞 其外神文被 押太皷 勤 被申 弥 せ 被遊度旨 事 空(江) 御 仰 = 御 側 付 御

> 星 殿 御 御

押太皷

御

相

伝之砌、

御

二

一御詰申

候

義被

候

以得共、

拙僧より十

太夫

四 座

郎左

衛門

!へ申

達

趣 仰 聞

思召上 貴聞 曲 世上ニも大分大星 丹練無御 之義者甲 **此坐候故、** 有御 空へ 御 |坐候と十太夫殿より承知仕 |申達! 一候も如何と存不申 烈座 意之由、 木村 同 可申旨被 座 申 候 坐事ニ存申候故、 候 州 間 聞 坐衆多人数相伝之義、 逆 而 将監殿御口 御近習番 ハ、 流極意之伝受ニ而 郎左衛門殿江内談仕候者、 而 せ 御 申 候 坐候故 尤之義二候 而者御 将 御 監殿御 前 則 押太皷 上候、 所へ 承 計 御前 [上ニ而: .請ニこまり可申と存 知 、罷出! \Box 御 難成義ニ 罷 E 相 間、 各御了簡被成被下度旨委 立 候、 被申上候得者、 時ニ相伝仕 候 御 被仰付候、 申 丽 得 十太夫殿此段 何共難仕事ニ奉存 ・坐候所ニ、 候 承申 `被遊旨 |奉存! 将監殿より 而 大星 蔵 候、 候 Ш 者、 人殿 候 両 沢 单 御 御 則 義 未しか 先程 御 意ニ 者達 押 + 「家老も 此旨 評判も 候、 内 用 太 太 大 斤 而 夫 申

上 可

别

而

無遠慮事ニ

候

此節

ハ

若キ

殿様ケ様之義御

尤ニ被思召

候、

我々末学ニ而

極意之義被為聞

候 候 者

古可 懃之御言葉共痛入奉存候、 拙僧申上ル段尤成事ニ候間、 私も('被遊と被 稽古可仕と御すゝめ之ため為申上事ニ 仰出 **『候儀、** 相応二御返答申上 别 御断被仰之旨段々御慇 而御大慶被思召候二付、

尾申上 町 被 画 郎左衛門 十二月二日 **迄被下、** 夫殿より 而 狩野栄川 二御詰、 麻御上下ニ而 加籠被下 御 田八左衛門御取次ニ而紗綾二巻之御目録 ハ絹地立物、 仰付、 座、 今日御伝受可被遊旨被 座、先比(候脱カ) 承候、 筆之御掛物一 · 権六被相詰、 私被下候を又御前 其次ニ十太夫・ 御屋形へ罷出、 四 御茶ニ御掛被成候御かけもの 御出座、 .ツ過ニ御座之間之上之間ニ御ふくさ物 日置流射術之内秘伝軍中ニ而 惣州様御-又 牡丹を加籠ニ生申たるさいしき絵 御前 幅 将監殿・蔵人殿此内之通末座 本丸 拝領仕、 藤右衛門・八郎左 山沢十太夫殿へ参上仕候首 御伝受相済候而 へ被 被召出 へ被 仰出置候ニ而 召上 御 引さかり申 盃 仰入候時分表具 頂 由 戴 御用 衛門 拝 往 則御手自 於 領仕 四 被成 御押 十太 御前 . ツ前 兀

> 殿 候

蔵人殿

へも御膳 気

下御料理御給

加

被

成御

坐候故

御下屋 七ツ前御暇

敷

罷 仕

出

太守様へ弓法之御

仰 付 □ (破

御機嫌伺 於須磨様御風

伝受申上

候処、 申候、

首尾相済段々拝領被 松井殿ニ而今日 御坐候由ニ而

梅二雀の御筆御拝領ニ而御坐候、

左

加

御

近習衆座二而二汁五菜之御

料

理被下、

将監

安被 之義も 御座 候而 総州様 殿頼存御 御序之時分被遊候を拝領仕度事御坐候旨申上候、 付 御手つから拝領仕候、 御前へ被 而御近習番所へ罷在候得者、 今日ニ而惣様御落着被遊候 引下り御近習番所へ罷在候得者、 十太夫へ私申候 て被 引下り申候所ニ被 召仕候一筋を以 礼申上候、 御筆迄頂戴仕申 御意御坐候故、 召出、 召出、 押太皷之事 伊 ハ 御筆之絵あまた御見せ被遊候 集院蔵 絹地横物ニ而御坐候、 召出! 私親・先祖共 候、 図仕持参申候二付指 御代々之御筆頂キ、 人殿 [候而、 恐多義奉存候得とも、 十太夫殿御取次ニ而 御意二而 御尋故申上 又 平 □ 生 へも久敷御願 蘆鴈之御筆 御坐 □被□御: 御代々御心 候 候 則太夫 (十脱カ) 私迄も Ŀ 三而 大星 申 者 坐 左 候 又 候

旨御 候付被

沙

)汰之由

承知

往 御

申

候、

今日又々右之通

被

仰

渡

仰下

事ニ

坐

候

間

きば

り申

候

而伝受可

申 Ŀ 候所ニ、 納 殿 **汽**二而 御 酒被下 御 暇 仕

申 候、

承申 此内 旨 十二月六日 殿 より ·候 先夜将監 新 間 将監 仰 納 弥其通 弥兵衛 Ŀ 殿 殿 木村四 叮 被 へも左 御沙 下旨頼 殿 !被仰付度旨一 両 郎左衛門殿 様 .汰申上置候、 人唐船 存候事 被仰 付度と 欠付 空より 参候 御 . □ □ 破 積方 申 而 寄鎖 上 被仰 一候と将 候旨 宮 衛 殿事 原 付 御 Ŧ. 咄 度 兵

来春ニ 法相伝 煩 被 候旨被 同 島 太夫を以此内 享保 思召· 漸 屋 罷 可 頃 十 É Ξ 仕 成相伝承と申上 聞召上候、 年丙午 一候旨被 快気仕申 候 大御 .被 别 而者 十二 支配ニ付罷 仰 -候故、 仰 依之拙僧稽古仕罷 聞 了渡候、 月 鳴弦之義断 候 十七七 候得共、 者、 立 居も自 越候所 私事当九月より大病 日 平 田平 拙 絶 従 僧 無 = 由ニ不罷 ·六事 惣州 身よはく罷 御 在 首 坐 候 此 一候様 H 尾 様 成 内 置 能 柏 候 罷 流 種 ニと 良 成 間 相

> 由被 杢右 禱ニ可 之伝受被 御座之間 伝難成分ケ委細此 も御祈 候、 依之明 衛門・ 仕 仰 禱二與於御 此 出 節 回 仰付度旨、 富満彦九郎 候、 相 十八日より 相 勤旨被 且. 伝 従 仕 又四方からミも相伝仕之由 内申 庭 候 相 大明 太守様木村四 Ŀ 勤 庘 河 仰 へも此節相応ニ鳴弦 見 野八郎左衛門を以 出 候ニ付、 可 # 单 岿 候、 日 候 迄 相 直 郎 礒蘇鉄. 良源 平六居宅ニ 礒 左衛門 七日之内伝受仕 太夫 御 作 Ш 事之御 相 御 候 茶屋 為 伊 前 間 伝 御 者 仰 可 地 渡 用 仕 相 是 知

惣州 太 申上 外黒札大分相調申 篠□新右 候 所ニ、 其 衛門事、 通 候ニ 可 応ニ伝受仕可(統カ) 仕 付、 此 由 節御弓之封四方から 数年弓法執 御 意ニ 丽 御 心ニ 坐 候 而

候、

四

左衛門参候

呵

稽古之義

発出

僧

ょ

n

様 礒

貴 郎

聞可

申旨被

仰付候故、

源太夫を以

伺

臘燭カ 被申 等急ニ調 候、 仰 出 油 一候ニ付、 等入用次第被仰渡、 右之人数御まかなひ被下候、 候義不罷成旨此内奉伺候 右之人数今日より礒 足人足等迄相詰 所ニ、 其外 蘇鉄 相 炭 山 伝 申 回 候 相 仕 由

被

稽古心掛

申候条、

相

'仕候、

左

候

而

黒

札

199

り平六召烈礒へ参上仕候首尾源太夫殿へ申上候 何歟為指引奧御番河辺喜右衛門相勤被申候、 今日 ょ

同十八日 らせ申候 御書院へ射場構、 夜入時分平六へ矢初仕

同 旨御願ニ付、 而 しに御拝見可被成と申候而、 一十日 進上申候、 御重之内御酒拙僧并平六へ被下候故、 於源殿蘇山へ御入、鳴弦之道場拝見度被成(鉄照力) 道場へ人入候事ハ不罷成候間、 五ツ半時分御立被成候 障子之外より拝見被成 開キ申候 ものこ

同 壇上ニ召置申候事、 廿 日 昨 夜御約束ニ付 於源殿御守刀等被遣、

同廿二日 平太・木村四郎左衛門・富満彦九郎参上、 被成候、 御座之内より障子を少御あけ 御庭ニ相良源太夫・伊地知杢右衛門 奥御庭ニ而平六へ四方からミ相伝仕候 総州様 於源殿御覧 九ツ時分 ・三崎

の方へ参候

蘇

陽之矢御寝間之上ニ相納申候 より八ツ過迄ニ相済、 御屋敷之四方□矢相納(破損) ル

□同廿四日 相良源太夫殿 鉄山も仕舞無残所首尾能御坐候、 物・御酒被下、 召上候、 と難有 銀壱枚之御目録拝領被 布一折進上仕候、 御肴一折・手樽一荷平六より進上申候、 より昆布一折進上仕候、 符 金子百疋之御目録被下之、平六ニも納殿ニ而御吸 総州様へ御目見仕候得者、 段之事と · 御肴 於與御吸物 御意共御坐候、 折・御手樽一荷平六より進上仕候、 今朝結願仕候、 御意ニ而御坐候、 金子百疋之御目録被下御暇 伊地知杢右衛門殿 平六事 ·御酒被下候、 平六指上候御符 仰付候、 於源殿へ御一代守并御符 平六江伝受首尾好相済、 総州様へ御目見被 総州様御一代御守并 平六事弓も功御坐 富満伊太夫殿より 拙僧事奥江被召出 於源殿御盃被下、 拙僧振舞ニ而か 拙僧より昆 仕 総州様被 仰付、 拙

僧 御

義四 存、 候、 申 十二月廿 唐人参三匁四郎左衛門御取次ニ而拝領仕 左衛門御取次二而 私被下盃被 候、 郎左衛門 則 此内平六へ弓法伝受仕申 御 御前 Ŧī. 代御守・ 殿 召上、 被 御 頼 拝領 本丸へ 存申 召出 其上御白 御符并昆布一 往 、罷出、 一候而 候、 御 御座下り 盃 帹 御 むく一ツ於 暇 木村四郎左衛門 頂 御祈 仕 折太守様 戴 仕 稿 内 罷 御 候、 在 御前 押迄 相 候得者 、進上仕 調させ 御 礼之 湏 |殿 낊 郎

頂戴仕 同 御符進上 可 罷出旨申 计六日 仕 候ニ 来 |階堂五郎太夫殿より平六□御(⟨カ) 付、 御 屋 拝領被 形 罷出候得ハ、 仰付之由ニ而白 弓法之御守 崩 **銀弐枚** 申 候 間

殿

より 候 老 候、 同 郎左衛門殿 日 難有被 杢右 新納弥兵衛殿 山之内幸右衛門 此内平六へ弓法相伝仕 衛門殿者隙入二付断 伊 仰付候故、 地知杢右衛門殿 · 上 殿 原十郎左衛門殿内 料理 今日相良源太夫殿 種申 三而 一候ニ付、 富満伊太夫殿申入 候 御坐 候 段 13]証見舞 つれもより Þ 伊 木村 東 総州 頼 空 申 兀 様

> 御 酒 肴平六へ被遣

頼

日

享保十二年乙未

付

付而も御心入二罷成候義とも段□申上 (々カ) も酒となるそかした、情あれ君□□□ 正月十日 入とも細々申上 有御坐事、 江戸なとにて出合申候時、 候信玄公微妙之御働二而 之二の見之働、 召出軍法之事ニ付御咄とも申 御覧候、 召上由ニ付、 、万事世紀 相 御蕎切 御近習之衆不残御蕎切振舞申候、 付 罷 左候而御蕎切被 話頼存申候、 出 切進上仕度旨内な 脱カ) 旧臘二日拝領な 右ニ付 御 御屋形へ罷 挨拶 且又小荷駄備を以平手中務備 候、 申 几 日新公御 拝領之御筆之画表具出 四郎左衛門□□(破) 上. 先拙 候 □事共申上候、(破損) 出申候、 々奉頼置 御家中之面 僧 召上候ニ付、 将 上候、 御前 詠歌の、 監 ☆六又大星之事ニ 殿 木村四郎 一候所ニ、 味方ケ 罷 との葉、 蔵 又 候、 々 出 酒も水なが 人殿 又自然之事 几 此義者 今日 御前 左衛 来仕 原 郎 御 此御心 御意 左衛 筆 勝 掛戦 内 菛 候 頼 可 n 公 被 匠 門

敷 旨 於須磨様御前 殿樣計被成御坐候而被 へ罷 御意御座 出 御祈禱之御守札并昆布一折進上仕候、 候 に、被 七ツ半時分御暇仕候、 召出御吸物 聞召候、 御酒 来ル十二日 1被下、 直二御下 夜入五 可罷 則 屋 出

ツ時分御

暇仕候、

候様ニ頼存候、

之間ニ而備畳候而被備 御覧候、川中島ニ而待味方一同十二日 一空老同道いたし御屋形へ罷出候、御座

之備之事御咄

一空より被申上、

待味方之鶴翼之足軽

対陣之図并首実見之図被遊 御覧候、立 御覧ニ而候、且又雲之平ニ而信玄公・謙信公卜

在江戸 御たはこ入弐ツ拝領、 同 良藤右衛門殿を以被達 御意ニ而、 御手拭但 御屋形 \forall 五. 日 罷出候得者、 御留守ニー 三尺御手拭三ツ拝領仕候、 夜入五ツ時 空老同道ニ而、 空 `分御暇仕候、 御次二而御酒被下御暇可仕旨 • 可竹折々参会可被成旨、 貴聞候得者、 御前へ被 八ツ時分より御暇乞 将監 召出御手つから 其通可仕由 又一空被召出 一殿より 米 御

候得とも、礒ニ参上ニ付四郎左衛門殿より御達被下分ケとも御坐候、山沢十太夫殿へも一所ニ申入筈ニ候旨御直ニ被仰聞候、木村四郎左衛門へ内々申達ル傾意候、此段者将監殿御心入御坐候而、御伺被成置

中諸右衛門殿申入、何か申談候事、同廿九日 御備一巻ニ付上原十郎左衛門殿へ参、田

殿・上原十郎左衛門殿参上ニ而陣取絵図とも御覧被米良藤右衛門殿・木村四郎左衛門殿・田中諸右衛門一同十八日 島津将監殿へ一空・拙僧被 召寄候ニ付、

成候、

可仕旨、 同 之真跡御宝物ニ而 御 二而候所二只今御下屋敷江被 十九 願被成候而 H おちんより申遣候ニ付参上仕候得者、 昨 土佐筆之西行筆紙、 日十七日 御坐候を御覧被成度、 於須磨様より 召置候間、 文字者一遍上人 内 太守様 私 々 拝見 御意

平右

衛門殿竹下辰斎老御供二

而

候、

相 済候

而

御

帰

潮音院之下迄御供仕候

拝見仕申 五郎兵衛 候 拙 僧被 久敷 拝見仕度念望ニ而御 召出御料理被下、 坐候所ニ、 西行草紙 得と 忝

儀奉存候

付礒へ 三月廿三 杖をつき参候故、 旨申上候得者、 御 しからす候間、 二及不申候、 .府之御祝義ニ参上仕候と申上候得 様御歩行ニ而 御祝義二参上仕候所二、 何方へ参候哉と御意候ニ付、 日 今日 太守様江戸江 被 者 潮音院之山へ杖を入申候得者くる 隙かと 召烈所候間 御出ニ参合申候故つくはい罷 御尋故、 御着之御左右御坐 潮音院之参過候得 御 供 衍仕· 隙 太守様江 御屋敷迄参 = 由 丽 御坐 付 帹 戸 候

郎を以被

仰

聞

上御 於源殿も 旨御免故、 段申上候得とも御やつれ御歩行被成候ニ、 供仕 御浅敷へ御先ニ被為参候、 候、 めつらしき御供之様子ニ御坐候と物笑申 柴居御坐候ニ付御しの 杖つき御供可仕旨 平 ひ御見物被遊候 御意候、 崗 却 憚多候 而 能 田

> 仰付、 内池田益右衛門殿にて何 被 於源殿御病気御大切二付、 平六祈禱御相応之由 夜半過両度共ニ小用大分通し、 九日小用通しかね候ニ付、 日より参候而指南仕、 まてニ成就仕 仰付、 礒蘇鉄山御茶屋ニ而六月廿二日 小 候、 鳴弦者相 伊地知杢右衛門 廿八日日 勤申 総州 |か御| 候 平六へ大明見御祈 様 両度ともに夜半祈 尋とも御 昼時分御暇仕候、 御意旨、 拙 腫気もへり申 僧事病気故 富満彦九 坐候、 により 平六へ彦九 七月 -候ニ付、 郎 廿 禱 願 往、 八 祈 艄 被 廿 両 日 人 H Ŧī.

二而 八月二日 皷川江参上 光院殿御参被成、 上仕候所ニ、 被成候袋を、 御食とも被下終日相詰申候、 仕、 御 懐之御 御屋形之下ニ而参合上候故 平六娘米亀へ被下候 御守御直二指上申 八十八之米守にいたし候へとて御 守進上 在 候ニ 付 候廻文可 於須磨様御袋 御 下 遊も参上 御 屋 い跡より 敷 唯 参

九月廿六日 富満彦九郎参候 而 审 聞 候 者 総州

203

御意被遊候者、 当分御看略最中之砌二御坐候得者、(簡力) 平六事別而身体逼廻仕候段被及 聞

召候、 用ニ相立申事ニ候間、 御同前之御事ニ御坐候得共、 も大分御心付難被成時節ニ候、 御隠居様御方へ被 平六事芸も御坐候而 尤、 御隠居様御方も 召仕、 表方より 相 御

様ニも 内 聞候旨奉承知候、 々ニ而可申聞候由 御意次第奉畏候 別而難有義共ニ奉存候、 御側之人御退被成候 由御請申上候、 翌日平六所 此上 六の何 仰

応ニ御心付可被遊と被

思召上候、

此旨可竹平六

九郎 九郎ニ而 指出 仰聞候故 申候 平六より算用仕、 隼

带之続方委細書付指出

一可申旨、

比志島隼人殿より彦

-人殿

彦

時分御 殿 御 同 儀其外御供之女房衆御坐候、 .先へ参申候而奉待終日. 计七日 おたせとの 相伴鎌田 於須磨様今日法輪院へ被遊 平右衛門殿夫婦・ 拙 僧 前 相詰申候、 御坐候、 日入時分 松寿院殿・松井 御 富満伊太夫殿内 膳被 御帰館 御入候二付 召上候 拙

被

僧事私庵之下橋迄御供仕罷帰

享保十三年戊申正月八日

一正月十一 礒 くハへ置、 銀六貫目拝領被 仰付候、 之由ニ而罷出候得ハ、 へ参上仕、 日 伊東善兵衛屋敷被下普請等可仕 重而御無心申上間敷旨被 島津権左衛門殿ニ而右之御礼申上 平六事礒御用人山口五太夫殿より 仰付候、 儀御普奉行并物奉行加役二被 普請等相仕舞、 仰渡候二付、 由 三而 余銀者た 御 候 御 用

仕候、 坐候、 頼存、 同十二日 而 前拝領仕候 上候所ニ 色羽重一 御酒被下御暇可仕旨御意二而、 年首之御祝儀并平六へ 御本丸へ八ツ前罷出、 御目見被 御下り御ミや之御心にて被下之由 疋四郎左衛門殿御取次二而 仰付、 難有 難有被 木村四郎左衛門殿 御意ともニ而 御近習衆座 仰付候御礼 於 承 知 御 御 申

召出 六拝領之屋敷ニ罷移候ハ 御吸物被下候、 三月 於 仰付候御礼おたせとのにて申上候得者、 御前御食被下、 御入可被下旨 直二御下 夜入五ツ時分御暇 ` -屋敷 御意ニ而御坐候、 御入被下度旨申上候得 、罷出 平六事難 住 夫より 則 候、 被 平 有

召入候、 郎左衛門

八ツ過私共参上仕候、

福

山平太夫殿

町 被

田

八

郎

左衛門

殿

階堂八太夫殿

小笠原

彦

八

奉存候間

松井殿

おちん見分之通有体

:ニ達

貴

原十

田

中諸右衛門両·

人者御台所御門よ

n

仰

し申 是 由 病気御祈 候 殿相付被罷居候 比志島隼 郎 抱 而 ハ子細有之、 左候 真院と相談仕 左 衛門事 義岡右京殿 .而於岩様 禱之事、 其奥に小幡勘兵衛殿 御 此程御 書御 書被成候状写、 潮音院 [候旨申 礼二参候、 参上仕、 平六事難有被 坐 一咄とも申置 一候を次候而 達御 百日之護摩 暇仕 長野殿 杉 此 内御 候事ニ Ш 仰 八蔵殿 同 此 被 付 前 約 中 御 東申 候 二 -大学様 御礼 "坐候、 准 仰 庄 付 申 候 次 故 松 申 候 可 左 然 御 ŀ. 郎 准

> 御 斤

坐

候、

夜九

ツ半

時

11

0

n

Ł

御

暇

人殿

御

新納

又左衛門殿

Ш

殿

外

当流 殿奏者ニ 付候故、 備之図 芦十 料 并新 璉 一被下、 四 一将監殿 日 流之事ニ付、 而 九ツ過色々之書付又共咄とも 御 追 八ツ後御 目見被 付伊 蔵人殿・ 東 相違之儀共無心 本丸御近習番 空 仰 付、 内匠殿御覧 拙 二之御丸御茶屋二而 僧 木 所へ 置 被 村 罷出! 申 可 成 几 申上旨: 上 候 郎 候得 候、 左 依 衛 上 之 門 者

御

御 正

> 御酒被下、 下御暇仕 持かよひ被成 殿 木村 寒シ 足 候、 軽 应 单 伊 なと一 郎 候間 地 候、 左衛門殿・尾上 空 知千右衛門ニ而将監 人も被召り 十 某者 御 郎左衛門 酒 御 L 近習御番 通 る て可 権六 諸 御 右衛門 殿此 被 近習衆自 殿 下旨 所 人数 蔵 前 人殿 被相 御 御 *ا*ر 分 御 意 吸 酒 物 何 而 内 被

露二入申! 之掃除等一 候、 先比平六事段 寄祝被申 宿下り不仕候ニ付、 明不申、 御下屋敷へ かれとも普請相済候 其節普請首尾能相済候二付、 出 来 -候故、 候、 漸四月廿八九 住 向手付不罷成 参上仕候時 候 おちん見分之通之儀可然候、 々難有被 ハ 秋之時分 三月 廿八 而 日ニ 分御約束御坐候得共、 者 %候ニ付、 日 仰 向沙汰不申上候も不首 申上 惣様相調候得共、 於須 付、 御入之事 (磨様) 候 屋敷をも相 伊 而平六所へ下 おちん事当年者未 ハ可申 .東一空老なと打 可 被 遊 求普請 Ŀ 殊ニ近 普請 外 · ケ 申 尾 廻 H 庭 埒 仕

候、

し之御祈禱、五月朔日より相勤五日ニ成就仕候、申来候ニ付、平六事松井殿迄御礼ニ指上、私事ハ少之間天気次第可被遊 御入由、松井殿并おちんより可申旨申含候、然処ニ五月十三日・十四日・十五日

而候、 出候、 五月十四日 ひさや一たん、もミーたん拝領仕候、 御盃被下候時私へ金子三百疋之御目録被下之、 平六・彦九郎・上原十郎左衛門妻一々御盃頂戴仕候 御吸物指上候、 殿兼而被 をとの・おとハとの 者故おちん召烈罷出候、 おちん早朝より御先へ参候故、 人為御用被召置候、 白羽二重壱疋、 又私盃被 平六・彦九郎者門之前江罷出候、 御先御供衆足軽迄皆御通し、足軽壱人・夫壱 召烈度旨申上候御医師萩原三看老御供ニ 九ツ半 私被 召上候而、 平六へ御銀三枚之御目録、 御尉斗上ル、 召出御盃被下之御肴迄頂キ申 於須磨様平六所江御入被遊候、 松井殿・おきちとの 是心被 マ 中門之外へ拙僧と罷 納殿衆木村村右衛門 左候而御うす茶・ 召出御盃被下、 十郎左衛門妻 米亀ハ若輩 米亀 おみ

而御坐候、こはん栄寿院殿・松寿院殿より被下候、松寿殿も御出之筈ニ候へとも歯被為痛候ニ付、弓ニ松寿殿も御出之筈ニ候へとも歯被為痛候ニ付、弓ニ本のま、進上仕候、栄寿院殿兼而申上御待請、より小重二組、十郎左衛門妻よりも御重一組、彦九

御献立等略して不写

方被 五月十七日 候、 布 候、 付存ル旨御坐候ハ、、 日ニハ罷出 日者中務殿被仕置候備図 も可有御坐候得とも、 之筈ニ御座候、 匠殿より被 可罷出旨承知仕候故、 御書院之脇へ両人被差出、 明晩ハ 口論らしく差申間敷旨被 仰付置候得とも、 夜入候而罷出、 兼而被 仰聞候者、 中務殿江 若於御前ニ備之義ニ付 うけなかし申候而かもひ申間 少も心底不残一はいを可申上 指上候事、 仰付候御備図可被遊御覧候間 一空同前ニ御近習座へ参上仕 島津中務殿も 面 今日図 中務殿被申上候義も得と 御覧之筈ニ候間、 将監殿・蔵人殿・ 仰聞候、 面 又被 御覧ニ付、 何か被仰懸事 御前 仰上候趣ニ 左 十九 御詰 異国 内 明

是心

、御帯拝領、彦九郎へも御包物数々拝領仕候、

空・私ニも料理被出

御

洒なと被下、

子細

b

無御

坐

候

今日□諏訪甚六殿御膳

では、一般進上で

仕 前

空其所

、罷帰候、

三崎平太殿

田

中 諸 七

右

衛

菛

殿 暇

新

承知 可 仕 一候旨被 仰 聞 候

御脇 備図 務殿 者、 中 八郎 ニ可竹も苦労仕候と 儀之事仕、 之御備、 之知行ニ と被仰候、 備御覧候、 村四郎左衛門殿 面 ハツ前 ·務殿被仰候者、 二書記置候と被申候、 左衛 者御前へ上置相 知行ニかもひなく仕候と被申候、 蔵 御 備御覧候而少引さかり居申 門殿 人殿 座之間 御後備一 あて候而之積ニ 苦労仕候と一 其次ニ五百騎之御備被遊 空被申候者、 内匠御烈座、 福山平太夫殿 之上之御 是者雑兵ともに何程之人数□候哉 尾山権六殿被相詰、(上力) 々一空より被申上候迄ニ 下□被申 御意ニ 空へ 候哉と御尋候、 又被仰候者、 座 空にハしかと覚不申、 候、 町田 被 而御坐候、 ・二階堂八太夫殿 御意御坐候、 □第 先手 八左 召出 候得者、 衛門殿 其次ニ三百 此御備者万 御覧候、 先千騎之大図 将監 左 空被 御前 而 候 其 別 殿 而 们 次 何之 備 申 河 而 木 御 太 騎 候 石 節 中

> 見舞 而 御 座 候

納弥

右衛門殿・宮原

Ħ.

兵衛殿

和

田久左衛門殿なと

同 十八 日 今日 中 蓩 殿備之図 并陣 屋之図 被 備

覧

候

夜入一 兀 監殿御暇 候とて、 被成事共多候間、 郎 左衛 御 暇 空老つれ立 門殿 蔵 被 被成候而 下 人殿同道御つれ立、 五ツ半御 階八太夫殿い(堂脱カ) 河野八郎 御 御考候得 明 日八ツ後両 近習 暇、 左 $^{\sim}$ 衛 罷 町 門殿 出 \mathbb{H} 今晚 五ツ過御退 人共ニ可 候得 八 郎 福 左 ハ不入事 ハ、 山平 衛門 罷 色 -太夫殿 殿 出 出 々 御 木 私共 思 遠 召 慮

同 十 九 日 空老と八ツ後御近習へ 罷 出

尾上

権六殿・二

つれも参上ニ

偂

平田可竹之書



平田可竹之書

平田可竹之書

世ノ人芸能ヲ習フヲ見ルニ、其芸才ヲ以テ身ヲ立、ヲ修ム、弓馬一切之兵術モ亦爾也、夫軍法ヲ習フ者ハ、軍法ヲ以テ自性本源ヲ能知テ己夫軍法ヲ習フ者ハ、軍法ヲ以テ自性本源ヲ能知テ己

人ニシラレテ名ヲ揚、主君ニモ能思ハレントノミ心

掛テ、名聞利用ヲ貪ル心ニ縛セラレテ、更ニ自己ノ 中ノ魔王軍ヲ出セハ必トリコトナル、此魔王ニ三人 リ、夫々ニ対シテ千変万化スルヲ至極ノコトトハ 心王ヲニ魔王ノ大敵有コトヲ夢ニモ不知シテ、ウワ(衍カ) ル、人九人アリ、 フシテ騒動止ムコトナシ、貪瞋痴ノ為ニナヤマサ テ心王ヲ攻悩ス故、 セクコト買取ルコトモ不叶、纔ニ透間アレハ即駈入 天子及国主タリト雖モ、 リ思フ、如是ノ人只理ニホコツテ実解ナキ故ニ、心 ヲ以テ勝ント着シ、鈍気ナル者ニハ鋭ナルヲ以テナ 人数ヲ以テモフセクコト不能、 ノ大将アリ、 ノ空ナル利根分別ヲ以テ、無智ナルモノニハ智アル 貪瞋痴是也、此三将不図起来ル時ハ上 平生心王ノ宮中安全ナルコトナ カレヲ防ントスル二百万ノ 金銀米銭ヲ以テモフ カ

貪欲ヨリ攻ラル、三人ノ事

窓悲ナキ人アリ、是ハ畜生ダニ恩愛ヲシル、ソレニ を悲ナキ人アリ、是ハ畜生ダニ恩愛ヲシル、ソレニ を悲ナキ人アリ、是のかニシテ蔵ノ内ニ満ヌレトモ、親子 リホシカリテ我物ニシテ蔵ノ内ニ満ヌレトモ、親子 リホシカリテ我物ニシテ蔵ノ内ニ満ヌレトモ、親子 リホシカリテ我物ニシテ蔵ノ内ニ満ヌレトモ、親子 の第無二ノ智音貧苦スレトモ、一粒一銭モアタユル に知力 に知力 のおきました。 に知力 に知力 のおきます。 に知力 にいます。 に知力 にいます。 に知力 にいます。 にはいます。 にいまする。 にいます。 にいます。 にいます。 にいまする。 にいまする。 にいます。 にいます。 にいまする。 にいます。 にいまする。 にいます。 にいます。 にいます。 にいます。 にいまな。 にいな。 にいな。 にいまな。 にいまな。 にいまな。 にいまな。 にいまな。 にいまな。 にいまな。 にいま

勝チ、末代迄モ人ノ貴ヒ奉ルハ、悪将ノ無理ヲシテ

国民ヲ悩スヲウツテ国ヲ能治メ万民豊饒ナラシメ玉

劣リヌレハ不及申也

程ノ心掛ナレハコリカクハシタルナト自慢スル 士道ニテ可有有御座候哉、名将ノ軍ヲ能シタマヒテ ルヲ悪人ト申候、道ヲ学フ人凡弾キ可仕事ニ候、サ 籠鳥ヲ楽シム心ニ同シ、物ヲ傷シメテ己カ楽ミトス 兄弟・妻子ニ物思ハヤテ気モツカスシテ居ル人者、 着シカタキ方モ顧ミス、我ホシキマ、物数寄シテ親 妻や召仕」ノ者モ、朝ヨリ暮々ヨリ朝ニ至迄安キ心 ル身代 ▽も有、今又父母の辛苦して世わたりをし、(「平田可竹状」より補) ワエタル財宝モアリ、或ハ父ノ身苦シテ漸ク持立タ 人二二三人ニテ候、或ハ老父ノカラキ奉公ヲシテタ ハ 妻子ニモコトハリテ調フヘキ事也、心アル親・妻子 レトモ武士ノ役ナレハナクテ叶ハン物ハ、親ニヒモ モナク世ヲ過ル人十人カ七八人、如此シテ一衣サヱ タトヒ三百石・五百石持タル人モ、内証豊ナルハ百 コトハ不苦ナト云ハン者、涙コホレテイト、結構ニ ハ、己カ一衣ヲキストモ主君ノ御為ナレハ、我身ノ 調へカタカラン、然ルヲ利運ニ鼻ノサキニテ、余 ハ武

武具サへ能心ヲ付テ見候ヘハヨシナキコト

ノ多候ニ、

候、 ノ衍 玉フト申事ニ候、 間 貪欲□タメニツフサル、ハ扨モ口惜キ事ニ候、 取タル知行、 マ、ニ物数寄スル事可禁事候 ヘカラス、 キ人ニテ候、 等ニカラキ目ヲミセス、 ノ人ハ道ノ根元ヲ明ニ極メス、 一敷事 、中ニアル無余儀父母・妻子ハセメテ憐ミノ心ナク・^^ 畢竟大身ハ国ヲ治メ小身ハ家ヲ修ルノ外別ニ無 成程事 畜生・人間何ヲ以テカ別タンヤ、 又身上ヲ上手ニクラシテ余銀ヲ以妻子・下人 然ルニ治国ニテ物スキニ迷ヒテ家ヲ漬シ 肝要ニ候、 心ニ人畜ノ差別アルコト慥ニ可存儀尤ニ ノカケヌヤウヲ本意トシテ、 夫トテモ満レハカクル道理ヲワスレ 終ニハ其身ヲ滅亡シテ末代マテ悪名 仏ハ一切衆生ヲ子ノ如クアハレミ 有程ニ迄コソナクトモーツ家ノ中 武具等結構スル 名利ヲ好ム人ト 形ヲ以テ云フ 心ノホシヒ ハ心掛 ンテ、 -可思 左様 ノヨ 申 ヲ

> 人二物ヲクレスコシ気味ニテ人ニ物言晴タテ仕ル人 (Ξఱカ) 有リ、 シテ暗レナル時着スル一通リノ外無用ノ事ト存申候(帰り) 被成候卜承候、 時損金ヲ以テ借物ト承候ツ、 テ人ニ物ヲツカハシテ後悔為仕コト幾度モ御坐候、 二円坐シキタル食坐有之ト承及申候、 ウニシテ朝夕モ上下一座ニテ料理ヲマイリ候、 下人十人扶持シテ、 ス浅マシキコトニ候、 衣類ナトニ物スキシテ、 フ人モ有リ、 時ツクリ替へ、 打着タルマテニテ其ヲ用ニタ、ヌ迄着古シタ 是モ名聞ヲ貪心ヨリ出候、 是ハ、 七百石ノ知行ニテスクヤカナル若党 一生ノ内振舞ノ椀 姿ハ男ニテ女人ノ分別ニカ 今何事ト云ン時手ノツカヘヌヤ 昔シ石谷茂兵衛殿ト申御 イクツモツミ重ネテ楽ト思 我等コトキ気□ニ ツノ外櫃モ所持不 ・折敷モ其入ル 此人ヲ手本ニ 板敷 グワラ 旗 本

フ故也、

我欲ヲ以国ヲ貪取タル大将長久ナル

ハ古今

人モ無御座

其下ノ士高名ヲシ知行ヲ取

家安全ナラシメンカ為ナリ、

|奢ヲキワメントテ

ル

申事ハ、クレヘキ物ヲクレ、

クレマシキ物ヲクレネ

求サレトモヲノツカラ潔キヨク候間、

気味ニノ

後悔スルホトナラハイラヌ事ニテ候、

心中ノ潔キト

此次ニ、 リモ水クサク思ハレ、或ハ其事ニタツサハリシ人々 此所幾度トモ工夫分別シテ落着スヘキコトニ候、又 ニテ候、 上ニ是ヨリ外ニ恥辱有ヘカラス、タトへ人ヨリ悪ク ヲ、大恩ヲ蒙リシ人ニ無音シテ其恩アタヘシ、人ヨ シテ又集リテソシリ人ニ見ラレ聞レテハ恥カシト思 穴サカサマニソシリテ慰ム故、其葉タガヘシト分別 リテハ清タテヲシテ、貴人・出頭人へ立入スル人ヲ 人ノ心ヲハカルニ、常ニ我トシタシキ友ト寄アツマ 出頭人ナトノ恩ヲ蒙リナカラ其御方ヱ無音シテ居ル 案仕リ候ニ、貴人タル人ノスルワサト存申候、 マセテト人々存候故、清タテハ人ヨリ心ノ濁リ倩愚 コト也ト物ノ本ニアルヲ見、 云レソシラル、トモ、身ニカへ立入スルコソ武士道 ヨリモ恩ヲシラヌ人カナト云レンハ、人タルモノ、 ハ一人モ有間敷候、 一度ウケシ恩ヲカヱスコトアルヘク候ヤ、 人ハ時ノ宜ヲ知テ世ニシタカハネハナラン 少ニテモ濁リタル水ヲ見ラハス 又ハ智者達ノ被仰ヲ聞 或ハ

テ貴人や出頭人ニ立入シテ、

我ハ能時ヲ知タルト心

コ、ニテ事ヲ欠ン、此智ト云大将ハ一文不通ニシテ

叶 故二貪欲二貪欲二悩サレ、 モ不顧ミシテ人ヨリ後指ヲサシ候、此智ヲ人々存候 (`\レカ) 少シハ諂ヒテモクルシカラスト云人有トモ、道ヲ知 渡リ候カ時ヲ知テ背カスト云ヘキヤト考申候、若又 ント思テモ急ニナル事不能、 ヲハ第一ノヨキコトト存候、 弁ヱ候コトハ智ニテ候、 右貪欲ヲ退治スル味方ノ大将ハ智是也、 タ、リ申候、能々アチワヒテ得心可被成候 リテ諂フトハ、至テーツ事ニテ実ノ道ニハ遥ニへ ル人何ソ心ヲ変センヤ、人ニカワリテ背ト人ニカワ ニシテ貴人・出頭人ニタテツカス、真直ニシテ世ヲ シラス、節句日・礼日ナトニ能見舞テ有ルヘキヤウ コトヲイワレモ能シラスシテ、人ニ口ウラニ付テソ ト物ノ本トニアル心ヲ工夫仕候ニ、貴人・出頭人ノ ハ大方物ノ本ヲ多ク見、人ノシラヌ事ヲ広ク知タル 是ハ智ト云大将ノ心中ヲ能クタメシテ知ヌ故 智以テ慥カニ善悪ヲ弁ヘヌ 主君ノ御恩、 故ニ若キ衆智者ニナラ 器用アル故ニ人毎ニ不 親ノ慈悲 物ノ善悪ヲ ヲ

得タル人ハ極上ノヲヒゲノ塵取ニテ候、智者ノ被仰

ハ御座候、スミキリタル水ヲ見テスマサント思フ人

也、 悪事ト智者ノ被仰事ハ、又悪キト微スル故ニ誓テ悪 カヒ得サレハ貪欲ノ大将勝ニ乗テ遂ニ攻ツフサル スル故、 テ人一言ヲ不出以前ニ其機ヲ知テ一気貪ント起ル時 自然ト備リタル微妙ノ智ニシテ、天地八方ニ通微 入ルニモ非ス、内ヨリツクリ出スニモアラス、自性 事ヲナサス、是本来我ニ具シタル実智ニシテ外ヨリ コトハ、 也 貪欲ノオサヘニ必智将ヲ可置事、 一文不通ノモノモ善ト智テ不擬能合点ス、 心王ノ宮中安全ナル事如虚空、 打二打破スレハ欲ノ大将起リ不得シテ敗 味方配リノ第 此智将ヲツ

モ大智ノ人有、如何トナレハ物知達ノ善ト知リ玉フ

『恚ヨリ攻ラル、三人

如クニ滅亡ス

ニハ打果スコトニ成テ、

却テ己レカ身ヲ成敗スルカ

訓ヲモ背クナリ、是主人公ヲ焼ル、故ニ正体ナキナ言スル故身ヲ害セラル、主人ノ被仰付コト、親ノ教一ツトシテ道理ナル事ナシ、タトヒ我理ヲ以テモ過ニ忘却シテ瞋火ニ焼立ラレテ心王ウロタユル、故ニ瞋恚ノ大将雷ノ落カ、ル如ク攻来ル時ハ、善悪トモ

瞋恚タカキ人ハ傍輩或下人ニ用事ヲ申 IJ 其心ヲ不察セ己カ心ノ如クセントノミ思フ故ニ、 申出シテモ又平生ノ義立トテ人トリモタス、 物言アラク、惣ニ我意ナル故高宦ノ人ニキラハ 此人身ヲ亡スコト疑ナシ、先貴人ニ向テモ顔持悪ク 尤ナルコトモ申付ルコトヲ聞ヌモノナリ、 下人サヱ又クセニテ無理イワル、ト心ニ歎キ思ヒテ、 テ垣ヲスルナリ、 ケテトヲサル、物也、 タトヒ無二ノ懇ナル人モ思ヒ寄ヲイワス、物コトア ノ火燃立、 モ滞リ有カ又ハ合点ヲソキカ、 目口ヲハリ怒テ人ノ信ヲサマサスルナリ、 此人大キニ損多シ、縦尤ノ道理 剰江其身モ人ノ異見ヲキラヒ 何事ニ付テモ早順 付ル 時二、 サレトモ 召仕 ル、 少

ノ見ヌ所ニ而喰掛レハ、若キ人々ヨリ抜討ニセラレハヲヨセイカミカ、ルハサテイヤナ物ナレトモ、人ヲ喰フ犬ニタトヘタリ、道ヲ行ニ狂犬有テ、鼻ニシ三別而瞋恚高キ人ヲ狂犬者ト申候也、何事モナキニ人

不憚、 リアラク、 成、 フリヲシ、下々ニハ二十三十ニ成者迄杖取ヲシ、 常二服立テ悪事多シト分別シテ居ル人アリ、是ハ人(鰕ガ) 城ニ攻入テ心王ヲ擒ニセラレタル故、 ニ悔ム事モナク恥ヲ知ス候、 シ末代マテモ悪名ヲ残スコト必定セリ、 イヒ行フ人ハ先ノ犬ノコトシ、ムタト死シテ家ヲ滅 人ノ前ヲモ不顧、瞋恚ノ火ニ焼レテ我意ニマカセテ 行セハ漸々瞋恚ヤムヘシ、其次ニ貴人・高人・可敬 悔スル人ハ能友ニナレ、又ハ知識ヱ立入道ヲ聞テ修 左思ヒテモ怺ヘカネ、 我非ヲ知テ備アル故後ニハヨク成人也、其次ニ常 前ニテ口マテ出タルコトモ押止テ云不出、是ハ平生 リ起テ我ト我身ヲ亡ス也、 テウタレ石ニテイタメラレ候コト、皆是己カ瞋恚 故ニ行住座臥イカリノ火タヘス、 ヨシナキ死ヲスル故ニ犬死ト申候也、 無慚放逸ニ高声シテイカサレ共、恥ヲ知テ後(^児別) 家内ハ不及申隣ノ人マテ希ヒ有也ト沙汰 貴人・高人或可敬人ノ前ヲモ 瞋恚ニ付三段アリ、 是瞋恚ノ大将心王ノ本 顔持悪ク声ア 心ノ働少モ不 親兄ニ面! 或ハ杖ニ 我 後 ヲヮ \exists

> 見テハ涙ヲコボス、自然ト己ニ具足ノ仁也、 大事ノ因果ニニ候、 ナリ、カヤウノ事ヲ聞テモ我悪心直スヘキトモ思 科ハカリカソヘテ我ヲ改ル心少モナキ人ハ生涯ノ恥 ウ、夫ハヨキ事我トモハナラヌト返答シ、平生人ノ 海ノ内此仁ヲ不尊ト云事ナシ、此明将ヲ以テ瞋 我等迄備リタル仁ナリ、喜ヲ見テハ顔色柔也、 右ノ瞋恚ヲ治ル大将ハ仁是也、 ヌ人ヲ、 頭ヲアケサセヌ故ニ、敵ノ大将ノ瞋恚カ受取テ云ヤ 無縁ノ衆生難度トテ仏ノ三不能ノ一ツニテ 此仁ハ上天子ヨリ下 一天四 憂ヲ 恚 ラ

ントスレハ、此心王無相ニシテ形チナキ故ニ見コトナシ、瞋恚ヲ起スヘキ悪人モナシ、其城ノ広キコト 虚空ニ等キ故、大勢ヲ以マトハントスレトモ不叶、 虚空ニ等キ故、大勢ヲ以マトハントスレトモ不叶、 しまって、 平等ノ地心王ノ堅固ノ居城也、本来心王 ハカラス、平等ノ地心王ノ堅固ノ居城也、本来心王 ハカラス、平等ノ地心王ノ堅固ノ居城也、本来心王 ハカラス、平等ノ地心王ノを固ノ居城也、本来心王 ハカラス、平等ノ地心王ノを固ノ居城也、本来心王 ハカラス、平等ノ地心王ノを関ノを対している。

其城ノ場ヲ見分スルニ険難ノ地ヲ不可用

堀ヲモ堀

ントシテモ不叶故、先心王ノ城ヲ能構フヘキナリ、降参サスルヘシ、瞋恚俄ニ攻来ルトキ俄ニ城廓ヲ構

スル也、

若異見スル人アリテモ心王ヲ踏ツフサレテ

シテ、 テ 日、 仁ハ心王ノ宮中ニ年久シク住テ心王ヲ能知故人□語 実相中道実也、 ニ貪瞋痴キソ来テ心王ヲ攻ルナリ、 ヲ能得心セスシテ我身ヲ実有ル物ト自貪リ思フ、故 仮ニ有心ナレハ、三毒モ仮起リ来ツテ不実ト云コト 無相ナレハ三毒モ又本無相ナリ、畢竜空ニシテ心王 不動微笑シテ戦ヲ不好、堪忍ノ忠士ニ申付テ堅ク城 心ナラントスル時三毒窺ヒ来ル、此時仁ノ大将少モ 本来心王ハ無心無相ノ故ニ敵ナシ、然レトモ心王有 卒自堅固 ルヘシ、 能知得テ険難ヲ用テ険難ヲ不頼 以テ一時ニ攻落サル、 □守ラシムルニ瞋恚敗北セスト云コトナシ、 コト神 心王ノ宮中ニハ貪・瞋恚・愚痴ノ可住所ナク、 吉野ノ城モ山険シキヲ頼タル故ニ纔ノ小勢ヲ 険難ヲ頼テ険難ノ有想ニ執着シ落城シタル事 モ測ル 無カト思へハ面門ヨリ出入シテ自由自在ナル 平等堅固ハ大将正直ニシテ平等心ナレハ士 味和合ス、一 コトアタハス、 此心王ニ奉付第一ノ臣下ハ仁也、 如此類不可勝計、 味和合ノ所則無心無相、 此城ノ平等堅固 ハ 敵味方或ハ貪瞋 険難弥堅固 平等堅固 心王本 [ヲ不知 ドナ 此 ヲ

愚痴ヨリ攻ラル、 ___

一人ヨリ異見ニ逢、貪瞋ノ為ニ心ヲクラマサレ悪道ニ 先ニ書ス貪瞋ノタメニー生ナヤマサレ、 モ云ヒ、 サマヨフコト恥カシト存シ候テモ、其時計リニテ改 句ヲイヱトモ、ヨキ所ハ不感シテ悪キ所ヲ揚テ人ニ 識ト云人ヲ聞及テモ立入セス、 ルコトモナク延々ニスル人有、 ノ人ハ愚痴ノ為ニ攻悩サレタル大病人ニテ候 レトモ、我身ヲ攻ルヘキト思フ心ツカス、不動 国家ヲ失フト云コトヲ幾度カ聞、 心二欺テ人ノ上ハイハルレトモ、 芸能 此人ノクセトシテ知 幾度カ異見セラル ノ師有テ金言妙 或ハ身亡シ 其身ハ 如 加 Ш

レ不見乎、過現未ノ因縁近クツ、ムル時ハ、心ニ善(リウカ) キカ、日々夜々我ニ慢邪見増長シテ大真実ニ徹底ス(三我力) 則悪事ヲ云出ス、故ニ人イヤシミニクム、 ヲ思ヘハ則善言ヲ吐、 フ、昨日悪ヲ思ヘハ今日悪ヲナス、 父母ノ心不可不察セ、現世如此ナラレハ未来誰カ可 嗟嗁如何セン、業因ノナス所命ニモカワラント思フ、 ヌト考フル故□十人九人心ニ思テモ申出サヌ物也、 スルコトナキ故ニ、何トシテ己カ科ヲ改ルコト有 テハ、ウソ目ヲツカヒ色々偽テハツシ、其座ニ長居 力量アルカ信実ニ真ナル人ヲキラフテ、仮ニモ出合 第一ノ能キ人ニナリ居ル也、其裏ニテ候故、 リ年弟、又年長テモ左様~~ト云人ヲ近ツケ、己レ ガリ云ヒ慰ム人アリ、左様ノ人ノ友ヲ見レハ皆吾ヨ 此ナト、膝ヲユブリテ手拍子ニテ、己ハ高クウチア 人ノクセ上剛アル故、口論シテ却テ互ノ為ニモナラ ルコトアタハスノカレス、親類ナト救ントモ左様 昨日忠二思□ハ今日忠ヲナス、 故二人敬フ、 故ニ明日賞ヲ賜 故二明 心ニ悪ヲ思ヘハ 爰ヲ以来 行罰ヲ蒙 我ヨリ

世

ノ浄土・地獄ノ業疑心有ヤ否ヤ

云コトナシ、智仁勇ノ三徳トイヘトモ必勇ヲ先トス

ト引切テ打ツブス故、

金鉄ノ如クナル勇将モ不亡ト

三我悪キ所アルヲ人異見スレハ、其口裏ニ付サマ~~ 此人打見ニハ分別で有けにして、(「平田可竹状」より補) 真我アリトコソ菩提心論ニモ御坐候、 申開ヲシテ随分ヨキ人ニ見逓ント利口立スル人アリ、 成モノ也、 ナセハ悪ト思フコトモ、我スキ好ムコトハ必延々ニ シムルニ勝利ヲ不得ト云コトナシ、 心得ナクシテ主人公ヲウハワル、 トハ此愚痴ノ大将能心王光ヲ掩フ、故ニ自己ヲ改ル モ瞋恚ニセメラル、トキモ、悉ク心王ノ負トナルコ 右ノ愚痴ハ三毒ノ内スクレテ剛強ノ敵ナレハ、 レテ少モ我意不立ハー徳ヲ得、我意ヲ以テ論スル時 セクヲ愚鈍ト申候、タトへハ道ヲ論スルニ我非ヲ打 て候、己か悪を返照するを利発と言、己かム非ヲフ ノ勇将ナラテハ退治難成候、 ハ道ヲ成就スルコト、 ハ心ニ強慢ヲ増、 其時勇将ヲツカヒ得レハ其好ム所ヲフス 人二瞋恚ヲ起サスル也、 貪欲ニセメラル、トキ 此時勇将ヲ用テ戦 到て愚痴の至極に タトヱ 吾我ノ見アラ ハ 無我法中 此 味方 事ヲ

7 願クハ此勇ヲ二六時中可得用事一生ノ肝要ナルヘキ タル人三毒ヲ治メスンハ勇ナキノ人也、 ハ我意ヲ以貪瞋痴ノタメニツカハル、勇ナリ、 貪瞋痴ニ悩サル、人皆勇ナキノ人也、 王ノ先陣ハ此勇将ニシクハナシ、一切ノ悪事ニ迷ヒ テ楽トスルコト也、 智者ニナラントスルモ幾度カ睡来ルヘキ、 トモ欲ヲ去ラスンハ仁者トイハシ、貪欲也、 ノ好所一切事皆ヤメカタキコトニテ、人ノ命ニ替 ハゲマシ勤タランハ一智ヲ得ヘシ、仁ナラント思フ 棒ヲ揮ニ、一天ノ中ニテ打滅セ物ナシ、 、物ヲ知ル事人ニ増ルコト不可叶、 此勇将不分別ニシテ一陣ニ駈 血気ノ勇ト云 ソコニテ勇 可恥ノ甚也 然レハ心 其儘寝候 欲凡心 武

> 便二罷成、 意ヲ残書付致進覧候、 今ノ志御替被成間敷候、 可及其智、 信実ニ思フ心ハ為子者ノ志ナリ、愚ニ似候 得手ヲ仕リ得テ主君ノ御為ニ成候ヱ□申ハ親ノ心(トカ) 内合体ニシテ互ニ道ヲ論シ楽マンハ第一孝行ニテ テ終ルトモ忝ク心入ニ候、 ニテモ身命ヲ捨テ習ヒ受給シ事ヲ余所ニ見ンヤト ニテ候、 己々ノ得手不得手候ヱハ其不得手ノ事ハ打捨 少モ我ニ依怙ナキ故ナリ、イカニ不得手 不可及其愚ト論語ニモ御座候、 武士道ニ御志深ク染入候ハ、幸ニ存申 御一 依之祐房丈ノ為報厚志愚 覧候テ万ニーツ軍学 如何□ナレハ親存生 必以只 ヘトモ

申候、 何レノ道モ今日ノ上ヲイタツラニ罷居候テハ成就不 祐房丈ト拙僧此已前ハ屋敷次ニ罷在候故互ニ 罷成候、 被成候事十年余、 始ハ天流ノ鑓ヲ稽古被成、 其道ニ身命ヲ投打候ヨリ別ニ近道無之ト相見得 無左候テ上手名人ニ成候ハ一人モ無御 於御当国ニ名人上手ト申人ノ事ヲ承及申 鑓一辺ニテ昼夜余事無御坐候 垂水ニ師匠御坐 候 一能存候、 坐 而 候 御 其

仕候、 リ、又東郷馬左ヱ門重尚モ貧ニシテ、巻ハラヲ射ル(長カ) 貧ニシテナラヌ申セドモ、東郷重位ハ金細工稽古ニ^{ヒン} 御奉公ニ隙ナキ人碁ウチ将基ヲサ、レ候、 迄究メ尽シテ上方ヱ御上リ、 被成候、 伝ヘテ下リ、園ノ梅ノ木三年ニ打カラシテ名人トナ 上方ニ上リテ、少ノ隙ヲ得テハ兵法ヲ習ヒ示現流 被致候、 詩モツクラレ候ト相見得申候、夜咄ナトハ鶏ノ啼迄 可叶ト云、或ハ貧ニシテナラスト申候、皆偽ニテ候 今時ノ人御奉公ニ隙ナシト云ヒ、遠路ノ師ナレハ不 内弓・兵法其外武芸何色ニヨラス大体形御付候、只 候、祐房丈其後甲州流軍学被成候ニ付拙僧ニモ同学 トテ今沙汰仕候、 ヒテ三年修行被成候、 二灯モナク、タ、ミニ草履ヲトチツケ其ヲ踏テ稽古 爰ニテモ師五人程ニ立入、其師ノ是迄ト云所 不気根ナル当世ノ人身命ツ、キ申間敷候 如此ノ類皆スルコトナラヌ迄御奉公ニ隙入 加治木ニ居住故鹿児島ニカケテ一日越ニ通 兎角申事ハ皆芸能ニ心ノ乗ヌ故 両人共ニ貧者ニテ候へ共名人 勢州桑名迄御越シ奥儀 歌ヲ読

ヲ

ヲ伝へ成就被成候、

是ハ居ナカラ名利利用ノ為ニス

迄成就ハナキト知ルカ道ヲ少シ心カケタルト申ヘク

マワシテ只ノ人ニテ遊興ニ耽リ、イタアリキニテク 外二妙所御坐候、此所ヲ如何ニモト合点シテ不分別 職マテ成タル人ノ家来只一人ニテ御上リ、 ルトハ各別ナル仕方ニテ候、御吟味役迄被仰付地頭(略か) ク弥堅ク弥柔ニシテ、見程ツキヌ聞程進ミ、 ラサレ候、道ト申者ハ心ニ会得スレハ、弥高ク弥深 トモ習タル迄ニテ疑モサシテヲコラネハ、疑ヲキル 本ハ信実一ツニ極リ申候、 付ケ様ノ事昔ハ不存候、私共一代ニハ無御坐候、此 妙二被思召旨御褒美被仰出拝領物等御坐候、 ミヲ垂テ奥儀ヲ極メ御下リ候故、 信実ハ天心ヲ動スコトニ候ヱハ、 二働ク人無御坐候故、名ヲ揚ル人ナキコト尤ニテ候 コトニテハナク候、武士ノ芸能修行ノコトハ分別 心スルコト難成候、是ハ平生御奉公方世間ノ交リノ 候、人ノソシリ跡先ノ考ニカ、ワリ候人ハ一芸ヲ得 判ヲモ不看、一大事ヲ究メンタメ皆不分別ノ働ニテ ヘキトモセス人並ニウキ世ヲ徘徊シ、上カハ計ヲ張 当世ノ人一芸ヲ学トイヘ イツレノ師ニモ憐 不求殿中二被召神 世上 身ヲ終 一ノ評

シテ暁方ニモ火縄ニ火ヲ付テ仕候、夏ハ丸禄ニテ自(マヤク) 候事十三年、 シテー芸モ其妙ヲ不得候故出家仕候、 其内軍学モ十七年程夜白心カケ申候ヱトモ、 分二失ヲ取アヒ水ニナリテ日ヲ暮シ候コト三十年、 シテ直ニ的ヲモ仕候、心ニ存アタルコト候へハ難止 寒キモキラハス弓ヲ枕ニシテ臥、幾夜カ夜ヲ射アカ 春迄心カケ、 二究メヨト申聞セ候故、弓法ヲ拾一歳ヨリ十七歳 手二成カタシ、一度タワケトヨハル、ホト志ヲ一途 事ヲ忘却シ、人ヨリタハケモノト呼レサラン人ハ上 ニテ日ヲクラス人ハ只人ニテ無御坐候、 行シテ後ニハ苦モ不思楽トモ不思、今日モ<~ 卫 夜ノ眠リヲモ忘レ長キ日ノ暮ンコトモ惜キ心ニテ候 ラナルコトヲ好ミ慰候、 ノ時ニ度々教訓仕候ニ、一芸ヲ習人其道ニ思入、 朝ハ七ツニ起、夜ハ睡リ凌キカタキヲ限リト仕 油断シテ打置人ハ其道ニ得心ナキ故ニ、イタツ 何ゾイタツラニ日ヲ送ン、 然レトモ煩悩ノ雲厚ク吹ハラウベキ風 愚親ニヲクレ、其後四十歳マテ冬夜 其道ニ通徹シヌレハ、長キ 時々刻々無間 以後其慚愧不 愚親私若輩 鈍根ニ 其事 断

> 必ス御他見被下間敷候、 愚僧ト存生之内互ニ証拠ニテ偽少モ無之故書付申候 付申候事如何ニ候へトモ、 ニ臨終ヲ限リト存極ノ候へハ外ニ望無座、(海脱カー) コトニ候間 ノ弱キ故ニ発明不仕候、 享保三戌竜集二月上旬 能 々御油断ナキ様ニト存候テ祐房丈ト 已上 乍然仏弟子罷成候事ノ忝サ 漸日平田 如此修行仕候ニサヱ難叶 可竹判 ケ様ニ書

候、

伊東五右衛門殿

此書は文久三年亥十月廿二 \mathbb{H} 夜借用 三而 惣 而

盛年十七才

名越主税平時成



緊要子弟訓

気ヲ受事薄シテ、目ノ過ル所耳ニ聞所是ヲ胸ニ記ス

ル事難シ、

因テ古賢ノ嘉言・善行・雄略

才弁・識

シ、

或ハ古老ニ由テ云ヒ伝ヲ聞、

然リト雖モ資稟之

予人シラス聖賢ノ経伝ヲ伺ヒ、

兵書ヲ読、

広ク和漢

ノ歴史ヲ見、或ハ詩歌・文章・仏・老荘ノ冊ヲ掌ニ

緊要子第訓序

緊要子弟訓

緊要子弟訓

上下

緊要子第訓ヲヨムホウ

内之志士久保氏紀之英序但著述也 経テ 紙多クナリヌ、左置ノ文句ハ著述セシ書籍1(番カ) 天明二年壬寅冬十二月甲辰日、 弟ニ交仕フルノ言行ノ助ト成ヌベキモノ有ヌベシ、 塵モ山トコトノ葉ノ御歌イツワリナラザレバ、年ヲ ムトテ、又卓ノ左右ニ置テ時々見之ト云爾 ントス、シカシナカラ我壮年ノ志操ハ老後ノ及フ処 故ニ今ヲ記テ緊要子第訓ト名ツケテ子孫ノ家訓トセ モアルベシ、記テ右ニ置、オヲ試シノ文ハ、父子兄 中ニ書加ン事多シ、是ハ後世志士ノ助・才力ニ近キ テ右ニオキナガラ、才進ム事ヲ試ケラシ、ツモレバ ク予カ心ヨリ出タル 断・礼式・陳備ノ類ヲシルシテ左ニオキ、温故新シ ニアラザレバ、義理ハ粗也トイヘトモ身ノ戒慎ニセ ノ義論弁疑、是ヲモ間々シルシ 薩州鹿児島ノ城郭

八拾三年二成也、

天明二年壬寅之歳ヨリ当元治元年甲子之歳ニ至リ

係人倫ノ大倫事又ハ人物ノ評判没カ如シトイヘトモ

読人ノ為論義之端記之、

有謂為志高之学士、有謂為志於武人、凡平生体ノ人

ノ為ニ云フ事有、

経伝ノ本旨ハ諸ノ末書ニ深切明白也、 古今ノ事ヲ為ヲ述ブル序、当国ノ士道ニ志スト思フ 述余意、予カ心ノ向フ処ヲ記ス ヲバ、顕其名而論之、於不合我志者、世ニ名師高役 トシテ称之トモ、或人何某ト載之註其名ヲ出モ有 間々載此書専

緊要子第訓卷之第一目録

詩歌ハ是ヲ便ニ道理ヲカタル、

定四十五十而孝之名

吟古語古歌||一説

宝山ノ如ニ積ミ、自ラモ我ヲ智アリトイミシク思ヒ

君ノ蒙恩、人ニ尊敬セラレ、酒肴ニ腹ヲ飽シメ、財

短語

七十二章

惣シテ人ハ老タルホド悲シキハナシ、幼少ノ時ハ父 レ 仕君才ヲ顕シ家ヲ起シ、先祖ノ名ヲモ世ニ聞カシメ、 ァ サマ 子ニモ笑ハセ、或時ハ父母ニ叱レテ且ハ恥且ハ励ミ 狩、鷹ヲ居テ野原ノ雪霜ヲ分ケ、釣竿・網ヲ提テ河 慰ミ、相摸力ラ比ノ男立テ、又ハ小鳥ヲ躵ヒ猪鹿(鏤カ)・タッヒ 身ニ善ヲ求テ父母ヲ悦シム、強仕ノ前後ニモ成レハ 西南ニ徘徊シ東北ニ羇旅シ、或ハ友ダチト芸能ニ日 ヤ、長シテ体力剛健ニ成レバ何事モ心ノ儘ニシテ、 風雨、父母ヲシテ心ヲ尽サシメスト云フ事ナシ、 母ニ愛セラレ、飲食・遊戯・寤寝ノ程ヨキヨリ寒暑 海ニ衣ヲ浸シ、又或ルトキハ酒ニ酔テ舞ヒ謡ツテ妻 ヲ暮シ、文ヲ講シテ夜ヲ更シメ、或ハ囲碁・象戯 四十五十孝之名定弁

シ、月ヲ向ヘバ昔ノ秋ヲ恋テ袂ヲ濡ス、文ヲ見ント 老父母ノ側ヲ不離シテ父母ノ数奇好メル事ヲ翫ヒ、 ミタベ定ハ云ニヤ及フ、仕君礼義ニ掛ルノ外ハ始終 哀シ也、人ノ子タル者ノ孝ヲ可尽ハ此時也、 ヤ多病ニシテー生ヲ苦シメテ老ト成ヌルカ、才短シ 為レハ目不明、世事ヲ聞ント為レバ耳遠、コ、ニ至 ク、好味ヲ喰ハ胸イタミ、物ヲイヘバ妻子モコマゴ 其名ヲモ不聞程ニウトク成ユキ、酒ヲ飲メハ腹崩安 キ頭ヲツケシ人々ハイツノ間ニカハ遠ザカリ、今ハ 手足モ不達ハ座中ニモ手ヲ引レ、寝床ニシテ面ヲ洗 思へバ夢ノ如ク遠ザカリ、今ヤ戸タ、ク水鶏モナク、 シ、又ハ齢傾テ致仕身、已二七八旬ニ及ヒ、往事ヲ ミ時移テ、或ハ不計ニ職ヲ免サレ、或病発テ職ヲ返 シテ身老ヌルカ、或ハ貧苦ニシテ身老齢傾ケル人猶 テ心ノ楽モナクシテ身老ヌルカ、或徳有テ時ニ不合 テハ只枕ヲ友トシテ死待ノ外ハナシ、豈不悲哉、 ト、云イナシ、花ヲ見レバ末ノ春少キヲ歎テ涙ヲ流 ヒ、昔シ心安ク言馴シ友ハ早死果、我ニ勢ヒ有シト 朝ニ省

朝ノ目涼シク覚メ、夜陰ノ枕上快ク寝入シニ、年積

扨々不丁寧ノ致シヨウカナト云ル、ノカドアリ、妻 苦カ又ハ憂世ノ時ハ又如此可成、父母ノ年七八旬ニ 心モ不至、孝ヲスルトモ未タ不見其極、孝ノ名未難 可不慎哉、父母盛ナル時ハ其子タモ又未タ年モ不満 悦哉可恨、悦玉ハ、子孫栄エ、恨玉ハ、子孫辱ラレ ト思フ程ニ成行者也、至此父母ノ心如何アラン、可 子如此ナレバ奴僕ハ猶疎ミハテ、、早ク死ナレカシ 者忽ニスレバ妻子ハ猶忽ニシテ、他ヨリ見聞シテハ キニ引レテ凡平生ノ人ハ忽ニスルノトキ也、子タル 是公私共ニ身ノ暇無キノトキ也、孝心不厚身ノ暇無 成玉フトキハ、其子タル者ハ大概四十五十ナルベシ、 誠ニー〜ニ可致孝ハ此時也、譬ハ父母不老トモ病ニ 居心ニ可令叶、常ノ言不老ヲ叱咤ノ声不至於犬馬、 ヲ経ルヨリ難ト思フベシ、無声聞キ無形見テ飲食起 日ノ寿ヲ祈リ、老人ノ一日ヲ経ルハ壮年ノ人ノ一年 ク思入レ、朝ハタベニ消玉ハン事ヲ恐レ、タベ 毫釐モ其心ニ違フコト無ク、誠ニ一二歳ノ赤子ノ如 ン、五年十年ニハ験ナクトモ百年ノ後必可及此、豈 、ハ明

定、父母老ト成玉フトキハ子タル者ノ年シ壮ニ心モ

又定、妻子妾臣備ル、此ニ至ツテハシメテ孝ノ名定

ル処也、嗚呼人ノ子タル者可不慎哉

知士之家風弁

人ノ家内ハ、子ハ父ノ行上ヲ学ヒ、婦ハ姑ノ行状ヲ 学フ者也、故ニ家々各少々ヅ、家内ノ風俗替リ有ル 学フ者也、故ニ家々各少々ヅ、家内ノ風俗替リ有ル 夫祖ニ勝レタル忠ヲ尽タル人ノ子孫ニハ、譬ハ先祖 ノ器量十カーニ不及ト云へトモ、仮ニモ君ヲ大節ニ 子第ニモ云聞セ、常ニ先祖ノ仕シ君ノ御恩ヲ語リ、 古キ君ニテモ猶忌日ニハ精神ヲイタシ、今モ先祖ノ 忠ヲ尽セシ場ニ当ラバ、先祖ニモ不劣ト励ノ気象其 忠ヲ尽セシ場ニ当ラバ、先祖ニモ不劣ト励ノ気象其 家主ニ不限、子第妻娘ヨリ普代ノ家来マデ忠ヲ為ル コトヲ語リ、先祖祭ノ次第モ他ニ勝レ敬ミ、忌日ニ コトヲ語リ、先祖祭ノ次第モ他ニ勝レ敬ミ、忌日ニ ハ三日ノ精神、七日停止、子第ハ朝ニ省ミタニモ顧 、父母出入ニモ送迎へ、仮ニモ父母先祖ノ言行ヲ ミ、父母出入ニモ送迎へ、仮ニモ父母先祖ノ言行ヲ ミ、父母出入ニモ送迎へ、仮ニモ父母先祖ノ言行ヲ

持タル子孫ノ奴原、大身ト成、花美ヲ専トシ驕ヲ極 **| 不尊、他事人並ニシテ武ノ一事如此成レバ、遠トイ** 今如此ナルハ先祖ニ孝ヲセシ余風ト思ハル、也、武 下品ニムサトシタル事也、其華美ナル子孫ノ言葉ノ 勝手ニ成ル事ヲ深ク忌ミ、古キ風俗仕付ヲ云ハ大方 ルト雖トモ、其一家ノ風俗物我隔テ、軽キ事ニモ不 先祖ノ余風也、扨亦金銀ヲシバラク貪リ集シ先祖 子孫タル人器量先祖ノ十カ不及一而如此風俗有ルハ 王ノ道ヲアラマシ覚へ、家内ノ子弟・妻女迄モ聖賢 ガマシキ言葉ナク、人ノ道タル事業ヲ語リ、五帝三 学問、一家ノ風俗・礼義正シク、仮ニモ色欲ノ猥リ 武具ヲ求ルコトヲ専トシテ、其風花美ニシテ遊興ヲ モ武咄ヲ好ミ武ノ嗜ヲ不忘シテ芸術ニ心ヲ寄、常ニ 勇ノ勝レタル人ノ子孫先祖ノ十カ一ニ雖不及、仮ニ 先祖ノ十カーニ不及シテ他ノ事ニハ人ニ不替シテ、 ノ名ヲ覚へ、出家・山伏・神子門長ヲ賤シム、今ノ ヘトモ先祖ノ余風也、学問ニ名高キ人子孫今雖不為 ノ交ニモ常ニ真実ヲ顕ハス、其人ノ器量ヲ見ルニ、 ヲ

端ニ、是コソ先祖譲ノ欠略言葉トオモハレテ片腹痛

媚諂シ十カーニ不及トイヘトモ、他ノ言行ニ此 ト思テ恥トモ不思、是ヲ人ニモ云語ルナリ、 ル処ニ酒肴ナド持参シ、立身ヲ求ル事ヲ頭上ノ事業 ニ進ン事ヲ希ヒ、忠孝武文ノ道ニ心ヲ寄ルトスレド 世ヲ渡リシ先祖ヲ持タル子孫ハ、 求ルハ先祖ノ余風ノ残処也、 先祖ノ十カ一ニ不及イヘトモ、過奢・色欲・名利 俗ト見クダス事ヲシラズ、 具等ニ飾ヲ尽ハ人ノ褒ルヲ貪ノ心入ニテ、妾女ノ風 ヲ極メ、 二失シ、チト覚へ見識アル人ハ其心正不正ヲ求テ美 興ヲ事トシ、 見ヨリ伺テハ甚美ヲ極メ、金銀ヲ遣ヒ散、 ニハ八珍ヲ備トモ、 ハ無クシテ、 ヒスカリシ事ナト云アリクモ笑シ、家ハ千帖敷、食 心本立身ニアレハ家老・用人其外我身ノ為ニ成 金銀ヲ上ニ遣散ノ類ハ 何ノ端ニ賤々シキ事ノミ顕 武具・馬具ヲモ集ル、故ニ昔ノ風 如此ノ家ニハ人ノ教トモ可成 当時金銀ヲ現ニ貪ル事 且亦媚諂テ立身ヲ求 町人ノ風俗ト見、 如何ニモシテ高位 先祖財宝ヲ ハ 酒宴・ ル、、 先祖 一事 武 遊 疾 凡 Ż ヲ ハ

モアリ、

其家ノ驕ニ不似合普代ノ老タル男女、

成ト修行スルハ孝ノ道也、名有家ノ子孫ハ、我先祖 シ先名ヲ清メ家風ヲモ善ニ変シ、人家ノ手本ニモ可 高風ノ家ヨリ見テハ拙ク賤シカルベシ、 我先祖世々何ノ器量モナカリシ故家風モ拙シ、 家ハ猶不変善也、 風残ルハ甚希也、 古今ノ忠臣・孝子、武勇・学問等ニ勝レシ人ノ事ナ 送リシ人ノ子孫ト成ル者ハ、 宝ヲ掠取シ余風也、先祖代々何ノ善名モナク一 宝ヲ人不知ニ掠取、幸ニシテ罰ヲ不蒙十カーニ雖不 猶財宝ヲ掠ル勤 積収ノ役ニ処シテ家ヲ起セシ子孫ハ、其身雖無不足、 ハ如此善名モアル事世ノ知ル処也、 ト人ノ云ヒ称スルヲ嫌フ、其人ノ言行人並ニシテ此 、常二変シシテ悪ニ成安ケレバ、名有家ノ子孫今其、 (テイカ) 事如此ナルハ先祖代々善ニ不励余風也、 念々是ヲ希テ言語ノ端ニモ顕ル、ハ、 ノ恥タル事ヲシラスシテ、 扨如此ナル家ノ子孫ニ生タル者 悪ハ善ニ難進ケレバ、貪諂掠拙 物毎二人ノ善事ヲ悪ム 然レハ少モ身ニ 我レ道ニ志 先祖 先祖 然ルニ善 世ヲ

不善アレバ先祖ニモ不似ト、

先祖ノ名マテ穢ル

-励ミ、

進テ善ニ志ス、

尤孝ノ道也、

然ルニ先祖

恥チ怒之心為学主弁

学者ノ徳ニ入ノ初メ、先ツ心ニ主ヲ立ベシ、此主ト モノナリ、我カ不生得不得手ノ方ニテ何コソ程小事 少ノ時ヨリ我生レ得タル事ニハ大形恥ヲトル事ナキ 然ルニ爰ニ主ヲ正中ニ立良法アル也、惣シテ人ハ幼 風ノ人ヲ善トシテ、我嫌ノ風ノ人ヲ不善トスルナリ 書・小学・近思録ナトノ内我躬ニ徹スル語、常ニ心 見ヘタリ、見之モ不敏ノ人ハ心ニ得ト難得心、四 ニテ我カ心ヲ忿リ、後ノ言行ヲ励ム事アリ、是明徳 ヲ弥遠サクル也、如此ノ人ハ師友ヲ取ニモ我好メル 其故ハ、気質和ニ偏ナル人ハ和ラカナル語ヲ而已好 二留テ二六時中可不忘也、如此シテハ年ヲ経レバ敬 云事初学ノ難心得処也、則所謂敬ノ事ハ大学或問ニ ノ上ニテモ仕損シ、面目ヲ失ヒ恥ル事有テ、我カ心 ナル人ハ厳威ナル語ヲ而已好テ、此意ヲ翫索シテ和 テ、此意ヲ翫索シテ厳威ヲ愈遠サクル也、厳威ニ偏 ノ心ヲ合点スベキ也、然トモ是ニテモ不行事アリ、

月・二月或ハ一年・二年ニシテ、酔ノ醒ルカ如ク跡 云へドモ、心ニ真実ニ不徹、故ニ三日・七日又ハー 綱久公、差テモノスキモ不致ニ余リ強キ仰ラレヨウ 為儀ニアラスト強ク被仰、築山可崩由御意有シトキ 光久公御質素ヲ貴レケル、御目ヨリ、華美ノ御庭作 リシ処ニ、或時 綱久公被遊事ナレバ少モ華美ニ過タル事ニテハナカ 被遊、御庭ノ風景御添被遊シ事有之シトゾ、元来 綱久公未タ若年ノ時、御座ノ間ノ御庭ニ些築山ナト 不聞、然ルニ爰ニ当時日本ノ賢人ト奉称 泰清院殿 モナク消失テ、一生是ヲ心ノ主トシテ徳ニ進シ人ヲ 修行シ上達スルトキハ得手文ハ猶上達スル也、然ル 文道ニ得手ナル人不得手ノ武道ニテ恥ヲトリ、武ヲ 忿ノ心主外ニ色形ニ不発シテ、常ニ心中ニ主ト成テ ト少シ御心ニ不平ニ思召ケルヲ、不孝ノ心起ラセ御 ト御気ニ不入、国主タルモノハ仮ニモ如此ノ好ヲ可 ニ平世ノ人大形我カ不得手ノ事ニテ恥忿ル事アルト ノ発見ニテ心ノ主也、心ノ主トイへハ則敬也、此恥 寬陽院殿光久公御入被遊御覧有之、

後悔甚シク、其ヨリ別テ御孝行ヲ御尽被遊ト、マヽ

賢君ノ 弱モ強ニ臆モ勇ニ大欲モ無欲ニ変スルナリ、 有ルトキハ事ニ処スルノ義ノ切レ目スルドニシテ、 此外諸ノ事為ノ上ニテ恥忿ル事有也、 処事上ニテ仕損シ人ヨリ卑下セラレテ恥チ忿事アリ 恥チ、我心ニテワカ心ヲ忿ル事アリ、君ニ仕テ衆人 故ニ父母ニ仕テ仕損シ、強叱ラレテ我心ニテ我心ニ リ、或ハ塞閉スルトキアリ、 不能無仕損、譬ハ河水ノ勢ニ従テ流ノ遅速有ガ如シ、 ラズ、我カ得手ノ事ニモ未タ其道ニ上達セザル時ハ レレ 不弐過ニモ不恥ト云ベシ、是ニ因テ見レハ、独リ不 今ニ御徳ヲ称シテ涙落サンハナシ、誠ニ薩州ノ士民 人ノ心気モ聖賢ニイタラズハ、或ハ能流通スル時ア 得手ノ事而已ニ仕損シ、心ニ恥チ心ヲ怒ルベキニア アサハカニ一座ノ咄ニ可申散事ニハアラズ、顔子ノ ナカリシマ、御孝行ノ至リニ従テ御徳行御上達ニテ、 入被遊トソ、此御心ニ御恥有シ、御後悔御一 ノ中ニテ仕損シ汗ヲ流及赤面、我ヲ恥忿ル事アリ、 ハ云ニ不及、広ク天下万世ノ手本タルベキ御事也、 光久公モ後ニハ万事ニ付 此塞ルトキ事ヲ仕損ス 綱久公ニハ御恥 此恥怒ルノ心 生御忘 コレ明

> 怒ルベキニ当テモ不知之者ハ如何セン、知之失之者 モ亦恥シラズトイフベシ、我思フニ、此恥怒ノ念心 強ニ変シ、大欲モ誠ノ無欲ニ変ズベシ、シカルニ恥 立テ止テ不移トキハ、愚モ誠ノ明ニ変シ、弱モ誠ノ シタル事ヲ思出レバ今モ汗流レ可及赤面、如此心主 主ト成テ念々不止不忘シテ、年ヲ経テモ我カ此仕損 ハ内ニ保チテ外ニ不出シテ有ベシ、如此スレバ 心ニテ我心ヲ攻テ、恥ノ色ハ外ニ顕ル、トモ怒ノ色 ベキ者却テ敵ト成也、 気不残、外色形ニ出ルトキハ却テ過ヲ重テ主ト成 世ノ人恥チ心ヨリ怒ニ移リテ、 徳ノ発見ニテ心ノ主ト成ルノ糸口ナリト云トモ、 ノ主トスルノ緒ニテ緊要ノ処也、シカルヲ常人忽之、 故ニ如此ノ節ニ臨テハ、只我 恥ノウスルトキハ怒 此念 平

短語

故ニコレヲシルシテコレヲシラシムベシ、

ト可修行也、成トナラストハ天也、纔ニ学得テ其ヲ家ノ風俗ヲ我ヨリ立直シ、人我レニ恥励ヨウニ可成一士ハ志ヲ大ニシテ我カオ識ヲ広大ニシ、徳ヲ負テ国

以テ名聞ノ便トシテ官録ヲ求メ、権勢ノ人ニ諂ヒ不

才貧士ニ矜ルハ、所謂聖人ノ罪人也

書ヲ読テ古人ノ義ニ処スルヲ見テハ、我カ此所ニ処 レードである。 無恥シテ可止、如此シテ年ヲ経ルトキハ得ルコト可 スゴキ、弓ヲ引テ義勇ヲ可励也、反々古人ノ義勇ニ モ古人ニ如不及ニ至テハ書ヲ捨テ歎息シ可思之、或 セバ古人ニ可恥ヤ否哉ト、実ニ自ラ体忍スベシ、少 ハ静座シテ案之、猶不及バ木刀ニテ立木ヲ打、鑓ヲ

与人応対スルトキハ和順ノ二字ヲ勿忘、黙スルトキ 出バ不在威也 眼色正ク、声音清シ、和順ノ二字厳威ノ二字ヨリ不 レバ、自ラ手ノ形恭シク、足ノ形重ク、容貌直クニ、 ハ厳威ノ二字ヲ勿忘、厳威ノ二字心裏ニ在テ体トナ

薩州ノ士ニテ中人以下ノ資質ニテハ、礼順温厚ヲ内 士ノ本義ノキツカケノ刃サビルナリ、春ノ花ノヨウ ニシテ厳密武毅ヲ表ニシテ可修行、如此セサレバ武 二進行ハ甚難シ、

冬ノ氷ヲ見ルヨウニ進ベシ、常人

ニテ初ヨリ温厚ヲ志トキハ学ニ強ミナクシテ義気不

道体又ハ易・春秋義理ノ精微ヲ載タリ、初学ノ俄ニ オノハタラキヲ可知、次ニ近思録ヲ可見、近思録ハ 生、厳威ヨリ進ムトキハ功積ルトキハ自ラ生温厚、

実ニ温厚アレバ厳威アリ、実ニ有厳威有温厚、本ハ

一也

学ニ志シナバ、四書・小学・近思録ノ六書ヲ左右ニ 不離シテ、隙ナキ節モ気ノ薬ニ仮ニモー行一字ニテ モ可読、尤、広ク天下ノ書ヲ見トモ、見台ノ上ニ右

書ヲ読ノ次第ハ、故人ノ義論モアレトモ、大学・小 可見之、

ノ六書又ハ五経ノ内一冊ヅヽハ不断置之、循環シテ

聖賢ノ言行・実跡ヲシリ、次ニ中庸ヲ読テ聖人ノ心 秋・詩経・書経・礼記ヲ見ルベシ、此読書ヲ見得ナ 記・漢書・左伝、尤、通鑑ナトヲ読、其ヨリ易・春 学・論語・中庸・孟子・近思録、其ヨリ綱鑑・史 法ト権道トヲシリ、次ニ孟子ヲ見テ聖賢ノ応変処事 ヲ見スシテハ身ヲ修ル要ヲシラス、次ニ論語ヲ読テ ノ学ヲ為シ、次第工夫并ニ心術ノ要ヲシラス、小学 バ何レノ書ヲカ不読哉、先ツ大学ヲ見スシテハ古人

知リ、 レ ニ 一 一 別綱鑑ヲ見テ古人ノ義論読之トモ難看破処アリ、扨綱鑑ヲ見テ古人ノ義論 伺ニハ前後寛急ノ次第有ベシ、 法、人情ノ厚ヲ尋シムベシ、朋友ト詮義会読シ、或 褒貶ノ深意ヲサグリ、易ニテ理ノ運ヲ求メ、春秋ニホネッットス ハ人ノ講訳ニハ可無前後トイへ共、 テ夫子ノ政ヲ察シ、書経・詩経ニテ上古ノ聖人ノ教 史記・左伝・漢書等ニテオヲ博メ、通鑑ニテ 我レ独リコレヲ ヲ

不知シテ、衆中ニシテ古キ物語スルコトモ不成シテ

公 義弘公

家久公ノ御軍労、御家中ノ武功ヲ

ヲ不見トキハ諸ノ軍書ヲ覚ヘタリトモ、近ク 次ニ庄内軍記、是次ニ関ケ原軍記ヲ可令見、

義久

コレニ因テ是次ニハ朝鮮軍記ヲ精シク見セシメ、是

年ノ不依多少物ノ耳ニ入ニ及バ、、講訳ヲモ聞セ道 子弟ハ五六又ハ七八ツニモ成ナバ、大学・論語・孟 只無令怠、如此セバ十五六歳ニモ成ナバ験有ベシ、 子・中庸ト素読セシムベシ、強ク精ヲ令出ニモ不及、 及ベハ、最早悪ニ固マリヌレバ、善ニ導カタシ、 掛ルノ人也、随分心ヲ尽シ教可素立、廿歳ノ前後ニ サル人ハ無シテ人不為所也、子弟ハ家ノ興廃存亡ニ 理ヲ咄テ耳ニ入ヨウニ云聞スベキ也、 如此ノ類シラ

記 ヲ尋求ムベキコト也、故ニ右ノ三書ヨリ三国 御家ノ記ハ家々ニ秘スルノ書多シ、老ニ臨ムマデ是 廿歳ノ前後共ニテ委シク知覚ユベキ事ニアラズ、且 ベシ、六百年ニ及フ古キ御家ナレハ、常人ノ質ニテ 入テ見ベシ、扨是ニ次ニ御先祖 テ在サバ、当分ノ御威光不可有ト、此ニ精シク心ヲ 歳ノ末マテ御繁栄ニテ、三国ノ不動コトハ此 久公御三代ノ始終ヲ精シク覚ユベシ、誠ニ御家千万 終ヲ精シク覚へ、其ヨリ 代ノ始終ヲ精シク覚へ、其ヨリ 不心掛ニ見ユルナリ、此三書ヲ読ナバ ノ軍書ヲ求テ可見之、尤、古老ノ士ニ交リテ尋求ム ノ神武仁政ノ致ス所也、実ニ此五君ノ内一人常主ニ 三国軍記・ 世録記 山田氏覚書護之内ニ有 義久公・ 忠久公ヨリ御代々 貴久公御一代ノ始 義弘公・ 忠良公御一 五君 勝部 擾

読軍書説

薩州ノ子弟軍書ヲ読シメバ先ツ 是ヲ能覚ヘナバ御代々ノ御合戦ハアラマシコレ知也、 御系図ヲ可令見、

乱

終ラバ大坂軍記ヲ見ベシ、太平記・前太平記・平家某覚書・御家庶流記・諸家大概記・御家戦場記ヲ見

ヲモ不終ニ、秀吉卿ノ容貌・声色只今如望之我心ニノ知塞ルベシ、如此博ク知トキハ、一ノ軍記ヲモ能見得テ能可知其奥儀、譬ハ太閣記ヲ見ルニ、未タ冊見得テ能可知其奥儀、譬ハ太閣記ヲ見ルニ、未タ冊リッ、源氏物語・伊勢物語ノ類マデ不見ノ書ハ無ルヨリ、源氏物語・伊勢物語ノ類マデ不見ノ書ハ無ルヨリ、源氏物語・伊勢物語ノ類マデ不見ノ書ハ無ル

古事記・三代実録・延喜式・江家次郎・職原抄ノ類(第カ)

ヨリシテハ日本記・日本後記・続日本記・旧事記・

ノ治乱ヲ不知、知所狭小ニシテ致知ノ道ニ非ス、是

読御系図説

清和天皇第六ノ皇子貞純親王ト号ス、此御一子六孫一御系図ヲ見ルニハ、人皇五十六代

ヲ見ルト云ベカラズ、

難シ、併見書至此可謂読書、未不至此テハ、顕ニ書

覚フ、治国破敵ノ心裏マデ如掌見、常人ニシテ及此

ハ博文ノ徳也、英雄ノ不資稟ハ非博文シテ至此事甚

次ニ総州家モ格別ノ家ナレバ始末ヲ考可覚、 兼帯ノ家ナレハ、 考可覚、次二御代々二奉仕テ、 御家督、 年号・月日、 御誕生ノ地ト御誕生ノ年号・月日、 略之、是二次ニ御代々ノ御法名・御菩提寺・御廟所 相大隅守従三位権中納言家久公也、自是以来不及記 公、十八代又八郎正四位下少将陸奥守薩摩守中将宰 守賢太守貴久公、 又三郎三郎左衛門尉左エ門尉修理太夫従五位下陸奥 血筋ヲ可覚、 ト御武功ト大御合戦ト御武威ト御勢イノ大小ヲ精ク 九州太守義久公、十七代又四郎従五位下兵庫頭義弘 十四代又八郎修理太夫陸奧守勝久公、十五代虎寿丸 ノ御居城且ツ暫クノ御在所ヲ可覚、次ニ御代々ノ御 或ハ尽粉骨忠臣・勇士ノ名ヲ可覚、次ニ御代 十二代陸奥守忠治公、十三代修理太夫忠隆公、 御治世ノ年数ヲ可覚、 御外祖父ノ名ヲ可覚、 次ニ相州家・伊作家ハ御家中興以来御 同ク御逝去ノ地、 十六代正五位下修理太夫従四位下 御正統ト同ク御代々ノ御名ヲ可覚 或ハ死難、 次ニ御代々ノ御政徳 次ニ御年イツクニティクラッ戦 是ヲ可覚、次ニ御母 御逝去ノ御年并 或ハ致諫 次二御

> ク染入リテ忠ノ心ヲ生ズ、 ノ御系図我胸中ニ有也、至此自然ト我カ心御家ニ深 ユレハ覚へ安シ、案シテハ又見スルトキハ自ラ一部 強弱ヲ考可覚、如此次第ヲ立テ一ヨリニト次々ニ覚 庶子家ノ始末嫡庶ヲ可覚、次ニ御代々ノ御敵ノ興敗

知難政道説

ルニル 不餓不冰、善人ハ進ミ悪人ハ遠ラル、三国ノ治未ダ 代々ノ御仁心ト乍申、 及此事ヲ不聞、故ニ上方他国ノ者皆我カ国ニ来テ蒙 事善尽セリ、実ニ礼譲ノ道如何成深山・離レ島マデ 天地ノ内ニ難キモノハ国天下ノ政事也、 其政令ノ仁厚ナル、 恩沢事ヲ希フ、未タ我国ヲ捨テ去於他国者ヲ不聞、 モ行届テ、行者ハ道ヲ譲リ、落タルヲ不拾シテ万民 以テ見ルニ、忠良公御家危難ノ節ヨリ実ニ真実三 レドモ未ダ善不尽、又四代ヲ経テ ノ治ヲ思召立、五代ヲ経テ 吉貴公御成就スル処ナリ、 他国ノ能及ブ処アラズ、是御 別テハ 忠良公其本ヲ御建立 家久公御代成就ス、 其故ハ、 吉貴公御代御政 近ク御家 御元祖 玉 ヲ

ヨリ トモ 年ヲ追テ増長シ、一門・他家ノ大身ハ不及云、三ケ シ、於田布施御仁徳ヲ施シ玉フ、及此 勝久公悪行 共々ニ終ニハ亡果、永ク御家断絶セン事ヲ御遠慮有 尽シテ雖仕之、強テ輔佐之時ハ却テ身ヲ害セラレ、 騒動モ不止、 命ニテ 方ノ敵軍常ニ振逆威不屈御武威ノ処、

忠治公御短 後醍醐天皇公家一統ノ政ニ為令帰、義兵ヲ興サレシ 私、故ニ三国モ又大ナル騒乱ニ不及、然ルニ モ乱レ、天下無事時ハ三国モ又無事ナリ、
 忠久公 其武威国政今ノ不及半、故ニ天下乱ル、トキハ三国 忠久公ヨリ四代 忠宗公マテ大概無事也、然レドモ テ殺忠臣、佞臣ヲ愛シ能反約、因之 忠良公トイヘ 云ス騒乱止ズ、シカト - 貞久公ヨリ - 立久公迄御馬 ヨリ三国官軍・将軍方トニツニ分レ、一門・他家ヲ ノ向処敵無不屈服、然ルニ 忠昌公御代ニ及デハ四 忠宗公迄ハ承久ノ乱以後北条天下ヲオサメ無 勝久公ノ心ノ非ヲ正事不能、故ニ初ハ忠誠ヲ 勝久公ニ及フノ処ニ、御武威猶衰へ行、弥 勝久公ヲ疎ミ果テ、一人モ心離レサル者 勝久公亦国主ノ器有ラズ、甚無道有

ノ忠臣、 国ニ御独歩ナリシマ、深ク此事ヲ歎玉イ、御家興復 忠良公御年四十四、英明仁徳ノ御器量ニテ、当時三 各己レカ勇謀兵勢ノ分ニ随テ、或ハ一国ヲ領シ、或 奪国郡計ル、既ニ三国ノ擾乱極ヌレバ、三国ノ郡主 国主無ク、一族・他家ノ大身小身各己レカ因要害各 ヨリ、御世ハ拾四代、年三百六十年ニ成ル、至此三 朔日、薩隅日三州ノ為太守薩州山門院ニ初テ御下着 三ナリ、 忠久公御年拾八ノ時、建久七年丙辰八月 豊後二出去、実ニ天文四年乙未十月十日、御年三十 離ル、トキハ悪逆ノ臣モ不能誅事シテ、却テ捨三国 久公三ケ国ノ太守タリトイヘトモ、不修身シテ人心 成テ、鹿児島ニ乱入シテ逆威ヲ振フ、哀ナル哉、勝 ヲ取違タルハ走実久党、コ、ニオヒテ実久勢強大ニ ナル士ハ、事ノ心ヲ知レルハ帰 忠良公、事ノ道理 ハ半国ノ主ト成テ、三国ノ太守ノ職久シク可絶処ニ ノ因リ無ク、各己カ家ヲ全スルヲ第一トスル、小身 ハナシ、此時島津豊後守忠広・北郷讃岐守忠相以下 内ニハ御家ノ雖歎衰微、外ニ忠臣ノ形ヲ顕

ヲ思召立玉フ、其上御子 貴久公寛仁ニシテ勇烈傑

公・ 上 使日野資将下薩州賀此事玉札・東帯賜、 芸守善久・伊集院大和守忠明以下以 出 止処ニ、 院・根占 然トモ伊東・相良・肝属・菱刈・渋谷・ 家中興十五代ノ為太守在城伊集院、実ニ天文十 ケ国大半 党ヲ退治シ、 久攻退 職ヲ再譲進シ玉フ事ヲ深ク恥玉フノ処ニ、今又ハ 故ニ為実久襲ハレ空シク帰田布施、反父子約太守ノ 三国ノ太守譲ヲ受、 乙巳三月十八日、 ヒテ一族島津豊後守忠広・北郷讃岐守忠相・樺山 トスル事ヲ深ク恨玉ヒ、 ノ御器量ニテ、 文武ノ道ニ長シ玉ヒシ上、 数年ノ中ニ伊集院・谷山・鹿児島ニ支ル実久カ 貴久公ノ英明仁徳爰ニ及ンテ大ニ顕験然タリ 継テ義久公・ 伊地知ガ輩合縦連衡シテ敵ヲ成ス事猶不 忠良公御父子ノ仁徳ニ心服ス、コ、ニオ 勝久公鹿児島并谷山・伊集院ヲ己レガ有 并二諸 御年三十二ナリ、 先度 清水ガ城ニ有シカド、 所ノ鎮強敵仁政ヲ施ス、 忿励シテ窮六三之術運 義弘公英雄豪傑ノ御気質 勝久公ノ御養子ト成玉ヒ、 御舎弟金吾歳久・ 時二近衛植家公 貴久公仰テ御 北原 嗚呼 御幼年 因之三 ・邪答 -四年 帷 実 中 安

豊後 テ、遠キ西国ノ奥ナル三国ノ因要害豊饒ノ地蒙仁沢、 三ケ国如本御安治ナリ、 家御敗軍、 賤ヨリ天下ヲ切取勢ニテ、急ニ大軍ヲ師テ下向、 (軸ク) ョ 島津図書頭忠長・新納武蔵守忠元以下ノ豪傑致身尽 ショススカ 御武威故ニ家康将軍モ恐後難玉ヒ、 上下数十万ノ兵御家ト存亡ヲ共ニシ、天下ヲモ欺ク 秀吉ノ薩摩入以来高麗陣ニ於テ上方ノ兵謀ニ鍛練シ ベキ処ニ、 信武勇ノ致ス処也、 而已云、或ハ秀吉ノ仁心也ト思フハ非也、 兵粮乏シク長陣ヲ恐レ、 威ヲ震ヒ仁政ヲ施サント欲シ玉フノ処、豊秀吉公鄙 都へ攻登リ日本六拾余州ヲ掌握ニニギリ、 忠儘三州ノ逆徒退治シ、破竹ノ勢ニテ肥後・肥前 書家久英傑ノ器量ヲ以テ輔佐之、 ・豊前 義久公御輔佐ニテ、 然レドモ猶武道ノ奥深カリシ上、 筑後 家久公英明剛毅ノ御器量ノ上、 ・筑前ノ六州ヲ切従へ玉フ、 其后関ケ原合戦後御家ノ災タル 賢臣・勇士百ヲ以テ数へ、 世ニコレヲ御家ノ御運強ト 和儀ノ謀ヲ進テ帰国シ玉ヒ 島津右馬頭征久 於関ケ原 天下ニ武 両公ノ誠 御老功 秀吉モ 猶京

下知ヲ加ヘテ惣軍

公ノ首尾能帰国アラン事ヲ希ヒ、

武威遠ク御退口ヲ救フ事ヲ不称不智也、是皆 忠良 モ未ダ戦国ノ余風除スシテ治道善尽サズ、及 吉貴 粗也、是治世不久ノ故也、 御昇進、御子三十一人在ス、誠ニ御繁昌ナリ、 異朝ノ琉球国迄治メ玉ヒ、御官位モ従三位中納言ニ 公ニ不劣御器量ノ致ス処也、然ルヲ只御家ノ御運強 公ノ英明仁徳ヨリ起処也トハ乍云、四君何レモ忠良 世ニ 義弘公ノ御退口ヲ而已称歎シテ、 家久公ノ 義弘公幾ノ些陣ヲカケ破リ、百里余リノ敵国ヲ通リ 本末先後整リ、 公御代、君モ臣モ治道ニ切磋琢磨ノ功積リ、政令ノ 良公ニテ、 家久公ニ至テ三国全ク治リシ上、遠ク トノミ思フハー五君ノ罪人也、御当家至極ノ危殆 ヒシハ、神武此上不可加ト云へトモ、退口ノ止尾撃 大坂ニ至テ、 義久公ノ御女子ヲ携へ速ニ帰国シ玉 ノ尾撃ヲヤメ、三国如本御安治也、関ケ原ニオヒテ ノ於大本ハ已ニ至レリト雖トモ、政令ノ細微ニハ猶 ト三国全ク御安治ハ、 家久公ノ武威ノ致ス処ナリ 御家ノ御繁昌ト三国ノ治ヲ 思召立玉フハ 損益中道ヲ得玉フ、 光久公・ 光久公・ 綱貴公御代 治道 忠

> ルーレレーレーレースト可奉仰也、今以是見政ハ実ニ政令ノ難キ事ヲ可君ト可奉仰也、今以是見政ハ実ニ政令ノ難キ事ヲ可 誠ニ治道ニ明ナル主ニテ、遠ク 忠良公ニモ不恥賢 御子孫英傑ノ太守トイへ共、又俄ニ是ヲ及難改替、 吉貴公一度被令ノ格式制度三国ノ士民奉心服、長ク カバ、政ノ仁厚ナルニハ何レモ甲乙可有非レトモ、 貴公寛仁強明ノ御器量ニテ、文武ノ道ニ通シ玉ヒシ

公家ニテハ菅丞相智仁勇ヲ兼タリ、武家ニテハ八幡 寛厚也、伊集院仁左エ門ハ其風剛直也、(後矩) 当ニシテ、我レ何人ゾヤト可励、是ハ是ハ日本ノ三 テ鳴ル竹下如竹ハ其風厳密也、山口仲左衛門ハ其風 此数人ノ百ガーニ至ラズハ可謂無器量、近代儒ヲ以 豊聖賢ノ書ヲ為熟読人哉、今聖賢ノ書ヲ口ニ誦シテ 是皆受得タル気質ニテ上ヲ習フノ風俗ニハ養立タリ 武、伊勢兵部少輔貞昌ノ知識、是ハ御家ノ三傑也 傑也、御家ニテハ中書家久ノ勇才、武蔵守忠元ノ忠 太郎義家ノ勇、九郎判官義経ノ才、楠判官ノ忠ヲ見

美ト風俗ノ善ナルト学書ノ力ラニ成レリ、学ガ長ス

是ハ資質

(ノ後ニ至テハ右三傑ト替地ナバ可無恥人物也、

程朱ヲ望マバ、麓ヲ経ズシテ峰ニ登ラン事ヲ求ニテ、目当ニ学進ベキ、然ルニ此数人ヲ軽ク見、遠ク孔孟ニ長シタルモ彼ニ短シテ右数人ニ及ハズ、近ク是ヲ近代ノ三傑也、此外名アル士普ク多シトイへ共、是

却テ道ニ違フ事有ラン、

ヲ希フ、人ヲ令恥不及、今ヤ勇徳才識ヲ養得テコレヲ改ン人

一能ヲ以称セラル、ヨリモ勝タリ、是ヲ以其人品ノケツニテモ文武ノ芸アレバ並ナキヨウニ云也、故人今ツニテモ文武ノ芸アレバ並ナキヨウニ云也、故人クツニテモ文武ノ芸アレバ並ナキヨウニ云也、故人のは、其故古人ノ詩歌・文章・手跡ヲミルニ、今其故也、其故古人ノ詩歌・文章・手跡ヲミルニ、今其故也、其故古人ノ詩歌・文章・手跡ヲミルニ、今其故也、其故古人ノ詩歌・文章・手跡ヲリ、是ヲ以其人品ノ

「天正寛永ノ人物ハ大概大本ニ得テ細事ニ洩セリ、今 一天正寛永ノ人物ハ大概大本ニ得テ細事ニ洩セリ、今

奥深キ事難計、

ヲ云、

わか行にせすハ甲斐なしいにしへの道を聞ても唱へても

右御歌思フベシ、

可知善悪之本弁

アリ、 奉公ノ勤ニ暇ナキ人歟、又ハ多病ニテ学問ニ精ヲ出 シレハコレニ遠ザカル、賢以下ハ大水火ノ如キ、入 賢以上ハ大水・火小、水火ノ分チナク、水火トサヘ リ、シカレトモ未タ賢ニヲヨバス、明ニシルノ善悪 サグリニテハ良知良能ノ聖処ニ過ルアリ、凡人トイ 分チ有ガ如シ、不為学問ノ人ハ手サグリノ如シ、手 火ノ如ニ知ル、故ニ実ニ善ヲ好テ悪ヲ悪ミ玉フ、其 テ義理ノ大本ヲ知ルベキ儀也、 事アタワズノ人モ、間々四書・小学ノ内ヲモ見聞シ ヨリ以下知ル事不明白、白昼ニ見ルト月夜ニ見ルノ ハズトイへ共、水火ノ如ク善悪ヲ判然ト知得ル事ア へ共誠ヲ以数年学問スレバ、賢人以上ノ見識ニハ及 恍ニシルノ善悪アリ、 水火ヲ悪ニ譬テ云バ、 聖賢ハ善悪邪正ヲ水

> リハマレバ身命ノ無キヲ知ル故ニ不近、然共小水火ノ小溝又ハ少ノ溜リ水如ニハ足ヲ踏込ム類アリ、 なノ裙ヲコガラカス類アリ、如此悪ノ大ナルニハ実 を、然トモ炉ノ火又ハ火鉢ノ火ニテハ間ニ指ヲ焼、 なノ裙ヲコガラカス類アリ、如此悪ノ大ナルニハ実 ニ知得ル事有リ、故ニ雖不近寄小悪ニハ未能不近寄 ニ知得ル事有リ、故ニ雖不近寄小悪ニハ未能不近寄 響ハ朝夕父母ニ孝ヲ尽サン事ヲ願フト云へトモ、差 響ハ朝夕父母ニ孝ヲ尽サン事ヲ願フト云へトモ、差 響ハ朝夕父母ニ孝ヲ尽サン事ヲ願フト云へトモ、差 がテ為ストハイへトモ、子孫ニ金銀ヲ貯譲ル事ヲ楽 トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノ念毛頭ナシ トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノ念毛頭ナシ トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノ念毛頭ナシ トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノ念毛頭ナシ トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノ念毛頭ナシ トスルノ心ヲ不免、他ノ女子ニ通スルノのシス、 なノ事ニニー事ハ如大盤石不動トイへトモ、軽キ勤ニ 為君無ニ心事ハ如大盤石不動トイへトモ、軽キ勤ニ

大悪ニ於テハ既ニ見得タル事明白ナル故也、月夜ト

如此小悪ニハ未能不近寄トイヘトモ、

ハ未能無私、

此ヲ以テミルニ、書ヲ学フ事ヲ忽ニ不可為ナリ、 列テ悪名ハ世ニ不顕トモ、積之ノ果ヤ危哉、 岩角多キ嶮難ノ地ト思へバ手探リ足サグリニテ通候 バスシテ善悪ヲ分明ニ可知、行ノ本ヲ不知故也、 テ、其オノレハシタリ顔ニテ世ヲ渡、悲哉、 バ、私欲ヲ専ニシテ御蔭ト名ツケ、賄賂ノ進物ニ迷 通スルノ顔色免サズ、仕君テ国恩ヲ報スルカトミレ 免シ、其忌中明ハ祝言ノ座ニ行キテ快ク歌三味線 参ニ懈リ花香乏ク、甚シテハ家内ニ高笑ヒ又ハ鳴物 ス、形容不枯槁、纔五十日ノ内ニモ他人号精進落ハ、 孝ノ間ヲ合スルヨト見レバ、父母死シテ顔色憔悴セ 是二落込ミテ、手足ノ行不廻カケニタヲレ入カ如ク、 者ヲ欺ナリ、 共、又目ニテ見明ラメテ行ニ不替ト思へリ、於此学 フテ国ノ産物ヲ猥ニシテ我カ懇志ト云、如此ノ類ニ ノ色ニ迷ハズカト思ヘハ、変ニ処スレハ他ノ妻女ニ ムマムマト魚類ヲ喰ヒ、一年モ不過ニ朝夕ノ拝礼墓 或ハ月見・花見ノ遊ヲ催ス、此人又ハ常ハ妻妾 然ルニ案ニ相違シ平地ノ末ニ淵アレバ 是皆学 風俗ニ · 今 併 ヲ

ラ先祖へノ孝行、子孫繁昌ノ本原也、

ナレバ行事速ニシテ白日月夜ニモ不替トヲモヘリ、

学問ヲ不致シテハ道理ニ合スル事ハ如何ニ求テモ不 劣レリトイヘトモ、上工ニ従テ道ヲ伝ユルトキハ、 シテ、箱ヲ作リ細キ家ヲモ作ヌベシ、然トモ不数ハ 公ヨリ大公カ兵法ヲ伝テ高祖ヲ輔ケ、 トキハ、天下ノ政ニ与ルベシ、張良カ敏ナルモ黄石 算器・墨・曲尺ヲ不持シテ其教ヲ伝ヘタル志ヲ得ル 成也、気稟不敏ナリト云トモ、実ニ学問シテ政事ノ 墨・曲尺ヲモ不持ハ天下ノ政道ニ与ルコトハ決テ不 ナル人ハ小事ヲハ治ムヘシ、然トモ治道ノ算器 神社仏閣天首九重ノ堂ヲモ作ルヘシ、世事ニ気稟敏 大ナル箱、又ハ百帖トナル家ヲ不可作、資稟此人ニ 数ノ気質劣リタリト云トモ、算数ノ道ニ達スルトキ 資敏ナリト云トモ、数ノ道ヲ不知故也、此人ヨリ算 モ天下ノ大事ノ算数ニ与ルベカラス、是数ノ道ニハ 成、其故ハ、コ、ニ人アラン、胸算ニ達タリト云ト ハ天下ノ算数ヲ究ベシ、又気質細工大工ノ方ニ敏ニ 扁鵲カ賢ナル

古来今遠近大小替ル不可也、

一爰二上工ノ弟子二人アラン、一人ハ才美ニシテ不残道ヲ伝テ大内裏ヲモ可作、一人ハ才不美ニシテ書院ヲモ不能作、然トモ此人工ノ道ヲ不得ハ不能作草庵、ヲモ不能作、然トモ此人工ノ道ヲ不得ハ不能作草庵、ヲモ不此人、中品ノ人学問セバ上品ノ人ノオ智並ベシ、ア・大人の裏ヲモ可作、一人ハオ美ニシテ不残で、一分・大人の表ニ処スルニハ独リ学者ノカラノミ能不迷れ、

俄ニ是ヲ難令成強剛、勇者ニハ和ハ教へ安シ、強幼少ヨリ儒ヲノミ学フ人ハ和ニ流レテ武勇ニ薄ク、扨儒ノ講釈ヲモ聞ベシ、後々ハ自然ト仁心ヲ生ス、扨儒ノ講釈ヲモ聞ベシ、後々ハ自然ト仁心ヲ生ス、ニハ幼少ヨリ忠信ヲ守リ、経書ヲ素読シ、第一軍書

テ外形チ賤カラン、名儒モ作座進退賤シテハ不行処不為ハ、壮年ヨリ以後ハ故実ヲ学トモ理屈ノミヲ云

ニ至マテ浄ヨクシテ、仮ニモ穢シムル事無ルベシ、士ハ君ノ側ニ不勤ノ人モ常ニ垢離ノ行水シ、衣裳類アル也、

知ラル、ト、示現流ノ師二代目東郷肥前重方ノ常ニキ急事モ到来スレバ越度ニ及也、人ノ嗜ノ程帯ニテ帯ハ毎モ堅固ニ可為也、我カ家内ニテモ帯ノ緩キト

月代セシムベシ、髪ハ毎日早朝ニ可維ナリ、

月代モ勤アル人隔日、無勤人トテモ隔々日ニハ必ス

無用心ナリ、子弟ヲ誠ル処ナリトゾ、夜寝ルトキ帯ヲ解テ寝、甚

武士ノ脇差ヲ抜テ不差処ハ伊勢流ニハ三所也、此外

Eフ給出スル時ニッ、借ノ寝テ居Eフトキ、ラス、何レモ急事ニ応スル程ニ召置ベシ君ノ風呂ニ入アス、何レモ急事ニ応スル程ニ召置ベシカノ庭ニッ、ハ何レノ処ニモ差ベシ、家内ニテモ遠クハナスヘカ

物申ス時モ脇差ヲ取、扇子ヲモ抜テ手ヲ突テ申スベ父母兄ナト在スニハ脇差ヲ指間敷也、晴レノ座外ハ三ッ、合三所ナリ、朋友ニモ如此ナルヘシ玉フ給仕スル時ニッ、君ノ寝テ居玉フトキ、

伊勢・小笠原流ノ故実ヲ学ベシ、内仁勇ニシテ外和

コレ小学洒掃応対ノ教ニ近シ、是モ幼少ヨリ

キ也、

晴レノ時ハ扇子計抜テ慇懃ニ物申ベキ也、

勇・剛明ニアラサレバ聖賢ノ道モ不行也

ト同シ、

止ナキ貴人高位ニハ父ト同前タルベシ、父ハ一等尊(▽▽)

ケレハ衆人ノ尊敬ニ従フベシ、

若幕越ナトヨリ御前ヲ伺ハヾ、座シ手ヲ突テ伺フベ勤ニテ人ノ進退ノ間ヲ見合、君ノ御前ニ出ル節ナト、

3

後ロヲ向テ座シ申間敷ナリ、イク重モ隔ラバ依時苦一幕越亦ハ障子・襖越ニテモ、君ノ御座ナサル、方ニ母ニモ亦如此、仮ニモ君父ノ心ヲ動スナリ、可敬、一君ノ御座近クシテ高ク騒ガシク物云フベカラズ、父

シカル間敷哉、

類至テ小事タリトイヘトモ、刃ノ向フ処大也、可謹座成サルトキハ、刃ヲ壁襖ニ向フベカラス、如此ノテ置モノ也、然レトモ所ニ依リ次ノ座ナトニ君父御母モ又同前タルベシ、刀ヲ置ニハ壁ノ方ニ刃ヲ向ケ御前ノ方ニ、刀・弓・鉄砲鋒先遠慮シテ可置也、父

向ケザルヲ以テ故実トス、

処也、

故ニ君父ノ前ニテ進退スル時、

仮ニモ鞘尻

衆人ノ中ニテ弓ノ素引、鉄砲ノ素様スル、右ノ心得

同前タルベシ、

我カ家ニ武具モ飾モ右ノ心得有ベシ、

父母ノ居所モ

ラス、旅宿ニ寝ルトモ如此ナルヘシ、君ノ御先祖ノ仮ニ足ヲ出ストモ君ノ御城、父ノ方ヲスソニスベカ

御廟所、我カ先祖ノ墓所同前タルヘシ、

拝、故君ノ筆跡ヲ拝スルニモ可有敬也、君ヨリ御書ヲ頂戴セバ、浴シテ朝服シ、

拝シテ可

一父母ノ尊書ハ手洗ヲツカイ、襟ヲ正シテ拝シテ可読

節有ルノ尊書ハ、御書ニ同シカルベシ、

我家内ニテモ父母ノ在座ヲ後ニシテ座スベ

カラス、

ニテモ君ノ御所ニモ後ヲ不可向、常々仮ニモ後ヲ向ノ時宜ニ依ベシ、家内ニテ父母ニ後ヲ向ス、人ハ何タルヘシ、然レトモ書ヲ読カ客ニ対スル時ハ、其時家ヲ作ニモ此心得シテ作ルベシ、先祖ノ位牌モ同前家ヲ作ニモ此心得シテ作ルベシ、先祖ノ位牌モ同前

朝毎二可拝父母、

スハ如何変ニモ後ヲ向ケザルヘキナリ、

尽ノ力ラ爰ニ用ノ処ナリ、是ニ不念ニシテハ一世ノ

病家へ見舞ハヾ、仮令軽キ病人ニテ高咄ヲ不嫌トテ 精力何レノ処ニカ用ヒン、

且病人ノ可嫌事ヲ云ベカラサルナリ、 モ、物ヲ高云間敷事ナリ、大形ニ見ユルモノナリ、

床ニ臥タル病人ノアル座ニ入ル敷、側ニ寄ラバ脇差 ヲ取ベシ、指ナガラ入歟、側ニ寄ルハ無礼ナリ、 武

道無鍛練ナリ

苦シ、 亭主脇差ヲ差サズハ客モ可抜置、暫ノ応対ニハ差居 テモ不苦、然ルニ不付気シテハ差ナガラ居ル、甚見

御家ノ御側廻衆 相違スト云ベシ、是治世ノ長短ニ依也、 リ、甚フシテハ番頭・用人衆ニモ右ニ同シ、故実ニ 大御目付衆ノ宅へ見舞ノ人、次ノ間ニ脇差ヲ抜置ナ 成リシトソ、其風下ニ移リ、御一門ヲ初メ御家老 吉貴公御時ヨリ御給仕ナトノ節障ケル、故ニ差サス 綱貴公御代マテハ脇差ヲ差ケルヲ、 綱貴公·

人ノ君タルノ人側廻ノ面々雖為無刀、悪心有ル者ハ、

吉貴公地ヲ替玉ハヾ同シカルベシ、是世ノ勢也、

懐剣ノ四五寸アルニテ如何ナル害ヲ成スベキモシラ 剣戟ノ中ニ居ル如ク常ニ用心有べキ儀ナリ、 側

廻ニ勤ルノ士ハ君ニ向フ事ヲ忘ベカラズ、

我カ朋友ニハ時ニ依如右有ベシ、同国ノ者ニテモ格 乱酒ノトキトハ脇差モ自分居ル処ヨリ隔ル儀モ有ナ 目ニ不立ヨウニ本ノ座ニ帰カ、又ハ脇差ヲ可取寄也、 IJ 如此ノトキハ有処ニ気ヲ可付ナリ、時ニ依テハ

ノ下リ者ニハ如右ノ不嗜可有儀ニアラス、矧哉他国

我カ脇差間遠ク有之時ハ其座ニアル器ニ気ヲ付居、 急事モアラバ其持チテ変ニ応スベキ、

二於テヲヤ、

刀ヲ吟味セバ先不折処ヲ可吟味、次ニ不曲処ヲ可吟 当リ、或ハ鎗ノ身、長刀ノ穂ニ当リ、 ラズヲ大形吟味シ、 モ、早ク折レナバ何ノ詮カアラン、 曲ツセハ刀用ニ不立也、仮令二ツ胴ヲ通ル刀タリト 味、次ニ切ヲ可吟味、其故ハ、勝レタル剣術者ノ外 ハ始ヨリ敵ノ肉身ヲ切ル事アタハズ、或ハ刀ノ刃ニ 切ヲノミ吟味スルハ武道無案内 然ルニ不折マガ ハツミニ折ツ

刀ノ作ヲノミ好ハ、人ニ可驕ノ私心ナリ

刀ノ刃ハ年ニ両度ヅ、付テモヨシ、久シク成レハ刃 マロフ也、或ハ大刃ヲ付、或ハ小刃ヲツケ互ニ可為

也、然トモ小キ刃ハ大刃ニ不及、尤、刃肉悪ク成テ ハ研ベシ、刃ハ切先七八寸ヨリ先ニ付ベシ、其レヨ

リ本ノ方ハ刃ヲ引テ指タキモノ也、本ノ打ハ役ニ不 立也、尤、可為付廻シ、

脇差ノ長サハ一尺三寸ヲ善トスト也、強テ一尺五寸 迄ハ善シ、一尺五寸ヨリ長ケレバ急事不応トソ、

片手打ニハー尺五寸ヨリ延タルハ切先ノ打不強ナリ、 一尺七八寸ノ脇差ハ諸手打ノ柄ニ可拵ナリ、

中納言家久公御脇差長サー尺五寸、貞宗銘有ノ勝レ タル大出来モノ御拵ノ時、長サノ儀ヲ御師匠示現流

ノ元祖東郷肥前守重位ニ御尋ノ時、一尺三寸ト申上

ラレシマ、二寸御摺上遊レシトソ、

替々て用べし、

刀ハ二尺三寸ヲ善トス、又ハ二尺五寸迄モ善トス、

当時軽き短き刀を老壮共に指之、我先人之真尊父日 余リ軽キ刀ト短キ刀トヲ好ハ、武道無案内ノ人多シ、 是皆武道ニ名高カリシ古人ノ定ムル処ナリ、

> 見へて善シ、左もなき人ハ、当時太平ののときな れは、武道の心掛を次にし、四体の安佚を専と為る 剣術に名ある人ハ、短き刀を差ても心得有て可用と

に似て悪きと云、尤の事也、

君に奉仕の人は晴れ指の刀無て叶ぬ也、是ハ平日不 名作の刀ニハ却て心ひかる、事あり、 損様に可為格護なり、然とも是を差たる時は薪を差

に当りもすれバ驚く色顕れて見苦し、

たると可存也、左もなけれは心是に引かれ、少し物

如何なる麁相の拵の刀を差たりとも、入念物に当つ 不可なり、

当時の風俗晴れの時ハ短脇差ハ見苦し、兎角一尺六 に長を用れハ、覚す物に当る事あり、依て長短を 七寸の長脇差たるへし、然るに常に短を用馴れて希

諸の芸能ハ不顕を以て善とす、就中武道を顕しぬれ 覆、 は敵儲るに近し、然とも不得止の場にては可顕也、 何の芸にても鍛練して嗜深き時ハ自然と其光耀不可 鍛練有とも嗜忽なれハ無光耀、仮令ハ爰に二人

所歌人ハ不知、武篇者の嗜所茶人ハ不知、学者の楽嗜処も不精微也、譬ハ人より船なとのようの物に引道に無鍛練にしてハ嗜の精微を不知也、不知れは其大酒、是ハ無鍛練なれとも有嗜と云へし、然とも其大酒、是ハ無鍛練有て無嗜也、一人無芸なれとも不を飲む、是ハ鍛練有て無嗜也、一人無芸なれとも不

の士あらん、一人ハ剣術を鍛練したる也、然共大酒

処小人ハ不知

此の人はいと見苦し、
な業で不歎美、可欠をも傍の人を兼で不欠有也、如を兼で不歎美、可欠をも傍の人を兼で不欠有也、如都で勇なき人ハ、人の芸能・才智の可歎美を傍の人

いとおかし、

ましき也、然に左まて無きを事々しく云をかし、然人と応対いたすにも要の処に心を入、是に挨拶を洩

に要の処又年号・月日・時・所・人名なとを一二反 (返ヵ)

も戻して聞き、善きに挨拶するハ見よき者也

の事不合処にて、当季の咄たるへし、其外の事人の咄にはいつも義理・忠孝亦ハ芸才を為すべし、如此

咄さバ善に可合、我より云ましき也

を忘る、咄ハ為ましき也、客の勝手見舞の時ハ面白噺の人の其れに染入り、彼病人の看病いたす時か又ハ何その相談する時か、珍

慰るには左も有ぬべし、おかしき物語をや、深く可謹也、時に依主しの心を家主の憂ふ時ハ、つゝりたる咄ハ可為無用也、矧や

可成か、又ハ客に断て令帰て後其事を可成也、客是に劣る人あり、是甚無礼也、私や客人に何の心かあらん、如此の時ハ猶善クに挨拶し、客の帰るを待てらん、如此の時ハ猶善クに挨拶し、客の帰るを待ているのに残る人あり、是甚無礼也、私や客人に何の心かあい。

L: ハン、 知らは何ぞ恨ん、其后其客の許に行て謝之、何ぞ無

当輩より以上をや、も逢て可帰、其后此方より申遣して可令来也、矧や一我より位卑き人にても取次して来らは、可断客にて

得、深く可謝之、の如く成へし、志シありて来れる客にハ其志をくま我れ淋しき時客来れハ甚悦有人、是も不宜也、平常

一寒天雨の夜一会を催し客来る時、主甚悦ふ体又面白

客の帰る時ハ其座にて送るあり、三の間まて送るあく慇懃丁寧に応対し、始より其人落付よふに為也、きハ、少々の不快にも頭を押へて起出、面色閨はしき、少々の不快にも頭を押へて起出、面色閨はし我一家の内なとにて老人か亦ハ我か可尊敬人来ると

もかなひかたきには、仮令我か普代の臣下たりとも、又ハ事の宜きに依へし、老人なとの再ひ又来るへき

り、庭迄送るあり、門迄送るあり、其人の位の高下

何そにつき不行して不叶人の許には則可行、何の障庭・門迄送りて帰るを迎へ候、又礼也、

可成ほど早く内二入らしむべき、自分則難逢ハ取次の成ほど早く内二入らしむべき、自分則難逢ハ取次と無きに、心に掛ながら是を兎や角と心掛る、甚愚なり、扨隙明て則行キ此事を云述れハ、礼義の甚愚なり、扨隙明で則行キ此事を云述れハ、礼義の甚愚なり、扨隙明で則行キ此事を云述れハ、礼義の甚愚なり、扨除明で則行とおもひ果して可不以無礼也、愚痴也、

風呂入・鍼治・灸治の外ハ可為事に非す、

の類従容と目に立ぬ様に有べき、如此小事をするを然といへとも主実に留い時宜にしたかふべし、如此我他に行、亭主隙入の様子を見取らバ早く帰るべき、

寛大の気象といふ、物毎精く気を着て人より気の着すと見らるゝ、色に出したる顔なるを小作者といふ、

是を

からす、中庸の庸徳之レ行庸の言之レ謹の句、如此心不向とて疎遠に成すと、又心合時ハ親く近々と物語なといたし、心合ぬときは疎らしく物云ふ類の人ハ、軽薄にして心不治の人也、如此の人ハ油断すべい。軽薄にして心不治の人也、如此の点とて繁々行、親類・朋友其外人の許に行に、我心向ふとて繁々行、

の類意入レて味ふべし、

至で公界の座又ハ鬧敷所にて能く覚る心不落着不能的家の造作、其より家の向キ、庭の広狭の間数、木り家の造作、其より家の向キ、庭の広狭の間数、木石の新古に気を付べし、断理の献立も此類を以て気を付へし、后に人の間し時、其知へきをしらず、大を付へし、后に人の間し時、其知へきをしらず、大を付へし、后に人の間し時、其知へきをしらず、大人の許に行てハ先ツ床の掛物と活花に気を付へし、人の許に行てハ先ツ床の掛物と活花に気を付へし、人の許に行てハ先ツ床の掛物と活花に気を付へし、

又相客・亭主に依てハ無礼に成り、 に従ふへし、高座は云におよばず、余り末席を好むに従ふへし、高座は云におよばず、余り末席を好むに従ふへし、高座は云におよばず、余り末席を好むとを考、不高又ハ余り不卑如くに座すべし、后幾度

と云々

べからす、古人を歎称せバ今を云べからす、座中如からす、一流の勝れたるを云ハ、一流の劣れるを云衆人の中にてハ、鎗術の妙を語らバ剣術の論に及べ

面白きと思ハる、を語り、七より十迄ハ人に譲るへ是も語通すハ悪し、、其内五六事、時に応して殊に我存たる事也とて、年増の人も有に一より十迄彼も

何なる人かあらん、争の端也

多し、然し時宜にしたかふへし、

し、余り物知りと人より被見も悪しゝ、且多言ハ費

といはる、悪シ、只今の事に処する義理の善悪又ハ

考なと、擯拶して止べし、学力不足バ如何なる誤あ らん知れす、矧や誤を覚に於をや、 二度三度ハ和らかに是を申出し、猶人不覚ハ又も可 き説に従ふべし、初学の人ハ譬ハ正説を見得たり共 不立、我見所に失ありて其を覚らハ、忽非折て正し と成の媒にてあし、、如此の節ハ先止むへし、以後 座久しく及義論時ハ互に声色高く、言語雑して諍論 其云事間に失有つて不通にも、其人に抑れて善と見 然とも弁舌能き人、覚へ強き人、学力増たる人には 申出すべけれ、誤と知ながら其を云出者ハあらし、 我が見る処を不扣申分つへし、各初は善と見てこそ に静に又善悪を定治すへし、学力増たる人ほど私を て其れに従ふあり、是大に諂ふの端にて甚悪しゝ、

道理の詮義にて毎夜~~義論に習たる人ハ、人に依 平和の事にハ人と争ふへからす、道理すき理屈すき て常に諍論数奇に成り、平日平和の交にも何事に不 少の事にも理強く物を争ふ者也、是甚悪し、、

> 何事に不依物理ハ天より知り下へし、左も無れは物 物毎に大本理の源よりいやと不云処より弁を付て申 理を取違ふへし、粗其故を記さん、天地ハ人の源也、 明もの也、能々思ふべし、十四五、廿歳の時より手 出しても気滞り弁不達して、人に不徹して善も不分 に書を離さずして、四十五十に不至バ俄に不至此、 出すへし、人是を屈曲する事不能者也、 武士の及恥辱類は格別也、

の善悪を致吟味善に進なり、如此の砌ハ少も無容捨

族にてハ父方を重とし母方を軽とす、父の兄姉と父 すれハ父なる人一人男子を生して死しなハ末子なく 理の究る処に心を不寄なり、礼を以て論すれ を知れども、然れともいやても其如く行はねバ不成 先祖ハ父母の源也、父母ハ我源也、君ハ我を養ふ、 日にても先立て生れしを兄として、崇敬の義を以論 軽とす、凡世上の人嫡子を尊ひ、末子を尊バざる事 いへ共、時に依てハ父の兄姉を重とし、父の弟妹を の弟妹と共に、我か伯父・伯母・叔父・叔母たりと バ母なし、故に父母には雖無軽重至於祖父以下の親 因て君父ハ軽重なし、父有て母あり、父妻を迎され 理の正ハ見

父・伯母と父の弟妹の伯父・伯母とを我れ是を親愛理に悖へり、これに依て見る時ハ、父の兄姉の伯 の人也、 友ハ我君に仕へ君を輔け、時に依てハ君の死に替る 姉の子孫を並の親族と同ふす、本を不知為へし、朋 孫ハ嫡家と称して是を崇敬する事を知れとも、父の るハ、是亦天理に悖へり、当時の風俗、父の兄の子 門縁家の交に親疎の位を察すへし、然るに是を察せ の時ハおのつから軽重の品有へし、是より推して一 たる人と父の弟にて伯父母たる人と対して、是仕へ 崇敬するに厚薄なしといへとも、父の兄にて伯父母 理を知らずして末子を愛し長子を次にする事、甚天 もふへからず、大節親切におもふへき儀也、父も此 我も子なり我も子也、前後の替有而已と是を軽くお 子孫、父幸にして長生すれハこそ段々子をも生すれ て死する時ハ、其女子に聟養子して先祖の血筋を伝 考の家を継て無窮之子孫に譲る、一人の女子を生し すして我気に合たるを親ミ、気に合ハざるを疎んす 臣下ハ我に仕へ我を輔け、時に依てハ我死

> に替る者也、然るに朋友と臣下と対して事を仕出す らん事を求む、是天理に悖へり、譬ハ朋友に過有も らん事を求む、是天理に悖へり、譬ハ朋友に過有も 事の起り軽儀ならバ、臣下に負せて朋友の恥を覆ふ へし、是我に於てハ朋友ハ疎く臣下ハ親といへ共、 を我臣下に悪あるをや、如此類不可勝計、推て可察、 や我臣下に悪あるをや、如此類不可勝計、推て可察、 に父・叔父の所に一時に水火盗賊等の難到来して、 これを救はゞ、伯父の所に自身行き、叔父の所に弟 や子を可令行也、伯父ハ難を防くに便り有り、叔父 か難を防くに便なく、子弟引列自身叔父の難を可救、 の難を防くに便なく、子弟引列自身叔父の難を可救、 に替る者也、然るに朋友と臣下と対して事を仕出す

れか為に心引れ、気に布る、ものなり、譬ハ爰に盗すぼも勿らしむべし、髪毛の柱も羈さる、時ハ、こ心にて決し去る事ハ、火にて藁を焼か如く、焼残る物の理を見る事ハ甚分明ならしむへし、理を見分て物の理を見る事ハ甚分明ならしむへし、理を見分て

類ひ物毎に有へし、平日無事の時不思之臨時可惑、

心与気弁

十五条

して、一人の子の知を以て君に仕へ、家を治め、

祖

とも心気ハ共に養ふへき事也、其故ハ、心羈無れバ 気也、 去る、 心気強大ならざれバ誠敬をも持シがたし、女色・飲 けたる也、 食・金銀・名利の欲の為に人の心気の猥に動く事 に酒にて羈無く成るべからす、是ハ酒気にて心を助 たる時盗こぶ落掛るとも事ともすべからす、是心俄 る人酒を盃にて七ツ八ツも飲て、些酔て気先太く成 酒ハ気を強く大に成らしむ物也、右の盗こぶにおぢ 気も是につれて強大に成と計思ふへからず、其故ハ、 はしか犬に如此気後れなば、業後るべきなり、然れ 事にも推ておもふへし、敵にハ云に不及、人突牛・ 竟する処心にもへすほ残る故也、此一件を以て外の 心にも渡らさる間に気にて我不知に、あつと後に飛 て居らる、時、膝元に上より大盗蜘蛛落掛る、に、 なしとおもふ処に、夏の比にても灯の本にて書見入 恐る、ハ残念なる事と心に執行し、最早恐る、心ハ 如此飛去ほとに気周章ハ暫ハ心も難静、 扨跡達て心に渡るなり、此飛去る処ハ一円に 因て心と気とは不偏より執行すへし、此

> りも著るし、 言語・容貌の間に顕然として、盗こぶを見て飛立よ

蜘蛛に恐るゝ人あらんに、此さゝいなる小虫におち

明なれい自然と物に不屈、不屈自ら貴人・有徳の人 心起て甚道に害をなす、敬を以て気を静め、常心強 とも心の屈するを、或ハ大将の言葉の再拝、或ハ味(深麗カ) 学問をいたし気質を令変化、少しにても人品 用ゆべし、心迄人を軽むする時ハ人に無礼をし、 軽見て気を張立べし、扨心にはしつと引しめ敬謹を ても心屈す気を以て、譬ハ貴人・有徳列座成とも、(せ殿カ) 方の強兵・勇士にもミ立られて心勇むハ気也、 に成行ハ心也、此心善に向ふといへ共羈さる、の心 満、しかし如此の類平日横座のはたにて執行し、 以て云ハヾ、口鼻の息を静にし、 さるものハ我心重而彼レ軽し、気を張ると云を形を といへとも是をなして心に屈せざるなり、心に屈せ の類いつも気を張立べし、或ハ衆人広座公界の場に 小勢にて百万の大敵に向ふとき、死を決するといえ あるハ気餓る故也、浩然の気ハ俄に及ひ難し、譬ハ 可恥の甚しき物也 臍の下に気を可令 の高か 如此

之時にのそむて自ら気伸る也

の人ハ嗜の方にも善し、曾我時宗も御所五郎が女装 気澶々として誠に盛なる容貌にて、人を目にも不着 気澶々として誠に盛なる容貌にて、人を目にも不着 の心にて所謂心ハ小ならん事を欲すると同し、如此 の心にて所謂心ハ小ならん事を欲すると同し、如此 の心にて所謂心ハ小ならん事を欲すると同し、如此

東ニ油断して過しなり、

手近く武扁の方よりいへバ、行路にて人に逢時、勇

中の陽也、陰陽の気ハ動静共に不離、暫く離る、時 で気と云、動けバ静まる、静まれハ動く、此動静するもの を気と云、動く気を陽と云、静まる気を陰と云、一 小草の生する地中に其草の生する理あれハ、則己れ に陰陽の気布く、陰陽二気の中に則已に水火木金土 に陰陽の気布く、陰陽二気の中に則已に水火木金土 の気を布く、如此陰陽五行の気聚るや否や小草生す、 生すれは生々して不止、是陽気の動也、然共目を不 生すれは生々して不止、是陽気の動也、然共目を不 とすれば生々して不止、是陽気の動也、然共目を不 とすれば生々して不止、と陽気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と陽気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動也、然共日を不 とすれば生々して不止、と場気の動地、が と云、中の場と、が、中動にして所謂陰

小草枯る、也

文なとを見る時なるへし、気の盛なるとは手近くい

へは武芸也、是を悉く剣術にていはゝ、気滞るとき

高下等の処を指南を得、是を心に練、工夫し不忘ハ、第、我芸の業形・進退・強弱・遅速・曲直・遠近・心より気を尊ふ也、其故ハ、師匠より芸の心術の次ハ業滞る也、剣術者木刀を取て敵に向ふに臨てハ、ハ業滞る也、剣術者木刀を取て敵に向ふに臨てハ、

馬上にても工夫し夢中にて案す、是ハ心也、扨木刀木刀を不握時にて、是ハ衆人と交居の中にても考へ、 、

を取時に此心気に乗入て、鎗の上段に出れハ上段に

留、右を突ハ右を打留、長刀ハ切出さハ切出す、頭下段に出れハ下段に出る頭を打留、左を突ハ左に打出る頭を打留、中段に出れは中段に出る頭を打留、

を打離し突さハ突す、頭を打ひしき払ハヾ払ふ、

頭

248

する者ハ気滞て蹶きたをるゝ也、心気ともに勇壮な て走といへとも、生質柔弱にして、走る内に心退屈 りくらべに負ぬへき事一定なり、心の下知を不受し ハ心に疑ある事を嫌ふて、気の滞らさるを以て善と 気滞る時ハ心に疑なき事あたはさる也、故に万の芸 れバ、気滞て神速の間に応する事不能、業不至して す、此早き処ハ気に属する也、然とも心に少も疑あ に神速なる処ハ、中々心の下知に因て打留るにあら くハ本首を打抜出さバ抜出す、頭に当り稲妻の如 に打すへ合す、早捨長刀も亦如此に遠くハ踏込、近

友人五六人野原に出、是より彼の松の下まて走くら 其間に上り坂あり、下り坂あり、堀あり、かケあり 足を踏出す処ハ心なり、扨走出て息をも不継走るに、 爰ハ飛下る処如何飛下らんと露思なば、走事滞て走 て心の下知を受、心にて爰ハ岩あり如何よけて行ん、 り、内に是に応して走ハ気也、走る内に気かゞまり 溝あり、岩あり、飛下らるゝ処あり、此走る事速な べせんとて、八九町の間を馳らんに、いさ走らんと

> 然れバ心を乗たる事見つへし、 る者始終不滞して、速に彼の松の下に走着て勝なり、

人の一身ハ気也、気精粋心なり、

石なと如き重き物歟、又ハ手を強く動して直ニ字を 心も怒るか恐るゝかして、其事去りても跡に其気残 書ハ平日の如くならん、是気其処に集るを以て也、

夜陰いか、したる時やらん、心細きようの時あり、

るも又同し、

気の労れたる時か又ハ所から陰気に閉られたる時也 心にて強大令成としても不行時ハ、酒を飲て気を大 に成せハ心も大に成也、是いまだ未熟の人にて、心 是気を助る養の道なり、 て木又ハ岩なとを打べし、 陰気に閉らるゝと見ハ、山中ともならバ真の声を掛 陰気散し気大に成るべし、

心惣して静なる時ハ気心に屈す、 気心の令を聞ときハ、常に気心を助なり、心猥に動 登り、心却て気の為に押へらる、もの也、修行して 不正に成なり、此不正の気ハ心に不属して心の上に いつも心に気を随しめて心を助けしむへし、 心猥に動ときハ気

き人と云へし、す時ハ気心の上に登る事不能、是を動静ともに心静

一何事によらす成せバ彼に障り、不成か是つかへて難 一日いなるへきに決し、一日ハ不成に決しつ、決す る事きれきらすして年月を経れハ、心人有て物を争 ふよふにて、後ハ心気是か為に労し、或心乱れ気欝 いて火と成、腎気乏しく成て労、彼の病発する也、 年若き男女如此の煩ひも発らハ、父母も気の散する 知く為へし、

吟古語古歌前説

思過半数篇可誦。心動ク事有ハ、孟子曰、我善養吾其怒、而観之是非、亦可見外誘之不足悪、而於道亦子之情易発而難制者、惟怒為甚、第能於怒時遽ニ忘子之情易発而難制者、惟怒為甚、第能於怒時遽ニ忘子之情易発而難制者、惟怒為甚、第能於怒時遽ニ忘明の気怠らば仰天、太甲曰、顧諟天之明命数十篇可朝の気怠らば仰天、太甲曰、顧諟天之明命数十篇可朝の気怠らば仰天、太甲曰、顧諟天之明命数十篇可

いにしへの道を聞ても唱ても

民由之、不得志独其行道、富貴不能淫、貧賤不能移、民由之、不得志独其行道、富貴不能淫、貧賤不能移、居天下之広居立天下之正位、行天下之大道、得志与 浩然之気、其為気、至大至剛、以直養無害、則塞天(世脱力) 子曰、不知命無以為君子也ト打吟而此愚なる心を可 乎ト数篇繰反シ一、所に因てハ心中に誦し、閑居 洩り、風吹身寒して心不楽ハ、子曰、賢哉回也、一 言を誦して除之過少し、其外古歌・古詩も宜し、 除、此外当事拙心起らハ、其時良薬ニ可成聖賢の格 其善名顕れ、或ハ世に被用事を露も羨む心起らハ、 ハ、子曰、不怨天不尤人、下学而上達、知我者其天 哉回也ト誦すべし、人我か不知才識して心不平なら 簞食一瓢飲在陋巷、人不堪其憂、回也不改其楽、賢 威武不能屈、此之謂大丈夫ト吟すへし、雨降れバ家 度而後知長短、物皆然、心為甚ト誦而心の行成リニ 地之間可誦。当事疑起らハ、孟子曰、権然後知軽重、 日新公以呂波御詠歌、尤事々ニ宜し、可誦く ニハ高吟して不平の心を除くへし、己れに不如者も 一切両断すべし。人富貴に気抑る、心起らハ、孟子、

でにこそハ高き賤しき その上もハにふの小屋に住人も 我行にせすハかりなし

今日も (〜と学ひをはせてはかなくも明日の命を頼む哉

仏神他にましまさす人よりも

とかありて人をきるとも軽くすな

れいするハ人にするかは人をまたいかす刀ハた、ひとつ也

世に残る名をた、思ふへし楽も苦も時過ぬれハあともなし

昔より道ならすして驕る身の

天のせめにしあハさるハなし

人にまつよくおしへならハせもろく~の国や所の政道ハ

月もほとなく十六夜の空すこしきをたれりともしれミちぬれハすこしくましゃまり

レール 可殺可生ハ彼の咎人の身の上に有り、生す刀も殺す 切ともと仰られしに依て活す心もと有べきに、いか 也、此義二ツ有べからす、只当然に処する而已也、 別て大節に可為との御歌也、就中我に限ある咎人一 字に掛合て宜のミならす、刀ハ敵たる人、咎ある人 す刀もたゝひとつ也と刀の字を出し給ひし処、切の 刀も一ツ刀也、只我心の義に従ふ也、上の句に人を 殺や可生乎ト軽重を定るハ敬也、当然に処するハ義 国に在て是を深く御悪ミ有し故に此御歌も有る也、 世にして犬猫を殺すよりも安し、然るに 日新公戦 にも戦国の砌人を殺す事を名将・忠臣も甚軽す、治 端に怒気を以て殺之、後に悔るの人古今に多し、 し、御作者の思召ハしらねと、是ハ科人を殺す事を 可思、とがありての御詠、若年の人ハ聞にくかるべ 此十首、束の間も忘るましき御詠也、誠に難有御心 人を殺て後悔ゆとも何の詮かあらん、此時に臨て可

以てこれを明善悪知るより我か心の私もあらバ、義がてこれを明善悪知るより我か心の善悪の界不分明、敬をを而已切断もの、刀我が心の善悪の界不入りず、敬を

の刀を以て此私の念を一切両断して、可生置ことの

吟古語古歌後説

家隆卿梅の歌、

梅さく山のミねの春風幾里か月の光りも匂ふらむ

ハ又有べからず、然るに昼も匂ふべきを夜の月に云や見ましと深く感する体にて、広大の趣向梅の歌に切かな、此里にも匂へ、又ハ外の里いく里の月に匂、いく里の人か月の前に此梅か香を賞翫すらん、行ていく里の人か月の前に此梅か香を賞翫すらん、行ていく里の人か月の前に此梅か香を賞翫すらん、行ていた。

よりも夜更人静るころ通れハ、気を着すして急く道と三本咲所あり、昼ハ心を着ても深く不匂、夜も宵

ひ述たるハいかんと思ふに、我が憐に行路近く二本

に因て見るに、家隆卿も昼ハ陽気にて人も世事に障にも匂ひ甚深くして、暫く此陰に不立留ハなし、是よりも夜更人散るころ通れハー気を着すして急く道

にて、静に身の暇もあれハ月の光をも染々と見るに、

己か十分の匂ひをけをされしに、夜は人の心も陰気られ、善を養ふ暇なきが如く、梅の匂も大陽の気に

潤色を添へ、己が性分を夜気に養より匂も増りしを光耀天晴にさらぬたにあくかれぬべきを、梅も露に

春風の吹か便りに遠く匂の及ふ処を見出して、月の陰分に閑られて猶木の本にのミ匂のたゝよいしを、

白日の如し、 と云所を、 悪心も又夜顕るゝ也、 年に福人の如不知凶年、於此其人の善悪顕也、 所の陰気を引入べき悪気なく、 こ、におひて其人の悪臆の気顕然たり、 を我悪気に引入、我陰気を所の悪気に引出すなり、 木ハ大大伏と見へて、気も魂も消る也、 右の恐しき処を通れハ、白き石ハ幽霊と見へ、黒き も同く緩々と通る也、 かにゆるく、と通る也、 悪の陰気を屈せしむる、 くて止也、 昼ハ大陽の気にて善ハ弥善にして、悪も悪を施かた も非す、善悪の理共に夜陰に其験よくあらハるゝ也 夜にしてしかも月の前にいはれし処、 色にていく里匂ふらんとあらハ実理に叶ふ間敷を、 へし、是よりしておもふに、 昼通る時大陽の気我が善の陽気を助て我 人我気に悪有て臆病なる人も兼て恐しき 心安らかにゆる~~と通る、 是善悪勇臆不顕也、 大酒も夜甚して病を発し、 我気に悪無して勇壮なる人 故に恐しさを忘れて心安ら 独り梅の匂ひのミにし 可引出陰気なくして 作者の力なる 勇壮の人ハ 是所の陰気 譬へハ凶 夜臆病人 人の 色

光りに匂ふらんとよまれし、

殊勝と云べ

Ļ

昼の顔

増り、 に、 帯ひ、己レか本分の匂を顕し、 方増レり、夜灯して見是時ハ彼の消目・ 不動心而渡、 栖居も夜こそ善ハ益 有とミへて、作花に似たるべくもなくやさし、 分明にしていと愛なし、草花ハ草深き垣根に花露を 作り華も植捨たる草華と是を昼見るときハ、 の善悪も夜の心に精く、五音の清濁も夜の耳に分明 室婬乱の心を生せす、闇き道にて得金玉いへ共為是 深更迄独り灯の本に文を学ひ、美婦人といへとも同 の善心も又夜顕る、也、 欲も夜甚して他婦通す、 焼物の香も夜こそ美悪いちしるしけれ、 病盛なる時ハ夜痛、 其主喜楽の心も夜増り、憂患の心も夜 々ス善に、悪ハ益々悪くミゆ(箭カ) 昼ハ公私に暇なくして、 欲心も夜甚して盗賊す、 病愈る時ハ夜快シ、 実に物云んばかり心 継目 作華の 美しき 人の 五味 切目 夜 人

信仰して毎月待れしに、いつも月待の夜ハ嫡子藤兵家久公御剣術の御師範東郷肥前守平重位、廿六夜を

顕るゝとぞ、

むかし

長ケも知らる、是のミならず人の芸能も又ハ夜善悪人の才智・学識も夜しめやかにうち物語してぞ其程

緊要子弟訓卷之第一

此二人世に知る処ノ上手成けれハ、九ツ八ツの比迄 不交、宵より月出る迄表より奥意迄不残稽古有しに、 衛重方、高弟薬丸大炊兵衛兼貞唯二人にして他人を

ハ昼にも位替らざりしかど、八ツ半七ツの前にも成

る様に見へし故、其時ハ重位、夫にてハなし、サア ぬれハ、重位の高き目より陰気に閉られて、さへざ

両人の心に陽気発し、兵法如白日位能成りしとなり、 出せとてしくづして見せられしに、其気に陰気散し

気に閉らる、事無りしと也、昼の稽古には重位にも 此一夜の稽古並の一月にも増り、後々ハ両人兵法陰

さのミ不劣見えしかど、夜いたく更ぬれハ如是甚劣 しとや、至此重位の兵法ハ善尽美尽せり顕はれ、両

一細の技芸皆如此、因之謡・浄溜浬夜更寒声をとり、(瑠璃カ) 人の兵法ハ美尽せり、未善尽の処顕はれさりし也、

琴の琵琶・三味線夜更に弾を善とす、学者も夜更人

故に の章を出せり、天下国家の主、士太夫の政事に預る 静りて書を読、道理を考、心を治を善とすへし、是 日新公も波の夜こそと仰られ、孟子にも夜気

の人、尤、夜気の心の向処、下万民の安危ニ掛る乎、

緊要子第訓卷之第二

目録

長語三篇

有勇才士而知正道之有無真偽 糺明罰穿鑿虚実

自明明徳至天下平

短語

五十章

緊要子第訓卷之第二

短語

先祖の墓所、是亦不忘毎日ほどに花水を奉り掃除せ 尊父母・先人并先祖へ奉る花香毎朝奉るへし、氏神 にも花香懈るべからす、豺獺さへ報本と云へり、

ハ、水ひき風止と則見せしむへし、しむへし、且大水大風の節ハ其時見せしむる事不能

一人の所に行かは、何より仏壇の花と床の活花とに気

し、墓所もあれたると掃除したるとにて、其子孫のの花くらへ仏壇の花古くハ孝心のうすき人としるへを付へし、共にかれたらバ大形の人と云るべし、床

一出火の節、亡父母の位牌焼きたらハ、存生の父母を孝心を見るへし、

一あらたに父母に後てハ其悲歎置听なし、年月漬れご焼たるとおもふへし、

ぜは何れの心も替るべし、此情うすくなる、此を薄なすへからず、此心さへ変出情うすくなる、此を薄なすへからず、此心さへ変一あらたに父母に後てハ其悲歎置所なし、年月積れバ

を喰とき君の恩を思ひ、面を洗ひ髪を結ふ時父母のざに交る身ハさほとに至るへからす、依て朝夕の食一君父の恩ハ片時も忘るべからす、然れ共凡人の事わ

恩を思ふへし

もひ慕ふへし、殊に正忌日には言語をも高くせす、祝言の所などに行へき儀にあらず、先人の容貌をお父母の忌日には美食を喰せず、家内鳴物を止へし、

太くして、酒を盛て酔を進め舞踊らむ計は不孝と云称し、兄弟・親類を集るハよけれとも、菓子に腹を閑に居して涙落計思ひ慕ふへし、当国の風俗茶立と

へし、

自然に費を不致、子弟をもよく教へし、

行、是の心入を味へバ、存生の時よりも亡し玉ての父母の志に叶ふへしと思をハ行ひ、不叶と思をバ不し父母に後れてハ、存生の時に父母の志をよく孝へて、(**)

さかふ事にても諫て致す義と思をハ可行也、一生此後ハ存し給ふ時よりも慎の心ある也、義に於て心に

朝夕霊前花香を奉手向、朝服して霊を九拝すとも我心を用へし、是に不敬して常に父母の心にたがはゞ、

心も恥しく、豈誠可通哉、

衰へ病発りなバ志空しく成るべし、然に是を知ながに保養に油断なく薬用すへし、左なくして一端に気人ハ身強とても忠孝・学文・武芸に志深からバ、常

人ハ俄に如何なる大事到来すとも、快く之を可処様ら不慎ハ忠孝の志浅故也、味ふへし、

文字の労に心気屈し居てハ精力不及をはいか、せん、 に英気を養居べき也、学問を致す人是を不思、常に

家の事ハ肝要なる処を自ら計らひ、余ハ妻子に任せ 不及を精力つゞかずして仕損をハあに恨ずや、

おくへし、細事の末々まで手づからなさは、気費て

我に事あらバ、人の上にありし類を以我其時よそよ 一道の成就かたからん、

に有し類を以て考へ、其時我心かく有しと喜し事欲 りかく思ひしと考へ、人の上に事あらバ、我身の上 し、殊に体忍して人の上を察し合せ味ふへし、左な

を処するに失多して物我隔也 けれハ、常に人の上ハ軽く我上ハ重く思はれて、事

召仕の男女老たるハ老たるに仕、壮なるハ壮なるに べからす、内には慈愛の心安余ありと云共外威厳を 仕、幼なるハ幼なるに仕、人の子なるといふを忘る

愛の心なけれハ人不心服、厳威なけれハ不恐、常に 怒時ハ恨を生して不服 用ひ、常に気にさかひぬとも毎々怒るへからす、慈

人を怒るには夏天に夕立のする如くあるへし、怒気

れを制止する時に善悪の中道を考へし、余り敏速に の生する時制之、猶止事を不得ときハ怒るへし、其

発して、或者過きて後悔し、或ハ彼に理あるに閉口 の写るが如し、ひろりとする処に応していやといわ する、見苦し、平日学処此あり、善悪の理ハ鏡に物

れん処より言葉を発すへし、此に闇けれは我に理あ

たらしきハ男子の勇にあらす、 るも無かごとし、密に言厳ならされハ彼不服、なが

細々の器・楊子の類に至るまで平日置処を究め、 にをき此にをき、時あつて置処を忘れて尋求む、行 彼

義なくして見苦し

末々の家財まても一帳に是を記置へし、軽き器とて も父母の作か又者先祖譲のものはよくに格護すへし、

人に進め与ゆるものハ、すこしき多き方と思へハ大 形適中せん、少き方と思ふハ究て少き也、人を招請 借たるものハ入用すむと則返すへし、

人の喜ひ我名聞を求べからす、 り安し、多きをハ辞之、雖然事の位より多く与へて、 して馳走も同之、人より我に与ゆるもの、多少ハ知 づゞまやかにいたさバ、金五拾両百両の勤ハ二百石 或ハ碁・将碁・鳴物・遊興を愛し、或ハ釣・狩・勝 弐百石に四拾石、 民の目を驚ハ拙なき心入れと云へし、百石に弐拾石 云へし、身を徒にしてハ悪名を残し、美麗を好て愚 取納帳に残る計也、誠に武士の心掛なく不忠不孝と 秘蔵せし珍器を下に売のけ、昔の高ハ名寄帳の写、 以前に不替して、後々ハ家の武具・馬具、親先祖 は音信・贈答・礼義をもかくといへと、内証の費ハ る事不能して、高役奉公仰付らる、時ハ作病をかま れは、最早他借に及ぶといへと、風儀を質素に変す 取勢にて兎角する内に、少にても臨時の物入も出来 紙に至まて美を極めんと欲シ、上に化するの下なれ 負・角力を翫ひ、妻妾ハ衣類・帯・櫛・笄より油 へ不勤之、其貞略を用を見るに、親類・朋友の交に より身上衰微いたす也、自ハ酒食・色欲を専とし、 召仕の男女まて一家此風を善とす、一年く一の 年々軍役用に分置て、残りを以成へきほど 千石に弐百石、一万石に二千石 0

て四拾石を軍役にし、百六拾石にてつゞくハ安し、てつゞくハかたし、二百石にて拾二三人の家人にして八九人の家人にシて弐拾石を軍役にし、八拾石に以上の士いと安かるへし、不及其高役をや、百石に

知行高二三百石より以上取るの士ハ、大形内証の驕

に流れやすし、公界に数寄たる人驕に流れ安く、質白を好める人欲

是を不替と思ふハ驕より出る、

の理也、若キ人血気強クして物におされす麁服を用五拾者可以衣帛とあり、矧五拾以上なるを哉、自然て子や孫の花美ある、いと見苦し、子弟にも罪あり、

士、切刃・鎺に金を着て用るを分限相応と定むへし、用るハ費也、銅にて済べしと、理有に似たりといへと孔子服周之冕と賜ひ、朱子注之して加於衆体之上、と孔子服周之冕と賜ひ、朱子注之して加於衆体之上、より推して見れバ、刀ハ日本の今武士の長器にして、より推して見れバ、刀ハ日本の今武士の長器にして、より推して見れバ、刀ハ日本の今武士の長器にして、日の冕の如し、外の器とは違ふへし、百石も取るの関の冕の如し、外の器とは違ふへし、可以の場合の場合である。

縁頭・目貫に金を鏤るハ過たりとせん、

はり、三ツを兼て全きハ甚希也、先祖より伝ハるのして切るれハ用すむ也、古作ハ精ぬけやすく、刃す其故ハ、勝負を決するに作入るべからす、不折不曲へし、作を好ハ人よりよき刀持たらんといはん為也一刀ハ三百年以来を取べし、不折不曲して切る、を用

を大形におもふて義理不明の士ハ愚と云はん、ふへし、然るに刀を大切に格護して常に拭ひ、書籍は此死生を節にするの器、尤大事におも一刀ハ是死生の守り、武士の長器也、甚大切に格護す

古作ハ秘蔵して次にする事なかれ

にてハ、字義ハ委くなるべけれと、我気質のねばき、の盤にして賢人に進むへし、左もなくして只広言迄の盤にし、日夜誦して是を思案工夫し、是を下地可成句を一二句を我胸に記し、拳々服膺して一生不可成句を一二句を我胸に記し、拳々服膺して生不以言と過して我行の力ラに成、良薬に経書を見ハ、一篇見過して我行の力ラに成、良薬に

ほとならバ、何れの処誰が聞ても道理明白に云ひ分 天地の道理其外何事に不依、人の問し時知て答べき 器量のせばきハ不学以前にも不可替

は云べからす、事の咄には人の名文の句、其咄の肝処不慥、適云ふとも不明白して詮なし、不知疑事をつ如くに覚護すべし、此覚護なけれハ見処聞処覚る

真の処を忘れたるハ、其人の品もしられておかしき云出して人に問ハよし、こと~~しく云いてゝ目の要の処を忘れたらハ咄すへからす、時に依てハ片端

此心掛なけれは此答なし、此心掛なくしてハ志のう様に執し学び心掛と可答ように常々覚護あるへし、れの処よりかうつけ徳にそ進やと問ハ、、言下に箇

すき事しれたり、

俄に人より、学問ハ如何ように執られけるや、いつ

もの也

の知給ふ事早く承て覚へぬべし、必他人の物を知れ行も末の年月にあるよりに覚へ、今日を怠るもの也、行末の年月も今日にあり、今日に怠らハ道をほとこすの日なからむ、生るに奉仕の孝道を末に期する内に、父母没玉ハヾ何の詮かあらん、心に知れるの義に、父母没玉ハヾ何の詮かあらん、心に知れるの義に、父母没玉ハヾ何の詮かあらん、心に知れるの義と、父母没玉の人用也とのミ思ふへし、必す身にという。

驚と制すれ共、気動て言語そう~~しく前後し、色

を知れる人あらバ、雨の晴間を待べからす、物毎頼るよりも末を頼て向たてまつらさる者也、其外其事

事あるハあしゝ、

剛ならん事を欲れとも、心の制に不従して心には不心の儘ならさるのミ歟、却て主君に仇をなす、心服には気を不養して餒させ置て、俄に事ある時広大強には気を不養して餒させ置て、俄に事ある時広大強には気を不養して餒させて、心服はざれい

然とも此たるや本至大至剛なり、只不清して濁れるたとひ志を善に向るといえと、気の為に動さるゝ也れと、気に善悪ありて不善の気を受て生れし人ハ、る、人生の性ハ天地の正理にして本至善なるもの成不静手足奮ひ、是より又心も引倒されて恥しめをと

叶儀もあらハ、心にはもはや今日ハ朝服の拝ハ不成を経て後、拠なき隙入の事も到来して、此事さへ不始のほとハ時に依てハ六ケ敷おもふといへと、数年始のほとハ時に依てハ六ケ敷おもふといへと、数年

を助る也、譬ハこゝに一人の士あらん、朝夕麻上下清なれハ至剛に進て、気の方より善を成たくして心也、実に学問して徳に進時ハ自然に気も清くなる、

ん、心にはよき事にも非すと知る故に止んとすれと、気大くなりたる也、爰に又色欲・遊芸を好の人あらり、是て拝する内に年を経に従ひて、いつとなく此更でも足を動てよく寝ぬるハ気より心に善を助るなと思ふといへと、気にか、るようにて落付かす、夜と思ふといへと、気にか

止なバ病も発るはかりに気先くやくくとなる故に、

大に成ときハ、我此以前色欲・遊芸を好ミし事を聞の方を離れ学問の方によりつき、ぜん~~善の方にが為に夜も不寝食も不進ど、勤て是を遠け志を善にが為に夜も不寝食も不進ど、勤て是を遠け志を善にが為に夜も不寝食も不進ど、勤て是を遠け志を善に

に何事も如此、始ハ善にさかへと後ハ善を助く、柔の執行を思ふハ気の心を助る也、此二事を以て見る残念の気に引れて夜寝られす、志気ともに励て行末もいやになり、心には今更悔ても詮なしと制すれど、

残る念ありて思の不断を云ふ、るを云ふ、気に掛るとは心には已に決したるも、猶一心に掛ると云ふハ、心にいまた不能決して思ひ案す

も剛に、愚も明に成、是を気質を変と云ふ

心に不従故に気心を動すなり、気心を動す故に心のさず、心には進んと欲も情に引れて急にす、まむあり、心には退んと欲も情に引れて猶す、むあり、是いでは退んと欲も情に引れて強す、むあり、是の いにない かいて執行しかたし、然とも日用常行大小の気ハ取ついて執行しかたし、然とも日用常行大小の気の取った。

制不切也、此治る法ハ智を以て是非を考へ、義を以

書五経を毎日講すと云共、一端に変に臨まバ無学の退不退、一生如此して終に賢智をます事なくして四行之、勇決の義なければ、或進と欲して不進、或欲行之、勇決の義なければ、或進と欲して不進、或欲賢の文を学ひ智を長すへし、事に臨てハ義を以て可賢の文を学ひ智を長すへし、事に臨てハ義を以て可

ハ爰よと、気の上るを心にて抑へ、欲を不交して心事に急速なる変にあたらバ、一機の発に兼て学ふ処

壮士をとらん、

鏡のなりに応し、死して可不恨、必す義の宜きに当

凡聖賢にあらされバ物毎に全き行ハ不成なり、兼て

学ふ処の智力を以て、静に私を不交して事の是非撰

らん、

密にするハ聖賢の心也といへと、撰てのミ時をうつ学力よりも行ハ劣らん、是を求め非を去るの工夫をへし、善を求る事是に過なば智も塞り私生して、我

し、事過不及有て難を不逃とも才力の及位安んしてに是非を分つへし、日を経て悪きハ日の中に定むへ自ら聖賢の心に違也、時をうつして悪しきハ時の間し日をふるハ果断にとほしく、義の意地に不叶して密にするハ聖賢の心也といへと、撰てのミ時をうつ

て一切両断し後難を思ふべからす、今日静に尊て聖

くミへて疑を生するもの也、果断を尊ひざれバ用に 悔べからず、才智ハ増長するに随て、事の赴き筋多

気質の正固なるが、学問の功積れバ其言処・行処清 仁愛に偏にして清を不兼の和ハ言不用して身退ク事 ハ和を不廃して閑居に学ふへし、自ら清を生せん、 ハ清を不発して広く衆に交るべし、和を生せん、活 流れ筒慢に流る、自ら我か気質の偏倚を察して、(鯔が) て交之、身を閑居に清くする事を不好、其弊や和に 弊や狭窄となる、闊なる人ハ広く衆ノ善悪を不選し 室に書を翫索して広く衆の善悪に交る事を不好、其 むを、気質を変化すといはん、固き気質の人ハ、一 達の端あるハ清を兼進ミ、正固の端あるハ和を兼進 仁愛に進ミ、柔弱なるハ剛強を兼て仁愛に進ミ、闊 積れハ剛強にのミ進也、血気の勇剛強を地盤にして なる、柔弱なるハ仁愛にのミ進ミ、血気の勇学て功 なつて和に乏しく、活達の端あるハ和に過て簡慢に (gg /) 剛強に偏にして和を不兼の清ハ人交りを断安 固

志シ気を動し気志を動す事ハ不断ありといへと、学

勇者故に此事をよく成さでとは思へと、気不競して の事和かなるにはむれバうち聞より心不楽といえと、 臥たる体に力も出来て大事をすます也、此人を仁道 心に喜を生し、気をこれに動かされて健になり、草 せん、たとへハ勇気勝れたる人ハ、軍陣其外いかめ しき労につきてハ、体の草臥たる節も此事を聞けバ を執せざるの人ハ俄に知難し、因て見安キを以て論

是心より気を引立と、気より心を引たをすの分ちよ り爰に及ふ也、軽き事にて云ハヾ、今爰に二人あり

退出し、武く勇る方とくらふれバ似るへくもなし、 何となく事に疑惑し安く体草臥也、心も是よりして

て遠に行て帰草臥おらんに、一人ハ上戸、一人ハ下

らハ、上戸ハ心気共にきをいて草臥を忘れて喜ひ行 戸たらんに、脇の処より二人共に酒飲に来れと云や

をひ行て草臥る事をは思も出し、草臥を忘れて競の 来れと云やらハ、上戸ハ臥シ居て下戸ハ心気共にき ん、下戸ハ草臥たりとて討臥おらん、又菓子喰ひに

出ハ気志を助る也、草臥を増てゆかさらしむるハ気

る事こよ気大こなり、下子事、忌ぎきらくる事、下志を動なり、我か好る事、願ひ望める事、手に得た

ら大に成へし、の執行にて知を増長セしめ、其知れる処の善を取ての執行にて知を増長セしめ、其知れる処の善を取ての、不死ように義の制を毎々に用て年を積ハ、気自のに不恥ように義の制を毎々に用て年を積ハ、気自

スペートでは、 ない、といへど智俄に明べからす、恐処ニ処して猶恐 しくハ気を充しむべし、気を充しむと云ハ、平日気 しくハ気を充しむべし、気を充しむと云ハ、平日気 に不屈ようにするのミならす、其時に臨て猶腹に 気を入れ、心を以て主として気を臍の下に抑へ、養 気を入れ、心を以て主として気を臍の下に抑へ、養 の制を聞かしめて惣身にミちミたしむべし、是にて も猶恐くハ敬を用べし、敬を用ハ不断不忘にあり、 登る時ハ心の制を用むと云へと不及なり、しかれバ 登る時ハ心の制を用むと云へと不及なり、しかれバ 登る時ハ心の制を用むと云へと不及なり、しかれバ で表切、生体ハ細しといへと心ハ天地と対をなすの 令名人、生体ハ細しといへと心ハ天地と対をなすの 令名人、生体ハ細しといへと心ハ天地と対をなすの 令名人、生体ハ細しといるとも心を動かさんと思ひ、 で裁切、身ハ粉灰になるとも心を動かさんと思ひ、

切の念より至剛の気を充たしむへし、

糺明九ケ条

うに案し求へし、死罪の咎とミヘハ先流罪に可処の

さるのミならす、天罰を不免

論人多して事しかも不容易をバ、速に是を弁治する

Ŕ に歎息し、 に過き或ハ重に過て、天に代りて誅戮するにあらず 凡人の才を以て始より的中をゑらふ時ハ、或 き、是か為に涙を流、 弊禽獣よりも拙く、天理に逆ひ人道を失ひし事を歎 理を求へし、深求ても不求得して死罪に当る時ハ実 政教と、かずして道を不知が故に、人欲に陥 私たるのつミをのかれす、 此人も亦聖賢と同し性善を持すといへと 天に代りて死罪に定め可誅戮 ハ軽き

也、

孝弟・忠信ハ天の順也、一ツも孝弟・忠信ならさる ものハ天に逆ふなり、此逆の意に大小軽重の品あり、 釐之私ある時ハ、又天理に逆て民の父母と云へから りて又是を行当世、故に罪科を治るの法におひて毫 古之聖神天に継て法を立玉ふ、代々の人主是法を守 道滅す、人道滅する時ハ天道不立か故也、是故に上 を不好といへとも、天の道に甚逆ふ人を不殺時ハ人 て、是か罪の大小を定しむ、天ハ生々の理にて殺伐 天ハ業形なし、因て人の力を仮て其軽重の心に応し

要也、

重誰にても明に得心いたすようにあるへし、

此又肝

罪科を糺し其を記するには形を捨て心をとれと云ハ、 譬ハ人を撃者あらんに、殺の志にてハ無れと木刀に 頭なきハ小杖と書改むへし、 前後の模様、事の軽重を以て心を察し、殺の志シ毛 て討処を、脇より人馳来りて是を取留たりと云ハ、 し気根を強くし寧静を可用、 の功を欲顕事なかれ、 人不留ハ撃殺にてあるへしと誰も思ふへし、然とも 譬ハ不書改とも此心得を以て、文の勢に咎の軽 扨是を治定するの職に当らバ、平日心気を保養 月を積、 如此の類物毎にあるべ 一端の才智を勿用 年を経といへとも可

右の如き職に当らハ、其所の人ハ貴賤上下老若男女 急に詮義せしめ実否を究めてハ不叶事出来らハ、 ざれハ心落付居て覆悪に益あり 才智勝れたりとも其名不知の士ハ万民不恐、おそれ て才徳勇義の名国中ニ聞たる士に其職を申付べし、

毛のほとも知てかくさば顕れて殺されなんと、 を不撰、息にても高くもひきなは不審を蒙らん、髣 寝食

一悪事を糺明するの人ハ正道にして勇才あるを用へし、し、同列多ときハ事不決して勢抜やすし、一詮義の職ハ一人に申付へし、尤、助役・下役あるべ

也、只正道を用へし、
才智なけれハ理非を弁かたし、此三ツを兼たる人希不正道の人ハ用やすし、勇なけれハ勢に屈せらる、、

短語九章

義の人を悪、事よつてハ怒を発し、名聞を不計過を思すある人とおもふ也、正道にして勇才なる人も不勇才ある人とおもふ也、正道にして勇才なる人も不勇才ある人とおもふ也、正道にして勇才なる人も不正道にして勇才ある人と勇才のミある人と見分かた正道にして勇才ある人と勇才のミある人と見分かた正道にして勇才ある人と勇才のミある人と見分かた正道にして勇才ある人と勇才のミある人と見分かた正道にして勇才ある人と勇才のミある人と見分かた正道にして勇才ある人と勇才の

毎如此の人ハ、勇才人に越たりといへとも、正道うなりゆき、不正の人にも才能あれハ自然と親む、物

深く悲むの色なく、才能なけれバ古友にも自然と疎

機嫌を不計に難之、衆人の好める奉公ニハ当り掛を外聞よき人とて馴近かず、非を見てハ其人の好悪のすき人と見るへし、扨細かに試に愚なる人とて不侮、

無私勤之、不求之と云とも君恩の深を云出てハ落涙

為欲玉ふハ成之、人ノ聞を思ねバ人不知、父母病玉実をいたして父母に不逆して好ミ給はざるをハ身不につかへて可称のしるしなきやうなれとも、勤て真卑賤に居といへとも国をすくふの志をいだし、父母に及ふ、賢臣の退をもたへ、佞人の進をなげき、身

へバ心を尽し、父母没玉へハ痩衰へて病発るばかり

国君の尤敬ミ用ふべきものハ義臣也、用之時ハ国よく治り、勢も強く、天より福をそへ玉て常に災ハ除て幸のミ充満す、其故ハ、無声無真して生々の理気の心難知ようなれど、天の正気を受て生る、ハ人也、の心難知ようなれど、天の正気を受て生る、ハ人也、然れハ人の仁義の心ハ天の心同しかるべし、然バ心然れハ人の仁義の心ハ天の心同しかるべし、然バ心に計ふ也、是を一国に推し一国の一心正して天の心に計ぶ也、是を一国に推し一国の一心正して天の心に計ぶ也、是を一国に推し一国の一心正して天の心に計ぶ也、是を一国に推し一国の一心正して天の心に計ぶ也、

人を試には生得の器量を計るへし、芸能なきにも才人を試には生得の器量を計るへし、芸能なきにも才のらさる人あり、剣術不嗜にも武くおそろしき人あからさる人あり、剣術不嗜にも武くおそろしき人あからざる人あり、剣術不嗜にも武くおそろしき人あり、兵学の奥義を伝受したる人にも一城一軍の人あり、兵学の奥義を伝受したる人にも一城一軍の人あり、兵学の奥義を伝受したる人にも一城一軍の人あり、兵学の奥義を伝受したる人にも一城一軍の人あり、兵学の奥義を伝受したる人にも一城一軍の人を討ている。

之、兵学の伝を致せし人さへあれバ、主将の器あり 可用人あり、 にして其才識人にすくれたるを其芸能ある人としる 取離し、まるはだかになして器量をミるべし、 別あると思へり、何にても其ものを以鳴る人ハ夫を とおもへり、つてを求て幸を得て役職に居る人を分 せまはる人を学者と思へり、器量を計らずして称美 凡人ハ四書五経なとを講釈して方々は 丸裸

世並の勤に隙なきを凡人ハ奉公を励むの人と思へり、 勤に不用を致にも其れを用る時ハ、勝れたる忠を致 如此の類には公の字を借て私を用る人多し、 す人あり 世並 0

刀を研ちきりたるを差たるを不逃人と思へり、是に 其より刀を好あり、おもふに刀ハさび刃まるびたる を差た人にも強剛なる人ありと察すへし 気と同しく只に好之あり、ちよと名作の刀を求出 も研ミがきするもあり、名聞の為にするあり、 も品あり、 武士の本義を守り、心を磨の余りに刀を

語の間に顕れて覆べからす、謹ミ試むへき処也、

一以テ貫之理なれバ、儒を学ふ人ハ兵術にも通し、

主将に難用人あり、兵学不致にも一城一軍の主将に

彼にいまだ不用といへとも細かに気を付試れバ、一 と同事にして、士の芸に長したるとは云難し、是を ず、兵学者にして兵書を離るれバ事ゆかず、 ^(職故力) 有識古実の道にも達し、起居進退の文や形まで礼義 兵を学ふ人是を用て国天下治しむるに、上孤主を助 貴の儒者たりといへとも、儒道より理に達したる也、 ツを以て彼に通し是に達したるハ、其人の顔色・言 バかりに通し、 さるハ、百姓の耕作ばかりに通し、大工の家を作る かす、馬乗馬をはなれ、鎗つき鎗をはなれて事ゆか 木刀を離してハ事ゆかず、歌人の歌を離れてハ事ゆ 通したるなり、儒者にして儒書をはなるれハ事ゆ にそむかざるハ、剣術の殺伐の理より礼義の道に粗 ふより道を見出したる故也、 れ、賢臣ヲ近け佞臣を遠け国政平治するハ、兵を学 下万民を憐ミ、仁義の道を守り私を不用して諫を入 城の主一軍の将と成て敵を防き賊を退く、是兵不 鍛冶の刀・包丁を作のミに通したる 剣術者にして事和しき 剣術者 か

親類・朋友に交るに、平日成ほど睦して、寒暑病苦して通りたる人あり、諸人是を頼母敷人也と深く頼して通りたる人あり、諸人是を頼母敷人也と深く頼いち有て細事をとかむるようにて、事に付てハ不とに思いる、人あり、此中に器量有て、大節大義に此への百人に一人なり、衆人其美を不知して、悪しき処をのミ知りて此人の心をとらず、如此の人ハ片き処をのミ知りて此人の心をとらず、如此の人の片き処をのミ知りて此人の心をとらず、如此の人のり、如此人の百人に一人なり、衆人其美を不知して、悪しき処をのミ知りて此人の心をとらず、如此の人のり、如此人の一を改をのこ知りて此人の心をとらず、如此の人の心をとらず、外カ志合ふ如しといへとも内心不和時ハ事にあつかるへからず、勤て如此の人に親しく交るべし、

浦之浪

| 基報

浦之浪

(名越時敏自写本) 三冊之内

めてたき歌の徳也、

上

浦之浪

浦之浪

上の巻

郎子とて、宇治に住給ふ故に宇治の宮と号す、今離れてラッコで、宇治に住給ふ故に宇治の宮と号す、今種が応神の御子余多おはします、いと末の御子を菟道雅応神の御子余多おはします、いと末の御子を菟道雅の神野とは応神天皇第四之皇子仁徳の御事也、「八神・ティット

度といひ奉る此御神也、此みこ応神愛子にて崩御の宮といひ奉る此御神也、此みこ応神愛子にて崩御の宮といひ奉る此御神也、此みこ応神愛子にて崩御の宮といひ奉る此御神也、此みこ応神愛子にて崩御を継給へと宣ふ、仁徳は父の命なれいとて堅くいなで重に位につき給ハて三とせ国王おわしまさす、して互に位につき給ハて三とせ国王おわしまさす、して国命がるに宇治宮崩し給ふ、仁徳深く歎き給ふ、此両宮君の御心ためしすくなき賢君にておはします、爰に活て、難波津に冬こもりせしこの花も今は春へとに添て、難波津に冬こもりせしこの花も今は春へとに添て、難波津に冬こもりせしこの花も今は春へと味がり、御位に即給へと勧め奉り御位につき給ふ、

○王仁者百済国の人なり、神功皇后新羅・百済・高麗を平けて、皇后国の宝を奉れと宣ふに、此王仁を出す、いか成故そと問給へハ、此国には賢人を宝とすと答けれは、召具して本朝に帰り給ふ、王仁難波のと答けれは、召具して本朝に帰り給ふ、王仁難波の御子に添ひ奉り文書を学ひ習ハせ給ふ、

浅香山かけさへミゆる山の井のけれは、釆女さかつきとりて、

269

あさくは人をおもふものかは

山の井によせて諫めけるに、此歌に心とけにけれは、とよめる、心は王なとのあさく人を見らぬものそと

- 皆あしき道に趣きぬる、尤かなしむへき事也、○詞は古きを慕ひ、心は新しきを求めよといへハとて、まさなくげすしき事をきらハすよめとにハあらす、え徳のすくれたる歌也、
- ○高砂の江と書よし、顕昭袖中抄に註せり、あるを、高砂の尾の江の松と云、しかれは仮名つかあるを、高砂の尾の江の松と云、しかれは仮名つから
- ○経信卿、長柄の橋ハ渡辺の橋を云知る人なし、しらすといはんハ無下の事也、知て置へしと俊頼に口伝すといはんハ無下の事也、知て置へしと俊頼に口伝くつを銭袋に入て首に懸たるよし、定家卿筆に見へたり、又此橋の板の文台は宇治の関白の亭にて橋上
- 長柄の橋の上に見哉こよひしも宇治のわたりにすむ月を

とよめる也、彼橋の文台にや、

○人丸は天武の御時の年号朱雀元年に出出して、持統の人丸は天武の御時の年号朱雀元年に出出して、持統の人丸は天武の御時の年号朱雀元年に出出して、持統の人丸は天武の御時の年号朱雀元年に出出して、持統の

国にて卒す、

上総国山鳥郡の人なり、彼所に廟爾今あり、〇赤人は聖武天皇につかへて人丸の後迄存生の人也、

○和歌の浦にしをミちくれハの歌、

わかの浦に潮のミ

立によそへり、とや、しほのミちくれハあしへをさしてたつと鶴をとや、しほのミちくれハあしへをさして田鶴の鳴わたるちきて潟なくなれは、芦辺をさして田鶴の鳴わたる

○万葉集、延喜の比迄はさまて遠からす、然るを心う つくしく万葉を読、失て人の見さる物になれり、仮名は嵯峨の御時弘法大師書出し給ふといへり、此仮名出来て後貴賤皆仮名を好み用る故に、万葉書の物 説絶したる事也、古今集の時代にも明に知れる人なかりけるか、貫之此道に達したりけれと、此集に万 かりけるか、貫之此道に達したりけれと、此集に万 ○古今集は内裏承香殿の東の御殿にて撰す、

和歌所と

奉る、万葉は人の見弁へけるものとそなれる、なりなとおほくしけくかけれは、万葉を明に見さると見へたり、村上の御時源順ハ和歌の職者也、文ると見へたり、村上の御時源順ハ和歌の職者也、文ると見へたり、万葉の歌を入てハ或人の曰、是は柿本人丸かたり、万葉の歌を入てハ或人の曰、是は柿本人丸かたり、万葉の歌を入てハ或人の曰、是は柿本人丸か

○衣通姫を玉津島明神と崇給ふ事、光孝天皇御悩有け

名もおもしろき和歌の浦浪立帰り又も此世に跡たれん

吉四所の神殿の内に玉津島明神其一とす、勅使を立てわかの浦玉津島の社を建立し給ふ、又住衣通姫とこたへ給ふにより、仁和三年九月十三日、と帝の御夢に見へけれは、夢中に誰人と問給ふに、

○御書の所のあつかりとハ御書所を貫之に預らるゝ和○御書の所のあつかりとハ御書所を貫之に預らるゝ和

撰す、此舎を梨壺といふ、是は和歌所をおかるゝ始云事は是より起る、村上の御時後撰集も昭陽舎にて

め也、

○歌合と云事、寛平の御時より始るにや、昔の歌合はからすとそ、俊成卿・定家卿も言へり、に多し、後撰に少し、拾遺になし、今の世に詠すへの袖ひちて、ひちてハひたして也、漬字也、此詞当集

りて此花葉なとに歌をかく事もあり、白河院迄此事 りて歌を詠て、歌をつかひて能書に歌をか、しめ、 は理を明めて勝負をつくる也、其規式種々の風流を し、洲浜を作り草木をうへ、金銀をもて花をもつく し、洲浜を作り草木をうへ、金銀をもて花をもつく

○僧正遍昭の歌

有り、其後は絶たり、

玉にもぬける春の柳か まりかくるしら露を

と也、此歌の体近代詠すへからす、春の柳に緑の糸をよらせて白露を玉に貫きかけたる

○百千鳥は鶯と云、又春きて多くの鳥の来り囀るをも 云両説也、 唯鶯をも百千鳥と云ひ、多くの鳥をも百

○遠近のたつきもしらぬ山中に、遠近のたよりもしら 千鳥と云と心得てありなん、

呼子鳥説多し、只呼子鳥と云鳥の春有ニこそあらめ、 ぬ山中に、誰共なく呼子鳥の声すると云ひ、さひか へりたる歌也、たつきもしらぬとハ便もしらぬと云

古砌のそハのたつさに、是は立木なり、(畑カ) の啼く声人を呼ニ似たり、実説喚子鳥と云、西行の 伝ありしとも斯心得てありなん、はこ鳥と云、 何鳥と知りて異名を歌によまされハ、無詮事也、口 此鳥

○漢仙記に云、銀袖匂移木花古情留と云、漢武帝の后 銀公の香、梅花にうつりて匂ひをとゝめたりといへ(袖の腕が)

○おもほゆるの言葉今ハ詠すへからす、又あちきなく 詞も詠すへからす、あちきなくハかひなくの心也

 \bigcirc ちるそめてたき今は詠すへからす、 のこりなくちるそめてたき桜花 ありて世の中はてのうけれは

> ○橘諸兄、井手に寺を建て堤に山吹を植、 ちて花を見、蛙の声を聞かれしなり、 土より取寄らる、と也、されは名所也 山吹と蛙を唐 池に蛙を放

○読人不知

天河紅葉を橋にわたせはや 七夕つめの秋をしもまつ

実方集

天河かよふ浮木にこと、ハん

紅葉の橋はちるやちらすや

漢武帝張騫に、天河の水上を見せに遣ハす、浮木に

石はきたれるそといふに、帝信し給ふと也、浮木ハ 来り此よしを奏するに、帝信せす、庭上にすておか れたるを東方朔見て、いかなれば織女のはたもの

るしを乞に、織女はたもの、石をとらせたり、 乗て天河に至るに、織女にあひて此よしをいひてし

持て

渡す様に詠すへからす、

此張騫に紅葉の橋の事を問むと云歌也、

紅葉を橋に

)いなおほせ鳥ハ庭たゝき也、 鳥と書、秋此鳥きなく時分田より稲を刈入る、 黄鶺鴒を云へり、 稲負 \bigcirc

和・河内の土民ともいつれもいへるよし有り、いなおほせ鳥といしくなきを云と、安芸の国・大

顕昭説

あふことをいなおほせ鳥のおしへすハ

次こ寸ては돌こ、きと言、七十つら人は恋路にまよハさらまし

公実は馬と云、家隆は鵇と云、稲負と書故か、季能此歌に付ては庭たゝきを云、此外の説に用へからす、

○百草ハ千種と云よりハき、にくし、好み詠すへから

ハ水鶏と云、

説と也云々、

○管原朝臣北野の御事也、 (菅カ)

| 違深秘也、雖累千金不可輔 | スト スト

○大沢の池は広沢の池也、ふるくは大沢の池とよめり、

大和物語に、

大沢の池の水草見さりせは

大沢とは里の名也、嵯峨にあり、いかてしらましさかのつらさを

御室の山にしくれふるらし竜田川もみちはなかる神なひの

といひては歌の心浅かるへし、時雨といひてこそ歌吹らしと常ならはよみてんといへるを、定家卿、嵐也、わすれす吟詠すへき也、家隆卿、御室の山に嵐時雨降らしと也、此時雨ハ木葉の時雨也、炫妙の歌時雨降らしと也、此時雨ハ木葉の時雨也、炫妙の歌

もする事也、堀河院次郎百首ニ春の題に出す、其例領越に志賀へ出る道也、志賀の山越春に限らすいつ○志賀の山越は、北白河の滝の傍よりのほりて如意の

の心ふかけれとこそいへり、

○堀河のおほいまうちきミの四十賀に業平朝臣

にて六百番歌合にも出せり、

こんといふなる道まかふかに

俊成・定家此かにといふ詞を賀に詠す、

其興あると

也、かにハはかりにと云ふ詞也、いへり、是は自然のこと也、ちりかひハちりちかひ

○秋

山の木の葉も色まさり行千鳥鳴佐保の河霧たちぬらし

千鳥秋にもよめること也、素性法師歌也

○ 都出てけふミかの原いつミ河

河風寒しころもかせ山

り、瓶原・泉川・鹿脊山、山城の名所也、此歌の体と名所にいひつゝけたり、ミかの原を三日に言なせと名所にいひつゝけたり、ミかの原を三日に言なせる出てけふミかの原いつミ川の風寒けれは衣かせ山

今は詠すへからす、

○ほの〈~と明石の浦 ほの〈~と明石の浦の原に こき出したる舟の島かくれ行が今いつくに行らんと なかめやりて、哀におもふと也、ほの〈~とハ夜の 明行空のおほろにて、ほのかにさたかならぬ心也、 夫を明ほのといふ、島かくれ行おしそおもふは、沖 の小島を舟の朝霧にかくれ行あはれに心ほそきを思 ふといへり、或人明石に島なしと云、明石の沖にふ た子島・くらかけ島なと有を知らさる也、此歌人丸

けると云り、さもや侍らん、東宮は君とひとしき故文武の御子高市王子十九にて崩し給ふ、其無常を詠品の上品の上に此歌を出せり、又此歌のしたの心、

○貫之

に君は舟の心にて舟にたとふる歟

心ほそくもおもほゆる哉 糸によるものならなくに別路の

ゆるとなり、此歌は古今集の歌くつといへとも、今糸によられぬものなるに、わかれ路の心ほそくおほ

〇二見浦は但馬・播磨にも有り、伊勢の二見浦は天照には読かたしといへり、

太神御覧して面白と御感有りて、かさねて御幸なれ

ハ二見浦と云ふ也

云物也と也、或説に小川の底におひたる也、苔草とたる苔也、河菜草と書、青女とも、定家卿は河骨と○かハなくさ、是亦古今三種の秘事と云り、河におひ

る、其羽の中に黒き玉あり、是を烏羽玉といへり、○烏羽玉の事、秦始皇の父荘襄王の時、五尺の烏出来

此集に入たり、

されと我出たるとは聞へす、

人の海

書

四条大納言公任卿此歌を三年迄心得す、後心得て九路に漕出て行舟を遥に見送りてよめると見へたり、

かりうきものはなしと也、はかりハほと、云心也

○有明のつれなく見へし 人のつれなかりしより暁は

顕昭説、女のもとより我は明ぬとて帰るに、有明の

うくおほゆといへるを定家卿言、つれなく見へし、 月はあくるもしらすつれなく見へし、其時より暁は

ん、此世のおもひ出に侍るへしと也、一条禅閣御説、(暦カ) しろくよみて侍るかな、是程の歌一ツよみ出したら 此心に社侍らめ、此詞つゝきを見るニ及ハす、おも

後鳥羽院より定家・家隆両人の許江、八代集の中に れなくの歌を両人より同心に申されしと也、 面白き歌は取分け何れそと勅問有しかは、有明のつ 何やら

んに記録したるを御覧有しとなり、

○難波の堀江、仁徳天皇の御時ほらるゝ江也、 川ともよめり、 堀江の

○恋 らぬ、春やむかしの春ニあらぬ、我身ひとつハもと の身也、時宜替りたる事をよめる也、是は思ふ人に 月やあらぬ春やむかしの 月も見し夜の月にあ

て覚ゆる事也、此歌の心深くして心得かたき也、俊 離れて後我心のおもひなしにかハらぬものを、 、替り

> ○紀友則は古今集秋部迄の撰者也、 成・定家倶に此歌をくりことの様に褒美せられたり、 撰しはてすして身

まかる

我見ても久しくなりぬ住の江の 岸の姫松幾世経ぬらん

○文徳天皇住吉に行幸ありてよみ給ふ、

御神あらはれて、

むつましと君ハしらなみミつかきの

久しき代よりいわひそめてき

と御返し有しと也、此事を業平朝臣聞て住吉に詣ふ

てけるつひてに、

住吉の岸の姫松人ならは

幾代かへしととはましものを

とよみけるニ、翁のなりあやしきなるか出来てめでゝ

返しに、

衣たにふたつ有せはあかはたの

はしける、あかハたの山とはあかはたかなりとそへ とよみてきへうせニけり、今おもへは御神になんお 山にひとつハかさましものを

給ふにや、

○ものゝはなれかたきことをほたしと云、鍉人。

世のうきめミへぬ山路へいらむには

おもふ人こそほたし也けれ

○猿の名をたかのミこと云、日吉のたかの御子と云社 有り、又いそのたちはきと云、 匡房説也、 梵語ニハ

ましたと云、日本ニてましら、

○正月初卯日御杖を奉る、是を卯杖と言、かつらをも て巻く也、つへをしもと、いふ、此杖をかつらにて

をよみつ、きたる也、天武天皇より始る

むすふ故にしもと、云、かつらとよせて也、

山の名

○末の松山の因か、歌枕ニハ本の松・中の松・末の松 とて三重に有といへり、されハにや、山といはて末

の松とハかりよみたる歌もあり、 源氏ニかほる

浪越る比ともしらて末の松

○此面彼面 まつらんとのミ思ひけるかな 筑波根にかきると云説は誤也

○麻生浦は志摩の国に有り、桜あさのおふと言事ハ麻

花の桜の様ニ薄紅梅に咲麻也、是志摩にある麻也 生と書故に桜麻の麻生とつ、くる也、さくらあさハ

他所ニなし、

万代ふとも色ハかわらし

千早振賀茂の社の姫小松

敏行朝臣

心々二思へるにや、古今第一といへる歌此外にもあ 俊成卿此歌を古今第一の歌といへり、 昔の歌仙も

○後鳥羽院より古今集秀歌十首撰てまいらせよと定家

ŋ

に仰出されし時奉らる、歌

鳴渡る雁の涙やおちつらん

白露も時雨もいたくもる山 物おもふ宿の萩の上の露

読人不知

下葉のこらす色付にけり

貫之

秋風の吹上ニたてる白菊は

花かあらぬかなみのよするか

菅家

朝ほらけ有明の月と見るまてに

立別れいなはの山の峰におほる 吉野の里にふれる白雪

是則

276

まつとしきかハ今かへりこむ 行平

名取川瀬々の埋木あらはれ

江行渡り候歟と御尋ニ付、今壱人御駕籠付の種子田

読人不知

かにせんとか逢見初けむ

有明のつれなく見へし別れより

わくらハにとふ人あらハ須磨の浦 暁ハかりうき物ハなし

藻塩たれつ、わふと答よ

たかみそきゆふ告鳥かから衣

立田の山にをりハへて啼

よみ人不知

行平

見て御供の衆一同ニ泣候と也、

左候而、最早被遊御

残しの御束飯・御菓子盆に二ツ程有之候を十左エ門 是へと御呼被遊、十左エ門御前江参り候へは、 十左エ門江御下不足仕候由被申上けれハ、十左エ門

へ被下ける、十左エ門是を頂戴仕落涙仕ける、

是を

召上

立けるに付、皆々用事ニ立ふなとの御意にて有之候

○旅宿月 今一首は栄雅集の中に見あたらす 為家卿 抜書終

とまるへき宿をは月ニあくかれ

明日の道ゆく夜半の旅人

境田通節

○旅宿月

とまるへき宿をハ出て旅人の

月によそへてゆく山路かな

○太玄院様御参勤歟之時、 ^{〔網貫〕} て御床机に召れ御弁当を被召上けるに、御下タを少 須磨の浦に御駕を休められ

シツ、御供廻に被下ける、

扨御供の人を召され皆々

と也、

○寺山太次右エ門殿、友達打列高寺へ郭公聞ニ行れけ るに寺の小僧ニ、此辺時鳥鳴やと問れけれハ、 時鳥

と云物はいか成ものや不知と答へける、扨観音堂の 前にて終夜待れけれとも鳴かてやミけれは、 即興、

なかぬこそ理りせめて山寺の 郭公てふ名さへしらねは

)太玄院様御代、 助壱人剝不取して罷在ける、扨御慰相済被遊御入け 候て御慰みに相成事有けるに、 共市を立て、御側廻りの衆の衣装上下なとをはき取 るに弥之助を被召、我は剝かさりける抔御意有て、 御庭の初午の御祭礼に御納戸付之者 御草履取池之上弥之

被遊御抜被下候と也、其御上下袴腰計り爾今相残り 弥之助ニハ是を被下とて、被為召候御紋付之御上下

所持仕候と也

)新納内蔵殿宅にて中馬源兵衛殿・美代六郎兵衛殿な(赤岳) (諸番) と参会有けるに、中馬氏へいつれも歌を所望有けれ 此頃久敷取捨候て読まれんと頻に辞せられけ

るニ、美代清相

いかなれは鳴音をおしむ郭公 かたらひなれし昔わすれて

おちかへり地ニ鳴ものを時鳥

と歌かけられけれは中馬諸香、

声おしむとハなとうらむらむ

○古き人の云ける、 血判をさせたる人の末はよくなきものそと静隠様御 (木村標元) もの、師匠をして人に多く誓詞

○静隠様今年宝暦三酉の春花の頃の歌、 分いらぬ山路の花 0 Í の前に

咄也

盛りを見るハ人のこゝろか

○能勢探龍斉の老母八十八歳の賀に静隠様

子のためハ千世もといのるまこともて

八十八とせの末遠くへむ

○冷泉為村卿の御門前に捨子の有けるを物見より御覧

して、

捨し親のさそ捨かねて捨つらん **捨られし子のあはれなる**声

屋敷にて養育被仰付候と也、近衛様冷泉様御屋敷隣 此事を近衛様被聞召、 則其捨子を御とらせ被遊、 御

なり、

○牧仲左エ門殿、中院通躬公の御門弟ニて度々被参け(湚昌) るに、或時参上御目見之節被申上けるハ、先頃も御

表紙を七度程御替遊され、七度めには表紙を革を以 意にて承知仕候、通茂公ニは草庵集を御好み被遊、

歌を御信仰被遊たる事にて御坐候哉、 申上候も不成

被遊たるとの御事にて御坐候、草庵集之内いつれの

けれは、 合之儀ニ御坐候得共、承知仕度事ニ御坐候と被申上 通躬公被聞召大ニ御笑ひなされ候て、 扨 々

左程ニ思はぬ也、 あしき了簡也、 通茂草庵集を好まれけれとも身共は 人々のたけく、にて好む事也、

とへハ辛味を好むか如し、同し辛味なれとも山椒を好む人あり、蓼を好む人も有り、通茂か草庵集を好まれたる迚、仲左エ門か草庵集を好みたり共益なき事也、同し和歌なれとも其人々のたけ (〜ニてよしと思ふふしを好む也、扨々わるき了簡哉と御しかりと思ふふしを好むか如し、同し辛味なれとも山椒をとへハ辛味を好むか如し、同し辛味なれとも山椒を

○風早実積卿御詠歌 関月

月に雪しく秋の関山 岩かねニ影ふむ駒もなつむなり

○迷ひ子を尋る声を聞て田浦検校敷か歌

○静隠様庵室の庭の蓮の花咲けるに雨の降ける時、

露そ玉ちる雨の蓮葉

一筆令啓上候、 非本意、 之間敷候、 貴所ハ数日之籠城、 参候、石川氏我等同腹中ニ城中之詮議 服為祝儀家康より給候、 非事御坐候、 より度々内意申越候得共、 油断早々在所へ御引込御尤奉存候、 際之働諸人警固いたし、 公下知に而、手前手配 康と存事ニ御座候、 至存候、 無心許存暮候、 城中之有様墓々敷体二無之候、 聊面目も不存候得共、 我等儀ハ家康公懇意之筋目故板倉伊賀守(勝重) 然者香炉姉君へ御届、 及御聞 先以御疵 其上数ケ所深手御負候間 昨夕石川肥後守我等陣屋江忍被 も可被成一 使者本多平八郎口上、 円承引無之、 痛 一日も早ク打死と覚悟仕候 当君江召付候処二心出之 媚 何和らき申候哉、 人並ニ月日送り無是 円不得寸暇心外之 誰にても嘲ハ 我等十三の年元 鴫野へ罷出 評 兎角天下家 判 家康 無御 御母 朝夕 有

依之大波と名付今日迄所持

我等数度之戦此太刀

ニテー度も不得不覚候、

秘蔵の大業物国俊之由申来候、

之中有なから一時も心楽ニ得御意候事も無之、 仕候得共、 可有之候、 同然之様残念千万之至候、 此段不私候、 形身二進候、 宜樣御言訳可被下候 随分御秘蔵可被成候、 無々姉君おはるとの御恨 他人 無是 城

四月六日

非事ニ候、

恐惶謹言

木村長門守

猪飼左馬介殿御陣所

○急度致啓上候、然者島原之儀ニ付、 候付、 つれす上り之体ニ候間、 中ニ成共打立可申候、 昼程より大雨にて、 日之暁打立申、 処、十三日之昼程御城江被召寄御暇被下候処、 仰出候間、 十二日二御暇被遣、 江戸之聞得も如何ニ候間、 大略十二日之夜半被打立候、我等儀ハ兎角不被 から尻にて大坂迄罷上候へき由之覚悟ニ候、 十七日八此地江致滞留候、 翌朝以伊勢兵部少輔御年寄衆 駿河府中迄十六日之晚罷着候之処、 阿部川以の外出水申、 従て御城直ニ被打立候衆も御坐 大名衆皆々から尻ニて人をも 我等年若にて緩々と仕候て 従爰元供之者三人程召 渡り御坐候 九州衆不残今月 へ得御意候 渡不罷成 ハバ 十四四 夜

> 付可被下候、 今度申請、 我等出陣仕上者御国之衆不残可罷立候、 表江参候得と御年寄衆より被仰聞候間致其覚悟候、 '申遣候間、 正月十七日 高麗以来之御佳例に為持申度候間 委細之段者伊勢兵部少輔其許家老衆 不能詳候、 誠惶誠恐敬白 光久御判消有 就中御馬印 被仰

口

○志津ケ嶽合戦に一柳兵部少輔討死、 幽斉追善、 (斎ヵ、細川藤孝)

あわれなりいとけの鎧鉄炮 0

玉にもぬける一 柳 か

○御当国地神・座頭の根元ハ、 ○光久公御代御用人鎌田左京亮政喬舎弟鎌田源助と申 来り、正建寺前へ罷在候地神 下り之節、法山検校と申座頭被召列、 無筆にて何そ勤めも無之人の由、 忠久公初て鎌倉より御 . 座頭、 或時浄光明寺 夫より代々伝 右法孫之由

列

就

御年寄衆より被仰候、定て可罷渡候、

於大坂承合未

夫はや御国の人数之儀有馬表之上使より為被申越由、

人数召連れ尤ニ候、又有馬へ人数参候ハヾ、

直二彼

夕御国の人数有馬へ不被参候へバ、如其元早々罷下

にて三体詩講釈有之候処、 雍陶か詩に、

五柳先生本在 Ш 偶然為客落 |人間

秋来見月多帰思 自起開籠放白鷴

と言ふ詩を被解候に、 涙頓て座を立て家ニ帰り、 源助 兼て秘蔵の飼鳥杖を以て 11 か 、思はれけ Ĺ 及落

籠を打破り悉為被放と也

○光久公泰清院様へ御教訓の御書歟(無久)

玉 中仕 無用捨幾度も家老衆江可被申聞、 置并諸事法度等之儀、 緩之儀被為聞召付候 次第二者仕

置をも可申付儀候間、 遠慮有間敷事、

儒学ハ文字を識の用のミにあらす、

正心修身之基に

して国家安寧之仕置不邪様ニとの戒ニ候間、 朝暮心

懸不怠様ニ可被相勤事

先祖ニハ歌人有之たると承候、 れ不被知候て不叶儀ニ候、 し万民の艱難を尽し、 第一政道の助にも可成候、 近代義久様・家久様歌道 詩歌之道慈悲を旨と 何

身近一 御嗜被遊候間、 門衆且亦家老・ 無曲ニ被過候ハ、残多候事、 物頭又ハ諸士心持之儀

古

内証之驕、 来二為替珍敷為体無之様二意得可為肝 不題目道具数寄など禁止候て、 毎物質素

ニ有之候様心得尤ニ候、 就中近習之者へ其段可被申

付事、

部屋柄為倉入知行四万斛差分遣候間、(栖丸)(藏丸) 之高にて可相調由申付候条、 可悪人被為聞候 諸事仕方等右

、内

証にて可承候、 卒爾之狭量有間敷事

隠謀・ 讒訴之佞人有之者にて候間、 常二其段用心之

事

不依誰人国家之労を不致、 機嫌能様諂 言可申 -人体も

候半間、 思慮専一之事、

無申迄候得共、 何篇世間之心遣候て遊山等之被得其(ママ)

意事、

此度堀四郎左工門相付、 間、 家老衆へ可申聞儀も先内証可然事、 勝手宜敷様可仕之旨申 一付候

奥方へ召寄用所被相達近習之人被定置、 猥ニ内証

慰迄之狩なとニ向之島其外諸所へ越候刻り、 不通樣可被申付事

被召列儀無用候、 或は関狩或は馬追ニ被登候事、 多人数 従

前代人数仕可被見ため之儀候間、以其意得差引専要

可為候、

右之条々、大方心持之通書付進之候間、可被得其何之儀もなく一門参会之節、酒宴不過様心得可居事、

意者也、

寛文三年巳三月廿八日

○此度防戦之大利千秋万歳書面不得申候ハては之人に見いている。○、ののののののののでは、一くに手を被砕候御高名、爰許之褒美無比類候、就長御老中并御奉行衆より御感状候、即令進入候、此夫御老中并御奉行衆より御感状候、即令進入候、此夫御老中并御奉行衆より御感状候、即令進入候、此夫御老中并御奉行衆より御感状候、即令進入候、就夫御老中并御奉行衆より御感状候、即令進入候、北大和千秋万歳書面不得申候、殊更自身

慶長三年十一月六日 龍伯御判引取事尤二候、猶以期後喜候、恐惶謹言、

儀ニ候、

将亦其表よき仕合候間、

任御下知早速可被

(家久) (素弘) (素弘) (素弘) (義弘) (義弘)

○和歌の浦の玉ひろふとみゆる御かたより、初春にわ

て小野々御う、

ことの葉をまつらむ人にまたあさき

垣ねの草の色もはつかし

の滝といふ所あり、見にまかりて、 幽斉

○かこしまのひかし、よしの山ちかきわたりニなつみ

こ、も又よしのにちかきなつミ河

流れて滝の名にや落らん

○殉死堅く御禁止者厳有院様御治世初也、以の外きひ ^(家綱)

しく被仰渡候故、

其已後必至と相止候なり

只今の頭屋之辺ニおろ口有之たるよし、依之爾今お○古吉野牧、清水城御屋形の時ハ諏訪の瀬戸を追下、

ろ口小路と申候、

| 名ニーケ月こ両度卸逢戻ハすくなく戻、今一日皮戊式にて候、権現様東叡山之開山南光坊へ‱、諸大(豪))| (豪))| (豪))| (家))| (家))| (東)

十八宿二準し廿八日可宜と被申上候、是より廿八日御逢度思召候、何れの日可宜と御尋候、南光坊、二名二一ケ月に両度御逢候ハすくなく候、今一日被成

於御城各出仕之体を見申候ニ、

惣別田舎士之上法を

ハ長候故略之、○惟新様より中納言様へ被進候御書之内、余之御文言(養弘) (家久) (家久) (のの) (のの) (のの) (

或説承候、 乱も可被成と存候、 て候得ハ、 心をうつし候へハ、 以後ニもの沙汰共候通り承笑止ニ存候、 能数寄にて候もの哉、 れ候もやうを側より見させられ候、 て貴所御能ニ心をうつし居なから仕舞なとをまねら 日来能ニすかれ候ま、 治定油断にて御 去年上洛之時於御城御能之刻 何事ニよらす左様ニ有之ものに 是亦為御嗜候、 立て不被舞迄にて候つる由 大名衆殊の外之 それ ŋ 御前 取

三被仰付へき事専一ニ候、加とも、今ハ情に不入人も無之条、入麁入細何篇直れとも、今ハ情に不入人も無之条、入麁入細何篇直のとして、貴所事ハ遊覧のみニさせられへきよし申候つの世界である。

公家へ細々御寄合候はぬ様御分別尤ニ候、嗜肝要ニ候、就中御前之御酒可有斟酌事専一候、并御所様ハ御酒御きらひの由ニ候間、酒過候半様ニ御

篇ニて能候由見得申候、旁為御分別候、まねられ候事見苦敷事にて候、只田舎侍ハ田舎人一

敷由申候得ハ皆夫ニなる事ニ候間、相構で不可有失客ふりにも御取乱たる様体は物浅見得申候、一人悪と見なされ候で御為可然候半と存候、亭主ふりにも諸大名付合之時は、上下之人よりおくらくこハもの諸

)光国卿被任中納言給ふ時の御歌、 はらに一日も無御滞留、追付下向可有之候、

江戸の

御

隙明候而上洛候

ハベハ

何かと候て京伏見ニ

念候、

位山登るもくるし老か身は)光国卿被任中納言給ふ時の御歌

麓

の里そすみよかりけ

○於下様江戸へ証人ニ御詰被成候節、 義弘公より被
 ○於下様江戸へ証人ニ御詰被成候節、 義弘公より被

また傾く月ニ向ても、老たる我らをしたひ給ふよし、28

ハ、ひたすらになこりかほにて夕陽斜に雲をこひ、

歌に、 文にて、たかひニしけく、申承へく儘見参におなし 孝行深くましく~て、三伏の夏は枕をあをきて床を かるへく候、しかれハ彼中納言みちとしとやらんの を慰め給はぬ事然るへく候、もとより鳥の跡たへす 習ひとおもひかへして、只々花の春、 とみしかくてこそしかハあれとも、かゝる例は世の 立給ひぬる、この方のなこり筆のうみつりはりのい 事とも今更少も忘れす候、されハケ様ニしたしく候 す、しくし給ひ、そせつの冬は夜ことにかならすさ おき申つれとも、ついニー度も我等の腹を立られす、 うしろめたき折ふし、左様ニせちなる事を承伝へ、 うよりも其方の事のみとやあらむ、かくやあらんと 罷下たる使の衆物語ニ申あへり、さらぬたにこのほ つる親子の間を、いまあからさまにあつまの方へ旅 いよく〜我らも思ひ深く成ぬ、誠ニ年久しくそはニ へぬるふすまをあたゝめ身ニあたへられ、孝有し御 紅葉の秋に心

かたふく月ニ我をわするなさしのほる朝日に君をおもひ出む

ニ候、猶よろつめてたくかしく、といひしも、大かた心はひとしからましと申はかり

)寛保三年亥十一月より翌正月迄彗星出ける時御製

夜ことに悪魔を払ふ掃星

わか日の本は豊なるへし

○種子茄子茶入之事家久公江種子島の出家為学問 高弐千八百解程忠時へ被下候、右茶入根本は信長公 が上方藤堂藤厳と申者へ御見せ候処、以の外上也、於上方藤堂藤厳と申者へ御見せ候処、以の外上也、於上方藤堂藤厳と申者へ御見せ候処、以の外上のが、

参居、密ニ為持帰と申事にて候

御参観、真福寺御旅館ニ被遊候、其節迄者江戸御屋〇中納言様慶長十弐年六月鹿児島御発駕、其秋江戸へ

勢氏系図にも記有之由なり

御

礼

御請被申上候と也、

其後御心安き旗本衆兵部

殿

○雪村盆楽叟

下

野宇都宮佐竹氏

度迄ハ御答無之事を御不審有けるに、

兵部殿被

御

坐候、 知被申 敷無之、 御 桜 作事 畄 同十三年御屋敷御(四月芝脱カ) 御屋敷ハ手狭被成御坐程之地面 相 調、 従夫御 代 給 ŋ 々様芝御 鎌田 屋 加賀御普請 敷 にて無之 被 成 御 下

持 但、 佐土原之出家ニて候故と申 真福寺御旅館ニ被成候ハ、 事ニ 右脇寺真如院之住 候

候処、 上村権兵衛と申人、 様御出、 衆迄も見物為被仰付 其比御城ニて御能有之、 権現様御代ハ大乱にて台徳院様御代ニ静 歟と取沙汰仕候、 或時尋ね申候ハ、 公方様被成御座 貴公事は当分世上にて貞昌 優劣如何と申候得ハ又左エ 茰 新納又左エ門殿へ心安き人にて、 諸大名其外旗本又ハ倍臣之(暗カ) 候御簾の中より土井大炊 倍臣ニハ貞昌など高座にて 謐 成 門 1か貴 ŋ 昔 頭 公

内伊 之、 頭様より :勢兵部少輔と被仰候節御答被申上 伊勢兵部少輔と御 御能をよく見物可仕旨上意候と被仰候ニ、 兵部少輔 問候得共無御答、 と二度被仰候得共誰も御答無 候 ヘハ、 頓て薩摩守 大炊

> 仰候 冥加至極 ハ 公方様之御城へ倍臣者迄御能見物被仰付儀 0 事ニ候、 然るに殿の名を指置き私を御呼

候、 存候間、 殿の名先へ 其考ニテ御答不申 出 車 其跡にて御答申儀外聞実儀と 上と被申たる由 咄 有

ij

ニてハ御請も申 只今於殿中右之次第之儀も有之候半ニ、 Ė 間 我等にて候、 敷 候、 新納又左 工 門と被 又左 工門迄 仰

被仰候と也

1,

真先に御受申、

是にて御考候得と

候

○||歌書之書様ニ、 如是一 枚明て二枚め 0 裏 0 \square ょ

n

書出、 如是一 Ļ 一枚目の 外題を端に押は二条家の 表より 書 픥 外 **題を中におすは冷泉** 流 なり

1111

)秋月等観薩人高城氏・ 家の流なり O 等芸日州 人 ·等破薩州· 弟人 等

碩

)狩野 越前守元信古法眼 狩野永徳法 節 郡州

狩

野

薩人、

皆雪舟等揚の弟子也

雪舟等揚 禅 師 備 中赤浜紀氏

探幽法印守信、

是を狩野家三筆と云

『家老御掛: 札、 日 新公以呂波御歌之内、 W とをも せ

の五首御仕置ニ為相懸儀と札ニ被為記置候者、 家久

公御代よりの儀ニも候哉、 御家老御出懸二御掛 札 0

前にて御礼御申候由申伝候事

○細川幽斉老築紫下り之節、 と云所の近き所にて、 道之記の内太陽進発足占山

かならすの旅の行ゑはよしあしも

とわてふミ見る足占の山

○石見国高角といふ所を船より見やりて人丸の、

石見かた高津の松の木の間より 浮世の月を見はてぬるかな

と詠せしを思ひ出て、

うつり行代々をへぬれとくちもせぬ

名こそ高津の松のことの葉

○赤間ケ関阿弥陀寺ニて安徳天皇の御影、 像共見侍りける僧、 昔今の短冊なと見せられしに知 平家 一門の

たる人の歌とも有けれは

もしを草かく袂をもぬらす哉

硯の海の波の名残に

○箱崎にてむかし、戒定恵の三学の箱を埋められたる

所に、しるしの松とて古木あり、 そのかみにおさめをきたる箱崎 立寄りて、 0

○中尊西行法師・左定家朝臣・右寂蓮法師三夕の 後西院様御撰之由、 松こそ千代のしるし成りけれ 道正庵承順咄也しと静隠様御物

和

歌

語也、

○光久公御代、 人さまく〜の支度をして罷立候、左候而御桟敷の前 春山御関狩ニ支度狩と云事被仰渡、 諸

扨々あの糞弁慶何と言ふ事そ、 道具を負、長刀を突廻り通り候、 糞弁慶哉 是を被遊御覧 (と御叱

を引廻し罷通候ニ、面を真黒ニ塗り具足を着、

七ツ

り有之候、又其跡に腰に殊之外大き成袋を付たる人

遊御覧、 有り、是も御叱り可有と人々見申たる処に、是を被 扨々是はよき仕様也、定てあの袋にハ鏡

0

餅をいくらも入て提たる成へし、 尤成支度と御褒美

有けると妻屋惣左エ門殿静隠様へ咄也、 如何成支度被成候やと静隠様御尋候に、 扨惣左エ 不調法成 門

見立にて面をふのりニて塗り金箔を押て罷出候、 面

殊の外干張候て息切る様ニ有之候、然れとも何とも

286

:沙汰はなかりしとの咄也しとそ、

○深草元政、 ○山崎宗鑑、 俗名石井平左 俗名は 志那 弥 三郎 エ 門

○日高次左エ門為一は竹内三位惟庸 早朝拝見に参られけるに、 京にゆかれけると也、 賜りて三年在京して稽古有り、 歌道・職原・衣服の三道を学はれける也、 雲 卷朱子曰、不易之謂庸、又中也、又豈也、又労也、庸分為於行為於以中切音容用也、[廣書]有能奮庸、又中 の上は風も及ハておのつから 或春紫震殿の左近の桜盛の時 少し散かたに成りけれは 其のちも通路ことに 卿 0 御門弟ニて、 労也、功也、又中庸晦, 御暇を申

木のもとにのミ花の散らむ

仰 ニ参り居候者のよミけるとて御目に懸つれハ、是は ぬ処を能も申たる歌也とて御褒美有り、 ぬと云ひ、木のもとにのミ花の散とは人の思ひ寄ら 御覧有りて、是は殊に能調侍り、 斯詠して竹内三位様へ御覧に入られけるに、 へ可被召置とて御取なされける、 有けるは、 雲の上の歌堂上方へ薩摩よりもの習ひ 其後惟庸卿為 雲の上は風も及は 此歌 惟 ハ 此方 庸 卿

> 噺ニて堂上方ニて斯ゆるされたる歌是計也と自讃 給り候へと仰けるに、 けるとそ、 静隠様為一へ、 為一右の歌を一首書て、 其元秀逸と思召候歌御書 右之

)琉球人池城親方渡唐して北京を帰出る日 られけると静隠様御咄 也

0

和 歌

を詠したらむ、 ハ大和の歌ニハ読さるへし、 聞て、唐の北京ニて誰か歌を読へき、 しる、へくもあらむと難せられける、 云て歌ニなき事也、 此歌を小森一 誰も見よこれそまことの唐錦 北の都をたち出る袖 山聞れて、 更に益なかるへし、 奈良の都なとによそへて 和歌にはあらす、 唐の北京ニて奈良の都 つひニ歌にも詠 北京は唐なれ 四本庄蔵是を 北

0

は 都と

○中馬諸香丈の歌 故郷に帰る身なから咲やこの 花ニ名残のなきにしもあらす 梅大坂御留守居帰国 日の砌

るへき事也と難せられけると静隠様御咄也

せぬ北京ニて北京の歌読たるこそ、限りなく珍敷か

菜の花

珍敷趣向に而能調候とて段々御褒美有しと御咄なり

くちなしの色にそ咲る野へにたニ

つミ残したるわかななるらん

七夕

世に忍ふ契りにもあらし七夕の

あふよの空ハ雲も隔つな

○宝暦三年八月十五夜

雲向月

静隠

雲間ゆく月影はやし明ハ又

さらても過ん秋の最中を

同三年九月十三夜即興 静隠

幾秋の空にか愛て老か身の

よはひも長き長月の影

○ 鹿 集 木

嵐吹き笆の萩に鹿鳴て

淋しからぬは秋の山さと

俊成

○曾我蛇足は美濃国の歴々也、 は余り勝れたる物ニてなし、 真珠庵は蛇足の作りて 休和尚 の居士也、 画

画も自筆也と静隠様御咄也

○飛鳥井雅章卿自画自讃掛物、 葉の山、 軽き絵ニて見事也、 御歌二首御書判有り、 上に花の遠山、 下に紅

> さらぬたに春はゑむてう面影を 花より見とて匂ふ山の端

山姫の酔をすゝむるなさけより 紅葉の色のきのふにもにぬ

右、伊勢兵部殿貞起御所持也

○古歌に、

ならの葉の代のふることにもれし菊

梅を忘れし恨やハなき

たるニ梅をハもらされし事也、 られたる書物離騒業と云書に、 万葉ニハ菊かもれし也、梅を忘れしとハ屈原か述せ 此歌は、ならの葉の代のふること、ハ万葉集の事也、 百花の事を書せられ 日高為春此歌を知て

悦不斜、廿五日ニかゝる事を聞侍る事、偏に管神の『着方』 方山の咄の中に此歌の心を語りけれハ、 心をしられさりけるに、或廿五日の日、 為春驚入喜 客来りて四

受、今は貞以丈所持也と静隠様御咄なり、 奉納せられしと也、 御加護也とて、廿五首の歌を詠して萩原の天神宮へ 此奉納歌を大原貞以丈寺僧ニ乞

○官女の装束は五衣七衣とて有り、 五ツ衣ハ略也、 Ŧi.

ツ衣七ツ衣七ツきぬひとつに重ねて着るあり、 此故

ひとへと云詞有と也、十二ひとへといふ装束あるに ニ五ツと七ツとひとつニ合せて着ると云事にて十二

あらすと也

○後水尾院御製 古今御伝授の砌也、

早春鶯

長閑成日影に移る鶯や

初音をしまて春をつくらむ

朝霞

きのふミし遠山まゆもかき絶て

霞をのほる朝付日哉

見花

見るたひニミしをわする、色香にて

世々にふりせぬ春の花哉

五月雨久

夕月夜ふりいてしより有明のま、に異本

影まてもらぬ五月雨のそら

水辺蛍

蛍さへせきひるハかりなかれきて

やり水涼し川つらの里

○寛延四年秋の比、 認置相果たる由、其辞ニ云、養素な、又覆也、公羊伝定元 洛の四条夢覚寺門前ニて非人辞世

年不養城也、 城、師古曰、 謂以草覆城也、○本作衰後人加艸漢五行志宋幾無尊天子之心而不養ん

漸去非人界 則今帰上天 破蓑与損笠

夢覚寺門

公

くれ (のうきうれしさのはてハミな

同しはたかの花の身にして

○島原陣の時、光久公御入国ニて彼辺御通船ニ付、 伊

勢貞昌御供ニて合戦半之事ニて候故、光久公罷通候

構御下国候様ニとの返答故無御構被遊御通候、 間、 城ハ海ニ作り掛たる城也、其時貞昌の下知ニて島原 一虎口被仰付候ハ、可相勤旨被仰遣候処、 島原 無御

鉄炮を打事不成候、城を過る頃また下知にて船のと 城の塀下にすり掛て御船をやられ候、夫故矢間より

もへ楯をつかせられける、

頓て鉄炮を打懸る事如雨

○伊勢貞昌は御老中の御寄合にいつも詰させられける

と也、 有り、 て候、 弘けるニ、三原左エ門殿へ被仰付読せられけると也 殊之外の御褒美にて、夫より兵部殿同前ニ被召出候 程の者は無かと思召けるニ、ケ様の人も有けるかと 懸物字之儀ニて候、文句はケ様ニ候、義理者ケ様に 事故兵部殿手紙にて、早々参上可有候、 間、是を被召呼可然哉と被申けれは、それ呼との御 衛門と申者罷居候、是は兼テケ様の者を能読申者ニ 立むと被思、扨私にもよめ不申候、 罷出る事なれとも跡次なし、 て思慮有けるは、自分ニは当分御老中の御寄合にも 被召呼、 と也、或時御寄合に床之掛物の字不読事有て兵部を 人こそ多きに左エ門殿ニ為被仰付事、 一々明白に被申上けれは、 被召出掛物之字読候へと被仰付候得ハ、暫拝見 扨島原陣ニ伊豆守信綱御下り候て御条書を被 御心得のため申との事也、三原殿頓て参上有 此は兼て各様にも序を以御目見得為仕度存候 ケ様ニて候半と被申上、 読候得と被仰付ける、貞昌畏り懸物に望み 何れも御感心有り、 能折柄なれは跡次を仕 義理之儀を御尋候ニ 私同役ニ三原左 先年の掛物之 御用之儀は 兵部

○義久公御娘の御方へ御文の写

斜

御機嫌甚宜しかりしと也

候得共御断りの御返札成りけれは、

御大慶御安堵不

○大坂陣に薩州より後詰有と専沙汰しけると也、夫故○大坂陣に薩州より後詰有と専沙汰しけると也、夫故 関東方別で御念遣之処、尼ケ崎辺ニで薩州より之使 関東方別で御念遣之処、尼ケ崎辺ニで薩州より之使 文箱を御取、封を御切被遊候ニ、余りニ御せき被成 対を御取、封を御切被遊候ニ、余りニ御せき被成 で籍を御取、封を御切被遊候ニ、余りニ御せき被成 はると也、扨内を御覧被成けるに、秀頼公より御頼被成

近衛殿帰京前にて浜の市へ御入之筈候、御能有之筈候、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分候、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分候、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分候、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分候、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分に、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、随分に、我等も土に立もの、板を踏候事稀成事故、通常有之筈に、我等も大きに、

むもし誰にても御申給へ

龍伯

月日

ろ

(と名を呼れたる馬鹿有り、

子供のなぶり者に

と也 内之時家久公御供奉被遊けると也、御在京中殊の外 御世話被申上御調法ニなられける故、 素人芸ニ候能太夫ニ被立置けると也、 万事に達したる人ニて能もよくせられける故 御抱被成ける 家光公御参

○中西長門殿は京都の人ニて千斛ニて御抱被成たる人

○中西長門御家江被参、家久公中納言に任せられける 時は、 是ニてハ後年ニ至り宜しからす候由被申上、 麁相成調様ニて候、ケ様ニ有之ものニてハ無御坐候 御口宣宣旨拝見仕度旨被相願拝見被致、 是は

門致上京、 申受直し被持下けると也、 何卒仕申受直し可申候由被申上、 御口宣宣旨申受直し候儀可成哉と御尋有 ケ様の事をも能知りたる 頓て上京有り

人也けり、

○家久公盆の諸子踊りを被遊けるに、 迄行廻り着心地、重みなとを試ミ候得と被仰付、 門御鎧を被着御城辺を被行廻ける、其頃鹿児島にべ にて候ひけるに長門を被召、 此御鎧を着し吉野橋辺 御鎧を被為召筈 長

> 杖二仕込たる鑓を抜放し飛て掛りけるを、長門得た **僉儀有けるニ、何国より来る者とも知れさりけると** 武辺もよかりけるとかや、 りかしこしと取て引伏せ、 て有けるが、 長門の御鎧を着られ行る、体を見て、 後に此べろく、か事を御 立所ニ突殺されけると也

○目洗薬仙伝 月ニ壱度桑の葉十枚宛煎し、夫にて洗ふべし、桑の 閏月有る年は百三十枚取て糸に繋き陰干にして置、 桑の葉の虫付なき葉計り撰ひ百弐拾枚、

也、長門は茶人ニても有けると也

葉取定日 五月五日 九月九日 立冬日

然者長

目を洗ふ式日 四月八日 八月八日 九月廿九日六晦日 五月五日 正月二日 二月朔日 六月七日 三月五日 十月十日 七月七日

十一月八日

十二月朔日

伝也と琉球人唐にて段々医師に逢ひ目薬相伝候内 定日無解怠目を洗ふ時は童子の目の如く成ル、 を壱ツ半分ニ煎しなして目を洗ふ也、 桑の葉煎し様、 暁の水を汲、 茶碗弐ツニ水を入、夫 右の如く毎月 是仙

より伝之由なり、 是ニ勝れたる薬なしと也、 元文四年の在番安里親方

○惟新公・家久公帖佐并国分抔へ被成御坐候時分、 申 たる人有けり、此人兼て御心安く被仰下御前へも罷 より鹿児島ニハ唐人共段々居付罷在町なとも有之候 撰み被成候処、鹿児島可然と御吟味相究り候、 城下余り差迫り候付、 其唐人之内に江夏自閑と云者、天文地理ニ達し 別所二御城可被移二て所々御 其前 御

は是ニハ過たる所有へからす、火難は幾度も御家 乍然火難可有之と被申上ける、 上けるハ、 旨御尋有ければ、自閑天文地理を考へ筮を取て被申 出人ニて有けるニ、鹿児島へ御城下被召移可然哉之 ハ、、御武運長久にして御冥加不尽地ニて御坐候 此地別て宜所ニ御坐候、 御武運長久の地なれ 御城下被召移候

夫ハ如何様成ル事と御尋有り、 霊府尊星を被遊御祭候得ハ火難は除申候と被申上、 敷哉之旨御尋有之けれは、 左候て家久公自閑を被召、 作り直され可然事也とて鹿児島 成程其仕様有之事ニ候、 火難を可遁仕様ハ有之間 是は本尊有之候て祭 へ御城下被引移候、

> 尊壱幅取寄られ御城内へ霊府堂御建立有之、自閑ニ し本尊を取寄せ可申迚、 可仕事ニて候、日本ニハ無之物ニて候間、 御金を申受唐へ被申遣、 唐へ申遣 本

有之ニハ及間敷との御事にて、それく、ニ御本尊拝 経所へさま~~の御本尊多候故、ケ様ニ御本尊余多 玄院様御家督被遊候て、光久公御代御信心故

御看

被仰付御祭り有之、火難壱度も無之候、然る処ニ太

付と、追付御城御回禄有之候、 領被仰付候、其時曽山如心と申人、霊府祭をする人 ニて候ひけれは、 右霊府の御本尊を如心へ拝領被仰 不思儀之事也、 扨其

後総州様御代ニ碇山次右衛門入道道哲と申人、弟子 (^{吉貴)} 頃以不入事ながら、 丸与次右エ門久徳の所へ被参被申けるハ、老人の近 我等太玄院様御代より御奉公仕

伝候処ニ、如心へ拝領被仰付、 納言様御代ニケ様 大切ニ奉存候故申上事ニて候、 (への事にて御建立有之たる由 彼霊府の御本尊は中 御城御回禄之事ニて

成可然儀と奉存候旨被申けれハ与次右エ門、 候得ハ、偏ニ御本尊御城内へ不被成御出候故と被存 大切之御本尊ニて有之候間、 元の如く御建立被

此

儀初

ひかゝ

つて御咄申上る、

狩人共は知らぬ事ニて口を

と也、 候間、 と静隠様御咄也 右の御本尊ハ唐絵ニて候、 之所持之本尊也、 ニ写方被仰付、 可然と被仰渡候得共、 貴聞候処に、 其御本尊写之時共二被成御写候本尊、 難被黙止之事ニて与次右衛門御取次ニて静隠 今日早速達貴聞候半と之事ニて、 右もとの御本尊ハ又御城内ニ御建立被遊 吉貴公ニも初て被遊御聞候、 於霊府堂右御本尊を写し其写を如心 右御本尊の写ハ曽山氏と木村氏也、 太玄院様より如心拝領之儀 別て宜き絵ニて不及物也 則其日 則被召返 木村家 達

)寛陽院様磯御仮屋に御滞在之時、 成釣を仕候、 釣 ぬ 之鮹釣共を十人計り被召、 へ御並べ酒を下されしたたかに酔候て、 有ける、 り被召、 かと御意にて御酒はおさまり、 ハせぬかと御尋有り、 是に被遊御坐、 御仮屋へ茅莚敷、 私はケ様 **(〜なと、口々に仕形咄ニて勢** 右の弐十人計の者共を御前 成程幾日の日釣へ参り 又吉野の狩人共を十人計 御座之所計り畳弐枚敷て 扨釣人共へ、 御淋敷折から桜島 扨もふのま 如何 頃 H

也

相勤 ける、 弋 移らぬ事なれば一 御意候へハ、 閉たれは酔 之由ニて静隠様御物語也、 は山を答ふと言ふ詩の心也とて御機嫌宜く被遊 被遊御覧、 に成て面と御咄申上れは、 前に又狩人に、 候由、 能の歌謡ひ也、 誰者ケ様、 ケ様の事度々有之たると野元一之右エ門殿 其時代迄は御側表の隔無之、 大キに興せさせ給ひ、 ハ酔也、 近き頃何某社何所へ参りて大猪を取申 頃日 何左 言もなく、 御前ニ罷在て御側之衆同前に被 工門 は 居睡にて罷在、 如何成物をか得たるなと被 ハケ様なと、申て居丈ケ高 野元氏は定御供ニて 以前の釣人共はさらく 欠伸・ 彼は海を問 居睡ニて罷在を 釣人の咄仕 右通り之事 ハ是 舞ふ 細 咄

)帝王様崩御之時、 义 0) 打 8 奉備候て相図の鐘を鳴し候へハ、 奉ると也 「の鐘を鳴す、 客殿に出し奉り、 其鐘東寺へ聞 其相図泉涌寺へ聞へたる時御棺を治 帝王様御代々大師 泉涌寺へ被遊御入、 へ候時、 泉涌寺の方へ向奉りて、 弘法大師の御影像を東寺 何かと云寺の鐘を の御引導也 御棺を客殿 扨又相 其故

候と也、

東寺ハ無住也、真言宗の宮様より東寺の長者とて被)東寺は弘法大師の本寺也、高野なとハ御隠居地也、

成御勤由也、禁裡御修法の護摩有之、近衛殿下様より拝見ニ参り候様にと被仰付御参り候、檀を紫震殿ら拝見ニ参り候様にと被仰付御参り候、檀を紫震殿はなとさま~~の東寺の宝物飾りて有けると也、帝鈷なとさま~~の東寺の宝物飾りて有けると也、帝王様夜々は出御なると言、玉座迄拝見被成候由御咄也、

帯したることハ、此五郎丸大力ゑせもの也けれバ、

短刀計の出立也、然るに御所の五郎丸只壱人甲冑を

○加茂の祭りニ、何とか云題にて近衛家久公之御歌、天井の絵一円有之内に鳥尽しの墨絵尚信筆也とかや、| ○泉涌寺ニ東福門院様の御座を引直したる座有り、合|

卯のはなの盛も折にあふひ草

日影月かけあかぬ神垣

んと御謀計ニて富士の牧狩をし給ふ、何れも素肌ニらす、輒も干戈起んとする故に、人の心を和らけ給○頼朝公之御時、乱漸く治りても猶人の心ゆるやかな日影草はあふひ也、月影草は卯の花の事也、

ける、 也けると也 り引はきく、 也けれとも、 常ニ御側ニ被召置気任せものニなされ、 て上に肌着様のものを着て有也、 二着しける、

夫故絵なとに書たるも下夕に

具足を着 為にて、すハといハ、、五郎丸か着たる甲冑を上よ き甲冑を帯し罷立たる体ニて、 違背する者なれとも君の御心ニ入たる体ニて被召置 此御狩の時もミな甲冑の用意は曾て無用之事 五郎丸兼て気儘の者なれば、 君の着給はんために物の具を上下タ 実は頼朝公御用心の 頼朝公の御具足箱 君の仰をも 其事を背

か尋て見よとて弟子衆行て被尋けるに、苦しからぬ

屋に唐人壱人来り居ると云、肥前殿怪く思ひ、

何人

神是也、神是也、一柄は大和国添上布留社ニ有り、社、草薙の剣是也、一柄は大和国添上布留社ニ有り、社、草薙の剣是也、一柄は大和国添上布留社ニ有り、

柄は内裏ニ有り、今宝剣是也、一柄は尾張国熱田

0

○禁野はおほやけ人ならてハ此野をハたか狩りすまし

○昔勃海の人都の城に居住しける、子孫ニ至り深海氏二て上の竪馬場ニ住ける一子有り、まだ幼少ニて或ニて上の竪馬場ニ住ける一子有り、まだ幼少ニて或ニて上の竪馬場ニ住ける一子有り、まだ幼少ニて或ニエ上の竪馬場ニ住ける一子有り、まだ幼少ニで或に対きけれとも終に出来らさりける、子孫ニ至り深海氏に歎きけれとも終に出来らさりける、子孫ニ至り深海氏も経て東郷大肥前殿所ニて示現流稽古有けるに、供も経て東郷大肥前殿所ニて示現流稽古有けるに、供る経て東郷大肥前殿所ニて示現流稽古有けるに、供

者也、 帆の節唐見物ニ行んかと云けるに伴ひ、其船ニ飛乗 れハ、其事ニて候、我市来の龍雲寺ニ居けるに、 行方不知と聞つるに、唐人支度の不審さよと被聞け 也、そも如何成事にて爰許ニ来りけるそ、幼少ニて 内へ呼入対面有り、 られけるニ、どふやら見たる様なる面さし成ければ 船来りけるを度々見物に来り唐人共と遊ひ候ニ、帰 者社千代松ハア是は久々にての対面思ひ寄らさる事 しまさすやと云、肥前殿驚き、 何某一子童名何某ニて候、貴公ハ千代松殿にてハま 肥前殿へ云けれハ、我童名を云者不審也とて覗て見 東郷千代松殿所ハ爰ニて候かと云により其旨 如何成人そと被問けれハ、 扨は何某なるか、拙 深見 唐

其人々はとくになく成り給ひて、今者其所も別人の居たるあたりを尋行て深見氏の何某と問ひけれ共、見侍るに、ありし昔ニも似ぬ有様也、竪馬場の親の

とて暇をゆるし給ふ故、

便船ニ帰国し鹿児島ニ来り

故郷忘れ難く帰国の暇を乞けれは、左思ふも道理也

ニ妻子なと出来、

相応の勤ニ取付年月を送けるニ、

て唐ニ参り其唐人共ニ養はれ居けるに、年を経る儘

有り、 文を仕けるとて書を読に何もくらからす、手跡も人 二我を養ふて給り候へと云けれは、肥前殿大に感歎 の対面を致候、外に知人も無之候へハ、今者御慈悲 住ひ給ふかと尋来候ニ、昔に違わす此所ニ今不思儀 き様もなく候処に貴公の事を思ひ出し、未昔の所ニ る人の名にて候得者、十方を失ひ何所へ足を止むへ 居所と成候と云、近所ニ居ける人にも皆昔ニ替りた 心安かれとて養ひ置れけるに、此人唐ニて学

名をハー蘭と云ひける、(高一覧カ) けれハ即被召出、 書を被遊御聞、 聴ニ達せられけれは、光久公不斜思召、早速被召呼 ニ勝れたりけれは、肥前殿事の序ニ太守光久公の御 手跡共を御覧有けるに、 屋敷等を被下置、妻を迎へ住ける、 其後長崎御取立之節諸国 稀代の者也

出旨西国へ被仰渡候故、 次第通詞ニ可被仰付候間、 日本の詞をも唐の詞をも存知たらむ者あらは、 今度御取立有之候付、 付候故不宜候、 肥前の長崎を唐船出入の港ニ被定、 通詞無之候ては不叶儀ニ候、 此一蘭唐・日本の詞ニ達 左様の者於罷居者可被差 申出

御廻状有り、

西国諸所へ唐船来り、唐人共所々へ居

文所二被召出、公儀御旗本二被仰付たるなり、 供にも度ことに被召列、在国之時は深見休兵衛所ニ ハ又長崎へ被帰ける、通司ニハならぬ人也、其後学 も被居、又外の心安き衆の所なとに被居けるか、後 されは鹿児島へ被参てより君の御心ニ叶ひ、 長崎ニての長子也、玄岱学文・手跡亦人に勝れたり、 又長崎ニて子孫余多有り、深見新右エ門玄岱は一蘭 只壱人長崎へ参りける、此子孫今の深見休兵衛也、 て御奉公さすべしとて、一子を残し置妻をも残し、 石の毛と云名物也 江戸御

○日向国字戸ニ石ニ生る海苔有り、 昔宇戸権現の座主宇戸の僧正歌に、

さなから法の姿なりけり

浪のをる石の毛ころもきてミれ

大二怒り、我慢心をとかめて山神の所為ならむ、 自慢の心有りけるニ、空より唾はきかけたり、 僧正此歌を読出し書付て、我なから余程出来たりと Ī

ケ様

二難有鹿児島へ被召置たる事なれハ、子孫を残し置

上、即大通詞ニ被仰付、長崎へ参けるに一蘭、

たる者なれは隠し置れかたく、ケ様の者罷居と被仰

ニ物を見すへし、又歌を得よますハ此つバきを即拭 程の歌よむ事成ならハよみて聞かせよ、 語道断也、 へとて大ニ怒りけるに、 屹と返報をすへし、 誰する共なく空よりつは 但、 此歌に対すへ 左なくハ き Ħ

を拭ひけるといひ伝へたり、

○千載集の時、 下り 此歌か入らすハ都へ帰るに及ハすとて、又東の 如何と問ひ給ふニ、 入たるよし承り候と被答けれは西行、 と尋給ふニ登蓮法師、 ķ 都に撰集有と聞て登り給ふ道にて登蓮法師に行逢給 給ふとなり 扨都二は撰集有る由聞候故登り候、 西行法師東の方へ修行して居給 此歌は入不申と被答けれ 其事ニて候、 貴僧 鴫立 愚僧 0 沢 御歌余多 ハ西行、 ぶふこ、 0 歌 方 如 歌 は 何

○唐人如拙と云者名画也、 (藍太 (伽カ) 三 也 如拙 天童寺の第一座たりしと也、 は備前に生れて出家也、 周文ニも絵を学ひたる人也、 の弟子ニ周文山相国寺ノ僧也、五、 年の 住職にて隠居也、 後者是も相国寺に居たる人 日本へ 在住の時寺に残さむと 日本ニて芸州仏通寺 、来ル 是も名画也 入唐有て四 雪舟 0 師 匠 明天台 雪舟 也、

> に、 にて今に寺結構なりとそ人ならてハならぬ事也、雪舟ハ出にて今に寺結構なりとそ四明天童の第一座と云ハ勝て徳有 補太守の御聞ニて少破とても御修甫有り、 寺之宝物にして有けるニ、 て天台の図又何所歟之図壱幅、 御 無用心也とて寺ニハ写を遣置、 頂載物有之ける、 此儀公儀に聞 芸州主御迷惑ニテ右仏通寺修 右弐幅被召揚、 安芸の太守より寺に有 大掛物二 直筆は被取出ける 其替りに過分 一幅自 名筆の徳 画有 T

0

古法眼元信ハ信長の時代也、 是狩野家の元祖也、 社清・ 雪舟なと大概同世 元信父松永、 其父社清 0

座不軽事也と古月和尚静隠様へ咄なり家にても大徳の人也、四明天童の第一、

○秋月は高城氏の歴々也、 社清も如拙なとに習ひけるかのよし、 等破者根占の遠林寺(園カ)

Ó

僧

秋月の弟子也、

能絵也と云々、

○妙谷寺武者絵の屛風古法眼と言ひ伝れとも、 治木日野等林筆也と云々、 能絵ニハあらす、 実者. 加

○牧仲左エ門殿通躬公御弟子ニて被参けるに、

逍遥院

褒美

0

壁玉集を不断見よと被仰候と也、

仲左

工 一門殿

歌

関雪

乗 駒 E いとい 0 か n ね足柄 Ö

0 八 (重山 雪ニ 越来て

右門

屛

歳日

種となる心を春ニ改め 7

○古法眼筆花車片間は碁打御屛風の事、 先こゝろむる今朝の言 0 葉 静 隠様江

戸

江

御

二御 法眼 様 夫殿より、 静隠様 上有之、 御意為有之由、 車の御屛風を被遊御覧、 有御意也 客人へ被遊御対面 被成御詰御用之絵御坐ニテ御書候処ニ、 ケ様成所ニ召置物ニてハなし、 へ可被遣由ニ付、 遣 に無紛絵ニて別 候に 御申 脇方へも段々被遣候処、 -被成 扨 御 ハ 余り |御屛風段々虫干ニ出て有之候ニ、 家老衆も可宜候と被仰候、 候 其後太玄院様被遊御逝 能 開相済、 ノ仰付御勤のよし候也、静隠様も御遺物方ニ被、 過 而 御遺物方御用 御 可申哉之由 崎元悦阿弥を被召、 大切之由ニ御 絵書候処ニ被遊御入画なと 御申 (人相良権太夫殿) 此花 床の上に干候得と -候得 性候、 車御屛風近 去御遺物御 近衛様 此御 太玄院様 此屛! 御遺 屛 風古 彼花 権 格 太 物 衛 献 風 御

> 仰候得 候と被申ける、 る御道具之処脇方へ被遣候儀、 方様より其節御拝領之御屛風也、 参内之御供被遊候付御太儀為被成との御事ニて、 咄有けるニ、 風近衛様 エ門殿へ、 ハ五右 被遣 衛門殿 彼屛風近衛様へ被遺候、 又其後町 静隠様此事初て御聞候て一入惜事ニ 候、 其事也、 扨其後静隠様咄之序ニ田 7田仲右 彼屛風 何共歎 工門殿御記禄奉行 御家譜にも相知た か 惜き物之由 ハ 中 ハ敷事ニて ·納言様御 中 公 被 五國

無心元、 記有之候、 門殿折角精を出し被見合候処、 なれハ物知たる人也、 本庄蔵殿一 て候故、 工 門殿被聞、 能 彼御屛風田 座にて被申候 扨こそ弥い 々御家譜を被見合可然と被申 御家譜ニハ不相見得事也と被申候、 中氏 つれも残多き事ニ被思召、 仲右エ門殿の空覚慮外なから ハ 0 咄を御物語 五右 御家譜之内ニ正 工 門なとハ古き人 候得 候、 仲右 敷書 仲右 伊 四 工

得共、

無是非事にて数年

打過たる処に、

静隠様近

衛 候

集院蔵人殿なとも被成御聞、

殊の外御もたへ被成

別之御事ニて候間、

能上にも能く宜き筈とて、

右御

名高き人也、

王子と申事殊の外御きらひのよし、

後

側ニ屛 之御家老衆被仰談、 とへ被成御参、 大切無比類御屛風と静隠様御咄也 りニハ 合点有之、 計ひ候様にと静隠様より被仰、 て候と言ける、 之候哉と御尋候得ハ、 違物ニて候故、 段々絵有之内に彼花車之絵の御屛風有之候、 れは古き屛風も有んと思召、 追付太守様御下向之節、 巻御咄候二、 周信かの金屛風参り事故なく再御家ニ参り候 風多く重ねて有之候を、 御通路之節御家老衆へ被申上、 万右エ門殿も初て被聞 寺の座敷探幽筆之座御一見有けるに、 扨門外ニ出て万右エ門殿江彼屛風之 案内の僧ニ、 彼御屛風ハ此御方へ いや近年近衛殿より御寄付ニ 必御家老衆へ御申宜敷御 此屛風は久敷御寺ニ有 片端明て御覧候ニ、 当寺なとハ久敷寺な 万右エ門殿にも委細 [被驚] 、参り、 御下向 候、 少も不 其代 扨是 有

○雲水法源和尚といひし人ハ後水尾帝の御子也、 麻布ニ菴を結ひ、 後御隠居ニて壬生の地蔵辺ニ住給ふ、 林庵と云、 後黄檗也、 又隅田川辺小梅村ニ庵室あり、 其後上方の寺御住持也、 和歌上手ニて 又其 江 梅 戸

> 様被成御逢段 子男子ならは出家ニせよとの勅定故御出家也 水尾の宮女懐妊成けるを何かと云御医師ニ 々御咄とも御聞被成候よし 一被下、 静隠 御

○上総国吉野山 ける、 有之、 二、 れを御尋候得ハ、 隠様被成御逢段々咄有けるニ、 も前条法源の弟子也、 殿叛逆之時、 人也、 都の恋しき余り吉野山と名付給ふと言ひ伝たり 其時露滴も牢人と成り、 出家之後上総国吉野山ニ引入居たる人也、 本ハ堀田筑前殿舎兄堀田上野殿家中也、『正像』(正像) 上野殿も御兄弟の事なれ 露滴と云出家ハ 彼山ハ昔貞元親王さすらへ 或時薩摩屋敷ニ被来けるに静 関東今西行とて名高き 上総の吉野 俗名何の五太夫と申 は伊 豆江 道 、居給 0 筑前 遠 W 是 わ 流

又不思儀成事の候、 をのか音をきけハ都の恋しきニ 彼親王の歌ニ、

也とそ 外の所ニは郭公啼候得共、 此 里よけよ山ほと、 此 山中 ハ かり不鳴との

咄

○順徳院 人ならぬ岩木もさらに悲しきハ

299

みつの小島の秋の夕暮

○為家卿

あたになと咲はしめけむ古への

天の河とふきわたり二成ニけり春さへつらき山さくらかな

かたの、みの、さミたれの比

○為氏卿

かり庵さむき秋の山風 露霜のをくての稲葉色付て

○読人不知

わすれしの人たに問ぬ山路哉

桜は雪にふりかはれとも

美濃ハ稲葉と云ところ、当国一宮宇佐宮也、皆松有、○立別れいなはの山の 此名美濃・因幡両国に有り、

迄をくりニまかりてといへる、大和ニハあらし、くしへ岩本見とてまかりけるニ、山崎より神南の森神なひの森是も大和と云り、但、古今に源さねかつ

○神なひ山丹波国也、神なひのミむろの山ハ大和国也、

行平因幡の国司也、任の時や詠しけん

の、かやハらは陸奥なり、同まの、入江は近江也、まの、萩原ハ大和也、

○まのゝ浦のよとのつき橋は摂津国也、又まのゝ浦、

○故宗匠為家云、亡父卿の、

人とハ、見すとやいはん玉津島

霞む入江の春のあけほの

とけすなから、みすと書て出さると云々、りしを、ミすとやとそバに被書たり、作者は猶所存

て祖父に見せ被申し時、見つとやいはんとかゝれたの歌は、建長詩歌合の時かむや紙のたてくの裏に書

右八ケ条、井蛙抄抜書、頓阿作、

○清水寺の観音、昔は山中ニて夜中に人の参るに、迷いがではられける、ゆやの謡ひにあるも此北斗の星の様に照しけれい、是を北斗の星といひける、漸く人中と成て後金森宗和の手ニ入、路地の石る、漸く人中と成て後金森宗和の手ニ入、路地の石とがや、

○平井保昌狩を好まれけるに和泉式部のよまれける、

ま

今夜ハかりの命とおもへハ

○久見崎の川にて即興 樺山主計久初殿 此歌にて保昌狩を止られけるとなむ、

心なき見るめハおしき浦半哉

難波の春の夕ならねと

契恋

猶人にきこへおかはやすゑ遠く

たへぬ契のあらまほしさを

○光久公水戸黄門光国卿の御宅へ被遊御出、

御饗応有

召けるに、先長サ壱丈計成檜の柱の様成るを出し、細工人を持て候、此細工を可入御覧とて細工人を被けるに光国卿、何そ珍敷御馳走も無之、爰に名誉の

る者ニて候と也、扨其大工最前の檜にかゝり、かんハ、彼者は大工ニて候、かんなを仕ひ候ニ妙を得た

扨細工人素袍にて御末座に罷出る時に光国卿被仰候

て、手の届かさる程に手をはなちて末迄突やるに、層花の如くに散、扨彼柱の本よりかんなをはしらせなを取出しさつ~~とつくに、吉野紙の様成かむな

かむなをのれと走りて壱丈計のかんな屑虹の如くに

二成候故、

夫より以来平生の勤の事のみにて軍法之

○島原一揆の時板倉内膳正殿を被差下けれ者、城☆(重昌) (共力)((共力)(共力)(共力)(共力)(共力)(共力)での個挨拶也けると也、

飛ける、幾度つきても同し様也、光久公、ケ様成細

勤め候て、其頃御老中ニて天下第一の発明人と申人付候て軍勢を被差下、伊豆守殿ハ少年より御側に御して度々勝利を被失けれハ、又松平伊豆守殿に被仰して度々勝利を被失けれハ、又松平伊豆守殿に被仰

逢被成度由被仰入けるに、勘兵衛殿、誰にて候そと勘兵衛殿宅へ夜中ニ忍ひて御出被成、勘兵衛殿へ御(景憲)

たる也、近ふ御寄候へと被仰付近く被参、猶近ふれは伊豆守殿、尤二而候、別で内用之儀有之密に参蹲踞有り、不存寄御出夜中と申不審千万之由被申けて御出候二、伊豆守殿にて候ニ付大二驚き座を被退

(と被仰故御膝元ニ被参けるに、伊豆守殿被仰け

に相勤め候処、物の道理をも可知時分ニハ天下泰平拙者ニ被仰付候、拙者儀御存知の如く幼少より御側之処ニ、爾今落城無之故、再度軍勢を可被差向とてるは、此度島原一揆ニ付先達で板倉内膳正を被差向

前たるへきハ必定の事ニて候間、 儀少も不存、然者此度拙者差向候とても又内膳正 今夜参る事余之儀

めニて候と被仰けれハ、勘兵衛殿承、扨々当時天下 二あらす、

軍法之儀を

承り島原落城之謀を

聞候半た

仕候、 御稽古無之儀ニて候得ハ御存無之儀御尤ニて

第一の御発明人と皆奉称候程有て只今の被仰様感心

今度の軍法私御伝授可申上候、先島原の一揆は

知者共ニて御坐候、然るに板倉殿城を御責被成急ニ 百姓共之儀ニ候得ハ、軍法を不知事ハ貴様よりも不

御討候故、人数のミ費、城は落不申候、ケ様之城ハ

けれは、 食責御尤ニ存申候、左候ハヾ落城程有間敷候と被申 只遠責にして急ニかゝらす、 伊豆守殿御聞被成、 城中への通路を差塞き 尤千万之儀ニて候迚一

こて落城也

礼を被述御帰り候と也、

扨島原へ御下り其如く遠責

○島原陣の後百年ニ当りける時、其折の伊豆守殿島原

はり、 比公儀ニも御沙汰よく、専世上にも此事を賞美しけ 戦死の家来共の子孫共を被召出、 自ら引物被成銘々盃の取替し為有之と也、 書院ニて料理を給 其

ると也

同

○平田以休と云人の所ニて、樺山主計殿久初

心ありてかく静にも住なすや ところは山の奥ならねとも

心あれな四ツの隣りをよそニして 家のめくりをかこふ柴垣

牧仲左エ門殿

○初瀬ニとまりて即興 中馬諸

更ぬるか水音すみて初瀬山

○楠正成之塚を過るとて 田浦検校の歌、 檜原の月にかねひゝくなり

身は苔の露ときへても消ぬ名の

○樺山主計殿久初種子島の人の願ひニてよみて給 残るを誰もしのはさらめや

かり

寄道祝

ける、

たへせしな国てふ国のはてまても

心を種子と敷島の道

○山本春正樺山相馬殿宅ニて海に鮊釣の立けるを見て、 ミをつくし浪間に立て釣すなり

見るめもからき海士のしわさよ

の御招は定て拙者身の上の事にて可有之、若し左様

○諏訪杢右エ門殿兼利は四十の年より初て和歌をよま

れける、其頃のうた

山の井を初の老に汲初て

浅きを恥る大和ことの葉

○当今様御八歳の御時、御製院御点御詞珍重一二句非

) J

咲々てうつる影さへやり水の

松にか、れる庭の藤浪

いろは四十七字真字

正フキニアラス とは、日本計不己衣天 安左幾由女美之以呂波仁保人止 知利奴留遠和加 与太礼曾門袮奈

爾今町田家江御うらみ有と云々、

江ノ字ニアラス 止或ハ土

(落葉

恵比毛世寸

愛よ猶水なき空に紅ひの

波ふき立る風の紅葉は

日高為春

御

○金吾様御在所より召ニ依て鹿児島へ御越被成、(島津歳久)

へは、兼て御心安有之候町田出羽殿被成御招、今度殿へ被成御出候処に、誰とて何事をも申上人無之候

魂之処ニ、御身の一大事を御告不被成段御憤有之、 之候処、 水へ御船をよせられ御生害と云々、 候得共、 御注進被申上候ニ付被成御驚、 は御身の上の事ニて御坐候間、 旅宿に被成御坐候処新納忠元参上有り、 思召ニて御相談之ため御招の由被申上、 ならハ覚悟も有り、 いや少も左様の儀ニては無御坐候、 番船共きひしくて海陸も御通不相叶、 はや海陸ともに御通路難成候付御船ニ 如何と御尋有之候へは出羽 即御打立御帰り可有 御覚悟有之候様にと 出 御城を被遊御替 羽殿兼て御入 此節の 扨金吾様御 滝ケ 御召 被召

○太閤御小姓何某或時御庭に罷居たるか、土に絵を書けれは被成御覧、其方は絵を書候間稽古すへしとて狩野永徳弟子に被仰付、名字をも狩野を可名乗旨被仰渡、狩野三楽斉と云ける、関ケ原乱の時逃れて滝本坊に行けるに松花堂養ひ被置、絵を稽古有ける也、松花堂は此三楽斎弟子也とかや、

春計管絃中

谷陰にくりまくハかり吹笛の 声の中なる春ののとけさ

○祖父の回忌に江府の女十三才ニてよみける、

親の親今は火宅を出給へ

○美濃国の紺屋に絵を書者有り、都へ出て千利休心安 く交り、狩野永徳へ第子と成りたると也、是長谷川(新力) このこのた、くかねのひ、きに

○帰雁

等伯也と云々、

心ある紅葉の秋に来る鴈の 花の盛りになと帰るらむ

通村公

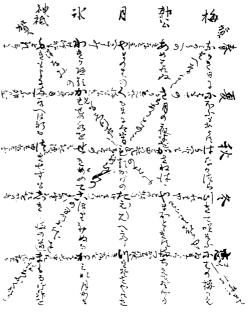
衣打音そミたる、陸奥の

○名所打衣

しのふの里の夜寒しられて

為春

玉津島大明神御本社和歌



○田部弥兵衛と云町人、田上の呑良和尚ニ参り諸道稽 聞、夫は師を立て被致候や、然者其道々の師に能被 かしきこと有り、壺に粟を入て置たるに、近き頃出 すと被仰候、扨四方山の物語ニ呑良被仰けるは、お 尋候得、此呑良は出家ニて左様の事知ることにあら 古仕候得共、一事も成就不仕候なと咄ける、呑良被

し見けるに粟少もなき也、鼠壱疋死して入たり、壺

のを、 弥兵衛感心仕候と也 は栗尽ぬ、然者何の楽みなきゆへ出むとすれ共壺な に、 0 所を精を出して喰たらば、 幾所も喰廻るに力尽て終に死しけると見へたり、一 く喰なしける処もあれと、畜生の心ニて是を知らす、 も爰も厚しと思ひ喰廻りけるに、既に紙一重程に薄 はほげす、其所を差置、爰ぞ薄からんと思ひ喰へと れは力不及、喰ほかして出むと思ひ喰ふに壺堅けれ 四方幾所も喰ほかさんとしける跡有り、 蓋をして不置故鼠飛入粟を喰けるに、 爰かしこと喰けることの浅猿さよと仰ける、 終ニハ喰ほかし出へきも 是を考る 限りあれ

○後水尾院勅定之趣を所司代其通ニ不仕、 ニ不被遊御叶けれは、 万事 叡慮

芦原やしけらはしけれをのかま、に

とても道なき世にすまハこそ

政道不被遊御聞候也 と被仰、 間の障子を御引立御入有ける、 其後より御

屋久島如竹、 置候と也、 如竹及帰国、 藤堂様より御招待之節は新ニ寺を被建 此寺を廃懐被成候て国中の

貧士ニ御与へ被下候へ、私開山ニ罷成此寺被立置儀

○如竹帰国之節、 御用捨可被下旨被申候と也 御養料として米何程被下旨被仰渡け

扨々私にも一度聖人ともいわれたき念願ニて候処ニ、 被申上候とざれて被仰ければ、 旨被申上けるを、 飢申儀にては無之候間、 る、 如竹承り、 私儀は島へ罷帰候得者飯料も有之、 御取次の人歟、 難有は奉存候得共返上仕候 如竹威儀を整へ、 如竹聖人風成事を

答ける故、 ねくらとふ鳥のつはさそれならて 言ひ出しける人迷惑有之候と也、

聖人風抔被仰候ハ別て祝着の事にて候と実を以て被

暮る色なき雪の Щ 一の端

日高為春

○烏丸資慶卿みまかり給ふと聞て、 春正

敷島の道たへよとや住吉の

神のたすけもなきそ悲しき

○比叡山を望ミて、

うつすともいかて筆にも及ハまし 樺山久初

都のふしにつ、く山

○別恋

今はとてしとふ涙にかきくらし

立出む空もしらぬ別路

中馬諸香

○鹿声遠近

山深き妻恋侘る声々に異本とふみ

籬の鹿もねられすや鳴

通茂公

○老後暁

さめやすき老の枕は鳴鳥の

声にをくる、暁もなし

同

○山本春正、後は名を船木といひけると也、 名字ニて

ハなしと云々、

○釈正徹は東福寺の書記也、 に火災のために失ひ、又新に三万首を綴りて草根集 家の集三万首被調置ける

付けると也、 と被名付たり、是焼て又新たになりたる心より被名 樺山主計殿御所望有之候なり

○落花 此下書美代六郎兵衛殿所持也

しらさりしけふも命の内にして

また先たつる花の春風

田蛙

うきて鳴水の蛙の息の緒に

釈教

ふたつある手をむなしくハよもなさし

三の宝の山に入る人

右釈正徹三首懐紙、北郷作左エ門殿所持と云々、

○恵通と云人は唐の帝の寵愛し給ふ人也、 弟子と成、さとりをひらきたる人なり、鳥果も恵通 有て御暇申上、 鳥果禅師住給ふ木の本に庵を結ひ御 出家の望み

も行方知れぬ人也

○いけつき・するすみ、 黒の戸の早汐を渡り、 出水に懸て往来しけると云伝 両の名馬は薩州長島牧の馬也、

ئج

○或時禁裡にて、貫之・躬恒之歌いつれ勝劣あらんと 評議区々也けれは、俊成ニ相尋候得との 勅定ニて

勅使を以御尋有けるに、 俊成卿暫く詞なかりしか、

○南泉院扁順僧正は通茂公之御猶子也、 或時僧正参り

良有て、躬恒書をあなつり被成なと此分被申候と也

給ひ、 前様御猶子二罷成候間、 私儀は歌の儀は不案内ニ御坐候得共、 御読被成候歌の内にて秀逸 適々御

よるや小波のしけき小山田

と被思召御歌を承置度旨御申候得者、 夫ハ有也、 身共位ニてハ秀逸と申はなきとの御事ゆ ハ、御心に叶ひたる歌は有之候哉と僧正御尋、 若き折七夕の歌に七夕契久と云題にて、 成程 左候

通茂公被聞召、

あ たに見ぬ秋の一夜の契りかは

神代のまゝの星合のそら

 \bigcirc 也しと僧正被咄、 此歌我心ニ叶へり、 猶 御出候へかし、於御油断ハ沙汰之限りたるへし、 いまもた、ならす候、 々申候、 彼若衆只今参候、 静隠様御聞被成候よし承り候也、 其後是ほとの歌は不出来との仰 日本国大小神祇非偽候、 かさも無之見事さい 早々

間ハ八幡~~さかつき飲不申相約申候、(将カ) 返事可承候、 申談盃可給候間、 此者一度二御出可給候、 向後不可有御恨候、 かしく、 はやく御 無御返事

但、

御届ハ此分候、

於無御出ハ意多きニ付、

両人

云々、

只今至当所来候、 移時刻早馬にめし候て、 弥若衆あかり申候、 追て令申候、 依昨日内々御物語申候かさかきの若衆 かさも無之こと~~くなをり申候 盃きこしめし度候ハ、、只今不 小者一人之体にて早々可有

> 之条不被沙汰可被懸御意候、 申候処ニ路次遅く候てはと乍聊示以飛脚申候、「爾カ」 御出候、 念者之ある若衆にて候間承候ハ、、 為其令啓候、 以使者 如何候 可

謹言、

巳下刻五月廿一 日

東入道山 三室経也 か

在判 在判

龍伯

天正十八年

清嗣と申候、 院竜山関白前久公之御事ニて御坐候、 東入道山かと御坐候ハ、 前久公は近衛積家公之御子ニて候と(離り) 当近衛様より八代之祖東求 始之御実名は

)もろこし我朝にもろ (〜の智者達のさたし申さる、 外に別の子細候ハす、たゝし三心四しゆなとゝ申こ 佗仏と申せは、疑ひなく往生するそと思ひとりて申 との候ハ、みなほつしやうして南無阿弥佗仏にて往 りて申念仏にも非す、 観念のねむにもあらす、また学問をして念の心を悟 往生極楽のためには南無阿弥

もしこのほ

生するそと思ふうちにこもりてソロ也、

かにおく深きことを存せは、二ソンの御あハれみに はつれ、本願にもれへし、念仏を信せん人ハたとひ

のくとむの身になして、あま入道のむちのともから 一たひの御のりをよくく、かくすとも、一もむふち

におなしくして、智者のふるまいをせすしてた、一

だの御せいくわむのおねふつ一へんにて、無量無辺 向に念仏すへし、○さとりはいらぬ物、しやかあみ

のつきさへめつたにくらへは悟りたりといふ、きや つめかむねになにかある、へむてつもなきあはら骨

きはねたの一声、 をは九年まて坐禅こるこそむやうなれ、まことのと

慶正二年四月廿八日

ほとけ

一休子宗順

さひしきに宿出しぬへき山里を

御所さま 是は大雲院の宝物之由抜行を写なり、

今夜の月におもひとまりぬ 読人不知

はけしさは降くるまてのけしきにて

嵐の跡は雪静也

○雪

○田家縄

ひきすてしなるこの縄の朽なから

猶冬かけて残る淋しさ

為久卿

○定家卿十八歳秀歌のよし、

天の原おもヘハかはる色もなし 秋こそ月の最中なりけれ

○我れ娑婆の縁つき無位の都に趣まゐり候、よき出家 にならせ給ひ仏性の身を磨き、其眼よりわれ地獄に

落るかをちさるか、ふたんそふかそはぬか、

釈迦

達磨をも下部となすほとのせん人になり給ハ、、俗 字不説との給ふうへハ、我と見われと悟る肝要ニ候 虫とおなし御事ニて候、仏四十九年説給ひ、終に一 にても不苦候、法便の教のみ悟る人は尊聖にても糞

無死無生身

千菊丸殿

何事も莫忘想

これとてもかりそめならし別れても

かたみとも見よ水茎の跡

返す~~も八万読経をそらによみ候ても、 仏性の

見を磨すは此文ほとの事も心得かたかるへく候、

右、一休和尚御若年之時、御母公より末期に被給候

御文の写

○岸良清右エ門物語に、御下様人質ニ御登り候時御供 候て御登り候由承及候 ニ付て、惟新様息女を証人ニ御のほせ候様にと被仰 仕候、是は西国衆ハミな秀頼御味方之由風聞有之候

○御下様御在江中、本多佐渡守殿御懇切不浅候、折節 門母川上主右工門佐渡守殿へ御下様御使ニ参候刻、 は霜月中旬ニて早朝の事にて寒く候、佐渡守殿炬燵 或は小菜なとの類、台に受候て被進候、川上与左エ 不怠御音信被成、或者ほしば三れん、或は大根拾本 頃

すに被居候、佐渡守殿の仰候ハ、今朝さむかつつろ て女房衆は日野紬の古きる物の裏つきをしてかまハ にかゝり御座候、 御内儀殿茂脇ニ御座候、後の間ニ

御かゝり被成候御炬燵の内より取出し、佐渡守殿御 をさきて持来る、飯はいか、と見る処に、佐渡守殿 う、食を進せいと被仰候得ハ、干葉汁にⅢにするめ

夫婦御膳上り御相伴ニて被下候、

○公方吉宗公御座の間御張紙

主と親とは無理なる物と思へ、下人は足らぬ者と 苦は楽の種、薬は苦の種と知るべし、

知るへし、

子ほとに親を思へ、身にたくらへて知るべし、 おきてにおぢよ、火におちよ、無分別ニおちよ、

欲と色と酒をかたきと知るへし、

恩を忘る、事勿れ、

朝寝すべからす、話しのながざすへからす、

すこしなることもふんへつせよ、大成ことを驚く

可らす、

くふんにたらは十ふむと知るへし、

一ふんへつとかんにんとにあるへし、

○待恋

心の松にといし夕風

けふもまた軒の忍ふに音信て

実陰公

○清見原之天皇、大友之王子ニ襲ハれさせ給ひて吉野 に御座有けるに、或時琴を弾し給ふ、天人あまくた

309

中の公事の内に入給ふとかや、是を以て僧正遍正の『昭カ』(昭カ) て其時の天人の舞を表して五節の舞を始め給ひ、年 りて五度袖をかへし舞ける、其後天皇位に備り給ひ

天つ風の詠あり、

○社頭暁

夜鳥の霜に鳴音も神さひて

ふかき杜のともし火

○長月ハかり広沢の庵にて、 同人

つらかりしね覚の音もわすられ 明れは拾ふ軒の笹栗

○落葉

さそハる、音は時雨の梢より

嵐をそめてちる木の葉かな

○蚊遣火

所ときあつさやわふる賤かやの

○三河後風土記曰、 八幡太郎義家公藤原秀方を召宣ひ

けるは、去ル寛治元年より汝か陣中に美女を隠置事

我是を知る、

凡陣中ニ女を忌む事古今の法也、

破法

す、

如と申本文も候得は、家督は幼息と存る程に候と申

器量三歳の嬰児よ

将軍莞爾と打笑ひ給ひて、さる事有へし、

子は

不欲、 得共、天運不尽にや存命、唯今の仰せ可謂冥加、又 苦をは此童を以て忘れ慰ぬ、 恐入て候、次に愚息儀既に二才に罷成候、一日の戦 誠哉、汝は一子を儲けたりと聞、 疲候き、再ひ帰りて愚息を見む事をは乍恐神慮を以 更に不答、頻に尋給ふ時畏て、某か大罪を宥らる、 は勝れて不便也やと宣ひけれは、秀方赤面平伏して れは汝美女は害なかりと思ふて僉議に不及指置也、 ニ付て、先非を悔、厚恩を思ひ、兎角の御請難申上 唯戦場に出る毎に明日討死せんとのミ志し候 明日の軍を厲心勇み不 戦苦の中の子なれ

の罪既に死刑に当る、然れとも汝者三年の合戦の中

先登せし事義家眼前に見之、然れは女ニ心を引かれ に終に一度も臆の座ニ不到、戦ふ度に身命を不惜 し給ふ事義家ニ越えたれとも、

何そ儀式に至て終に

し、此故にや頼義公御在世の内、義綱・義光を寵愛子を疎にする事有り、慎ますんハ有へからすと宣ひ子ほと不便成ハなし、是幼を以也、故ニ心ならす嫡に近臣等に語りて宣ふ、今按に子共余多持つ時ハ末

者と讃め、長成の秀憲か数度戦功有るを欺く事、等者と讃め、長成の秀憲か数度戦功有るを欺く事、発起、表言す、当今御政道無邪故に海内浪静に四夷不起、適東夷雖相背、義家か武力に砕かる、義家笛を好む成物か、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性度がか、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性度がか、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性度がか、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性度がか、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性がかか、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性がかが、秀方畏て、不然、笛竹は三年過、能竹の性がかが、秀方畏で、不然、笛竹は三年過、能竹の性が、大小厚薄を考へて作り候、何んとして笋の時極めたるや、汝二歳の幼息を勇敢の相有て家を可興極めさるや、汝二歳の幼息を勇敢の相有るを欺く事、笋をと讃め、長成の秀憲が数度戦功有るを欺く事、笋をはいる。

幼少たるを以父母の寵愛嫡子に倍する事世の常也、

両弟を義家より先にし給ふ事なく末坐ニ蹲踞也、

家

○水戸光国卿歟の御娘御縁与相済御入興有之節、途中力ニ非す、皆亡父の慈悲より出つ、親恩の辱き事二力ニ非す、皆亡父の慈悲より出つ、親恩の辱き事二六時中不忘と宣ひしなり、○水戸光国卿歟の御娘御縁与相済御入興有之節、途中、時中不忘と宣ひしなり、

百筋を千筋と撫し黒髪も髻を切給て一首、

た、ひとすちに思ひ切哉

○惟新公御書

致極老忘前後程にて近頃乍斟酌余り御家之儀気遣

候間、存寄之通申事候

御家代々と乍申、貴所家督之様誉有事無之候、

誠二

然とも幼息を寵する事は秀方一人に不限故頼義公常

を以笛を目利し作らむと云に同し、甚あやまてり、

殊ニ神慮先祖之御守故候間、弥被重天道可被祈家之 (深脱カ) 久敷家は皆々滅却之時節ニ繁栄候事は二三代之有道、

長久儀専一ニ候事、

誕生、奇特共中々難述言語候、因玆平生之思慮肝要此頃ニ至迄子孫無之大欠道と存候処、思の儘成男子

又々年々駿府・江戸へ参上、其苦身不可勝計候処、二候、其故ハ一天下の国主毎度之御普請を被相勤、

出仕も無之、諸人羨可為不浅事候、如此大果報ニ被当家ハ被領数か国一度も御普請不被仰付、又々切々

事うまたよりま、ます者直となど引くこう様では一個と可被及気遣儀可有之候、就中当世は金銀を以被礑と可被及気遣儀可有之候、就中当世は金銀を以被び上のでは、するとよりできるでするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとはないできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。でするとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできる。できるとよりできるというできる。できるとよりできるというできる。できるとよりできるというできる。できるとはなりできるというできる。できるとはなりできるというできるというできる。できるとはなりできるというできるというできる。できるとはなりできるというでものできるというできるというでものできるというできるというでものできるというでものできるというできるというできるというでき

諸侍も節々之出物ニつかれはてたるよし候、然処義之用ニ被立、国家之為被成候様に御分別尤存候、候、内々之儀共ハ大方ニさせられ少也とも其入目公見得候、又召仕女房衆・若党等も余り結構之程ニて事の序を以申候、貴所諸道具共手間入たる様子と相事の序を以申候、貴所諸道具共手間入たる様子と相

孫之祈禱ニも可成候事、成人々述懐も可起候哉、少したらぬとおほされ候ハ成人々述懐も可起候哉、少したらぬとおほされ候ハ内々花麗共候ハ、、世上之見懸取沙汰、又ハ堪忍難

進候事不大方懇切候間、何時ニも他方之使ニハ被入代未聞候、誠公義ニ付諸国被尽候処、従遠国使共被行未聞候、責所御代之様に自他国之取持有之儀前

存候、惣別他国之客人ニ鹿児島役人衆無沙汰無之様御念自身振廻をも被寄合、会尺等念比ニ候ハ、可然の

二連々可被仰付候事、

可成人被存衆も早年寄申候、然時は行衛之儀何共気又歴々之中にも御用ニ可立人多も無之候、少御為ニ構大欲心底見得候、兎角御為ニ可成人見得不申候、当国の様を見申ニ付、近き親類中ニも或気任、或被当国の様を見申ニ付

右条々之中僻事而已可有之候条、以用捨可有御覧心遣候儘申事候、

候、恐々謹言、

九月八日

惟新御判

○樺山相馬殿へ藤崎江景出家被参けるに、陸奥守殿参

高尾の紅葉

と高砂の松の葉とを出し給ひて歌所望有りけるニ

則江景、

高尾のもみち高砂のまつ 染そめすことなる色もともに名は

○八月十五夜

鳴河滝

か、る夜の月には誰もをきいるや

ねよとの鐘もきかすかほにて

江景

雲ならて風をや待む呉竹の

なひけは晴る、窓の月影

○きやまん石と云石有り、硝子にけぼりをする石也、 唐人亦は阿蘭陀人持渡るものにて別而稀成石也、是 めに鉄ニて桶の様ニ作り、蓋に鷹の子の口出る程に は唐にて高き木ニ鷹の巣を懸たるに、其子を取むた

共来り餌を与ふるに、子の口計り出るをうき事ニ思 穴を作り、是を木に持上り巣を入蓋をし置に、親鷹

て穴の口を摺廻すに、穴大きに成て終には子を出し ひ、いつくともなく石をもて来り、雄雌更々其石に

稀に此事有と也、 列行と也、其跡ニ此石落し置もの、則ぎやまん石也 此咄長崎服部政太郎咄たるとの由

にて静隠様御咄也

○山川八景

牧仲左エ門胤

日高曾右エ門為春

渡孤村

誰しかもたへて住らむなみ風の あらき礒辺に見ゆるひと村

浮世には遠きわたりのならひとて いをりあまたも見へぬひと村

正龍寺晩鐘

哀また誰か見るゆめをさますらむ 此山寺のあかつきのかね

月落てすミのほるかねの声淋し 礒山寺の明かたのそら

浪のうへは見るめもわかす暮ゆけと 辺田山暮雪 雪にさやけき海辺田の山

此夕沖より暮て降雪に 世を海辺田の山そさやけき

くるとあくとたへす聞へて鳴河や

ミなきり落る滝のしら糸

吹なかす風のゆくてにまかせては

いや音高き鳴河の滝

島陰漁火

夕月の入海くらき山かけに

ミなとへや波のよる~~かす見へて 見へて数そふ海士のいさり火

山影てらす蜑の漁火

前路行客

釣なへて旅行人もいそく也

日もゆふかけの山の下道

海こしに見へミ見へすみ旅人の

礒辺をつとふ木かくれの道

洲崎秋月

更て猶真砂やきよくすむ月ニ

洲崎は浪のよるとしもなし

白浜のきよき洲崎の所から てる月なみに何かしかまし

旅泊夜雨

浦風の静なる夜もミなと江の

笘くゝる雨の雫に夢たへて 答もる雨にねんかたもなし (苦カ)

○唐湊八景抜書

なれぬ浦半のうき泊り舟

武江板橋

かけて幾世の杉のいた橋

うち渡す遠方人にこと、ハむ

一宮孤松

日高為春

此宮の軒端に高き松ひとり

ふるき神代のことを知らん

霧島晴煙

中馬諸香

久方の天の八重雲晴る日の

野月牧笛 烟たなひく高千穂の山

小森政方

ふえの音も澄る野月の夜よしとて

その里の子や吹ならすらん

高隈やミねのうき雲晴る日の 光りにミかく雪のさやけさ ▽北郷久春△ (鹿児島県立図書館所蔵本より補)

高隈晴雪

○坊津八景

深浦夜雨

314

船留て笘もる露は深浦

音もなきさのよるの雨かな

入海くらき夜半の村雨

松山暁鐘

浮雲は猶重りて深浦や

つくるも淋し入相のかね 松山のミとりのそこに寺ありて

中島晴嵐

嵐ニはる、ミねのしら雲松原や麓につ、く中島も

雲はらふ松の嵐の音そへて

岩根にきほふ中島の浪

鶴崎暮雪

鶴崎や松の木すゑも白妙に

白妙にふりうつもれて鶴崎や常盤の色も雪の夕暮

暮るもいはぬ雪のさやけさ

亀浦帰帆

亀浦の釣せぬ先に風波の

礒の浪分かへる船人

沖に出て今日も暮ぬと亀浦

網代夕照

ゆふ日の跡にてらすか、り火礒涯のくらき網代の海かけも

残る夕日の影そたゆたふ綱手引網代の波にうつろひて

田代落雁

雁かねも田代の友に誘引て

行すえは南の海の遠しとや芦辺の沢に又帰る也

田代にくたる雁の一つら

かけを御崎の浪にひたせるあら礒の岩間にく、りし秋の月御崎秋月

秋風の光りも添ひて興つ浪

315

きゆともよしや秋の夕暮	白露のをきてあしたに道とハ、	○朝に道を聞て夕に死すとも可也と言ことを、通躬卿	よしや今宵の名にハ障らし	むら雲は月をへたて、か、るとも	○菊姫君様八月十五夜曇りけれは、	詠めあかさん望月の影	名にしをふ今夜は雨ニなりぬとも	○八月十五夜曇 清相	かく住なせる宿のしつけさ	立さわく市の中にも心ありて	○加納武右エ門殿茶亭にて、 同	浮世の外の宿はありけり	住なせはまかきの山も木深くて	○北郷作左エ門殿茶亭にて、 一山	庭のともしは鹿も寄覧	ますらをかほくしの影にあらねとも	○田代伝右エ門殿所の庭のともし火を見て、 清相	よする御崎の月そことなる
猶さして行友千鳥かな	かきりあれは汐ものほらん河上に	○川千鳥	声する野への月の夜道に	○ 乗る駒もいさみてそ行くつわ虫	清き川原に千鳥鳴なり	暁になりやしぬらん月影の	こほれるほとのこほらさるらん	池水をいかに嵐の吹分て	○池水半氷 後京極	雪の底なるをハすての山	うつもれぬ鐘の響もふりくらす	○雪中聞鐘中院通茂	うすきや人の契りなるらむ	立帰り又逢ことも夏衣	○夏恋	哀ミしかき鳥かねの声	誰も聞けくる、日毎に玉のをの	○鐘
山名玉山			荒田翁										為春辞世			境田通節		

かゝる身は思ひ出もなきいたつらに	返し 政方	思ひ出おふき今日の帰るさ	浦山し都もふしも見し人の	二参りて、	○小森政方江戸より下られける時、丹下惣左エ門迎ひ	夜深く越る小夜の中山	鳥の音は麓の里に聞なして	○古歌	遠きさかのゝさをしかの声 同	月残る都の西に聞ゆ也	夜はた、明に明て行空 胤昌	○ 逢見てもまたことの葉はつきなくに	浪の花さくゆふへ明ほの	月雪の詠めのミかハさくらしま	○桜島絵に為村卿御讃、	落葉にほそき谷の通路 西行	人はこす我ふミなる、跡はかり	〇山家
いつれの山か月は出らむ	○ けふはまたしらぬ野原に行暮ぬ	涙 なき秋のゆふ暮	○そのこと、さしては物を思ハねと	忘れてそ聞初雁の声	此比の秋のね覚のうきことも	○初雁	峰の嵐に木の葉時雨で	山里は月こそくもれはる、夜も	○山家	染て残れる色そ淋しき	冬や来ぬ軒の山柿紅ひに	○初冬	鳩そ鳴なる雨の暮かた	軒端より山のかしのミ落散て	○山家	月しつかなる深山辺の里	○ 暁は四方の嵐も音たへて	都もふしも見ては帰れと
源家長		同		細川幽斉			諸香			宗好			兼利			胤昌		

○八月十五夜	しはし晴間も長月の影	此儘に夜は明ニけり雨雲の	はれを待まの長月の影	名に高き光りも見せぬ雨雲の	○卯九月十三夜雨ふりて晴間なかりけるを、 同	月も涙に雲かくれぬる 清相	ともに見し去年の今夜を忍ふにそ	愛あへぬものから、	と定めなき世の有様よと思へは、影さへさやかには	夫も夢の心地して今夜名にあふ空を打詠め、何くれ	の原良の亭にいさなひまかりて終夜月を見侍りしか、	竹馬の友とし馴睦み来ぬれは、去年の最中は伊東氏	きりに世をとちめられける、我も同し年にて幼より	○中馬諸香丈は寿六十八とせをへて、此八月九日をか	しらて旅路に出し悲しさ	さらハとそいひしを終の別れとは	○日高為春息不幸の由、旅の宿に申越けれは、
○日高為春身まかられし時、一一山	山陰涼し日くらしの声	風わたるなつミの河の夕暮に	○納涼	時雨の枕夢は何見む	夜半の月くもれは閨にもりかへて	○閨時雨	さし入月にむかふ涼しさ	閨の戸を夏は一間に明置て	○夏月	思ひ出れは袖そしほる、	今日更にきへしむかしの秋の露	ことをあまたにかたりつ、けて	今日更におもへハ悲しませし世の	かへらぬ跡のむかしかたりは	何くれと聞につけても哀也	○加治木の内匠殿弔に、	今夜ハ月を愛明さはや
	忠家公			通躬公			為春			諸香		胤昌		貞以			同

影高く更なハいと、名にはれぬ

夢なくて又逢こともかたを波の

哀にきへし和歌の浦人

 \bigcirc 和歌の浦や子を思ふ鶴の声せすハ

よるとも見へし浪の月影

宗川

二月の比洲崎の浜辺より桜島を見て、

○寺山太次右エ門殿用央家の集抜書

霞しく春の海辺にむかひ見る 島はさくらの名さへはつかし

久見崎に侍りける比むつき末つかた

一夜、 侍りけれは、茂り山の花もやかて咲出侍らむ事なと 春雨の降

おもひ出て、

めくみしる木すへにうれしいつしかと

花待ころの夜半の春雨

二月初の頃、花を尋て尾畔にまかりけるに一木咲出

侍りけれは、

一木まつ咲もめつらしいつか又 なへて桜のさかりをも見む

しけり山の桜一木二木花咲侍りてめつらしく見侍り けるに、ひと日ふた日雨降り侍りけるに、花おふく

咲出侍りけれは、

めつらしと見初し花のいつのまに

梢あまたの色二咲らむ

江府に侍りける頃上野の花見にまかり侍りて、

いつれをかわきてハめてむ桜花

一木二木のさかりならねは

ちいさき桜を根こして植つき侍りし時、歌をよみて 尾畔の前なる日吉の社のほとりに古木の桜一本有し 二、いつの比にか風に倒れたりしを、人々出あひて

奉納し侍る、

枯はてし跡にうへつく花さかは

神もうれしと春ことに見む

年を経てその木花咲侍りしかは、

こ、ろさし神やうけけん手向には

うへし桜の花さきニけり

二十年余りにもやあらむ、花の盛りの頃人々出合ひ てちいさき桜を根こして植置侍しに、今は木立茂り

あひて花も多く咲侍るに、倶ニ植し人の今は世に無

きも侍りしかは思ひ出て、

もろともにねこして植し花見れは

今はなき世の人そ恋しき

江府に侍りける比、上野の花見にまかりて花を一ふ

さひろひ、清相の許に送り侍るとて、

一ふさの色にてもしれ山はミな

上の関に船か、り侍るに春雨の降やミける暮つかた、木ことに花のかくそ咲にし

岡辺にき、すの鳴侍りけれは、

雨はる、湊江ちかきかた岡の

かすむ夕へニき、す鳴也

月さやかなる夜松虫の鳴けれは、

独りた、月を友のふ旅の宿こ

なれハ誰をかまつむしの声

高雄の紅葉なりとて人の見せ侍りしかは、

見れはけニ色そことなる世々を経て

その名高雄の山の紅葉は

旅にて夜もすからねられさりけれは、

ねられぬ床に独りあかしてうきことも夜こそまされ旅枕

江府ニ侍りし頃真間の継橋を見ニまかりて、

たつね来て今日こそ見つれ音にのミ

聞渡りにし真間の継橋

伊勢に参りける時野々宮の跡を見て、

今はた、名のみ残りて野々宮の

小夜の中山にて先君家久公とひ馴給ひし寺の跡を見野となりはつる跡そ淋しき

(

君か跡見る小夜の中山 東路の道のゆき、にとひしてう

すけニか、り給はすハと思ひ侍りて、せ給ひ、御薬もしるしなしと聞て、今は御神々のた

慈徳院君のやまひニわつらハせ給ひて日にそひ重ら (^{余信)}

君か身のいたつきはらへ誠ありて

国を守りの神ならは神

君つひにおはらせ給ひけれは、

君か玉の緒むすひとめねは此国を守りの神もつらき哉

御葬礼の御供に侍りて、

あきらけきこゝろの光りしるへにて

くらき道にも君は迷ハし

千世まてといのりしものをあたになと

絶ぬる君か齢ひ成らむ

八月十五夜の月を見て、折から哀ももよふされて、

今宵とて見れはそれさへかなしさの

月の曇りけれは、 涙にくもる望月の影

よし今宵くもらハくもれ月影の

さやけしとてもなくさまハ社

君の御遺髪高野山にのほらせ給ふとて、船間島より

聞て、ひと、せ君の御下国の折、 御舟ニ召させ給ひける、夜近く郭公の鳴侍りけるを 時鳥の御歌読せ給

ひし事など思ひ出て、いと哀ニ侍りけれは、

啼音かなしきほと、きす哉

聞ハ猶君かむかしの忍はれて

高野山ニて暮かたニ雨一しきり降てやかて晴れ侍り けるに、日くらしの声さひしく聞へけれは、

高野山檜原の木すへ雨過て ゆ ふへ淋しき日くらしの声

山を顧ミて、

山の勤めのおはりて人々帰り侍りける日、道すから

帰り見る名残もかなし高野山

君かみたまのいますと思へは

田家月

更ぬるか月ニわらやの数見ゆる

田中の里は人も声せす

○坊津旅行の時、喜入の黒地蔵越花盛りなりけれは、

為春

乗駒も雲の上行心地して

花より花ニつ、く山越

○高麗町の屋敷に移りし歳日、 ことの葉の種子まつけふハまき初む 為春

○夏門と云題ニて、

為春

小田のわらやの春を迎へて

夕立のはれ間まつ間のかさやとり

いもか門とや人のあやめむ

○三々九の手鋏と云事何の弓ニも有也、 九度の礼儀有

也

321

- 間の矢筈を射破ると云り、仏法の内より起れり、 ○八的と云事、馬上にて射る也、三騎にて射と云説あり、人と云、馬上にて射る也、三騎にて射と云説あり、人
- 電の衣空色に白し、如此十二月を記し織也、 一月に三ツ宛に配て三十六也、十日宛召也、下旬は 日より十日迄召御衣を子の日の衣とて小松を織初む、 一月に三ツ宛に配て三十六也、十日宛召也、正月一 一月に三ツ宛に配て三十六也、十日宛召也、正月一
- ○后の御衣月に一ツ宛也、都合十二重也、十二壱重と
- ○福昌寺八金剛、石山の二王ハ、本は都等持院の仏也とし、 云々、京軍之時、等持院の住持都に難居、八金剛と 二置、八金剛計りを持て豊後の国ニ至り郷也と云々、 二置、八金剛計りを持て豊後の国ニ至り此住持の故・ 二置、八金剛計りを持て豊後の国ニ至り此住持の故・ (離力 は後藤州より豊後入之時取て帰ると云々、八金剛替 に呑良和尚都へ被持登ける時、大仏師の帳に、本等 に呑良和尚都へ被持登ける時、大仏師の帳に、本等 に呑良和尚都へ被持登ける時、大仏師の帳に、本等 は後藤州より豊後入之時取て帰ると云々、八金剛と に呑良和尚都へ被持登ける時、大仏師の帳に、本等

○三河後風土記曰、

金沢攻之時、武衡夜討ニ出る時に

紛れぬ様に用意せしと也、袖印・相詞此時より初る士卒に命して袖印を付させ、又相図の詞を極て互ニ

と云々、

- ○同書に曰、鎌倉権五郎景政か眼の矢抜て生たる由を○同書に曰、鎌倉権五郎景政か眼の矢抜て生たる由を
- ○延享四年風説有り、長崎御代官高木作左エ門殿女の

歌詠し也

荒礒の岩にくたけてちる月をよるはおもひの色にミたれて飛蛍昼はしのふのすり衣

まとかになしてかへる白浪

)山成国乙川耶山奇少喜単配は宝庁り電、爰こ刊木戸衣の内侍といひしとなり、 石歌雲の上に聞えて「叡感不斜、内侍の官を賜ひ摺

一室あり、古き軒朽すりの古松むかしを残す、かた一室あり、古き軒朽すして世に知る所也、ある人此一が国の訓郡山崎妙喜禅庵は宝寺の麓、爰に利休か

夜帰雁

しく、予に墨を引、銘をもしるせよとせちに求め侍 を、庵主に乞ふて斧斤に命之携帰り、花筒にせまほ

田鶴のいとおもしろふあそひたる姿ニたくひ、 れは、いなみかたく、すてに筒に作りなして見るに

わ かの浦の芦辺の田鶴のさしなから

と西行法師か読しを思ひ出て、芦辺の田鶴と銘之侍 千とせをかねてあそふころ哉

と筆をはせてし需めをふさくのみ、 蓬門退忍記判

河竹の世々をちきり春秋の花を此筒にめてよ

 \bigcirc

曇りなき御代のめくミにいつる日も ひかりさしそふ千世の初春

雨中花

春雨のふるもいとわす折そてにぬる、もあか こほれてにほふ花の下露

花為春友

友とのみなれ行花のはるすきて ちりなんのちはいか、くらさん

> 朝落花 ゆくかた見せぬ夜半のかりかね

声をのミ帰る雲路にさきたでい

昨日まてかくやはありし今朝見れは 梢の花のゆきとのミふる

卯花連垣

おしなへて雪ふる里と見ゆるかな 卯花さけるかきねつ、きハ

夏草深

里の名も今あらはれてふか草の 夏野の道はあとたへにけり

まれにあふこよひはかりハたなはたの 雲の衣もたちなへたてそ

野辺は今千種の花のいろくへに むすひうへたる秋の汐つゆ

草華露

海辺月

泊舟今宵は夢もなみまくら

と 出一巻いつの頃か御目にかけられ候つるを、何と と 御点も遊ハされ候て、つかハされ度御かたハらにおかせられ御覧し初しより、句々言々御目を驚いされ候計りにて打過き行かへり候、春秋も幾度 に が成りやらん、御おほへも無き程の御事、うにか成りやらん、御おほへも無き程の御事、うにか成りやらん、御おほへも無き程の御事、うにか成りやらん、御おほへも無き程の御事、うにと思召まいらせ候、よろつ御正体なき御事候をあたつて申入候へは、御点計りは遊ハされ候儘其もたつて申入候へは、御点計りは遊ハされ候儘其もたつて申入候へは、御点計りは遊ハされ候儘其もたつて申入候へは、御点計りは遊ハされ候儘其るにと思召まいらせ候、御詞も少々くハへられ候、かしく、

山の井

御おく方まいる松平大すみの守殿

一大井川行幸和歌序

紀貫之

あはれわか君の御代、

なか月のこ、ぬかと昨日いひ

浦の浪

中

浦農奈美

浦農奈美

て、のこれる菊おこしミたまわん、またくれぬへきなかる。水をおしミ給んとて、月のかつらのこなた、春の梅津より御舟よそひて、わたしもりをめして、夕月夜小倉山のほとり、行水の大井の川辺に行幸したまへれハ、久賢の空に者棚引ける雲もなくみゆきをまち、なかる。水そこにハにこれる塵なくて、おほん心になかる。水そこにハにこれる塵なくて、おほん心にそなかへるとみことのりしておほせたまふことハ、そなかへるとみことのりしておほせたまふことハ、そなかへるとみことのりしておほせたまふことハ、そなかへるとみことのりしておほせたまふことハ、そなかへるとみことのりしておほせたまふこと、旅の確実した。なのこれるを、空なる星と驚き、霜の鶴川辺に立なの山を見れは、をる人なき錦とおもほへ、もみちのの涙をおとし、旅の雁雲地にまとひて玉札とみらん、の涙をおとし、旅の雁雲地にまとひて玉札とみらん、の涙をおとし、旅の雁雲地にまとひて玉札とみらん、の涙をおとし、旅の雁雲地にまとひて玉札とみらん、の涙をおとし、旅の雁雲地にまわん、またくれぬへき

にミたれつ、、草の葉の露とともにうれしきなミたこのもかのもにまとひ、つたなきことのは吹風の空ぬらんといふことをよませ給ふ、我等ミしかき心のあそふ水にすミて人になれたり、入江の松いく世へ

し此ことのは世のすへまてのこり、今をむかしにく

おち、岩浪と、もによろこほしき心そ立かへる、も

325

らへて後のけふをきかん人、あまのたくなはくりか しのふ草のしのはさらめや、

諏訪杢右衛門兼利ハ、 也、 老年に及ては身体不自由なりけるに、公御逝去 (網条) 泰清院様之御守役を勤し人

洲崎に出て悲歎し被奉拝候と也 二而福昌寺二而御火葬之時、 兼利籠に昇乗せられ

なし、 るに、 久保七兵衛者 るらんとありけれは、 衛門被申けるハ、御自分ニ者徇死被差留、 者徇死ニ而切腹之時、 殿様次第之命なれは、 御逝去之節御指留被成候由、 中納言様江徇死之御契約被申上置け(家久) 七兵衛被聞、 七兵衛暇乞ニ被行けるに次右 死ねとあれ 何そ嘻しき事も 愛甲次右衛門 ハ死ぬ 無嬉しか

御自漫心ニ而候かと被言けれハ、さすかの次右衛門(慢が) も閉口あられしとなり、 被成事を余程いたしにくき事を次右衛門ハするとの 生よとあれハ生る也、 御手前ハ左様に被仰者、 徇 死

光久公御代金山出来候時、 山御取立ハ先御無用ニ被成可然事ニ候、 の正山様江御相談有之けるに、(勝山ガ、松平定行) 新納又左衛門殿を以伊予(5/5) 正山様被成御聞、 金 ハ世間之 金

> ŋ なくて叶ハぬもの也、 算方を不知して相済ものか、 之候を正山様御覧被成、 衛門殿儀算用無案内ニ而埒明不申、 門殿江被遣、万事之賦方等段々二被仰聞候処、 有之か算用して被見候へとて算盤を被召寄、 候而尤ニ候、 御取立候而御徳用ニ決而罷成事なくハ、成程御取立 通宝ニ而国中之用計ニあらす、 金山なき国も其通ニ而用事ハ相済候、 先御取立ニ付而ハ、年々之得失如何程 さりとハ不嗜成事なりとて大 扨々加判役をも相勤罷在 何事をするにも算用 金山なくても相済な 別而迷惑二而有 然者金 又左衛 又左 7 Ш

洛陽白河に長好といへる望月氏 中院通茂卿来り給ひて 0 人蟄居して有ける

算用稽古ニ而、後ハ上手なり、

きに御叱り候と也、

夫より又左衛門殿夜を日ニ次て

0 かれ住宿ハ都の白河も

一一一一一一一一 (宗弘) 浮世に遠き秋風そ吹 ハ住吉と時雨か数寄也、 平常

0 咄

0

中に

平田

Ŕ

たち、 住吉とか時雨とかいふこと葉を聞ては身の毛よ 心身ニしミ渡る様ニ覚ると度々咄なりしと静(木材)

隠の物語り也、 探元)

山家暮春

実陰卿

もとの人めにかへる山里

とハれにし花もいつしか春暮て

けり、 保元の乱によりて新院讃岐国にうつらせおハしまし きこと出されハ此道すたれぬるにや、かなしく覚え 和歌の道すくれさせ給ひたりしに、かゝるう

ことのはのなさけたえぬる折ふしに

て、寂念法師かもとへつかハしける、

西行法師

ありあふ身こそ悲しかりけれ

寂然法師

しき島やたえぬる道もなく~~も

君とのミこそ跡をしのはめ

一西行法師法勝寺の花見にまかりけるに、その日上西 昔の花見の御幸おもひいて給らんなといひて、其日 門院の女房おなしく見ける中に兵衛の扇ありと聞て、

雨のふりたりけれハかくそ申遣しける、

見る人に花もむかしをおもひ出て

恋しかるらん雨にしほる

返し

兵衛扇

古をしのふる雨とたれか見

花にむかしの友しなけれは

空也上人路を過給ひけるに、ある家の門に年七才計 なる小児鳴て立たり、上人、なと鳴そと問給ひけれ ハ小児答けるハ、二才と申けるに、父におくれ、只

んといひけれハ、上人聞て、な、きそとこしらへて ミて身を立、いつれの時にかふた、ひ見ることを得 一人頼侍つる母に此暁亦おくれ侍ぬ、今ハ誰をたの

弾指しての給ける、

朝夕歎心忘後前立常習

やミにけり、村人、さしもかなしミつるになと鳴や と唱へて過給ひにけり、小児此文を聞てすなはち鳴 ミたるそと問けれハ、上人のさつけ給ひつる文有、

其心をといひけれハ、

朝夕になけく心をわすれなん おくれさきたつ常のならひそ

七才の人のかく心得説けるもた、人にハあらす、是

も権者なりとそ、

ェ 通 節

秋ふけて此比たえす鳴鹿

0

寺ふりて水なき池の春風に

ひとり岩うつ岸の藤なミ

江戸上花見之時、枝に短冊を付て歌あり、(野々脱カ) (鹿児島県立図書館所蔵本より補)

清川宗川

か、

立寄は花の木陰もかりの宿

心とむなとふく嵐哉

公家衆御家頼といふハ、其家の規式等を其通まなひ 給ふ御家を其御家の御家頼といふ、武家とハ別也、

家賴之書、

渡守も暮てハ見へす月ひとり

隅田川原の夜の淋しさ

清川宗川

賤かやにはこふとすれとほす柴の

半ハぬらす夕立の空

同

山里ハとわぬ人より問 人の

帰りし跡そ淋しかりけり

兼好

摘あらふ沢辺の小芹根を白ミ

清けに物を思はさりけん

西行

花倉に鹿聞にゆかれけるに、なかさりけれハ、

大玄院様御逝去之時、 鳴かぬや逢夜なるらん

水まさり君かへらなん三瀬

Ш

日高為春

三国の民の歎く涙に

新 暁

鳥かねにおき出るよりよしあしの

わかる、道を思はさしめや

後水尾

摩になる所多くあるものなれとも、魔力 のなり、石より油出て田のうるをひとなるものなり 彼石者除かぬも

除時ハ田地あしくなるなり、

江戸の坊主奥州へ下けるに、或所に権現と号する宮 有 其側に穴有り、人の入さる穴なりといひ伝へた

り、坊主入て見んと思ひ、はるくくと入行に桜の馬

場あり、其側に美童一人立居たり、是を過行に寺と

をかりけるに、安き事なれとも、夜ハ異形の者共来 見えし所有、入てミるに僧一人居けるに、一夜の宿 下知せられけるに、

火坊かたく焼掛り

候間、

皆々下

新納忠元の孫長屋の上に上り

ŋ

候得と下知せられけれハ皆聞て、

武蔵殿の孫とし

桜田御屋敷火事の時、

を教て別れけるに、 牛の頭のことし、 しだハ此為とそ、 道せんと云て二人高あしだはいて行に蛇多し、 畳を上、 上ニ本の如く畳を置ける、 上て、此下に入レト云、入て見れハ石の箱なり、 といふ、 を語る、 いろく 道ニ而何ニも逢給はすやと問に、 彼坊主成限り者堪忍せんとて内江入ける、亭 扨ハ能候なと云内に夜入けるに、亭主畳を 箱より出し、 其童に言葉者掛給わすやと問、こと葉ハ の事を云て夜明かたに帰りけり、 是より礼拝して下山す、亭主帰路 扨高山に上り見るに数多の岩石皆 程なく本の宮の側に出けるとな 此辺に牛頭山といふ山有、 夜半時分に物共集り来り、 先の美童の事 頓て亭主 高 (不脱力) あ 同

て遊に様々の事をなす、是をさえ恐れすハ借すへし

て比興ニも早く下れよとある事哉なとさゞやきける

咄 此咄 被申候よし、 ハ 弟子丸久徳老彼僧より直談之由ニ而折 Þ

ŋ

候由、 勘左衛門と名乗候由、 杉山八蔵と申軍者ニ被仰付けるに、 方を三日の内ニ仕可指上旨被仰付けれとも不相調故 桑名松平越中様、 申ましとて本の長屋ニ立居られけるに、 又伊東一空老ハ御国ニ而軍法稽古不埒明故、 済差上候故、 家中の軍法者松山八郎左衛門ニ被仰付、 御祖父、 をすり漸く下り被申候となり、 いひけれとも、 屋ニ焼上れとも曾而不動、 り給へとは申候、 を被聞、 只今鹿児島軍法者薗田与藤次は赤紙弟子也、 (威莠) 左京殿の御親父なり、(新納久敦) 皆々下り給ふな、 松山ハ桑名を浪人して江戸ニ出、 中々下り申事ハ不罷成と有ニ付、 武蔵守孫など、承候而ハ中々下り 去所の城請取ニ御越之筈ニ付、 松山も後浪人して京都ニ被居 迚も不叶体なれハこそ下 皆々驚き、 是ハ今の次郎四郎殿(新納久品) 三日内ニ賦 御下り候得と 城請取 火はや其長 京都 方相

御

新 石田三成 上り杉山江習ひ被申候よし 惟新公江御見廻被申、

罷帰候後、 Ш 上久右衛門殿被申上けるは、 暫く御面 石田 談あ との うり被

しき人ニ而有之物ニ而御坐候間、 候ニ万人に勝れ能弁舌ニ而御坐候、 二者御入魂御無用に可被遊候、 子細は、 御入魂 ケ様成人ハ必悪 彼弁舌を承 ハ かまへて

大閣秀吉公江石田治部少輔願被申上けるハ、(圏カ) 御無用可被遊と被申上けるとなり、 大坂と

新

久道の御子図書久豊、

是を髭図書と云、

御家老之時

をも不申上候、 而嗜之能有之ぞと御意ニ付、 勢ぞと有、 やかに見えたる一 高き所より諸軍勢を御覧するに、 とて一年分拝領ありけり、 伏見の間之芦を壱年被下度とありけれ者、 三成、 先年奉願候芦ニ而ケ様ニ仕候と被申 某勢ニ而候と被申、 陣あり、 太閣三成に、 扨其後太閣御出陣之時 三成、 其中ニー 此内より未御礼 大閣、 あれ 涯きらひ 安き御事 扨々兼 *)* \ 誰 か

古島津図書殿久道御家老の時、 笑候而 と被仰、 Щ 顺 かたく、 様より、 江戸御老中松平正山様江御相談有之候処ニ、正 ケ様の儀ハ我々もとくくより思ひし事なれ 中書殿御下り右之趣御申候得ハ、 図書殿御方便なく舎弟島津中書殿を御使 諸士の扶持を一 石 リツ、 此方御身体御続被成 、御引 候 ハ 図書殿御 能候半

上候となり、

とも、 苦しめ御身体計能而 談ニハ及不申との事也、 体ハ只今の 士の扶持方を少ニ而も引上候而ハ、 殿様御身体よりハ続かたく可 ハ如何成事なり、 中書殿ハ島津内記殿先祖也、 其儀ならハ相 諸士 成 士を 一の身

殿様ニ而も候へ、 評定所と申ハ三ケ国の政事を決断仕所ニ而御坐候間 か御意有之御帰候を、 評定所に考座なり光久公御出被成、 キツト御座を被遊、 図書殿御袖をひかへ奉り、 御立被遊ながら 何事も御意被 此 何

成儀共被遊候ハ、、 遊筈二御坐候処二、 無作法千万成御事二御坐候、 左様ニ御立被遊なから被成御 殿様を替可申 -候間、 向後ケ様成御気儘 左様ニ御心 华

儀

得可被遊と被申上候と也

二而 髭図書殿御子図書殿御家老之時、 ケ様ニ御 殿被罷出、 狩抔被遊、 御坐候と被申上けると也 坐候 頃日 或時尾畔ニ鷹野ニ御出被遊ける時 ハ 別而御所行悪く被遊御坐候間 親図書申上 候通殿様を替 太玄院様鷹野: 一へ可奉 図書 往 御 Þ

大坂落城以後、

長曾我部成親父子主従三人欠落、(盛力)

大

と啼叫ひける、 13 付られ被誅にいたつても何とそ命助り度、 麾を振らん事者あらしと思ひ隠居たるに、大勢に見 江申上置たる一言もあれハ、君への御奉公に今一度 とそして命助り、今一度天下をくつがへし、 キかと云けれハ土佐守立上り、 指を切て指二ツ残りけるに、 何とそ某か命を助ケ人足ニなりとも被召仕被下候へ し可申旨也、 守ハ格別のものなれハ、一日~~に指を切て其後誅 軍勢押寄搦め取ける、 見んとや思はれけん、 而引取体ニして轡を鳴しけるに、 へ逃、広き芦原なれハ捕ゆること不叶処、 命を願ひけれとも、 のちおしからす、 此大指と小指と有内ハ麾の振れぬ事ハなし、 芦原を東よりか 或日成親の指を切けるに大声を上ケ、 又翌日切ニ如初痛き候て、 残念なり、 n 其類其後成親斬罪の時、 小指迄切られたる上ハ少しも 首を出して四方を見ける処に バ 西へ隠れ、 小指切て、是ニ而も痛 念願不達死する事の 最早少しも痛くハな 成親勢の引たるを 西より 従斯日 皆々謀二 かれ 昨日迄 秀頼 土佐 ハ東 何 公

して勝軍なり、

新 無疑、 或大将出陣為首途氏神参詣ありけるに、 申けれハ、 てハ不折柱ハ御味方ニ而候、 り祝一足に走来り、 め諸軍勢不興して怪異也と申けり、 行懸り給ふ時、 П 惜さよ、 子細 諸軍一 歯かミおして被死候となり、 鳥井の片柱折れ落たり、 鳥井者片柱ハ無恙、 同に悦ひ勇ミ出陣ありけるに、 扨々めて度御瑞想、 偏二氏神の神詫なりと かゝ 然者片木が折 る処ニ宮よ 鳥居 今度御勝利 御大将を初 0 前に

n

坂辺之芦原に隠れ居ル由沙汰あり、

軍勢を被遣ける

あり、 長崎に天草より売人来り、 体なりと云、 先挟箱ニ入置けるに頓て天草人帰り、 立出ける、 丹宗門ニ落入候となり、 といふニ付、 扨々被見候上者説て聞すへしとて其鏡を取出し様 家中皆見るに、牛もあり、 行候に挟箱を一ツ預ケ、必中を見給ふなと堅く言置 取て見れハ主の顔馬のことし、 跡ニ而亭主不審に思ひ中を見るに鏡一ツ 長崎中聞伝へく〜来り集り、 亭主聞てケ様くへと語る、 肥前島原一揆是よりおこる 猿もあり、 或所に宿をかり、 不思儀に思ひ 挟箱の開たる 様々に見ゆる、 天草人、 皆此切支 脇方へ Þ

破遊、御守役伊東権右衛門か膝に御顔を被当御泣被の養父に追出さる、とても暇乞をも不致帰ること比明千万也、早速立帰り暇乞致し被帰候へと大きに御則千万也、早速立帰り暇乞致し被帰候へと大きに御しかり被遊候、 貴久公二者御若年の御事故御迷惑しかり被遊候、 貴久公二者御若年の御事故御迷惑

薗田は其節聖宮ニ奉隠候恩賞に、彼山を代々薗田氏と也、聖宮ハ高か木の脇立、薗田清右衛門氏神なり、 (鹿児島丸) は変り、早速児府へ御越、勝久江御暇乞被遊御帰候立奉り、早速児府へ御越、勝久江御暇乞被遊御帰候立奉り、早速児府へ御越、勝久江御暇乞被遊御帰候立奉り、中華児島力

秀吉公之母公、子無故庚申に誓願し、

庚申の夜こと

江被下置候となり

吉公出生也、形想猿に似たれハ、庚申の化現也と申に桶に水をたゝへ頭上に頂き、三年庚申を待て「秀

候となり、

て子共とほうりかけて、暫く御遊ひ共被成候事度々うり掛遊ひ共致し候を図書殿、是ニほうり網やれと髭図書殿毎朝出勤之砌、屋形之下辺ニ町家の子共ほ

一梅尾の明恵上人、入唐・渡天之御志有けれとも神達ィ舞りしと云々、

遺跡を説ふもおなし入海の

と二人度々参り、御物語りありけると也、上人此物て静隠之咄也、上人は春日大明神に笠置の解脱上人其石于今梅尾の宝蔵にありと、其寺の僧の語り候と其石于今梅尾の宝蔵にありと、其寺の僧の語り候と

ハ士与力なれハ小姓共同前ニ御答申筈ニ而無之候と

て、

頓て与力頭被申候由也、

の体をおかミ書調帰ル、今ニ画師塚とて有と云々、は気遣有ましとの仰を聞、何某奉書へしとて御物語るましきや、去なから是を書は頓て可死、然共後世

ŋ

語の有様を絵に写し置度といふ間、

是を書絵師はあ

此御影は梅尾明神とて今ニ有と也

ことくなりけれ者、 護摩所網敷天神は御自筆ニ而上に、 より被仰たる御詩と承る、 殿拝ミ給ひて、 士ト云御詩并東風ふかばの御歌あり、 なく現ともなく家度々震動し、 ハ不審也と疑を起し帰らせられける、 此御詩ハ薨去の後、安楽寺ニ而雲中 大きに驚き、 御存命の御筆二此御詩有 血の雨降こと霧雨 明早朝御参り、 昨日北闕為蒙悲 其夜、 新納又左衛門 夢とも 疑 0

返事ハせぬぞと仰けれハ石原、小姓を御呼候に、私石原喜助被居候、帯刀、其身者爰に乍居、手を打にれとも不参、自身立て次の間を被為見候得者、与力島津帯刀殿の御親父小姓を御呼候とて手を被為打け島

なく信心候となり、

悪く候、私存分ハケ様~~なと、一々被仰けるとな眠り候、後に誰の申分能候哉抔尋れハ、誰申分能候髭図書久豊御子図書殿ハ、評定の席ニ而間もなく御

誓有けれとも、しるしなき故式部、生きて甲斐なし和泉式部、悪瘡の病有て日州法花嶽薬師へ参籠し祈

南無薬師奇妙七度の願ひ立と思ひ、深き谷にのそミて、

身より仏の名こそおしけ

たけに今にありけるとなり、の滝と云由、式部参籠の節、弾せられたる琵琶も彼なしけるに、頓て快然ありけるとなり、此谷を身投なしけるに、頓て快然ありける、式部不思儀の思ひをと申て谷二飛入けるに、おのれがかさハ爰にぬけお

流れ給ふ、高城氏娘ハ則平愈也、今に観音の御目涙けるに、仏殿ハチト鳴ル、観音の御片目ハシリテ涙けるに、仏殿ハチト鳴ル、観音の御片目ハシリテ涙川内高城観音に、鹿児島高城氏娘目を病参籠祈願有り大成光物東を差て飛行を里人とも見候となり、

の跡ありとそ

菅原道真公渡唐、径山寺無準禅師ニ御対面、無準問菅原道真公渡唐、径山寺無準禅師ニ御対顔有けるの問答有歟、御帰朝有之、聖一国師ニ御対顔有けるの問答有歟、御帰朝有之、聖一国師ニ御対顔有けるに、唐支度ニ而御坐有ける故、聖一、君は何の人ぞと問給ふ、

唐衣とめてきたの、神そとハ

袖にそえたる梅にてもしれ

人也、此外のものハ人外なるを以て人の外なるへきのことく、人の噂を我身噂のことく思ふ人ハ、人の円復の日、小事をハ大事のことく、君の事をハ我事

船中にて大風波ニ逢、難儀の処に、尉一人現れ出走左京太夫顕輔築紫に領分ありて米を都を上スルニ、

にや

被思ける、其前公家衆住吉に参り給ひて歌読給ふに、消失たり、扨都に上り斯と申けれハ、皆人不思儀ニの月といふ事の面白さに現出たるといふかと見えて思儀に思ひ其名を問に彼老人、幾代かすめる住の江り廻り下知しけるに、頓而風静けり、船中の人皆不り廻り下知しけるに、頓而風静けり、船中の人皆不

年経たる松ものいは、問てまし

幾代かすめる住の江の月

顕輔卿の歌に、

也、身共ハ嫡子五郎右衛門に家を譲り隠居成たる上出立候哉、喧嘩共に当り合なハ人に手向ひすへき体着、大小を被差けるを玄亀被見、其方何故ケ様ニ被武玄亀相良落着ニ被会候ニ、落着大ちらしの衣装を

御子息を見限り給ふかと被言けれハ、落着返答無之すものにて無之候間、刀差にも不及、其方ハ如何様ハ、他人に切殺されたりとも五郎右衛門敵を打はつ

古歌

候となり

例人多き人の中にも人そなせ人

一般世の中の人はすりこき身ハしやくし

たのむましきハ心也けり

思ひあわぬハ我まかるゆへ

・

・<br

劒忘れても人の扇に物かくな

物ハ得か、て恥をかく也

成ぬといふハなさぬなりけり

月

新月ハひとつ影ハあまたに鳴見潟

干残る汐の所々に

窓蛍

一般では
一の蛍を窓に吹入て

学ハぬ我を風やいさむる

余りに山の奥を尋ねて

新中々に人里近く成にけり

書

見るか内に物忘れして文にたに

もてハこそ猶も不足ハありぬへし なきに事たる身こそ安けれ

うとまる、身は老そうき

通茂

弘法大師

跡よりはる、野路の村雨

いそかすハぬれさらましを旅人の

わきて残せる形見と思へハ

我なから我もなつかし無人の

仕る道ハ恨なからむ

二ツなき現りしらは武士の(理カ)

花の姿ハいつくなるらん

鏡にハしらぬ翁の影ミえて

動折ゑても心ゆるすな桜花

新おとりはね庭にほひろふ小雀ハ さそふ嵐のありもこそすれ

鷲のこゝろをいかてしるへき

龍伯公四ケ所御攻之時、正月廿三日夜、伊作白山宮(義久)

御打立被遊候得とて御案内申上、軍御勝利あり、其 二被遊御坐候処に伊作衆中何某参り、月も出方ニ候、 瀬戸口打立兵衛

時彼衆中名拝領、

後水尾

335

江戸御老中伊勢貞昌を被召、 相談あり、 仕候ハ、と被申上けれ者皆御同意ニ而、 付時に異心有之ハ如何と有、 有上ハ、 引付置被遊候ハ、、 談ありけるに貞昌、諸大名之内室・子息を江戸江御 如何成事も叶申間敷候と被申上、妻子を引 御妻子江 譬異心有之候共妻子江戸ニ御坐 戸へ御上 貞昌、 天下平治の仕置を御 ŋ 其後諸大名江 薩摩守さへ合点 則薩摩へ御 御触 相

新

の五本鑓といふ、

之時迄御供しけり、是を崇て猫神といふ、一護摩所猫神は、 惟新公朝鮮御渡海御供して御帰朝

龍伯公御近習の士、

或時座ニ多く刀ありけるを立寄

後日二 龍伯公彼士を被召、其時之様子を御尋有、るに彼士一々見る内に涙をはらく、と流し罷立ける、目貫を見ける、 龍伯公ハ余所より是を見給ふ、然

に字当)目奏者、七月貫をましてに字甲式い笠をら扨々能物也、ほしき事哉と存、つく/ 見甲処ニ礑士畏り、目貫を見申候ニ殊之外能目貫ニ御坐候、

給ふて則其刀を蘭丸に賜ふ、

可仕候、扨も悪き心ニ而候、此体の物ニめでゝ盗ミと存当り申候者、此目貫をほしきと存申賦ハ盗をも

御感不少なり、 不覚之落涙仕候と被申上けれハ、 龍伯公御聞被遊をもすへきハ必定ニ而候、残念之至哉と存申候得ハ

大石内蔵助辞世

あら楽し思ひハ晴る身ハ捨る

『離カ』 浮世の月にかゝる雲なし

時読事成や、只今一首と責ける言葉未おはらざるに、 大田道官最期に敵鑓を突掛、汝が常々の嗜、ケ様の

か る時さこそ命の惜からめ

作候、 取と申所存ニ而 得 細 参り礼断を申述けれ者、 事なれともケ様ニ御答候也、 御客ハ夜入前より之事候間、 佐渡守を被召御尋候へハ、 庭木江蛛の巣有り、 せよとて御出有、 Ш 、幽斉路地坊主を被召、(斎ヵ、藤孝) 坊主返ニ惑ひ、 昼此巣を取候而も又後張候間、 かねてなき身と思ひしらず 候と被申上、 帰り給ひて見給ふに、 坊主を被召、 長岡佐渡守殿抔下 佐渡殿、 今夜客人あり、 蛛ハ夕暮に成候得ハ巣を 其後右之坊主佐渡殿 是ハ佐渡殿 晚景二蛛 是二限らす何事ニ 是ハ如何と御責候 'n 出候時諸共二 無詮事ニ 屋 知候と申 ハ御存知 入念掃除 の軒より 江

なり、 行程の事ニ而も佐渡がと申候得者、 而も其方抔の叶ぬ事ハ佐渡ニ被申掛候へ、 同役中ニも此旨申聞置候へと被仰候となり、 死罪 程 0 死罪ニ被 事 ハ 無

節の長き人ニ而有之候と云伝たり、 秀頼公ハ大坂城中ニ而御生害と申候得共、 衛御供ニ而谷山之内山田に御坐候よし、 長岡佐渡守殿細川家代々の家老家なり、 秀頼 後 ハ指之 (藤又兵)

> 仰候、 真田左衛門佐幸村父子討死ニ而無之、 箱を持何方へなりとも行候 坂落去之節 此捽箱持近き比迄生て居候由 堺迄ハ摔箱持供 (挟カ) 13 **丼箱は其方へ遣と被** たし候を、 左衛門殿 其子細者、 其方 摔 大 同

大納言様聞召、 門殿ハ彼所ニ而死去候、 台徳院様江御内意被仰上、 以後大助殿被居候儀 信州上 を紀州 田

子息大助殿紀州くと山と申所ニ隠れ被居候由

江御送候、

数年養置候くと山之百姓、

大助殿をな

0

御書候新古談語之内に見へ 去之由ニ而空敷帰り候となり、 かしく存、 はるく 信州江尋行候得共、 候、 くと山 是ハ新納 ハ高野 又左衛 五年以前 0 麓

はし本より吉野の方三里なり、

飯野にて伊東氏と御一戦之時、 被合候所ニハ六地蔵御立置候よし、 討候ハ小林之内鬼塚之辺也、 新古談語に、 惟新公御自身御鑓 柚木崎 丹後を御 惟新 公

柚木崎丹後 御 一代ニ為勝御武略と書記有之候 義弘公を見掛奉り、 弓を引候処ニ、

島

津惟新と御名乗被遊候を承、 則馬より飛下りツクバ 丹後元来降参之志有 イケル ヲ 惟新公御討 it

n

後を御討被遊間敷所を御討被遊 取被遊けるとなり、 義弘公御一代被仰けるハ、 御気ニ掛り給ふと 丹

度々御意候と也

家康公関ケ原御出馬之日、シカノ悪日ニて御坐候故 其段申上候得者、 段能候由御意候、 負てもとらす、

後水尾院様御発 (句脱カ)

勝てもとらすとの思召ニ候となり、

新

ほし瓜や塩の干潟の捨小舟 飛越て摘や畠のやつとこな

右、 石山宗固江御見せ被遊候得者、 帝王の御句ニハ

御徳無御坐候と申ニ付

の鈴や諸鳥無常の鐘の 吉

是を御見せ候得者、 御名人と宗固奉申、

坂部三十郎殿鼻に鑓疵あり、 先乗を被仰付罷居候処ニ、火威の鎧着候武者先乗の (#緘ヵ) (是も脱カ) 之先を被突申候、 ものかと覚え候、 被参候に、 鼻之疵之儀御尋候へハ、 其武者今者駿州府中 其者私ニ懸り候ニ付戦候、 或時三十郎殿紀州様ニ 是者関ケ原ニ而 -何の 町二豆腐 其時鼻

屋ヲして罷居候と被申上候得者、

則人を被遣

豆腐屋

者

を呼寄られ、 三十郎殿ニ引合有之候ニ、申所少も無

相違、 件の火威は持て居候と申上候、 豆腐屋を致し一日の飢漸くづ、くる体なれと 則三百石ニ而紀

Ŕ

州様御抱候也、

土井大炊頭樣御嫡子松千代樣、 或時講釈御聞被成候処ニ、堀田丹後守殿御見舞候、 林道春二御学文被成

文と云も我身を能すへき手本なり、然ら者いらぬ唐 講釈相済候、 丹後殿被仰候者、 道春も御聞候 学

本ニ而大炊殿程御坐候 たるが遥か能候半、それをハ悪敷と申人候ハ、、 `, 其上者いらぬ御事ニ而 日

*ا*ر

人を手本ニ可被成より、

御親父大炊殿を手本に被成

候と被仰候よしなり、

東郷肥前入道重位辞世

天地を吹わかつ風に置露の

近衛龍山公国分浜之市の間、 (前外) 色か ぬ間そ我姿也

御城二而新納武蔵守殿

候而、 何公の座敷を御通り候に、(條カ) ゆるし申間敷と被仰候へハ、 文武共ニ達者と内々承候、 ざれ事に武蔵殿手を御 即興ニー首不承候 取

御無用

頻ニ 敷

被申上御留候、

是も島田殿作と申伝候

付事

成

間

候

然時

却而そしり

候者

可有之候間

手し

ħ

可

电

L

n

申

候

ハ

如何樣罪科可被仰付候

か

船を沖

へ可出と云々、

光久公、

此鉄鉋抔ニ当ル

程

0

数 ならぬ深谷に生る夏草

根の松にい つおよは ま

此落書 大猷院様御若き時、 条程書候 ハ其方が仕たるとい 而御坪之内 二立置候、 御不行儀二御坐候、 ふか左様かと御尋候 其後島 田 弾(利正) ケ条五十ケ 殿 ヘハ

島田 上様ニ者御直ニものを申 御尤之儀にて御坐候 よき諫と思召候 一殿御 :申候者、 而 誰 か仕 御 ハ `, 用 Ŀ 候 候とも御心ニ御穿鑿被遊 御改メ被成可然奉存候 ハ 候儀難成! ` 可 然奉存候と也 候 間 斯仕 候 *ا*ر

或 由御意候、 跡を御改メ専一ニ候と被申上、 張付候を御覧被遊、 へと大炊殿へ被仰付候、 時 大猷院様御 重而被申上 散々御立腹被成、 候 ハ 大炊殿、 尤御穿鑿被成候 V 先よしに被成御 や是非穿鑿可被遊 是非穿鑿仕候 ハト 仕 行

岩 0 御 籠の内ニ御無行 跡之事を書、

書申 候事ニ、 一ケ条ニ而も道理御坐候 科被 仰

> 御尋候 大猷院様より松平伊豆守様御使ニ而土井大炊守様 御方は如何被存やと御尋候、 若き者とも二はなやか成きる物を可 大炊殿、 11 かにも

可

江

而 候半と被申上ル、又くすミ候を可被下 13 かにも能御坐あるへく候と御申候、 軽薄を申候若き者ニ者異見をこそ可申に、 -は如 其時 御立 何と御尋 腹 か

伊豆殿程之人か左様成御使するも る返事御心得難被成由上意なり、 のか、 大炊様御申候 唯今天下之

御大事、 御家の御一大事なと、申事ならハ如何様ニ

も可 車 上 候、 たとひ切腹を被仰付候とも不申 上 候 而

不叶 しからぬ事 儀は可申上 ハ御心次第か能御坐候と御 候、 黒小袖ニ而も赤小袖ニ而 申 候となり、 もくる

遊刻、 中納言家久公御病気ニ而 島原合戦最中ニ而御船 光久公江戸より 々鉄炮の玉参 ī 御下向被 故 御

此儘舟をやれとの 運ニ而 ハ三ケ国御保得ず、 御意也 中々当る事ニ 光久公十八歳之御 而 *ا*ر 非 時 す

国分歎の森 神代蛙子宮三年足立給さる故

隅州

ŋ

也

は枯て枯ホコ立テありとそ、名所なり、ける、其船の木根差て大森に成、歎の森と号す、今天の岩楠舟に乗せ奉り流され給ふに、其舟国分に着

乗せ給ふに、御手大きに腫れけるとなり、一秀吉公ひきを恐れ給ふ、残念に思召、手の腹に暫く

一龍伯公肥前ニ而竜造寺隆信と御合戦之刻、隆信勝利河辺之内沖之小島、国分歎の森、おなしく気色之森、一御分国名所、出水郡之内隼人之瀬戸、坊津唐之湊、

得て帷幕之内酒宴をなす処ニ、島津敗軍之御陣之上

信敗軍戦死となり、り、彦山権現の御利生なりとて取てかへし給ひ、隆り、彦山権現の御利生なりとて取てかへし給ひ、隆二彦山より樒の葉を吹下す事雨ことし、 公御覧あ

に、簗瀬某ハ左京殿念者なりけるに、簗瀬隆信を討川上左京殿隆信を被突候よし、其説区々なり、一説

勢敗軍と見得て六七人にて大将と見得し大男駕籠にに、大道二人足の音聞ゆ、左京立上りミるに、豊後後、左京大道の側小キ野岡のくぼミにて弁当遣給ふて左京ニ与へたると云々、又一説ニ、豊後勢敗軍以に、簗瀬某ハ左京殿念者なりけるに、簗瀬隆信を討

乗せ落行体也、左京是社隆信なるへしと思ひ、上下

軍忠之人江感状被下事ハ 頼朝公より初り候と也、

同二取掛、不残討取給ふ、是竜造寺隆信也と云々、

取れと被申けれハ、忠勝聞之、某人の力を借て武功場にて叔父肥後守殿敵を突倒し忠勝ニ向ひ、其首汝一家康公今川氏真と御合戦之時、本田忠勝十五才、戦

を可立やとて敵軍ニ馳入、首を取る、

藪の下の穴より出るとなり、然ハ二所同国なれハ、美濃国養老の滝ハ水落て他に不流、醒ケ井の水ハ竹

重安ニ市ム本推力导産、ム代2音、即七年を目力、新納武蔵守忠元御家老職被仰付けるに、御家老職ハ養老之水、醒ケ井に出るやと云事なり、

御奉公を仕可申とて終ニ御受無之、一生御用人にて重役ニ而私体難勤得候、私式之者ハ御先手を相勤、

云々、一一日に首数七取たるものにハ、朱柄の鑓をゆるすと

御坐候と也

城二籠りてハ敵二逢て名をなのらぬが法様なりと云々、首数三十三討取時ハ、首供養をするものなりと云々、

船一艘献上有、長サ七拾間、横四拾間、善尽し美尽秀吉朝鮮征伐之時、肥前名護屋ニ而毛利輝光より大

慶長五九月十五日関ケ原敗軍、

義弘公モ必死に御

程入ける、今に其柱有と也、

し底迄拵へありける、秀吉公賞美不少、日本丸と名

(天正六年ヵ) 付給ふとなり、

夜討ニ破れけるに、大友家臣吉良伝右衛門と云者、| 永録十二年冬、島津・大友日州耳川合戦之時、大友

軍陣に立て首を不取と云事なく、一生の恥、生て甲

陣中に入て、何者ニか良久敷物語、透間を見合、其引入ニ付、吉良味方引後れたる体ニ而敵ニ打交り、斐なしと独言して追行けるに、夜既に明て敵軍門に

武者之首を取ける故、陣中騒き、何事ぞと云バ、大

義久公之上意成ぞと云、御辺誰人ぞと尋に、

甲

将

ハ、流石島津陣ハ大軍なれハ如何とあやしミ猶予すを抜て、吾也とにらミけるを見知もの一人もなけれ

陣に帰りけるとなり、

る処に、吉良ハ後の山に入、木の間をつたひ、大友

る日、仏前の柱を握る、柱くぼミ五ツの指深サ一時新た也と聞、参籠し力を祈けるに七日断食し、満ず昔周防国の住人龍星式部、玖賀郡新寺の観音、利生

後重政之家臣山本七助義純ニ被討被申けるとなり、給へと奉諫、島津義弘討死と名乗、一戦して松倉豊旗と御名乗を賜り候へ、私御命ニ替り可申、落させ鎧の袖を控へ、大将ハ軽々敷命者捨ぬものなり、御究メ被遊取而返し給ふを、阿多盛淳入道長寿、公の究メ被遊取而返し給ふを、阿多盛淳入道長寿、公の

武勇心掛者の手柄もの、若者とハ汝たるへし、弥於山崎明智光秀と合戦之時、秀吉公自筆の感状

武功をつくすへし、

六月十三日

加藤虎助との

一庭初雪

門をさらハ我跡つかんさらてをかハ

人や溜まし庭の初雪

雪 兼利

新一狂歌

ものほし竿と人やミるらんひたるさに目ハ呉竹のはハ落て

に被仕、天皇御寵愛不斜、然るに片足の鹿足なるよナメテ懐妊シ女子を生む、片足鹿也、時の天智天皇頴娃の山中にシホツチノ翁ト云仙人有、鹿其小便ヲ

後焼調けるとなり、

中納言様御客人あり、 望有之被進ける、 片時に張替為持被進候となり、 とて集りてまくり見れハ如案其通なり、 御所帯向之帳ニ而可有之、上をまくりて下張を替よ 左衛門殿迷惑之体ニ而御屛風持下り、 退出候とて、 せ遣候様にと被仰付、 せ可被下との事故、御家老三原左衛門殿を被召、持 刀の鞘ニ而右屛風を突破り被申ける、 御客被仰候ハ、某不罷帰先に御持 左衛門殿、 御座二有之候御屛風御客御所 畏り候とて御座 此屛風定下張 多人数集り ヲ

豆様ハ日本一の利根人と申候なり、 候へと被仰ける、 て取候へと被仰、 と被仰に、 へき様なく老り廻るに伊豆守様、 分ニ御出候に、 堀深して難取、 御書付被成事あるに硯の水なし、 両堀の水ニ而硯水ハ十分なり、 其如く仕に伊豆様、 伊豆守様、 此堀の水を取候へ 刀ニソリヲ打 鑓の石突を下 す 伊

松平伊豆守信綱ハ慶安年中の御老中也、或時焼跡見

成たるとなり

なや四角八面を突て廻り手柄不少、其後大剛の者と

管沼氏弥七とか云人、鑓の弟子共数多有ける、

或時

上可被成候、

余り聞過たる被成方なりと被仰候と也

りとて御畳の裏をかへしわらを取、医師江被遣けると仰候、畏候とて外江取ニ参候を、伊豆様、是ニあ

外江参れハ片時も遅キ所を御心得候なり

朝鮮人登城之前日 ことく仕、 也、 有 ŋ 奥の不入所之屛を引切、 日暮方ニ成候を明日之御用安々と御請ハ如何と存候 さて 伊豆守様御供ニ而畏り候と被仰上、 上意此所余り透通り見ゆる間、 公方様御入被遊候以後御普請奉行を被召、 随分能候と也、 公方様出御あり、 爰に立候得と御下知ニ而其 或人此事を土井大炊頭 屛を致し可然と 所 皆承り、 々御巡見 様 あ

余人江被仰付候ニ成不申抔申上候ハ、、大きに気の候得者ケ様之儀を被成候、余人ハ不罷成事也、然ハ利勝被成候ハ、先日ケ様~~と承候、其方にて有之乍憚不儀奉存候抔申ける、頓而伊豆様を御招被成、

申上、

偏二其御方様御目利ニて御取立被成候儀

寺ニ有となり、

いかに 公方様の御意ニ而も、不成事ハ不成と御申儀ハ人毎に不成事ニ候間、成り不申と御申上尤なり聞ぬ人の様ニ思召上らるべきハ必定也、依而左様之

目を不放、御顔を被為守候となり、松平伊豆守様ハ、 公方様御前ニ御詰候時ハ片時も

高麗入二川内大平寺の勝軍地蔵を守上、 に、 に、 共也と泪を流し仰候とて夢覚にける、 に彼地蔵来り給ひ、 其後御帰朝 御目より 彼地蔵忘取残し帰朝の由也、 の時彼地蔵を取残し奉りけるを、 涙たり、 何故我をハ爰ニ捨置そ、 是より位地蔵と申て今に太平(泣カ) 扨取返し奉りける 能々僉儀する 御渡海被遊 無情者 或人夢

関大王ハ徳儀尤高き人也、 ハ 可成人也、 ŋ 羽の絵ニ頭少く書ハ此故とそ、 貧想也、 眉より上ハ大貧想なり、 体大きなるハ福想也、 関羽ハ天窓小ク体大きなる人也、 眉より下ハ帝 眉上迄人想能れ 先年琉球江官宣ニ 去間唐より渡ル関 王 0 頭少き ハ天子 人想有 被

厠ニ而ツバキセヌ物也、ツバキスレハ究竟のもの言

来ける、

蒣葆光の噺なりとそ、

正月の破魔弓ハ年始ニ悪魔を射退ルト云心なり、場ニ而セク物也と云々、

ヲヤブルト書也

マ

一書物帳共作ル時、串ニ紙を指て揃ル、其串をウクイ(ス吸カ)

ト云、神歌に、

宇佐も神熊野も神の始にて

伊勢住吉も同神々

紙串ニ名付たり、の頭字を取ていへり、子細ハ此歌神を揃て云ツル故、の頭字を取ていへり、子細ハ此歌神を揃て云ツル故、宇佐のう、熊野のく、伊勢のい、住吉のす、此四ツ

給ふと也、吸物・汁類先味ひを見るをおにと云も是読、禁中抔ニ而も王子の小人より呑給ひ、帝王後呑り呑、老人後に呑物之由、故に小ちごと書、小児と正月之屠蘇を呑事をおにすると云、屠蘇者先小人よ正月之屠蘇を呑事をお

より云

候由、 毎年正月福昌寺を初、 衆仲翁様ニ奉対、 昌寺三代の住持仲翁和尚様淵子、被成御坐候時 候ニ付、 依之 吉貴公より御尋有けるに、是ハ昔豊後国被治 を被掛、 其事例に成、 此けさハ屹としたる仏事抔之時被掛物之由 殿様御出陣被遊候、 九条の袈裟を被掛、 以来如斯と被申上候なり 僧衆御目見之時、 御屋形御留主ニ而 御前江被罷出 九条之袈裟 僧 福

幼少之時分より馬ニ数寄乗申候ニ、品川之沢庵和尚を被召呼、師匠ハ誰かと御尋あり、盃師匠ハ無之候、大猷院公馬御上覧候に、一人勝て上手有ける、其者

ことく被申ける、是より沢庵出頭ありけるとなり、其沢庵召せとて被召、右之事共御尋あるに、水の流馬と被申候ニ付、是を工夫仕乗申迄ニ而候と被申上ニ参り候ニ馬の噺仕候へ者、鞍上ニ無人、鞍下ニ無

候ニ、又現ともなく、何とて念仏ハ唱ぞと有、只事被成、誠ニ忘れたりと思召、則念仏を御唱、御寝成今夜ハ何とて念仏ハ唱ぬぞとあら、かに云声を御聞

家康公ハ毎夜御寝成に念仏を御唱候、或夜御寝成に、

小姓参り、件の御衣装を脇差を以突候を 家康公、座の脇に被遊御坐けるに、頓而御側に被召仕たる御ニあらすと思召、御衣装ニ而御寝成たる体に被遊、に、又現ともなく、何とて念仏ハ唱ぞと有、只事

難有奉存仕得不申候得共、古主の言葉難黙止、ケ様御奉公仕り突殺し奉れと承候へ共、此内より御慈愛信玄ニ奉公仕候ニ、信玄より被申付候ハ、御前様ニ何事を仕ると御意候時、右之御小姓畏り、私儀武田

二仕候、

此上ハ御手討ニ被遊候へと申上候へハ、

鎌田太郎右衛門殿祖父、

朝顔花を数寄て植被置ける

被下、翌日別事に事寄せ御暇被下、武田家江御帰したる儀神妙之至、御感ニ思召との御事ニ而御脇差を家康公御聞被遊、汝ハ気特成者也、古主の命を守り

候となり

南被申、御礼申入候由被申候と也、 「職力」 に手足を勤す事不能、刀を取らんすれとも不成処に、 に手足を勤す事不能、刀を取らんすれとも不成処に、 に手足を勤す事不能、刀を取らんすれとも不成処に、 に手足を勤す事不能、刀を取らんすれとも不成処に、 をと思ひ出し九字を被切けるに、其時ハ手勤候と也、 たり、是をつなき見るに、大黒猫散々に切さかれ死 たり、是をつなき見るに、大黒猫散々に切さかれ死 居ける也、則伝左衛門殿被参候而空山様江右之段々 居ける也、則伝左衛門殿被参候而空山様江右之段々

一空親父なり、■ケ水江女達召列被行けるに、伊東刑部左衛門殿、■ケ水江女達召列被行ける時、千殿九字を被切けるに、臨兵闘と三ツ被切ける時、千殿九字を被切けるに、臨兵闘と三ツ被切ける時、千殿九字を被切けるに、

然らハとて彼僧観法無想の理を問答有けるに彼者閉

口す、さればこそとて山伏共ニ祈せけるに、果して

くらくて見得す、に、或朝七ツ過ニ起て槿を被見けるに、はな不開歟

よそめをは人にハはづと植うへし

と有けるに、槿の内より十八九計成女、我にハ見せよ花の槿

白衣装着て

美麗なるがニツコト笑て、

年ことに咲まされともはかなきハ

日影にさける露の槿

と云もあへす失にけり、

彼家に絵に書て有とそ、

の取付たるへしと被申に、何とて左様ニ承るそと云、らんとて行の向答有に希代の者なり、汝は定而古狐らんとて行の向答有に希代の者なり、汝は定而古狐らんとて行の向答有に希代の者なり、汝は定而古狐以不思儀と申ける、下野辺の僧是を聞て、野狐付な八不思儀と申ける、下野辺の僧是を聞て、野狐付ない。

被申ける、静隠老在江戸の折の事也と噺也、

とも、若者共の色々の事を尋聞にハ調法の者なりと

古野狐付也、

彼僧の云、

是ハ指究たる実事ハなけれ

玉川伊予守殿ハ浮田中納言秀家の家臣也、 進、 ŋ 家久公御取成ニ而秀家御助命あり、 軍の時、 本郷 其時何かの御礼ニ山田・本郷両士、 浮田 ハ玉川殿なり、 |殿御国江被為下、 伊予殿、 此方を偏ニ御頼候故、 賢臣ハニ君ニ不仕 八丈島江遠島 此御方江 関ケ原敗 被

の免し不取バ落着せすとて印西へ参り免し被取候とを盗被取候と也、東郷重尚ハ伊予殿江能習ひ、本家徳院ハ印西より弓道伝授候に、伊予殿壽徳院の弓書玉川伊予殿ハ弓の上手也、吉田印西老の与力木村壽

との志ニ而、

今ハ跡絶子孫なし、

とあれとも君命なれハ我身ハ力なし、

子孫ハ伝へじ

なり、

泰清院様冬雪降抔に御出之刻、 御意なり、 居候は不可然、 ニ身か毎物の自 故左様ニ被遊候ぞ、 御手を御出し被遊候ニ付、 否々汝等ハ此強寒に供をして嘸苦労ニ可有、 泰清院綱久公四十二歳にて御逝去なり、 此手なりともと思ひケ様ニするとの 由 [なりとて此乗物之内に楽々として 御入レ被遊候様ニと被申上け 御供之面 御乗物の窓より 々、 此寒気に何 寅 夫 n 0

> 二申上候とて焼酎被差上けれバ、二ツ三ツ被召上、 左様ニ申ゾト御意有、私ニも御御相伴申上度、ケ様 子野田元壽奉見、焼酎被召上間敷哉と被申上、何故 大玄院公御上洛之時、伏見ニ而御気色御不快の御様

故左様ニ被遊御坐候哉と申上けれハ、此内福昌寺火に、此焼酎ニ而少し能成たるとの御事なり、夫ハ何元壽ニも被下、其時御意ニ、今日ハ気色あしかりし

事有、其火付十四五才の小僧也、

是を仕置に云付も

に思ふより気分悪く有つるに、少しハ能成ぬとの御今日仕置に逢筈ニ而有しが、是を思ひ出し兎角不便も不教、自身付たる由申ニ付、無是非彼幼少の者がの教たるニ而可有抔、様々に云聞せ拵へたれ共、人不便の事なれハ、汝ハ付ルまし、若付たりとも他人不便の事なれハ、汝ハ付ルまし、若付たりとも他人

細川三斎老、 僧童カン (幽斎カ) (幽斎カ)

意なり、

346

外御取込之様子ニ而候処に、

私に被下候御料理ハ別

者申けるハ、今日ハ何か御祝議事かと相見得、

殊之

0 井筒五ツにわれし井戸茶碗

咎をハ我かおいにけらしな

と被申けれ

大閣御機嫌も直りしとなり、

けるに、 秀吉公朝鮮征伐之後、 人なりとて皆手を合拝ミ候となり、 唐土迄も手を被掛たり、 に少しも不違書渡しけれは唐人共見て、 正像を書渡と重て申渡、 たる姿を可書との事にて、 可渡旨也、 国迄手を被掛たる程の人なり、 唐人共見て、否々是ハ夫にあらす、 太閣元来希代の姿なりけれ 唐より申渡けるハ、 是こそ正像也、 此上ハとて猿面の少々大閣 結構なる様子ニ書立渡し 願くハ大閣の像を書 されハこそ 誠ニ能想の 大閣者異 福々とし 願くハ

罷出 中納言様御代、 半バに、 兵部殿抔合点被仕、 くわする料理にて使者へくわせよと御意ニ付、 る 細川殿より急成御使者有之、 家久公飯を一釜生煮に焼、 御屋形二而諸士江飯被下候儀有之候 早々調へ御出候となり、 直ニ御屋形 料理ハ士共ニ 其後使 伊勢

> に被仰付候と覚候、 誠御取持不浅、 難有仕合と大き

に悦ひ候と也

指上候得者、 綱貴公御近習之衆江、 ニ御取被遊候へと申上けれハ、 御鼻紙ニ而柄を御取被遊候ニ付、 何故左様ニハ申そ、 御直

其方刀見せ候得と御意有之、

柿本人磨呂子細有て遠流せらる、 直ニ取ハ取時が有との御意也 歌之儀不調候故、 是非被召帰候、 然るに人磨無之て 然共歌之儀不調

出ける、 磨ハ遠国に御坐有体にて、 又人磨を被召帰たるなんど人口の嘲を憚り思召、 是を以、二人之様ニ云なり、 名をは山辺赤人と替被 古今伝授の内 召

ニ有之候と云々、

山本豊前兵衛殿市来御仮屋ニ而候処ニ、 二才とも供せんとて尻高くつぶり怒りて参けるを豊 籠り有由告来候ニ付、 豊前殿屋籠り見二被行けるに、 城の町 Þ 屋

取候ハ左様ニ怒りてハ成ぬ物なり、 而候と申候、 可取との思ひにて候かと仰けれ者、 前殿見て、其方達者殊之外いられ被申候、 然者先各尻をおろされ候へ、屋籠なと 怒り行て取迦シ 成程可 可取覚語ニ 屋籠りを

取迦す物也、 候得者批判も悪く候、 只道を静に行、 其上道ニ而怒りてハ草臥候故、 其足拍子ニ而家之内江

入込、 故、夫より被帰候と也、 屋籠りを討こそ能候との噺也、 山本仙太夫殿先祖 然共屋籠自害

右同子孫孝右衛門殿ハ、幼少之時より せ被遊、 十五計なり、 小姓にて候処に、 水練の御稽古あり、 殿様御さだかに御成被遊、 殿様甲付川宅間淵の水を御せか 孝右衛門殿御供ニ而年 光久公之御 孝右衛門

御上り被遊候時、 誠に憚多御罪事と被申上 けれ

御入、孝右衛門も口に入程也、

川底を一

廻り御廻り 殿様ハ水底

付る故、

能物ならんと思ひ承引せす、

唐人は笑て帰

を御肩に御上せ水の中へ御入候へハ、

稽古ニ而有故との御意ニ而候と也

惟新公の御家老阿多長寿院ハ、本安養院の住僧にて 僧体ニ而 候処に義者成故被召出、 御家老御勤候よしなり 還俗被仰付候得共無承引

新納忠元江安達原の能の脇を被仰付御勤候に、 き方ハしらねとも、 足にまかせてせつこもふしと御うたひ、力足を 足に任せて逃て行と云の迷惑さ 行べ

御ふミ候となり

福昌寺十一代の御住 様より被仰付、 たふの木にて不動を御刻候と也、 忠国公御子天社和尚、 (祐ヵ) 中納言 是

上伊敷の不動明王也

甲付川の昔何所より来りけるとも不知古甲、 付たり、 是より甲付川と号、 右甲ハ八幡と崇めあり、 此川ニ

長崎ニ而或人の蔵の土台石ニ常々濡而 人見て、高直に買ント云、亭主何物共知らす高直に 有石あり、 唐 甲付八幡是也

小キ丸キ所あり、 りける、亭主不審に思ひ打わり見るに、石の真中に 其内に小キ魚ありけると也、 其後

主ケ様く、と語ル、 また彼唐人来り、今一貫目程高直に可置と云ニ、亭 唐人聞て、 扨々可惜事をしける

物哉、 而能玉摺ニ頼ミ、 日本ニ而ハ何ニも不成もの也、 入念次第二外より摺て魚の有所の 右之石を唐ニ

成に摺なし、

内の魚のすき通り見えて無類の物也、

然而帝王に献上する思ひなりつるに、惜き事をしけ

ると大きになけき候と也

江戸御城下馬にて、

中西長兵衛殿挟箱二腰掛被居候

348

といひ伝えたり、

熊谷蓮生入道ハ黒谷法然上人の弟子也、(直集)

或時法然と

り、 薩摩様御道具が日本一なりと申て通けるとな 扨々 薩摩様御道具が日本一なりと申て通けると 見付に手を掛、目落しもせす奴をにらミ被居けるを見付 に手を掛、目落しもせす奴をにらミ被居けるを見付 けるに、此御方之御鑓近成ける故、長兵衛殿刀の柄

ニ、大小名の御鑓多有けるを奴共一々批判して来り

ハ成ぬ事なり、其橋成就すると彼作たる者ハ則死すり有之由、是を作ルに一夜の内ニけたを不引渡候へ様方より外ハ御渡りなき橋之由、此橋を作る者ハ極様方より外の御渡りなき橋之由、此橋を作る者ハ極日光ニ御橋ト申朱壁りの橋有、是ハ 公方様・ 宮田光二御橋ト申朱壁りの橋有、是ハ 公方様・ 宮

とて、

殿様江手紙を以被申上候となり、

付候へハ、次右衛門殿面白からす、なげぶしを被歌で被行ける、法然御勝候而帰り給ひけるに蓮生の云ク、法然を若し云詰ル坊主あらハ此なたにて一切にと思ひしか共、御勝の上ハ何にも不成とて側に投捨と思ひしか共、御勝の上ハ何にも不成とて側に投捨を思ひしか共、御勝の上ハ何にも不成とて側に投捨を思ひしか共、御勝の上ハ何にも不成とて側に投捨を開ける、其所今になた捨山と申候となり、

馬のまら我身ハ君に捨られ

7

ける、

寄かたもなき荒礒の舟

時 被申候而、 者次右衛門殿難有奉存、 而も居事者不成と被申候と也、其後住持七堂参りの 二被帰候而、 と皆人云ニより、 り二日程間有之、其内ニ福昌寺西の玉屋を恐しき所 家久公此事を被遊御聞、 次右衛門殿爰に現れ彼したに出、 御逝去之時殉死を被遂候なり、 恐き事ハ別物也、 行て可見とて夜被行候に、 不便ニ思召、 家久公ニハ殉死を可仕と 某明日切腹する身ニ 再被召出 殿様ハどれ 御逝去よ 暁時分 [候得

候得者、きえうせ候となり、 へ御入候歟と被申けれハ和尚 殿様ハ西江と被答

福昌寺前の田ハ 所ハ竿始之所ニ而御坐候、 を運地に御成被遊度旨御意候処ニ、伊勢兵部殿、 彼所之田より入始給ひ候よし、 御入被遊候節、 薩州江も三斎老御下り竿御打せ候に、 東照宮天下一統之時、 ケ様之所ハ禿 光久公御代に彼田 諸国ニ竿を ハ仕ぬ物ニ 彼

而御坐候と被申上けれハ相止候となり、

公方文照院様御代を 祢寝丹波殿ハ御家老なり、 分之御奉公も存の儘二難成との噺なりとそ り何様成道具も出来致物也、 先金銀を沢山貯置が能也、 奉行なり、 丹州常に仰候ハ、兵具等色々調置よりハ 有章院様へ御譲之節、 本八郎右衛門殿とて惣郡 金銀さえあれハ時にいた 当無身体なけれ 島津気 当

州江指下シ可申旨、 奉存候、 候へハ、 蔵殿江戸御留主詰ニ而候処、 て小刀を抜、 大蔵殿、 私薩州家老役を仕候ニ付、 封を拝見被成候となり、 薩州にも此御代譲り之儀を大事に 大蔵殿へ御老中より御渡シ被成 右御代譲りの書付を薩 先私拝見可仕と 其後右ニ付、

> 由御尋有之候へハ、ケ様之節ハ烏帽子・すはう着仕 大蔵殿ハ烏帽子・すはうを被着候ニ付、 諸家之家老御祝儀ニ登城之節、皆長上下ニ而候処ニ、 如何成故之

秋田を秋田と読ハ秋田城之介計也、城之介者官位ニ 儀、 付而之名也、余之名子ニ書たるハ皆秋田と読なり、(字カ) キ 薩州古来よりの例ニ而候と御申候也

泰清院様貞観政要を志布志大慈寺ニ御読せ被遊候刻、(絅久) 下被遊候ニハ及申間敷旨被申上候得者、 御上下を被召候ニ付、大慈寺、私之書物読候ニ御上

やく人其

御譜代衆の内ニ、大給と書たる名字有り、是ハ御譜

ハあらす、唐の太宗ニ対してなりとの御意なり、 方者家中之事なれハ、其方ニ対して上下着用するに

代松平之内ニ古キ家を大給松平といふよし、大給と

読候哉

真田左衛門佐幸、高野九戸山之百姓共集め、 (対脱カ) 料理を食せ酒を大分呑也、 人を召連大坂江被罷越候と也、 皆々酔臥候に、 これより真田者籠 真田は家 結講成

也とそ

薩州出水衆中馬大蔵と云人、畠ニ耕作して被居ける、

絶食被遊候、

只今之様なる儀ニ而者無御坐候ひしと

被申上、

両

方の目ふたを指にて開き、

座中を被見廻

草臥 二付、 被申 我 御 無キか、 切て進上 肩を荷候由、 るに関ケ原敗軍ニ而御退被成候刻、 と申上候処ニ参り 頓 前 了駕籠 江 而 々に荷 てハ 可追 彼は片時家に罷帰候由申候間、 の先肩之者馬の片枝を持候に、 出 成ぬ事也、 上てハ成ぬそ、 候 ハれて被成御坐候に依て気遣なし、 仕候を大蔵見付、 付と申帰りける、 傍輩何某も一 其時ハ被召上物も無之、 何角御意候 候ニ 無勿体と被申候となり、 一付、 所ニ居けるが、 それ 河 汝ハ其馬を殿江上ル 大キに御感候と也、 大蔵は関ケ原ニ到着シ御 傍輩 ハ我々が食なり、 0 何某 大蔵御駕籠 三日 片時 是を少しつ、 頓而参着可 ハと御尋候 家ニ帰 御絶食也 我 でハ 0 々 共 21 跡

畏り、 根より 噺を久々御聞不被成候 田 ·弥九郎入道正巌出水地頭之節、 ^(有柴) 御 其時之儀不残御噺申上、 船ニ被召候時正巌を被召、 間 噺申せとの御意也、 殿様ニも三日 関ケ原御退口之 泰清院様 1程御 正 阿 巌 久

Ш

候に、 其時 御前伺公の輩絹布着用之衆恥入被申候となり、 木 棉衣装 三同 羽織 也とそ

正巌

惟新公関

ケ原江御立被遊候由を聞、

畠より直ニ参り

福昌寺三代之御住持 之儀を御定被遊御尤と被申上、 と御意ニ付、 の法に帰依するに、 遊旨被申上 目江御光越被成候故 久公之御嫡男也、 一候得 然らハ先鹿児島江御帰被 仲 -翁様御 馬の目計 愚ケ成事を申上ル物哉、 島津図書殿参上ニ而 仲 :翁和尚、 発心ニ而御出家被遊、 の三ケ国を何にすへ 御帰府二而 御家七代之太守元 遊、 御帰 御 元久公之 我大乗 跡 相続 可被 z 東

忠昌公肝付の領主河内守兼久と合戦、 二月十五日之夜、 島へ御帰り被遊、 御舎弟久豊公を御跡に御立 つら 鹿児島清水ケ城ニ而 一被遊 御思安有て、 一候となり 西 打負給 永正. 行法師 ジ鹿 五. 0 戊 児

その二月の望月の比

願

くハ花のもとにて春しなん

九才、 此歌を御辞世ニ而 奈良原助八 殉 御自害也、 死 玉 御家十二代、 擾乱記に見えたり 御年四 拾

·納言家久公御歌

中

いけも Ŏ ハ 刀 0 Í 利あるものを

あ

人のなかこをしられさりけ n

又こゑて昔の人の跡やミん

これも命よさ夜の中山

美代清相

覚山和尚ハ福昌寺の住持ニ而、 と御尋、其人皆根占に或坊主の定に入候とてに出す。 或人参りけるに和尚、 娑婆ニハ替る事ハなきや 後谷山江隠居有ける

すめハこそ浮世の雲もかゝりけり

いさや入なん山端の月

と読て候と取沙汰仕候、

誠ニ殊勝の事と被申けれ

21

士の是体の事をこゝろに懸る物ニ而ハ無之候とて大 只糞をぼろくど迄かぶりて死ぬる社殊勝ニ者あれ、 左様の事を心に掛て殊勝なと、有ハおかしき事也、 和尚色を変して、貴殿ハそれハ殊勝と思召か、 士の

大中様は夏、 南林寺之松原ニて今に松虫の声なしと云々、 松の木二啼虫を御嫌ひ被遊候由 然ニ

キに御叱り候と也

公方吉宗公四男、 福昌寺開山石屋和尚 山堂の前の池ニハ蛙あれとも声なしと云々、 徒三位中将刑部卿宗尹公短気人也、 ハ蛙の声を御嫌ひ候由、 于今開

> 御舎弟御子越中守、 御退出之刻皆々相詰候処を御通り候に、 大納言家重公の御嫡子竹千代公江刑部卿様御参り、(家治) 頃日竹千代公の御小姓ニ而 稲葉内記 様

部か尋るに不答ハ不届千万と有て、殊之外御機嫌悪 御答不被申上候故、刑部様大ニ腹を御立被成、 から御通掛ニ、其方ハ誰か子かと御尋候に、 二才之若衆なり、是も相詰被居候を御覧被成、 さて御帰り後越中殿江何れ茂より、 何故御答不 越中守 立な 此刑

御同格と有仰渡、 然抔申候得者、 被申上候哉、 刑部樣御腹立不少候間、 越中殿仰候者、 然るに御三家の御衆ハ御退出之節 刑部様御事ハ御三家 御断被申上

回

有御挨拶二而被成御立候、 我々詰所ニ御座をめされ、 刑部様ニも左様ニ被成筈 何れも御勤御苦労ニ候と

候間、 御断なと、有儀ハ存も不寄と申され候ニ付、 之処に、乍立ケ様ニ被仰候とて御答可申上様

ハ無之

西の丸の御老中ニ右之旨申上候処、 御本丸御老中江御申、 是も被成様無之、 何とも可被成様 公

無之、

方様之貴聞ニ被達候処ニ御聞被遊御赤面被遊 竹千代は能キ人を被持候と有、 上意ニ而候と 暫く

以前御目ニ

掛候武具等も見申、

色々の事を尋申

候

或

ハ金子を出と申候時、

不出

|候得者無用心とて大き

横目

参候半時、

御定二違候得者返答不罷成候、

且.

又

結講ニいたし度候得共、

是が御定の事ニ而

候、

唯今

抔

の朝夕の料理なり、

今日ハ親之忌日故、

今少し

其方

推量候得とて先めし出候、一汁一菜也、亭主、

江 者女房也、 也、 皆是也、 ŋ 依 也と申て見せけり、 るふすまを明れ 脇ふすまを明れ 側之襖を開けバ、 候間被行間敷哉と申、 戸ニ而 而 藤堂 女中衆料理をして居られける、 亭主内江呼入、 之事ニ而候半と取沙汰有之候よし、 只今御入候 Δ 和泉守御家来江 、或僧此方之足軽に知音有、歌島津邸所蔵本より補) 料理等も手自致し候、 ハ鎧数多あり、 ハ鉄炮に火縄 弓矢取て馳出る様に構 芦 先此方へとて書院之様成処に行、 夫より奥の方の襖を開 、口之履抜の中ニ者皆鉄 足軽悦ひ彼僧の供ニ而参り (斎ヵ) 玉楽揃(亭主云、 ケ様成儀故万事御 亭主云、 也、 彼僧 て、 藤堂家中 能見物 、たり、 或時足 其又側 n あれ 炮の ハ 内 二而 拙 玉 17 軽 証 /١

> 物語り也、 知、 夫故中々酒宴・ 其金を見せ候、 ニ見せ、 に叱り候、 是ハ度々見る金哉なと、申ておかしき事ニ而候 扨又隣江 是者藤堂様番 夫故金子払底之時ハ近所より借ては横 遊興なと、 皆左様成が多く故、(候脱カ 横目参候得者、 頭役歟之由 有儀成事ニ 又其金を早 横目共其金を見 而 *ا*ر 無之候 々 帰 目

なり、

其頃刑

常部様ニハ御目通御遠慮之由、

右之故

方抔江 龍伯公か 通りツ、 が子共か尋候様ニとの御意ニ付、 突抔と申事、 定而彼者共ハ士の子ニ而あるへし、 かと御尋ニ付御鑓を奉見、 十人計遊ひ居けるが奉見、 て逃隠れけるを 則其子共遠流被仰付候とて、 御遣し被成、 被下、 惟新公か、 町人や百姓共の可云事なり、 遠流中四書読仕舞次第御直シ可 殿様御覧被遊、 四 一書十通り計御下シ、 玉 分ニ而御通り ケ様ニ申候と申 亀突為持たる人が 或は桜島又ハ根占 亀突と云は何の事 々尋て申上け 士の鑓を見て亀 被遊 彼者共誰 壱人に 上 候を子共 来ると 被成 時 n 々

大龍寺屋 間 ニ読仕舞、 皆 々精を出し 形 帰宅被仰付候となり、 0 砌 候様ニと被仰付、 女中不所行の 事あ 皆二三十 ŋ 被 誅 二 H 究 ケ 間 n

を通り候様ニ有ける故其通りいたし、 申上候時、 申上けれハ ける時御意、 浄光明寺之僧共ハ見さりしかと御尋あり、 候哉との御尋ニ付、成程御意之如く参り候と申上ル、 扨も~~只今ハ出家のなき事共哉と御意 上之原ニ列行可誅、 殿様御聞被遊、 夫ハ云付たる通り参り 道筋ハ浄光明寺門 誅候而其首尾 罷出申と

光久公御代、二才共傍輩ニ水を掛ルとて大ニ荒ける 者、 明の間出船の筈也、 ケ様ニ而遠流のものとも乗申候舟ニ而候と申上けれ 数多有之候を被遊御覧、 故、其親腹立して披露に及ひ二才共遠流に究り、 あ 、出家之なき事哉、 光久公礒江御出被遊、 あれハ何船かと御尋ニ付、 差立たる福昌寺・大乗院 舟とも 今

候と也

付、 出 を始尽く罷出 抔もあり、 其儘御供中より早々両寺江告知せけれは、 立而断申ニ付而 彼二才共ハ国法なれハ無是非、 御断申上候而もらひに被仰付候事相 ハ宥免の沙汰も可有ニと御意ニ 出家共罷 両寺

通玄和尚ハ福昌寺石屋の師匠也、

或時箱根を通給ふ

弓を射て御目ニ掛給へと印西被仰、

刀の裏指を的に

済候と也

少々御持候金子をも悉く給わりて十間計行給ひける をやれ、やらすハ打殺スなと、責ける故衣装給わ に盗賊共二人出て、金を持居者出せ、 金なくハ衣装 ŋ

儀成僧哉と思ひ、跡を付て参りけるに、 原着給ひ門を御打候へハ、内より、 誰かと云、 和尚ハ小田 通玄

をも与へて、夫よりはだかにて行給ふ、

彼盗共不思

が立帰り、今少し金とて下帯の間より出し給ひて是

盗共見て、先非をくひ通玄の御前に出、 所よりも聞付、 なりとの給ひけれハ、家中皆走出、 追々集り小袖共着せ奉り尊敬するを 内江入奉り、 さんげを述 近

家職なる間、 て御弟子ニ成んと云、 本の如く致し尤なり、 和尚、 W やく 髪をける故、 出家之儀不入事 其方共ハ盗 が

志を感し給ひ弟子にし給ひしか、 後二ハ能僧に成候

とありけれとも盗共一々刀を抜、

その

由印西老御聞被成、 るニ付、 余の歴々の弟子衆、 御弟子中を召集め、 重尚を悪ミ殺んと被計 長左衛門殿

東郷長左衛門尉重尚、

吉田印西老へ弓稽古成就有け

となり

を御止候時御落馬なり、

年寄て心儘ならす、

是程年

者

御遠慮可有之候と被申候となり、

0)

寄し物哉と御意也、

諸士過半落馬故、

殿様二者御

を左江向れハ裏差左江廻り、右へ向れハ右へ廻ル如御物語候ハ、裏差ニ向ひたる時、弓を引や否や矢先御立候、重尚是を被射ニ不当矢無之候也、重尚後に

く矢先に付而有しと噺なり

り可 由ニ而 代に 昔ハ吉野御馬追ニ牟礼下しとて、 ŋ 前の様ニ無之との御意ニ而、 る、 下シ被遊けるに付、 御意ニ付放しけれハ、 が是より下シ共ハせぬ、 御意ニ、久々ニ而牟礼ニ御上り被遊候ニ御年被寄、 而乗下り候と也 ハ落馬有之候、 御中間、 被遊とて御馬に被召、 惟新公八十二三の御時、 家久公には御桟敷ニ被遊御坐 惟新公御上り被遊けるに、 放し申儀難成よし申上けれハ、 惟新公ニ者御別事なく御下し、 諸士不劣と一同に懸下し、 惟新公御隠居被遊、 其儘御懸出し被遊、 気遣ハ無きそ、是非放せと 諸士一同ニ御上り被遊け 御馬の口を放候得と有 久々馬追御覧不被遊 牟礼の岡より馬ニ 牟礼の 候、 扨 牟礼を御 岡二 家久公御 此老人 惟新公 過半 御 馬

て落しとなり、

東郷重尚ハ谷山衆中なり、 申けるに物云人なし、 少し見へたり、 行被見けれ共不見、遥ニ立退て被見けれ 楠の上ニ鳩見え候、 けるに、 候とて御腹立有之、夫より毎年御下し被遊候と也 馬被遊けると也、 落馬不被遊、 重尚、 諸士之一分不相立候故、 重尚矢つかひ、 何を仕候べきやと被申、 是より 是をと望けれ者、 則矢を被発けるに鳩の目を貫 然るに人々弓を所望に行 家久公にもつら打を被遊 見めすかと人 重尚楠 御慈悲二御落 人々、 鳩の Þ 0 根に 江 前 頭 0

たり、 申候得者、 福昌寺御仏詣ニ玉川伊予殿御供ニ而候に、 物二而候、 つふり其石を持られたりけるに、 の石有之、御供中より力持を望ミけれハ、 扨玉川殿各々江向ひ、 一分不立故切腹可仕二而候間、 私幸二持上候故無事二候、 ケ様之儀ハ御望不被成 足の指先に血浮 若某得持上不 予州: ケ様之儀 拾人持計 一袴を 出

之外身ふるひ被申候ニ付残念ニ被思、後藤又兵衛基木村長門守重成、大坂冬陣ハ初陣也、軍初ル前、以

某ハ臆病者ニ而役ニ不立者歟と被存候と被申けれハ、 次之側ニ立寄、某戦場ニ出候へハ殊之外ふるひ候間、

るひとて左様ニ有物ニ而候、既ニ戦始る時ハふるひ 基次被聞、いや~~夫ハ猛キ兵が戦場ニ出て武者ふ

止ム物ニ而候と被申候が、果して止候と也

讃岐の八国嶽者、国八ツ見ゆる故名付たり、是を能 登守教経矢をくり越給ふ故、矢くり嶽ともいふ由

実ハ八国なるへしと云々、

家康公より五代の公方綱吉公へ僧衆様々の事を申上 天下危く有之候と也、其節水戸光国卿ハ犬を六七疋、 行ニ而、 ける故、殺生禁断を被仰出、松平右京太夫様殺生奉 人に仇を成スとの書付ニ而磔に御掛候へ共、何と被 畜類を殺したるもの御成敗被仰付ける故

御三家とハ尾張様・紀伊様 主馬が出入之時、本繁) は公方様の御後見也、 小身二御成候二付、当分者水戸様 然共越後様ハ小栗美作 ・水戸様御家也、 水戸様 · 萩田

仰出様も無候となり

慈恵大師

見、

何事ぞ、早くや

七猿の和歌

御三家なり、

つらく〜と浮世の中を思ふにハ ましら猿こそまさる也けり

見きかてもいわても叶ハさる物を

浮世の中にましるならひハ

定めなき世を夢とミるから

つれもなくいとハさるこそうかりけれ

何事もミれハこそ実ニむつかしや

見さるにまさる事ハあらしな

きけハこそ望もおこれ腹も立て きかさるそ実増る也けり

こ、ろにハなにハの事を思えとも

人のあしきをいわさるそよき

見す聞すいわさる三ツの猿よりも

思はさるこそ増る也けり

寛陽院様桜島へ御狩に御越有、 供なり、しかるに御前を鹿多く通りけるを民部左衛 平田民部左衛門殿御

門殿被射けれとも一ツも不中、 最早御帰り被遊と有之御乗物ニ被遊、 御乗物止メ候得と被申けれは、 殿様御機嫌指し、 民部殿是を奉

今一矢仕御目ニ掛可申と被申上けれは、 れとの御意ニ而御乗物不止故、 民部殿御乗物二取付、 やく 以

乗物止り、 前の通り之事也と御意候を、 お射やれ、 見申そうとの御意なり、 平に止メ被申候ニ付御 其時

遥の岡の上より鹿の頭計出見えたり、 小く見えけるを、 民部殿引しほり被射けるに、 遠かりけれ者 鹿 0

此民部殿ハ可竹老の親父也とそ、

目を被射貫たり、是を御覧有て御機嫌直り候と也

光久公御代にハ、 御家老ニハ二千石ツ、被下けると

也

大島雲平殿ハ紀州の人なり、 大坂乱の比なり、

陽和院様、 雲四郎殿御旗本江被召出候人なりとそ、 女と云物ハ簾より三尺近クよらぬ物ぞと

常々御意候となり、

鬼追ハ節分にする事ニ而候処ニ、 追なり、 是ハ近衛龍山公御下り之砌、 薩州 正月七日節分 ハ正月七日ニ

二而候処鬼追被遊、 是を例に仕候となり

高麗入之時、 たまて参り給ひて 新納武蔵殿老人二而御供難成、 御船ば

あちきなや唐土迄もおくれしと

樺山玄佐殿も同し、 思ひし事ハむかし也け 御跡に残り給ひて、年八十也、

君のため名のため取し梓弓

今ハ八十の身こそよわけれ

伊集院元巣も船元にて、(久春)

武士のやたけ心を引かへて

る甲斐もなき老の哀さ

豊後入之時、 城江樺山玄佐老懸入御覧候へハ柱に歌

今ハとて宿かれぬとも馴きつる

あり、

槙の柱よ我をわするな

と書付たるを見給ひて玄佐老、 流れ出てかへる瀬もなき水茎の

跡はかなくも頼ミ置哉

老人云、自の心の小き人ハ善人すくなき者也と云々、 江戸ニ而太玄院様東郷善助殿を被召、 留させ被遊候由、 善助殿夜入帰宅有けるに、 御鑓を被遊御 同宿ニ

今日之御勝負ハ如何有之候哉

居候弟子石原市助殿、

云て内ニ被入、支度とも仕替、扨市助ニ、灯を消し と被問候得者、善助殿被聞、当流も末ニ成たると計

と被云候ニ付其通せられけるに、善助殿声を懸よと 木刀を持、座之角に可居、又此方ニも木刀一ツやれ

声を被懸に今度も同し所に当ル、善助殿、当りたる 刀市助殿左の首骨にあたる、又声を懸けよと被云、 被云ける時市助殿声を懸ける、其声の内ニ善助殿木

に、今度ハ右の首に当ル、当りたるかと被問けれハ く痛ク候といはれ、善助殿、又懸よく〜と有故被掛 かと被云、市助殿、左の首に当り候、首も切ルこと

今日の儀共如何と不審せらる、ハ当流も末に成たる を差置、疑事ハなきぞ、少しも違ふ事ハ無キ事也、 市助殿、右之首に当り候と被申ける時、善助殿木刀

初めに 殿御勝負之儀委く問被申けるに、善助殿被語候ハ、 かと疑わる、是で不審晴候半と被云ける、其後市助 殿様築刀を御持被遊候へ共、築刀にてハ悪

> 被遊候、其後御手如何と御断共申上けるに、ケ様ニ 二者不障して両の御手を奉打たり、其分にて御止メ

無との御意候、殿様の御鑓ハ余程御緞練能候、(鍛み) 有之、面白く被思召候、御手者少しの事にて御痛も 其方

候、是さえ無候ハ、弥御鑓ハ能候半ともの語也、

抔留らる、鑓ニ而ハなく候、御きすにハ御腹立被遊

愚庵と申たる人なり、善助殿相伝の弟子也と云々、 太玄院様ハ雲平流の鑓を被遊候由、 右市助殿ハ石原

夢ならて又逢ことも片男波

日高為春心友の身まかりし頃、

夢中の懐旧の題にて、

あわれかへらぬ和歌の浦人

為春と歌の友なりし人、儒学を学ふとて歌道を捨け る、或時彼人為春の宅に行けるに歌の会ありけれハ

為春袖をひかへて、 今夜も御会ニ而候哉、然バ御暇可申とて立帰る処を 空たかく思ひのほれる友鶴の

と有けれハ、彼人再ひ歌道に志しけるとなり、 馴にし和歌の浦なわすれぞ

の御鑓ハ少シ御腹立ニ而御突出シ被遊候ニ付、 而被遊候、初め二本の御鑓をハ打留候ニ付、三本目 く御坐候間、

本の鑓ニ而被遊可然と申上、本の鑓

はし鷹の身よりのかたハ雪消て

さださきの羽やしらふなるらん

鷹を左の手に居たる時ハ、鷹の右の方者人の身のか りよりの方とハ鷹の右の方也、さださきとハ左也、

たなれハ身よりといふ也、

鷹を仕ふに、鳥を見掛て鷹を放す時、鳥を心ニ掛するものなり、是鷹師の秘伝と云々、かず時ハ鷹の勢ひ強く、早く飛し鳥を取者也、鷹師の一心其鷹の心に徹通す早く飛し鳥を取者也、鷹師の一心其鷹の心に徹通すり、鳥を一ツハイ気を入て、放す時ハ鷹の勢ひ強く、

得との御意ニ而、いろはの四十八字を紙七八枚に一々けるに近衛様、拙者数年緞練して得たる業有、見候平田監物殿ハ弓の上手也、京都ニ而近衛様へ参られ

一点も不違、さて近衛様御意ニ、其方ハ弓を上手ニ八枚を一ツにして重ね見られ候に、字の間配り一字

被遊、是を重て雲すきに見よと御意有り、

監物殿七

の御意也、監物殿、私弓ハ左様成極たる所も無御坐被射ときく、弓道に何そ仕付たる事もあらハ見度と一点も不違、さて近衛様御意ニ、其方ハ弓を上手ニ

の矢束より長き矢を以射申候、其時ハ不覚沢山に引御目ニ不掛ハ如何に候間可申上候、矢束を引申ニ常候、乍去ケ様ニ御得業被遊御見せ候上ハ、小事をも

所迄引込勝手の止り候、是ハ少も長き矢ニハ多く引込申候、また短キ矢にて仕候時も又不覚、其矢尻の

の弓道ニ而仕付為申事ニ而御坐候と被申上候と也、込、短キ矢にハ加滅仕なと、申儀無御坐候、是が私

本田上野介殿也、 天樹院様此両人を被成御覧、二中納言家久公ハ其比天下ニ二人の美男ニ而、一人ハ

候となり、 家久公ハ常々御衣装の下より御腰の廻家久公ハ御腰大ク御坐候由ニ而、本田殿へ御入被成人之内いつれへなりとも御入可被成と被仰候、然に

遊候となり、

りに手留剣を御指被遊候由、

夫故御腰大ク御見得被

元 日

山風まてもあらたまる音ひきかへてこまかへる春に大坂の

龍山

雅章卿

詠富士

芭蕉翁俗名

松尾甚四郎

359

すむハ天にこるハ地を隔てなき

神世しらする富士の白雪

富士のねにいかてをよハむ空たかく

重る雲ハ山つくるとも

雲のにほひ雪の光りハ月花も

およハぬ富士とあふきてそ見る

おもかけののこるハ消て今更に

むかふはかりの雪のふしの根

富士の根ハ雲の浪立空の海の 沖の小舟につもるしら雪

いひしらぬ雪と雲との富士の根を

語り分へき言の葉も哉

月花を麓になしてあふき見る 雪を雪まの富士そ名高き

問ふ人に語る言葉の及すハ

雲か、りぬとふしをこたへる

今更に驚くましき富士の根を

心なき雲共見えす中空の 又珍らしくあふきてそミる

富士の高ねの雪に掛ては

一忍古郷といへる七文字を結句に置て十首歌読侍ける

夜ハ猶うき心からおもひ出て

寺山用央

旅の枕に忍ふふる郷

忘られすしたしき人のそれく、に

面影見えて忍ふふる里

植置し庭の草木のそれをさえ

おもひ忘れす忍ふ古郷

そなたかとおもふ心をしるへにて 雲井のよそに忍ふ古郷

何事も旅ハ心のまゝならて

此島になしてふ花をおもふにそ 日をふれハ猶しのふ古郷

春きていと、忍ふ古郷

波路経て浮はたくひもなき旅に 明し暮らして忍ふ古郷

旅枕浪こ、本に夜々の

つらきね覚にしのふふるさと

るなり、

円物トハ、的はまりのことし、上中下有、上ハ一寸

中ハ九寸、下ハ七寸也、七枝ニあつちを築な

寸、

なれやらて爰に見る物きく物の

呉る、に船ハしのふふる郷

行通ふ夢路も経て波枕

揚弓ハ公卿の御弓也、 ねられぬ床にしのふふる郷 あつちを九の枝にこしらへ、

広縁なとにて射なり、弓ほこハ三六寸

を四寸にして中につり、 五間口をいて射なり、

雀小弓とハ殿上人の態也、弓のほこ二尺七寸也、

的

笠掛の事、朝夕射物也、馬場を二町半二こしらへて

中に溝を堀通す也、溝の上下に馬打入の大溝をほる、

ちを最中に築て的を掛るなり、 夫をあぜりと云、足入之なりハ三角にする也、 あつ

小串の会ハ大弓也、武士も射也、紙を四ニた、ミ六 寸の串に挟て立ル、遠近ハ家々に依て弓枝は定る也、

の羽、 草鹿と云事ハ木ニ而作る鹿也、又鶏の形を作る、鶏 山鳥の引尾なと指て、馬場末打拝ミ奉りて射

> 山田正嚴之親父自庵死去之時歟、夫利安慶哲居士 されハ近き物を円物たけと云事、

山田越前守ニ而、たけき心を専らとして疵を蒙り、 (* (*) (*)

(を敷カ) (を敷カ) (を敷カ) (を敷カ) (を敷カ) (を敷カ) (を敷か) (を敷か) (を取り) (を取り) (を取り) (を取り) (を敷か) (を取り) (を取り) (を取り) (を取り) (を取り) (を敷か) (を取り) をいわす召仕しに、予五三年心地例ならす、おこた 名のほまれ有事度々なり、然に忠節の者なれハ内外 不便さに一首つらね、手向するものになん、 ふし、水無月十四日に身まかりぬと聞て、あまりの しけるが、まことなる哉、夏の初つかたより病床に

法印龍伯公

蓮葉のおきこほしたる露の玉の

おわりや君か為に捨らん

うらやまし消にし玉のおわりまて

一泰清院様御初入部之時、山田正巌御目見被仰付けるィ大玄院様 いともかしかし君か言の葉

為舟

時、 何の吉しう候へきと有之ニ付、正巌悦び御側近く参(諸カ) 何とそ御前近く参り能奉見度と被申けれハ、 殿様を能奉見儀難成候間、近比不成合之儀ニ候得者 御 [側衆

御礼相済御次へ下り、私事ハ目不自由に有之、

361

り、まぶたを引上ケ能被奉見け□となり、

仰、自分講釈を被為成被達貴聞候なり、 は力 と節、兵庫様 日新公いろは御歌を御持出候而、此 之節、兵庫様 日新公いろは御歌を御持出候而、此 を育之候、又間ニハケ様事をも御聞被遊可然候と被 慰有之候、又間ニハケ様事をも御聞被遊可然候と被 慰有之候、又間ニハケ様事をも御聞被遊可然候と被 慰有之候、又間ニハケ様事をも御聞被遊可然候と被

正月十一日御吉書初、御右筆於御前書之、

世皇

神社仏閣修造興行之事、

一可専勧農事、

可懲納国々年貢事、

右任三ケ条之旨、申沙汰之状如件、

年号月日

御実名御判

ニ請せられける、小源上使之趣、此内御役御断之願左門殿宅江罷出候旨知せける故、門外ニ待請、書院上候ニ、程経て後、伊東小源方より今日上使として上候ニ、程経で後、伊東小源方より今日上使として

書物得と御覧被遊候、とうひしがれめそうとの御意

又跡を御禿し候ニ付、

石見殿宅没収として何れも行

左門殿は後道慶と申けると也、ハ勤得申限りハ相勤可申旨御請御礼被申上候と也、ハ勤得申限りハ相勤可申旨御請御礼被申上候と也、之由被述ける、左門との承知、扨々難有上意、此上

を聞及れ病気と称し、永々引入思案工夫有、其後出見守正能殿ハ堀田殿取立之大名なりしに、此企の事規守正能殿ハ堀田殿取立之大名なりしに、此企の事が、個大老堀田築前守正俊謀叛之企あり、稲葉石

勤有へしとて玄喚ニ立出、家来共へ向ひ、今日我等

之由申けれハ又引入、十日余り有て又右之ことくな面色如何と問せらる、家来、未平生の御面色ニ而無

御用被申上体ニ而筑前守殿之側へつゝと寄、脇指を喜にて登城あり、御役人衆列座候処江出させられ、

殿の背を散々に切られけるに、石見殿ハ筑前殿を押抜、筑前守殿を被突けるに、満座の面々取掛り石見

石見殿死体御改候に、袂に書置一通入させられける、させられけると也、石見守殿ハ其時四十五才也、扨へ刀を突立なから、振返り見て、につこと笑ふて居

362

此脇坂侯在府也シカ、

誰

カ彼カト聞ントテ人ヲ駈サ

Y

大文字に、 れけるに、 家内庭前美々敷掃除して床に石見殿自筆 為君乱心すと書有之けると也、 是 ハ寛明

日記に委く有之候

鳩巣小説ニ曰、 来レ トソ、 ナシ、 シ、 シ、 細 筑前侯ナリ、 シタラハ、 皆忠臣ナリトイヘトモ、 ト尋有シニ、 葉侯平日ノ言行ニ何ソ今度事ニ思ヒ合タル事 後ニ其臣ヲ大公儀ヨリ召サレタリ、 タルヤウニ書タレトモ此説大ニ非也、 傷ノ事、 所由 ij 高坂事勝頼ヲ諫ムル 常二甲陽軍鑑ヲ好テ見タルニ云ク、 其諫ヲナサンヨリハ跡部・長坂ノ二佞臣ヲ殺 堀田侯 養子死去ニテ堀 一己ノ私ニテ大老ノ筑前侯ヲ殿中ニテ害シ 其諫諍ノ本意モ立ヘシト云コト 其臣ノ言ヤウ、 此変ノ時ニ大下馬先ヨリ 向ニ知レ ノ忠兄ハ脇坂侯也シ、(仲カ) 外史氏曰、 ヌ故也、 純粋 田 コトカ 小説 ノ家ハ三男相続ナリ、 少モ思ヒ合タルコト ノ忠臣ト 彼臣ニ仰 ノ堀田 タリトイヘトモ益 堀田ヨリ養子ニ 右両侯刃傷ノ子 以ノ外騒擾ス 'n 稲葉侯死亡ノ 侯稲葉侯ト刃 エ 高坂弾正 有シハ、 モ思フマ ヲ承リシ 無哉 即 ヲ 無

差殺シ、

石見守モ其場ニテ討レ候、

其日

ハ +

 $\overline{\mathcal{H}}$

H

彻

義公モ例

分如何思召候哉、

世□君及ヒ御連枝 ノ如ク御登城有ケル

ノ御方ヲ

御 帰

同

道

カ、

御

時

紀正俊御大老 ヲ稲葉石見守寄越智正休 江戸従四位下少将ヲ稲葉石見守従五位下若年江戸 ラレシト テミレンノ振舞ナキヤウニ、 チトアリテ屋敷替有ルへ 侯常ニ群臣ニ言シハ、 セラレシカ、 シニ、虎徹 悉シタルト見へタリ、 福ヲ張ラレシヲ気ノ毒思レシトソ、 ヲアクヘキト云レシト ニ脇坂侯、 セ玉イシニ、 相手ハ シ、 イヤトヨ、 稲葉侯也シカ、 ノ刀ヨロシキト幾度カ試テ脇指ヲ虎徹 彼時用 程ナク堀田 西山遺事、 ヒラレシ即虎徹ナリト į, 御役儀ヲ勤シモ 稲葉侯常ニタメシ物ヲセ 石見カ指タル キモ不可 貞享元年八月、 侯刃傷 此脇坂侯常ニ 至テ浅疵ナリシト告来シ 常々覚悟有へキ事ト誠 ノ事聞 測 稲葉侯ノ平生モ 刀二誰カ息ノネ 其時 ラハ ヘタリ、 ノ御 堀 堀田筑 ニニ当 何事ニヲ ソ、 田 げ城ニテ 侯 ラレ 追 前 稲 ノ威 付

ンコロニ悔ヲ仰入ラレケル、 ニテ直ニ石見守屋敷へ御寄遊 申 ゖ jν 人無シトソ、 筑前守ハ権威甚敷故ニ 近キ親類 ハサレ、 [^]) 外 御内室 六 誰 御 七 問 ネ

見舞申サル、人門前ニ市ヲナシケルトソ、」

太閣秀吉公の前に、幽斉・三斉両人御出候を 太閣

御覧して、

と被仰けれハ、幽斎老・三斎老か取敢す、細川ふたりちよと出にけり

小車の通りし跡に雨ふりて

御当家御東帯の節、

御乗被遊唐破風の長柄、

武家に

緞子の馬衣御馬被遣候に依て也と云々、也、馬に緞子の馬衣着せ候事も、其節 近衛様よりり御持合の御長柄被進候、則此御長柄今に御用ひ候を被遊けるに、御長柄出来合不申候故、 近衛様よい類なきもの也、昔将軍家御参内ノ刻、家久公御供

也しと也、事ニ而もあらハ羽織ハ抜捨、一働有へきとの御用心事ニ而もあらハ羽織ハ抜捨、一働有へきとの御用心也、羽織を三ツ四ツ重ねて着給ひけると也、是ハ何細川三斎老御老身に成給ひ、此御方へも御見廻折々

掛ける故防かね跡しざりせられけるに、後に稲こづられけるに、此者したゝかなるものニ而、大刀を振惟新公御小姓大山稲助上意打を被仰付、科人に切掛

是に依て高名なりと御感有り、稲故に命助りつると掛り切んとするを、稲助払ひ切に胴を打切りける、ミ有けるにつまつき、是に倒れ掛りける処を科人乗

の御事ニ而、稲助と名付給ふと也、

大山稲助朝鮮江御供二而御帰陣以後、

褒美被下ける砌稲助を被召、

何ニ而も望次第申上

諸士江段

上候御

二而髪を結、朱鞘の長き刀を指、罷出申度との願に得との御意なり、稲助被申上けるハ、平生引さき紙

一加藤左馬之助ハ一生自身之武功を不語人也と云々、て、其通り被仰付けると也、

り三次殿へ放シ掛けれハ、牛まつしくらに突掛りけ或時明友共三次の勇気強きをそねミ、牛を怒せ引来(明カ) 一大山稲助弟大山三次は「家久公御側ニ被召仕ける、(編章)

るを礑と被睨けれハ、つと引返し退キとなり、

三次

こ立置、稽古を被見けるに、満座暫ハ物言人もなし、案内もいわす其席にのそミ、上座ニ居て長き刀を床一東郷重位之所ニ而示現流稽古有けるに、大山三次殿の勇気如斯、

長谷場伝兵衛殿三次の前に居寄、

士の相集り武芸ヲ

番大皷にてケ様

の次第、

人々心掛候に依而也

二而、 酒肴持参し麻上下を着し、 申内に、 興にして出去れける、 兵衛殿ひしく〜と打付、 三次殿大刀を振廻し土煙を立て打かけらる、処を伝 れける、 不届千万の事也と苦々敷被云けれハ、三次との に被立置たる長き刀抔何の役に立物ニ而もなく候 人にて其上勇気ものなれ 0 去ハ勝負参らせんと彼長き刀を抜て庭ニ出 三次御見舞申候と取次ける故召呼入けるに、 伝兵衛殿者短き木刀を被持出られけるに、 近比以士ニ不成合の被成方ニ而 扨いつれも彼三次ハ当時出 ハ、 散々被打けれ者、 重位ニ弟子付なり、 此分ニ而ハ事済ましと 三次殿不 候 腹立 彼床

太守継豊公御家督士踊之時、 御 事もなく引立、少もミだれずさらく~と参るを伊 すへき様もなかりけるに、 屋敷の前にたむろしけるに、 空老被見、 国 の士ハ気遣無之候、 兵庫久任様江参り、 ケ様ニミたれ立候へとも 番太皷を打けれ 下之人数島津兵庫様御 殊の外行儀ミたれ下 あれ御覧被遊候 何 東 0 知

で流ン皮目をこなり、心掛一ツニ而候、是を御覧候而御推察候得とて、何程ならし候得共、此儀者格別の事ニ而候、人々

涙の

稽古仕に案内をも不言推参し、其上上座に直り無礼

に或日 枝ハ 遊、 泰清院様御 別府式部左衛門殿 綱久公殊之外御迷惑被遊、 候とも落るまし、 顔ニ度々御入被遊候得共御言葉も無之、 者金の御楊枝御つかひ被遊候得 を流シ被 御局二被下候となり、 則為御作御 薩摩守者馬鹿也と御意候、 光久公御意ニ、 申候となり、 歯 御痛被遊 つかひ被遊けれ共其験もなく、 馬鹿な事を被致と有之候ニ付、 光久公江被申上候ハ、 候節、 金の楊枝ニ而 御次二被遊御坐 御局 寛陽院様此儀を御 ハ能候由被申上 其後 が参り、 歯糞おとされ 御迷惑之処 綱久公御対 一候時に、 御前様ニ 御 歯 御楊 聞 け 痛 n

ハ左様ニ御意被遊候得共、

世上の取沙汰ニ

者、

御前

光久公御通り筋ニ垣を致し、つく縄ニ而結候を御覧光久公御通り筋ニ垣を致し、つく縄ニ而結候が何ゆへケ様ニ有之被遊、是ハ前々常の縄ニ而ハ早く朽候故、つく縄にぞと御尋ニ付、常の縄ニ而にくと申上けれハ、夫ハ仕候得者御勝手能候由吟味仕候と申上けれハ、夫ハ仕候得者御勝手能候由吟味仕候と申上けれハ、夫ハは候得者のでは、つく縄ニ而結候を御覧光久公御通り筋ニ垣を致し、つく縄ニ而結候を御覧光久公御通也、

申ける、其先をと御意有け

れハ則

申上候となり、

着之節御目通江罷出間敷旨、先達而被仰渡ける、扨機嫌之悪く有之、主殿儀御目通遠慮被仰付候間、御島津主殿殿江戸ニ御詰候に、 綱州様御着前何か御

御目通遠慮之儀ニ候由申候得共、 御着之日、主殿殿表御玄喚ニ御出候ニ付、 と云て聞入不被成候、 不叶儀ニ候、 何れも御出候ニ、家老として御玄喚ニ不罷出候 慮抔と申儀ハ御内々の事なり、 如何二御意二而候共、主殿儀者罷出. 総州様御中途ニ而 御着二付御旗本衆抔 主殿殿、 御目 此事を御 いつれも 而 通 候 遠

んたまを取候へハ、大兵衛痛さの余り南無阿弥陀とりつとつと立て御前へ被罷出所を、新太つと寄、き様ニ仕候へと被仰、大兵衛と被召けれハ承、御次よ

家久公御小姓大田新太二、徳田大兵衛罷出候

ハ、ケ

被遊候と也聞被遊、表

表御玄喚よりハ御入無之、

東御門より御入

大字も二字に成にけり大田新太にし、をとられて (皇力) 大孝天王之御子二天代王子と申姫宮ましく、ける、 光孝天王之御子二天代王子と申姫宮ましく、ける、 光孝天王之御子二天代王子と申姫宮ましく、ける、 のき旨勅諚有けれハ、御盲人にてましませハ、同るへき旨勅諚有けれハ、御盲人にてましませハ、同 るへき旨勅諚有けれハ、御盲人にてましませハ、同 るへき旨勅諚有けれハ、御盲人にてましませハ、同 るへき旨勅諚有けれハ、御盲人にてましませハ、同 るへき旨勅諚有けれハ、御盲人にてましませハ、同 かり候也

大隅 以来、 納言・大僧正の格、 而ハ余り高官なりとて又勾当と云官を付ケ、夫より 遣されけるに、王子の御前に出る者の位なくてハと 叡山 日向三ケ国を日本の惣座頭ニ下シ置たるとな しぶん・しど抔と官付けるとなり、 の僧官検校と云官を賜ひてける、 勾格ハ中納言のよし也、 (当カ) 検校ハ大 此官計ニ 薩摩

と者引声のよし云伝ふと抜本勾当常都咄なり、 り、今二六月十九日光孝天星、 座頭共集り車を引て鳥羽ニ引付たると云事也、 座中一同に、 ニ鳥羽のあなたに引付たりと云文あり、 王子を祭るに、 やあと声を掛る、是ハ三ケ国の年貢を 御職綱引の平家ト云物を被語、 二月十六日ニ天代の 是を被語に やあ 其内

門殿なり

家康公或時御庭ニ而鼻紙を一枚御落被遊けるか、 御捨被成御懐中候を御側之衆奉見、 此紙を一枚捨さるの心より起りたる也と、大に御し ねとも、 しわくて取といふか、千束万束何共思ふ事ニハあら を御覧被成、 我三河より起りて今斯天下の主と成たるも 扨々其方共ハ不届成者哉、 目引して笑ひ候 此紙一枚を 則

> 自幼少到于今迄得意候事、 節黄門君御供申切腹仕候思召出され候は 七生之御縁かと存候、 跡ニ而 此

噂草の陰にて

入逢の鐘もかきりの ありと聞

猶も此世そ思はさりけり 虚白了無居士かたミく

久保平内左衛門様 生年廿八

右手紙ニ書付而被送けると也、

居士ハ愛甲次右

之候、 樺山五兵衛入道紅文、 男ニ而殊ニ美男ニ而有之候、是者上方の人ニ而候由 らんと被云けれハ、母申けるハ、成程父か一かさ大 朝茶吞ニ紅文を招ける、 奉公いたし居候が妻と成、 被申候か、 の子息ハ殊之外健成男也、 被行けるに、 一年ニー度計ツ、振売の者参り、 いつとなく此所ニ居付被申、 宿の亭主大男ニ而健成物也、 若キ時分谷山ニ何かの検者ニ 扨四方山の噺に紅文、 此子を持候、 親父ハ嘸々大男ニ而 文箱の内に 不審成事有 私ニ者是ニ 或時其母 其方 有つ

是を夫ニ与へ、三日計も逗留して帰

金を入て参り、

故、 り候事、 何と云物ぞと尋候へハ、是ハ小判と云物なりと 六七年二及候、其文箱の内金私共不見馴物

被申、大二啼被申候か、其後彼者不参候、其者参候 る、紅文、是ハ極て秀頼にて有つらん、大坂落城以 りたる人ニ而有之候ニ、老年ニ及ひ病死被致候と語 被申候が、今に彼人の道具ハーツも残り不申候、 便二ハ書状抔数多参り候を、彼者不参成候後皆焼捨 被申候、 扨或時又彼振売の者参り候が、二人何事か 替

の事を尋問れけると紅文の咄し之由大様を記也、所 ハ谷山木の下門と云々、

後薩州に被下たると聞つる事もありと思ひ合、

様

々

有り、 大坂夏陣之節、 事知人なし、 にもや有らんと申事なりと云々、 御聞御下国被遊、 御閑所ニ而暫く御蜜談ありけり、 是ハ秀頼之薩摩居住之由を被仰上たる 頓而又御上落あり、 中納言様公人半途ニ而落城之由を 家康公御目見 此御閑所之

大坂落城之時、 す、 められけるに、 鉄炮ニ而打摺たり、 猩々波の陣羽織のすそを城より打出 向井将監殿ハ御船奉行ニ而 其後城中の堀より大川舟一 Ш \Box [を堅

> とて軍勢一同ニ取囲むを、 艘大勢取乗たる体ニ而漕出しける、すわや落人なり 船中より鉄炮を打出

帆を上けたれハ暫時ニ沖に馳出て、 鑓・長刀ニ而防きける故容易ニ難討、 其上追風ニ而 家康ハ能家来

と也、是ハ向井将監日帳ニ書載られ候と也、 を被持たりと云声してどつと笑て行方知らす成ける 小笠原

ŋ 郷左衛門殿江戸居住之時、 前の二ケ条、此ケ条、 三事を以見る時ハ、秀頼 其日帳被見たりとの噺な

薩摩下国無疑事歟

山本春正薩摩へ下りける時、或所ニ而酒宴之刻、 童二人同時に盃をさしかけられけれ ハ 春正、

美

うしつらし同し思ひをふたかたに 車のわたりかけてこひつ、

空の海雲の波たつ月の舟

大坂にて傍輩をあやまり候ニ付、 御屋敷参り候穿人あり、 星 の林に漕かへる見ゆ 樺山紅文被聞立出被見けれ

御抱被下候得とて

けれハ、 者士の様子也、 成程拙者二而候、 紅文、此方を頼来ルハ其方かと被問 紅文云、 扨々不届者此方

穿人聞て大二怒り、士二而有ましとハ心得すと云、 も無之候とて出行候となり、 家来何某と申士ニ而候、 むハ士ニ者あらす、早々出行候得と被云けれ 夫を傍輩を切なから士の格を迦し逃レ来て屋敷を頼 るゝ者か、 紅文云、其訳ハ、今士が傍輩をあやまり生て居ら 屋敷抔を頼来り、 人涙を流し、 傍輩を殺さハ則其所ニ而切腹すへき也、 扨々御言葉ニ而落着仕候、 悪きもの哉、 扨も恥ケ敷事を仕、 士二而ハあらしと、 私ハ何の守 御面 穿 目

黒と号ト云々、

御旗竿切候山、 太守継豊公御初入部之時、 降て又晴天と成、 島台御盃御取上之筈、 とゑらミ切候に根をほりぬき候に、必勝栗一ツ入有 山大明神鎮座、 出水ニーケ所、 御旗竿切候節兵道者参、此竹寸尺由 此雨此辺計りなりとそ、 晴天俄ニかき曇り、 御下屋敷江被遊御入、 大根占ニーケ所、 大雨 旗 通 御

に塩なりと多くしてくれられそふなものと云、其後に向ひ、棚の隅ニ居て何の役ニも不立、此寺塩少き川内大平寺ニ大黒あり、或時小僧掃除するとて大黒

之候由申伝たりと云々、

なり、其後此大黒忽然として今ニ有り、夫より塩大負せ人来りて、此寺へ塩持参れと申候而納メ来るとし、受取候得と云て去ける、頓而馬数十疋ニ而塩をかなと云けり、或時僧一人来り、此寺へ塩持来るへいつとなく此大黒無くなりにけり、人の盗ミ取たる

被申、 ŋ 太閣秀吉公ある雪の降ける夜、 閣御聞、 事有り、 ニ及ひ御出ぞと問ふ、 慶ハ内ニかと被申、 和御供可仕由被仰、 春慶と申者ならで、外ニ気寄も無御坐由! て雪を楽ミ茶を立候者、 けれ者宗和承り、 大坂中に雪を賞翫して茶を立候者有之間敷哉と被仰 宗和御案内申上、 春慶大に驚キ、 深更ニ及ひ候、 是ハ奇特成者也、 当時合戦最中の折、 春慶、 纔の御供ニ而御歩行ニ而御出 十徳を手に持なから御向ひに 宗和承り、 春慶宅へ参り戸をたゝき、 存寄も無御坐候得共、 大閣被仰候者、 誰にて御坐候へハ 直二御越可被成候間、 金森宗和を被召御茶 大閣様御出 殊に夜更誰有 被申上、大 此戦国之砌 此深 有や 世と 春 更 な

大閣被仰候者、

罷出御案内申、

小座へ賞し奉る、

釜の陽殊之外能立候折ニ而一入御喜悦ニ而候、(湯カ) 当時合戦之折、殊ニ深更ニ及ひ此雪を賞翫し茶を立 候者ハ春慶ならでハと御聞被遊御越之由被仰、 春慶 時に

畏り、余り被存寄御出故、何を進上可仕様も無御坐 候とて、白木三方ニ白米をあらひ土産ニつぎ進上仕

候得者、殊之外御褒美にて御茶被召上御帰宅なり、

時世上ニモテ遊び候膳具類ひハ、皆此春慶より始る、 其翌日御褒美として米百俵拝領被仰付候となり、 当

大姶良の岩戸大明神の上ニ高キ石ある由、 木上り石上を見けるに、 見たる人なし、其社の神主黒木左京と云者石の側の 石上に小池あり、 塩の満干 此石の上

有て、 鮒二疋・鮑二ツ有之由也

中納言様箱崎の沖ニ而大風波ニ御逢、 参詣御神楽あり、 ツ取候ニ一同ニ落て見えす風静りける、 候得者、 見馴ぬ蜷数多く御船にすい付ける、是を二 社人先の蜷と同し蜷二ツ神前ニ備 八幡二御立願 則八幡二御

御叶候と申、 神前ニ備候、 š 其故を御問候得者、 常は毎底ニ有物ニ而候、 家久公先の船の事を御語り被遊けれハ、 神慮納受之時此蜷見ゆ、 此神楽神慮二 則

> 下り川内の前ニ御放チ、八幡を勧請し給ふ、 皆大ニ感心す、 蜷の名をホウザイト云、 此蜷を御持 此蜷今

に川内ニ有之候と云伝たり、

る時、 平田可竹翁 杉山八蔵殿一周忌弔、

伊東一空所ニ而いとなまれけ

言の葉もなくてそのま、こほれつ、

涙やけふの手向なるらん

光久公北郷佐渡殿へ被遊御成候時、

殿様にも御存知之事ニ而候得共と被申上、 佐州大学を持出 自分講釈

なされ被達貴聞候となり、

天保十二年辛丑三月写

名越氏右源太 篤烈

浦之浪中終

n

露身と申世捨人の住しと申上けれハ、

(表紙)

浦農奈美

下

の浪下

浦

の時山中に煙の立けれは、あれハいかにと御尋有け都の嵐山に露身といふ人住ける、後水尾院嵐山行幸

世にあり顔に烟立なり露の身を嵐のやまにおきなから

世にありとおもはねハこそ露の身をと遊ハされたる御製を承り、露身、

嵐の山の煙とハなせ

可被下給之旨勅諚有けれは、正行は兎角の御請もな妻も迎へさる間、被召仕女房の中にていつれ也とも楠正行討死の時、吉野の皇居に参給ふに、正行は未

といれていいいく心に斯なむ、

かりの契をいかて結はむ 迚も世になかろふへくもあらぬ身の

に被臥居けるを、新納忠元其所を馳通られけるか是庄内御陣之時、平田三五郎殿若輩にて深手負、草原

きのふまて誰か手枕に乱れけむ

を見て、

蓬か本にか、る黒髪

言ける、彦左衛門殿、いまめかしき事を承候、何事方を待兼候、御頼申度事御座候、御請合可給やと被ける武彦左衛門殿被来けるを見て、扨々以前より其後有けれ共深手にて中々可生も不見得処に、念者也を言捨て被通ける、扨平田氏を陣屋に昇入、様々保と言捨て被通ける、扨平田氏を陣屋に昇入、様々保

申上置候処ニ、今思はすも手負迷途に趣候 にても被仰候へと有けれハ、 某儀 殿様江殉死之儀 殿様

らん哉と被言けれは、彦左衛門殿被聞、 被遊御他界候ハ、、私名代と被思召殉死を遂て給 いと安き事

也、 御他界之時に、平田三五郎名代武彦左衛門と名乗 被悦、終に此所にて空敷なられける、其後 心安被思召候へと有けれは、三五郎殿ハ殊之外 義久公

鹿児島屋形御回禄之時、 大玄院公御座次ニ而御側衆助右衛門殿江被尋候に、〔絅賞〕 御使江戸江参候、 火事の様体を被遊御聞由 平田助右衛門今壱人、 三而 両人

殉死を被遂けると也

ŋ, を被遊御聞 段々様子申上候処ニ、日夜遠路草臥候而些分り兼候 いや軽我は無御坐候と被申上けれハ、 御側衆を被召、 軽我共ハ無敷と御尋あ 左様なら

日本へ渡り給ひし唐僧道者元は大徳の人也、「超脱力」 師渡り給ひて後道者元来り給ひし故、 隠元之徳あら 隠元禅

御意也

候へハ能候、

使之者草臥たるよし、

能 候、

家ハ焼ても作り直シ候、

人の軽我さへなく 休息させよとの

> に何事もなし、 心発明したる人には毒はあたらぬもの也迚、喰給ふ る事三度に及ふと云とも、道者元毒と知なから、 其後道者元日本を六ケ敷思召、 又唐 本

龍伯公国分飛隈の城ニ被遊御座候時(義久)(富力) 江帰給ふと也、

惟新公被遊

見得候、彼大道を御曲被遊候ハ、如何と被仰上けれ 御参、大手御門前の大道真直ニ御座候間、 懸り能 相

は、 て言直し給へと御意也、 を曲るとあるハあしく候、 成程此内より左様ニ存候、 大道ハ直成こそ能候、 只今御辺の言葉、

> 道 重

鉄炮は初め種子島江渡り、甲州時代はやりたるよし、 御国江渡りたるは其前百年計の事と云々

唐にて一門其外心安人なと子出生の時、 祝儀に酒肴

をと云へハ、東坡流を能書人に頼ミ東坡の名印迄押 遣す、是其子に古人の様にあれとあやからせての事 日本のことく遣す、古人の徳有人の手跡を壱枚添て 然れとも古人の字多く無もの故、 譬は東坡の字

也、

而遣也、

後には古く成て進物用にも立ぬ時に売也

372

はれさるに依て隠元之弟子共、道者元に毒を与へ奉

是多は古人の手に紛ると琉人玉城親方静隠様江噺候(ホヤヤ探元)

Į.

を聞て

由也

東海寺沢庵和尚遠国へ流され御免あり、可被召帰由

お江戸の方ハむさしきたなしめしならハまいりたくわんおもへとも

ける故、

段々断申候へとも不被聞入候処、

御目付衆

太閤秀吉公御辞世

難波の事も夢の又ゆめ露と落露と消行我身かな

ニ走り懸り 御駕籠廻り江向ひ、私只今子細有て人被遊 御覧候、或時御下知ニ而抜身の刀を持、御備大玄院様御代ニハ、御屋敷中にて御備御行列を折々

くまひ候とも紛れ有間敷候間、罷成申間敷旨返答也、より大名備幾人と 公義より御定被仰出置候故、か御駕籠廻りより壱人出て、安き事に候へ共、近キ比

をあやめ候、

御備の内に御かくまひ被下候へと云、

りに大名の備より少し障けるに旗本衆大に立腹し、或大名通り給ふニ旗本衆馬にも不乗被通ける、供廻是を被遊 御覧候而御褒美ニ被思召候と也、

候、無左ハ御玄喚御借候へ、切腹仕候半と言て被居給ひける処に、付入ニ玄喚ニ来り、是非御目ニ可懸鑓を取て被懸けるに、大名備急ニ道を早め屋敷江入何の守殿と見請候、御待候へ、御直ニ可申事候とて

衆、一分も立、宜筋ニ取計可申候間、御帰候へと云申候間、如何被仰候共罷帰不申と被言けるを御目付被参、御帰可被成旨被申候へ共、旗本衆、一分立不

儀旗本の格を迦シ被申候と有て、是も御改易被仰付至り不似合仕方也迚御改易、旗本衆も馬ニ不乗被参て旗本衆被帰ける、其後 公義より、大名ハ無礼之

候と也、

或大名と大名、

小路の十文字成所ニ而、

方

ハ

竪、

一方ハ横ニ通り懸り給ふ、

込合可致様無之候処ニ、

後為被通大名の方より礼使等被遣たるとなり、ケ様へと申候付、何事なく備の中を被通けるとなり、其と見請候、込合候間此方備の中明ケ申候、御通り候竪ニ行れし大名の駕籠廻りより大音上ケ、何の守殿

の込合ニ而大名の備ニ障り候へハ、殊之外六ケ敷事

朝鮮入御屛風出来候砌、 津図書殿・川上因幡殿・仁礼小吉殿、平人ニ者渕辺(糸宮)(糸宮) 量右衛門殿・御草履取奥関助、此人数生残りニ而 渡海したる人残り少く、島

す、只 言 也、 居なと度々被仰に、幾度も、 に御前江立申度候へ共、 ニ而不断 の僉儀之節何事も、 私ニ者存不申と返答申候付、 罷居候関助ニ、何とケ様~~ニ有之候、 段々朝鮮入之儀を図書殿・因幡殿なと被仰、 重役衆被仰候とも我か覚之通ハ被申上可然哉と 関助被聞、 殿様の御事をのミー大事ニ奉存といへ共、 殿様の御後二罷居、何卒矢玉も参らぬ様 されはとよ、 左様く〜と被申儀合点の行ぬ事 御草履取なれは是非に及は 拙者共ハ御草履取之事 心安き友、関助朝鮮陣 成程左様ニ而可有之候 関助も可覚 末座ニ

> のミ也、 候半、また羽なと御付候て御廻り候事共にやと不審 如何様御隙有て彼是に御心を被付たるニ而

ニ存る事也とそ咄也と云々、

御分国中の寺、前代より門無之候と也、然るを

龍

伯公か 立、門戸閉ても登り越候程いたし可然旨被仰出、 御免有之候、然るに寺は人を助る為なれハ、 用心不堅固ニ御坐候間、 門戸閉有之候而者寺の詮も無之候間、 候へハ、人に被追懸なとして頼ミ来る者有之候半時 惟新公かの御代に、門無之候へハ盗人等の 門を建候様ニと願申出候付 門の外添柱を 他国にはな 門を建 于

き事也、 樺山相馬殿を夢に見て、

覚てよめる

今門外添柱を立、横木を入て有之なり、

さめて今枕も浮ぬ涙河

日高為春、

見し夢の名残かなしや渡り川 なき影通ふ夢のうき橋

れは、

殿様の御事をも奉忘故、

折角不奉忘様ニと 何某か逃たるなと、

鉄炮の音を聞、

矢の飛を見てハ中々恐敷事限りなけ

是のミ心を尽シ、

脇の誰か功名、

ハ身共二ハ替り見聞も及はぬ事を被仰、

中々おもひも寄ぬ事気も不付候、

流石重役共被成衆

初て承る事

吉貴公被遊 かへらぬ浪にうかふ面 御隠居、 礒御屋敷致出来候砌、

島津兵

庫久任様被成御参、 御庭にて

所 から折からあ かぬ気色哉

辺の秋

の声

下向 細 するの Ш (幽) (斎) あ 間、 ŋ 月田辺城に開れて、「カ、藤孝」(囲カ) 寄手退候様ニと有之、 幽斎は古今伝授の人也、 いの棹鹿 既に落城に及ふ所ニ勅使 寄手退散し幽斎虎 当 一世伝授絶むと

/\

細川三斎老京都町人共江馳走し給ふ事有て、 すたれたりと仰候を、 の難を遁れ給ふ、 御子三斎老被成御 幽斎聞給ひ涙を流し給ふと也 聞 親は男道 六条河

昔近衛様江参り百姓共、

今年は不作故訴訟ニ参候

迚

に笑ひけると也

後町人共沙汰しけるハ、 原にて饗応有けるに、 三斎自分鱸包丁をし給ふ、 扨三斎様、 鱸包丁は 海鱸 其

るに、 三斎老伝聞給ひ、 三斎様程の 扨 人の如何成思召にやと申けるを、 々 町人共ニ而左様の事ハ心付間

被成たり、

六条河原は川なれハ川鱸をこそ被成筈な

融大臣奥州の千賀の塩竈を被移させ給ひ、 敷とおもひしに奇特成事の不審也、 彼六条河原は昔 此所は 海

辺の眺望なれハ海鱸を被成たるよし被仰たると也

其

琉球人唐江 後人々承り、 行に旅宿にて、 大に奉感と也 明日 ハ

言付ける、 扨朝膳を出けるに汁菜魚肉 精進 ハ 料理にせよと なけれとも

> 尤也、 主大に笑ひ、 中に無哉、 魚の油夥敷浮て有けり、 魚肉さへ食せされ 此広所ニ而ハ 我心を精進せん為計也、 琉球国なとの 其様成小キ事ハなきそ、 ハ能そ、 琉人怒りて亭主を罵る、 小キ所ニ而 昨日 食たる肉 小キ事言とて大 ハ左様ニ言事 ハ 今日身 精進ニ 亭

奉行人共物を知らす、 稲を持参す、 近衛様御覧有 此 訴訟を取揚事ならす、 ij 扨 々不届成者共 此

は二番生 也、 古歌に

賤 0)男か山 ふたふしあるハまたたね 田に植 一節草 0)

此稲 ハ二節成間二 番 生 他と御意也、 百姓 共承 ŋ 迷

色

惑にて帰けると也、

明朗力 家に 日新公御看経所ニ、 無而 鎌田 者 尾張守政年寛栖· 叶 X 者共也と、 新納 刑部忠元残藏 肝付弾正兼寛、 長久を御祈り Ш 遊 され 此四 上 一将監久 ,候と [人御

台徳院様御前 = 立花飛弾守・・・(驒カ、宗茂) 加藤左馬頭友明 候 而

て去者の甲のテヘン食切候を、脇より鉄炮にて其虎成故可然と 上意也、嘉明申上には、奥入之時虎出也、飛弾守答て、鯉の魚の四尺計成を見候と、大国

御物語序ニ、高麗ニ而如何成珍事を見たる哉と御尋

佐渡守殿江、日外御前ニ而ケ様~~の御物語申上候某か虎より被喰切たる甲早々登せ候へ迚取寄、本多偽とや思召さる覧と存、急ニ国許へ飛脚を遣し、何を射殺候と申上、公兎角御答無シ、嘉明被思ハ自然

成人と御称美候と也、御目とて上覧ニ被備候、公御覧有て、左馬は律儀と被申候、佐渡守殿、是ハ珍布事なれは上にも可懸くハ、御前の小姓衆なと偽の様ニ被思候故、取寄候

故有て薩州頴娃の民原の百姓下人に成て居たるを、也、惣軍戦死八万と云々、此孫次郎元来大明人也、泗川軍敗れて後通辞孫次郎語る、赤備大将ハ孟郎爺

助言を加へても其手末不通、

如其天下の事今我一手

人也、孫次郎ハ此方ニ而之名也、其後大明ニ帰り通召列し唇道心得者成故、能 御家の武功を知て居たる頴娃殿乞取て 太守様九州御退治被遊候時方々ニ被

岩槻・松山・河越・江戸、四ケ所の城を道灌一日ニ

辞二来る人也

云々、縄張し城取し給ふにより、世間皆是を天狗の縄と

せま遺こで全言を定めする、是、川上高山市公間も、実留不申儀残念ニ被思、染川帯刀左衛門に刀鑓作らちゞハにて川上左京鎧武者を被突候へハ、鑓すへり

とそ、(商山か、年)とそ、(南山か、年)とそ、(南山か、年)(南山か、年))と、(南山か、年))と、(南山か、年))と、(南山か、年))と、(南山か、年))と、(南山か、年))と、(南山か)と、(南山か)と

元和二丙辰正月、 被申上、 0 二候間、 悩平愈の期不知、 秀忠公土井大炊介利勝を以 より御煩付被成、 事思置事なし、 被思召置儀候ハ、被得御助言度旨を大炊介 家康公宣ふ、 譬ハ下手の碁打に上手か壱手二手 万一不慮の失共候ハ、天下の大事 卯月十七日逝去見えたり、 家康公駿州田中近辺御鷹狩の時 将軍被入念之段尤也、 家康公江言上は、 此時 天下 御病 将 軍

故に一言を不出と宣ひけると也、二手助言しても、将軍下手ならハ末の遂事有間敷也、

家光公御前江堀田加賀守前髪落して被出けれは、

あれてしもその名ハ残る古への

それ生るより死の初めとしる、も、彼本郷伊予守は志賀の都の花の面影

まし侍しに例ならぬ身と成、慶長廿年弥生の末に獲 がらむやハと、ことにもろく~の道を学ひし人なか ら、わきて空飛雁の声を聞て夜中に矢を放し、柳の 葉も百たひ射つへき者也、唐土の文をふかく伝へ、 業も百たひ射つへき者也、唐土の文をふかく伝へ、 本文マ、

少将家久

麟の夕となりしかは、手向し程に一首つらぬるもの

馴々て見し世の春も限りそと

後妻也、貞氏薨せられて後、美濃国松見寺の老尼に無着尼は金沢越後守顕時の女にて足利讃岐守貞氏の

とにかくにたくミし桶の底ぬけて皆尽けれハ、勿然として大悟し和歌を詠す、八月十五夜谷に下り水を汲けるに、桶の底抜けて水随ひ薪水の労をかへりミす、暇有時ハ禅床に座す、

水たまらねハ月も宿らす

後洛の北松木島の辺に一字を立、

景愛寺と名付、

住

朽木の紅葉 源三位頼政、又ハ 後水尾院様とも聞如大禅師と云、又俗に千代能姫と云なり、

つたかつら谷の埋木秋ことに

おのか葉ならて紅葉しにけり

細川幽斎老の妻の局に一木の梅有り、

花の盛りにハ

ひ押揉てのミけれハ、嫉妬の余りに胸を断割見給ひに女歌詠て書けるに、是を御目に懸る事恥か敷おも匂ひことに閨に薫しける、或時幽斎局に御出有ける

人ならハ浮名や立む小夜更てけれハ歌あり、

是を御覧していとあはれに思召けり、我手枕にかよふ梅か香

もうと斯なん、

其折彼女のい

11 そかすはぬれましものを旅人の

跡 に晴行野への 村

るか、 不進、 後水尾帝御字、 ŋ 通村也、 返さぬものそ、 遥の末座より色青さめたる公家衆高声にて、 剣を以朕を殺せとの勅諚也、 困窮一向憐愍の沙汰なし、 剣を御抜御手に持給ひ将軍江、 而長髪の体にて末座に連り御座候と云々、 御返盃の御志にて席を立給ひ御前へ御参り候を 後へも退給はす御当迫候と也、 将軍参内と聞、 其時は未位卑して其比は病気ニ而 下れと有けれハ、 大猷院家光公御参内あり、 是ハー大事そとて、 朕是を見るに不忍、 扨其後将軍天盃頂戴あ 当分公家一統に雖及 流石の将軍前にも 此公家は中院 其後 病気を押 引入有け 天盃 主上御 先此 将 は

坐候 松平隠岐守様か藤堂様敷 薩州抔は古国にても御坐候得ハ、 公江被仰けるハ、 付なと度々にて御不行跡ニ付、 何卒被遣下度旨二付、 世悴ケ様 0 御祖に不道人有り、 (へにて何共可致様無之、 其御親父様より光久 如竹二被仰付御師 師匠共ニ仕人共御 御手

軍家より高四万石か御献上有たると也

事のめに合せんと御怒り有けるに、 云小坊主あり、 如竹ハ何事を我に教んとて来哉と被仰、 大儀ニ候、我等ハ勇気を好て常に武道を心懸るに、 扨彼不道人江御目見被致けるに、其方遠方より来り 二可罷越旨也、 我に何をか師匠すへき、来りなは大 彼不道人此事を御聞、 如竹頓而参ける 其如竹とやら 如竹承り、

気之事を被申ける故、 書なと御聞被成ける、 被奉感ける故、夫より如竹を御饗応あり、 不被成候へハ叶ひ不申候、 弥面白被思召御学文被成ける、 如竹の上にても何歟ニ付 只今の御意結構成御事と 漸々と四 而 勇

扨々只今の御意先以奉感、

兎角御大将ハ勇気を御好

三年罷居御師匠被申けれは、

最早能キ人ニ御成り有

如竹隠居の折歳且、 竹の被仰ける迚、 安房にて于今人の居屋敷はあ 御暇被申上薩州江下り、 と、有事も一 候様ニとの儀を被申上、 けるニ付、 小勇ハ役ニ立不申候、 向無之、能き人に成らせ給ふ故 余之所よりは奇麗に住居候と也 頓而屋久島安房江隠居也、 御心得有て中々御手討 れぬ様にするものと如 大勇を御好ミ被成 如 竹 な

為客多年交世塵 帰来生喜故郷春

只今天下太平日

茅屋解衣安此

を壱本、唐の硯石を被進けるに、御謝礼の御詠歌、近衛家久公江於須磨様御上京之節、寄り竹の大キ成

呉竹のよ、 伝むと見る石に

九月十六日死、五拾六歳也と云々、(ママ)(昭カ)(惺カ)(とな、寛永十六)(唯カ)(となり、寛永十六)(昭カ)(年脱カ)(年脱カ)(年脱カ)(年脱カ)(年収カ)(年収カ)(年収カ)(日本)(日本)(日本

を被遊 御討ける、其後主水不成合の仕方と 御服て御刀戦有けるを頴娃主水殿奉見、 殿も時々ハ御で御刀戦有けるを頴娃主水殿奉見、 殿も時々ハ御の場にて 家久公唐人に御渡り合、千鳥の御腰物に「親智」

無比類人成故、内内にて遠島ニ遣、 御機嫌を見合立不斜切腹被仰付ける、然るに主水殿ハ大剛の武士

にて御慰有けるに、爰ハ高麗新塞の川口ニ似りなと可申上とて先切腹遂候由申上置ける、其後或時洲崎

候と云々、

御機嫌そと伊勢兵部貞昌被申上けるハ、彼主水儀先る様ハ能武士也しと御意有ける、今日共こそ究竟の御噺有て、高麗軍之刻、頴娃主水か馳廻り具足着た

事も可有之と存、 年切腹被仰付候得共、 検使黒田嘉兵衛・ 之外御立腹にて早々切腹可申付旨就 ことく被召仕度者ニ御坐候と被申上けれ 仕候 由 申上置、 年経候 讃良善助彼島へ渡り主水殿切腹 内々にて遠島ニ遣置候、 無比類者故何れも惜く存、 ハ 御機嫌 御意、 る相 何卒元 直 無是非 公又以 ŋ 可 切 申

御指料なりと云々、可防用意厳重也しと也、千鳥の御腰物当分 薩州三主水殿島にて弓・鉄炮を備、只今にても討手来ら

位官之口宣に源と有之、夫より以来源を御用ひ被成失より御代々藤原を被成御用候、 光久公御時、御夫より御代々藤原を被成御用候、 光久公御時、御子二被為成、民部之姓惟宗姓故 忠久公其姓を御用、日後局は八文字民部太夫江被遣、 忠久公も民部養

下れるなと、云は非也と云々、明二表する故、蔵人を略して頭殿といふ、昔の財使東下シたるに表して頭殿を立る也、頭殿を勅使蔵人中下シたるに表して頭殿を立る也、頭殿を勅使蔵人

有り、摂政・関白台星ニ表して如右申也と云々、を台作と云、帝王を北震ニ譬、北辰の側ニ台と云星一帝王の御作を勅作・[寢カ]

節 家久公御諚有けるとなり、長き池の横ハせはき御先祖の池にし給ふ由言伝ふと、先年静隠様上京之一近衛様御庭ニ長き池ある由、是は古の賀茂川也しに一関白の御隠居を太閣と申、御剃髪を禅閣と申也、

と云々、

ける、依之人もケ様ニ言けると也、番ニ御指を折給ふ故、紹巴忠元の事を大指武蔵と申新納武蔵、夫より誰か家中の誰々と被仰、忠元を一太閣秀吉公諸家之剛兵を算へ給ふに、早晩先薩州の太閣秀吉公諸家之剛兵を算へ給ふに、早晩先薩州の

一煙十文字

立は炭焼烟也けり 大原や小塩の山の横霞

を見て被居けるに、此陣の焼火御覧遊され、見て参見て参れとの 御意故参けれは、忠元焼火本ニ書物けるに、新納忠元の陳屋焼火明りける、御側衆江、庄内御陣之時歟、 惟新公深更ニおよひ外江御出有

候故歌一首仕覧と存、及深更候得共焼火を揚候とのれとの御事故参候と被申、忠元承り、只今郭公を聞

答也と云々、

儀御坐候、国々の諸大名之妻子を御当地江御引付置公被仰出けるハ、此以後弥天下安穏の謀私一事存寄下静謐の謀思寄も候ハ、、各無遠慮被申聞度との下静謐の謀思寄も候ハ、、各無遠慮被申聞度との家康公天下御一統有、諸大名を集め給ひ、此以後天

召寄可申旨被仰上けれは、一段可然旨 上意也、久公重而、愚息未参勤不仕候間、先早々申越、是を

是ハ尤之儀也と 上意有けれハ、

満座皆同意也、

可然奉存候、

此外存寄も無御坐候との御事也、

談派

息初而之上洛ニ付、宜御取持可仕旨路次へも被仰渡早々薩州へ申来り 光久公御上洛有、此時薩摩守子

と也、人留の事も初り、于今一殿様御通之節ハ人留有之候

御取持別而之事也、

此時より大坂橋下

御通り之節

孔夫子諸国を徘徊し給ふに、或時或所江やすらひ給

万の事さハらすかゝはらす、 世をうしともたのしミともおもはて閑に座せしむる 給ふと也語に見へたり 当に出れハ影あり、いかに除んとすれとも不叶、 なとのミふるき文を友とし、 折からハ、一枝の花をいけ一煙の香をたき、よき茶 春秋の花紅葉を友なひ、おのかまゝに盃をかたふけ しかしと云て去る、孔子後影を見送り給ひて合掌し 汝何そ除事を得むや、影なき山林ニ入て静ならむに 陰なき木に入時は身の影なし、悪は日当のことし、 へからす、悪有りて善も有也、譬ハ形のことし、 ならぬもの也、善に対にていかにするとも尽る事有 と云そと問ひ給ヘハ、老人聞て、悪は世間になくて 夫子聞給ひ、只人にてハあらしとて呼帰し給へハ老 入てこそあらまほしけれと言て去る、弟子夫子ニ申 老人聞て、扨々いらさる事をなさむよりは、 人来る、夫子、何を以善を進め悪を退るを無用の事 人にて諸国を通り善を進め悪を退る人也と言けれは 若心あらぬ人の問来る わつらひなき身となり、 静に引 日 日

事あらハ、いにしへいままての道のかたはしをも語りなくさむこそ、こよのふのとけしや、人ことにか、るわさをなさん事は、山林の中にいりてこそといへとも、たとひ山のおく、林の下に住とても、名利のこ、ろはなれすハ、いかてかやすかるへき、た、市の中にすめるとも、こ、ろから成へし、必所をゑらひ姿をあらたむへきにあらす、僧ハ僧のま、俗は俗のま、にて、柳はみとり、花はくれなひなり、大玄院様福昌寺御仏詣之節、金子を御出シ和尚江御大玄院様福昌寺御仏詣之節、金子を御出シ和尚江御とも、前々より多人数之事故、其内ニハ無実の名をとも、前々より多人数之事故、其内ニハ無実の名を表り罪を受者も有へし、其非業の者共の為に此金を蒙り罪を受者も有へし、其非業の者共の為に此金を蒙り罪を受者も有へし、其非業の者共の為に此金を

夫子を如何成人歟と尋けれは、弟子、是は当時の聖

来御同座ニ有之候を、人王十代崇神天皇の御宇ニ神の御俤を見給ふことく常に是を見給ひ、此三ツを以勇として、是を常に 天子同座ニ被召置、天照太神勇として、是を常に 天子同座ニ被召置、天照太神

渡し候と也、

子共、 板倉周防守様京都所司代之時、 給ふ、 伊勢五十舘川に崇給ふ、(鈴カ) 勅の趣を取違へ、忝も三種の神祇を御同座ニ被召置 を重め給へハ、 共金銀を以爰かしこにまいなひをしける故、 又なた屋ニ百日を御重め二百日の牢舎ニ成り、 此事を所司代被成御聞、 成町人、 物のことくし給ふより其端と成りけると也 威衰るの初は、三種神祇を遠さけ神勅を取違 威漸く衰て、武家に威の付事ニ成けると也、 成りにける、其後摂政・関白の官始り、 天皇の御字、 儀御憚り有との事にて、 し、早く出牢の儀を御口を被添可被下旨申上ける、 て王威薄成けるに、北条家摂家を五ツに分て摂家の 御門跡其外指立たる御方へ様々の賄賂をいた 是王威の衰給ふへき初めとかや、 少の罪有て百日籠舎被仰付けるに、 猶神徳を恐給ひ、太和姫に勅して神鏡 重め給ふに付て弥賂を致ゆへ幾度も 然る故三種神祇宝物の様に 不届之いたし方ニ被思召 別に御座を構へ神祇を崇め なたや何某と云有徳 摂政の威に 十一代垂仁 なたや 又百 畢竟王 弥子 宝

百日宛御重め有て既に三年に及ける故、

なたや子共

0

事を江戸より御差図有之候而者京都所司代の詮

趣、

御座候処、

なたや籠舎之儀なと別而少事ニ而

ケ様

御思案にて同心共を被召、 けるに、 早々出籠可被申渡旨被仰越、其御奉書京都に到着し 儀ハ幾度も日数を被重、 成敗申付候との御事にて、 細拝見仕候、 かにと猶予しけれは、 速成敗可仕と被仰付、 致方也とて、 度旨申上ける故、江戸にて御評儀有り、是は不届 司代私の御政と奉存候、 候科人共は親より重き罪の者も皆出牢仕候処ニ、 親何某少の罪にて百日籠舎被仰付候、 いたし、其首尾申上候時御奉書を御披き御覧有ける なたや出籠之儀也、 京都之儀ハ何事も所司代見込を以計ひ申事ニ而 此上は江戸へ申上へしとて江戸江申上けるハ、 所司代御奉書を御取被成、 早速御老中連判之御奉書を以なたや 然ともなたや儀□御奉書到来不仕先ニ、 彼なたや元来の者故御成敗 早々成敗可仕との事故則成敗 則御返答に、 何卒早く出籠仕候様被仰付 既に三年ニ罷成候、 扨御役御断を被仰上、 なたや儀成敗申付間 封を切給はす暫 御奉書之趣委 其後同被召 偏二 其 親 早 0 所 籠

申合、

と也

公被遊 龍伯公御代、 冊あり、 方の不調法也と□江戸御老中より御断に及けると也 行ける、 旗を捲せられ手強御責候故、 御責けるに、 り国分八幡宮ニ楯籠る、 との旨也、 左様之儀ハ私難勤得候間、 何事も一々 樺 御出馬、 此儀江戸にて評儀有て、 山玄佐老一 久親ハ

責亡へし、 本田次郎兵衛久親殿先祖なり一弓を引奉 樺山安芸守殿副将にて国分を被 江 戸 番ニ馳入被見けるに、 江 于時永録十四年也、 伺不申候而 本田八幡宮二火を付落 神箭の恐有とて 御役御免被仰付被 是ハ尤之儀、 ハ不相叶筈御 柱に短 龍 御 此 遊 伯 座

契りをく槙の柱も忘るなよ

玄佐老其裡に、 又帰りこむ水茎の跡

流 れ出て帰る瀬もなき水茎 0

はかなくも頼置

と書て矢に結ひ付、 逃行本田か勢の中に射こまれ候

> 書也と申ける彼所ニ而御切腹、御落馬之説は非也書也と申ける久世ハ師久公御孫守久御子也、故有て、 鹿児島内の丸観音ハ島津久世の墓所と云々、 れとも御名乗悪し、 る唐人王栄と云者久世の御事を聞奉り、 下にて御落馬御死去候と也、 久世と書てハ久しき事三十 三拾壱才也、 自然の事な 坊津ニ 彼堂

無之、

何事も江戸御差図と罷成候而

ハ威勢も無之候

0

共に名のたゝむもうしとする墨 音さへ忍ふ閨の玉章

江都の人の娘十三才ニ成けるかよめる、

或知識に或人問けるハ、 ニ引かへ是を誹る事甚し、 にあらすや、尊氏は代々家繁昌すといえとも、 て賤き者迄も其名をしらさるハなし、是積善の余慶 至て誰正成をそしる人なし、 云、正成は三代にして亡ひ給ふといえとも、 天下を領して家長久也、 利尊氏は朝敵としてケ程の積悪人にて候得共、 善之家ニ候得共、不幸にして三代にて家滅亡す、 之家ハ必余殃有と申候、 此儀如何と尋けれは、 積善之家者必余慶有、 楠正成はケ程の忠臣にて積 是積悪の余殃にあらすや 只正成と申せは尊敬し W 代 まに 答て 正成 積 足 々 悪

と答へけるとなり、

中院通村公 りにや、 ける、或夜月を見給ひて通村卿 御参内之時、 家光公御歌の師範に御 勅使関東江御下向あり、 天盃ハかへさぬよし通村被仰ける御 頼 其前家光将 一年計被召留 憤 軍

入かたに我をさそハて夜なく~ 袖 !の涙にやとる月かけ露とふむさし野の月 0

苦候、 哉、 時の威光を以伝授仕れと有て通村が、 歌の器量無之人ニハ曾而伝授不仕事にて候、 申は和歌の器量に依て伝授仕候、 次を以被仰聞けるに、 ひかれて伝授する事も可有との御事にて、 古今伝授の事を被仰懸なハ、 早三年計当所に居て嘸帰京之おもひ深るへし、 其比家光公通村の器量を可有御覧との御事にて、 不罷成 ケ様ニ申上候□□□ 中々威光ニ恐れて伝授仕事ハ、 由 御申有けれは、]通村□首を被刎候半、 通村卿聞給ひ、 御取次の 如何成通村も帰京に心 人も閉口して被 帝王様にても和 通村において なぜ伝授可仕 此古今伝授と 其旨御取 少も不 将軍当 此時 最

寛陽院様御代御馬追ニ、二才共五六十人晴天に(光久) (吉野脱力) (3

(黄カ)

御前に御詰候に御向ひ、

福昌寺・

大乗院其外の坊主

帰ける、

其後頓而帰京有けると也

着し、 の不 殿様被遊 或は裸になと成て、 は可有事なれとも、 御聴 御立腹不斜、二才共の事なれハ少 様々邪魔をなしける故 兼ておせ衆おせ衆と御意 Þ

也なとより申渡置事も有之に、余り法量もなき仕方 残遠島可申付旨、 ケ様の仕方にてハ他国人なとも数多入込ミある事成 ツ島幾も遺候ハ、又島にて荒れ可申候間、 余り思慮もなき致し様千万の者共也、壱人も不 膝おやしの事にて『候へバ憐愍を加へ』候得共、(鹿児島県立図書館所蔵本より補) 七島を始め悪敷島を撰ミ差遣す、 々別

を、

也

かと日 る、 上んと声 大門懸り 申上候得ハ、 船共か二才共の乗候船かと 類中歎き悲むといえとも無是非事にて皆船に乗りけ 所ニ引分可遣旨被仰出候付、 つぶし被成候也、 扨殿礒江被遊サテ (様脱カ) 々風を御尋にて、 々に叫ひ申を Ó 方を被遊 其風は琉球船にても出る風にて可有 扨皆々江御意之趣申聞候得 御越、 御覧候得 又或日風を御尋ニ付 御覧の折、 大門懸を御覧にて、 御家老衆を始め皆肝 御尋あり、 御家老衆御参り 大船幾艘も帆を 今日 何風と ハ ハ 何風 あ 親 0 を

光久公之御家老北

北郷佐渡守!

い殿、

或時御

成を被願

御

入

申御

座ニ罷居申候、

漸々近く成り申候故参り

候

ハ

遊御入有之者にて候哉、

佐渡守さへ只今迄見を見不

被遊候処、

佐州自分大学を持出られ被講

候公遊芸なと

被居 共 候付、 共 八殿咄也、 陸地より丸腰にて二才衆罷帰り候と也、 て願之通御免被仰付候と也、 様二被申上候間 御家老衆も親共の歎き其身も迷惑仕、 上候得者、 二才共不調法にて遠流被仰付儀 島をさせて呉たひものをと、 最早あれ帆を懸出すそ、 で大馬鹿坊主共也、 を坊主の 人に衣をかぶする事共ハ知らて、 ハ皆馬鹿にて候間遠島させ可申、 衣を懸可申候間、 候 去なからおせ衆吟味次第に可有との御意ニ付、 由 扨社とて福昌寺・大乗院江人を遣し早々被参 噺也 職とおもひ、 左様ニ 渋谷氏は 坊主 何卒御免被仰付可被下旨御申上に あ 一共被申ニ付 綱貴公御小姓二而其時分相 何卒御宥免可被下旨達 人に衣をかぶする事ハしら の今出る船に取のせ島へ やれ 扨山 返す くにくい 川江 而 御国法二而者 あの船に乗せて遠 経読勤 *ا*ر 飛脚を立、 其上坊主 ゆるす事も有 Ė 坊主とも 是ハ渋谷甚 ずる事計 御意有之 ~~被. 可遣 ァ 候 皆 勤 ケ 申

> 七十有余節被召出、 尋けれ な か の 節、 とて、 有之け 似合御行 参候処、 御殿江被 ク火の見二上り御手をひたと握り、 居候処ニ漸々近く成り候付、 余歳にて江戸江被登候と也、 見を被聞召入、 故御役御断にて候、 御膳をも不被召上 御頼との御事也、 少も n 成程其儀ハ知たる事也、 跡、 不被遊御座候故、 픥 共 火の見こ 火は何処ニ来るそと度々居なから 佐州 是体の火事等ニ左様ニ火の見なとに被 御意を不聞入読被申候付、 ケ様ニ被 其以後 御守役を被仰付 御立也、 何として御 御入候由申ニ付、 佐州涙を流し、 何処ニ被遊御入候哉と被 仰付難有奉存候迚 綱貴公 其後より 扨或時火事有之、 知 置候へと再三 綱貴公の り御知り 扨々 今社私 御 御幼年之砌 御部 野前帰[、] 御大将二不 佐州老人漸 御腹立にて 綱貴公を被 可 のける 0 屋 被 被聞 佐州 御異 御意 遊 被 候

遊

御 最早爰に被遊御登り、 騒き不可然候 則御 下り 近比 が遊候へとて御同道 御大将に不被 遊御 似合 被

を為被握時ハ、いつ握り殺すかとおもふ程ありしと 上御下り也、其後 御成長之後迄も、其節佐州御手

折々 御意也有之候と也

大般若御興行之節、給仕之小若衆御家老座ニ参り肝 若の給仕にてハ無之候哉と御尋候得者、いや誰も参 は出行けり、島津帯刀殿活道殿江、只今参り候大般(名殿) 許ハいな事を被仰候、 殿被仰、 り不申とあり、いや~~只今夫江慥ニ参り候と帯刀 持てゆけ、重て爰へくるなとやはらかに被仰、若衆 懐より紙を出し被遣、爰ハくる所でハなひそ、早く 付活道殿江、祖父様紙を一枚被下候へと申けれハ、 いや参り不申候、 曾而参りハ不致と言切て居給 私か参り申さぬと申を其

候処、 仙台家中杉原新左衛門鑓持、古き懸物見当り鳥目十 から時服七、 依而新左衛門陸奥守様江差上候へハ、大徳寺江被遣 五文ニ買、 代金九百両の極札来ル、 目利に見せ候処、 金弐拾両新左衛門江、 一休上人の手跡のよし、 右為御褒美御腰物一、 又家来江百両被

ふとなり

大食をしてくらせよ 坊主になるな魚を喰ふ 念仏を申さすとも遊興を 地獄に行て鬼にまくるな

するな

みな人はよくを捨よとす、めつ、 仏法ハうそおかしくも 此歌を見よ

あとてひろふハ寺の上人

紫野こんきやう斎

右、延享二年春於江戸聞候よし、

何 大玄院様江御近習役鐔を持出、是は武田信玄之所持 名は高けれ、我迚も何そ信玄に劣る事あらむや、其 道具取に不及との 候間、被遊御取可然旨被申上候得者、いやく~おれ 有之候由ニ而売物ニ御座候由被申上、 ハ入ぬ、あの武田信玄ハ乱世ニ生れられたれハこそ 御意も無之候付、是ハ名将之所持之道具ニ御坐 御意也とそ、 被遊 御覧為

延享元甲子歳五月七日、 納言光栄卿被指上之御製 当今様古今御伝授烏丸大

天地の神の心をつたへ来て

今も八雲の道はたゝしき

下候、

右文、

や

御国僧丹波国に至りけるに、 太閤秀吉公之代に津之国芦谷の里ニ而唐人釜を上手 り取にて甚所務有と也、 中々外より知所にてハなし、 跡とも有り、 高聳へ、内は田畠広くあり、 き岩穴にて壱弐町も入て広々たる所有り、 しける間、 る所あり、 て江戸なとへ佐野鍋と云て多くあると云々、 野天明と云て一入釜賞翫也、 明と云所ニ居住しておもふ儘に細工しける、 り色々御好ミあり、 二作りける、是を于今芦谷釜と云て名物也、 色々計り案内を頼行てミるに、 見度おもひ所の人に言けれとも別て秘事 入口ハ只其穴一口にて要害堅固の所也、 六ケ敷おもひ上野佐野に行、 殊之外秘事にする所也とか 于今其手筋の鋳物師有 鬼の住ける跡とて礎の 大江山鬼か岩屋と号す 此田畠、 其所の者共作 四方岩屈(窟ヵ) 入口せは 太閤 是を佐 天

山之口地蔵菩薩、 江申来る、 ŋ ニ願望申上、 大御所様御腰之辺御腫物出来御難儀之故、 吉貴公御側にせいざんと云者右之地蔵 大御所様御平愈也、 本は二本松馬場ニ御座有けるとな 其後彼地蔵を 此方

御尊敬有之、二本松より山之口へ御移シ被遊、

結構

大玄院様御小姓ニ渋谷甚八殿とて性急成生付也、 時御秘蔵の御茶碗御納戸江甚八を取ニ ニ御建立有之たると也

御遣被遊

H

或

秘蔵之

るに、道にて取落し打破り其段申上けれハ、

二被遊 惟新公加治木二被成御座、 御意也、 聞 茶碗を持参候様ニと甚八江被仰付、 物也しに惜敷事をしたりと有 大坂既に落城也、 弥右衛門御小姓ニ而御前江相詰候処、 人遣せハ、最早其人は役ニ不立也、 り候ハ、又怪我可仕、 や〈一甚八を可遣、 御出、 其時甚八余りの難有さに落涙被致候と也、 気を 残念成事也、 御覧せられけるに、 余人参り可然旨被申上を 大坂一乱之節、 壱度麁相を致たりとて余 身共かいらハとの 御意ニ而、 甚八参候得と 御側衆、 扨々残多事也、 毎夜御掾 或時星 又別 甚八参 の御 御 Щ

惟新公加治木江被遊 御意也、 山伏にて被遊御座候と也 此事星山氏折々噺有之候と也、 御 座候節、 鹿児島中 惟新公は 江 御 触

惟新公御年寄られ御徒然ニ被

折々有之、

其趣は、

遊 木江参上仕、 御座候間、 願申上候様ニとの御触也、依之志シ有 誰ニ而も御茶進上仕度奉存人は加治

御出可被遊候、 之人ハ誰に不寄加治木参上仕御願申上候得ハ、成程 何日の日か、朝か晩かとの御尋有り、

夫こそ 鹿児島江夜明ニ御着有之様被遊事度々ニ而候と也 仰出、其日ニ成候而ハ加治木を七ツに被遊御出 御意次第二可仕旨申上、然らハ朝ニ可仕旨

仰付、 性新公帖佐ニ而木脇休作殿先祖なり に様々の焼物被(補秀)木脇嘉左衛門に様々の焼物被 段々御好二細工被致候由 御好ミの細工焼

御意ニ不叶は忽打破候様ニ被仰付、 能茶碗 茶

入等御見合を以鹿児島の数寄者の衆江拝領被仰付候

調被備

御覧候而、

御意二入たるにハ御判を被為

と也、 仍而当分名物也と云々

壺碑千年回之記 奥州宮城郡市川邑に多賀城と云ふるき跡あり、 大原十兵衛翁貞以作之、

廃帝の比天平宝字六年、 兼鎮守将軍大野朝臣東人此多賀城をたておかれて、 此壺碑といふは、 につほのいしふミとて九尺はかり成石台侍るよし、 聖武皇帝の御時神亀元年、 参議東海東山節度使兼按察 按察使 其所

> るしをかる、 ふミを立られしよし、天平宝字六年十一月一日とし 使鎮守将軍藤原恵美朝臣朝獦、修造せられて此いし かのいしふミには代々の歌ともあまた

ひまれなる妙書にて見雲貞人といふ人かゝれ候よし、 壬戌にあたりて已に千年に及へり、此碑の文字たく (戌ヵ) 侍るならし、年間をかんかふれハ、ことし寛保二年

千とせを経て文字あさやかに少しの闕罅なく、 おもひやるもおこかましき事なから、 て隼人の薩摩かたにありて、はるく一あつまの方を 写しもてあそふ事誰か奇也とせさらむや、予西のは 貞以 世に

水くきの跡さたかにも千とせ経て

さすか残れる壺の碑

千とせふる壺の石文くちもせす 世々につたへてミるハ珍し

秋月等観ハ高城権頭とて 大中様御代入来院 (重乗) (貴久) 氏なと一性にて御敵対申上、不叶して薩州を出奔し、 東郷氏より、 長門に到り雪舟の弟子ニ成り出家したる人也、 姓の面々安穏被召置候、 権頭儀討死ハ不仕候付、 定而出奔仕候 其後

半と存候、

付而

ハ尋出シ

奉存、 にて 姓の面 に罷 林奈休なと若き時にて此事聞、 大形是也と静隠様御咄也 の物を被求ける、 絵本大形是に被譲候と也、 と云人、雪舟の弟子にて絵を書けれハ、 被仰出、 此表今度御手入たる事なれハ、直ニ爰に罷在 成り共望次第可被召置由 御目見有けるに、 秋月悦ひ帰国有けるに、 焼酎呑にて絵本とも悉く焼酎に代るよし聞へて、 在 思召次第被仰付可被下旨被申上けれハ、 出家仕候上者居所二物数寄無御 大中様庄内表江被成御座候付、 々安穏ニ被召置候間、 由 庄内ニ被居候と也、 被聞彼国に至り、 鹿児島ニ秋月筆の絵本の懸物有 最早被思召残儀無之候間、 其比は庄内御手ニ入ける時 等賢より二三代跡の寿福 最早被思召残儀無之、 御意也、 庄内の山伏寿福坊等賢 帰国可有と被言けれ 庄内江態と行て様 秋月別 坐候、 彼所へ参り 秋月所持 而難有被 可然と 何所, 何所ニ 然者 0 成 *)* \

壺井安左衛門と云古実者、小町の出立ハ不知事なり、 (故カ) 小野小町の絵、平生の官女の十二ひとへにてハなし、

> 雪村は野州宮都宮の人也、 よりも雪村まさる程のもの也と静隠様御咄 舟を離れたるもの也、 る故世是を賞翫す、 雪舟へ随身して絵を被書ける故、 雪舟の弟子にて雪村・秋月車の両輪の如ク、 けると也、 人にて有へし、 如何様申子にて直になし、 ちハやと見えたる物也と静隠様御 上に着たる衣ちはやなるへしと被申 雪村は文通の弟子なる故絵は雪 秋月程ハ不賞、 佐竹氏にて歴々の 可申なと誓て出生したる 雪舟の筆に能似 絵の位は秋 秋月 咄 人なり 也 月 た

列来るへ

しと被申上御免有之、

方々被尋けるに長州

御大老土井大炊頭様御不快之刻、 筈ニ御坐候、 仰けるハ、貴様ニハ天下の御大老の御役にて御坐候 なと一ツ二ツ有ける、 成ける、 の夜着を着、 よりケ様ニ不被成候而ハ、 島にて裏ハ木綿なる夜着を一ツ被召、 病気見舞ニ被参けるに、 御臥具の様子を見申候而驚入奉存候、 其時大炊頭様ハ木綿の薄キ蒲 私式さへ頃日ニハ世上の習ひにて絹布 仕事ニ御坐候、 扨段々の物語有て彼旗本衆被 御心安人成故臥床に御招 下 只今貴様の御臥具を見 々に至り御仕置不相 御心安旗本衆某御 団に表 側に古き衣装 貴様なと ハ 布 届 Ó

されとも彼旗本衆早速其夜より絹布の臥具を改めら成たるか能候、被改替ハ不入事ニ而候と被仰ける、其元抔は当世に生れたる人なれハ、当世のなりに被被れるか能候、被改替ハ不入事ニ而候と被仰ける、非元环は当世に生れたる人なれハ、当世のなりに被とのだるが能候、神政者に対し、

れ候と也

御坐候 伊勢貞昌江 幸の儀ニ御座候間、 此方よりも貴様御事承及、 得御意申度旨具ニ被申入ける、 候事悦存候、不苦候ハ、道中江戸迄御同宿仕、 拙者ニも江戸江参候、 方より使者を以被申けるハ、 宿にて枕を並へ物語被成たると也、 るに草津の駅にてか同駅に止宿ありけるに、 本半助とて名高キ人有り、 ハ、得貴意度存候処、 戸江御登り候に、 道中御同宿可仕旨被仰、 兼而貴様御事承及候、 御近付二成度存罷在候、 此人も同く江 伊井兵部様の御家老岡(ママ) 幸此度同時二江 此度江戸江御越之由 兵部殿より返答二、 其時兵部殿ハ 戸江被登け 毎夜同 能序も 半助殿 戸 得と 江参 薄

ると也

二而 △ 半助殿江家来の申けるハ、兵部殿ハ承及より ^{館所蔵本より補)} 候、 是も其上に衣裳壱ツ二ツ被着けると也、 被為着候、 分成事ニ而候かと申けれ 御坐御敷被成候に、兵部殿ハ蒲団を御敷候、 ハ御老中の御評席ニも出る程の人なれハ、 *7* \ 勝れたる人にて候、 然とも一事過分成事を見及申候、 半助殿ハ寝御坐ニ木綿の夜着一ツにて、 召仕の者ニ至迄尋常の事ニ而 ハ半助殿被聞候而 貴様なとハ寝 「其後江戸 (鹿児島県立図書 身共とは 兵部殿 是か過

然とも仏法の事を問に、是計すらくくとは不被成け而も風雅の道にても、何事を問てもくらからぬ人也岡本半助人に語て云、貞昌は軍法の事にても儒学ニ

夫程の違ひは可有事也と被申けると也

綿はうると被問けれは、 西行法師諸国修行之時、大隅正八幡大菩薩、西行は のるに、西行通りて是を見て立寄、女に向ひて、その るに、西行通りて是を見て立寄、女に向ひて、その るに、西行通りなれは御対面有度哉思召けん、女体 のるに、西行通りで是を見て立寄、女に向ひて、その るに、西行通りで是を見て立寄、女に向ひて、その

山川の瀬にすむ鮎の腹にこそ

き木綿薄団に木綿の夜着一

ッ、

着抜の衣裳なと少々

や屋久島に被遣、

後帰郷にて渋谷伴松と云ひける、

惟新公は千利休より茶之湯被遊

御伝授候、

白浜覚

候処、

或時諸士之馬

御上覧有けるに、

伊予殿

弓

故蒲生へ弓法相残候由也、

其後

御対面有之被相勤

左衛門殿御側ニ被勤御相伴弟子也、

此人如何成故に

うるかといえるわたハ有け n

詠給ふ松ありと云々、 事諸書に見えす、 咄は于今国分にて申伝ふるよし、 と宣ひけれは、 西行閉口して通り給ひけると也、 然れとも阿久根の内ニか西行の歌 当国ニ西行修行 此 0

ŋ 古法眼元信は信長公の時 置訳にて画工の家に成たると也、 狩野家と云、 共に信長公の近臣也、 元信の子松栄、 信長公没落の以後、 其子州信永徳より 相州耳縄の城主也けるとそ、 の人なり、 画工 雪舟は正信 武士にて者難被立 父正信并元信 の家ニ成ル、 時代

牧仲左衛門殿 りと牧氏静隠様江物語なり、 被仰けると也、 又詞書を無用ニせよ、 られけるに、 二首ツ、見せよ、三首とハ多過たり、 通躬公の御門弟にて度々歌御覧ニ入 詞書ニ者至て子細の有事也と見へた 詞書の心は歌にてしる、也と

> 今渋谷次郎左衛門殿先祖 也 ひ、

も過候ハ、可被遊御逢由被仰出けれハ、 上候付、 而 も無之賦ニ候へ 何故御出候と被仰けれハ、 玉川伊予殿は東郷作太夫殿とい の宅へ被参候、 兵部殿、 私を御礼ニ進し被申候故只今参り候也と被申けれ 中納言秀家 被来に被為行逢候、 被為参候に、 とも書付ニ見えたる共云、 候間、 先御対面無之、 先三年計も過候而御対面 扨ハ左様ニ而候歟、 左衛門坂ニ而伊予殿白木の弓一 御家之御高恩不浅、 家久公此儀被聞召上、 兵部殿兼而御存知候歟、 直ニ拙者所へ 蒲生へ被 伊予殿答に、 伊勢貞昌歳暮に福昌寺ニ 然ハ此方へ御存知之人 御出可然とて貞昌 御礼可申上様無之、 可被遊由貞昌被申 又玉川 召置候と也、 主人字喜多 新参之人ニ 年頃三ケ日 休右衛門 張持て 何所 夫

n 馬の達人と聞得たる人にて新参之人なれ の被乗馬に賦置けるに、 時の別当の計らひにて究竟のあれ馬を撰ミ伊予殿 伊予ニハ何馬を乗せ候そと 御厩よ

りも無人也、 伊予は新参にて巣より落たる鳥のことくかゝりすか 迷惑をさする様の儀不可然 御召之

御尋有けれハ、彼馬と申上けるに、其馬はあれ馬也、

扨厥後伊予殿、彼馬は別而宜御馬也けるよし咄被申 内何と云馬を乗せ可申由被仰出、 其馬ニ被乗候と也

けれハ、件の事知たる人、ケ様~~の事也けると語

最早此御国に

迄ハ後々は帰国可有所存也し由、 て身命をた、ミ申にてこそ候ハめと仰候と也、 りけれハ、伊予殿涙をはらくくと流し、 其時別当は御役御 其前

事有之、 免か屹と御咎め被仰たるとなり、 屋形江人々つゝきけるに、 伊予殿新参之節火 伊予殿は真先ニ

駈付、 を堅め可申、 御門の橋に被居、私ニ者新参の者也、 各は 御城内江御入候而御働き候 御門外

7 御城内江者不被入候と也

京極兵部高門雅丈は中院内府通茂公和 絵に写し懸物にして内府公 歌の御門弟也、

或夜蛙三ツを夢に見て、 むと所望被申けれは、 ニ御讃を願はれしに、 此人の居宅の号三蛙軒と被名付し其謂有けるとそ、 三の蛙を御詠に詠入て給はら 古きものに御覧しける事もな

> 事ニもあらねハ静に被遊御覧、思召出させ給は 遊され下し給はんとて上られしに、三年過て色々御 けれは叶間敷と被仰、 懸物をかへし給ふに、急キ申 ん時

望被申上しかハ、三年過て以上六ケ年めに御讃被成 覧し被合しか共思召よらせ給ふ事なしとて御かへし あそはし、其内若此懸物紛失候とも不苦とて再三所 有しに、幾年経候とも被指置思召出し候はんする時

校城賛被語けると也、 被下けると高門直に物語有けるを承ける由 其御讃 0 御歌 田 浦

おもへ人ミつの蛙の声もその

狩野尚信、 おのかうへなる大和言葉を 初は一 信と云ひける、

画少々能成て家信

後に尚信と改む

鐘馗・龍・真の山水、 れたるもの也、 就中鐘馗は狩野家の流にてハ不宜 雪舟の得もの也、 此三ツは勝

静隠様御咄なり

新納又左衛門殿小幡勘兵衛殿江軍法稽古之時、 之一巻書写有之、(軍書脱力) 巻物之取仕立結構にして勘兵衛殿 伝授

江持参成され、奥書被成給候へとの事也、

勘兵衛殿

主より

御

使有り、

今日老母の賀祝之由

被聞召

候

付

島津兵庫久住

懐紙被遣

由

= 加

酒肴御添被遣ける、

為春頂戴ありて

日高為春老母の賀を祝せられけるに、

兵衛殿 れは、 也、 物本から末迄さら 噺有之候よしにて静隠様御噺也 様に箱入にして所持被成けると也、 迄相済候と也、 入候へ、 如何様考違書損候にてこそ候はめと被仰け 頼と写ニ有之候、 是を披き本書と校合被成けるに、 扨又左衛門殿殊之外迷惑にて又清書有之、 又左衛門殿、 気か入ぬ故此通ニ而候と大に御しかり候と 側に有之候硯を引寄筆さしぬらし、 右の書損の書も後の清書の巻物と同 為何事にてケ様に御書候そと仰け (と墨を引被為消 是は近比以無調法之事ニ 秀吉と有る処を秀 伊 東一 :候 闸 れは、 空老度 写の巻 而 気を御 奥書 勘

申は 観禅院原門堂八重桜、 御 幸ならせ給ひしに谷底に此桜あり云々略ス、 名樹有 心 の色に染む花なかりき、 聖武帝春毎に殊更桜を愛し尋求め給ひけるか、 ŋ 世人東円寺桜といえるハい 此 所に八重桜とて天下無双之 或日三笠山の か 奥に 此桜と 御

> たるとて静隠様 講ける、 枚を講せられ、 申格別の を構シ申筈ニいたし置候、 よませ給ふと被講ける、 兵庫様 儀 = 加 候間 其後余多の 0 、物語也、 御懐紙 此一 小 短 冊 懐 枚を私構 然共此御懐紙は御 森 を被詠候時、 紙は兼而 Щ 其座に在て感心 :シ 可 被頼 申 詠 置候人被 迚 先此 の字を 人体と

満坐の輩江向ひ、

存寄も無之、

兵庫様

より御懐紙を

被成下候、

合ニ而

兼

而何某殿江頼

今日

|之和

瀬戸の茶器は元祖を藤四郎と云、 道元禅師入唐に流の時の時 渡脱力)

ŋ

焼物の

稽古せんとて供して渡り、

帰朝し

尾

張

0

当時唐と

戸 懐にして作たる焼物を祖母懐と云、 戸に居住し焼物をしけるに唐に不違物也、 云茶碗は大形藤四郎也と云、 ,の土見付て用ひけると也悪敷 成 ŋ 藤四郎過て後家稚子を 鳴海に相応の 其後代々経て 土 有

之故鳴海に釜を直しける、 是を鳴瀬戸と云、 其後釜

寄合の釜に成り段々茶器を御焼せ候、 筋にてケ様の細工 を太して茶器に不限諸物を焼ける、 其後大名衆も茶器無不足故釜荒候処ニ、 仕事無念の事也とて、 名物の 是を大名金と 諸大名より 瀬 尾州 戸 の手

393

段々茶器御焼せ候、是を御庭釜と云、是迄にて瀬戸おしき事に思召、釜を御庭に直され、御下知にて

無名抄 鴨長明作抜書 (5 成のもとにおもふとちさしあ一雨のふりける日、ある人のもとにおもふとちさしあすをのすゝきと云はいかなるすゝきそなといひしろふ程に、ある老人の云、わたのへと云所にそ此事しりたるひしりありときゝ侍りしかと、ほの (〜 言出たりける、登蓮法師其中に在て此事をきゝて詞すくなになりてまたとふ事もなく、あるしに、ミのかさなになりてまたとふ事もなく、あるしに、ミのかさなになりてまたとふ事もなく、あるしに、ミのかさなになりてまたとふ事もなく、あるしに、ミのかさなの打き、わらくつさしはきていそき出けるを、その打き、わらくつさしはきていそき出けるを、人々あやしかりて其故をとふ、わたのへにまかるな人々あやしかりて其故をとふ、わたのへにまかるな

也、古集なとにたしかにミえたる事はなけれと、 うなりと云こ、ろ也、ますわうの薄といふへきを言 そをのいとをくりかけてと侍るとよ、いとなとのミ 歌のならひ、 葉を略したる也、色ふかき薄の長くなへしたれたる 麻の心也、これハ俊頼朝臣の歌にそよミて侍る、 寸の鏡と書けるにて心うへし、まそをの薄と云は真 くさ侍る也、ますをの薄といふは穂なかくて一尺は き、ていミしふ秘蔵しけり、此事第三代の弟子にて とはかり言すて、いにけり、いミしかりけるすきも つねの事也、人あまねくしらす、ミたりにくへから たれたるやうなる也、 かりあるを云、かのますか、ミをハ、万葉集には十 る也、ますをの薄・まそをの薄・まそふの薄とて三 つたへならひて侍る也、此薄同しさまにてあまた侍 の也かし、さてほいのことくたつねあひて、とひ かやうのふるき事をもちいるも又よの まそふの薄とハまことにすわ

かりて一宿仕りたる事侍りき、所の有様、井手の流ある人かたりて云、ことの縁ありて井てと云所にま

きなから、さるにても雨やめて出給へといさめけれ

す、

は、いてはかなき事をものたまふかな、いのちハ我

も人も雨のはれまなと待ものかは、

何事もしつかに

ときって、

年比いふかしくおもひ給へし事をしれる人あり

いかて尋ねにまからさらんと云、おとろ

らす、田つくるには草を入たるかよくいてくると申 盛りには、こかねのつ、ミなミをつきわたしたらん 手川のミきわにつきてひまもなく侍りしかは、花の 侍りし、それをさやうに申置て侍るにや、又かの井 る山吹むらく、見へ侍りき、其花のりんハこかわら そと尋侍りしかハ、さる侍り、かの井手の大臣の堂(^{事脱カ)} て、なにともなくかりとり侍りし程に、今は跡もな ふかひなく侍る事は、かく名高き草とて所もおき侍 れを申けるにか今わきかたく侍る、たゝし下郎のい やうにて、他所には勝れてなん侍りし、されはいつ けのおほきさにて、いくへともなくかさなりてなん ハーとせやけ侍りにき、其前におひた、しく大きな 名になかれたるを、いと見え侍らぬはいつくにある しのこともたつね侍りしつひてに、井手の山吹とて なをさりの事とはミヘす、わさとたてたるやうにな 丁計さのミやハとをくたてをきけん、石ことにたゝ とわりなれと、河にたちならひたる名なとも、十余 たる体心も及侍らす、かの井手の大臣の跡なれハこ ん侍し、そこに古老の者侍りしをかたらひて、むか

かたり侍し、 Δ 此事心にしミていミしく覚へ侍りし児島県立図書館所蔵本より補) 見きまとすますでです。 かと、其後とかくまきれていまた尋侍らすとなん ▽ (me 侍らす、つねに水にのミすミて夜ふくるほとにかれ もたかひ侍らす、されとかわつと申かへるハほかに す、かの登蓮か雨の日にいそき出けんには、たとへ てなん侍る、春夏の比必おはして聞給へと申侍りし かなきたるハ、いミしく心すミものあはれなる声に るのやうに、あらハにおとりありく事なともいとも きやうにて、いと大きにもあらす、よのつねのかへ やうある事にて侍れ、よの人おもひて侍るハ、たゞ くなん成て侍る、夫にとりて井手の河つと申事こそ ミたりとも、心と、めてきかむと思へハ人もすくな とひおのつから事のたよりありてかしこにゆきのそ なくなん、是をおもふに、今より末さまの人は、た ミかなはすしておもひなから、いまたかの声をきか かと、かひなくミとせにはなり侍りぬ、年たけあゆ かへるハミなかわつと云そとおもひて侍るめり、そ ハさらに侍らす、たゞ此井手河にのミ侍る也、色黒

かるへし、人のすきとなさけとは、とし月にそへて

一長明の歌

ふりかへてけりけさの白雪 ^(初カ) 時雨にはつれなくもれし松の色を

あまりにはりなくわかせる程に、かへりてミ、とま後恵難して曰、た、つれなくミへしといふへきなり、

るふしとなれる也と云々、

は、めのかけられてかれにことひひとつせられぬといまの世には頼政こそ上手なれ、かれたに座にあれいまの世には頼政こそ上手なれ、かれたに座にあれいまの世には頼政こそ上手なれ、かれたに座にあれいまで位入道云、俊恵は当世の上手也、されと俊頼

おほゆる也

し、誠に秀歌の出くるも、ことハりとそおほへ侍り歌に成りかへりて、つねに是をわすれす、心にかけの散り、葉の落、月の出入、雨雪なとのふるにつけの散り、葉の落、月の出入、雨雪なとのふるにつけの散り、葉の落、

うち詠し、よきあしき理りなとせられたるけしきも、擬作にて有けるとかや、大かたの会の座に連りて歌し、か、れは然るへきとき名をあけたる歌とも覚へ

俊恵云、五条三位入道のミもとにもうてたりしつひの有座にては何事もはへあるやうに侍りし也、

ふかく心にいれる事とミへていミしかりし、かの人

てに、御詠の中には何れかすくれたりとおぼす、人

まさしく承らんと思ふと聞へしかハ、はよそにて様々にさたし侍れと夫をハもちひ侍らす、

夕されハのへの深草身にしミて

うつら鳴也深草の里

是をなん身にとりておもて歌とおもひ給へるといは

おもかけにはなの姿をさきたて、れしを、俊恵又いはく、世にあまねく人の申侍るは

いくへこえきぬ峰の白雲

ミつからハ、さきの歌にはいひくらふへからすとそいさよそにはさもや定め侍らむ、しり給はす、なをこれをすくれたるやうに申侍るハいか、ときこゆ、

侍しかと、かたりてこれをうち (~に申候ハ、彼歌

の大事にこそあはざりつれとそ語られける、

九十計

なきうらミけれは、亭主いはんかたなく、かバかり

は身にしミてといふこしの句の、いミしふ無念におは身にしミとあさくなりぬ也とそ、其次に我歌の中にむけにことあさくなりぬ也とそ、其次に我歌の中にはおにことあさくなりぬ也とそ、其次に我歌の中には、

みよしの、山かきくもり雪ふれハ

ふもとの里は打時雨つゝ

かたり給へとそ、おほつかなくいふ人もあらハ、かくこそいひしかとおほつかなくいふ人もあらハ、かくこそいひしかと

首になされたりけるとそしるし侍事にこそ、

と判者のもとにまふて、、まめやかに涙を流しつ、 清輔朝臣判者にて道因か歌をましたりけれは、わざり住吉へ月詣したる、いと有難き事也、ある歌合にり住吉へ月詣したる、いと有難き事也、ある歌合にがちよば記入道ならひなきもの也、七道脱り

に成て耳なともおほろなりけるにや、会の時は殊更 に成て耳なともおほろなりけるにや、会の時は殊更 なくき、けるけしきなと、なをさりの事とは見えさ なき、千載集撰れ侍りし事は彼入道失て後の事也、されとなきあとにも、さしも道に志深かりしもの也 されとなきあとにも、さしも道に志深かりしもの也 とて優して十八首を入られたりけるに、夢の中にき たりて涙を流しつ、よろこひをいふと見給ふなりけんは、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れは、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れば、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れば、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れば、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れば、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れば、事にあハれかりて、いま二首をくはへて二十れば、事にあれた。

程の人をは又もとよりめされす、かゝれはまさしくおの歌に皆すかたをよミかへて奉れとて、春夏ハふとくおほきに、秋冬はほそくからひ、恋旅はえんにやさしくつかふまつれ、これもし思ふやうによミおほせすは、其由をありのまゝに申上よ、歌のさましれるほとを御覧すへきため也と被仰たりしかは、しれるほとを御覧すへきため也と被仰たりしかは、いミしき大事にてかたへハしたひす、心にくからぬいましき大事にてかたへハしたひす、心にくからぬいました。

其座にまいりてつらなれる人、殿下・大僧正御房・

定家・家隆・寂蓮・予とわつか六人そかし、 愚詠に

ふとくおほきなる歌に、

雲さそふあまつ春風かほる也

たかまの山の花盛りも「か脱カ」

うちはふきいまもなかなん時鳥

卯花月夜盛りふけゆく

ほそくからひたる歌

てるとしもなき初秋の空

よゐの間の月のかつらの薄もミち

さひしさは猶残りけり跡たゆる

落葉かうへに今朝ハ初雪

ゑんにやさしき歌

しのはしよしほりかねつとかたれ人

もの思ふ袖の朽はてぬまに

旅衣たつあかつきのわかれより

しほれし果やミやきのゝ露

つくしのしまど、云所にかよふもの、、事のつひて 薩摩のほどいづれの国とかや忘れたり、大き成ミな にかたり侍りしハ、つくしにとりて南のかた大隅

> 月にたつをハさなミとなん申侍るといひき、う月・ と侍り、そこには四五月にはあけくれ浪たちて、 つまるまもなし、四月にうつをはうなミといひ、五(ヒカク) L

さ月と云故にや、いとけふある事なり、

橘為仲任はて、のほりける時、宮城野の萩をほりて

京へ入ける日は二条大路に是を見ものにして人多く 長櫃十二合に入て持て登りけれハ、人あまねく聞て、

集りて、車なとも余多たちたりけるとそ

古人云、かなにものかく事は、歌の席は古今のかな(タテカ) 和歌のことバ、伊勢物語并後撰の歌のこと葉をまね の序を本とす、日記おほか、みのことさまをならふ

おもはへてかくへきなり、

ぶ、物語は源氏にすきたるものなし、ミなこれらを

無名抄書抜終

御家ひらのかたつきの

御茶入は、太閤秀吉公薬用

御茶之湯有之候、其時此形付之茶入 之湯を被成、 惟新公を御招有り、 手自の手前にて 惟新様殊之外

のためとて 惟新公江虎狩之儀を御頼被成候節、茶

御誉被遊候得ハ、太閤、此茶入貴公江進せ可申と被

思召上候へハこそ

御脇差を近く被

召置に、

盲目

移ける時

御頼 故、 仰 御宝物にて有之候也、 らハとて御戴き被遊候、 御辞退被遊候得とも、 被成、 今は繕て有也と静隠様御噺也 惟新公、 御領掌被遊候と也、 太切の御道具の儀ニ候へハ難申受と 桜田御屋敷御回 平に御取候へと有之、 其上にて ケ様成物故 太閤虎狩之事を 禄之時焼ケ候 左様な 御家の

と也、然に宗古を被為召時は 御脇差を御側近く被女中方なと被成 御招候折も、毎度宗古を被為召候御咄伽に被相詰候、何そ御酒事有之、御一門方・御寛陽院様御代、羽田宗古と云人被成 御拘候、常に

置候が、宗古を被為召時ハ則御脇差を近く御寄せ被ハ、御一門方御寄合之節、御脇差御側近くも不被召召置候、此事御側の若輩の衆、風と宗古江咄被申候

扨々左様ニ而候哉、近比以難有次第にて候迚しきり遊候、不思儀之事也と無何心申候へハ宗古被聞、

而御座候処、盲目と不被 思召、目の明たる人と被に難有被存候そと被尋けれハ宗古、私事ハ御抱者ニに落涙被致候を、側に在ける人々、いかなれハ左様

遊儀至極難有奉存候と被申けると、美代五郎兵衛其同前の私を目の明たる人と被 思召上、 御用心被

時分勤にて被聞たると静隠様御噺也、

にて御茶進上有之けるに、佐渡殿殊之外せき被申、北郷佐渡守久加 惟新公江御成を被申上、自分手前

手振ひ茶入之口に茶杓入不申候付弥せき被申、

兎

角

申上、扨茶に取付れ候へハ、せきもおさまり首尾能て敵合之節もケ様にせき申たる儀ハ無之候ひしと被可被致様無之、茶杓を取直し御前へ向ひ、朝鮮国に

被仕廻候と也、殊勝の事也、

三う 、ことにけれよ、三つ 、ことには、御亭近衛様か九条様の御宅江御見舞被成たりしに、御亭

主あくびを被成けれは、

紅葉せぬまに秋ハ来にけり、さ、らはいとまもふして立田

Щ

御亭主返し、

秋の田のかり穂の跡に草はへて

慈徳院様被遊 御逝去、七月十三日福昌寺へ被遊(宗信) さらにいねとハおもハさりけり

静隠

御

近く見し昨日のうつ、今夜より

遠き夢とそ君をしのはむ

八月十五夜に曇けれハ、

国人の涙をそへて此秋

半の月もなをくもるらし

と御意有けれハ、壱人走り行て乞けるに、初桜ニ而咲て有けるを御覧有り、御供の中に、一枝折て参れ中納言家久様佐夜の中山を通り給ふに、初桜の一本

意にて、花四五輪の小枝を一ツ折給ひ、余ハ人の見したり、身か申付様のくわしからさる故也との 御り公に奉けるに、 御覧あり、扨々こゝろなき事をにても取給へと云に、嬉しく大枝一ツ折て走り持参

部金一切出しわりなく乞けれハ、此金二悦ひ、幾枝(タラク)

候へハ与ふる事叶はしと主のいひける、詮方なく壱

未叶ひ候はす、いかゝ申て祈候ハゝ早く遂可申哉、敷にくしとおもふ男有りてとり殺さんと祈候へとも敷にくしとおもふ男有りでとり殺さんと祈候へとも牛根歟の女、川田駿河殿所へ来りて申けるハ、我久

武運長久と申て祈るへしと申されける、女悦ひ帰りそ祈様の有事也、其にくしとおもふ男の名をとなへ、是を尋申さんため参りて候と云、駿河殿被聞、夫こ

おしへつるに、にくしとおもふ一念の通る処は同事河殿、是我一生の過り也、ものしらぬもの故ケ様にハ近き比本望達候、御礼に参り候と申て帰ける、駿ける、其後程経て彼女又来り、御教のことく祈けれ

也とて、殊之外後悔有けると也、

島津主水殿先祖他国へ御使者ニ被遣けるに、

土岐

0

ハとふも不成合儀有之、島津何某と御名乗候、扨御性にて外様家成るに、此使者ニ付島津を不名乗候へ(鮭ガ)

幾重ニも御断奉存候、然とも御成合不宜候付、是非候、 御免をも不蒙、自分の働にてケ様の儀仕候儀帰候而、ケ様~~の訳にて御家之 御名字を名乗申

聞召通、殊之外御褒美にて直ニ島津を名乗候様にとニ不及仕合御坐候間、切腹被仰付度旨御願候処、被

被仰付、于今島津の家也とそ、

薩州山門之院と申は、出水・野田・高尾野也、

十訓抄抜書

天智天皇世につゝしミ給ふ事有て、 用心をし給ひけれハ入来の人かならす名乗をしけり 橋を用ひ萱の軒をきらさりける例 さす宮作も倹約なるへきとの由也、 とて北野の斉場所につくる、 殿と云、 倉と云所の山中に黒木の屋を造ておはしけるを木丸 (倉や木の丸殿に我お 円木にて造る故也、 n 今大嘗会の時黒木の屋 彼時の例也、 也、 筑前! 唐尭の宮に土 扨彼木丸殿は 国上座 民を煩 蔀 0 朝

俗 ŋ めてたく曲也、 れけるにうたひそへられけると也、 是天皇の御歌也、 の曲にうたひけるを、 其国此風俗ともえらひ給ひける時、 名乗をしつ、行はたか子そ 是を民とも聞と、 延喜帝神楽の歌共くわへら 朝倉にとりてハ めてうたひ初 筑前国の風

な出り

御家は 種子島弾正殿栖林老御勝手方御家老御勤之折、(《巻) 下司 皆下司有たる也、 にて皆名に下司を被用たり、 7無用 頼朝公よりの古き 仰出、 御系図にも皆下司書載有之事也 其以後下司なし、 正保年間 御家故、 昔 昔より有来通 ハ何となく 吉貴公より 御用

> 候間、 候、 可 知事ニ而 間 申 様にも被仰付、 取候人は、 も可被仰付事ニ者候へ共、 付哉之旨被相伺候 人衆被罷出、 神候間、 候、 **樽は洗ひ候而用ニも** 御払物ニ 左候 上にハかゝらす候付、 ケ様成もの御払物ニ被仰付候儀不吟味 候、 たとへ毒に当り候とも自分の無調法ニ 右醬油は捨させ候而可然候、 申請被仰付、 被仰付可然哉と吟味仕候、 ハ右醬油御 此内御春屋へ雷落候処に醬油樽 尤二候と被仰候と也節小坊主ニ而承候と ヘハ、 弾正との聞召、 可立候間、 用ニハ相立不申 若も毒当りなといたし候 若雷之毒ニ而有之候も不 取捨候様に被仰 払物ニ成とも 子舎ニ 捨候上夫を 尤、 如 何 渡可 左様ニ 御 の事と ニニ落入 可 被仰 座 何 而

而

著聞集にあるとか、 か、 勢ニ参り 方ハ内の人かと御尋候へハ、 静隠様筑後松か崎に宿し給ひけるに給仕の女に、 は西之海に陰をさし、 枯て其跡一郷と成り、 候、 在 所ハ豊後の楠と申所にて候と云、 昔豊後の国に楠 夕日には四国に陰をさしたる 所の名を楠と云所有り、 (V) や此家の親類にて加 在り、 朝日影に 其 其

とこたへけると静隠様御咄也、真丸なる所にて候、其岩るが四方岩石にて取廻し、真丸なる所にて候、其岩のの石は其木の根なり、久しき事にて皆石に成りしたりけるに、其木枯にけれハ其跡一郷となりぬ、したりけるに、其木枯にけれハ其跡一郷となりぬ、たると申伝へたり、此故に所の名をもくすといふ也たると申伝へたり、此故に所の名をもくすといふ也とこたへけると静隠様御咄也、

所ハ如何成所かと御尋候へハ、人数も余程居候処な

文化十一竜集甲戌菊月改書之、
用之御方者、御覧御済次第早速御返可被下候畢、
用之御方者、御覧御済次第早速御返可被下候畢、
宏之以窃写置之畢、猥不可許於他出者也、若御借
を名浦能浪、深雖秘蔵之、木村家之外族山城何某

名時行名時行

安政三丙辰之年写

顧 と 料編さん 編資 学芸専門員 室調 委 副 館 鹿児島県歴史資料センター黎 査史料 料 館 員查 長室 長 長 員 東京大学 橋 池 中 崎 栗 福 灰 塩 原 九 玉 堂 \mathbf{H} 鹿児島大学名誉教授 州 民俗博物館元館長立歴史 大学名誉教授 \Box 田 野 山 林 永 床 満 満 隈 \Box 編纂所所長 健 文 正 麻 尚 徳 義 幸 郁 正 崩 館 樹 美 子 文 夫 郎 博 子 夫 守 泉 尾 佐 \equiv 宮 春 藤 安 Ŧī. 山 﨑 藤 藤 味 地 家 Ш \Box 木 義 直 光 宏 克 正 浩 人 穂 男 之 靖 保 夫 人 樹

鹿児島県史料

名越時敏史料八

平成30年3月16日 発 行

非 売 品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館 発行 鹿児島県 印刷 渕上印刷株式会社